

立川市地域防災計画  
(令和8 (2026) 年4月修正)

原案

立川市防災会議

#### 想定地震について

今回の想定地震について、立川市内の被害が最大となる「立川断層帯地震」を採用しているが、立川市では東京都が令和4（2022）年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」のデータに基づき選定している。

「立川断層帯」については、複数の研究結果があり、市としてもその結果については承知している。しかしながら、地震調査研究推進本部が見解（平成15年評価）を変更するまでには至っておらず、東京都においても、地震調査研究推進本部の見解を採用している。

「立川断層帯」については、これまでいろいろな調査が行われたたくさんのデータも出ているが、わかっていないことも多いため、市としては今後の国や東京都による見解を注視していく。

# 立川市地域防災計画 目次

## 第1部 総論

<b>第1章 計画の策定</b> .....	<b><u>3</u></b>
第1節 計画の目的 .....	<u>3</u>
第2節 計画で扱う災害の範囲 .....	<u>3</u>
第3節 他の計画との関係 .....	<u>3</u>
第4節 計画の修正 .....	<u>4</u>
第5節 計画の習熟 .....	<u>4</u>
<b>第2章 防災機関の業務大綱</b> .....	<b><u>5</u></b>
第1節 立川市 .....	<u>5</u>
第2節 東京都関係機関 .....	<u>6</u>
第3節 指定地方行政機関 .....	<u>6</u>
第4節 自衛隊 .....	<u>7</u>
第5節 指定公共機関 .....	<u>8</u>
第6節 指定地方公共機関 .....	<u>10</u>
<b>第3章 市の概況</b> .....	<b><u>11</u></b>
第1節 自然的条件 .....	<u>11</u>
第2節 社会的条件 .....	<u>16</u>
<b>第4章 業務継続計画（BCP）の役割</b> .....	<b><u>26</u></b>
第1節 業務継続計画（BCP）の目的 .....	<u>26</u>
第2節 市の業務継続計画（BCP）等の推進 .....	<u>27</u>
第3節 事業所の業務継続計画（BCP）の策定 .....	<u>27</u>

## 第2部 防災・減災計画

<b>第1章 計画の主旨、基本的な考え方</b> .....	<b><u>31</u></b>
第1節 防災・減災計画の位置付け、主旨 .....	<u>31</u>
第2節 防災・減災計画の基本的な考え方 .....	<u>32</u>
<b>第2章 被害想定と減災目標</b> .....	<b><u>33</u></b>
第1節 東京都防災会議による被害想定 .....	<u>33</u>
第2節 減災目標と対策 .....	<u>43</u>

<b>第3章 市民・地域、事業所等と行政の役割分担</b> .....	<b><u>48</u></b>
第1節 建築物の耐震化や市街地等の整備 .....	<u>48</u>
第2節 被害を軽減するための取組 .....	<u>49</u>
第3節 避難・誘導 .....	<u>51</u>
第4節 避難所の運営 .....	<u>52</u>
第5節 復旧・復興活動時の対応 .....	<u>53</u>
<b>第4章 防災・減災への取組</b> .....	<b><u>57</u></b>
<b>第1節 災害に強い都市（まちづくり）</b> .....	<b><u>59</u></b>
第1項 市街地の安全対策 .....	<u>60</u>
第2項 道路・橋りょうの整備 .....	<u>63</u>
第3項 オープンスペースの確保 .....	<u>66</u>
第4項 ライフラインの整備 .....	<u>69</u>
第5項 河川の氾濫、浸水対策 .....	<u>73</u>
第6項 公共建築物の耐震性の向上 .....	<u>76</u>
第7項 民間建築物の耐震性の向上 .....	<u>77</u>
第8項 建築物内部の安全性の向上 .....	<u>79</u>
第9項 屋外空間の安全対策 .....	<u>80</u>
第10項 復興事前準備への取組 .....	<u>82</u>
<b>第2節 市民・地域の防災力の向上（人づくり）</b> .....	<b><u>85</u></b>
第1項 市民等の意識啓発と防災教育の推進 .....	<u>85</u>
第2項 市民防災組織等の充実 .....	<u>89</u>
第3項 防災訓練の充実 .....	<u>90</u>
第4項 地域と事業所・商店街が連携した防災体制の整備 .....	<u>92</u>
第5項 災害ボランティアの受入体制の整備 .....	<u>95</u>
<b>第3節 市民・地域、事業所等との連携・協働（しくみづくり）</b> .....	<b><u>97</u></b>
第1項 避難行動要支援者等支援対策 .....	<u>97</u>
第2項 避難所の開設・運営 .....	<u>102</u>
第3項 避難誘導體制の整備 .....	<u>108</u>
第4項 食料・日用品・飲料水等の確保 .....	<u>111</u>
第5項 帰宅困難者の安全確保 .....	<u>116</u>
<b>第4節 危機管理体制の整備</b> .....	<b><u>120</u></b>
第1項 初動体制の整備と情報提供のしくみづくり .....	<u>120</u>
第2項 消防力の強化 .....	<u>127</u>
第3項 消防水利の確保 .....	<u>131</u>

第4項	医療・救護体制の整備	133
第5項	災害廃棄物の処理	139
第6項	遺体の収容・安置・埋火葬	142
第7項	消防・警察等との連携	143
第8項	応援協力体制の整備	144
第9項	大規模な事件・事故等や異常気象への対策	147

## 第5章 計画の推進のために..... 149

### 第3部 応急計画 (地震対策編)

<b>第1章</b>	<b>応急活動体制の確立</b>	<b>154</b>
第1節	基本方針と所管部署	154
第2節	災害対策本部の設置	154
第3節	災害対策本部の組織と職員態勢	156
第4節	本部の開設及び運営上必要な資器材等の確保	175
第5節	現地災害対策本部の設置	176
<b>第2章</b>	<b>災害救助法の適用申請</b>	<b>178</b>
第1節	基本方針と所管部署	178
第2節	災害救助法の適用基準	179
第3節	住家被害程度の認定	179
第4節	滅失世帯の算定	180
第5節	災害救助法の適用手続き	180
第6節	災害救助法による救助の実施	180
<b>第3章</b>	<b>情報収集・伝達</b>	<b>183</b>
第1節	基本方針と所管部署	183
第2節	通信手段の活用	184
第3節	情報連絡体制の確立	186
第4節	災害情報の収集	187
第5節	情報の集約・報告	189
<b>第4章</b>	<b>広報・広聴</b>	<b>191</b>
第1節	基本方針と所管部署	191
第2節	広報の内容と方法	192
第3節	要配慮者への広報	193
第4節	マスコミとの連携	194

第5節	被災者総合支援センターの開設・運営	195
<b>第5章</b>	<b>広域連携・応援体制</b>	<b>197</b>
第1節	基本方針と所管部署	197
第2節	広域応援要請	198
第3節	職員の派遣要請	199
第4節	自衛隊派遣要請	200
第5節	他自治体への広域応援	202
<b>第6章</b>	<b>消防活動</b>	<b>203</b>
第1節	基本方針と所管部署	203
第2節	地震発生時の情報収集と活動	204
第3節	消防署（東京消防庁）の活動	204
第4節	消防班の活動態勢	205
第5節	市民・市民防災組織、事業所等の協力	205
第6節	消防隊の応援	205
第7節	火災警戒のパトロール	206
<b>第7章</b>	<b>救助・救急活動</b>	<b>207</b>
第1節	基本方針と所管部署	207
第2節	救助・救急活動	207
第3節	関係機関等の連携	208
<b>第8章</b>	<b>医療救護</b>	<b>210</b>
第1節	基本方針と所管部署	211
第2節	活動体制	212
第3節	活動内容	213
第4節	緊急医療救護所、避難所救護所等の設置及び活動	216
第5節	搬送態勢の確立	217
第6節	特殊医療	219
第7節	保健予防活動の実施	220
第8節	こころのケア	221
<b>第9章</b>	<b>市民と事業所の役割</b>	<b>224</b>
第1節	基本方針と所管部署	224
第2節	地震発生時の市民の役割	224
第3節	地震発生時の事業所の役割	226

第4節	関係団体等の役割	226
第5節	市民・自治会・市民防災組織の役割	227
第6節	地域と事業所の役割	227
<b>第10章</b>	<b>避難対策</b>	<b>228</b>
第1節	基本方針と所管部署	229
第2節	避難情報の発令及び警戒区域の設定等の実施	229
第3節	一時（いつとき）集合場所・避難所・広域避難場所等の指定	232
第4節	避難誘導	234
第5節	一次避難所の開設・運営	235
<u>第6節</u>	<u>特定避難所の開設・運営</u>	<u>237</u>
<u>第7節</u>	<u>二次避難所及び福祉避難所の開設・運営</u>	<u>237</u>
<u>第8節</u>	<u>周辺自治体等への避難者受入の要請</u>	<u>238</u>
<u>第9節</u>	<u>飼育動物対策</u>	<u>239</u>
<b>第11章</b>	<b>学校等の災害応急措置</b>	<b>241</b>
第1節	基本方針と所管部署	241
第2節	情報の収集・伝達	242
第3節	園児・児童・生徒、施設等の安全確保	242
第4節	一次避難所の開設協力	243
第5節	休日・夜間等に災害が発生した場合の園児・児童・生徒・教員・職員の安否確認	243
<b>第12章</b>	<b>生活支援対策</b>	<b>244</b>
第1節	基本方針と所管部署	245
第2節	飲料水、生活用水の給水	245
第3節	食料の確保・供給	247
第4節	生活必需品の確保・供給	248
第5節	支援物資の受入・配分	249
<b>第13章</b>	<b>帰宅困難者対策</b>	<b>250</b>
第1節	基本方針と所管部署	250
第2節	事業所・学校等における安全確保	250
第3節	駅周辺の混乱防止	251
第4節	帰宅困難者の帰宅支援	252
第5節	帰宅困難者等の臨時輸送	252

<b>第 14 章</b>	<b>要配慮者への対応</b> .....	<b><u>253</u></b>
第 1 節	基本方針と所管部署 .....	<u>254</u>
第 2 節	要配慮者への支援内容 .....	<u>254</u>
第 3 節	要配慮者に関する情報の収集及び提供 .....	<u>254</u>
第 4 節	安否確認と福祉ニーズの把握 .....	<u>255</u>
第 5 節	避難誘導と避難所での対応 .....	<u>256</u>
第 6 節	緊急援護の実施 .....	<u>257</u>
第 7 節	要配慮者向け応急仮設住宅等の供与と復旧期ケア対策.....	<u>258</u>
<b>第 15 章</b>	<b>行方不明者の捜索・埋火葬</b> .....	<b><u>259</u></b>
第 1 節	基本方針と所管部署 .....	<u>259</u>
第 2 節	行方不明者の捜索及び調査 .....	<u>260</u>
第 3 節	遺体の処置 .....	<u>261</u>
第 4 節	遺体の埋火葬 .....	<u>262</u>
<b>第 16 章</b>	<b>災害廃棄物処理</b> .....	<b><u>264</u></b>
第 1 節	基本方針と所管部署 .....	<u>265</u>
第 2 節	廃棄物の処理 .....	<u>265</u>
第 3 節	ごみ処理施設 .....	<u>266</u>
第 4 節	し尿処理方法 .....	<u>266</u>
第 5 節	災害用トイレの設置 .....	<u>267</u>
第 6 節	し尿の運搬と処理 .....	<u>267</u>
<b>第 17 章</b>	<b>安全確保対策</b> .....	<b><u>268</u></b>
第 1 節	基本方針と所管部署 .....	<u>268</u>
第 2 節	被災建築物応急危険度判定の実施 .....	<u>269</u>
第 3 節	被災宅地危険度判定の実施 .....	<u>271</u>
第 4 節	防疫体制の確立 .....	<u>273</u>
第 5 節	火薬類、高圧ガス(L P Gを含む。)、危険物、毒物、劇物取扱施設等の応急措置	<u>274</u>
第 6 節	危険動物の逸走時の対策 .....	<u>275</u>
第 7 節	被災地の警備・防犯 .....	<u>275</u>
<b>第 18 章</b>	<b>ライフラインの応急対策</b> .....	<b><u>276</u></b>
第 1 節	基本方針と所管部署 .....	<u>276</u>
第 2 節	被災情報の収集・提供 .....	<u>276</u>
第 3 節	関係機関との連携 .....	<u>277</u>
第 4 節	水道施設の応急対策（東京都水道局） .....	<u>277</u>

第5節	下水道施設の応急対策	278
第6節	電気施設の応急対策（東京電力パワーグリッド）	279
第7節	ガス施設の応急対策（東京ガスグループほか）	281
第8節	電話の応急対策	284
<b>第19章</b>	<b>災害時の交通規制・緊急輸送体制</b>	<b>286</b>
第1節	基本方針と所管部署	286
第2節	災害時における交通規制実施要領	287
第3節	備蓄資器(機)材等の効果的な活用	288
第4節	緊急輸送道路等の確保	289
第5節	ヘリコプターの活用	290
第6節	鉄道等の輸送力確保	291
<b>第20章</b>	<b>生活安定対策</b>	<b>292</b>
第1節	基本方針と所管部署	293
第2節	住宅障害物の除去	293
第3節	り災証明書の発行	293
第4節	被災住宅の応急修理及び緊急の修理	295
第5節	応急仮設住宅等の供与	296
第6節	応急教育	298
第7節	応急保育	300
第8節	学童保育の再開	300
第9節	災害弔慰金等の支給	300
第10節	義援金募集・受入・配分	301
第11節	税・使用料等の減免	302
第12節	被災者支援に関する各種制度の活用	303
<b>第21章</b>	<b>災害ボランティア</b>	<b>306</b>
第1節	基本方針と所管部署	306
第2節	災害ボランティアの定義	306
第3節	災害ボランティア活動の支援	307
第4節	専門ボランティア活動の内容	307
第5節	関係機関のボランティア活動	308
<b>第22章</b>	<b>河川の応急対策</b>	<b>310</b>
第1節	基本方針と所管部署	310
第2節	応急対策	311

<b>第23章 危険箇所の対策</b> .....	<b><u>312</u></b>
第1節 基本方針と所管部署 .....	<u>312</u>
第2節 急傾斜地の対策 .....	<u>312</u>
第3節 震災時延焼危険区域 .....	<u>313</u>

## 第4部 応急計画（風水害対策編）

<b>第1章 応急活動体制の確立</b> .....	<b><u>318</u></b>
第1節 基本方針 .....	<u>318</u>
第2節 職員態勢 .....	<u>318</u>
第3節 各体制における活動内容 .....	<u>320</u>
第4節 災害対策本部等の設置 .....	<u>322</u>
<b>第2章 情報収集・伝達</b> .....	<b><u>324</u></b>
第1節 気象に関する情報 .....	<u>324</u>
第2節 河川に関する情報 .....	<u>331</u>
第3節 土砂災害警戒情報 .....	<u>334</u>
第4節 情報の受令確認 .....	<u>334</u>
第5節 雪害対策 .....	<u>334</u>
第6節 市民への情報発信 .....	<u>334</u>
<b>第3章 水防活動</b> .....	<b><u>335</u></b>
<b>第4章 避難対策</b> .....	<b><u>336</u></b>
第1節 避難誘導 .....	<u>336</u>
第2節 避難場所、避難所等の指定 .....	<u>336</u>
第3節 水害等に対する避難情報 .....	<u>336</u>
第4節 指定避難所の開設・運営 .....	<u>338</u>
<b>第5章 各種応急対策</b> .....	<b><u>341</u></b>
第1節 救助・救急活動 .....	<u>341</u>
第2節 医療救護 .....	<u>341</u>
第3節 学校等の災害応急措置 .....	<u>341</u>
第4節 生活支援対策 .....	<u>341</u>
第5節 帰宅困難者対策 .....	<u>341</u>
第6節 要配慮者への対応 .....	<u>341</u>
第7節 行方不明者の捜索・埋火葬 .....	<u>342</u>
第8節 災害廃棄物処理 .....	<u>342</u>

第9節	安全確保対策	342
第10節	ライフラインの応急対策	342
第11節	災害時の交通規制・緊急輸送体制	342
第12節	生活安定対策	343
第13節	災害ボランティア	343

## 第5部 応急計画（大規模火災・鉄道事故・航空機事故・原子力災害・火山対策編）

<b>第1章</b>	<b>大規模火災対策</b>	<b>348</b>
第1節	基本方針	348
第2節	活動概要	348
<b>第2章</b>	<b>鉄道事故対策</b>	<b>349</b>
第1節	基本方針	349
第2節	活動概要	349
<b>第3章</b>	<b>航空機事故対策</b>	<b>350</b>
第1節	基本方針	350
第2節	活動概要	350
<b>第4章</b>	<b>原子力災害対策</b>	<b>352</b>
第1節	基本方針と所管部署	352
第2節	原子力発電所事故災害への対応	353
第3節	放射性物質事故災害への対応	354
<b>第5章</b>	<b>火山対策</b>	<b>356</b>
第1節	基本方針	356
第2節	噴火予警報等の種類及び連絡体制	357
第3節	降灰対策	360

## 第6部 災害復旧・復興計画

<b>第1章</b>	<b>災害復旧・復興</b>	<b>366</b>
第1節	基本方針と所管部署	366
第2節	復旧事業の対象	366
第3節	事業実施に伴う国の財政援助等	367
第4節	激甚災害の指定	368
第5節	激甚法に定める事業	368

<b>第2章 地域との協働による復興</b> .....	<b>370</b>
第1節 復興の基本的な考え方 .....	370
第2節 災害復興本部の設置 .....	370
第3節 災害復興計画の作成 .....	371
第4節 被災者総合相談所の設置 .....	373

## 第7部 南海トラフ地震等防災対策

<b>第1章 対策の考え方</b> .....	<b>377</b>
第1節 南海トラフ地震等防災対策 .....	377
第2節 東海地震事前対策 .....	378
<b>第2章 東海地震対策の考え方</b> .....	<b>380</b>
第1節 策定の趣旨 .....	380
第2節 基本的な考え方 .....	380
<b>第3章 防災機関の業務大綱</b> .....	<b>383</b>
<b>第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置</b> .....	<b>384</b>
第1節 東海地震注意情報の伝達 .....	384
第2節 活動体制 .....	387
第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報 (市長公室・危機管理対策室) ..	388
第4節 注意情報時の混乱防止措置 (危機管理対策室・立川警察署・NTT東日本) ..	388
<b>第5章 警戒宣言時の対応措置</b> .....	<b>389</b>
第1節 活動体制 .....	389
第2節 警戒宣言 .....	390
<b>第6章 市民・事業所等の取るべき措置</b> .....	<b>395</b>
第1節 市民の取るべき措置 .....	395
第2節 市民防災組織の取るべき措置 .....	397
第3節 事業所の取るべき措置 .....	398

防災会議等

立川市防災会議条例	403
立川市防災会議運営規程	405
立川市災害対策本部条例	407
立川市防災会議委員名簿	408
防災関係機関等 緊急時連絡先	409

防災行政無線

立川市固定（同報）系防災行政無線 子局設置場所	411
立川市地域系デジタル防災行政無線番号一覧	414

市民防災組織

自治会及び市民防災組織	419
-------------	-----

避難路及び緊急輸送道路

避難路及び緊急輸送道路図	421
緊急交通路（警視庁）	422
緊急輸送道路（東京都）	423
緊急輸送道路（立川市）	424
避難路（立川市）	425

避難所・避難場所・一時滞在施設

一次避難所（地震災害時）一覧	426
二次避難所（地震災害時）一覧	428
<u>特定避難所</u> 、風水害限定指定避難所一覧	430
福祉避難所（地震災害時）一覧	430
風水害時指定避難所開設段階別一覧	432
風水害時における車両による一時避難場所一覧	432
広域避難場所一覧	432
災害時に活用するオープンスペース一覧	433
指定緊急避難場所・指定避難所一覧	434
立川駅帰宅困難者一時滞在施設一覧	436
立川駅帰宅困難者一晚滞在施設一覧	437
複数の防災機能を有する市有施設早見表	438

<b>備蓄品</b>	
一次避難所備蓄品一覧 .....	441
その他備蓄品一覧 .....	447
その他備蓄品保管場所一覧（一次避難所以外） .....	451
<b>支援協定</b>	
災害時支援協定（他自治体等） .....	452
災害時支援協定（民間団体） .....	454
自衛隊災害派遣活動内容 .....	<u>466</u>
<b>生活支援・ライフライン等</b>	
給水拠点施設 .....	<u>467</u>
災害対策用飲料貯水槽 .....	<u>467</u>
ガスメーターの復帰方法（復旧マイマップ裏面） .....	<u>468</u>
<b>地震に関する地域危険度</b>	
立川市内地域危険度町別ランク数 .....	<u>470</u>
<b>風水害等</b>	
立川市水防計画 .....	<u>471</u>
土砂災害警戒区域 .....	<u>480</u>
土砂災害警戒区域概略図 .....	<u>481</u>
浸水想定区域内要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設..	<u>482</u>
積雪時の除雪 .....	<u>485</u>
<b>原子力災害</b>	
放射線障害防止法の対象事業所一覧.....	<u>486</u>
<b>その他</b>	
立川市災害被災者等援護条例 .....	<u>487</u>
<b>立川市地域防災計画策定 市民会議</b>	
提言書「その日のために！サバイバル立川 30 の提言」 .....	<u>495</u>
検討体制と検討経過 .....	<u>501</u>
市民会議委員 .....	<u>502</u>

# 第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定

第 2 章 防災機関の業務大綱

第 3 章 市の概況

第 4 章 業務継続計画（BCP）の役割



# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第42条及び立川市防災会議条例第2条の規定に基づき、立川市防災会議が作成するもので、市と東京都、関係機関、市民が一体となってその有する機能を有効に発揮し、市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画で扱う災害の範囲

この計画は、災害対策基本法第2条に定義される「災害」で、以下の自然災害及び大規模事故の対応を定めたものである。

- 地震災害
- 風水害
- その他大規模災害・事故等  
(大規模火災、鉄道事故災害、航空機事故災害、原子力災害、火山対策)

### 第3節 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、立川市の地域における災害から市民（来訪者を含む。）の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するよう定める。

## 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考え合わせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、立川市各部及び関係機関は関係のある事項について検討し、必要に応じて計画修正案を市防災会議事務局（市危機管理対策室防災課）に提出しなければならない。

法律の改正・防災基本計画の修正等を踏まえた修正、近年の災害を踏まえた修正及び計画策定後に推進した防災対策等を反映し、令和8（2026）年4月に修正を行った。

令和8（2026）年4月の修正点

- 1 法律の改正・防災基本計画の修正等を踏まえた修正
- 2 近年の災害を踏まえた修正
- 3 計画策定後に推進した防災対策等
- 4 東京都の防災にかかる取組の進展等を踏まえた修正

令和8（2026）年4月 立川市地域防災計画の修正

## 第5節 計画の習熟

市及び関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

## 第2章 防災機関の業務大綱

市及び市の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

### 第1節 立川市

機関の名称	事務または業務の大綱
立川市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 立川市防災会議に関する事</li> <li>2 防災に<u>かかる</u>組織及び施設に関する事</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>4 緊急輸送の確保に関する事</li> <li>5 避難情報及び誘導に関する事</li> <li>6 消防及び水防に関する事</li> <li>7 医療、防疫及び保健衛生に関する事</li> <li>8 外出者の支援に関する事</li> <li>9 応急給水に関する事</li> <li>10 救助物資の備蓄及び調達に関する事</li> <li>11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事</li> <li>12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事</li> <li>13 公共施設の応急復旧に関する事</li> <li>14 災害復興に関する事</li> <li>15 防災に<u>かかる</u>知識及び技術の普及啓発に関する事</li> <li>16 市民防災組織の育成に関する事</li> <li>17 事業所防災に関する事</li> <li>18 防災教育及び防災訓練に関する事</li> <li>19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事</li> </ol>

## 第2節 東京都関係機関

機関の名称	事務または業務の大綱
<u>警察署</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること</u></li> <li>2 <u>被災者の救出救助及び避難誘導に関すること</u></li> <li>3 <u>行方不明者等の捜索及び調査に関すること</u></li> <li>4 <u>遺体の調査等及び検視に関すること</u></li> <li>5 <u>交通の規制に関すること</u></li> <li>6 <u>緊急通行車両確認標章に関すること</u></li> <li>7 <u>公共の安全と秩序の維持に関すること</u></li> </ul>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること</li> <li>2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>3 人命の救助及び救急に関すること</li> <li>4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること</li> <li>5 市民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事務所の自主防災体制の指導育成に関すること</li> <li>6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること</li> </ul>
東京都北多摩北部建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>都管理</u>の河川の保全に関すること</li> <li>2 <u>都管理</u>の道路及び橋りょうの保全に関すること</li> <li>3 市が行う水防活動の支援に関すること</li> <li>4 <u>都管理</u>の河川及び道路等における障害物の除去に関すること</li> </ul>
多摩立川保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生に関すること</li> <li>2 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること</li> </ul>
東京都下水道局 流域下水道本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>2 仮設トイレのし尿の受入に関すること</li> <li>3 公共下水道の復旧に係る支援・調整に関すること</li> </ul>
東京都水道局 多摩水道改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>2 応急給水に関すること</li> </ul>

## 第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること</li> <li>2 国有普通財産の管理及び処分に関すること</li> </ul>
東京農政事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 主要食料の供給に関すること</li> </ul>

機関の名称	事務または業務の大綱
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災上必要な教育及び訓練に関すること</li> <li>2 通信施設等の整備に関すること</li> <li>3 公共施設等の整備に関すること</li> <li>4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること</li> <li>5 官庁施設の災害予防措置に関すること</li> <li>6 豪雪害の予防に関すること</li> <li>7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること</li> <li>8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること</li> <li>9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること</li> <li>10 災害時における復旧資材の確保に関すること</li> <li>11 災害発生が予測されるときまたは災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること</li> </ol>
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること</li> <li>2 災害時における輸送用車両のあつ旋に関すること</li> </ol>
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</li> <li>2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること</li> <li>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること</li> <li>4 区市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</li> <li>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や区市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</li> <li>6 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</li> </ol>

#### 第4節 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画及び準備に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係資料の基礎調査</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> </ol> </li> </ol>

## 第5節 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
J R 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること</li> </ol>
N T T 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</li> <li>2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること</li> </ol>
N T T コミュニケーションズ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること</li> <li>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
N T T ドコモ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること</li> <li>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
K D D I	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要通信の確保に関すること</li> </ol>
ソフトバンク	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
楽天モバイル	
東京電力パワーグリッド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2 電力需給に関すること</li> </ol>
東京ガスグループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2 ガスの供給に関すること</li> </ol>
日本郵便	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること</li> <li>2 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除</li> <li>(4) 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除</li> </ol> </li> <li>3 地方公共団体または郵便局が収集した被災者の避難所開設状況等の情報の相互提供に関すること</li> <li>4 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供に関すること</li> <li>5 避難所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること</li> </ol>
国立病院機構	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立病院機構の医療の提供に関すること</li> <li>2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること</li> </ol>

機関の名称	事務または業務の大綱
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事</li> <li>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事</li> <li>3 こころのケア活動に関する事</li> <li>4 赤十字ボランティアの活動に関する事</li> <li>5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事</li> <li>6 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）</li> <li>7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事</li> <li>8 災害救援物資の支給に関する事</li> <li>9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事</li> <li>10 外国人の安否調査に関する事</li> <li>11 遺体の検案協力に関する事</li> <li>12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事</li> </ol>

## 第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
多摩都市モノレール	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
西武鉄道	3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京都トラック協会	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京都医師会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること
東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること
東京都薬剤師会	1 医療品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること

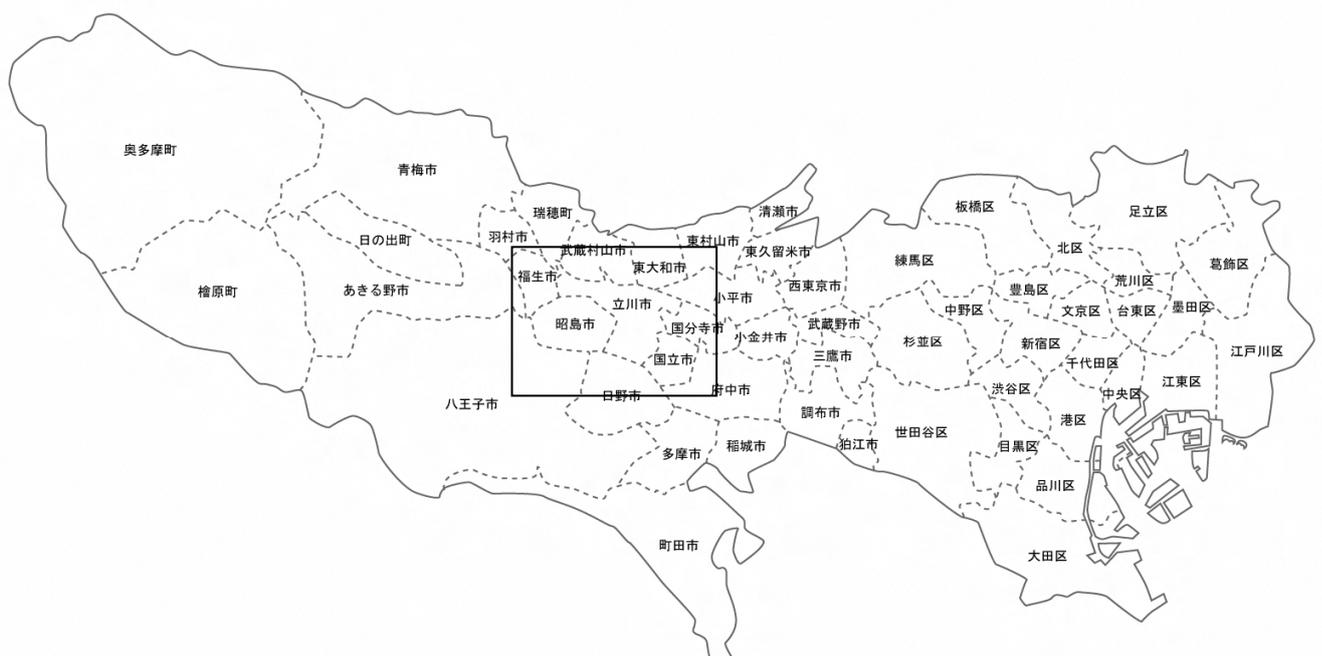
## 第3章 市の概況

### 第1節 自然的条件

#### (1) 位置

立川市は、首都東京（都心）の30 km圏にあり、東京都の中央部を東西に広がる平坦な台地の西端部に位置する。

立川市位置図



## (2) 隣接市

立川市の隣接市は、次のとおりである。

なお、南の日野市は、多摩川を隔て隣接している。

東	国立市、国分寺市
西	昭島市、福生市
南	日野市
北	小平市、東大和市、武蔵村山市

## (3) 市の面積、広がり及び標高

立川市の面積、広がり及び標高は、次のとおりであり、多摩26市の合計面積の約3%を占める。

### ①面積、広がり及び標高

面積	広がり		標高	
	東西	南北	最高	最低
24.36 km <sup>2</sup>	8.40 km	6.93 km	124.7 m	64.9 m

### ②地区別面積

	富士見	柴崎	錦・羽衣	曙・高松	栄
面積	1.746 km <sup>2</sup>	1.324 km <sup>2</sup>	2.149 km <sup>2</sup>	1.863 km <sup>2</sup>	1.422 km <sup>2</sup>
	若葉	幸・柏	砂川・上砂	一番・西砂	泉・緑
面積	1.147 km <sup>2</sup>	2.869 km <sup>2</sup>	3.900 km <sup>2</sup>	3.892 km <sup>2</sup>	4.068 km <sup>2</sup>

※ 令和2（2020）年10月1日、国土交通省国土地理院より「全国都道府県区市町村別面積」が公表され、立川市の面積が24.38 km<sup>2</sup>から24.36 km<sup>2</sup>に変更されたが、地区別面積については調整されていないため、旧面積のままとなっている。

#### (4) 地形、地質

立川市は、一般に武蔵野台地といわれる多摩川北岸の台地の南西部に位置している。

この台地は、青梅市付近を頂点として西から東へ扇形に緩やかに傾斜しており、これらは上位より武蔵野面、立川面、青柳面の3つの段丘に区分される。

立川市の市域は、比較的傾斜が急な中段の段丘から多摩川にかけて広がっており、海拔が最も高いところで西砂町4丁目付近の124.7m、また最も低いところは錦町6丁目付近の64.9mとなっている。

市域の大部分は台地が占めており、市の南端部を流れる多摩川沿いに低地が狭く分布している。台地の中には、不明瞭な部分もあるが立川断層の段層崖とされる段差が見られる。

立川市の基盤は上総層群で、武蔵野面、立川面などの段丘は段丘礫層と呼ばれる基盤を覆う礫層からなり、その上を3～5mの関東ローム層と呼ばれる火山灰質の粘性土が覆っている。段丘のうち最低位の青柳面上には関東ローム層は見られない。

なお、段丘面上でも旧河道などの凹地部には、砂や泥の堆積物が見られる。また多摩川沿いの低地は、泥混じりの砂礫層からなる。

#### 【立川断層帯】

立川断層は、昭和50(1975)年に航空写真で武蔵野台地の西部を調べていた研究者が、台地に直線状の崖線を発見し現地を調査して、活断層であると推定し立川断層と名付けた。活断層というのは過去に繰り返して動いた形跡があり、将来も動く可能性のある断層のことである。

立川断層については、これまでいろいろな調査が行われたたくさんのデータもでていますが、わかっていないことも多い。

#### 東京都と国の分析内容

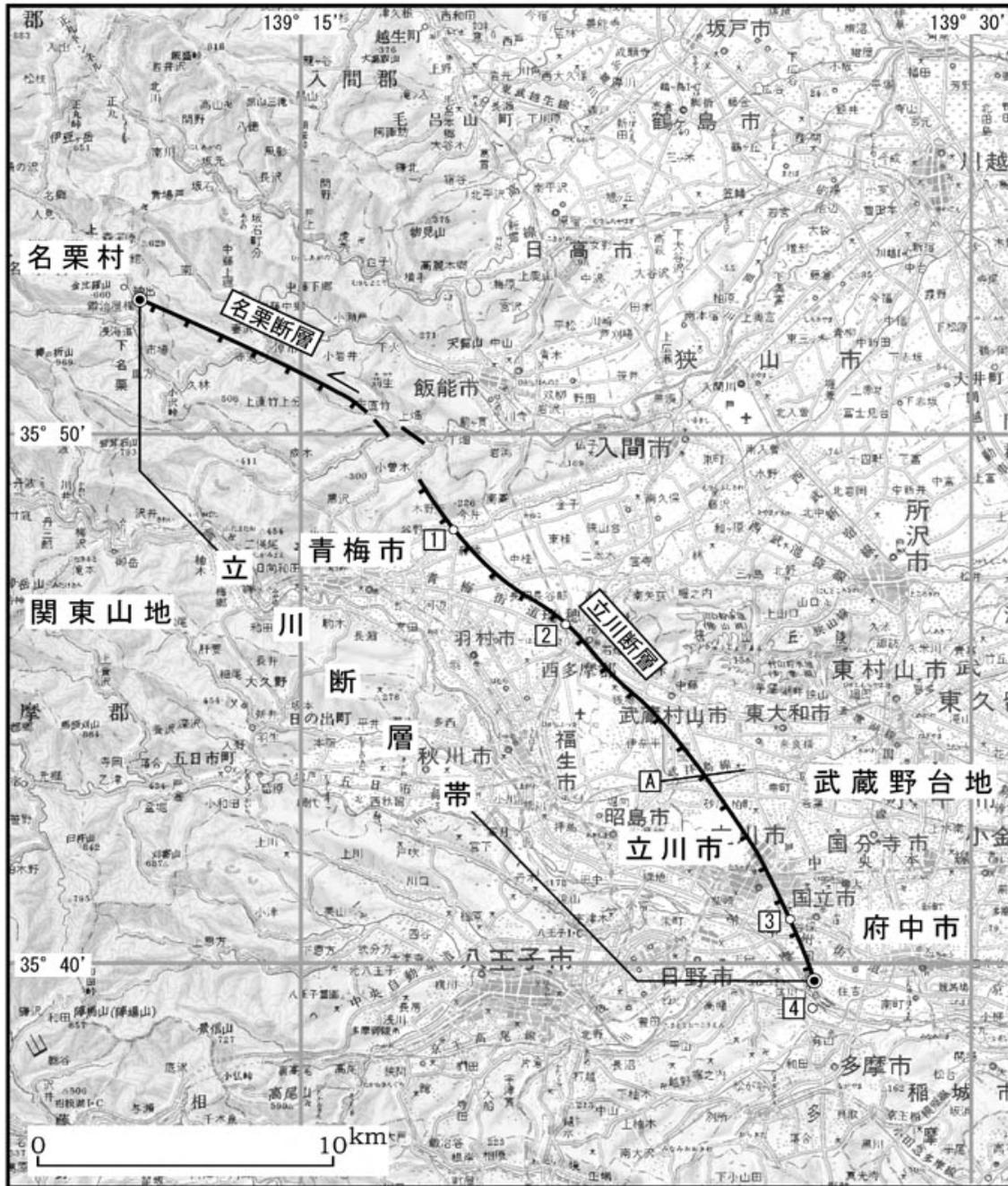
区分	東京都	国
平均活動間隔	5,000年～6,000年	10,000年～15,000年
最新の活動期	2,000年前	約20,000年前～13,000年前
断層の距離	21km(名栗断層含まず。)	33km(名栗断層含む。)
地震規模	マグニチュード7.0	マグニチュード7.4
断層	逆断層	左横ずれ断層

令和7(2025)年1月に政府地震調査研究推進本部が発表した[活断層及び海溝型地震の長期評価結果における立川断層帯](#)は以下のとおりであるが、「平成23(2011)年東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯では地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。」と注釈がつけられている。

長期評価で予想した地震規模	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
マグニチュード7.4程度	0.5～2%	0.8～4%	2～7%

文部科学省は、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度に「立川断層帯における重点的調査観測」を、平成27(2015)年度後半に「立川断層帯の補完調査」を実施している。

### 立川断層帯



- 1 : 藤橋地点    2 : 箱根ヶ崎地点    3 : 谷保・矢川地点    4 : 一の宮地点
- A : 文献7
- : 断層帯の北西端と南東端
- 活断層の位置は文献3及び5に基づく。
- 基図は国土地理院発行数値地図200000「東京」を使用。

出典：平成15(2003)年8月7日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

## (5) 気象

立川市の気象は、東京湾の奥にあることから比較的 inland 気候的な傾向を有しており、気温の日較差、年較差が海岸部に比べ大きく、湿度も低めである。

年間総雨量は、1,300～2,000 mm ぐらいで、雨の多いわが国としては、ほぼ平均並みである。

風は、冬は北寄り、夏は南寄りの風が強く、風速は年平均 2～3 m/s 程度である。

また、天候の状況については、冬は特に晴天が多く、雪の降る日数の少ないのが特徴である。

近年、極端な異常気象の発生が増えており、記録的な豪雨や竜巻等の発生の懸念がある。

### 気象の推移

年	気温 (°C)					降水量 (mm)	降水日数 (日)
	平均			最高	最低		
	日平均	日最高	日最低				
平成 27(2015)	15.7	20.5	11.4	37.6	-5.0	1,644	110
28(2016)	15.8	20.7	11.4	38.0	-6.1	1,608	108
29(2017)	15.2	20.2	10.5	37.6	-6.5	1,456	89
30(2018)	16.2	21.1	11.6	38.8	-8.4	1,388	97
31(2019)	15.8	20.8	11.4	36.6	-4.9	1,944	112
令和 2(2020)	15.9	20.7	11.4	38.1	-4.5	1,486	102
3(2021)	15.9	21.0	11.1	37.8	-5.8	1,788	107
4(2022)	15.7	20.8	11.1	38.4	-6.7	1,451	106
<u>5(2023)</u>	<u>16.9</u>	<u>22.2</u>	<u>12.0</u>	<u>38.5</u>	<u>-7.5</u>	<u>1,258</u>	<u>82</u>
<u>6(2024)</u>	<u>17.0</u>	<u>22.2</u>	<u>12.3</u>	<u>39.2</u>	<u>-5.6</u>	<u>1,746</u>	<u>106</u>

資料：気象庁

注1：観測地は府中地域気象観測所。

注2：降水日数は1mm以上降水のあった日。

注3：降水量の総計は端数処理のため合計が一致しない場合がある。

## 第2節 社会的条件

### (1) 人口と世帯

東京都心から30km圏にあり、また多摩地域の交通の要衝を占めるなど立地条件にも恵まれ、高度経済成長とともに宅地の開発、都市化が進んだ結果、立川市の人口は、昭和30(1955)年ごろから昭和50(1975)年にかけて急激に増加したが、その後は漸増傾向が続いている。

一方、最近10年間の人口に占める14歳以下の年少人口は約12%から13%で推移しているものの15～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口は18%から約25%へ増加している。

#### 世帯数・人口等の推移

各年1月1日現在

年	世帯	人 口			増加率%
		男	女	計	
昭和30(1955)	17,561	37,393	37,227	74,620	
40(1965)	27,924	50,126	48,886	99,012	32.69
50(1975)	45,520	68,487	68,026	136,513	37.88
60(1985)	52,136	72,981	72,960	145,941	6.91
平成2(1990)	58,399	76,844	76,197	153,041	4.86
12(2000)	69,809	81,449	81,100	162,549	6.21
17(2005)	76,050	84,438	84,390	168,828	3.86
22(2010)	81,794	87,414	87,044	174,458	3.33
27(2015)	86,162	89,119	89,971	179,090	2.66
28(2016)	87,091	89,629	90,167	179,796	0.39
29(2017)	88,650	90,484	91,070	181,554	0.98
30(2018)	89,838	90,946	91,712	182,658	0.61
31(2019)	91,270	91,460	92,362	183,822	0.64
令和2(2020)	92,288	91,632	92,458	184,090	0.15
3(2021)	93,435	91,794	92,783	184,577	0.26
4(2022)	94,682	91,887	93,237	185,124	0.30
5(2023)	95,713	91,867	93,616	185,483	0.19
<u>6(2024)</u>	<u>96,728</u>	<u>91,979</u>	<u>93,846</u>	<u>185,825</u>	<u>0.18</u>
<u>7(2025)</u>	<u>97,736</u>	<u>92,181</u>	<u>94,076</u>	<u>186,257</u>	<u>0.23</u>

資料：市民部戸籍住民課

注1：昭和38(1963)年5月1日に当時の「北多摩郡砂川町」と合併した。昭和30(1955)年の数値はこれを含むもの。

注2：平成24(2012)年7月9日で外国人登録制度は廃止となり、住民基本台帳の適用対象となった。

年少・生産年齢・老年人口の推移

各年1月1日現在

年	総数		年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%
平成 19(2007)	171,325	100	22,601	13.2	117,883	68.8	30,841	18.0
20(2008)	172,547	100	22,608	13.1	117,794	68.3	32,145	18.6
21(2009)	173,692	100	22,759	13.1	117,413	67.6	33,520	19.3
22(2010)	174,458	100	22,594	13.0	117,082	67.1	34,782	19.9
23(2011)	174,920	100	22,555	12.9	116,753	66.7	35,612	20.4
24(2012)	175,188	100	22,454	12.8	116,238	66.4	36,496	20.8
25(2013)	178,407	100	22,573	12.7	117,525	65.9	38,309	21.5
26(2014)	178,194	100	22,456	12.6	116,047	65.1	39,691	22.3
27(2015)	179,090	100	22,423	12.5	115,525	64.5	41,142	23.0
28(2016)	179,796	100	22,352	12.4	115,136	64.0	42,308	23.5
29(2017)	181,554	100	22,458	12.4	115,874	63.8	43,222	23.8
30(2018)	182,658	100	22,479	12.3	116,264	63.7	43,915	24.0
31(2019)	183,822	100	22,425	12.2	116,817	63.5	44,580	24.3
令和 2(2020)	184,090	100	22,154	12.0	116,768	63.4	45,168	24.5
3(2021)	184,577	100	22,114	12.0	116,957	63.4	45,506	24.7
4(2022)	185,124	100	21,794	11.8	117,596	63.5	45,734	24.7
5(2023)	185,483	100	21,481	11.6	118,062	63.7	45,940	24.8
<u>6(2024)</u>	<u>185,825</u>	<u>100</u>	<u>21,194</u>	<u>11.4</u>	<u>118,535</u>	<u>63.8</u>	<u>46,096</u>	<u>24.8</u>
<u>7(2025)</u>	<u>186,257</u>	<u>100</u>	<u>20,941</u>	<u>11.2</u>	<u>119,234</u>	<u>64.0</u>	<u>46,082</u>	<u>24.8</u>

資料：[市民部戸籍住民課](#)

注：法改正により、平成25(2013)年から外国人住民を含む。

町名別高齢化率の推移（％）

各年1月1日現在

	富士見町	柴崎町	錦町	羽衣町	曙町	高松町	栄町	若葉町	幸町	柏町	泉町	緑町	砂川町	上砂町	一番町	西砂町
平成 12(2000)	16.8	19.8	14.3	17.8	18.0	17.6	15.7	15.2	13.3	13.1	3.0	0.7	10.7	12.2	10.9	10.4
平成 17(2005)	19.2	22.1	16.7	19.5	19.2	19.9	19.8	20.6	17.8	17.5	7.9	0.1	15.3	16.8	17.7	12.2
平成 22(2010)	23.7	24.0	18.1	24.0	19.5	20.3	23.0	28.1	22.8	21.4	8.4	2.0	18.7	20.1	24.1	14.1
平成 27(2015)	26.3	23.9	19.5	26.8	19.4	22.4	24.1	30.2	24.6	22.6	9.0	6.0	20.5	23.7	25.3	16.1
令和 2(2020)	29.0	23.6	20.1	28.7	20.1	19.9	24.5	33.4	27.0	24.6	14.5	6.5	25.0	30.5	28.7	17.3

資料：総務省統計局

外国人住民の国籍別人数の推移

各年1月1日現在

	<u>総数</u>	<u>中国・台湾</u>	<u>韓国・朝鮮</u>	<u>ベトナム</u>	<u>フィリピン</u>	<u>ネパール</u>	<u>米国</u>	<u>インドネシア</u>	<u>ミャンマー</u>	<u>その他</u>
<u>平成 26(2014)</u>	<u>3,197</u>	<u>1,497</u>	<u>792</u>	<u>25</u>	<u>295</u>	<u>71</u>	<u>111</u>	<u>15</u>	<u>7</u>	<u>384</u>
<u>27(2015)</u>	<u>3,298</u>	<u>1,556</u>	<u>792</u>	<u>35</u>	<u>307</u>	<u>68</u>	<u>109</u>	<u>21</u>	<u>7</u>	<u>403</u>
<u>28(2016)</u>	<u>3,563</u>	<u>1,658</u>	<u>796</u>	<u>83</u>	<u>317</u>	<u>90</u>	<u>133</u>	<u>20</u>	<u>8</u>	<u>458</u>
<u>29(2017)</u>	<u>3,859</u>	<u>1,761</u>	<u>826</u>	<u>142</u>	<u>331</u>	<u>127</u>	<u>140</u>	<u>32</u>	<u>6</u>	<u>494</u>
<u>30(2018)</u>	<u>4,114</u>	<u>1,879</u>	<u>838</u>	<u>200</u>	<u>380</u>	<u>152</u>	<u>122</u>	<u>35</u>	<u>6</u>	<u>502</u>
<u>31(2019)</u>	<u>4,374</u>	<u>2,046</u>	<u>858</u>	<u>209</u>	<u>396</u>	<u>179</u>	<u>130</u>	<u>32</u>	<u>9</u>	<u>515</u>
<u>令和 2(2020)</u>	<u>4,598</u>	<u>2,138</u>	<u>861</u>	<u>300</u>	<u>404</u>	<u>177</u>	<u>139</u>	<u>52</u>	<u>15</u>	<u>512</u>
<u>3(2021)</u>	<u>4,650</u>	<u>2,073</u>	<u>846</u>	<u>381</u>	<u>398</u>	<u>203</u>	<u>145</u>	<u>76</u>	<u>38</u>	<u>490</u>
<u>4(2022)</u>	<u>4,723</u>	<u>2,081</u>	<u>820</u>	<u>462</u>	<u>379</u>	<u>223</u>	<u>144</u>	<u>78</u>	<u>48</u>	<u>488</u>
<u>5(2023)</u>	<u>5,124</u>	<u>2,226</u>	<u>820</u>	<u>508</u>	<u>398</u>	<u>268</u>	<u>159</u>	<u>138</u>	<u>59</u>	<u>548</u>
<u>6(2024)</u>	<u>5,464</u>	<u>2,330</u>	<u>830</u>	<u>582</u>	<u>415</u>	<u>277</u>	<u>166</u>	<u>160</u>	<u>100</u>	<u>604</u>
<u>7(2025)</u>	<u>6,078</u>	<u>2,495</u>	<u>843</u>	<u>719</u>	<u>426</u>	<u>413</u>	<u>179</u>	<u>198</u>	<u>123</u>	<u>682</u>

資料：市民部戸籍住民課

## (2) 昼夜間人口の推移

昭和60(1985)年以降、夜間人口に対し昼間人口が上回る割合を示す昼間人口指数は増加しており、平成7(1995)年には110を超えている。

令和2(2020)年国勢調査によると、夜間人口183,922人に対し、昼間人口は207,832人で昼間人口指数113となっている。

同指数が100を超える市町村は、多摩地域では本市の他には武蔵野市、多摩市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村がある。JR立川駅周辺や基地跡地周辺に諸機能が集積していることもあり、多摩地域はもとより、周辺地域からも多くの人々が来訪している。

### 昼夜間人口の推移

各年10月1日現在

年	昼間人口	夜間人口	流入超過人口	流入人口			流出人口			昼間人口指数
				総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者	
昭和60 (1985)	152,834	146,454	6,380	54,890	44,827	10,063	48,510	38,967	9,543	104
平成2 (1990)	164,788	151,434	13,354	68,069	54,981	13,088	54,715	44,063	10,652	109
7 (1995)	175,523	157,506	18,017	75,072	63,168	11,904	57,055	47,224	9,831	111
12 (2000)	182,157	163,987	18,170	73,675	64,352	9,323	55,505	47,056	8,449	111
17 (2005)	193,465	172,563	20,902	76,263	67,332	8,931	55,361	46,380	8,981	112
22 (2010)	203,252	179,668	23,584	73,308	65,247	8,061	49,724	42,875	6,849	113
27 (2015)	201,294	176,295	24,999	74,435	66,558	7,877	49,436	42,959	6,477	114
令和2 (2020)	207,832	183,922	24,251	73,688	66,688	7,000	49,437	43,799	5,638	113

資料：総務省統計局

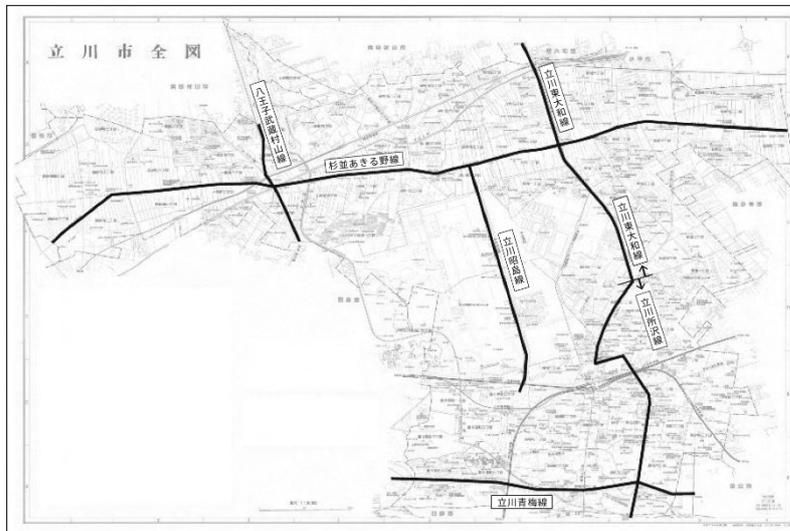
注1：昼・夜間人口には、年齢不詳を含まない。

注2：通学者は、15歳未満を含む。

### (3) 交通

#### ①道路

周辺都市と連絡し都市の骨格となる広域幹線道路は、都道43号立川東大和線や都道16号立川所沢線（主に芋窪街道や立川通り）、都道153号立川昭島線（中央南北線）、都道59号八王子武蔵村山線、都道7号杉並あきる野線（五日市街道）、都道29号立川青梅線（甲州街道及び新奥多摩街道）の6路線である。



#### ②鉄道

鉄道は、東西方向にJR中央線、青梅線、五日市線及び西武拝島線、南北方向では、JR南武線の計5路線がある。そのうちJR南武線、青梅線、五日市線の3路線が立川駅を発着駅にしている。また、南北方向の交通機関としてJR立川駅を中心に多摩都市モノレールがある。JR立川駅は東京駅から37.5km、新宿から27.2kmの距離にあり、立川市は、従来にも増して多摩地域の交通の要衝になっている。

#### 1日あたりの駅別乗客数の推移

##### JR

年度	乗車人員		
	立川駅	西国立駅	西立川駅
29 (2017)	167,108	10,223	6,803
30 (2018)	168,512	10,185	6,828
31 (2019)	166,636	10,108	6,661
2 (2020)	122,033	7,999	4,732
3 (2021)	130,820	8,447	5,098
4 (2022)	144,457	8,942	5,929
<b>5 (2023)</b>	<b>150,628</b>	<b>9,232</b>	<b>6,315</b>

##### 西武鉄道

年度	乗車人員		
	玉川上水駅	武蔵砂川駅	西武立川駅
29 (2017)	21,240	5,991	5,828
30 (2018)	21,419	6,146	6,001
31 (2019)	21,208	6,128	5,853
2 (2020)	14,875	4,598	4,477
3 (2021)	16,723	5,061	4,830
4 (2022)	18,776	5,598	5,312
<b>5 (2023)</b>	<b>19,333</b>	<b>5,880</b>	<b>5,665</b>

##### 多摩都市モノレール

年度	乗車人員							
	柴崎体育館駅	立川南駅	立川北駅	高松駅	立飛駅	泉体育館駅	砂川七番駅	玉川上水駅
29 (2017)	2,200	15,884	21,912	3,884	5,782	3,315	2,383	11,942
30 (2018)	2,245	15,975	22,212	3,937	6,208	3,269	2,437	12,310
31 (2019)	2,266	16,115	21,979	4,045	6,248	3,251	2,501	12,361
2 (2020)	1,699	11,353	15,114	3,197	4,659	2,467	1,974	8,560
3 (2021)	1,836	12,730	16,853	3,169	5,303	2,670	2,063	10,000
4 (2022)	2,009	14,883	19,975	3,434	6,472	2,980	2,256	11,620
<b>5 (2023)</b>	<b>2,121</b>	<b>15,199</b>	<b>20,738</b>	<b>3,429</b>	<b>6,766</b>	<b>3,092</b>	<b>2,392</b>	<b>11,899</b>

## (4) 産業経済

### ①商業

商業は、昭和40(1965)年頃に大きな飛躍をとげ、多摩地域では「商都立川」といわれるまでに成長してきた。令和3(2021)年の経済センサスによると、立川市の年間販売額は多摩地域第2位となっている。立川市の商業の拠点となっているJR立川駅周辺は、交通結節点としての立地優位性や市街地再開発等により都市型大型店や業務機能が集積している。近年では、多摩モノレール高松駅、立飛駅周辺に大型家具店やショッピングモールの出店が相次ぐとともに都市軸(サンサンロード)沿道地域開発が完了し、新たなにぎわいの拠点となる等、多摩地域随一の集客機能を有している。

### 卸売業・小売業別、事業所数、従業員数と年間商品販売額の推移

(年間商品販売額 単位：百万円)

月 日	区分	総数	卸売業	小 売 業						
				計	各種商品	織物・衣服 身の回り品	飲食料品	自転車 自動車	家具・什器 機械器具	その他
19(2007). 6.1	事業所数	1,760	428	1,332	4	268	427	81	109	443
	従業員数	17,841	4,829	13,012	1,408	1,792	4,873	660	1,022	3,257
	年間商品 販売額	876,460	581,286	295,174	70,154	46,401	57,117	19,993	46,129	55,381
24(2012). 2.1	事業所数	1,289	365	924	7	203	286	61	63	304
	従業員数	13,643	4,149	9,494	1,299	1,278	3,615	494	627	2,181
	年間商品 販売額	712,681	479,421	233,260	60,641	23,313	49,650	18,380	33,745	47,233
26(2014). 7.1	事業所数	1,212	308	904	5	196	268	67	64	304
	従業員数	13,649	3,653	9,996	843	1,381	3,431	534	585	3,222
	年間商品 販売額	648,758	410,667	238,092	50,910	27,128	51,238	17,972	28,467	62,377
28(2016). 7.1	事業所数	1,434	369	1,065	4	273	290	67	72	359
	従業員数	16,799	4,422	12,377	1,121	2,119	3,784	534	963	3,856
	年間商品 販売額	798,879	497,628	301,251	70,403	35,495	61,883	17,972	39,814	75,684
3(2021). 7.1	事業所数	1,475	378	1,097	9	259	294	69	72	394
	従業員数	18,569	4,987	13,582	917	1,987	4,691	684	1,068	4,235
	年間商品 販売額	810,035	529,338	280,697	55,005	31,998	57,791	24,489	39,438	71,976

資料：東京都総務局統計部「商業統計調査報告」、平成28(2016)年調査から「経済センサス」

注1：産業分類中、「家具・什器・機械器具」は「家具・建具・畳小売業」、「什器」、「機械器具」の数値の合計である。

注2：年間商品販売額は端数処理を行っているため、内訳合計と総数とは一致しない場合がある。

注3：平成26(2014)年調査では、産業分類ごとの「年間商品販売額」は示されていない。

## ②工業

立川市の工業は、市北西部の残堀川流域（工業地域・準工業地域）や多摩川沿川部・立川駅周辺・芋窪街道沿道部（準工業地域）に一部まとまりが見られるものの、ほぼ市内全域に散在し、住宅と混在している。工業統計によると、令和3（2021）年末時点で、従業員4人以上の事業所数78事業所、従業員数3,929人で平成23（2011）年と比較すると事業所数は減少しているものの、従業員数は、増えており、製造品出荷額は伸びている。

### 年別・事業所数・従業員数・製造品出荷額等

（単位：万円）

年	事業所数	従業員数	現金給与 総額	原材料 使用額等	製造品出荷額等			粗付加 価値額
					総額	うち製造 品出荷額	うち加工 賃収入額	
17 (2005)	207	3,401	1,463,649	2,628,919	5,762,959	5,217,240	471,998	3,033,382
18 (2006)	116	3,280	1,499,622	3,120,317	6,646,133	6,041,889	582,370	3,437,629
19 (2007)	120	3,737	1,641,829	4,109,689	7,969,527	6,928,365	874,189	3,772,825
20 (2008)	218	4,045	1,784,495	4,590,817	8,049,128	6,898,302	930,210	3,382,829
21 (2009)	114	3,431	1,391,650	3,047,049	5,623,045	4,683,847	696,068	2,506,434
22 (2010)	107	3,456	1,499,622	3,120,317	6,646,133	6,041,889	582,370	3,437,629
23 (2011)	113	3,661	1,505,691	4,632,678	7,979,256	7,561,763	417,493	3,254,114
24 (2012)	103	3,653	1,443,179	3,561,222	7,032,724	6,804,594	228,130	3,412,834
25 (2013)	95	3,471	1,520,657	3,949,814	6,518,096	5,629,413	694,365	2,581,919
26 (2014)	90	3,753	1,753,734	5,077,877	8,193,097	7,234,340	789,633	3,179,372
27 (2015)	150	3,609	1,853,502	6,437,495	10,686,698	9,841,812	708,978	4,361,901
28 (2016)	81	3,736	1,733,359	6,034,377	9,578,890	8,645,304	744,994	3,707,971
29 (2017)	81	3,909	1,847,297	6,943,221	9,127,051	7,891,029	739,429	2,351,311
30 (2018)	75	3,823	1,775,346	7,291,124	9,884,101	8,751,479	639,256	2,799,635
31 (2019)	76	3,765	1,791,804	7,217,481	10,820,995	9,875,523	464,378	3,907,801
3 (2021)	78	3,929	1,784,385	5,630,197	8,662,011	-注4	-注4	3,168,829

資料：東京都総務局統計部「工業統計調査報告 東京の工業」

令和3（2021）年調査から「経済センサス」

平成26（2014）年までは「各年12月31日現在」

平成27（2015）年以降は、「翌年の6月1日現在」

注1：平成17（2005）、20（2008）年は、全事業所が対象。その他については、従業員数が4人以上の事業所が対象。

注2：製造品出荷額等の総額は、修理料収入額・くず廃物出荷額・その他の収入額を含む。

注3：令和2（2020）年度調査より5年周期での調査である「経済センサス」調査と中間年の実態を把握する経済構造実態調査を採用しているため、隔年の表記となっている。

注4：令和3（2021）年以降、製造品出荷額等のうちの製造品出荷額、加工賃収入額については算出していない。

### ③農業

農業は、市内北部を東西に走る五日市街道沿いを中心に農地が広がり、多様な農畜産物が生産されている。野菜、果樹、花き、畜産、植木など、経営耕地面積は年々減少傾向にあるものの、近隣の北多摩地区17市の中ではいずれも第1位の規模であり、なかでも植木やブロッコリー、特産物にもなっているうどは、都内1位の生産量を誇る。

平成27(2015)年の都市農業振興基本法の成立以降、都市における農地は、かつての「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置付けが明確に変わり、それに伴い農地の有効利用を促す施策も展開されている。

防災面においても、災害時の緊急一時的な避難場所として農地が位置付けられているほか、生産している農産物の供給、生活用水確保のための防災兼用井戸の存在など、非常時に欠かせない役割を担っている。

### 農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

各年2月1日現在

年	農家数(戸)						農家人口(人)			経営耕地面積(a)			
	総数	自給的 農家	専業 農家	兼業農家			総数	男	女	総数	田	畑	樹園地
				総数	農家 が主	兼業 が主							
S60(1985)	607	-	129	478	98	380	3,003	1,475	1,528	46,781	385	25,774	20,622
H2(1990)	507	-	92	415	101	314	2,486	1,209	1,277	46,075	1,433	30,698	13,944
7(1995)	484	-	39	445	89	356	2,229	1,097	1,132	38,035	120	29,497	8,418
12(2000)	438	112	96	230	62	168	1,972	970	1,002	35,498	185	23,836	11,477
17(2005)	388	105	60	223	54	169	1,312	651	661	29,128	49	19,897	9,182
22(2010)	377	102	95	180	54	126	1,233	617	616	28,932	62	17,697	11,173
27(2015)	341	72	108	161	38	123	1,155	571	584	27,011	115	19,859	7,037
R2(2020)	277	68	209	151	35	116	904	436	468	22,108	207	18,332	3,569

資料：東京都総務局統計部「令和2(2020)年農林業センサス東京都調査結果報告 農林業経営体調査」

注1：平成17(2005)年以降の農家人口は世帯人員(販売農家)の数字である。

注2：平成17(2005)年の経営耕地面積は、家族経営体の数字である。

注3：平成22(2010)年以降の経営耕地面積は、農業経営体の数字である。

(5) 土地利用

土地利用の推移では、農地・森林等が減少する傾向にあり、宅地比率については現在約55%となっており、増加している。

地目別土地の推移

(単位：㎡)

各年1月1日

年	総数	田	畑	宅地	山林	その他
平成 19 (2007)	24,380,000	1,141	3,007,374	12,594,179	35,410	8,741,896
20 (2008)	24,380,000	1,141	2,967,737	12,631,782	34,252	8,745,088
21 (2009)	24,380,000	1,141	2,932,614	12,638,406	34,252	8,773,587
22 (2010)	24,380,000	1,141	2,919,600	12,662,687	34,117	8,762,455
23 (2011)	24,380,000	1,141	2,861,126	12,711,591	34,172	8,771,970
24 (2012)	24,380,000	626	2,831,717	12,741,782	33,761	8,772,114
25 (2013)	24,380,000	626	2,800,093	12,809,711	34,287	8,735,283
26 (2014)	24,380,000	626	2,751,221	12,848,497	34,287	8,745,369
27 (2015)	24,360,000	626	2,710,328	12,879,397	33,848	8,735,801
28 (2016)	24,360,000	626	2,675,534	13,038,227	34,220	8,611,393
29 (2017)	24,360,000	626	2,652,500	13,063,121	34,220	8,609,533
30 (2018)	24,360,000	626	2,616,879	13,070,943	34,219	8,637,333
31 (2019)	24,360,000	626	2,586,769	13,148,814	34,219	8,589,572
令和 2 (2020)	24,360,000	636	2,553,062	13,186,102	34,338	8,585,862
3 (2021)	24,360,000	845	2,520,058	13,208,098	34,305	8,596,694
4 (2022)	24,360,000	845	2,489,628	13,252,915	34,115	8,582,497
5 (2023)	24,360,000	845	2,458,129	13,292,073	34,115	8,574,838
<u>6 (2024)</u>	<u>24,360,000</u>	<u>845</u>	<u>2,410,745</u>	<u>13,332,468</u>	<u>33,083</u>	<u>8,582,859</u>

資料：市民部課税課

注 「その他」には、国または地方公共団体が所有する公共用地、学校用地、墓地、公衆用道路及び寺社境内等課税対象外土地が含まれる。

## (6) 生活環境

1世帯あたり住宅床面積及び1人あたり住宅床面積は、増加傾向にある。

一方、1世帯あたりの人員は減少を続けている。また、持ち家の比率は、令和2（2020）年で約48%となっている。

### 市民1世帯あたりと1人あたりの住宅床面積の推移

各年1月1日

年	住宅総床面積 (㎡)	世帯数	人口 (人)	1世帯あたり 住宅床面積 (㎡)	1人あたり 住宅床面積 (㎡)
平成 23 (2011)	5,474,259	84,142	178,542	65.1	30.7
24 (2012)	5,474,259	84,595	178,692	64.7	31.6
25 (2013)	5,535,055	84,841	178,407	65.2	31.0
26 (2014)	5,602,748	85,148	178,194	65.8	31.4
27 (2015)	5,704,004	86,162	179,090	66.2	31.8
28 (2016)	5,778,823	87,091	179,796	66.4	32.1
29 (2017)	5,882,703	88,650	181,554	66.4	32.4
30 (2018)	5,966,631	89,898	182,658	66.4	32.7
31 (2019)	6,084,798	91,270	183,822	66.7	33.1
令和 2 (2020)	6,116,869	92,288	184,090	66.3	33.2
3 (2021)	6,181,022	93,435	184,577	66.2	33.5
4 (2022)	6,336,659	94,682	185,124	66.9	34.2
5 (2023)	6,403,183	95,713	185,483	66.8	34.5

資料：[市民部課税課](#)

### 住宅所有関係別一般世帯数・1世帯あたり人員の推移

各年10月1日現在

年	持ち家	公営・ 都市機構・ 公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	1世帯 あたり人員
平成 2 (1990)	21,934	9,310	20,070	1,907	415	2.69
7 (1995)	24,168	9,515	22,217	3,107	560	2.54
12 (2000)	28,683	10,901	23,034	2,644	961	2.38
17 (2005)	33,612	11,733	25,422	1,845	688	2.31
22 (2010)	37,442	11,748	27,018	2,848	680	2.22
27 (2015)	39,881	11,437	27,582	2,346	583	2.12
令和 2 (2020)	<u>42,848</u>	11,209	<u>28,988</u>	<u>3,207</u>	<u>2,375</u>	<u>2.05</u>

資料：総務局統計局「国勢調査報告」

## 第4章 業務継続計画（BCP）の役割

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、市の通常の行政サービスについても一定のレベルを確保するため、市の業務継続計画（BCP）を平成29（2017）年12月に改定（令和4（2022）年5月修正）した。

災害時においても市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期に業務を復旧するため、業務継続計画（BCP）に基づき業務継続マネジメント（BCM）を展開するとともに、事業所の業務継続計画（BCP）策定に向けた取組を推進する。

### 第1節 業務継続計画（BCP）の目的

BCPとはBusiness Continuity Planの略であり、人、施設、資器材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち中断ができない、または中断しても早期復旧を必要とする業務（非常時優先業務）を事前に決めておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資器材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画である。

業務継続の取組は、以下の特徴を持っている。

- 1 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること
- 2 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと
- 3 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危なくなるかを抽出して検討すること
- 4 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること
- 5 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向けて事前準備をすること
- 6 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること

また、BCP策定後も、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実践することが重要である。

## 第2節 市の業務継続計画（BCP）等の推進

市は、本計画に基づき災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施する。

このような応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で回復できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

市は、災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、BCPに基づいた迅速な復旧体制を構築していく。

## 第3節 事業所の業務継続計画（BCP）の策定

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図り、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業所はBCPを策定する必要がある。事業所がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。しかしながら、依然としてBCPの認知度は低いのが現状である。

このため、市は事業所団体等を通じて、事業所がBCPの策定を推進するよう働きかける。



## 第2部 防災・減災計画

### 第1章 計画の主旨、基本的な考え方

### 第2章 被害想定と減災目標

### 第3章 市民・地域、事業者等と行政の役割分担

### 第4章 防災・減災への取組み

第1節 災害に強い都市（まちづくり）

第2節 市民・地域の防災力の向上（人づくり）

第3節 市民・地域、事業所等との連携・協働（しくみづくり）

第4節 危機管理体制の整備

### 第5章 計画の推進のために



## 第2部 防災・減災計画

### 第1章 計画の主旨、基本的な考え方

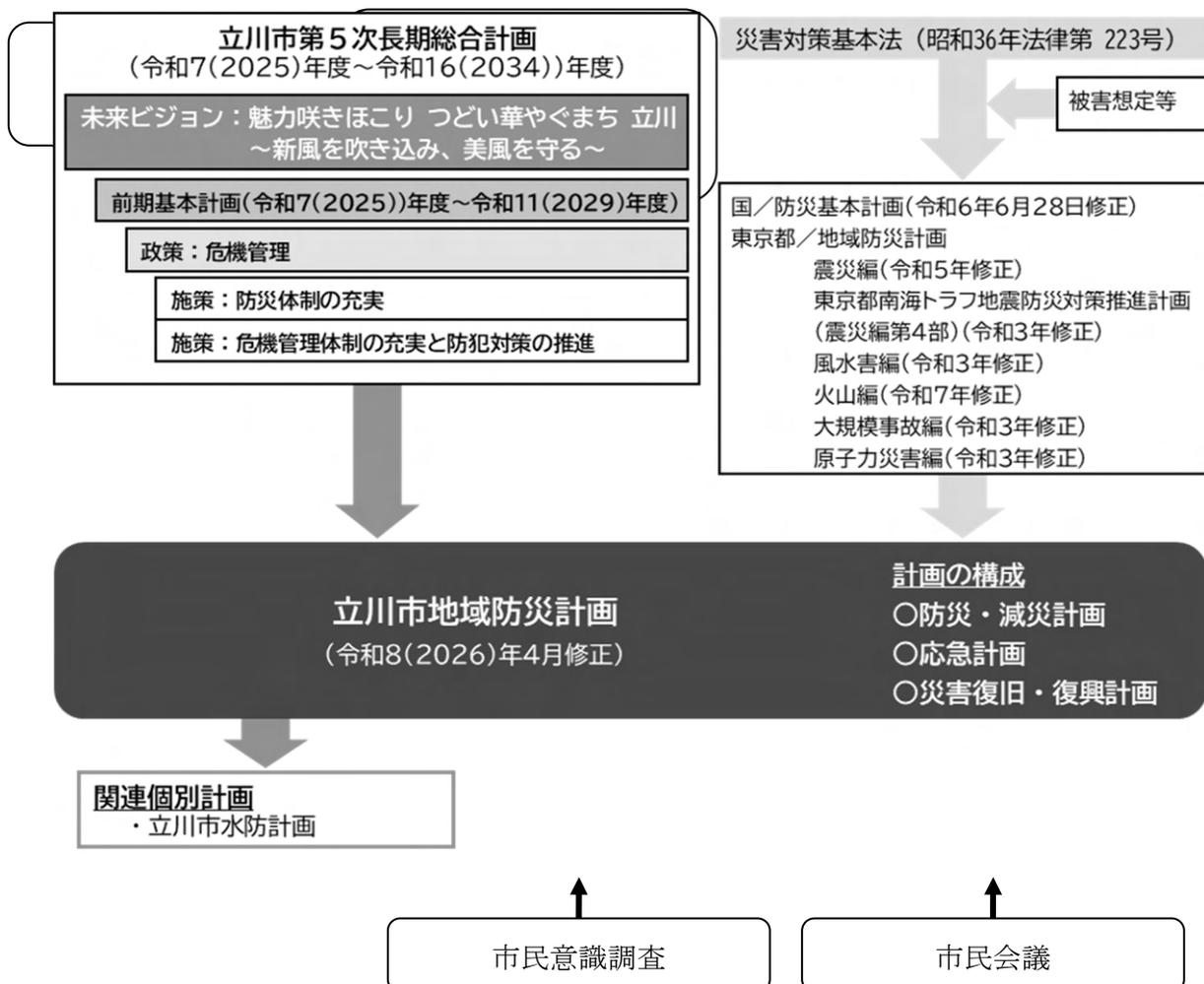
#### 第1節 防災・減災計画の位置付け、主旨

##### (1) 防災・減災計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法に基づく地域防災計画の「予防計画」にあたるもので、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等と整合を図り策定するものである。

また、本計画は、立川市の第5次長期総合計画に掲げる基本方針及び施策の大綱を具体化する分野別個別計画の1つに位置付けられる。

なお、応急計画及び災害復旧・復興計画を別途定める。



## (2) 防災・減災計画策定の主旨

本計画は、平成7（1995）年1月の阪神・淡路大震災及び平成23（2011）年3月の東日本大震災、令和6（2024）年1月の令和6年能登半島地震等の大規模な地震災害の教訓を生かし、災害が発生しても被害を最小限に軽減するための、日ごろからの備えと、発災直後の初動時の体制づくりを目的に、市民・地域、事業所、行政が連携・協働して「災害に強いまちづくり」を進める基本的な考え方やそれらを具体化するための各種施策を体系別にまとめた計画である。

## 第2節 防災・減災計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念

現在の科学水準では、地震等大規模な自然災害を事前に察知し、対策を講じることは困難である。しかし、日ごろからの十分な備えや、発災直後の初動体制を確立することで被害を最小限に軽減することができる。

首都直下の地震の切迫性が高まり、さらに、立川断層帯が市域の中心部を縦走する本市にとって、仮に大きな地震が発生しても、「被害を出さない。」「被害を軽減する。」「避難・救助を円滑にする。」など、減災の視点からの取組がきわめて重要となる。さらに、計画全体を通して女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者の視点を取り入れることが重要である。

防災対策を進めていく上で、基盤整備等のハード面については関連計画との整合性を図りながら進めていく必要がある。一方、少子化、高齢化や核家族化、都市化の進展により地域コミュニティが希薄化する中で、市民・地域、事業所、行政が、自助・共助・公助の適切な役割分担に基づき、それぞれが自らできる範囲で災害に強いまちづくりに取り組むとともに、各主体が連携・協働するしくみづくりの強化が課題である。また、今後は防災対策の実効性を高め、加速化するツールとして防災DXを積極的に活用する必要もある。

本計画は、市民・地域、事業所、行政が連携・協働するしくみづくりに取り組むとともに、「防災」をテーマに、地域づくり、地域コミュニティの活性化を図ることを基本理念とする。

### (2) 減災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

## 第2章 被害想定と減災目標

### 第1節 東京都防災会議による被害想定

東京都防災会議は、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、平成24（2012）年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直し、令和4（2022）年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を公表した。「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25（2013）年5月14日）が公表されているが、本市においては「首都直下地震等による東京の被害想定」の結果が最大であるため、これに基づくものとする。

#### （1）被害想定的前提条件

今回の被害想定を作成にあたっては、前回被害想定以降の防災対策の進展や人口構造の変化など、大都市東京の実情を反映するとともに、全国各地で頻発した大規模地震災害を通じて蓄積した最新の知見を踏まえ、科学的・客観的な手法や最新のデータを用られており、可能な限り定量的に被害が評価されている。

なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示された。また、現状において想定し得る被害量だけでなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計された。

#### （2）想定地震

本計画では、本市の被害が大きくなる多摩東部直下地震と立川断層帯地震を対象とする。

項目	内容	
種類	多摩東部直下地震 (首都直下地震)	立川断層帯地震 (活断層で発生する地震)
震源	東京都多摩地域	立川断層帯
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4
発生確率 (今後30年以内)	約70% (南関東地域で発生するマグニチュード7クラスの地震の発生確率)	0.5～2%

### (3) 想定するシーン

地震発生時間帯により東京都内に滞留する人々の活動状況は異なるため、発生時刻が変わると人的被害の様相も変化する。このため、本調査では、想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・発生時刻）を設定した。

#### 想定するシーン（季節・時刻）

シーン設定		想定される被害の特徴
基本シーン	①冬、朝5時	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
	②冬、昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。</li> <li>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</li> <li>住宅内滞留者は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</li> </ul>
	③冬、夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース</li> <li>オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。</li> <li>ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

### (4) 被害想定にかかる人口・建物数

東京都の被害想定では、夜間人口は総務省「令和2（2020）年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成27（2015）年国勢調査」、建物棟数は総務省「令和2（2020）年度固定資産価格等の概要調査」をもとに被害想定を算出している。

種類	多摩東部直下地震	立川断層帯地震
夜間人口	183,581 人	
昼間人口	201,294 人	
木造建物数	31,414 棟	
非木造建物数	11,344 棟	

### (5) 被害想定の特徴

想定結果の主な特徴を以下に示す。

- 多摩東部直下地震では震度6弱のゆれが、立川断層帯地震では震度6強のゆれが市域全体で発生する。
- ゆれによる建物被害は、多摩東部直下地震で約2,600棟、立川断層帯地震で約6,000棟発生する。
- 火災被害（倒壊建物を含まない場合）は、多摩東部直下地震で出火件数7件、焼失棟数453棟、立川断層帯地震で出火件数26件、焼失棟数4,093棟発生する。
- 人的被害は、多摩東部直下地震では、ゆれ（建物倒壊）による死者（負傷者）は16人（561人）、火災による死者（負傷者）は10人（17人）である。一方、立川断層帯地震では、ゆれ（建物倒壊）による死者（負傷者）は99人（2,163人）、火災による死者（負傷者）は99人（402人）である。死亡については、ゆれを原因とするものが最も多く、次いで火災を原因とするものが多い。負傷については、ゆれを原因とするものが圧倒的に多い。
- ライフラインは、立川断層帯地震で上水道の断水率が28.1%、電気停電率が22.4%となる。
- 避難者は、多摩東部直下地震で約1.7万人（避難所避難者数は約1.1万人）、立川断層帯地震で約5万人（避難所避難者数は約3.3万人）発生する。
- 帰宅困難者は、多摩東部直下地震、立川断層帯地震いずれも約3.6万人発生する。また、立川駅周辺の屋外滞留者数はいずれも約1.1万人発生する。
- エレベーターの閉じ込め台数は、多摩東部直下地震で185台、立川断層帯地震で323台前後発生する。
- 災害廃棄物は、多摩東部直下地震で22万t・25万m<sup>3</sup>、立川断層帯地震で89万t・91万m<sup>3</sup>発生する。

### (6) 被害想定全体像

多摩東部直下地震（M7.3）、立川断層帯地震（M7.4）が発生した場合の建物の被害や火災の状況、死傷者数、避難者数、帰宅困難者数、ライフラインの復旧見込み等を、発災時の風速や発災時間別に次項に示す。

●多摩東部直下地震での立川市の被害想定

1 震源		多摩東部直下地震（首都直下地震）							
2 地震規模		マグニチュード7.3							
3 震度		6弱～6強(6弱：88.0%/6強：12.0%)							
4 気象条件等		冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s				
		5時	12時	18時	5時	12時	18時		
被害想定									
建物被害	全壊棟数	ゆれ		431棟					
		液状化		1棟					
		急傾斜地崩壊		0棟					
		計		432棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数		2,166棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数		440棟				
		液状化	半壊棟数		8棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数		3棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数		0棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数		0棟				
計		半壊棟数		2,174棟					
		半壊棟数のうちの大規模半壊棟数		443棟					
出火による被害	出火件数		3件	4件	7件	3件	4件	7件	
	焼失件数	建物倒壊を含む		226棟	285棟	459棟	218棟	275棟	443棟
建物倒壊を含まない		223棟	281棟	453棟	215棟	272棟	437棟		
人的被害	死者	ゆれ建物被害		23人	12人	16人	23人	12人	16人
		屋内収容物		3人	3人	2人	3人	3人	2人
		急傾斜地崩壊		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災		5人	7人	10人	5人	7人	10人
		ブロック塀等		0人	1人	2人	0人	1人	2人
		屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計		31人	22人	31人	31人	22人	30人
	要配慮者の死者		17人	12人	17人	17人	12人	17人	
	負傷者	ゆれ建物被害		601人	580人	561人	601人	580人	561人
		屋内収容物		60人	65人	58人	60人	65人	58人
		急傾斜地崩壊		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災		8人	12人	17人	8人	11人	17人
		ブロック塀等		1人	30人	74人	1人	30人	74人
		屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計		671人	686人	711人	671人	686人	710人
	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害		38人	39人	37人	38人	39人	37人
		屋内収容物		13人	14人	13人	13人	14人	13人
		急傾斜地崩壊		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災		2人	3人	5人	2人	3人	5人
		ブロック塀等		1人	12人	29人	1人	12人	29人
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人		
計		54人	68人	83人	54人	68人	83人		
ライフライン支障率	電気停電率		3.0%	3.1%	3.6%	3.0%	3.1%	3.5%	
	上水道		12.4%						
	下水道		2.2%						
	ガス※		0.0%						
	電話(固定)		0.7%	0.8%	1.3%	0.9%	0.8%	1.3%	
避難者	避難者		16,207人	16,450人	17,164人	16,174人	16,409人	17,097人	
	避難所避難者		10,805人	10,967人	11,443人	10,783人	10,939人	11,398人	
	避難所外避難者		5,402人	5,483人	5,721人	5,391人	5,470人	5,699人	
帰宅困難者	立川駅周辺	屋内滞留者	50,487人				50,487人		
		滞留者	11,450人				11,450人		
	帰宅困難者数		35,643人				35,643人		
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		182台	185台	185台	182台	183台	185台		
自力脱出困難者数		194人	200人	188人	194人	200人	188人		
災害廃棄物(重量・体積)		22万t・ 24万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 25万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 25万㎡		

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※ ガス地震対策検討会報告書（1996年/資源エネルギー庁）によれば、阪神・淡路大震災後、地震発生時にはS I値<sup>\*1</sup>が60kine<sup>\*2</sup>を超えた場合に速やかに低圧ブロック<sup>\*3</sup>のガス供給を停止する即時供給停止判断基準（第1次緊急停止判断基準）の導入が提言され、全国の都市ガス事業者の供給停止判断基準として採用されている。

●多摩東部直下地震での東京都全体の被害想定

1 震源		多摩東部直下地震（首都直下地震）						
2 地震規模		マグニチュード7.3						
3 震度		5強以下：22.9%/6弱：48.2%/6強：28.8%						
4 気象条件等		冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s			
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	
被害想定								
建物被害	全壊棟数	ゆれ	68,094 棟					
		液状化	1,546 棟					
		急傾斜地崩壊	469 棟					
		計	70,108 棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	212,439 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	47,326 棟				
		液状化	半壊棟数	9,373 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3,340 棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	1,082 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	205 棟				
計		半壊棟数	222,894 棟					
		半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	50,871 棟					
出火による被害	出火件数	264件	378件	599件	264件	378件	599件	
	焼失件数	建物倒壊を含む	29,070 棟	36,542 棟	94,425 棟	27,209 棟	34,166 棟	88,518 棟
		建物倒壊を含まない	28,253 棟	35,513 棟	91,408 棟	26,437 棟	33,195 棟	85,663 棟
人的被害	死者	ゆれ建物被害	4,079 人	1,874 人	2,593 人	4,079 人	1,874 人	2,593 人
		屋内収容物	261 人	222 人	216 人	261 人	222 人	216 人
		急傾斜地崩壊	42 人	24 人	32 人	42 人	24 人	32 人
		火災	715 人	762 人	1,918 人	671 人	712 人	1,799 人
		ブロック塀等	7 人	65 人	224 人	7 人	65 人	224 人
		屋外落下物	0 人	1 人	3 人	0 人	1 人	3 人
		計	5,104 人	2,947 人	4,986 人	5,060 人	2,897 人	4,867 人
		要配慮者の死者	3,419 人	1,875 人	3,299 人	3,389 人	1,843 人	3,220 人
	負傷者	ゆれ建物被害	70,872 人	59,066 人	60,608 人	70,872 人	59,066 人	60,608 人
		屋内収容物	6,111 人	6,160 人	5,721 人	6,111 人	6,160 人	5,721 人
		急傾斜地崩壊	52 人	30 人	40 人	52 人	30 人	40 人
		火災	2,062 人	2,303 人	7,269 人	1,924 人	2,131 人	6,771 人
		ブロック塀等	236 人	2,251 人	7,720 人	236 人	2,251 人	7,720 人
		屋外落下物	3 人	54 人	252 人	3 人	54 人	252 人
	計	79,337 人	69,865 人	81,609 人	79,198 人	69,693 人	81,112 人	
	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	6,212 人	4,829 人	5,107 人	6,212 人	4,829 人	5,107 人
		屋内収容物	1,352 人	1,342 人	1,246 人	1,352 人	1,342 人	1,246 人
		急傾斜地崩壊	26 人	15 人	20 人	26 人	15 人	20 人
		火災	577 人	645 人	2,031 人	538 人	597 人	1,892 人
		ブロック塀等	92 人	878 人	3,011 人	92 人	878 人	3,011 人
屋外落下物		0 人	6 人	27 人	0 人	6 人	27 人	
計	8,259 人	7,715 人	11,441 人	8,221 人	7,667 人	11,302 人		
ライフライン支障率	電気停電率	7.2%	9.1%	9.3%	7.2%	7.4%	9.1%	
	上水道	25.8%						
	下水道	4.3%						
	ガス※	12.5%						
	電話(固定)	1.1%	1.3%	2.9%	1.1%	1.2%	2.8%	
避難者	避難者	2,475,958 人	2,509,151 人	2,755,568 人	2,467,929 人	2,498,100 人	2,730,086 人	
	避難所避難者	1,650,639 人	1,672,768 人	1,837,045 人	1,645,286 人	1,665,400 人	1,820,057 人	
	避難所外避難者	825,319 人	836,384 人	918,523 人	822,643 人	832,700 人	910,029 人	
帰宅困難者	ターミナル駅	-	1,488,943 人			1,488,943 人		
	屋内滞留者		157,206 人			157,206 人		
	周辺滞留者	屋外滞留者	4,151,327 人			4,151,327 人		
帰宅困難者数	4,151,327 人							
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	19,220 台	19,821 台	19,808 台	19,201 台	19,276 台	19,751 台		
自力脱出困難者数	28,641 人	23,367 人	24,056 人	28,641 人	23,367 人	24,056 人		
災害廃棄物（重量・体積）	2,542万t・ 2,887万㎡	2,560万t・ 2,920万㎡	2,699万t・ 3,185万㎡	2,538万t・ 2,878万㎡	2,554万t・ 2,910万㎡	2,685万t・ 3,158万㎡		

※1 S I（Spectrum Intensity）値：地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるかを数値化したもの。

※2 カイン（kine）：地震動の最大速度で一秒間にどれだけ変位するかを表す単位。1 カイン=1 cm 毎秒（1 kine=1 cm/s）

※3 低圧ブロック：東京ガスグループ供給区域内の約 52,000km の低圧ガス導管は、260 以上のブロックに分割されており、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができる。なお、表中の支障率は被害想定実施当時の 140 ブロックの条件下のもの。

●立川断層帯地震での立川市の被害想定

1 震源		立川断層帯地震（活断層で発生する地震）						
2 地震規模		マグニチュード7.4						
3 震度		6強～7（6強：94.7%/7：5.3%）						
4 気象条件等		冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s			
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	
被害想定								
建物被害	全壊棟数	ゆれ	2,471棟					
		液状化	1棟					
		急傾斜地崩壊	0棟					
		計	2,471棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	3,568棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	762棟				
		液状化	半壊棟数	8棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	0棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	0棟				
計	半壊棟数	3,576棟						
		半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	765棟					
出火による被害	出火件数	12件	15件	26件	12件	15件	26件	
	焼失件数	建物倒壊を含む 1,149棟	2,050棟	4,348棟	1,117棟	1,999棟	4,226棟	
		建物倒壊を含まない 1,081棟	1,930棟	4,093棟	1,052棟	1,882棟	3,978棟	
人的被害	死者	ゆれ建物被害	142人	77人	99人	142人	77人	99人
		屋内収容物	6人	5人	5人	6人	5人	5人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	25人	51人	99人	24人	50人	96人
		ブロック塀等	0人	2人	5人	0人	2人	5人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計	172人	136人	209人	172人	135人	206人
	要配慮者の死者	96人	75人	116人	95人	75人	114人	
	負傷者	ゆれ建物被害	2,084人	2,408人	2,163人	2,084人	2,408人	2,163人
		屋内収容物	123人	131人	118人	123人	131人	118人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	73人	185人	402人	70人	179人	389人
		ブロック塀等	4人	74人	181人	4人	74人	181人
		屋外落下物	0人	1人	2人	0人	1人	2人
	計	2,283人	2,798人	2,865人	2,280人	2,793人	2,853人	
	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	279人	301人	279人	279人	301人	279人
		屋内収容物	27人	28人	26人	27人	28人	26人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	20人	52人	112人	20人	50人	109人
ブロック塀等		1人	29人	71人	1人	29人	71人	
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
計	328人	411人	487人	327人	409人	484人		
ライフライン支障率	電気停電率	15.5%	17.4%	22.4%	15.4%	17.2%	22.1%	
	上水道	28.1%						
	下水道	4.4%						
	ガス※	83.5%						
	電話(固定)	3.3%	5.5%	11.3%	3.6%	5.4%	11.0%	
避難者	避難者	37,647人	41,181人	50,191人	37,523人	40,979人	49,711人	
	避難所避難者	25,098人	27,454人	33,460人	25,015人	27,319人	33,141人	
	避難所外避難者	12,549人	13,727人	16,730人	12,508人	13,660人	16,570人	
帰宅困難者	立川駅周辺	-	屋内滞留者		50,487人		50,487人	
	屋外滞留者		11,450人		11,450人			
	滞留者	-	-		-		-	
帰宅困難者数		35,643人		35,643人		35,643人		
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	296台	304台	323台	296台	304台	322台		
自力脱出困難者数	1,159人	1,249人	1,152人	1,159人	1,249人	1,152人		
災害廃棄物（重量・体積）	82万t・ 78万㎡	84万t・ 82万㎡	89万t・ 91万㎡	82万t・ 78万㎡	84万t・ 82万㎡	89万t・ 91万㎡		

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※ ガス地震対策検討会報告書（1996年/資源エネルギー庁）によれば、阪神・淡路大震災後、地震発生時にはS I値<sup>\*1</sup>が60kine<sup>\*2</sup>を超えた場合に速やかに低圧ブロック<sup>\*3</sup>のガス供給を停止する即時供給停止判断基準（第1次緊急停止判断基準）の導入が提言され、全国の都市ガス事業者の供給停止判断基準として採用されている。

●立川断層帯地震での東京都全体の被害想定

1 震源		立川断層帯地震（活断層で発生する地震）						
2 地震規模		マグニチュード7.4						
3 震度		5強以下：65.7%/6弱：22.0%/6強：11.8%/7：0.5%						
4 気象条件等		冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s			
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	
<b>被害想定</b>								
建物被害	全壊棟数	ゆれ	15,643 棟					
		液状化	90 棟					
		急傾斜地崩壊	332 棟					
		計	16,066 棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	48,640 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	9,495 棟				
		液状化	半壊棟数	715 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	255 棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	764 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	144 棟				
計	半壊棟数	50,119 棟						
半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	9,894 棟							
出火による被害	出火件数	96件	141件	226件	96件	141件	226件	
	焼失件数	建物倒壊を含む 11,375 棟	17,554 棟	36,941 棟	10,440 棟	16,107 棟	33,951 棟	
		建物倒壊を含まない 11,078 棟	17,068 棟	35,862 棟	10,165 棟	15,657 棟	32,950 棟	
人的被害	死者	ゆれ建物被害	872人	414人	593人	872人	414人	593人
		屋内収容物	71人	51人	54人	71人	51人	54人
		急傾斜地崩壊	30人	16人	22人	30人	16人	22人
		火災	270人	380人	775人	248人	349人	713人
		ブロック塀等	2人	15人	47人	2人	15人	47人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計	1,245人	875人	1,490人	1,223人	844人	1,429人
	要配慮者の死者	766人	538人	924人	753人	519人	886人	
	負傷者	ゆれ建物被害	15,766人	13,447人	13,559人	15,766人	13,447人	13,559人
		屋内収容物	1,851人	1,503人	1,465人	1,851人	1,503人	1,465人
		急傾斜地崩壊	37人	20人	27人	37人	20人	27人
		火災	512人	971人	2,556人	451人	866人	2,300人
		ブロック塀等	68人	503人	1,617人	68人	503人	1,617人
		屋外落下物	0人	1人	4人	0人	1人	4人
	計	18,235人	16,445人	19,229人	18,174人	16,340人	18,973人	
	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	1,477人	1,306人	1,300人	1,477人	1,306人	1,300人
		屋内収容物	296人	241人	239人	296人	241人	239人
		急傾斜地崩壊	18人	10人	14人	18人	10人	14人
		火災	143人	272人	714人	126人	242人	643人
		ブロック塀等	27人	196人	631人	27人	196人	631人
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
計	1,961人	2,025人	2,898人	1,944人	1,995人	2,827人		
ライフライン支障率	電気停電率	1.5%	1.7%	2.2%	1.5%	1.6%	2.1%	
	上水道	4.7%						
	下水道	2.0%						
	ガス※	2.8%						
	電話(固定)	0.3%	0.5%	0.9%	0.3%	0.4%	0.8%	
避難者	避難者	495,012人	518,095人	590,149人	491,428人	512,550人	578,780人	
	避難所避難者数	330,008人	345,397人	393,433人	327,619人	341,700人	385,853人	
	避難所外避難者数	165,004人	172,698人	196,716人	163,809人	170,850人	192,927人	
帰宅困難者	ターミナル駅	-	屋内滞留者			1,488,943人		
	周辺滞留者		屋外滞留者			157,206人		
	帰宅困難者数		4,151,327人			4,151,327人		
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	5,184台	5,216台	5,309台	5,179台	5,210台	5,296台		
自力脱出困難者数	6,712人	5,858人	5,829人	6,712人	5,858人	5,829人		
災害廃棄物（重量・体積）	重量	577万t	591万t	636万t	575万t	588万t	629万t	
	体積	659万㎡	687万㎡	773万㎡	655万㎡	680万㎡	759万㎡	

※1 S I (Spectrum Intensity) 値：地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるかを数値化したもの。

※2 カイン (kine)：地震動の最大速度で一秒間にどれだけ変位するかを表す単位。1 カイン=1 cm 毎秒 (1 kine=1 cm/s)

※3 低圧ブロック：東京ガスグループ供給区域内の約 52,000km の低圧ガス導管は、260 以上のブロックに分割されており、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができる。なお、表中の支障率は被害想定実施当時の 140 ブロックの条件下のもの。

### (7) 身の回りで起こり得る被害の様相

今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

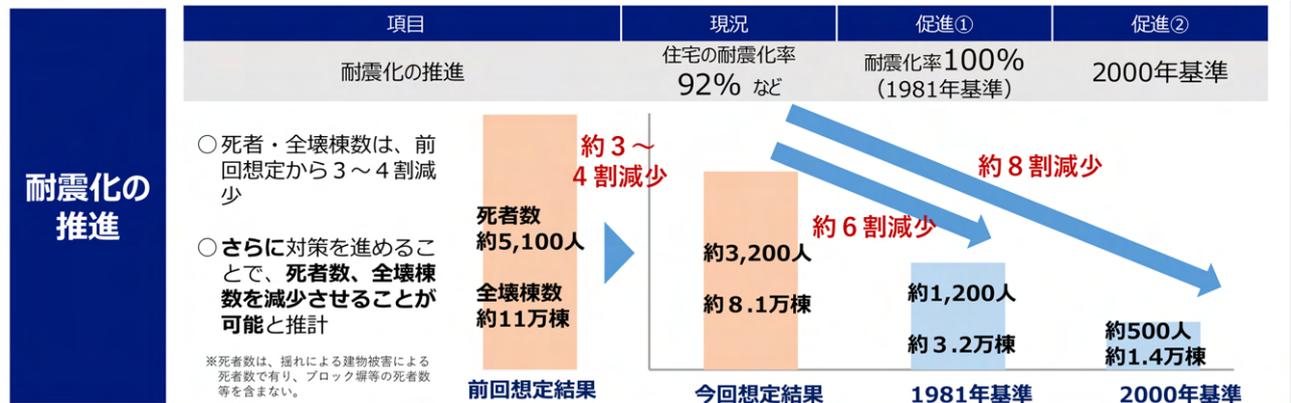
- インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き  
発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。
- 救出救助機関等による応急対策活動の展開  
建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難をきわめ、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、東京都外からの応援が十分得られない可能性がある。
- 避難所での避難  
発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。
- 住み慣れた自宅等での避難生活  
建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突したりする可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間にわたり使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。
- 帰宅困難者を取り巻く状況  
携帯電話の不通などにより、家族の安全が確認できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

(8) 被害軽減効果の推計

今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害低減効果が推計された。※以下の推計は東京都全域を対象としたものである。

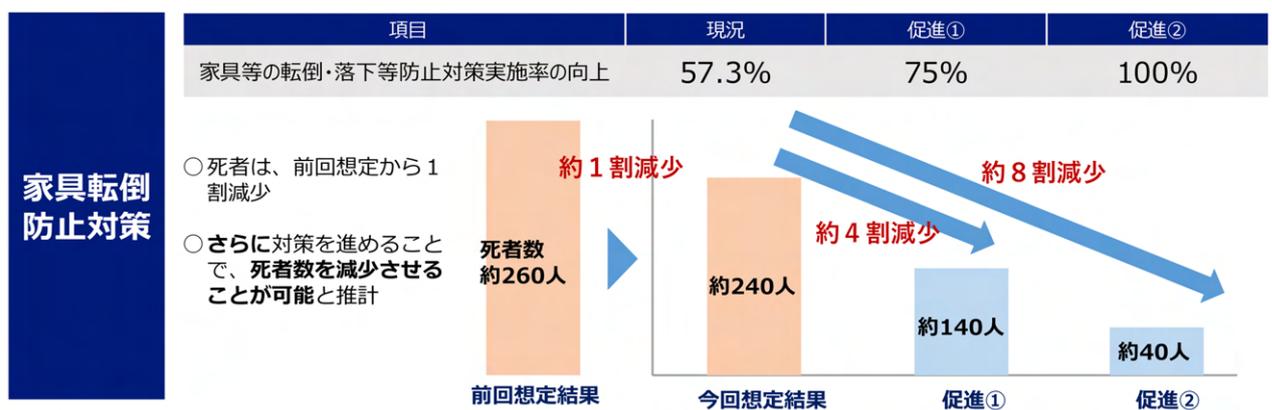
- 耐震化率の向上による、ゆれによる建物被害や人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少。



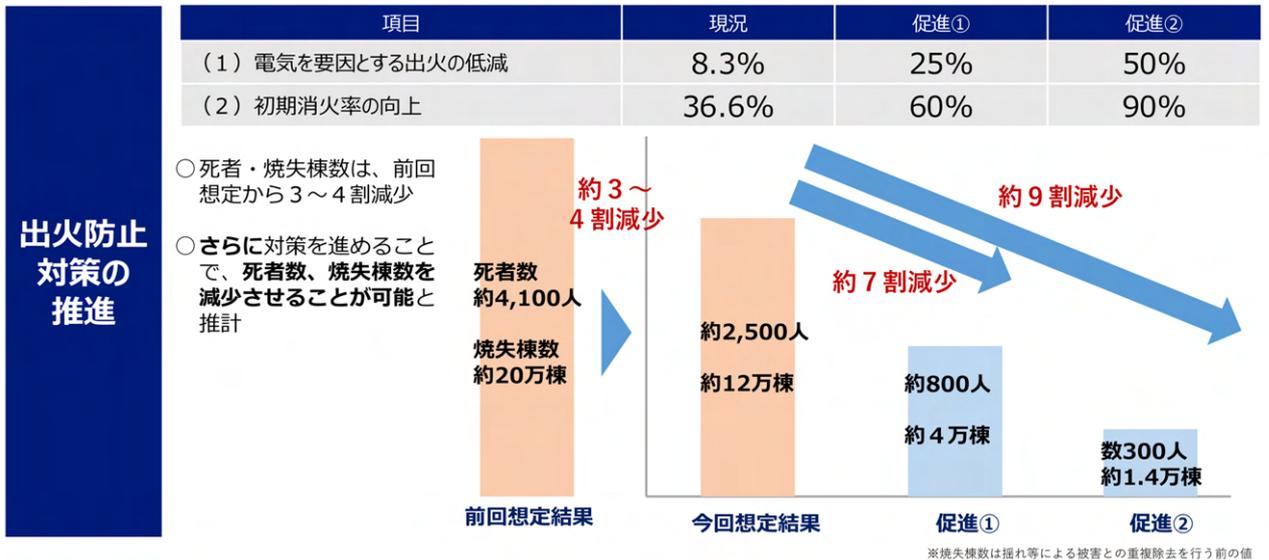
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による、屋内収容物の移動・転倒による人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少



- 感震ブレーカー設置などの出火防止対策や消火器設置、消火訓練実施などの初期消火対策による、火災被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少



## 第2節 減災目標と対策

東京都が想定した4つの地震のうち立川断層帯地震が発生した場合、立川市の94.7%の地域で震度6強、5.3%の地域が震度7に見舞われ、被害が最大となる。今後30年以内に立川断層帯地震が起こる発生確率は0.5～2%、多摩東部直下地震などの首都直下地震は30年以内に70%の確率で発生するといわれており、これらに対処するためにも減災目標の指数として採用することとした。

東京都地域防災計画と整合を図り、以下のように減災目標を定め、市民・地域、事業所等と協力して対策を推進する。

### 減災目標 1 死傷者の6割減

#### (1) 住宅の倒壊による死傷者の6割減

立川断層帯地震M7.4、朝5時・風速8m/sの場合、ゆれによる建物被害を原因とする死者想定数は142人、負傷者想定数は2,084人となっているが、次の対策を講じて、これをそれぞれ4割程度にする。

#### 【減災対策】

- ① 建築物等の耐震化の推進
  - ・住宅の耐震化率を、平成25(2013)年度末の70.7%から90%に引き上げる。
  - ・特定緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化率を100%にする。
- ② 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
  - ・家具類の転倒・落下・移動防止対策を、さらに推進する。
- ③ 工法・装置の普及促進
  - ・安価で信頼できる耐震化工法・装置を普及促進する。
- ④ 救出・救助体制の強化
  - ア 地域防災力の向上
    - ・市民防災組織数を、平成31(2019)年度末の139団体から145団体程度に増やすとともに、各組織に2人以上の防災リーダー\*の育成を進める。  
※ 防災リーダーとは、地域で防災対策の推進や知識・スキルを広めるリーダーをいう。
    - ・退職消防団員組織との連携を促進する。
    - ・市民消防隊を、全ての自治会支部ごとに配置する。
    - ・自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
    - ・市民が早期に避難、消火活動ができるように情報伝達の迅速化を図る。

- ・防災訓練や救命講習により市民の救出・救護能力の向上を図る。
  - ・地域と事業所の連携強化を図る。
- イ 救出・救助体制の整備
- ・負傷者等の医療、搬送体制を強化する。
  - ・地域の救出・救助体制を整備する。
  - ・要配慮者の安否確認、避難誘導等地域での支援体制を構築する。

## (2) 火災による死傷者の6割減

立川断層帯地震M7.4、冬18時、風速8m/sの場合、火災を原因とする死者想定数は99人、負傷者想定数は402人となっているが、次の対策を講じて、これをそれぞれ想定数の4割程度にする。

### 【減災対策】

- ① 建物の不燃化の推進と消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消
- ア 住宅・建築物の不燃化
- ・住宅・建築物の不燃化を進める。特に、木造住宅が密集している消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消を目指す。
- イ 緑のネットワークの形成
- ・延焼遮断帯となる都市計画道路や防災拠点となる公園を整備し、街路樹や生垣などによる緑のネットワークを形成する。
- ② 消防力の充実・強化
- ・消防団員の確保、活動の強化を図る。
  - ・消防水利不足地域を解消するとともに、消防団詰所の整備や消防車両などの装備を充実する。
- ③ 市民や事業所の火災対応力の強化
- ア 出火防止対策の推進
- ・建物倒壊による出火や電気器具等からの出火を防止する。
  - ・火気使用設備、器具の安全化及び停電復旧に伴う出火を防止する。
- イ 初期消火力の強化
- ・市民防災組織、市民消火隊、事業所自衛消防隊と連携し、地域の初期消火力を強化する。
  - ・総合防災訓練、地域の防災訓練の参加者数を約12,000人以上に増やす。
  - ・住宅用火災警報器を、全ての住宅に設置する。
- ④ 救出・救助体制の強化
- ・前記(1)、④の再掲

## 減災目標 2 避難者の4割減

### (1) 住宅の倒壊や火災による避難者の大幅減

立川断層帯地震M7.4、冬18時、風速8m/sの場合、建物被害やライフライン被害に伴う避難人口は50,191\*人（避難所避難者数33,460\*人、避難所外避難者数16,730\*人）となっているが、次の対策を講じて、避難者想定数の6割程度にする。

※ 合計は四捨五入の関係上、一致しない。

#### 【減災対策】

- ① 建築物等の耐震化の推進
  - ・減災目標1（1）、①の再掲
  
- ② 建物の不燃化の推進と消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消
  - ・減災目標1（2）、①の再掲
  
- ③ 消防力の充実・強化
  - ・減災目標1（2）、②の再掲
  
- ④ 市民や事業所の火災対応力の強化
  - ・減災目標1（2）、③の再掲
  
- ⑤ 被災住宅に対する応急危険度判定
  - ・被災住宅に対する応急危険度判定を7日以内に完了させる。
  
- ⑥ ライフラインの復旧
  - ・各ライフライン事業者は、耐震化を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、早期の機能回復に努めるものとする。
  
- ⑦ エレベーターの復旧
  - ・エレベーターの管理業者は、マンション等のエレベーターの早期復旧に努める。

### 減災目標 3 帰宅困難者の安全確保

#### (1) 帰宅困難者の安全確保

立川断層帯地震M7.4、冬18時の場合、立川駅周辺における屋外滞留者数は11,450人となっているが、「むやみに移動を開始しない。」ということの基本原則として次の4つの対策を実施し、帰宅困難者の安全の確保を図る。

※ 屋外滞留者＝所属場所（職場、学校など）以外で被災して、身近に留まる場所を持たない人

#### 【減災対策】

- ① 一斉徒歩帰宅者の発生抑制と備蓄
  - ・災害伝言ダイヤルや災害用伝言板等の複数の安否確認手段の周知をする。
  - ・「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の周知をする。
  - ・東京都帰宅困難者対策条例（平成25（2013）年4月1日施行）の周知を図り企業や学校等に、従業員や児童・生徒等の一時待機を促進する。
  - ・一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、食料等の提供を行う。その際は、女性総合センター、子ども未来センター、東京都多摩広域防災倉庫及び立川競輪場の備蓄品（食料、毛布等）を活用する。
  - ・協定を締結した民間事業者は事業所が備蓄している備蓄品等を帰宅困難者に提供する。
- ② 一時滞在施設等の確保
  - ・国営昭和記念公園など駅周辺の公共施設9か所と都施設6か所、民間施設12か所を一時滞在施設として指定している。また、一晚の受入を想定した、一晚滞在施設も5か所指定している。
  - ・上記公共施設以外の民間施設についても一時滞在施設等の指定及び協定を締結し、帰宅困難者の安全確保を図る。
- ③ 必要な情報の提供と避難誘導
  - ・防災行政無線、防災情報メール（見守りメール）、SNS（X、LINE）、立川駅前大型ビジョン、各携帯電話会社の緊急速報メール、文字表示盤などを活用し必要な情報提供を行う。
  - ・立川駅南北デッキ上に設置した防災カメラにより、駅周辺の状況を把握し、避難誘導を行う。
- ④ 徒歩帰宅者への支援・帰宅困難者の搬送
  - ・災害時帰宅支援ステーション（九都縣市と帰宅困難者支援協定を結んでいるコンビニエンスストア、ファストフード店、ファミリーレストラン等）、災害時サポー

トステーション（東京都石油業組合加入のガソリンスタンド）や日本赤十字社東京都支部が設置する赤十字エイドステーションの周知をする。

- ・帰宅支援マップの作成を検討する。

### 第3章 市民・地域、事業所等と行政の役割分担

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、6,400人もの尊い生命が奪われ、負傷者は43,800人を超える状況であった。また、全壊、半壊建物は約25万棟をかぞえ、出火件数は285件、火災で焼失した床面積は80万㎡以上に及んだ。平成23（2011）年に発生した東日本大震災では、死者が15,900人に上り、行方不明者が約2,500人（令和5（2023）年11月時点）という未曾有の大災害となった。平成28（2016）年に発生した熊本地震では、最大震度7の地震が約28時間の間に2回発生するなど、観測史上例のない事態に見舞われ200人以上の死者が発生し、一部の市町村では防災拠点となる庁舎が損壊するなど、甚大な被害が発生した。令和6（2024）年に発生した能登半島地震では、最大震度7の地震が発生し、能登半島で約2mの変動や最大4mの隆起、石川県、富山県、新潟県の広い範囲で液状化、日本海側の多くの地域で津波が観測され、死者が245人、全壊、半壊建物が27,551棟となる被害が発生した。

こうした災害を目のあたりにして、大規模な災害が発生しても被害を最小限にするための事前の備えと、同時多発する被害に的確に対応するしくみづくりが必要であり、自助・共助・公助の適切な役割分担による日ごろからの取組がきわめて重要となることがわかった。

市民・地域、事業所、行政は、日ごろからの備えや発災時の対応、復旧・復興時の対応に、以下のような役割に基づき、取り組むこととする。

#### 第1節 建築物の耐震化や市街地等の整備

災害による被害で最も重要視しなくてはならないことは人的被害であり、人的被害が発生する要因としては、地震動による建築物・構造物の倒壊、市街地の火災などが挙げられる。こうした建築物等の倒壊や火災延焼などにより多数の死傷者や避難者が発生した場合、応急対策を円滑に行うことは困難が予想される。

このため、「建築物等が倒壊しない。」「火災が延焼しない。」など災害に強いまちづくりを行うことが根本的な対応となるが、関係者の合意形成には長い年月を要し、また、膨大な費用が必要となる。

したがって、災害による被害を出さないための事前の備えとして、市民、事業所、行政が、できることから着実に取り組むことが求められる。

市民、事業所は、建築物等の耐震化・不燃化や家具・備品等の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止などに、それぞれの所有者・管理者が取り組む一方、市は、民間建築物の耐震化やブロック塀等の撤去や耐震補強などを要請する。

消防署は、各事業所に対しては、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所・市民に対しては、立入検査及び防火診断を通じた火気対策や防火防災対策を推進するとともに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図り、初期消火体制の強化を図る。

また、消防用設備の適正な維持管理や、災害時の活動体制の確立及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。

市は、木造建築物が密集している消防活動時に特に注意が必要となる区域の解消に向け、市街地整備や道路・公園などの面的な整備の具現化を図る一方、それが実現するまでの間は、出火防止措置徹底の周知や初期消火体制の整備などを、市民・地域の協力を得て計画的に推進する。

また、公共施設の維持管理を適切に行うため、天井等の耐震性の向上や定期的な点検及び修繕を図っていく。

なお、集中豪雨等による浸水対策については、市民、事業所が地下空間への浸水防止対策を講じる一方、市は、公共下水道（雨水排水）等の整備及び土砂災害警戒区域等への対策を推進していく。

## 第2節 被害を軽減するための取組

### （1）救助・救護活動

災害による被害を軽減するためには、災害発生時の早期の救助活動が最も有効といわれており、阪神・淡路大震災では、救助された方の多くが地域住民の活動によるものであったと言われている。

反面、被災者の家族等が消火活動に出動した消防隊員を引き止めて救助にあたらせ、延焼が拡大し、多くの犠牲者の発生にもつながったとの報道もされており、市民防災組織など地域住民ができる救助は協力して行い、消防隊は消火活動に専念できるようにすることが重要となる。

大規模災害では、被害が同時多発し、消防隊や救急隊の速やかな到着を見込むことは困難であり、自分自身にけががなく無事であったときは、可能な限り地域住民が協力し、近隣住民の安否の確認を行うとともに、倒れた家具や家屋の下敷きとなり負傷した人がいるときには、救助活動や応急手当などを行うことで人的被害を軽減することができる。

また、市民防災組織等により地域内の要配慮者の存在を日ごろから把握し、同時に、救助・救護の体制を整備しておくことにより、災害時には迅速な活動が期待できる。

したがって、市民・地域、事業所等には、災害時における救助・救護活動に役立つ救命講習を受講するなど応急手当の方法を身に付けるとともに、避難等を希望する要配慮者の

把握や避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画等を活用した避難支援体制の構築に取り組んでおく必要がある。

市民等が自ら円滑な救助・救護活動ができるように、市民防災組織等が活用する救助資器材の配備を行うとともに、それを用いた救助訓練や応急手当訓練を実施する。

また、迅速かつ効果的な初動体制を確立するほか、災害情報の収集・分析システムの構築や情報連絡体制の整備、消防関係機関と連携した救助のしくみづくり、医療救護体制の強化を図る必要がある。

さらに、被災建築物の倒壊の危険性等を調査し、被災建築物の使用の可否を判定する「被災建築物応急危険度判定員」の育成・登録制度の整備のほか、要配慮者の把握と救助体制の整備に取り組むとともに、他の自治体や民間団体等との応援・協力体制の整備、災害ボランティアセンターの開設と要員の確保、専門ボランティアの登録制度の整備などに取り組むとともにしくみにおいても周知を行う必要がある。

## (2) 消火活動

大規模地震発生直後の火災は同時多発し、同時に交通渋滞や断水による消火栓の使用不能等が重なり、消防隊による消火能力は著しく不足し、延焼の拡大が予想される。このため、市民・地域による初期消火体制の整備が重要な課題となる。

市民は、まず身の安全を確保し、ゆれが収まってから火の元の安全確認を行い、万一火災が発生した場合には、消火器や風呂水等で初期消火に努めることを心がけるようにする。

なお、阪神・淡路大震災では、停電後の通電による火災の発生が多かったことから、避難する場合には、必ず電気のブレーカーを切るように徹底する必要がある。あわせて感震ブレーカーの設置を促進する。

近所で火災が発生している場合、近隣の人々と協力し、消火器、バケツリレー等により地域ぐるみの消火活動にあたるよう、日ごろから訓練を行っておくことも必要となる。

このような活動を行うためには、市民等は、家庭用消火器の整備や風呂水を溜め置くようにするほか、市民消火隊は可搬ポンプを使用した訓練を行い、スタンドパイプを所有する市民防災組織は、近隣組織と協力し訓練を行う。また、事業所の自衛消防隊との応援協定を締結しておくことも検討する必要がある。

市は、消防団員の確保や消防ポンプ車の整備などにより消防力の強化を図るほか、消防水利の確保、消防署との連携強化、市民消火隊の結成促進、市民防災組織による消火訓練への助言・指導、事業所の自衛消防隊や民間団体等との連携促進など具体化に取り組む。

### 第3節 避難・誘導

大規模災害により自宅が全半壊または倒壊が見込まれる場合、市民は公共施設などの避難所へ避難する。開設の順番としては、一次避難所である小中学校等及び特定避難所を開設し、被害の状況により市は学習館や福祉会館などの二次避難所、保育園や福祉作業所などの福祉避難所を開設する。さらに不足する場合にはオープンスペースである市内公園や広域避難場所等を使用する。

こうした避難行動に移る前には、火災がどこまで延焼しているか、避難所までの道路や橋りょうは通行可能か、避難場所の安全は確保できているかなどの被害情報を正確に把握することが重要となる。避難するにあたっては、近隣の人に声をかけ、まず、地域で事前に定めた集合場所に集まり、要配慮者を含めた安否の確認を行い、道路等の安全確保を行った上で、集団で避難所に避難することが適切である。

市民は、情報入手手段となる携帯ラジオ等を事前に準備しておくとともに、避難場所や避難路、その周辺の状況等を日ごろから防災マップ等を活用して確認しておくことが必要となる。風水害は気象情報等から災害発生を予見できることもあり、被害が大きくなる前に避難を開始することが命を守ることに繋がる。気象の状況にあわせて適切な避難行動をとることができるよう防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成することが有用である。また、市民防災組織等で避難誘導訓練を行う、避難の手助けを希望する要配慮者を把握するなど、地域の組織づくり、しくみづくりを進め、同時に、こうした活動を率先する地域の防災リーダーの養成に取り組む必要がある。さらに、要配慮者の適切な避難の手助けを行うために、事前に個別避難計画を作成するなど体制を整える必要がある。

なお、学校等に避難できなかった場合を想定し、市民防災組織等と事業所等との間で避難場所として使用する応援協定を締結し、協力体制の整備を行っておくことも重要である。また、個人の対応としては、家族等との緊急時の連絡方法等について確認しておくことが必要となる。

市は災害時に必要となる様々な情報を、迅速かつ正確に市民に伝える受発信の方法や体制の整備を行うとともに、平成29（2017）年度に東京都災害情報システム（DIS）の端末に導入された「東京消防庁延焼シミュレーションシステム」の効果的な活用に配慮する。また、安全な避難場所や避難路を確保するために、いつでも誰にでもわかりやすい避難誘導標識の整備、被害を受けて通行できなくなった避難路等の応急復旧のための体制整備、夜間における安全な避難の検討を行う。さらに、防災マップ等による市民の防災意識の啓発や市民防災組織等が行う避難誘導訓練に対する支援、要配慮者への支援のしくみづくりに取り組む。

さらに、帰宅困難者対策として、立川駅周辺事業者等との連携により、適切な一時滞在施設等への避難誘導を行う。

## 第4節 避難所の運営

市民は、倒壊や火災による焼失等により自宅が使用できなくなった場合、応急仮設住宅等に入居するまでの間、避難所での生活を余儀なくされる。避難所の開設は、勤務時間中は避難所班が、夜間や休日においては市職員である緊急初動参集職員が行うことになっているが、阪神・淡路大震災の場合には、甚大な被害によって市の職員も学校の教職員も開設にかかわることができなかった。これらの教訓を踏まえ、市民防災組織等が中心になって避難所の開設・運営を行うことができるように、各学校に避難所運営組織（以下「運営委員会」）の設置と避難所運営訓練の実施が重要となる。

運営委員会の整備にあたっては、事前に、各避難所に市民防災組織等の関係者や施設管理者、市の三者で準備を進め、市が作成した避難活動ガイドライン集に基づき、各避難所の避難所運営マニュアルを整備した。

発災直後に行政が関わることは非常に困難なため、避難者が避難所に到着した場合、地域住民の安否確認、避難者名簿の作成、食料や毛布等の生活必需品の提供など運営委員会による自主的な運営ができるようにしておくことが重要となる。発災直後でもスムーズに避難所運営ができるよう、あらかじめ避難所内の配置図などの施設の利用計画を作成するよう努める。さらに、全国各地からの支援も期待できることから、避難所における支援の受入についても検討しておく必要がある。

要配慮者に対しては、避難所において、生活空間の配慮や、必要に応じた支援（介護や相談対応等）に留意する必要がある。また、必要に応じて、備蓄している簡易ベッドや、災害時協定に基づき供給される段ボール製の簡易ベッド等を使用し、環境整備・改善を図る。

市民は、在宅避難を心掛け、災害発生に備え、概ね7日分の食料、飲料水、衣類等の非常持ち出し品の準備を各家庭で行い、特に、乳児や高齢者、病人がいる家庭では、ミルク、哺乳びん、常備薬、お薬手帳や保険証のコピーなどを非常持ち出し品に加えておくことが必要である。

ペットを飼っている市民は、避難先において適切な飼育ができるよう、事前対策を行うことが必要である。

市は、避難活動ガイドライン集により各避難所の運営マニュアルの修正を支援するほか、災害ボランティアへのニーズの伝達、食料や毛布等の生活必需品の備蓄と調達体制の整備に取り組む。また、全国各地から援助物資を円滑に避難所に届けられるよう、援助物資の集配拠点の整備や緊急輸送道路の確保を関係機関と連携して取り組む。

飲料水の確保については、各学校の給水タンク等で提供するほか、被災2日目からは応急給水ができる体制を整備するとともに、広域応援体制を築いておく。また、生活用水については、耐震性防火貯水槽や学校のプール、農業用の井戸等により提供できる体制を整

備する。

なお、これらの活用は近隣の火災状況等を踏まえて活用を図るものとする。

このほか、クリーンセンター「たちむにい」等の被害を想定し、他の自治体に要請してごみ処理等ができる覚書きを結ぶとともに、感染症の蔓延を防止するための防疫体制の整備、被災者の心身の健康保持のための保健師等による相談体制の整備を図る。

## 第5節 復旧・復興活動時の対応

### (1) ライフラインの復旧

自宅に大きな被害がなく、居住可能な状態であったとしても、水道・下水道・電気・ガス・電話・各通信事業者等のライフラインが回復していなければ自宅で元の生活を送ることに支障をきたす。

ライフラインの早期復旧が必要となるが、復旧にあたり、その地域の復旧作業にライフライン事業者が連携して取り組むことにより市民生活の早期回復に寄与することになる。

市は、ライフライン事業者が連携して復旧活動に取り組むことができるように、連絡調整体制を整備する。

### (2) 応急仮設住宅等の設置

自宅等を失った被災者が、避難所での生活を早期に解消できるようにするため、応急仮設住宅等の確保が課題となる。

災害救助法によると建設型応急住宅の設置者は都道府県知事となっているが、市としても、事前に建設型応急住宅の設置場所を選定しておく必要がある。また、設置場所は、地域のコミュニティを重視し、現在住んでいる地域からあまり遠くに離れないように適地を選定する必要がある。

市街地のオープンスペースには限りがあること、避難所となる小中学校等は早期に平常時の活動に供する必要があることを踏まえ、民間賃貸住宅や公営住宅を活用することにより避難所の早期閉鎖を目標とする。

### (3) 生活の支援

避難所の安全化や生活物資の供給など発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策や、り災証明書発行手続及び応急仮設住宅等への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策を進める必要がある。

市は、被災者が早期に平常生活へ移行できるよう、租税等の減免や公的融資の申請に必要なり災証明書を円滑に発行できる体制を整備する。そのために、消防署と事前に協議し、り災証明書発行にかかる連携体制を確立する。また、平成30(2018)年度に導入された「被災者生活再建支援システム」を効果的に運用するため、住家被害認定調査やり災証明書発

行手続に関する職員研修を実施する。

また、災害救助法等に基づいた被災者の生活または生業の維持・回復のための施策を速やかに講じる。

市民は、こうした措置が円滑に受けられるように、事前の備えとして、現金のほか、預金通帳（写し）、印鑑、権利証明書（写し）・保険証（写し）等を非常持ち出しできるように準備しておく必要がある。

#### （４）被災地域の復旧・復興

市は、被災した公共施設の早期復旧に努めるとともに、被災地域の復旧・復興の基本方針を定め、必要に応じて復興計画を策定し、復興事業を実施する。

被災地域の復旧・復興にあたっては、地域住民の意向を尊重し、協働により計画的に取り組むこととする。

#### 市民・地域、事業所等と行政の役割分担

	区分	内容
建築物等の対応	市民・地域、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所有・管理する建築物の耐震診断、耐震改修、不燃化の推進</li> <li>○ 地下空間への浸水防止</li> <li>○ 家具・備品等の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止</li> <li>○ 屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止</li> <li>○ ブロック塀・門柱・自動販売機等の転倒防止</li> <li>○ 危険地域における建築物の安全確保</li> </ul>
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市有建築物・構造物の耐震診断、耐震改修、不燃化の推進</li> <li>○ 地下空間への浸水対策</li> <li>○ 民間建築物の耐震化に対する助成・指導等</li> <li>○ 市有建築物の備品の転倒・落下・移動防止</li> <li>○ 市有建築物の窓ガラス等の飛散防止</li> <li>○ ブロック塀、門柱等の転倒防止等の助言・要請</li> <li>○ 家具転倒防止対策の普及促進</li> <li>○ 危険地域における建築物の規制等</li> </ul>
市街地等の整備	市民・地域、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に強いまちづくりへの協力</li> </ul>
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木造家屋が密集している地域の市街地整備等の対応</li> <li>○ 道路、公園等の整備</li> <li>○ 防火地域、準防火地域の指定</li> <li>○ 公共下水道（雨水排水）等の整備</li> <li>○ まちづくり指導要綱による指導・助言等</li> <li>○ 集配拠点の整備</li> <li>○ 緊急輸送道路の整備、要請</li> </ul>

市民・地域、事業所等と行政の役割分担

	区分	内容
資器材等の整備	市民・地域、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料、飲料水、衣類等の非常持ち出しの準備</li> <li>○ 現金・預金通帳・印鑑・権利証明書・保険証の非常持ち出しの準備</li> <li>○ 応急セット（包帯、三角巾、消毒薬等）の整備</li> <li>○ 消火器の整備</li> <li>○ バケツ・スタンドパイプ等消火資器材の整備</li> <li>○ 市民消防隊の編成、資器材の整備</li> <li>○ 事業所自衛消防隊の編成、資器材の整備</li> <li>○ 簡易トイレ、携帯ラジオ、懐中電灯等の整備</li> </ul>
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助用資器材の配備と備蓄倉庫の整備</li> <li>○ 医療・救護体制の整備</li> <li>○ 消防団員の確保、消防ポンプ車の整備など消防力の強化</li> <li>○ 消防水利の確保</li> <li>○ 消防署との連携強化</li> <li>○ 地域配備の消火器の整備</li> <li>○ 食料、生活必需品の備蓄及び調達体制の整備（民間事業者との協定含む。）</li> <li>○ 給水タンク、耐震性防火貯水槽の整備</li> <li>○ 応急給水体制の整備</li> <li>○ 農業井戸、民間井戸の確保</li> <li>○ ごみ処理体制、し尿処理体制の整備</li> <li>○ 防疫体制の整備</li> <li>○ 被災者の相談体制の整備</li> </ul>
訓練等の実施	市民・地域、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救命講習への参加</li> <li>○ 救助用資器材を用いた救助訓練の実施</li> <li>○ 応急手当訓練の実施</li> <li>○ 消火器・バケツリレー等による消火訓練の実施</li> <li>○ 市民消防隊の消火訓練の実施</li> <li>○ 事業所自衛消防隊の消火訓練の実施</li> <li>○ 集合場所の指定</li> <li>○ 避難誘導訓練の実施</li> <li>○ 避難場所・避難所・避難経路等の確認</li> <li>○ 避難所運営訓練の実施</li> <li>○ 可搬ポンプ・スタンドパイプを活用した消火訓練等の実施</li> </ul>
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救命講習の開催</li> <li>○ 救助訓練、応急手当訓練の助言・指導等の支援</li> <li>○ 消火訓練等に対する助言・指導等</li> <li>○ 避難誘導訓練に対する助言・指導等</li> <li>○ 避難所運営訓練の支援</li> </ul>

市民・地域、事業所等と行政の役割分担

	区分	内容
協 力 体 制 の 整 備	市民・地域、 事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者の把握と救助体制の整備</li> <li>○ 個別避難計画の作成</li> <li>○ 市民防災組織と事業所との応援協定の締結とその具体化</li> <li>○ 避難誘導組織、体制の整備</li> <li>○ 避難所運営委員会の設置・運営</li> <li>○ 避難所運営マニュアルの修正・検証</li> <li>○ 災害ボランティア活動への参加</li> <li>○ 帰宅困難者の安全な避難誘導等支援体制の整備</li> </ul>
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者に対する支援のしくみづくり</li> <li>○ 他の自治体との応援協定の締結と内容の具体化</li> <li>○ 民間団体等との協力協定の締結と内容の具体化</li> <li>○ 事業所の自衛消防隊や民間団体等との応援体制の強化</li> <li>○ 市民防災組織等と事業所等が締結する協定の支援</li> <li>○ 避難誘導組織、体制整備の支援</li> <li>○ 避難所運営委員会設置の支援</li> <li>○ 避難所運営マニュアル作成の助言・指導等の支援</li> <li>○ 災害ボランティアセンターの開設</li> <li>○ 帰宅困難者の安全確保</li> </ul>
そ の 他	市民・地域、 事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族との緊急時連絡方法の確認</li> <li>○ 避難路沿いの建築物の耐震化やブロック塀の生垣化、自動販売機の転倒防止</li> <li>○ 地域の防災マップづくり</li> <li>○ 被災地域の復旧・復興事業への協力</li> <li>○ 被災建築物等の再建</li> </ul>
	立川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害情報の収集・分析システムの構築</li> <li>○ 災害時の情報収集、連絡体制の整備</li> <li>○ 被災者台帳の整備</li> <li>○ 建築物応急危険度判定員の育成・登録制度の整備</li> <li>○ 災害ボランティアセンター要員の確保</li> <li>○ 専門ボランティアの確保</li> <li>○ 避難場所・避難経路の整備</li> <li>○ 避難誘導標識の整備</li> <li>○ 避難路沿いの建築物の耐震化やブロック塀の生垣化、自動販売機の転倒防止の要請</li> <li>○ 市民の防災意識の啓発</li> <li>○ ライフライン復旧体制の整備</li> <li>○ 建設型応急住宅の設置場所の適地選定</li> <li>○ り災証明書の発行体制の整備</li> <li>○ 災害救助法に基づく施策の実施</li> <li>○ 被災した公共施設の早期復旧</li> <li>○ 被災地の復旧・復興計画の策定と事業の実施</li> </ul>

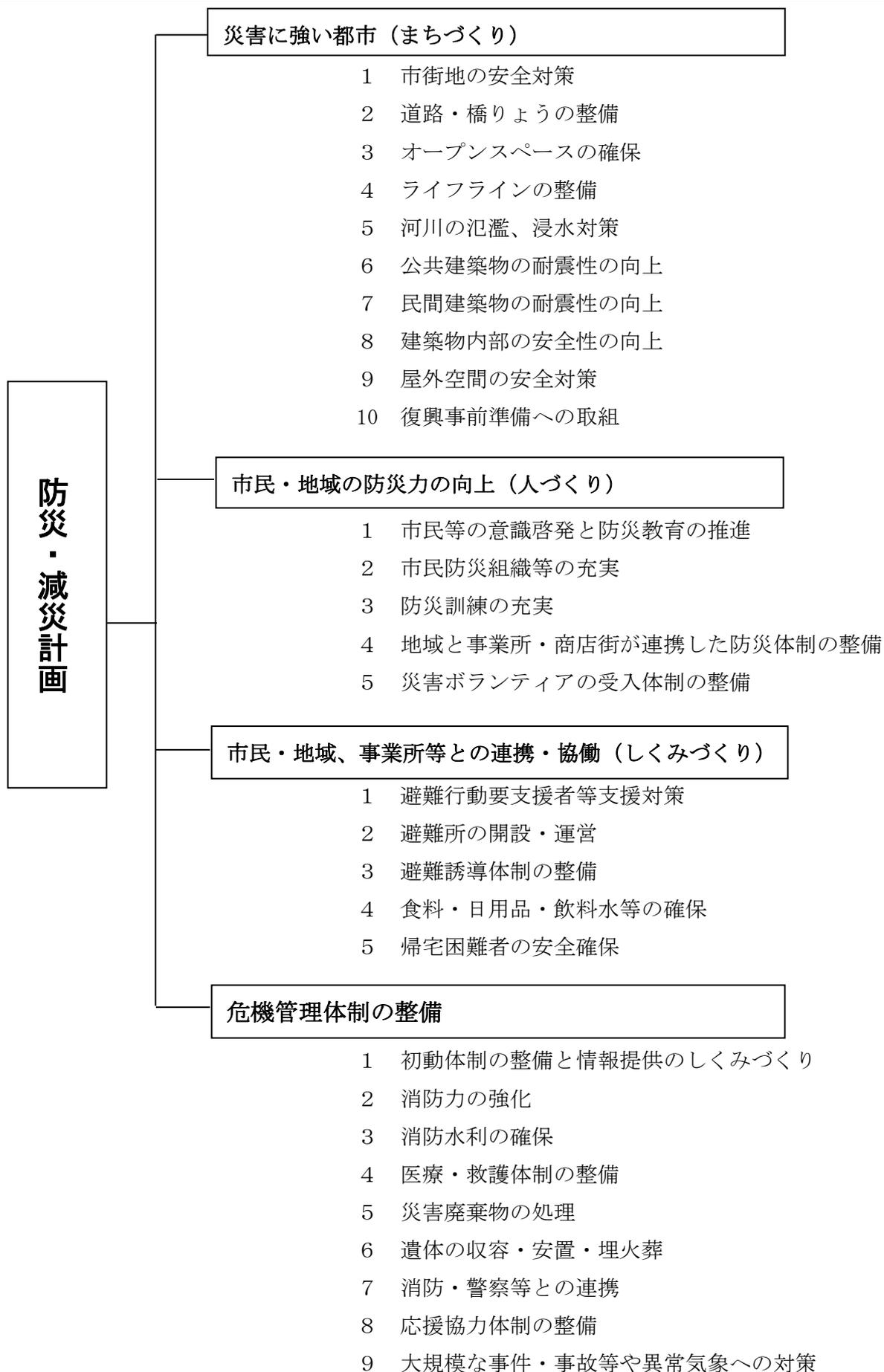
## 第4章 防災・減災への取組

平成25(2013)年10月に実施した「立川市市民防災意識調査アンケート」では、首都直下地震への関心は8割以上と高い一方、旧耐震設計の家屋に居住している場合に耐震診断を受けた人は2割強であり、家具の固定についても、全く行っていない人が4割を超えている。また、居住する地域の市民防災組織の有無については、結成されていることを把握している人は2割強で、結成されているかどうか分からないと回答した人は6割以上となっている。

市民の防災に対する意識は、自然災害を取り巻く状況により変容するが、令和6(2024)年に発生した能登半島地震により意識が高まっている現状においては、過去の災害経験によって培われた知見や分析結果を参考としながら、次から次へ顕在化する防災課題に取り組み、来たるべき災害に市民が一体となって備えるための契機ともなっている。

首都直下地震の切迫性が指摘され、立川市周辺でも大きな被害が発生する危険性がある中で、大規模な地震をはじめ、様々な自然災害による被害を最小限に抑えるためには、「減災」の視点から、市民一人ひとりの意識の啓発とともに、市民・地域、事業所等、行政の連携・協働のしくみづくりが重要となる。

地域防災計画の見直しにあたり設置した「立川市地域防災計画策定市民会議」からの「～その日のために！～サバイバル立川30の提言」を参考に、「災害に強い都市(まちづくり)」「市民・地域の防災力の向上(人づくり)」「市民・地域、事業所等との連携・協働(しくみづくり)」に取り組むとともに、「危機管理体制の整備」に取り組む。



## 第1節 災害に強い都市（まちづくり）

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生などの被害が生じた。このため、東京都防災会議では、平成24（2012）年4月に、客観的なデータや最新の科学的知見に基づいた被害想定の見直しを行い「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表している。その結果も踏まえて、立川市では、木造建物の密集した地域の解消、避難路・延焼遮断帯の整備や沿道等の建物の不燃化など、様々な防災対策に取り組んできている。防災対策の進展や人口構造等を反映して、10年ぶりに見直された「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4（2022）年5月25日公表）では、そうした取組の成果の現れとして、立川市としての被害が軽減される結果となった。ただし、依然として、立川市では、多摩東部直下地震で約2,600棟、立川断層帯地震で約6,000棟の建物被害が想定され、引き続き対策に取り組む必要がある。

立川駅北口駅前や南口駅周辺の市街地の整備がほぼ終了し、木造建物の密集した地域の解消と建物の不燃化が進んだ。しかし、市内の一部には依然として老朽化した木造建物が密集している地域も存在している。

また、土砂災害警戒区域等が存在する地域もあることから、発災時の被害を軽減するためには早急な対応が求められる。

一方、道路・橋りょうは、平常時には市民の生活や経済活動に大きな役割を果たすと同時に、災害時には、応急・救助活動や物資の輸送、避難路、延焼遮断帯として機能する。そのため都市計画道路をはじめとした道路網の整備を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化、橋りょうの補修・補強による計画的な維持管理に取り組む。

このほか、発災直後の地域の集合場所や救助拠点、避難場所としての公園や農地などのオープンスペースの確保に関する取組を推進する。

地震災害では、住宅をはじめ事務所等の建築物の倒壊や家具等の転倒が、市民の生命・身体・財産に危害をもたらすとともに、倒壊した建築物が道路を閉塞することにより消火・救急活動や物資搬送等の応急活動の障害にもなる。

建築物の耐震化を進めることにより、建築物の倒壊が原因となる火災の発生を防止し、救援・救助活動も円滑にできるなど被害を軽減することにつながる。また、住宅を失うことによる避難生活を回避することもできる。

「自らの生命・身体・財産は自らが守る。」という考え方に基づき、建築物の耐震化・不燃化や屋内外の安全対策への取組を推進する。

さらに、これらの取組を行っても、大規模な自然災害が発生した場合、被害を完全に防ぐことは不可能であることから、迅速な復興を進めるための手順や進め方を決め、復興における将来目標像を検討・共有するなどの事前準備が必要である。

## 第1項 市街地の安全対策

### 【現状と課題】

#### (1) 木造建物が密集するなど危険とされる地域

市内の木造建物が密集している地域は、国が示す「緊急に改善すべき密集市街地」の基準には該当しないものの、震災時には火災・延焼危険度が高い地域となっている。

東京都が令和4(2022)年に公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」は、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度で示している。結果の表示は、地域危険度のランクを5段階の相対評価とし、各ランクの存在比率を過去の危険度測定調査の値と同じに定め、危険量の大きい町丁目から順に高いランクを一定数割り当てたものとなっている。危険度のランクは相対評価であるため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。

立川市の結果は、以下の表のとおりであり、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度ではランク「4」より上の地域はないものの、火災危険度・総合危険度が「3」または「2」の地域は、いわゆる木造の建物が密集している地域で、道路も狭く、建物の倒壊対策、不燃化対策が必要となっている。

こうした地域の解消を図ることは、市街地を整備するなど抜本的な対応が求められるが、関係者の合意形成に多くの時間を要し、また、多大な財源の確保も課題となることから、都市計画と連携した取組を視野に入れつつ、対策を検討する必要がある。

また、街の初期消火活動や避難誘導のしくみづくりなどを進める観点から、市民に周知する必要がある。

消防署は、道路が狭あいなどで消火活動時に特に注意が必要となる区域を市内に17か所指定している。

#### 立川市内危険度等別ランク別町丁目数

「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」(令和4(2022)年 東京都)より

種別 \ ランク	1	2	3	4	5
建物倒壊危険度	65	13	0	0	0
火災危険度	54	21	3	0	0
総合危険度	57	19	2	0	0

※東京都震災対策条例に基づき、東京都都市整備局が5年ごとに行っている。東京都内の市街化区域5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を示している。

## (2) 土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法に基づく東京都の調査により、市内の26 か所が、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち22 か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの区域は、東京都のホームページ及び市のハザードマップにより公開している。

なお、土砂災害警戒区域内には要配慮者利用施設が7対象存在しており、当該施設管理者等には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務付けられている。

また、崖線の強度調査や周辺住民組織による避難誘導のしくみづくりに取り組む必要がある。

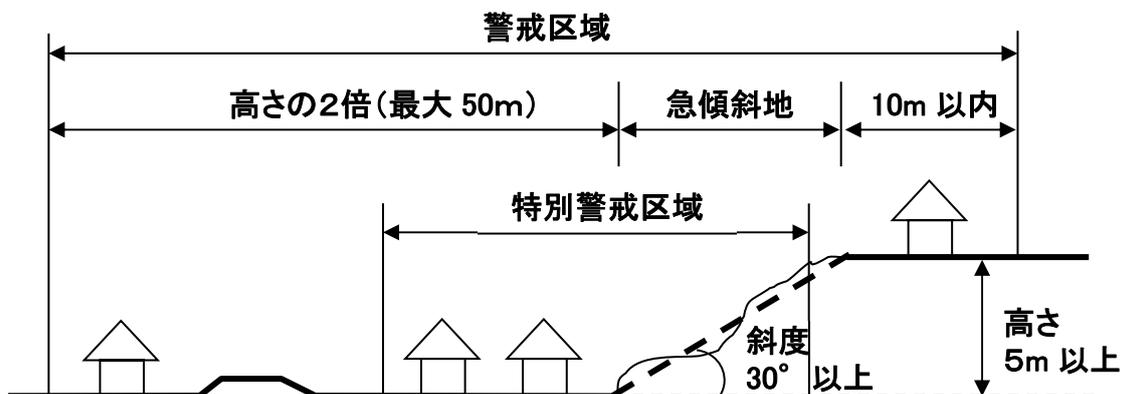
このほか、市内には小規模ながけや擁壁などがあり、市民への周知や緊急時の安全対策について、周辺の市民と連携し、対応を検討する必要がある。

○ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

高さ5m以上かつ斜度30度以上のがけで居室を有する建築物が建つ可能性がある場所であり、土砂災害のおそれがある区域

○ 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



※特別警戒区域は、高さ・斜度・土質等から計算で決定

## 【施策の方向性と事業計画】

### （１）木造建物が密集するなど危険とされる地域への対応

木造建物が密集するなど危険とされる地域については、災害時の危険性を低減するため、ハード面、ソフト面のバランスを取りながら対策を図っていく。

耐震化については、木造住宅耐震改修等助成制度（現行制度）を柱とした老朽木造建築物の改修支援による対策を進める。また、市内の建築物に対しては、耐震化率を向上させるための指導及び助言を行う。さらに倒壊における道路閉塞被害を最小限にするため、ブロック塀の撤去等を推進する。

火災の延焼拡大防止には、細街路の拡幅や建物の不燃化が効果的であるが、道路の整備や建替えには時間を要するため、地域配備消火器やスタンドパイプを優先的・重点的に配備し対応を図る。また、これらの防災資器材を活用し、市民が消火できるようにするためのまちかど防災訓練（発災対応型訓練）等を実施する。

なお、甚大な被害をもたらす災害に対して的確に対応できる様々な防災都市づくりに向けた長期的かつ計画的な取り組みとして、木造住宅密集地域等において、地区計画や用途地域による敷地面積の最低限度の設定や、新たな防火規制区域の指定などを促進し、敷地の細分化防止や建築物の耐火性能の強化により、木造住宅密集地域の改善を図っていく。

【取組事項】	所管
木造住宅耐震改修等助成制度による耐震化の促進	<u>市民部</u>
ブロック塀の撤去等の推進	<u>危機管理対策室・都市整備部</u>
地域配備消火器・スタンドパイプの優先的・重点的設置	<u>危機管理対策室</u>
市民向けの出前講座やまちかど防災訓練の実施	<u>危機管理対策室</u>
木造住宅密集地域の改善策の推進	<u>都市整備部</u>

### （２）土砂災害警戒区域等への対策

地域住民に土砂災害警戒区域等の指定について周知するとともに、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行えるよう警戒避難体制の整備を進める。また、区域内の要配慮者利用施設の管理者に対し、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」を働きかける。

消防関係機関と連携して、豪雨・台風時に危険箇所を巡視し、警戒にあたる体制の整備や市民防災組織など地域と連携した避難誘導體制のしくみづくりを進める。

なお、土砂災害特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられる。

【取組事項】	所管
土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制の整備	<u>危機管理対策室</u>
警戒体制や避難誘導體制のしくみづくり	<u>危機管理対策室</u>

## 第2項 道路・橋りょうの整備

### 【現状と課題】

#### (1) 災害対応の側面からみた優先啓開路線網

災害発生後の初動期においては、人命救助・救出に必要な消防・警察等の緊急車両だけでなく、市の災害対応車両（道路啓開、情報収集、物資輸送等）の道路利用も必須となるため、通行する必要性が高い路線については、優先的に通行可能な状態を確保する必要がある。

また、支援物資が市内に届けられる時期（発災3日目以降）においては、拠点施設等から各避難所へのアクセス路線が啓開されていないと十分な支援物資の供給が困難となる。そのため、災害対応の側面からみた優先的に啓開すべき路線網をあらかじめ設定するなど、事前の道路ネットワークの整備や応急対応方針を位置付けていく必要がある。

#### (2) 緊急輸送道路と避難路

東京都の定めている緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化が急務である。

立川市の定めている緊急輸送道路や避難路については、東京都の定めている緊急輸送道路から一次避難所に通じる道路を指定している。また、警察、消防、自衛隊等の車両を最優先で走行させるため警視庁が定めた交通規制の行われる緊急自動車専用路と緊急交通路がある。

これらは、幅員が十分でないものもあり、また、沿道の建築物の耐震化、ブロック塀等の倒壊対策が課題となっている。

#### 東京都が定める緊急輸送道路ネットワークの考え方

- 第一次 緊急輸送道路ネットワーク  
応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線
- 第二次 緊急輸送道路ネットワーク  
一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線
- 第三次 緊急輸送道路ネットワーク  
その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線

#### 警視庁が定める緊急自動車専用路と緊急交通路

- 緊急自動車専用路＝国道20号・中央自動車道 等
- 緊急交通路＝上記に加え中央南北線・五日市街道・芋窪街道・新奥多摩街道・八王子武蔵村山線、都道256号（甲州街道）等

### （3）橋りょうと歩道橋

立川市が管理する橋長2m以上の橋りょうは43橋、横断歩道橋は8橋あり、高度経済成長期に建設が集中していることから、老朽化への対応が喫緊の課題となっており、補修・補強を進めていく必要がある。

市内緊急輸送道路上の橋りょうは15橋（うち1橋は跨道橋）あり、令和7（2025）年3月の調査において健全度区分Ⅰ（健全）が6橋、健全度区分Ⅱ（予防保全段階）が9橋、また、市内緊急輸送道路を跨ぐ横断歩道橋は4橋あり、健全度区分Ⅰ（健全）が2橋、健全度区分Ⅱ（予防保全段階）が2橋となっている。

また、都道上の東京都が管理する橋りょう及び横断歩道橋については、東京都で定めた予防保全計画、個別施設計画に基づき維持管理を行っている。

### （4）道路冠水の防止

大雨によるアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する必要がある。

## 【施策の方向性と事業計画】

### (1) 災害対応の側面からみた優先啓開路線網の設定

発災から初動活動期にかけて、市や関係機関が災害対応等でより多く使用する道路網（防災拠点へのアクセス道路網）を抽出し、東京都の定める緊急輸送道路、立川市の定める緊急輸送道路と避難路、及び警視庁の定める緊急自動車専用路と緊急交通路を中心に、災害時の優先啓開路線として位置付ける。

優先啓開路線のバックアップとしての迂回路を確保するため、隣接市における橋りょう耐震化状況、沿道建物の危険性等の把握と情報の共有を行う。

また、災害時には、東京都や鉄道事業者に対して、優先啓開路線の早期通行可能に向けた対応を働きかける。

【取組事項】	所管
優先啓開路線の位置付け	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>都市整備部</u>
近隣市における道路状況の把握と情報の共有	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>都市整備部</u>
優先啓開路線の早期通行可能対応を要請	<u>危機管理対策室</u>

### (2) 緊急輸送道路と避難路への対策

東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業において、東京都が指定した特定緊急輸送道路並びに立川駅を起点として特定緊急輸送道路に接続する一般緊急輸送道路である立川市道1級21号線、立川市道1級5号線及び都道149号立川・日野線（立川市道1級23号線含む。）の沿道建築物の耐震化を促進する。

また、立川市が定めている緊急輸送道路や優先啓開路線等については、避難所への避難誘導を円滑に行うため、計画的に道路の維持管理を行う。

さらに、立川市無電柱化推進計画に基づき道路上の電線類を地中化することによって、災害時の救助活動の円滑化や避難路機能の充実を図る。

【取組事項】	所管
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	<u>市民部</u>
緊急輸送道路や優先啓開路線等の維持管理	<u>都市整備部</u>
立川市無電柱化推進計画に基づく事業	<u>都市整備部</u>

### (3) 橋りょうと歩道橋の対策

立川市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い橋りょう及び横断歩道橋の補修・補強を優先的に進めるとともに、定期的に点検を行うことにより、適宜、計画を見直し、適正な維持管理を行う。

【取組事項】	所管
橋りょう・横断歩道橋の補修工事	<u>都市整備部</u>
橋りょう・横断歩道橋の定期点検	<u>都市整備部</u>
立川市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく事業の推進	<u>都市整備部</u>

### (4) 道路冠水への対策

国、東京都、市等は、管理区分に応じて、豪雨時に冠水のおそれのあるアンダーパス等の冠水対策及び河川の洗堀防止や橋りょうの架け替え等の対策を行う。

## 第3項 オープンスペースの確保

### 【現状と課題】

#### (1) 市内のオープンスペース

災害時には、住宅等の倒壊により、相当の災害廃棄物が発生することが見込まれる。救援・救助活動や復旧活動を円滑に行うためには、災害廃棄物等の適切な管理が不可欠であり、最終分別・収集を経て再利用に至るまでの間の一時的な仮置場が必要となる。

また、東京都の被害想定では、全壊・焼失棟数は約7,000棟と推計されている。住宅を失った被災者に建設型応急住宅を提供するために必要なスペースのほか、救出・救助活動の拠点、ボランティア活動拠点、ライフライン復旧活動拠点などのオープンスペースが必要となる。

市内のオープンスペースの状況についてみると、公園については、都市公園101 か所 (約58.7万㎡)のほか、都市公園以外の公園 156か所 (約5.7万㎡)を整備している。

市は、市内の公園16 か所\* (約28.4万㎡)を、避難場所、災害廃棄物の仮置場、建設型応急住宅建設の用地等として活用できるオープンスペースとして指定しているが、公園内の施設等に支障があることから活用可能な面積は約7.5万㎡にとどまっており、災害時に必要となるオープンスペースの計画(約42.4万㎡)に対して、利用可能な確保量は約17.7%の水準にある。

農地については、約220万㎡あり、多摩26市のうち八王子市、町田市に次ぐ3番目(東京都総務局統計部「2020年農林業センサス東京都結果報告：経営耕地面積」)の規模である。

農地は延焼火災等から身を守るための有効な避難場所となるため、市民等が生命の危機から逃れ、緊急的かつ一時的な避難場所として市内農地を使用することの協定を立川農業振興会議と平成23（2011）年度に締結した。

また、平成29（2017）年度には、財務省と災害時支援協定を締結し、同省が管理する「利用可能な未利用国有地の無償提供」が明記されたことにより、新たなオープンスペースの確保が実現した。

災害時に必要なオープンスペースは、可能な限り市有地で確保することが望ましいが、事前の用地取得については課題が大きいため、国・東京都・市の所有している未利用地などの利用可能なオープンスペースの実態を把握するとともに、関係機関との協議により確保していく必要がある。

※ 関連資料「災害時に活用するオープンスペース一覧」参照

## 【施策の方向性と事業計画】

### （1）オープンスペースの整備

市内の公園等を、災害時における避難の際の集合場所と定め、安否確認や救援・救助活動などを行う地域の防災拠点として位置付け、防災面に配慮した整備を進めるとともに、災害廃棄物等の仮置場、建設型応急住宅の建設場所等としての活用を検討する。

また、復旧・復興時におけるオープンスペースの利用計画についても検討し、策定する。

【取組事項】	所管
防災面に配慮したオープンスペースの整備	<u>危機管理対策室・都市整備部</u>
災害廃棄物仮置場の検討	<u>危機管理対策室・環境資源循環部・都市整備部・産業まちづくり部</u>
建設型応急住宅建設用地の検討	<u>危機管理対策室・都市整備部・産業まちづくり部 市民部</u>
復旧復興時のオープンスペース利用計画の策定	<u>危機管理対策室・政策財務部・環境資源循環部・都市整備部・産業まちづくり部</u>

### （2）オープンスペースの把握

市内の一定規模以上の空地・未利用地などのオープンスペースの実態把握に努める。

民間・個人の空地所有者に対しては、災害時における建設型応急住宅設置用地としての借用に関する協定を創設、締結に向けた検討を行う。

都営住宅等に設置された市が管理していない公園・広場については、災害時のオープンスペースとして利用可能となるよう活用を検討するとともに、東京都へ要請していく。

また、市内での対応だけでなく、広域的な被災の可能性を考慮し、関東近郊の他自治体

と災害時における市営住宅等の優先利用に関する協定を創設、締結に向けた検討を行う。

【取組事項】	所管
市内の空地・未利用地等オープンスペースの実態把握	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u> ・ <u>都市整備部</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
災害時利用協定の締結	<u>政策財務部</u> ・ <u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
民間空地所有者と、建設型応急住宅設置用地借用に関する協定の創設、締結に向けた検討	<u>市民部</u>
他自治体との災害時における市営住宅優先利用協定の創設、締結に向けた検討	<u>市民部</u>

### (3) 農地・緑地の活用

緊急的かつ一時的な避難場所として使用することができることを市民に周知するための看板を農地に設置するなど、農地・緑地の防災上の役割について周知啓発に取り組む。また、市内に残る農地や緑地を、火災延焼防止の機能等、防災上重要な役割を担うオープンスペースとして活用できるよう検討する。

【取組事項】	所管
農地・緑地の活用検討	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
農地・緑地の防災上の役割について周知・啓発	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>

## 第4項 ライフラインの整備

### 【現状と課題】

#### (1) 水道

東京都では、浄水所などについては耐震補強工事や自家発電設備の整備、配水管等については、耐震性の優れた継手構造を有するダクタイル鋳鉄管等への取替、また、送配水管については、ネットワークの構築等、水道システム全体の耐震性の向上のための事業を進めている。

発災時の応急給水については、一次避難所の給水タンクを使用するとともに、東京都と調整を図り、市が給水拠点での応急給水や、必要に応じ浄水所から各避難所へ飲料水の運搬給水を行い、給水タンクから住民へ応急給水を行う。さらに、避難所については、東京都水道局から貸与されたスタンドパイプを活用した応急給水栓や消火栓の活用による水の確保を図るための事業を進めている。

なお、車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等への応急給水については、東京都へ運搬給水について要請する。

#### (2) 下水道

平成9（1997）年度に下水道施設の耐震指針が改定されたが、市内の下水道施設のほとんどはそれ以前に整備され、大規模地震に対応した耐震性能の不足が懸念されるが、全ての施設の耐震化を実施するためには、多くの時間と多額の費用を要する。そのため、重要かつ緊急性の高い下水道管を優先して対策すること、避難所のトイレ機能を確保することなどを目的として、平成21（2009）年度に「下水道総合地震対策計画」を策定した。その後、平成23（2011）年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、平成23（2011）年度に計画の見直しを行った。

これにより、一次避難所等のトイレ機能を確保するための下水道管の耐震化については、平成30（2018）年度末に全て完了した。鉄道横断部における緊急性の高い下水道管は、平成25（2013）年度に耐震化が完了し、柏町汚水中継ポンプ場の流入下水道管は、平成22（2010）年度に耐震化が完了した。マンホールトイレは、計画に基づき順調に整備が進み、平成28（2016）年度に市内全小中学校等（30施設）に、合計258基の設置が完了した。重要な下水道管の耐震化については、老朽化対策として緑川幹線の改築を平成28（2016）年度より実施している。令和6（2024）年度末の改築率は50.1%である。

また、災害時においても下水道業務を継続して行うため、令和6（2024）年3月に改定した「立川市下水道事業業務継続計画」に関連する「震災下水道応急対応計画行動マニュアル」、「災害時応急給水マニュアル」、「ポンプ場地震対策マニュアル」等に基づき、訓練を毎年実施している。

さらに、令和6（2024）年に発生した能登半島地震の経験を踏まえ、上下水道一体で耐

震化を推進するために、令和6（2024）年度に策定した「立川市上下水道耐震化計画」に基づく事業の実施を進める。

### （3）電気

東京電力パワーグリッドは、電力の安定供給を図るため、電力システムのネットワーク化を行い、一つの系統に障害が生じても、別のルートにより送電を可能としている。

立川市では、震災に強いといわれる無電柱化について、国や東京都の制定する『無電柱化推進計画』に参画し、「都市防災の機能の強化」「安全で快適な歩行者空間の確保」、及び「良好な都市景観の創出」を基本方針として、令和2（2020）年4月に「立川市無電柱化推進計画」を策定した。

市内における無電柱化の現状については、平成16（2004）年「立川市無電柱化整備計画」、平成21（2009）年「第2次立川市無電柱化整備計画」及び令和2（2020）年「立川市無電柱化推進計画」等に則り、事業に取り組んでおり、令和8（2026）年3月末時点の市道の無電柱化整備については、約10kmが完了している。

現在進めている「立川市無電柱化推進計画」においては、計画延長が約14.7kmであり、そのうち約0.16kmが完了している。

さらに、災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協定に関する覚書に基づき、東京電力パワーグリッドと連携して、電力の復旧に支障となる障害物等の除去及び応急措置を実施する。

### （4）ガス

東京ガスグループでは、ガス製造設備、高圧ガス導管・ガスホルダー等の主要設備について、ガス事業法等の諸基準に従い阪神・淡路大震災及び東日本大震災クラスの地震にも耐え得るように設計している。また、それ以外のガス導管についても、溶接接合導管やポリエチレン管の導入などにより耐震性の向上を図っている。

供給施設については、二次災害の発生を防止するため、地区ガバナ（整圧器）にS I値を計測するセンサーを設置し、必要に応じ遠隔遮断の可能な防災システムを整備している。

### （5）電話

NTT東日本では、通信ネットワークを確保するため、通信伝送路の複数化ネットワークを進めるとともに常時監視体制を整備している。また、通信施設設備の耐震化や不燃化、防水化を推進しているほか、通信伝送路の地中化を進めている。

発災後は、重要通信を確保するため、全国から集中する電話を制御するとともに、避難所には臨時公衆電話を設置するほか、家族の安否確認に活用する災害用伝言ダイヤルシステムを迅速に提供する体制を整えている。

## (6) 各通信事業者

携帯電話会社等の各通信事業者は、基幹伝送路の多ルート化及び経路分散、通信局舎や電気通信設備の耐震性の強化、及びシステムのバックアップ体制の確立を推進している。

発災後は、災害時優先電話を電気通信事業法で規定された指定重要機関に限定して提供し、重要通信を確保している。また、自治体へ携帯電話・衛星電話の貸し出しを行っている。

### 【施策の方向性と事業計画】

#### (1) 水道

東京都へ水道管路の耐震継手化事業や、広域的な送配水管のネットワーク化等の耐震性の向上や水道施設全体のバックアップ機能の強化を要請する。

災害時の応急給水活動の円滑化を図るため、応急給水マニュアルの見直しを行うとともに、東京都とも連携し訓練を実施する。

【取組事項】	所管
送配水管等の耐震化等の要請	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u>
応急給水マニュアルの作成	<u>環境資源循環部</u>

#### (2) 下水道

令和6（2024）年度に策定した「立川市上下水道耐震化計画」に基づき、重要施設下流の下水道施設の耐震化を進める。

錦町ポンプ場では、震災時に送水機能やポンプ機能を確保するための減災対策を進める。雨天時対応ポンプ施設については、耐震性がなく老朽化しているため、更新を含め検討する。

また、下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時にもその機能を維持または早期回復を図ることが必要なため、「立川市下水道事業業務継続計画」に定められている点検項目の確認や、各マニュアルに基づく訓練等の実施を行う。

【取組事項】	所管
<u>下水道BCPや各マニュアルに基づく訓練等の実施</u>	<u>環境資源循環部</u>
<u>緊急性の高い下水道管の耐震化</u>	<u>環境資源循環部</u>

### (3) 電気・ガス・電話

立川市無電柱化推進計画に基づき、計画的に電線類等の地中化に取り組む。

電気については、災害時にも電力が安定供給され、市民生活に支障を来さないよう、電力施設の耐震化や地中化、電力システムのネットワーク化、応急復旧体制の整備など、災害対応能力の向上について要請する。

また、自動車メーカーとの災害時支援協定の締結に基づき、給電車両等を使用した電源の確保を図るとともに、一次避難所やクリーンセンター「たちむにい」に備蓄しているポータブル蓄電池の有効活用を図る。

ガスについては、迅速な復旧体制の確立や、二次災害の発生を抑止するため市民等へのガス機器の使用上の注意事項、供給状況、復旧見通しの周知について要請する。また、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置し、建物内での二次災害を防止し、速やかな復旧につなげる。

電話・携帯電話会社等の各通信事業者については、災害時の情報収集と提供体制を確保するため、通信施設・設備の耐震性の向上と応急復旧の体制の整備を要請する。

避難所などへの臨時公衆電話や災害時に貸し出し可能な携帯電話・衛星電話の配置計画について具体化するとともに、災害対策本部や各避難所に災害時優先電話の整備を要請する。

【取組事項】	所管
立川市無電柱化推進計画に基づく事業の推進	<u>都市整備部</u>
電気事業者への関連施設の耐震化、応急復旧体制等の整備要請	<u>危機管理対策室</u>
電話・各通信事業者への関連施設の耐震化、応急復旧体制等の整備要請	<u>危機管理対策室</u>
市民等へのガス機器の使用上の注意事項、供給状況、復旧見通しの周知要請	<u>危機管理対策室</u>
臨時公衆電話・災害時貸し出し可能な携帯電話・衛星電話の配置計画の策定	<u>危機管理対策室</u>
災害時優先電話の整備の要請	<u>危機管理対策室</u>

## 第5項 河川の氾濫、浸水対策

### 【現状と課題】

#### (1) 河川・水路の状況

近年、立川市内でも短時間に数10mmの雨量をもたらす局地的大雨が発生し、東京都内でも時間降雨量が100mmを超えるような集中豪雨が発生している。市街化が進んだ市街地では内水氾濫や河川浸水等の被害が多く発生するようになっている。

多摩川（一級河川、国管理）では、概ね200年に1回程度の確率で発生する大雨による氾濫に対応した堤防等の改築が進められ、市内の多摩川の堤防はほぼ整備が済んでいるが、一部、堤防高不足の箇所があり、平成26（2014）年度に工事を行い解消した。

国土交通省では、河口から日野橋までを区域とする高規格堤防事業を平成元（1989）年度に着手し、計画距離両岸80kmに対し下流域の6.0kmが平成23（2011）年3月までに整備された。また、根川と多摩川の合流点において、平成30（2018）年7月に排水樋門ひもんが新設され、令和3（2021）年3月に堤防が完成し、洪水に対する安全性の向上が図られた。

なお、残堀川では、時間雨量50mm対応の整備が概成している。一方で、近年の時間50mmを越える豪雨が増加している現状から、東京都では、豪雨対策基本方針を令和5年に策定し、多摩部においては、「流域対策による河川への流出抑制効果を含め、気候変動を踏まえた年超過確率1/20の規模相当の降雨に対し、溢水を防止していく。」としている。豪雨対策基本方針における「気候変動を踏まえた年超過確率1/20相当の降雨」とは、多摩部では1時間あたり75mmになる。それに対して、河川だけで75mm相当を流せるよう整備するのではなく、河川・下水道・流域対策等を組み合わせて溢水を防止していく計画である。

また、水路である砂川用水・立川分水・昭和用水等では、しゅんせつ浚渫・清掃・除草・修繕を定期的に行い、溢水防止対策を実施している。

#### (2) 浸水の状況

近年、豪雨、台風等による局地的な大雨等が頻発し、全国各地で浸水被害が多発している。大雨による浸水被害は、住民生活・社会経済活動に直結し大きな影響を及ぼしている。また、局地的な大雨以外にも、都市化の進展に伴い土地がアスファルトやコンクリート等で覆われたことにより、いつときに集中して雨水が流出することが浸水被害の発生する要因の一つとなっている。

本市では、1時間あたり50mmの計画降雨強度（約4年に1回の降雨頻度）を対象とした雨水管の整備を進め、合流区域については概ね整備が完了している。なお、分流区域である多摩川上流処理区の雨水整備率は、計画面積に対して令和5（2023）年度末で約32.1%となっている。

### (3) 水害に関する避難情報の提供

残堀川が氾濫した場合の浸水する範囲や深さを事前に把握するため、東京都が「残堀川流域洪水浸水想定区域図」を作成・公表している。また、多摩川が氾濫した場合の浸水する範囲や深さを事前に把握するため、国土交通省京浜河川事務所が「多摩川洪水浸水想定区域図」を作成・公表している。

市内の内水氾濫に関しては、立川市に大雨が降り、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い雨水を排水できない場合に、浸水が予想される区域と水深を立川市が「立川市内水浸水想定区域図」として作成・公表している。

市は、これらの浸水想定区域や地域の特性を踏まえて、ハザードマップ（洪水避難地図）を作成し、市のホームページで公開している。浸水想定区域図等が見直された場合は、ハザードマップを更新し、改めて市民に周知する必要がある。

なお、令和3（2021）年の水防法の一部改正により、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に加え、要配慮者利用施設の管理者等に市への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市は、福祉部門が中心となって避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告するものとする。

### (4) 市民自らの防災行動計画作成の促進

水害時の人的被害を減少させるため、市民が適切な避難行動をとることができるよう、市民自らの防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成を促進することが必要である。

## 【施策の方向性と事業計画】

### (1) 河川・水路の状況への対応

降雨強度 50mm/h を超える降雨への対策として、調節池等の河川の整備について河川管理者に要請する。

### (2) 浸水の対策

空堀川上流域南部地域において、東京都による広域的な雨水幹線が整備予定である。市では多摩川上流処理区空堀川流域の雨水管の整備のほか、既設浸透施設の清掃や改良等、地域の浸透能力を確保する雨水対策を推進する。

また、多摩川上流処理区残堀川流域では、浸水被害のあった箇所を優先に公共下水道（雨水管）を整備する。

雨水の流出を抑制させるため、民間開発や住宅等の新築、建て替えの際に、道路や宅地内等に雨水貯留浸透施設の設置を促進する。また、既存の宅地内等について、雨水浸透施設を設置する費用を助成し、雨水浸透施設の設置を促進する。また、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱に基づき、開発事業を行う事業者に対しては、総合治水対策として雨水貯留施設の設置を求めるとともに公共施設への雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

さらに、近年では、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を実施することが求められている。これを踏まえて本市では、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める立川市雨水管理総合計画を策定し、浸水対策を計画的に進める。

### (3) 水害に関する避難情報の提供

河川の氾濫や集中豪雨等の災害情報を速やかに提供し、市民自ら被害を軽減できるような情報収集、提供のしくみづくりを進める。なお、国土交通省京浜河川事務所が平成28(2016)年5月に「多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図」を告示し、また、東京都が令和6(2024)年2月に「残堀川流域洪水浸水想定区域図」を指定し、立川市が令和6(2024)年11月に「立川市内水浸水想定区域図」を作成したことから、令和6(2024)年12月にハザードマップを更新し、市のホームページで公開している。

浸水想定区域等の範囲内にある要配慮者利用施設に対し、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」の必要性を十分に説明し、確実な取組を働きかける。

毎年実施している立川市・昭島市・国立市・立川消防署・昭島消防署と連携した水防訓練を継続していく。また、水害に対する避難情報の判断基準（具体的な考え方）及び伝達の方法を明確にした「水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアル」の習熟を図る。

### (4) 市民自らの防災行動計画作成の促進

水害時に市民が適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」等の普及拡大により、市民自らの防災行動計画（マイ・タイムライン）作成を促進する。

【取組事項】	所管
河川管理者に対し調節池等整備の要請	<u>都市整備部</u>
<u>残堀川及び空堀川流域の雨水管の整備</u>	<u>環境資源循環部・都市整備部</u>
<u>雨水浸透施設の設置促進</u>	<u>環境資源循環部</u>
<u>立川市雨水管理総合計画の策定</u>	<u>環境資源循環部</u>
情報収集、提供のしくみづくり	<u>危機管理対策室</u>
要配慮者利用施設への働きかけ	<u>危機管理対策室・子ども家庭部・保健医療部・福祉部</u>
ハザードマップの更新	<u>危機管理対策室</u>
マニュアルの習熟	<u>危機管理対策室・関係各部</u>
<u>防災行動計画（マイ・タイムライン）作成の推進</u>	<u>危機管理対策室</u>

## 第6項 公共建築物の耐震性の向上

### 【現状と課題】

#### (1) 公共建築物の耐震性

公共施設は、平常時から多くの市民が利用する一方、災害時には避難、食料等備蓄品の提供及び救援救護活動の拠点となることから、耐震性を確保する必要がある。

東京都防災会議が令和4（2022）年5月に公表した新たな被害想定では、立川断層帯地震の想定規模は、マグニチュード7.4クラス、発生確率は今後30年以内に0.5～2.0%であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある断層型地震として位置付けられている。地震が発生した場合の市内における想定避難者数は約5万人で多くの避難者が発生すると予測されている。

そのため、一次避難所となる小中学校等を補完する他の公共施設の耐震化が急務となっている。

なお、一次避難所となる全ての小中学校等は耐震化が完了している。

市有施設で耐震基準を満たしていない（確認できていない）公共施設は、錦町ポンプ場であり、これらの建物の耐震化等について対応を検討する必要がある。

#### (2) 公共施設のエレベーター

東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4（2022）年5月）によれば、立川断層帯地震発生時の閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数は市内で約320台と想定している。

そのため、市が管理する公共施設のエレベーターについて、地震時管制運転装置（P波感知型）による停電時自動着床装置（閉じ込め防止）、ロープのはずれ止め対策強化等が未設置のものについては、改修を検討する必要がある。

### 【施策の方向性と事業計画】

#### (1) 公共建築物の耐震化への対応

耐震化が未整備の公共施設については、「耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進する。

【取組事項】	所管
耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進	行政管理部

#### (2) 公共施設のエレベーターの閉じ込め防止機能の向上

公共施設の全てのエレベーターに閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

国は、建築物耐震改修促進法（第4条第1項）に基づき、公共建築物について各施設における耐震診断を速やかに行い、耐震性~~にかか~~るリストの作成と公表、整備目標及び整備プログラムの策定により計画的かつ重点的に耐震化の促進に取り組むべきとの方針を示している。特に、災害時に重要な役割を果たす避難所等については、耐震改修促進計画への位置付けを前提に、1,000 m<sup>2</sup>以上の建物について国庫補助事業の対象施設とする旨を規定している。

## 第7項 民間建築物の耐震性の向上

### 【現状と課題】

#### （1）民間建築物の耐震性

国は、昭和56（1981）年6月に建築基準法を改正し、新耐震基準が適用された。それ以前に建築した建物については、遡及することなく現在に至っており新耐震基準を満たしていない場合がある。

市内の建物棟数は現在約40,900棟で、このうち昭和56（1981）年以前の建築物は約10,300棟（約25%）となっている。

市は、このうち昭和56（1981）年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断、耐震改修工事等の助成を行っている。

民間住宅や事務所等の建築物は、個人・法人の財産であるものの、倒壊することにより火災発生の原因になるほか、緊急輸送道路や避難路を閉塞して消火・救援活動等の支障となり、さらには、災害廃棄物の撤去などが必要となることから、耐震化の促進が重要な課題となっている。

#### （2）民間建築物のエレベーター

民間建築物のエレベーターについても、停電時自動着床装置、地震時管制運転装置が未整備のものや老朽化しているものと推測される。

### 【施策の方向性と事業計画】

#### （1）民間建築物の耐震化への対応

耐震化の施策を着実に推進するため、耐震改修促進計画に基づき、昭和56（1981）年5月31日以前に建築した木造の住宅に対し、簡易にできる耐震診断の方法について普及・啓発を行うとともに、信頼できる建築士等に関する情報提供などの耐震相談を行う。

耐震診断や耐震改修工事等~~にかか~~る費用の助成を行い、耐震化を進める。

病院、映画館、百貨店、社会福祉施設、事務所など多数の者が利用する建築物の耐震診断については、耐震改修促進法に基づき、指導・助言等を行う。

【取組事項】	所管
市民への適切な情報提供、耐震診断等助成制度の普及・啓発	<u>市民部</u>
簡易耐震診断の実施	<u>市民部</u>
耐震診断や耐震改修等助成の実施	<u>市民部</u>
建物所有者への指導及び助言	<u>都市整備部</u>

## (2) 民間建築物のエレベーター対策

一般社団法人日本エレベーター協会は、民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導するとともに、エレベーター閉じ込め救出体制、早期復旧体制の構築に向けた普及啓発活動や働きかけを行う。

### ① 「1ビル1台復旧ルール」の徹底

地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とする。

### ② 自動診断仮復旧システムの活用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

## (3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

平成23(2011)年4月に、東京都は「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を推進する必要がある重要道路を、「特定緊急輸送道路」に指定し、耐震診断の義務化を定め、耐震改修工事等に関する助成制度を拡充している。

市では、特定緊急輸送道路とあわせて、立川駅を起点として特定緊急輸送道路に接続する立川市道1級5号線、都道149号(立川・日野線)及び立川市道1級21号線の一般緊急輸送道路についても特定緊急輸送道路と同様の重要路線と位置付け、耐震改修等の助成を行っている。

【取組事項】	所管
緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修等の助成	<u>市民部</u>

## 第8項 建築物内部の安全性の向上

### 【現状と課題】

#### （1）公共建築物等の天井落下防止、ガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止

東日本大震災では、民間施設や公共施設において建築非構造部材（外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り等）に破損等の被害が生じた。市内ではガラスが破損し、首都圏でも建築物の天井が落下するなどの被害が発生した。このことについて、市内公共施設の非構造部材の耐震化として小中学校体育館の照明器具及びバスケットゴールの落下防止対策を実施した。

また、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井（特定天井）の脱落防止対策を立川競輪場等で実施した。

強化ガラスの設置が義務付けられていない旧耐震基準の建物を中心に、中高層の建物へのガラス等の飛散防止対策に取り組む必要がある。

たましんR I S U R Uホール（市民会館）では、テレビ、ビデオを移動式低床ラックに固定するほか、窓ガラスに強化ガラスを使用するとともに、舞台照明設備の二重構造化などを実施している。しかし、他の公共施設では、天井の落下防止やガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止等の対策の明確な基準がないため、ほとんどの公共施設で未対応となっている。

地震時における施設内部及び施設周辺の安全性を向上するために、天井の落下防止、ガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止等を推進する必要がある。

#### （2）家具等の転倒・落下・移動防止

阪神・淡路大震災では、死者の約1割が家具の下敷きによるものとされている。また、東日本大震災では長周期地震動により、超高層建築物の上部が大きく揺れ、家具類の転倒・落下・移動が発生している。

立川市では、平成21（2009）年度から、東京都市長会の補助金制度を活用し、市内世帯（高齢者単身世帯や障害者がいる世帯を含む。）を対象に、家具転倒防止器具助成事業を実施し、平成23（2011）年度までの3年間に約9,200世帯に助成を行った。

現在、要配慮者がいる世帯等を対象とした家具転倒防止器具取付事業として引き続き家具転倒防止器具の取付を推進している。

### 【施策の方向性と事業計画】

(1) 公共建築物等の天井落下防止、ガラスの飛散防止、備品の転倒・落下・移動防止  
全公共施設について点検を実施し、優先順位を定めて対策を推進する。

なお、家具類の転倒、落下、移動防止にかかることについては、東京消防庁の「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックー室内の地震対策ー」を参考に取り組む。

【取組事項】	所管
公共施設の実態調査及び対策の実施	行政管理部・関係各部

### (2) 家具転倒防止器具の取付

総合防災訓練等での展示や広報、ホームページ、パンフレットなど様々な機会を捉え、家具転倒防止器具取付の普及啓発を行う。

高齢者のみの世帯や障害者がいる世帯等を対象とした「家具転倒防止器具取付事業」を促進する。また、対象としていない世帯においても、さらに周知・啓発活動を行っていく。

【取組事項】	所管
家具転倒防止器具取付についての普及・啓発	<u>危機管理対策室</u>
高齢者世帯等への家具転倒防止器具取付事業の促進、周知・啓発	<u>保健医療部・福祉部</u>

## 第9項 屋外空間の安全対策

### 【現状と課題】

#### (1) ブロック塀等の安全対策

昭和 53 (1978) 年宮城県沖地震では、死者 28 人のうち 18 人がブロック塀や自動販売機の倒壊によるものであった。

「立川市ブロック塀等の安全度実態調査」(昭和 61 (1986) 年度調査)によれば、市内約 7,000 か所のうち、「倒壊の危険がある」とされたのは約 1,600 か所(約 20%)となっている。

このため、昭和 63 (1988) 年度から「生垣設置助成事業」を実施し、既存ブロック塀等の撤去と民間緑化の推進を図ってきたが、実績は、73 件、延長 1,049m (昭和 63 (1988) ~ 平成 13 (2001) 年度)であった。

その後、平成 13 (2001) 年 7 月には、防災の観点から「既存ブロック塀等の撤去を条件」とする制度に改正したが、問い合わせはあるものの、平成 13 (2001) 年度より 16 (2004) 年度まで実績は無く、制度の見直しに至っている。

また、平成30(2018)年度より、市内の道路等に面している危険なブロック塀等の撤去工事などでの費用の一部を助成する「立川市ブロック塀等撤去工事等助成金制度」を開始し、倒壊のおそれのあるブロック塀等の減少に向けて取り組んでいる。

市内に設置されている自動販売機は、立川駅等を中心とした商業地域周辺には相当の規模で設置されているものと想定される。また、公共施設や不特定多数の人が集まる施設にも多くの販売機が設置されている。

地震に伴うブロック塀等の倒壊により、人身への被害とともに、避難路や消防車等の緊急車両の通行に障害が発生することが予想される。市内ブロック塀等の現状把握に努めるとともに、避難路や緊急輸送路等の沿道等の対策を講じる必要がある。

## (2) 屋外広告物の安全対策

高さ4mを超える看板等については工作物として建築物と同様に建築確認手続きが必要で、完了検査後の工作物自体は定期報告の対象となっていないが、東京都屋外広告物条例では2年ごとに更新の手続きがあり、更新の際には屋外広告物管理者が看板等の安全確認を行い、自己点検報告書を提出することとなっている。

### 【施策の方向性と事業計画】

#### (1) ブロック塀等の安全対策

建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀等は、地震の際に倒壊しやすい。このため、避難路及び緊急輸送路沿道のブロック塀等の倒壊防止の重要性について、より一層の啓発を行う。

自動販売機の安全対策について、関係企業への働きかけを行う。

【取組事項】	所管
ブロック塀等の倒壊防止の啓発	<u>危機管理対策室</u>
ブロック塀等撤去工事の助成及び指導	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>都市整備部</u>
自動販売機の安全対策の要請	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>

#### (2) 屋外広告物の管理

屋外広告物の安全対策について東京都と協力して周知する。

【取組事項】	所管
屋外広告物の適正な管理	<u>都市整備部</u>

## 第10項 復興事前準備への取組

### 【現状と課題】

東日本大震災以前は主に「地震等の災害発生時に被害を出さないようにする。」という考え方の下で、建物の耐震化や防潮堤の整備等を行う「防災対策」が進められてきた。

しかし、「防災対策」が進められる中でも、東日本大震災では、甚大な被害が生じた。また、対策を進めるには多大な予算と時間を要し、これだけに頼ることは現実的ではなく、むしろ、一定の被害を前提としつつも、限られた時間と予算の中で、災害時にその被害を最小化するという「減災」の考え方も取り入れ、総合的に「防災・減災対策」を事前の対応として進められてきた。また、被災後は、早期の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を進めておくことも重要である。

過去の大規模災害において、被災市町村では、被災状況、国の支援内容及び住民意向等を踏まえて復興まちづくりが進められてきた。被災地での課題・教訓として、基礎データの整備、大規模災害時の復興まちづくりに対応できる職員の育成、地域課題に対応した復興まちづくりを進めるための既存計画の理解や整備、復興体制の整備、復興手順の検討、市街地特性と被害想定をもとにした復興まちづくりの目標等を事前に検討すること等が挙げられる。

本計画第6部に災害復興計画を定めているが、現状では、災害復旧・復興に向けた大枠を示すまでに留まっており、早期かつ的確に復興に着手できるよう、復興事前準備を推進する必要がある。

なお、復興事前準備に取り組むことで、以下の効果が見込まれる。

#### ① 被災後の職員の負担軽減

被災後は、応急措置や救援活動、り災証明書の発行、被災者情報の収集、整理等の応急復旧対応のみならず、その後の復興計画・市街地復興計画の策定から事業完了に至るまで、平時を大幅に超えた事務作業が継続的に発生する。東日本大震災では、応急復旧対応のため、住民の意向把握や、復興まちづくりの検討に時間が割けなかった市町村が多く見られた。平時から基礎データの整理、分析、復興体制、復興手順の事前検討等、準備できることに取り組むことで、被災後の職員の負担を軽減することができる。

#### ② 復興まちづくりに対応可能な人材育成

過去の災害の課題・教訓として人材不足が指摘されており、大規模災害からの復興まちづくりに対応できる職員の育成が必要である。

平時から、職員を対象とした復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施することで、職員の復興まちづくりに関する知識や住民対応等の能力を向上することができる。また、職員のみでなく、住民の復興まちづくりに対する意識啓発に有効である。

### ③ 復興体制等の整備による復興までの時間短縮

平時に復興体制を整備し、復興まちづくりに向けた取組項目、手順・手続き（実施時期）を決めておくことで、被災後、応急復旧対応と平行して復興まちづくりに取り掛かることができる。また、基礎データを事前に整理、分析及び更新しておくことで、被災後直ちに復興計画・市街地復興計画の検討を進めることができる。その結果、被災から復興までの時間を短縮することができる。

### ④ より良い復興の実現

大規模災害は、地域が被災前に持っていた人口減少や若者の流出、高齢化、産業の衰退等の課題を一層顕在化させる。

平時から基礎データと被害想定をもとに被災後の復興まちづくりの課題を分析し、被災前よりも災害に強いまちづくりを進め、復興まちづくりの実施方針を検討しておくことで、被災後、速やかに復興まちづくりの目標や実施方針を決定することができる。

これにより、その後の住民意向や地域特性を踏まえた復興を円滑に進めることができ、より良い復興（ビルド・バック・ベター）を実現することができる。

## 【施策の方向性と事業計画】

### （1）基礎データの事前整理、分析

整備済基礎データをもとに、まちの課題を分析し、不足するデータの追加や充実、継続的な更新など基礎データの更新・整備を図る。

【取組事項】	所管
基礎データの事前整理、分析及び更新	<u>政策財務部</u> ・ <u>危機管理対策室</u> ・ <u>都市整備部</u> ・関係各部

### （2）復興体制の事前検討

復興まちづくりに取り組む組織体制と、主体となる部署の検討を進める。

【取組事項】	所管
復興体制の事前検討	<u>政策財務部</u> ・ <u>都市整備部</u> ・関係各部

### (3) 復興手順の事前検討

復興まちづくりの実現に向けて、各段階で生じる必要な作業項目を把握した上で、手順を整理・検討する。

<b>【取組事項】</b>	<b>所管</b>
復興手順の事前検討	<u>政策財務部</u> ・ <u>都市整備部</u> ・ <u>関係各部</u>

### (4) 復興計画の見直し

(1)～(3) をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討した事前復興計画を第6部災害復旧・復興計画に盛り込む。

<b>【取組事項】</b>	<b>所管</b>
<u>復興計画の見直し</u>	<u>政策財務部</u> ・ <u>都市整備部</u> ・ <u>関係各部</u>

## 第2節 市民・地域の防災力の向上（人づくり）

災害が発生した場合に、行政はもとより、市民・地域、事業所等が、迅速かつ的確な対策を講じることで、被害の軽減につながる。

そのためには、災害に強い都市（まちづくり）を支える人材の育成がきわめて重要であり、行政の職員や市民一人ひとりが平常時より「防災」をはじめとした危機管理に対する意識を高めていく必要がある。特に、市民の意識を啓発するための様々な情報提供や地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等を育成する取組が重要となる。

災害に関する情報提供のしくみづくりを進めるとともに、小中学校での発達段階に応じた総合防災教育の充実、生涯学習のカリキュラムや地域の様々なイベントに「防災」の視点を組み入れるなど、市民等の人材の育成を図っていく。

また、市民防災組織の活動の活性化や、事業所・商店街と地域が連携した防災体制の確立、実践的かつ体験型の訓練を通じて、市民・地域の防災力の向上に取り組む。

一方、災害発生後には、市民の生活支援や災害廃棄物の除去などに多くの人力が必要とされる。災害ボランティアの受入体制を整備するとともに、災害ボランティアの活動が十分機能するように、コーディネーターの育成に取り組む。

### 第1項 市民等の意識啓発と防災教育の推進

#### 【現状と課題】

#### （1）行政職員の人材育成・活用

災害発生時には、平常時とは大きく異なる活動環境の中で、人命にも関わる対応に、迅速かつ的確に対処しなければならない。しかも、様々な機関・組織の活動を、効率的・効果的に機能させるための調整や、市民等に対して必要な情報を適時・的確に提供することが求められることを、東日本大震災を経験したことにより改めて認識した。

平素から防災をはじめとした「危機」に対する意識を常に持ち、事件・事故等の発生後に起こる様々な事態を想定するとともに、被害を最小限に止めるために日ごろからどのような取組を行うべきかなど、想像力、情報分析・判断力、コミュニケーション能力などを高めるための取組が必要といえる。

これまで、職員の防災対応力の向上を目指し総合防災訓練や図上防災訓練を実施し、参加する職員も年々増やし、訓練の内容も変更しているが、さらなる職員の参加や平成29（2017）年度に改定（令和4（2022）年度修正）した立川市業務継続計画（BCP）〈地震編〉に基づいた訓練などを重ねることが大切である。

また、防災担当職員をはじめ多くの職員を、より実践的な研修会に参加させるとともに、「危機管理」の視点から、防災対策を含めた危機管理に関する研修を実施し、行政全体としての組織的な防災対応能力、危機管理能力の向上に努めることが重要である。

このほか、長期的な視点で防災担当職員の人材育成に取り組み、防災担当の経験者が他の部署に配属されても訓練等に参加しやすい環境を整備することも必要となる。

## （２）地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO、企業等のリーダーの育成

地域における災害時の初動対応については、発災後の、消火、救助、救急、避難誘導、要配慮者避難支援、避難所運営等に関して、自治会を中心とした体制づくりが進んでおり、自治会や市民防災組織等による各種マニュアルの作成や防災訓練等が取り組まれている。しかし、自治会には多様な役割が求められているため、実効性や対応力の向上が課題となっている。また、自治会への加入率の低下や高齢化による担い手の不足が問題となっており、他団体等を取り込むなど共助の体制の強化が求められている。

災害による被害の軽減には、市民一人ひとりが日頃から、災害について考え、自らその家族や地域を守るために必要な防災に関する知識・対応能力を備えることが重要となる。また、阪神・淡路大震災以降、ボランティアやNPOが災害時に果たす役割はますます大きくなってきており、企業にも地域貢献の一環として、地域の防災対策への協力が求められている。

東日本大震災の経験により市民の防災意識は高まっており、人と人との関係づくりの重要性に対する再認識や、地域コミュニティの再生に対する期待が高まり、多様な取組が進められている。市は、さらに意識を高めるため、総合防災訓練や地域防災訓練での啓発活動のほか、広報やホームページでの情報提供、出前講座や学習館での講座の開催を積極的に行っている。

地域の防災リーダーを育成するため、市民防災組織に対して普通救命講習の開催や防災士資格取得の助成などを行っているが、ボランティア組織・NPO等のリーダーを育成するためのさらなる工夫が必要である。また、講座等の受講後、防災リーダーに活動の場を提供することや、災害時に弱い立場に置かれやすい女性や避難行動要支援者等の視点に立ち支援を行うことができる防災リーダーの育成が課題となっている。

自宅での備えに必要なことや地域での防災に関する取組など、防災に関する情報を提供するしくみづくりを進めるとともに、地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等のリーダーを育成するための研修会等の開催について、関係機関と連携して取り組む必要がある。

また、平常時においては、防災分野及び福祉分野は相互の関係性が強いことから、両方のテーマで地域づくりを推進していくことが効率的・効果的な取組につながるため、両分野の人材を拡充していく必要がある。

### (3) 学校等における防災教育

東日本大震災により、防災教育の重要性が改めて認識された。災害等の「危機」「危険」への対応能力を身につけることは、「生きる力」を養うことにつながるものであり、学校教育における防災教育をさらに推進することが必要となる。

各学校では、毎月、避難訓練を行っているほか、月1回の防災安全教育を東京都からの副読本や補助教材等も用いて行っている。また平成21(2009)年度より自治会では、地域防災訓練を学校と合同で実施しているところもある。

児童館や学童保育所、保育園では定期的に、避難訓練を行っているものの、体験活動や防災教育については今後の課題となっている。

児童・生徒が学校等で防災に関する学習機会を持つことは、児童・生徒の家庭や地域における防災意識の向上につながる。また、幼少期から段階的に防災知識、災害対応能力を身に付けていくことで、地域の防災活動の継続化にもつながることから、特別活動や各種学校行事の中で、防災に関する学習の機会を設定していくことが重要といえる。

### 【施策の方向性と事業計画】

#### (1) 行政職員の人材育成・活用

総合防災訓練と図上防災訓練については、より実践的な内容を取り入れていくとともに、多くの職員が訓練実施者として参加できるよう、工夫・改善を行う。

危機管理意識の高揚と防災対応能力、危機管理能力の向上を図るため、防災研修の開催や救命講習の実施を行う。

【取組事項】	所管
総合防災訓練及び図上防災訓練の見直し	<u>危機管理対策室</u>
研修プログラムの作成	行政管理部
防災研修の開催	<u>行政管理部・危機管理対策室</u>
救命講習の実施	行政管理部

#### (2) 地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等のリーダーの育成

女性や要配慮者、外国人の視点等、様々な場面に対応できる多様な防災リーダーや防災ボランティアを育成するため、関係機関が連携し、出前講座や研修会等の開催、救命講習の実施、防災士の資格取得の助成を行う。また、広報やホームページ、防災ハンドブックを活用した情報提供を行う。

市内外の防災まちづくりや福祉関連のNPO団体等と自治会の連携を図り、地域の共助力の向上を図るため、団体間の交流会開催等の支援を行う。

避難所運営の担い手不足を解消するため、中学生や帰宅困難者等が地域防災力の向上に連携できるよう避難所運営体制等のしくみを検討する。

多様な福祉課題が地域に存在する中、災害時における避難支援等のあり方など防災にか  
かる課題や地域ニーズを的確に把握し、地域の協働解決力を高めるため、地域福祉コーデ  
ィネーターによる地域防災力の向上に向けた活動の推進を図る。

地域福祉コーディネーター：地域の様々な団体(自治会、民生委員・児童委員、ボランティ  
ア団体、NPO等)の活動情報を収集し、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等  
につなげるとともに、それら団体によるゆるやかなネットワークを構築し、そのネットワ  
ークを活用して制度の狭間にある地域生活課題等の解決にあたる。

【取組事項】	所管
関係機関の連携による出前講座や研修会の開催	<u>危機管理対策室</u>
救命講習の実施	<u>危機管理対策室</u>
防災士資格取得の助成	<u>危機管理対策室</u>
広報等による情報提供	<u>市長公室・危機管理対策室</u>
自治会とNPOとのマッチングイベント・交流会等の開 催支援	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部
中学生や帰宅困難者と連携した避難所運営体制の検討	<u>危機管理対策室</u>
地域福祉コーディネーター等の支援	<u>福祉部</u>

### (3) 学校等における防災教育

各小中学校で独自に取り組まれていた防災教育の内容について、全市的な取組により計  
画的・体系的に取り組んでいくため、防災教育の推進を強化する。

身の安全の確保について学ぶため、学校や保育園、児童館、学童保育所は、定期的な避  
難訓練を継続して実施する。また、防災館等を活用した体験訓練を実施する。

災害発生時に避難所となる小中学校の教職員と地域の団体が連携を図りながら、開設・  
運営に備えた体制を図っていくため、学校危機管理マニュアルを改訂し、日ごろから教職  
員の危機管理対応能力の向上を図る。

【取組事項】	所管
防災教育の推進強化	教育部
防災訓練・体験訓練の実施	子ども家庭部・教育部
学校危機管理マニュアルの改訂	教育部

## 第2項 市民防災組織等の充実

### 【現状と課題】

災害発生時には、自分のことは自分で守ることが基本となる。また、災害発生後の初期の段階では、近隣住民同士等による助けあいが重要となる。市民防災組織や地域のコミュニティによる「自助」「共助」の取組と、行政の「公助」が一体となることで、災害対策はさらに実効性のある取組が展開できる。

阪神・淡路大震災では、救出された35,000人のうち約8割の27,000人が家族や近隣者により救助されたといわれており、地域の防災力を高めるための市民防災組織の必要性が改めて認識された。

市民消火隊については、10隊が編成されているものの、地域的な偏りがあり、各町への配備を早急に進めていく必要がある。また、自主的な消火訓練を実施しているものの、合同での訓練は年1回と少なく、様々な機会を捉え、訓練活動を充実することも必要である。

市民防災組織への支援については、結成時の補助金のほか、腕章・メガホン・救急箱を交付し、さらに、市民消火隊を設置した組織には、可搬ポンプ・組立水槽を貸与している。また、年度ごとに運営費を助成し、各団体への支援を行っている。

#### ※市民防災組織補助金

結成時	20,000円/結成時
運営費	15,000円＋世帯数×50円/年
市民消火隊	24,000円/年

平成22(2010)年度から、市民防災組織への支援のひとつとして一定以上の広さの公園等に倉庫を設置してきているが、要望が多く倉庫設置までに年数がかかることが課題となっている。資器材・備蓄品等の保管場所がないとの理由で、結成を見送る自治会も多い。

立川市消防団の退職団員を構成員とした組織である立川消友会は、立川市の防災対策に協力することを主要な目的に平成17(2005)年5月に結成されている。

重機を保有している会員が多数所属していることから、震災時の倒壊家屋からの救助活動等に高度な能力を発揮することが期待できる。

これまでの主な活動は、総合防災訓練や地域防災訓練への参加、所有する重機等の資器材を活用した消防救助機動部隊との合同訓練、消防署の研修受講等である。今後、震災時に保有する能力を生かした連携が必要である。

### 【施策の方向性と事業計画】

市民防災組織の結成を促進し、様々な研修会や説明会を継続的に実施する。また、市民防災組織の運営費の助成については、継続して実施していく。

研修会の開催や資器材・備蓄品等の保管方法について周知するため、媒体等による情報発信方法を工夫する。

退職消防団員組織（立川消友会）と災害支援協定を締結しており、立川市総合防災訓練への参加等、震災時に同組織が保有する機能を円滑に発揮できるよう連携を図る。

【取組事項】	所管
研修会及び説明会の実施	<u>危機管理対策室</u>
市民防災組織の運営費の助成	<u>危機管理対策室</u>
情報発信方法の工夫	<u>危機管理対策室</u>
退職消防団員組織（立川消友会）との連携	<u>危機管理対策室</u>

## 第3項 防災訓練の充実

### 【現状と課題】

市民や地域の防災力を高めるためには、学習や普及啓発活動のほか、実践的な訓練において、救助資器材や情報伝達機器の使用方法や保管場所等を確認するとともに、災害時に適切な行動が取れるような体制づくりを進めていかなければならない。

立川市では、総合防災訓練を年1回開催しており、参加団体は、防災関係機関、自治会等が中心で、参加人員は1,000 人程度となっている。今後は自治会未加入者を含めたより多くの市民の参加が求められる。

平成24(2012)年度以降、それまでの1～2か所のメイン会場での開催に加え、市役所、メイン会場以外の一次避難所、健康会館、総合福祉センター、各会場周辺の地域（公園、空き地、住宅等）等でも同時開催するなど、規模を拡充した。訓練内容については、これまで行ってきた体験訓練（会場型防災訓練）から避難所の開設・運営訓練や、生活を営む市街地において模擬災害を想定し各自の判断で行動する発災対応型訓練等の実践的な訓練を行い、協定締結事業所や防災関連機関ブースによる展示をするなど、防災啓発にも重点を置く訓練に移行している。また、職員（緊急初動参集職員、生活支援班、避難所班、職員班等）対象の訓練（要配慮者対応訓練、情報伝達訓練等）や医療機関を対象とした緊急医療救護所運営訓練も実施している。

令和2（2020）年度からは、感染症対策を踏まえた避難所運営訓練を実施している。

自治会連合会各支部主催の地域防災訓練が年1回開催されており、参加者・参加団体は、地域（自治会、市民防災組織、事業所・商店街、各種団体、住民）、学校、保護者等で、参

加人員は、概ね 500～1,000 人程度であるが、地域により参加団体や参加人員に差がある。

自治会単位での、初期消火、避難所における受付、炊き出し、要配慮者の安否確認等の訓練に取り組んでいる自治会もある。しかし、企画に時間を要し、毎年様々な訓練メニューを実施することが自治会の負担になる、といった課題があり、効率的・効果的な訓練の実施と支援が求められている。

## 【施策の方向性と事業計画】

### (1) 総合防災訓練の見直し

多くの市民や市職員が参加できるよう、開催方法や訓練内容、周知の方法を工夫する。

市民の意識啓発を行うため、防災関係用品の展示など、引き続き事業所へ協力を要請する。

【取組事項】	所管
総合防災訓練の開催方法や訓練内容、周知方法の工夫	<u>危機管理対策室</u>
事業所への参加協力要請	<u>危機管理対策室</u>

### (2) 地域の防災訓練の充実

多くの市民が訓練に参加する機会を確保するため、自治会連合会の各支部で実施している地域防災訓練や各自治会の防災訓練を支援する。

具体的には、可搬ポンプやスタンドパイプを活用した実践的な初期消火対策を指導し、市民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。また、消防署の指導により、市民防災組織に対しては、救出・救護にかかる啓発を推進する。

地域における防災訓練を取り組みやすくしていくため、訓練プログラムのパッケージ化等による企画・準備段階の負担の軽減化をできるよう支援する。

効率的・効果的な防災訓練を実施するため、各防災NPOの協力や、企画公募型防災イベントの募集等の支援を行う。また、立川女性防火の会等の自主防災組織と連携し女性や要配慮者、外国人等多様な視点での訓練の支援をする。

多様な参加者の拡大を図るため、広報のあり方を工夫・改善する。

自治会単位の訓練を開催し充実させるため、地域の防災リーダーを育成する。

#### 立川女性防火の会：

防火防災思想の普及や防災行動力の向上等を目的として、地域で活動する女性を会員とした自主防災組織である。女性の視点から風呂敷を活用した防災訓練指導や家具類の転倒・落下・移動防止対策等、防火防災意識の普及啓発活動を行う。

【取組事項】	所管
地域防災訓練や各自治会の防災訓練の支援	<u>危機管理対策室</u>
企画・準備段階の負担の軽減化への支援	<u>危機管理対策室</u>
効率的・効果的な防災訓練実施の支援	<u>危機管理対策室</u>
参加者の拡大に向けた広報の工夫・改善	<u>危機管理対策室</u>
地域防災リーダーの育成	<u>危機管理対策室</u>

#### 第4項 地域と事業所・商店街が連携した防災体制の整備

##### 【現状と課題】

立川市では、平日の昼間は市外から市内の事業所や学校に通勤、通学している人が多く昼間人口が夜間人口を上回っている。

平日の昼間の発災を考慮すると、事業所や商店街の地域の防災活動への協力に大きな期待が寄せられる。また、夜間や休日における発災時には、自治会・市民防災組織等が事業所等の防災活動を支援するなど、相互に協力しながら地域の防災対策に取り組むことが求められている。

市内に約7,500～8,000社ある事業所の防災対策は、特定用途あるいは一定規模以上の建物については消防計画を作成し、自衛消防隊の編成、避難誘導、自衛消防訓練等を実施しているが、中小規模の企業ではそうした取組は進んでいない。消防署は、それら事業所に対して、消防計画、事業所防災計画等の各計画の作成を指導している。

現在、市内には商店街が30団体あるが、平成23(2011)年に発生した東日本大震災を契機として、商店街が主体的に防災をテーマとしたイベントの開催や防災マップを作成する動きが出てきており、防災への関心が高まってきている。今後は事業の継続や地域の自治会等と連携した活動を行うことが課題となる。

災害時における立川市と事業所との連携については、現在、事業所と食料・物資等の応援協定を締結しているが、総合防災訓練への参加は一部の協定締結事業所に留まっている。また、民間施設による福祉避難所や一時滞在施設の確保も求められている。

アンケート結果などから、様々な事業所が、地域貢献の取組の一環として防災対策への協力も可能としており、新たな連携のしくみづくりが課題である。

事業所・商店街は、災害時に自らの被害を軽減するとともに、地域の防災対策に協力するため、建築物等の耐震化の推進、業務継続計画（BCP）の作成などに取り組む必要がある。

こうした地域住民や事業所による防災活動を活性化させるために、平成25(2013)年の災害対策基本法の改正において、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者

等)による地域コミュニティレベルでの防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域防災力を高めるために、地区居住者等による自発的な防災活動に関する計画制度である地区防災計画制度が創設されたことから、同制度を普及させ、計画に基づき防災活動を行う地区居住者等と行政が連携していくことが求められている。

商店街が主体となった取組内容

- ・南口防災フェアの開催（立川南口商店街振興組合による商店街イベント）
- ・地震対応マニュアルの発行（平成27（2015）年4月現在3地区（高松町地域、立川駅南口地域、羽衣地域）で発行済）

【施策の方向性と事業計画】

（1）事業所・商店街の取組

事業所・商店街における自助対策を推進するため、建築物等の耐震化を推進するように働きかけるとともに、オフィス家具や自動販売機の転倒防止、看板・壁面タイルの落下防止、ガラス、アスベストの飛散防止などの安全対策を要請する。

緊急時に適切な活動ができるよう、災害時における防災体制の整備を要請するとともに、平常時から防災訓練などを実施するよう働きかける。

業務継続計画（BCP）等の策定を推進するため、防災関係機関や商工会議所を通して制度の普及啓発に取り組む。

【取組事項】	所管
建物等の耐震化や設備等の安全対策の実施要請	<u>危機管理対策室・産業まちづくり部</u>
防災体制の整備及び防災訓練実施の要請	<u>危機管理対策室</u>
業務継続計画（BCP）の普及啓発	<u>危機管理対策室・産業まちづくり部</u>

（2）事業所・商店街と地域との協力体制の整備

防災事業の継続や地域の自治会等と連携した活動を行うため、商店街の防災組織づくりを推進する。

事業所が、災害時に避難所としての駐車場の提供や、救援救助のための重機等の提供など、地域の防災体制を支援するためのしくみづくりを進める。

地域の防災活動を活性化していくほか、防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成を行う。

市民の意識啓発を行うため、総合防災訓練や、地域が行う防災訓練等での防災用品の展示などに協力を要請する。

【取組事項】	所管
商店街の防災組織づくり	<u>危機管理対策室・産業まちづくり部</u>
地域との協力体制のしくみづくり	<u>危機管理対策室・産業まちづくり部</u>
防災訓練への協力要請	<u>危機管理対策室</u>

### （3）事業所・商店街と市との災害時協力のしくみづくり

支援協定の拡大や、福祉避難所・一時滞在施設の確保のため、福祉施設事業者、宿泊業者、物流業者、食品製造業者、レンタル業者、葬祭業者などとの災害時支援協定を締結する。

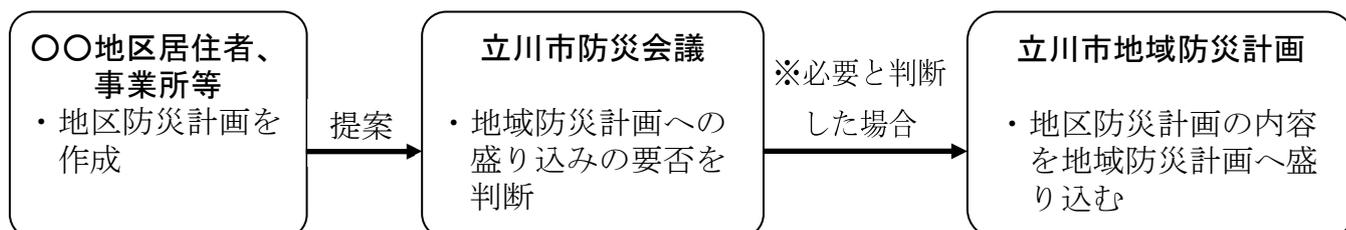
事業所が可能な範囲内で積極的に協力を申し出ることができる「防災協力事業所登録制度」については、事業所からの要望や事業所のメリット、登録後の費用対効果等を再検証するため、調査等を行った上での導入を進める。災害時における物資内容、量、運搬方法等を明確にするため、協定等の具体化を図り、物資調達マニュアルを作成する。

【取組事項】	所管
災害時支援協定の締結	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部
防災協力事業所登録制度に関する調査の実施	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
物資調達マニュアル等の作成	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>

### （4）地区防災計画

市内一定地区内の居住者及び事業所等が、地区の特性に応じた防災活動を共同して行うための「地区防災計画」を作成し、立川市地域防災計画に定めるよう提案された場合には、立川市防災会議で必要性を判断する。

必要があると判断された場合には、立川市地域防災計画に地区防災計画を定める。



## 第5項 災害ボランティアの受入体制の整備

### 【現状と課題】

災害時には、被災者の住宅内部の片付けや介護などの生活支援、災害廃棄物の排除などに多くの人材が必要とされる。阪神・淡路大震災や東日本大震災の際には、全国各地から多くの人々が支援活動に参加したが、コーディネートが十分に機能していなかったなどの課題が提起されている。市内及び全国から集まる災害ボランティアとの連携を図り、円滑に対応できるよう日常からしくみを整備する必要がある。

災害時にボランティアとの連携を図るため、災害ボランティアセンターを開設する。そのため、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成したが、今後は、災害時に多くのボランティアを受け入れる場合のコーディネーターやリーダーの育成にも取り組む必要がある。

東京都災害ボランティアセンターは、東京都生活文化局が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置し、災害ボランティアコーディネーターの派遣、区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援、資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整等を通じて、区市町村災害ボランティアセンターを広域的立場から支援するとしている。

一方、災害時には、専門的な資格や技術を必要とするボランティアも必要となる。これら専門ボランティアを受け入れるための市内部の組織づくりも重要となる。

### 【施策の方向性と事業計画】

#### (1) 災害ボランティアセンターの開設・設置及び運営

災害時にボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターの開設について、情報を共有しながら取組を進めるため、立川市社会福祉協議会との連携を図る。

災害ボランティアセンターの設置場所、レイアウト、災害時の組織体制、被災者ニーズの収集方法、ボランティア受入体制等の対応方法をまとめた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を実効性のあるものとするため、災害ボランティアセンターの設置訓練、運営訓練等を実施し、随時見直しを行う。また、災害ボランティアセンターの周知を行う。

災害時のボランティア及びボランティアコーディネーターの育成を進めるため、市民団体の特定非営利活動法人立川災害ボランティアネット等と連携して市民等を対象に、学習会や研修会等を実施する。

さらに、災害時にボランティア団体と連携して活動を行うため、社会福祉協議会と連携して交流会等を開催し、情報交換や活動調整、組織の活性化に取り組む。

【取組事項】	所管
災害ボランティアセンター開設・設置に向けた社会福祉協議会との連携	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>市民部</u>
災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの更新	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>市民部</u>
災害ボランティアセンターの周知	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>市民部</u>
学習会や研修会等を実施	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>市民部</u>
各ボランティア団体との交流会等の開催	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>市民部</u>

## (2) 専門ボランティアの受入

医師、看護師、応急危険度判定員など専門的な資格を必要とする専門ボランティアの受入やコーディネート等を実施するため、運営マニュアルを作成し、図上訓練などで実践の機会を確保する。また、広域的な対応が必要な場合には東京都、関係機関へ要請していく。

なお、被災建築物応急危険度判定については、被災建築物応急危険度判定連絡会の開催を通じて、市内に在住・在勤する被災建築物応急危険度判定員と協働し、判定活動の実施体制づくり及び判定技術の向上を目的とした訓練を行う。

### 被災建築物応急危険度判定

#### ○ 被災建築物応急危険度判定制度の位置付け

災害発生後、被災建築物の安全性を確保する第一義的責任を有するのは、その建築物の所有者であるが、災害によって多くの建築物が被害を受けた場合、被災建築物の所有者、もしくは居住者が被災建築物の安全性を確保することは容易ではない。その結果、余震による倒壊等の危険がある被災建物が使用・放置され、多くの市民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

こうした危険を回避するため、災害後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定員の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行うものとする。

#### ※ 被災建築物応急危険度判定員とは

災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するために実施する、被災建築物応急危険度判定を行うものとして、行政職員または建築技術者で講習を修了した者をいう。

【取組事項】	所管
専門ボランティア受入体制の整備	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>市民部</u> ・関係各部
被災建築物応急危険度判定連絡会の開催	<u>都市整備部</u>
応急危険度判定 <u>にかか</u> る訓練等の実施	<u>都市整備部</u>
<u>被災宅地危険度判定にかか</u> る訓練等の実施	<u>都市整備部</u>

### 第3節 市民・地域、事業所等との連携・協働（しくみづくり）

災害を未然に防ぐことは現在の科学水準では困難なことから、災害が発生しても被害を最小限にするため、市民・地域、事業所等、行政が連携・協働して取り組む様々なしくみづくりが必要となる。

特に、高齢者や障害者など要配慮者といわれる人々は、必要な情報を的確に把握し、安全な場所に避難するなどの行動を自ら取ることが困難とされており、こうした人々の情報の把握と支援するしくみづくりを進める。

このほか、要配慮者を含め、市民が避難生活を送ることを余儀なくされた場合の避難所の開設とその運営、避難所への誘導方法について、市民や地域と協働した新たな枠組みを構築するとともに、救援・救助用の資器材や備蓄食料等を保管する備蓄倉庫の配備の再構築と管理のしくみを整備する。

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、立川駅周辺に多くの滞留者が発生し、通勤や通学等で外出している市民で帰宅困難者となった者も多数いた。大規模地震等により鉄道等が運行を停止した場合の駅前滞留者、帰宅困難者に対して、被害状況や鉄道等の運行情報などを提供するほか、安全な場所への誘導や一時滞在施設での救援活動など帰宅困難者対策に事業所等と連携して取り組む。

#### 第1項 避難行動要支援者等支援対策

##### 【現状と課題】

平成25（2013）年6月の災害対策基本法の一部を改正する法律（平成25（2013）年法律第54号）の公布により、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者は「要配慮者」と定義された。そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」とし、その把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。さらに、

令和元（2019）年東日本台風等による災害を踏まえ、令和3（2021）年5月に同法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設され、計画作成の優先度が高いと市町村が判断するものについて、改正法施行後から概ね5年程度で計画を作成するように努める必要がある。

市内には、多数の要介護者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）が居住しているが、災害時に「特に支援を必要とする方」に迅速な支援を行うため、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体と連携し、今後より一層避難行動要支援者の情報の把握、管理や支援のしくみづくりを進めていくことが必要となる。

市では平成27（2015）年度以降、既存の「災害時要援護者名簿」を引き継ぎ「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会等との協定に基づく安否確認等のしくみづくりを進めてきた。また、避難所においては、避難行動要支援者の避難生活を支援するため、二次避難所や福祉避難所の確保、一次避難所からの搬送の方法、福祉避難所等の支援体制の整備なども課題となっている。

## 【施策の方向性と事業計画】

### （1）避難行動要支援者名簿の作成・提供

#### ① 名簿の作成

災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者について名簿を作成する。

避難行動要支援者の範囲について以下のとおりとする。

#### ■避難行動要支援者の範囲

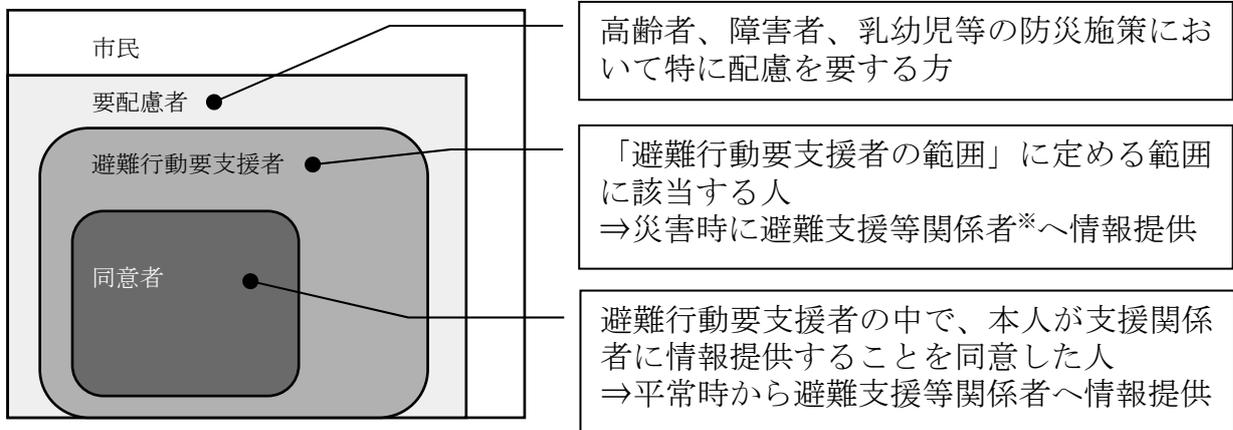
対象	要件
在宅医療	人工呼吸器を使用している者
要介護認定者	要介護3～5
身体障害者	下肢機能障害 1級、2級
	移動機能障害 1級、2級
	体幹機能障害 1級、2級
	視覚障害 1級、2級
	呼吸器機能障害 1級
知的障害者	愛の手帳 1度、2度
難病患者等	難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている者
その他	その他災害時に自ら情報の収集及び避難行動を取ることが困難な者

※ ただし、入院患者及び施設入所者は除く。

## ② 名簿の更新・提供

名簿の更新は年1回とする。提供済の避難行動要支援者名簿と交換時に、最新の名簿を提供する。

### ■対象者の考え方



### ■名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

○福祉部・保健医療部で把握している要介護認定者、障害者等の情報のうち、前表に該当する者の情報を集約する。

○難病患者にかかる情報等、市で把握していない情報については、東京都等に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

※ 避難支援等関係者とは、以下の機関・団体に属する構成員をいう。

立川消防署、立川警察署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉相談センター、民生委員・児童委員、自治会、市民防災組織、福祉事業者等

【取組事項】	所管
避難行動要支援者名簿の作成・更新	福祉部
避難行動要支援者名簿の地域への提供	福祉部

## (2) 避難支援等関係者による適正な情報管理

- ① 書面で必要最小限を配布（各団体及び機関へ名簿を1部ずつ配布）
- ② 複製及びパソコン等への取り込み禁止
- ③ 施錠可能な場所に保管
- ④ 使用範囲を限定（避難行動要支援者の支援活動の目的のみに使用可）
- ⑤ 提供範囲を担当地域・対象地域内に居住する者に限定
- ⑥ 守秘義務を法律等で規定されていない機関等に対する協定締結義務

紛失等による情報漏えい防止のため、名簿提供時に使用目的、使用後の返却等を説明し、承諾いただいた地域団体等に名簿受領書（承諾書）にサインの上、名簿を配布する。

【取組事項】	所管
説明会等における名簿情報の提供に際した情報漏えい防止対策の周知	福祉部

### (3) 情報伝達手段の整備

要配慮者が避難行動を円滑に行うことができるようにする通知または警告の配慮については、以下のとおりとする。

- ① 適時適切な避難に関する情報の発令・伝達
- ② 多様な情報伝達手段の確立

具体的な「発令基準」、「伝達事項」については、避難情報に関するガイドライン（内閣府）に基づき、水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアルを整備している。

【取組事項】	所管
<u>水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアルの更新</u>	<u>危機管理対策室</u> ・福祉部

### (4) 乳幼児及び外国人等の対策

乳幼児については保護者が避難・救護を行い、支援が必要な場合は、事前に避難行動要支援者名簿等に登録する。

乳幼児・児童等が保育園・学校等にいる場合には施設管理者等が対応し、別途避難誘導マニュアルを作成する。

外国人については、NPO法人たちかわ多文化共生センターによる講習・意識啓発（訓練等）事業の実施や外国人の住民登録時に生活ハンドブックの配布による事前情報提供、「外国人のための日本語教室」と協力して防災講座を実施し、災害時における避難方法、避難行動、日頃からの備え等について周知を図る。

【取組事項】	所管
保育園・学校等の避難誘導マニュアルの作成	子ども家庭部・教育部
外国人への事前情報提供、防災講座の実施	<u>危機管理対策室、市民部</u>

### (5) 個別避難計画の作成

災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の氏名、連絡先や避難場所・避難路、避難支援等を必要とする事項、避難支援等実施者などを記入した個別避難計画を作成する。

その際、近年頻発する台風や大雨による風水害に対応するため、「土砂災害（特別）警戒

区域」及び「多摩川洪水浸水想定区域」に居住する対象者に対し、市内福祉事業者等の協力を得ながら、改正法施行後から概ね5年程度を目途に優先して作成する。

なお、個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法、避難支援等関係者による適正な情報管理等については、避難行動要支援者名簿の例による。

市民防災組織等は、自治会、民生委員・児童委員、見守りネットワーク、消防団、中学生、学校教諭等による災害時の「支援チーム」の組織化に取り組む。「避難行動要支援者避難支援マニュアル」により地域の支援体制を構築する。マニュアルについては、普及・啓発するとともに、支援者の拡充・拡大を図っていく。

【取組事項】	所管
個別避難計画作成	<u>子ども家庭部・保健医療部・福祉部</u>
避難行動要支援者支援制度・マニュアルの周知及び普及・啓発	<u>子ども家庭部・保健医療部・福祉部</u>
支援者の拡充・拡大	<u>子ども家庭部・保健医療部・福祉部</u>

#### (6) 風水害時における避難行動要支援者の移送

風水害時の早い段階における避難行動要支援者の移送体制の構築に向け、協定を締結しているタクシー事業者との連携強化に加え、支援協定の拡充を進める。

【取組事項】	所管
避難行動要支援者の移送体制構築	<u>保健医療部・福祉部</u>

#### (7) 消防署と連携した避難行動要支援者の安全確保

立川消防署住宅防火防災対策推進会議の結果を踏まえ、住まいの防火防災診断や防災訓練の実施、緊急通報システムを活用した協力体制づくり等、災害時における避難行動要支援者の安全確保に向けた取組を消防署と連携し推進する。

【取組事項】	所管
避難行動要支援者支援にかかると連携	<u>危機管理対策室・保健医療部・福祉部</u>

## (8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全確保については以下のとおりとする。

- ① 避難支援等関係者は、災害発生時に個別避難計画等に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、市民防災組織等へ連絡するものとする。
- ② 避難支援等関係者は、避難行動要支援者が倒壊またはそのおそれのある家屋に取り残された場合など、市民防災組織等による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わず、公的機関への救助の要請を行う。
- ③ 災害時には、支援団体・支援者も被災者となることもあるため、仮に支援を受けることができなかつたとしても、支援団体・支援者を責めることはできない。支援団体・支援者は、要配慮者のため、地域のために善意で支援を行っていることの理解を求めていく。
- ④ 前①～③について、避難支援マニュアル、市ホームページ等に記載し周知を図っていく。

【取組事項】	所管
避難支援等関係者の安全確保に関する周知	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>子ども家庭部</u> ・ <u>保健医療部</u> ・ <u>福祉部</u>

## 第2項 避難所の開設・運営

### 【現状と課題】

阪神・淡路大震災では、避難所の管理運営に、施設管理者や学校職員、地元の住民、ボランティアなどが携わった。しかし、震災当時、管理運営のためのマニュアルが未整備のため、手探りで運営しなければならなかつた避難所もあつたと報道されている。また、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であつたことが教訓とされている。

東日本大震災では、津波被害により避難所が不足し、指定されていない施設へも避難者が集まり、救援物資等が行き届かず、特に要配慮者は、通常の避難所での生活がきわめて困難であつた。また、東日本大震災では、過去に日本で発生した災害と比較しても公衆衛生のニーズが顕在化したといわれている。阪神・淡路大震災のような急性期の緊急医療が必要とされた人は比較的少数であり、むしろ震災直後から様々な公衆衛生上の課題（避難所における衛生環境の維持管理、感染症対策、慢性疾患対策、栄養問題、医療・心理的・社会的支援全てを必要とする高齢者・障害者への対応等）が広範囲にわたって同時多発的に発生し、災害時の公衆衛生活動の重要性が改めて認識される機会となつた。

令和4（2022）年5月の東京都防災会議の被害想定では市内の最大避難者数は立川断層

帯での地震（M7.4）冬 18 時風速 8m/s の状況で 50,191 人※（避難所避難者 33,460 人※、避難所外避難者 16,730 人※）とされている。市は小中学校等 30 施設を一次避難所としているが、想定避難者数に対する収容人数に不足を来たすことから、二次避難所として地域学習館・学習等供用施設、学童保育所など 39 施設を指定している。さらに、要配慮者が避難する福祉避難所の開設も必要であり、福祉作業所・保育園等を指定している。ドリーム学園についても、福祉避難所として指定しているが、現状では乳幼児向け施設の側面が強い一方で、障害者対応への期待もあり、今後、令和 7（2025）年度の施設移転も見据えながら、福祉避難所の位置付けも検討していく。福祉避難所については、想定避難者数に対して、受入可能施設数が十分に確保されていないことから、新たな施設の指定が必要であり、事前に受入対象者を調整し、人的・物的体制の強化を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する必要がある。また、避難所の相互利用について隣接自治体と協定を締結しているものの、連携利用の方策の具体化には至っていない。

避難所の運営については、平成 19（2007）年 3 月に「避難活動ガイドライン集」を作成し、順次、避難所運営マニュアルの作成を行っているが、避難所を運営するリーダーなど組織体制の整備や避難所運営マニュアルの内容に基づく実践訓練などが課題となっている。

また、市民が避難した場合に、現在は避難者カードを作成することになっているが、錯綜する避難者の情報を迅速に処理し、安否確認の問い合わせに的確に応えるとともに、物資の必要量の把握などにも役立てるため、避難所を拠点とした連絡体制の構築や防災情報総合管理システム等の導入も検討する必要がある。

避難所生活においては、生活環境が大きく変化するため、健康面・精神面のケアも求められることから、特に女性、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した避難所運営マニュアルが必要となる。

福祉避難所については、指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者となる要配慮者を調整して、人的・物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化することが課題である。令和元（2019）年東日本台風の影響を踏まえ、改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和 3（2021）年 5 月）に準ずる必要がある。

また、災害対策基本法の改正により、避難所の環境整備を図るほか、避難所以外での場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化された。在宅避難者等の拠点や車中泊避難を行うためのスペースの設置等の支援策を検討する必要がある。一方で、また、市職員の定数減少や市内居住者の減少、避難所機能の増加、風水害時における早期避難所開設により、対応人員の確保が課題となっている。

実際に、令和元（2019）年東日本台風の際には、立川市内で避難所を 25 か所開設するなど災害対応を実施したが、避難所を開設するための職員体制は非常に厳しいものであり、風水害時における職員体制及び早期避難所開設について検討を行った。

また、最近では、自宅でペットを飼育する人々も増えており、避難所に同行することが考えられる。しかし、避難所生活を送る上で、健康や衛生面からの問題もあり、一定のルー

ルづくりとともに獣医師会による支援も求められる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、今後の新たな感染症の発生を想定し、まん延防止を図るため、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

※ 合計人数は四捨五入の関係上、一致しない。

#### ■避難所の位置付け

東京都における名称	立川市における位置付け	
避難所	一次避難所 <u>特定避難所</u>	震度5強以上の地震が発生した場合に開設する場所
二次避難所 (福祉避難所)	二次避難所	一次避難所の受入状況をみて適宜開設する場所
	福祉避難所	一次避難所での生活が困難な方の利用を目的とした場所
避難場所	広域避難場所	大規模火災等、広域的な災害から市民の安全を確保することを目的とする場所
指定緊急避難場所・指定避難所		災害の種別ごと（延焼火災、洪水・がけ崩れ等）に指定する避難先

#### 【施策の方向性と事業計画】

##### （1）避難所の指定

被害想定結果に基づき、地区別に一次、二次避難所及び特定避難所を指定する。一次避難所及び特定避難所は、震度5強以上の地震が発生した場合に開設する避難所とする。二次避難所については、一次避難所の避難者受入状況を踏まえて開設する施設とする。なお、避難者が避難所の収容定員を超える場合に備え、市内の高等学校や大学等との連携を図る。

要配慮者の避難所として、福祉避難所を指定する。障害者・要介護者用の福祉避難所については、必要となる設備や機能を考慮して、介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、宿泊施設等と協定締結により指定の拡大を図る。乳幼児用の福祉避難所については、平常時の利用状況を踏まえて、公立だけでなく、私立保育園等との協定締結により、指定の拡大を図る。このほか、ホテル・旅館など民間施設との協定を締結し、要配慮者の避難所ニーズに対応する。

なお、福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定（令和3（2021）年5月）により要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、事前に施設と要配慮者のマッチング等の検討が必要である。

二次避難所については、障害者や高齢者等の優先的な受入対応を行えるよう、設備や機能の状況に応じて福祉避難所に準じる施設（準福祉避難所）として、位置付けの見直しを行う。関係団体や各種講座、広報手段等を活用して準福祉避難所の位置付けや受入対象者の周知を図る。

また、災害が広域的に広がった場合でも、生命だけは守るという目的で、広いスペースが確保できる広域避難場所（国営昭和記念公園、二中一带、多摩川河川敷の3か所）を指定する。広域避難場所からの移動は、市の指示に従って行う。

なお、これらの避難所・避難場所は、災害の種別毎に避難先として指定する（「第3項【施策の方向性と事業計画】（1）指定緊急避難場所と指定避難所の指定」参照）。

【取組事項】	所管
二次避難所の位置付けの見直しと周知	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部
福祉避難所の拡大と事前調整	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>子ども家庭部</u> ・ <u>保健医療部</u> ・ <u>福祉部</u>
民間施設や高等学校等との連携	<u>危機管理対策室</u>

今後、在宅避難や車中泊避難など多様な避難方法が選択されると予想され、これらの避難所外避難者に対する支援方策を検討する。特に、車中泊やテント泊については、外気温の変化の影響を受けやすく、狭く横になれない場合エコノミークラス症候群等の健康被害の懸念があるほか、オープンスペースは様々な応急対策活動の拠点として活用されるため、市民の安全な避難について多方面から検討する。

## （2）避難所の開設・運営体制の構築

避難所の開設は、一次避難所ごとに指定している緊急初動参集職員や避難所班、学校職員が対応することとし、別途、平日昼間と夜間・休日に区分した避難所開設マニュアルを活用する。避難所開設マニュアルについては、避難所開設訓練の実施により内容の実効性を検証し、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。

避難所の運営については、避難所班、緊急初動参集職員、地域住民、市民防災組織、自治会、民生委員・児童委員、学校関係者等が連携・協働して行う。このため、関係者による「避難所運営組織」を設置し、運営のための組織体制の整備や定期的な連絡会などのしくみづくりを進める。また、協定に基づき特定非営利活動法人立川災害ボランティアネットとも連携し災害時の避難所運営等に取り組む。

なお、風水害時における避難所運営については、必要に応じて避難所班以外の班からも応援職員を指定し対応する。

運営にあたっては、一次避難所ごとに作成した避難所運営マニュアルを活用する。避難所運営マニュアルには、高齢者や障害者、女性や乳幼児世帯等の健康面・精神面のケア等に配慮した内容を示す。また、飼育動物の避難対策について、ペット用のえさや水、ケー

ジ等の備蓄を飼い主の責務として規定し、周知徹底を図る。

避難所運営マニュアルは、避難所開設・運営訓練の実施により内容の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。このほか、運営組織や施設利用の変更に伴う定期的な更新を行う。

これら運営組織の整備や訓練実施、マニュアルの見直しにあたっては、避難所運営支援事業のフォローアップ等により行う。

福祉避難所については、災害時の運営体制を検討し、対象者のケアに配慮した福祉避難所運営マニュアルを作成する。

特に、福祉避難所での生活が真に必要な方が入所できるようにするため、対象者の受入基準の事前設定を行うとともに、人的・物的体制を図ることで、災害時の直接の避難等を促進する必要がある。一方で、一次避難所等において、市民、医療従事者、福祉関係者等と連携し、避難者を一次避難所、二次避難所、福祉避難所、医療機関等への振り分けを実施することを目標に、トリアージ方法や運用上の課題等について検討する。トリアージ後の搬送体制を構築するため、協定を締結している福祉車両所有事業者、タクシー事業者等との連携強化に加え、支援協定の拡充を進める。

二次避難所については、災害時の運営体制を検討し、位置付けの見直しにより準福祉避難所としての活用も踏まえた二次避難所運営マニュアルを作成する。

発災時に避難者の健康を維持するためには、避難所における衛生管理の徹底が重要となる。生活環境の悪化等に伴う傷病者等の増大を防ぐため、衛生面の管理を適切に行えるよう、衛生管理マニュアルの適宜、見直し・修正を行う。加えて、誤嚥性肺炎の予防を図るため、立川市災害歯科医療コーディネーターを中心に口腔ケアの取り組みを推進する。また、避難生活期における感染症に関する予防の充実とリスク低減を図るため、感染症対策関連の備蓄品を充実させるとともに、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、今後の新たな感染症の発生を想定し、まん延防止を図るため、感染症患者（疑い含む。）が避難してきた場合、発生した場合の対策を推進する。

避難所となる施設の改修等にあわせ、要配慮者の利用を想定した車椅子利用者対応トイレの設置や洋式化を進める。さらに、育児・介助者同伴での利用や性別に関わらず利用できるトイレを確保するなど、避難所におけるトイレのバリアフリー化を引き続き推進する。

【取組事項】	所管
避難所開設・運営マニュアルの見直し	<u>危機管理対策室・福祉部・教育部</u>
避難所運営組織の整備（再編成）	<u>危機管理対策室・福祉部・教育部</u>
避難所開設・運営訓練の実施	<u>危機管理対策室・福祉部・教育部</u>
ペット飼い主の責務の規定と周知	<u>危機管理対策室・環境資源循環部</u>
福祉避難所入所対象者の選定基準（介護・福祉トリアージの方法）の検討	<u>危機管理対策室・子ども家庭部・福祉部</u>
災害時の搬送体制の整備	<u>危機管理対策室・保健医療部・福祉部</u>

【取組事項】	所管
避難所における衛生管理マニュアルの見直し・修正	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>福祉部</u> ・ <u>保健医療部</u> ・ <u>環境資源循環部</u>
感染症対策関連備蓄品の充実	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>福祉部</u> ・ <u>保健医療部</u> ・ <u>環境資源循環部</u>

### （3）「避難所運営検討委員会」の開催と職員研修の実施

避難所を中心とした応急対応の複数の課題に対応し、災害時の効果的な運用を図るため、避難所の地域における拠点機能について検討する。検討にあたっては、避難所の運営体制や職員の役割分担等について包括的に検討するために、関係各課から構成される「避難所運営検討委員会」を開催する。

また、応急体制の実効性を高めるために、応急対応の役割分担にあわせた職員の研修を実施する。災害時の学校は、避難所以外に安否確認連絡所、避難所救護所、在宅避難者支援の拠点としても位置付けられていることから、緊急初動参集職員及び各所派遣職員に対する研修会等の実施により、各所の機能、役割、対応要領等の習得を図る。緊急初動参集職員や避難所班に対しては、避難所運営の体制やマニュアルに基づく避難所ルール等についての研修もあわせて実施する。

#### 【「避難所運営検討委員会」での検討事項】

- ・災害時における避難所での対応事項に対する必要な人員数・役割の検証
- ・傷病者への対応など、専門的な対応の役割分担の整理
- ・避難所を中心とした在宅避難者を支援するしくみ（情報収集・発信内容、体制、在宅避難者への支援内容・方法、支援内容に応じた担当部署）の検討
- ・地域の拠点としての避難所の位置付けとその機能

【取組事項】	所管
「避難所運営検討委員会」の開催	<u>危機管理対策室</u>
緊急初動参集職員及び各所派遣職員に対する研修会等の開催	<u>危機管理対策室</u>

### 第3項 避難誘導體制の整備

#### 【現状と課題】

阪神・淡路大震災では、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を、近所の声かけ、各自治会の見回りなどにより支援し、安全な場所へ誘導したといわれている。

発災時に避難所等まで避難する際、建物の倒壊等による避難路の安全確認や避難所の開設の状況などを事前に捉え、地域住民一丸で、一人では避難できない人を支えることも必要であり、そのためのルールづくりと集合場所の確保、避難所等までの誘導體制の整備が課題である。また、集合場所に集まり、住民の安否確認や、確認できない場合の救援・救助体制の整備、そのために必要な資器材の確保などのしくみづくりも重要な課題となる。

一方、水害等の際に住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、逆に危険が生じた事例があった。避難場所のうち、一定期間滞在する避難所と区別し、安全性等の基準を満たす施設・場所を指定するしくみが創設されたことから、指定緊急避難場所を位置付けている。今後は、地震時の大規模火災や、河川の氾濫等から命を守る「避難場所」と、自宅が使えなくなったときに生活する「避難所」の違いについて、周知する必要がある。

現在、各避難所への誘導標識については、避難所指定校の幹線道路等に設置しているが、避難所までの道筋に不案内な人や、外国人などを適切に誘導するための誘導標識、指定緊急避難場所の案内標識の整備も検討する必要がある。

#### 【施策の方向性と事業計画】

##### (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の指定

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定する（指定緊急避難場所）。

また、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である（指定避難所）。

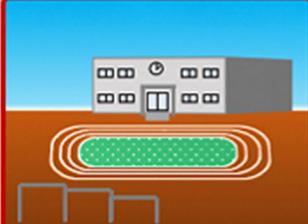
**○指定緊急避難場所** (国土地理院のウェブ地図上で公開)  
災害の危険から**命を守るために緊急的に避難**をする場所  
土砂災害、洪水、津波、地震等の**災害種別ごとに指定**

**【指定緊急避難場所のイメージ】**



対象とする災害に  
対し、安全な構造で  
ある堅牢な建築物

土砂災害に対する  
指定緊急避難場所の例



対象とする災害の  
危険が及ばない学  
校のグラウンド・駐  
車場等

地震、大規模な火事等に対する  
指定緊急避難場所の例

**○指定避難所**  
災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなく  
なるまで**必要な期間滞在**し、または災害により自宅へ戻  
れなくなった住民等が**一時的に滞在**することを想定した  
施設

**【指定避難所のイメージ】**



学校・体育館  
等の施設



公民館等の  
公共施設

指定緊急避難場所と指定避難所 (国土地理院ホームページより)

※ 関連資料 「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」参照

【取組事項】	所管
指定緊急避難場所・指定避難所の指定	<u>危機管理対策室</u>

(2) 様々な避難行動の周知 (在宅避難、縁故避難、分散避難)

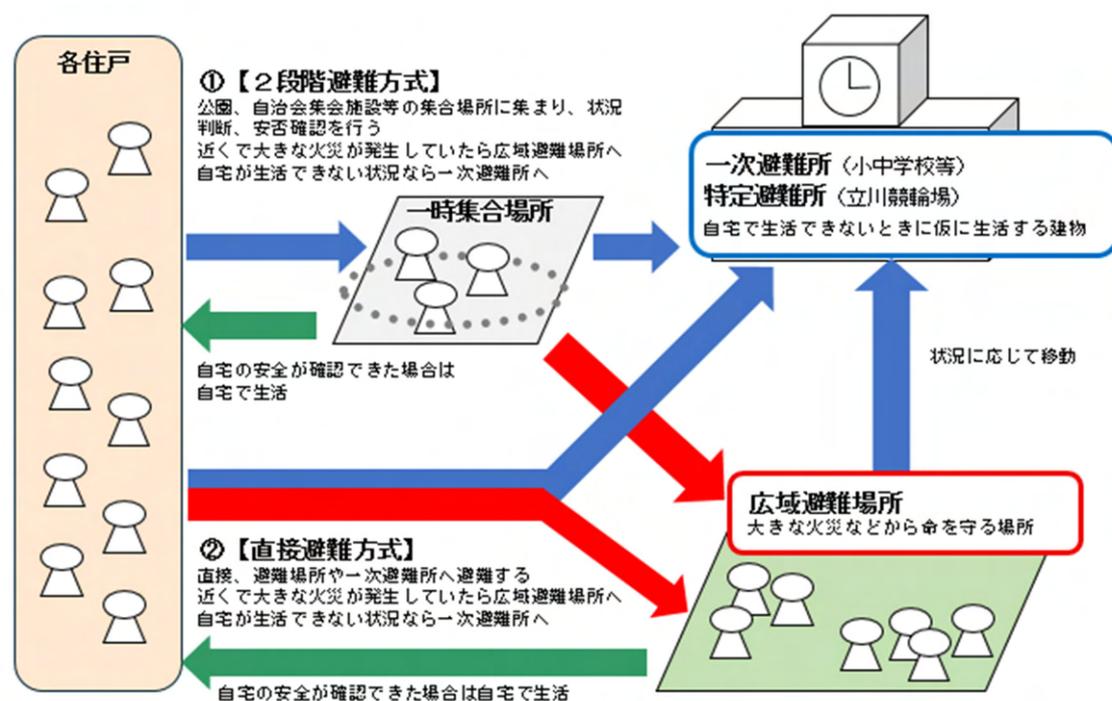
「避難」とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないこと、避難先は小中学校だけではなく、安全な場所にある親戚・知人宅に避難することも避難行動の一つであることについて周知するとともに、避難所以外への避難行動により分散避難が促進され、感染症対策にもつながることをあわせて周知していく。

【取組事項】	所管
避難行動に関する啓発、周知	<u>危機管理対策室</u>

### (3) 避難誘導方法の確立と体制の整備（2段階避難方式）

発災後における地域住民の避難誘導は、原則、近隣の公園や自治会集会施設等に一時集合し、地域の安否確認を行った上で、必要に応じ適切な避難場所等へ地域毎に一定のまとまりをもって避難することを基本とし、ルールづくりとその周知を図る。

集合場所の指定にあたっては、既存の指定避難所の配置状況を踏まえて、市民防災組織や自治会、地域住民などで協議しながら集合しやすい場所を選定する。



避難イメージ図

災害時における避難誘導を的確に実施するため、市民防災組織や自治会、地域住民などにより避難誘導體制づくりを進めるとともに、リーダーの育成に取り組む。

こうした取組を進めるため、市が作成した避難活動ガイドライン集を活用し、2段階避難方式について、出前講座や避難行動要支援者支援説明会等で周知を行う。

【取組事項】	所管
避難方式の周知	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部

### (4) 避難誘導標識の整備

防災マップや防災訓練などを通じて指定緊急避難場所、指定避難所の周知を図る。

避難誘導標識の設置にあたっては、誰にでもわかりやすい位置への設置や、絵文字（ピクトグラム）の活用などを工夫するとともに、近隣自治体や民間事業者との連携を図る。

【取組事項】	所管
防災マップの作成・配付	<u>危機管理対策室</u>
避難誘導標識の整備	<u>危機管理対策室</u>

## 第4項 食料・日用品・飲料水等の確保

### 【現状と課題】

災害時の食料、飲料水の確保は自助・共助を基本とし、市民・事業所は、災害時に備えて、日頃から食料、飲料水等を確保しておくとともに、行政は、自助・共助で対応できない市民の応急生活を支援するため、一定の食料、飲料水を確保することを基本とする。

令和4（2022）年に東京都が公表した被害想定では、市内の最大避難者数は立川断層帯での地震（M7.4）冬18時風速8m/sの状況で50,191人<sup>※</sup>（避難所避難者33,460人<sup>※</sup>、避難所外避難者16,730人<sup>※</sup>）に上る。市民の備蓄量の目安については、これまで3日以上と推奨してきたが、物流の断絶等を考慮すると発災後に市民全体が必要とする食料や物資を入手することは困難なため、7日分への強化が必要である。

市は、一次避難所の避難者用に食料や日用品の備蓄、救助用資器材の配備を行っている。また、災害時に食料、日用品、輸送車両の確保等を目的に、民間事業者等と災害時支援協定を締結し、流通備蓄品を確保しているが、東日本大震災時は、市内小売店から食料品やガソリンなどの燃料等が不足し混乱したため、協定内容の実効性確保を進めることが必要となる。

食料や日用品、救助用資器材の有効活用を図るには、備蓄品の過不足や各避難所のニーズを適切に把握・共有し、効果的に物資等の配備を調整できるようにする必要がある。このため、防災倉庫の保管効率を高めるため、備蓄品目の機能や効果におけるあり方を検討し、備蓄品の充実を図る。また、復旧時には、全国から支援物資が搬送されてくることから、これらの受入・輸送体制の整備が重要となる。

一方、現在、30 か所の一次避難所に防災備蓄倉庫を設置しているものの、そのうち10 か所については校舎内の空き教室等を利用して設置しており、避難所によっては2階以上の階層もある。災害時に救助用資器材などを適切に利用できるようにするため、校舎外への設置を進める必要がある。

また、飲料水については、浄水所等から供給されているが、東京都では耐震性の向上を図るため耐震継手管への敷設替えや、浄水所等の耐震補強工事、送配水管のネットワーク化等の事業を進めている。しかし、大地震の発生により配水管等に被害が生じ、市内に断水地域が発生することが予想される。

災害時の応急給水については、一次避難所にある給水タンク と 備蓄品、市内 4か所の給水拠点（柴崎給水所、立川栄町浄水所、立川砂川給水所、市立松中公園内応急給水 槽）に

より行うほか、一次避難所に設置されている応急給水栓や消火栓の活用を図る。一次避難所の給水タンクについては、飲料用水道の直結化により、給水タンク（20t）の水の循環が困難になっていることから、大規模改修を行った一次避難所については、給水タンクを廃止または縮小し、ペットボトルでの備蓄に切り替えている。

このほか生活用水としては、農業者を含めた民間が所有する井戸水の提供について協定を締結し、44 か所の農業用井戸（全て飲用不可）を確保している。また、子ども未来センターの災害対策用井戸も活用することができる。状況によっては、市内 4か所の給水拠点施設（立川砂川給水所等）の使用も想定 する。

また、令和6（2024）年4月に策定した「立川市受援計画」の中で外部からの物的応援を受け入れる市内の体制について整理しているが、災害時の円滑な運用に向けた市内調整等を進める必要がある。

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値と一致しない。

## 【施策の方向性と事業計画】

### （1）食料・日用品等の確保

自らの生命は自ら守ることを基本的な考え方として、災害対策基本法にも記載があり、市民は日ごろから各家庭で、災害時の食料・身の回り品について備蓄を強く進める。1人概ね7日分の備蓄を確保する。また、食料の備蓄と同様に簡易トイレや携帯トイレの備蓄も重要である。さらに、夏季発災時における熱中症対策や冬季発災時における防寒対策など、あらゆる季節を想定した備蓄品を考えておく必要がある。

市民防災組織等は、共助の取組として食料等の共同備蓄に取り組む。

事業所は、大規模災害発生時に従業員や来客が帰宅困難な場合に備え、3日分の食料、飲料水、その他災害時に必要な物資を備蓄するように努める。

市は、家庭における非常持ち出し品、備蓄品のあり方や確保方法など、市民や事業所等に推奨する取組を広報や防災ハンドブックで周知を図る。また、災害時において、食料等の確保が困難な市民等に備え、以下のように必要量を確保する取組を進める。

- ① 公的備蓄としては、被害想定に基づき 33,460 人の食料について現行方式に加え、学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場や給食事業者等と連携し、食料の備蓄を進める。
- ② 流通在庫備蓄品について、民間事業者等と協定書の内容を確認し、実効性のある取組ができるよう体制の整備を図る。
- ③ ①②の取組を通じて3日目まで対応し、4日目以降については国や東京都などの広域支援により確保する。
- ④ 身の回り品については、持ち出せなかった場合や避難者が共通に使用するものなどに対応するため、必要な備蓄に取り組む。

⑤ 備蓄品の内容を見直し、要配慮者用の備蓄やアレルギーに対応した備蓄品等の種類の増加や質の向上を図る。

市民が日常服用している薬や使用している医療資器材等については、個人レベルの対応を原則とする。このため、お薬手帳を所持するよう周知を図る。

市は、避難所での生活がより良く過ごせるよう、災害用トイレ、間仕切りなどの備蓄品を確保する。

その一環として、流通事業者や資材レンタル事業者などと協定書を締結し、訓練参加等によりその実効性を確認する。

要配慮者などが地域住民等によって早期に救出活動されたことで多くの人命が救われた実践例もあることから、地域への救助用資器材の配備を推進する。

また、各家庭でも軽微な資器材について常備に努め、一方、行政は関係機関の協力を得て、市民等が手軽に利用できる救助用資器材の広報を行う。

瞬時に備蓄の実態が把握でき、迅速に配分できるシステムづくりを進めるとともに、ボランティアの活用を含めた保管・管理体制のあり方を確立する。

【取組事項】	所管
市民、事業所等に推奨する備蓄の取組の周知	<u>危機管理対策室</u>
備蓄品の種類や必要量の確保	<u>危機管理対策室</u>
市民へのお薬手帳所持の周知	<u>保健医療部</u>
事業所等との連携・協定締結、実効性の確認	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
救助用資器材の備蓄推進・普及・啓発	<u>危機管理対策室</u>
備蓄管理システムの構築	<u>行政管理部</u> ・ <u>危機管理対策室</u>

## (2) 飲料水等の確保

災害時における飲料水等の確保に関しても、発災後7日間は、市民が自ら飲料水を確保することを基本とし、市民は一人一日3リットル・概ね7日分の飲料水の確保に努める。

事業所は、大規模災害発生時に従業員が帰宅困難な場合に備え、3日分の飲料水を備蓄するよう努める。

市は、家庭や事業所における飲料水備蓄のあり方や確保方法など、市民や事業所等に推奨する取組を広報や防災ハンドブックで周知を図る。

災害時には、市内における断水情報の迅速な収集、東京都と連携した発災後2日目からの応急給水が行えるよう、応急給水マニュアルに基づき、人員や車両、資器材の整備を行う。また、防災訓練などを通じて、応急給水マニュアルの検証を行う。

飲料水として給水タンク等により約937t（約31万人分）を確保する。

このほか、災害対策用井戸、各学校のプールに各200～300t、防火水槽各20t～数百t等により生活用水を確保する。

なお、これらの活用は近隣の火災状況等を踏まえて活用を図るものとする。

保有水量（計画）	
避難所 29 <u>か所</u> の給水タンク	535.3 t
避難所のペットボトル備蓄	84 t
避難所以外 <u>4か所</u> の給水タンク	215 t
避難所以外のペットボトル備蓄	103 t
	計 937.3 t

（一人3リットルとして約31万人分）

東京都と災害時における応急給水の円滑化を図るため水道連絡会等を通じ一層の連携の強化を図る。老朽化している避難所の給水タンクについて、必要な容量を検証した上で、計画的な更新を進める。

農業用井戸や民間で所有する井戸については、生活用水としての災害時利用に関する協定を結んでおり、井戸水汲み上げ用の非常用発電機を設置している井戸（17 か所）もあることから、災害時の活用について具体化を図る。

【取組事項】	所管
家庭、事業所での飲料水の確保の広報	<u>危機管理対策室</u>
応急給水マニュアルに基づく訓練・検証	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u>
応急給水体制、資器材の整備	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u>
飲料水、生活水の確保	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u>
東京都との連携の強化	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u>
避難所給水タンクの再配備	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>教育部</u>
農業用等井戸の災害時の活用の具体化	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>

### （3）防災備蓄倉庫の再配置

一次避難所の防災備蓄倉庫については、災害時の利用効率、安全性等を考慮して、屋外等への設置を進めていく。現在も校舎内に設置している10 か所については、学校の改修等にあわせて屋外等への再配置を実施していく。

一次避難所から一定以上の距離があり、かつ規模も一定以上の公園や公共施設等に、地域型防災備蓄倉庫を配備し、救助用資器材などの地域配備に取り組む。市全域で計10 か所を既に整備済みである。管理方法は、共同備蓄品を含め、市と地域が協働で行うしくみづくりを進める。

【取組事項】	所管
一次避難所の防災備蓄倉庫の屋外等への再配置	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>教育部</u>
地域型防災備蓄倉庫の配備	<u>危機管理対策室</u>
地域型防災備蓄倉庫の管理のしくみづくり	<u>危機管理対策室</u>

#### (4) 東京都多摩広域防災倉庫

平成29(2017)年6月から、東京都多摩広域防災倉庫(緑町3256番地の5)の一部活用が開始された。この倉庫は、東京都が旧立川政府倉庫を取得・整備したもので、立川市も一部の倉庫を使用できることから、災害対策用物資の備蓄倉庫として活用していく。

なお、東京都は、平時においては防災訓練や普及啓発活動等の実施場所として、発災時には全国からの支援物資の集約、輸送作業を行うなどの配送拠点、関係機関等の全国からの応援部隊の参集スペース等として活用する。

【取組事項】	所管
東京都多摩広域防災倉庫の活用	<u>危機管理対策室</u>

#### (5) 物資の受入・輸送体制の整備

国や東京都、さらには全国から寄せられた支援物資は、物資集配拠点で受入と仕分けを行い、各避難所等へ輸送されることから、物資の受入から輸送に至る手順等を示したマニュアルを作成する。国の手引き、東京都のガイドラインを参考に、民間の物流事業者等の施設・設備・ノウハウを効果的に活用し、物資集配拠点の開設・運営を行う。あわせて、輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

また、避難所で必要とされる物資は刻々と変化するため、国の手引き、東京都のガイドライン等を参考にタイムラインに沿った調達品目について検討する。

【取組事項】	所管
<u>民間事業者等を活用した災害時物資集配拠点の開設・運営</u>	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>文化スポーツ部</u>
タイムラインに沿った調達品目の検討	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>

#### (6) 受援体制の確保

令和6(2024)年4月に策定した「立川市受援計画」の中で、外部からの物的応援を受け入れる庁内の体制について整理している。災害時に円滑に運用するために、全庁的な研修等の実施により、実行性のある受援体制を構築する。

また、「東京都災害時受援応援計画」(令和5(2023)年11月改定)に基づき、東京都と連携し、防災人材育成や受援応援体制の整備など平時の取組促進を図る。

【取組事項】	所管
物的応援の受援体制確保のための研修等の実施	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部

## 第5項 帰宅困難者の安全確保

### 【現状と課題】

東日本大震災時は、市内の最大震度は4で建物倒壊などの大きな被害は発生しなかったものの、交通機関が運行停止したことにより多くの帰宅困難者が発生した。そのため市は、立川駅周辺の公共施設等を、順次、一時滞在施設として開設し、2,600人の帰宅困難者を受け入れたが、実際にはその数倍の帰宅困難者が発生していたと推定される。また、東京都の被害想定では、立川駅周辺で、所属場所（職場・学校）以外で被災して身近に留まる場所を持たない人（屋外滞留者）が11,450人発生すると予想されている。買い物や通勤・通学等で訪れた人々が、発災時に、一斉に帰宅行動を取った場合、立川駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、しかも、鉄道施設からの避難者と重なった場合には、さらに混乱が大きくなり、多くのけが人等が発生するとともに、応急対策活動の妨げとなることが見込まれる。

市、消防、警察、関係機関等が初動体制を確立するまでには相当の時間を要し、避難者を的確に安全な場所に誘導することは困難と考えられる。

こうした駅周辺に滞留する人々を、安全な場所に避難誘導するための、情報伝達や避難誘導、避難後の飲料水等の供給などのしくみづくりを進めることや災害時の安否を確認できるシステムづくりに取り組むため平成23（2011）年度に立川駅前滞留者対策推進協議会を設置し、平成25（2013）年に対応計画を策定（令和2（2020）年3月に修正）し、訓練を行うなど対策を進めている。

東日本大震災の教訓から安全かつ迅速な避難誘導のため立川駅南北デッキ上に、防災カメラを平成26（2014）年度に設置した。

東京都帰宅困難者対策条例（平成25（2013）年4月1日施行）により、事業所は、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めるとともに、従業員の3日分の食料、飲料水、その他災害時における必要な物資を備蓄するように努めなければならないとされ、従業員を安全な避難場所に誘導するほか、家族を含めた安否確認等の体制を整備する取組も求められる。

混乱収拾後（安全確保後）に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、東京都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定するとともに、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の事業所と協定を締結し、水道水やトイレの提供、情報の伝達等を行うこととしている。また、日本赤十字社東京都支部では、五日市街道の沿道に赤十字エイドステーションを開設することになっている。

これらの情報を、帰宅する人々に提供し、関係機関等との連携を図るためのしくみづくりを進める必要がある。

## 【施策の方向性と事業計画】

### (1) 立川駅周辺に滞留する帰宅困難者の対策

駅周辺の帰宅困難者への情報伝達、避難誘導等のしくみづくりを進めるため、平成23(2011)年6月に鉄道事業者や駅周辺の事業所と連携した立川駅前滞留者対策推進協議会を設置した。その後、2年間の協議を経て決定した対策について、事業所等へ周知を図るとともに一斉帰宅の抑制について従業員への周知を図る。

協議会では、利用客への避難方向指示・情報伝達、スピーカーや誘導サインなどを活用した帰宅困難者への情報伝達、一時滞在施設等への避難誘導體制の構築、食料・飲料水等の提供など帰宅困難者への支援体制を構築する。

そのために、曙一丁目公園及び女性総合センターに避難誘導用資器材を、子ども未来センター、立川競輪場、学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場、女性総合センター及び東京都多摩広域防災倉庫に帰宅困難者用食料を備蓄する。

鉄道等交通関連事業者からの被害情報や運休・復旧状況に関する情報を、立川駅周辺に設置されている大型ビジョンや駅前文字表示盤、ジェイコム東京やFMたちかわを活用するなど速やかに提供できる体制づくりを進めるとともに、避難者の安心のため、情報取得ができるよう、Wi-Fi環境を整備する。

停電時においても、帰宅困難者を一時滞在施設等へ適切に誘導できるよう災害時無停電照明装置(LED)を令和2(2020)年度に導入した。

帰宅困難者の一時滞在施設として、立川駅周辺の公共施設等を指定しているが、「原則、3日間の受入」との要件から、民間の指定施設の不足も予測されるため、「一晩の受入」を想定した「一晩滞在施設」の指定を含め、協定締結を図る。また、施設の利用者の安全を確保するため、利用者保護の計画を策定する。

上記の取組を推進するとともに、駅前対策推進協議会による帰宅困難者対策訓練や情報伝達訓練を実施していく。

なお、東京都は令和6(2024)年度末から、発災時の東京都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者オペレーションシステム(キタコンDX)」を運用開始した。東京都と連携し、帰宅困難者にとって必要な情報が提供するとともに、円滑に一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。

さらに、帰宅困難者への対応として、現地本部、臨時案内所の設置・運営方法や一時滞在施設等の開設・運営に関するマニュアルを作成している。

立川駅南口東京都・立川市合同施設内「コトリンク」は、駅南口の好立地であることから、臨時案内所等を設置・運営するなど活用を図る。

【取組事項】	所管
立川駅前滞留者対策推進協議会の充実	<u>危機管理対策室</u>
一斉帰宅の抑制	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
支援体制の整備	<u>危機管理対策室</u>
情報提供方法の確立	<u>危機管理対策室</u>
災害時無停電照明装置（LED）の導入	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>都市整備部</u>
一時滞在施設等の確保	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
民間施設利用者の保護	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
帰宅困難者用食料の備蓄	<u>危機管理対策室</u>
帰宅困難者対策訓練の実施	<u>危機管理対策室</u>
帰宅困難者対策マニュアルの作成	<u>危機管理対策室</u>

### （2）事業所・学校等が行う従業員等の安全確保

事業所や学校等は、従業員等の一時滞りに備え、必要な備蓄品を確保し、安全に帰宅できることが確認されるまでは、事業所や学校に従業員や生徒を留めるよう協力要請していく。また、火災が発生した場合は安全確保した上で初期消火を実施する必要があることから、訓練の実施を働きかける。

小中学校においては、児童・生徒の安全を確保するため、災害時には、周囲の安全が確認できるまでの間は学校に留め置き保護する。

【取組事項】	所管
事業所等の安全確保協力要請	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
学校における児童・生徒等の安全確保	各小中学校

### （3）帰宅困難者の安否確認

災害時に有効な通信手段（災害用伝言ダイヤルなど）について市民へ周知する。

発災後、市民や帰宅困難者の安否確認に役立てるため、一時滞在施設等への臨時公衆電話の設置について、関係機関と調整する。

さらに災害時における情報収集及び発信体制を検討し、整備していく。

【取組事項】	所管
通信手段の周知	<u>危機管理対策室</u>
臨時公衆電話の設置について調整	<u>危機管理対策室</u>
災害時における情報収集のための体制整備	<u>危機管理対策室</u>

#### (4) 徒歩帰宅者への支援

防災行政無線、防災情報メール、携帯電話会社の緊急速報メールなどを活用し、情報を提供する。

ジェイコム東京、FMたちかわを活用した情報提供のしくみづくりを進める。

災害時に、都心などから帰宅するため市内を通過する帰宅困難者に対し、休息や水分補給など支援ができるように立川市赤十字奉仕団がエイドステーションを設置する。

赤十字エイドステーションやガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の帰宅支援ステーションについて市民に周知する。

事業所と協力して、10～15 km圏の帰宅支援マップを作成するとともに、発災時の配布方法等について、事業所等と連携する。

上記の取組を進めるとともに、長期間にわたり帰宅が困難な場合における、帰宅困難者の搬送手段を検討していく。

【取組事項】	所管
<u>エイドステーションの設置</u>	<u>危機管理対策室・福祉部</u>
エイドステーション等の広報	<u>危機管理対策室・福祉部</u>
<u>帰宅支援マップの作成、配布</u>	<u>危機管理対策室・産業まちづくり部</u>
情報提供方法の確立	<u>市長公室・危機管理対策室</u>
帰宅困難者の搬送手段の検討	<u>危機管理対策室</u>

## 第4節 危機管理体制の整備

市民の生命財産を守るとともに、安定した市民生活を取り戻すため、これまでに掲げた様々な取組に加え、行政には災害発生直後から復旧・復興期にかけて多くの課題に迅速かつ的確に対応する危機管理体制の整備が求められる。

災害が発生した場合、速やかに情報を収集、分析し、的確な対応を図る初動体制の整備や市民等に情報提供を行うしくみづくりを進める。

また、同時多発する災害に備え、消防力の強化や消防水利の確保に取り組むとともに、迅速な救護活動ができる体制を整備する。

一方、被災後の復旧・復興活動を円滑に実施するとともに、保健衛生の面から大量に発生するごみや災害廃棄物、し尿の処理体制を築き、また、不測の事態により死者が発生した場合の対応を図る。

市民・地域、行政は、自助・共助・公助の原則に基づき防災・減災の諸活動を行うが、関係機関と連携した取組を展開することで、その活動はより一層有効に機能することから、消防・警察等との連携をさらに強化するとともに、周辺自治体等や民間事業所との応援体制の整備を進める。

この他、地震、風水害の対策に加え、鉄道事故やテロ、異常気象などの対応に取り組む。

### 第1項 初動体制の整備と情報提供のしくみづくり

#### 【現状と課題】

災害時の初動対応は多くの混乱が予想されるが、発災後速やかに初動体制を整えられるか否かで、その後の取組が大きく左右されるといわれている。東日本大震災では、被災自治体に対して多くの安否情報の照会がなされたが、回答に際して個人情報保護条例等による制限がかかる場合や、被災自治体による安否情報の収集に関しても同条例等による制限により必要な情報が円滑に入手できない場合等があった。被災者台帳の整備や住家被害調査の実施が遅れた結果、被災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じたこともあり、漏れのない迅速かつ確実な被災者支援に課題が残っている。このような状況に対して市が適切に対応するには、職員一人ひとりの危機意識と対応能力の向上を図るとともに、組織的な体制の強化に取り組む必要がある。

また、熊本地震では、災害応急対策にかかる指揮統制を担うべき部門や職員が、発災直後から報道機関や関係団体、住民等からの問い合わせや来訪者等の対応に追われ、指揮統制機能の停滞を招いた点が指摘されており、明確な役割分担の重要性が改めて示された。

市域で震度4以上の地震が発生した場合には、危機管理体制として防災課、危機管理課、東京都三多摩地区消防団連絡協議会担当課、コンプライアンス推進課、いじめ監察課の全職員、都市整備部、環境資源循環部、福祉部、施設管理者、広報プロモーション課のあらかじめ指定した職員などが参集し、危機管理対策室を設置し、情報収集や警戒活動及び警備、被害の応急措置を実施する。

震度5強以上の地震が発生した場合には、初動体制として全職員が自主的に参集し、災害対策本部を設置し、震災配備体制に移行するまでの災害対応を実施する。

発災後72時間以降は、震災配備体制として二次被害の防止や本格的な応急活動を実施し、通常業務の再開にむけて復旧・復興を図る。

平成30(2018)年7月豪雨では、大雨特別警報が11府県に発表される記録的な大雨により、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生し、死者・行方不明者が200人を超え、昭和58(1983)年8月豪雨の死者数(11人)を超える大惨事となった。この未曾有の豪雨災害を教訓とし避難対策の強化を検討するため、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された平成30(2018)年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループでは、目指す社会として、「住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する」必要性が示された。これを踏まえ、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る。」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導の避難対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることとされた。令和元(2019)年東日本台風では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142か所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。立川市においても、避難所を25か所開設するなど災害対応を実施したが、避難所を開設するための職員体制は非常に厳しいものであり、風水害時における職員体制及び早期避難所開設について検討を行った。

こうした基準や検討結果に基づく職員の配備体制を定期的に点検し、職員自らが認識するために、防災訓練や図上訓練を実施するとともに、職員との連絡方法等について、日ごろから確認するなど、危機管理体制の確立に取り組む必要がある。

災害が発生した場合、速やかに情報を収集し、市民に的確な情報を提供することにより、市民も行政も迅速な行動を起こすことが可能となり、被害の軽減につながる。

緊急時の情報は、テレビ・ラジオ等のほか、東京都との防災行政無線電話やFAX、東京都災害情報システム(DIS)、防災関係機関のホームページ、民間の気象情報提供機関等あらゆる手段により収集する。また、市内の被災状況については、参集職員から直接、被害情報を聴取するほか、避難所や各機関から防災行政無線や電話等で情報を収集することになっているが、錯綜する情報をどのように整理・活用するかなどをあらかじめ定める必要がある。令和2(2020)年度には、気象庁が発表する気象情報を見守りメール、Xで自動配信するしくみを構築し、令和4(2022)年度にはこのしくみにLINEを追加した。

このほか、被害状況を詳細に把握するための調査体制の整備や、各機関との連絡調整のための伝令体制の整備などが課題となっている。

また、被災者の支援に関しては、東日本大震災の教訓を受け改正された災害対策基本法により、以下の対応が記載されている。

- ① 都道府県知事または市町村長は、照会に応じて被災者の安否情報を回答でき、それに必要な限度において被災者の情報を目的外利用し、または他の地方公共団体に対し必要な情報の提供を求めることができることとする。
- ② り災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務とするとともに、住家被害調査に従事する職員の育成等、り災証明書発行業務の実施体制の確保に平常時から努めることを市町村長の義務とする。
- ③ 被災者の情報を一元整理した被災者台帳の作成に必要な限度において、被災者の情報を目的外利用し、または他の地方公共団体に対し必要な情報の提供を求めることができることとする。

これらのことから、災害発生後、被災者~~にかか~~る各種情報を集約・整理し、漏れのない迅速かつ確実な被災者支援を図っていくために、被災者生活再建支援システムを導入したことに加え、立川消防署と「災害時におけるり災証明書発行に関する協定」を締結した。また、~~あ~~わせて、安否情報の提供、り災証明書の交付、被災者台帳の作成等の事務を迅速かつ確実に実施できる体制を構築する必要があり今後、研修等を通じて、職員の危機管理意識の向上と人材育成等を継続していく必要がある。

市民への情報提供については、市内 82 ~~か所~~に設置している防災行政無線で放送するほか、市広報車による巡回、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）での配信などで行う。また、状況に応じて臨時広報を発行する。

一方、高齢者や障害者などの要配慮者、外国人への情報提供のあり方についても対応が求められている。

なお、市民等への情報提供については、報道機関に適宜、適切な情報を提供するなど、マスコミを通じた取組も欠かせない。記者会見の設定やプレス資料の作成方法は、災害時広報マニュアルにより実施する。

## 【施策の方向性と事業計画】

### （1）災害対策本部の設置・運営

震度5強以上の地震の場合、災害対策本部を設置する。

震度5強以上の地震の場合、全職員は自主的に参集する。

災害対策本部員は市長応接室（災害対策本部室）に、本部連絡員は204会議室に参集する。

災害対策本部が十分な機能を果たすため、非常発電装置が緊急時に稼動するように定期的に点検する。

災害対策本部員、本部連絡員が詰める場合に備え、食料や飲料水、日用品などの確保を進める。

災害対策本部の設置・運営については、災害対策本部設置・運営マニュアルにより実施する。

【取組事項】	所管
災害対策本部設置のための体制の整備	<u>危機管理対策室</u>

## (2) 初動体制の確立

大地震発生直後から数日間（発災～72時間程度）の①情報収集 ②救援・救助 ③消火活動 ④医療救護 ⑤避難・誘導の対応を中心とした初動体制は、災害時初動対応マニュアルにより実施する。マニュアルは、訓練等により習熟を図り、必要に応じて見直しを行う。

また、災害時における業務の執行体制や、対応手順、業務継続に必要な資源の確保等を定め、適切に業務を執行するために、平成23（2011）年度に「業務継続計画」＜地震編＞を策定し、平成29（2017）年12月に改訂（令和4（2022）年5月修正）した。今後、適宜計画の見直しを行うとともに、各課は、その対応マニュアルを整備する。

職員への連絡通信方法については、平成23（2011）年度に導入した職員参集システムを活用する。

初動時の活動を円滑に行うため、様々な事象を想定した図上訓練に取り組む。その一環として、災害対策本部員・本部指揮所班員等を対象とした参集訓練を検討・実施する。また、風水害については、中央防災会議、東京都防災会議等の検討内容、防災基本計画、東京都地域防災計画修正等の動向を注視しながら災害時初動対応マニュアル等に反映していく。

【取組事項】	所管
災害時初動対応マニュアルの見直し	<u>行政管理部・危機管理対策室</u>
業務継続計画の見直し	<u>危機管理対策室</u>
業務継続計画に基づく各マニュアルの見直し	全ての部
職員の連絡通信方法の確立	<u>危機管理対策室</u>
初動体制確立のための各種図上訓練の実施	<u>危機管理対策室</u>

### (3) 情報収集・伝達体制の整備

情報収集・伝達体制については、情報収集・伝達マニュアルにより実施する。マニュアルは、訓練等により習熟を図り、必要に応じて見直しを行う。

災害時に災害関連情報を関係機関と迅速に共有し、予防・応急活動を展開していくことが重要である。発災時に確実に機能する通信手段を確保するため、災害に強い情報伝達手段の活用や手段の多角化など情報通信体制の強化を図っていく必要がある。災害時の通信手段として、災害時優先電話や防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク（東京都からスターリンクが配置されている）、職員参集システム等を使用する。

防災行政無線は、市と警察署、消防署などの防災関係機関やライフライン関連企業等との情報共有化等に使用する。

避難所となる小中学校には、非常用公衆電話を備えるため、あらかじめ有線工事をし、対応を図る。

これらの通信機器を活用して、発災時の状況や被害情報などを適宜情報収集・情報提供するしくみづくりを進める。防災行政無線については、子局の新設、改修等により難聴地域の解消に取り組んでいる。また、情報発信機能の一元化について検討していく。

また、被災現地の情報を収集するために、通信が途絶している地域を含め職員を派遣する体制や情報通信手段を整備するとともに、消防団や市民防災組織などとの連携構築や、市民が避難時に把握した被害情報を、携帯メール、画像・動画メールなどを活用して収集するしくみづくりを進める。

これらを防災訓練等で情報収集・伝達方法に関する訓練として実施し、操作方法等を検証する。

その他、市民が自主的に情報を入手できるよう、NTT東日本等の災害時伝言ダイヤルなどを活用した安否確認方法等を周知する。

【取組事項】	所管
情報収集・伝達マニュアルに基づく訓練の実施・マニュアル見直し	<u>市長公室・危機管理対策室</u>
非常用公衆電話の配備	<u>危機管理対策室</u> ・教育部・ <u>産業まちづくり部</u>
<u>衛星通信機器の管理・使用訓練の実施</u>	<u>危機管理対策室</u>
情報収集・伝達方法に関するしくみづくり	<u>市長公室・危機管理対策室</u>
被災現地の情報収集のしくみづくり	<u>危機管理対策室</u>
安否確認方法の周知	<u>危機管理対策室</u>

① 通信インフラの被害予測

東京都立川市で震度5強以上の大地震が発生した場合、通信インフラは以下のような損傷を受ける可能性がある。

ア 固定電話：

損傷：電話回線の断絶や局舎の損傷による影響。

時間：数時間から数日間利用できなくなる可能性あり。

イ 携帯電話：

損傷：基地局の破損や通信回線の混雑、電力供給の停止。

時間：数時間から数日間、特に通信が集中する時間帯で利用困難になることあり。

ウ インターネット：

損傷：光ファイバーの切断や通信機器の故障。

時間：数時間から数日、復旧には時間がかかる可能性あり。

エ 電力供給：

損傷：停電により通信機器が機能しなくなる場合。

時間：停電の復旧状況に依存し、数時間から数日間影響を受ける可能性あり。

② 予想される状況

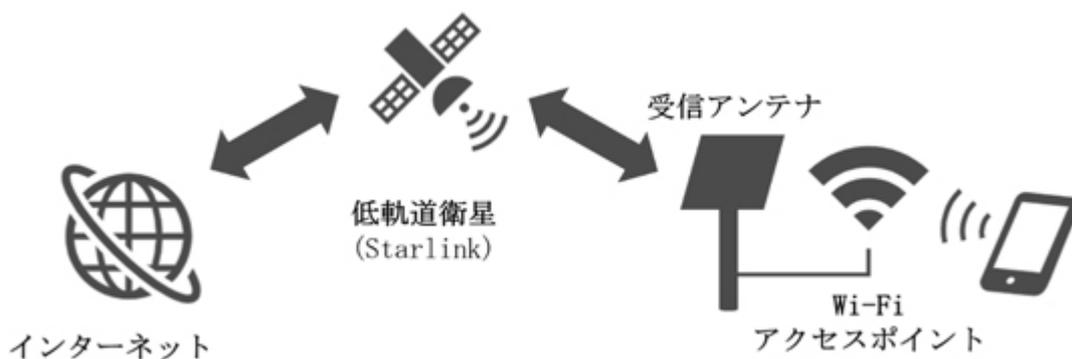
初期段階：地震直後は通信が集中し、特に携帯電話の利用が困難になることが予想される。これにより、安否確認や緊急連絡が難しくなる可能性がある。

中期段階：数時間後、固定電話や公衆電話が利用できる場合はあるが、インターネットや携帯電話の復旧には時間がかかる可能性がある。

長期的な影響：通信インフラの修復が進むまで、数日間は不安定な状況が続く可能性がある。

地域衛星通信：東京都のスターリンクのイメージ

令和5（2023）年に山間部や伊豆諸島運行の大型客船における衛星通信サービスの実証実験を実施した。その際の知見は令和6年能登半島地震において生かされた。



出典：東京都報道発表「山間部における衛星通信サービス実証試験開始について（令和5（2023）年9月15日）」

#### (4) 被災者生活再建支援業務にかかわる体制構築

立川市では、震災発生後、被災者にかかると各種情報を集約・整理し、漏れのない迅速かつ確実な被災者支援を図るため、被災者生活再建支援システムを平成30(2018)年4月に導入した。

り災証明書の発行、各種給付や減免等の管理を迅速かつ的確に行えるよう、被災者生活再建支援システム等を活用し、「人」「建物」「被害」の情報を集約した被災者台帳を震災後速やかに作成する体制を構築する必要がある。

そのため、家屋の被害状況の調査、被災者台帳の作成や安否情報の収集方法、り災証明書の発行等に関するマニュアルを活用するとともに、職員向けにシステムを使用したりり災証明書の発行訓練等により人材育成を行う。り災証明書の発行については、消防署と事前協議等を行い、発行にかかると連携体制を確立する。

【取組事項】	所管
り災証明書発行、住家被害認定調査にかかるとマニュアル策定	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>保健医療部</u> ・ <u>市民部</u>
訓練の拡充による意識の向上と人材育成	行政管理部・ <u>危機管理対策室</u> ・ <u>福祉部</u> ・ <u>市民部</u>

#### (5) 広報体制の整備

市民への広報やマスコミ対応については、「災害時広報マニュアル」・「災害時マスコミ対応マニュアル」により実施する。マニュアルは、訓練等により習熟を図り、必要に応じて見直しを行う。

防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルネットワークサービス(SNS)、ジェイコム東京、FMたちかわ等を活用する。

要配慮者は、災害情報を入手することが困難なことから、障害の特性に応じ、コミュニケーション支援ボードや目で聴くテレビなどの支援ツールを普及啓発し、利用促進を図る。また、外国人への情報提供にあたり、外国語表記による情報提供を検討していく。

【取組事項】	所管
「災害時広報マニュアル」・「災害時マスコミ対応マニュアル」に基づく訓練の実施・マニュアルの見直し	<u>市長公室</u>
要配慮者への情報提供方法の充実	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>子ども家庭部</u> ・ <u>保健医療部</u> ・ <u>福祉部</u>

## 第2項 消防力の強化

### 【現状と課題】

#### (1) 常備消防

昭和23(1948)年の消防組織法の改正に伴い、自治体消防として市が消防事務を行うこととなり、立川市、昭和町、谷保村で立川地区消防組合を設置した。その後、消防力の有機的な活用と財政的課題などから昭和35(1960)年に東京消防庁へ事務委託(消防団事務、消防水利事務を除く。)を開始した。現在、多摩地区25市3町1村が消防事務を委託している。

立川消防署は立川市と国立市を管轄しており、立川市内に立川消防署本署、錦町出張所及び砂川出張所が、また、国立市内に国立出張所及び谷保出張所が配置されている。

また、多摩北部、東部の15消防署を統括する第八消防方面本部及び東京消防庁航空隊多摩航空センターが立川消防署と同じく、立川防災基地に立地している。第八消防方面本部には、地震災害はもとよりあらゆる特殊災害から早期に人命を救助するため、特殊な技能・能力を有する消防救助機動部隊(通称ハイパーレスキュー)が編成されており、高度救助資器材や救助用重機など20台を超える車両が配備されている。

東京消防庁航空隊では、江東航空センターと多摩航空センターで合計8機(大型機・中型機各4機)のヘリコプターを保有している。

#### (2) 消防団

##### ① 消防団の配置と活動範囲、出動回数

現在、市内には10の分団を設置している。各分団は市内全域を分割した分団ごとの活動エリアを設定し、市内全域はもちろんのこと隣接市火災にも出動体制を整備しており、年間の火災出動回数は60回以上に及んでいる。

消防団員は、担当地域に火災が発生した場合に、24時間体制で出動している。消防団で使用する無線として、地域系防災行政無線を使用しており、通信が輻輳<sup>ふくそう</sup>した場合の連絡体制の整備が課題となっている。

令和元(2019)年10月に機能別分団を設置し、震災時における避難所での応急救護活動等を任務として活動している。

##### ② 消防団員の確保

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員に位置付けられている。令和<sup>7</sup>(20<sup>25</sup>)年10月1日現在、基本団員<sup>159人</sup>、機能別分団員<sup>136人</sup>の体制で、ボランティアとして消防活動に従事している。近年、消防団員数は減少傾向にあり、また、令和<sup>7</sup>(20<sup>25</sup>)年4月1日現在、基本団員の平均年齢の上昇(平均年齢42.3歳)、被雇用化(<sup>58.3%</sup>)が進み、基本団員の確保が課題となっている。

なお、平成 29（2017）年度より「立川市学生消防団活動認証制度」を導入している。

### ③ 消防団の訓練・研修の充実

消防団員の消防活動技術の向上を図るため、ポンプ操法訓練や審査会を実施しているほか、立川消防署と連携し、災害現場を想定した「基本活動訓練」や「実践的教育訓練」を行い、技術習得に努めている。

また、消防活動に対する知識向上を図るため、基本団員を対象として団員安全管理教育を実施するとともに、東京都消防訓練所での消防団員研修に派遣している。機能別分団員については、各種救命講習を受講できる環境を整えていく。今後も、こうした訓練や研修の機会を確保し、消防団員の防災活動能力の向上を図る必要がある。

### ④ 消防装備の配備

#### ア 消防自動車等

現在、消防ポンプ車 10 台のほか、消防団本部指揮車 1 台、消防団本部活動車 1 台を備え、機動力の確保に努めている。消防ポンプ車は災害活動を目的としているため、常に使用できるよう適切な維持管理を行う。経年劣化による消防力の低下を防ぐため、購入後 15 年を超過した車両から順次更新していく。

#### イ 消防団詰所の適正管理

消防団の詰所は、市内に 10 か所設置しており、平成 23(2011)年度に、昭和 56(1981)年以前に建築した第一分団、第二分団の耐震改修を行い、その結果全ての詰所は耐震基準を満たすものとなった。

消防団詰所は災害時の活動拠点となる重要な施設であるため、常に使用可能な状態となるよう適切な維持管理を行う。

## (3) 地域消防力

### ① 退職消防団員組織（立川消友会）

退職消防団員の組織として立川消友会が、立川市の防災対策に協力することを主要な目的に立川市消防団の退職団員を構成員として平成 17(2005)年 5 月に結成されている。

特徴として、重機を保有している会員が多数所属していることから、震災時の倒壊家屋からの救助活動等に高度な能力を発揮することが期待される。

これまでの主な活動は、総合防災訓練や地域防災訓練への参加、所有する重機等の資機材を活用した消防救助機動部隊との合同訓練、消防署の研修受講等を行っている。今後、保有する能力を生かした連携が必要である。

### ② 市民消火隊

大きな地震などで火災が同時に多数発生した場合に、初期消火ができるよう地域住民

による市民消火隊が10隊結成されている。市民消火隊は、日頃、地域の防災訓練に参加するほか、自主的に訓練を実施するなど、消火活動能力の向上に努めている。市は、市民消火隊に対して可搬ポンプや作業服などを貸与しているほか、毎年度24,000円の運営補助を行っている。

### ③ 事業所の自衛消防隊

自衛消防隊は、消防法により一定規模を有する事業所において設置が義務付けられており、主な活動は、火災、地震その他災害が発生した場合の情報収集、通報連絡、初期消火、避難誘導、消防隊への情報提供などとなっている。

災害発生時、地域住民や関係組織等と連携した消火活動や救護活動等を行う必要がある。

## 【施策の方向性と事業計画】

### (1) 常備消防の充実

多摩地区25市3町1村で構成する東京都三多摩地区消防運営協議会では、1市1署の設置を要望するなど、常備消防の充実を求めており、引き続き強力に東京都へ要請する。

【取組事項】	所管
常備消防 <u>にかかる</u> 要請	<u>危機管理対策室</u>

### (2) 消防団の充実、強化

#### ① 消防団への連絡体制の整備

災害発生時の消防団員への連絡を迅速かつ的確に行うため、職員参集システム等を活用し、団員の安否確認と参集の可否を把握するとともに、災害情報の伝達を行う。

#### ② 消防団員の確保への課題整理

青年層等を始めとした団員の入団促進等に取り組むとともに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境を整備し、消防団に参加しやすい環境をつくり、団員の確保に努める。

#### ③ 消防団の訓練・研修の充実と処遇の改善

立川消防署及び東京都消防訓練所と連携し、必要な資格の取得など団員の消防活動技術の向上と団員自らの安全を確保するための訓練や研修機会の確保と内容の充実を図る。また、処遇の改善に向けた検討を行う。

#### ④ 消防装備の配備

##### ア 消防自動車等

消防ポンプ車を常に使用できるよう適切な維持管理を行う。経年劣化による消防力の低下を防ぐため、購入後15年を超過した車両から順次更新していく。あわせて資機材の充実を図る。

##### イ 消防団詰所の適正管理

消防団詰所は災害時の活動拠点となる重要な施設であるため、常に使用可能な状態となるよう適切な維持管理を行う。

【取組事項】	所管
連絡手段の整備	<u>危機管理対策室</u>
消防団員の確保	<u>危機管理対策室</u>
訓練や研修の実施・内容の充実と <u>処遇の改善</u>	<u>危機管理対策室</u>
<u>消防装備の配備</u>	<u>危機管理対策室</u>

#### (3) 地域消防力との連携

##### ① 退職消防団員組織（立川消友会）

退職消防団員の組織である立川消友会と災害支援協定を締結しており、立川市総合防災訓練への参加等、震災時に同組織が保有する機能を震災時に円滑に発揮できるよう連携を図る。

##### ② 市民消火隊の結成

現在、市民消火隊の配置は町別の単位では8の町となっていることから、少なくとも泉町・緑町を除く全ての町ごとへの配置を進める。

商店街等における市民消火隊の結成を促進する。

##### ③ 事業所の自衛消防隊

事業所の自衛消防隊は、事業所内の災害対策が完了後、地域と連携し消火活動、救出・救助活動等を実施する。

【取組事項】	所管
退職消防団員組織（立川消友会）との連携	<u>危機管理対策室</u>
市民消火隊の結成	<u>危機管理対策室</u>
商店街等の市民消火隊の結成促進	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>
事業所自衛消防隊の地域への協力	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>産業まちづくり部</u>

### 第3項 消防水利の確保

#### 【現状と課題】

##### (1) 消火栓の整備

消火栓については、配水管の布設替え時にあわせて適切な設置位置を検討し、改善しているほか、配水管の新設時に、既設消火栓位置との調整を図り、必要に応じて新規に設置している。

消火栓を含む消防水利の基準は、防火対象物から120m（一部100m）以内となっており、以下に示すメッシュ単位で、設置状況を把握、管理している。

なお、水道施設を利用した消火栓を震災時にも活用するためには、配水管の耐震化を早急に進める必要がある。

#### [用語の定義]

メッシュ＝250m×250mのグリッド状に市域を分割した1区域で市内は全474メッシュとなる。

充足メッシュ（平常時）＝全ての消防水利から半径120m（100m）でそのメッシュをカバーできる。

充足メッシュ（震災時）＝消火栓を除く水利で必要水量を確保できる。

除外メッシュ＝建物が1軒もないことにより必要性の観点から対象外と見なすメッシュ

当面整備を要しないメッシュ＝現在は、建物が無いが将来的に開発等が見込まれるメッシュ

（例 工場跡地等）

##### (2) 耐震性防火貯水槽（防火水槽）の整備

大規模な地震が発生した場合、同時に多数の火災が発生し、大きく燃え広がる可能性がある。また、地震の影響で消火栓の配管が壊れ、消火栓が使えなくなることが予想されることから、地震時に有効な消防水利として、防火水槽を公共施設用地内に設置している。

##### (3) その他の消防水利

消防水利として、消火栓・防火水槽のほか、各学校のプール、河川、池、井戸等の活用も可能で、玉川上水の各橋付近12か所と多摩川の日野橋・立日橋付近を自然水利として指定している。

## 【施策の方向性と事業計画】

### （１）消火栓の整備

市境の不足地域を含む未充足地域への消火栓の整備を、隣接市や関係機関と調整して進めていくとともに、枠標示の徹底など設置場所の明確化に取り組む。

【取組事項】	所管
消火栓の整備	<a href="#">危機管理対策室</a> ・東京都水道局
消火栓の設置場所の明確化	<a href="#">危機管理対策室</a> ・東京都水道局

### （２）防火水槽の整備

国庫補助制度の活用を図り、市境の不足地域については、隣接市と連携して整備する。

また、新規開発地区については、「宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、防火水槽の設置を事業所へ指導する。

【取組事項】	所管
防火水槽の整備	<a href="#">危機管理対策室</a>
開発に際し事業所への防火水槽設置の指導	<a href="#">危機管理対策室</a>

### （３）河川等自然水利の活用

玉川上水や多摩川からの消防水利の確保を可能とするため、消防ポンプ車の寄り付き、地盤面からの落差、取水部分の水深など基準適合に向けた整備に努める。

【取組事項】	所管
河川等自然水利の確保	<a href="#">危機管理対策室</a>

## 第4項 医療・救護体制の整備

### 【現状と課題】

#### (1) 医療救護体制の整備

##### ① 活動拠点等の位置付け状況

災害発生時の医療救護体制にかかるとは、医療救護対策本部を立川市子育て支援・保健センターに設置し、緊急医療救護所を指定病院前に開設する。次いで避難所救護所を市内中学校（9校）に開設する。災害時における円滑な医療救護活動や災害対策本部との迅速な情報共有への影響が懸念される場合は、医療救護対策本部を市庁舎に設置する。

##### ② 医療救護体制について

東京都では、発災直後から超急性期（災害発生後72時間まで）においては、患者は医療機関に集中するとの想定から、災害拠点病院及び災害拠点連携病院の近接地等に緊急医療救護所を設置し、病院がない地域を中心に、一次避難所に避難所救護所を設置して、トリアージ※や応急処置等を行う体制としている。また、急性期（災害発生後72時間～1週間程度）以降は、一次避難所に加えて二次避難所（福祉避難所）などに避難所救護所を設置するものとしている。

一方、立川市における災害時の医療救護体制については、超急性期に緊急医療救護所を設置し、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会及び柔道整復師会と連携して、医療従事者を派遣する。

災害時の医療救護体制については、市、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会及び柔道整復師会で連携し、継続的に見直しを行う。

##### ③ 医療救護体制の地域的な偏在について

緊急医療救護所の設置場所は、立川駅周辺地域に集中しているため、市の北部（五日市街道沿線）や南部（多摩川沿い）における医療救護体制の地域的な偏在の解消が課題となっている。市は立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会と緊密に連携し、課題の解消について検討する。

#### ※ トリアージ

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

【災害拠点病院等】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院)
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、市地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

【医療救護所等】

指定区分	説明
緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所救護所	市が、避難所内に設置する救護所
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

フェーズ区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

また、東京都においては、初動医療体制の確立にあたり、各種の災害医療コーディネーターを位置付け、これにより、立川市では市の災害医療コーディネーターを任命した。市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるよう、情報伝達をスムーズに行える体制の整備が必要である。なお、災害医療コーディネーターの区分は、以下のとおりである。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	東京都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う、東京都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために東京都が指定するコーディネーター
立川市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

(2) 医薬品・医療資器材の確保と供給

緊急医療救護所で使用する医薬品・医療資器材については、緊急医療救護所設置病院もしくは立川市の備蓄庫に備蓄する。

発災後に医薬品が不足した場合は、市が設置する災害薬事センターから災害薬事コーディネーターが市薬剤師会や薬局等に供給を要請する。不足が解消しない場合には、東京都に都備蓄分の供出を要請する。さらなる不足が生じるときは、卸販売業者に医薬品等を発注する。卸販売業者での調達不可能的場合は、東京都に調達要請をする。

(3) 医療施設の基盤整備

東京都の地域防災計画において、医療機関の耐震性確保及び病床の確保を行うこととなっている。

(4) 救急・救命のための人材育成

大規模な災害の場合、被災現場に救急車両等が到達し、救援・救助・救護活動を展開するのに相当の時間を要する場合もある。地域の市民防災組織や事業所の従業員、行政の職員等が早期に救援等の活動を行うことで、大切な人命を救出することも可能となる。

市は、年2回、市民防災組織を対象とした普通救命講習会を行っている。

消防署の指導により、市民等に自動体外式除細動器（AED）の使用方法や、小中高校生には発達段階にあわせた救命講習を実施している。また、応急手当の普及促進のため、消防団員や災害時支援ボランティアと協働した応急救護訓練を推進している。

立川市赤十字奉仕団では、定期的に団員を対象に応急手当や自動体外式除細動器（AED）の研修を行っている。今後は、市民防災組織や事業所、行政が率先して、人命救助等にあたれる人材の育成に取り組む必要がある。

## 【施策の方向性と事業計画】

### (1) 医療救護体制の整備

災害時に設置する医療救護対策本部については、立川市子育て支援・保健センターに設置することを位置付けているが、災害対策本部との連絡体制への影響等を考慮し、場合によっては市庁舎へ設置することも可能とする。

災害時において限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療提供できるように、医療機関の役割分担の明確化を図る。

大地震等の災害が発生し、多数の傷病者が発生したときは、市内医療関係者の協力のもと被災者の迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、災害拠点病院・災害拠点連携病院さらには災害医療支援病院と連携した緊急医療救護所、避難所救護所の設置体制の構築を進める。また、各医療救護所から負傷者を搬送できるよう、搬送体制の構築を図る。

発災後72時間以内の医療・救護体制の円滑化を図るため、フェーズ区分に応じた初動医療救護マニュアルの見直しを随時行う。また、その後の被災者等の健康管理については、こころのケア等を考慮し被災者等の健康管理マニュアルの見直しを行う。

災害時における初動の医療体制の確立を図るため、市災害医療コーディネーターを任命し、緊急医療救護所への医師の派遣等、平常時より医療救護における体制を構築する。また、災害時に立川市医師会・立川市歯科医師会・立川市薬剤師会、医療機関等と連絡が取れるよう情報連絡体制の整備を図る。さらに、医療・救護体制を機能させるため、総合防災訓練等において、医療・救護訓練を実施する。

避難所における医療対策については、避難生活の長期化による感染症等の発生、まん延防止に向けて防疫用資器材を備蓄及び調達・配布計画を作成する。また、災害時におけるペット等への対応に備え、東京都、関係団体等と連携した動物愛護体制の整備を図る。

【取組事項】	所管
医療救護対策本部設置場所の再検討	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>保健医療部</u>
緊急医療救護所の設置体制の構築	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>保健医療部</u>
緊急医療救護所からの搬送体制の構築	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>保健医療部</u>
初動医療救護マニュアル・健康管理マニュアルの随時見直し	<u>保健医療部</u>
<u>立川市医師会</u> 、 <u>立川市歯科医師会</u> 、 <u>立川市薬剤師会</u> 、医療機関等との災害時情報連絡体制の整備	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>保健医療部</u>
総合防災訓練等による医療・救護訓練の実施	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>保健医療部</u>
防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の作成	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>保健医療部</u>
東京都、関係団体等と連携した動物愛護体制の整備	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u>

## (2) 医薬品・医療資器材の確保

医師会及び薬剤師会と連携して、市災害薬事コーディネーターの任命、災害薬事センターの設置場所、本部長や運営方法、納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議し、運営マニュアルを作成する。

なお、市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーターと緊密な連携を確保し、医薬品等の適正管理・配置に努める。

さらに市民には、常時使用している医薬品や医療資器材の備蓄及びお薬手帳の所持を周知する。

【取組事項】	所管
緊急医療救護所の診療内容・医薬品の備蓄等見直し	<a href="#">保健医療部</a>
災害薬事コーディネーターの設置	<a href="#">保健医療部</a>
災害薬事センターの設置	<a href="#">保健医療部</a>
災害薬事センターの運営マニュアルの作成	<a href="#">保健医療部</a>
医薬品等の調達に関する薬剤師会及び卸売販売業者との協議、協定締結	<a href="#">危機管理対策室</a> ・ <a href="#">保健医療部</a>
常時使用している医薬品や医療資器材の備蓄及びお薬手帳所持の周知徹底	<a href="#">危機管理対策室</a> ・ <a href="#">保健医療部</a>

## (3) 病院の基盤整備

病院に対して、災害時でも医療業務が継続できるように体制整備の取組を要請するとともに、災害時のベッド確保の対応について協議を進める。

また、災害時の病院機能を確保するため、建築物の耐震化を確認する。

【取組事項】	所管
災害時のベッド確保に関する協議	<a href="#">保健医療部</a>
施設の耐震化の要請	<a href="#">危機管理対策室</a>

## (4) 救急・救命のための人材育成

消防機関と連携し、市民防災組織や事業所従業員、市職員、学校教職員を対象とした救急・救命のための講習会を実施し、救命技能の習得を推進する。

【取組事項】	所管
普通救命講習の実施	<a href="#">危機管理対策室</a> ・教育部・行政管理部

## (5) 通信手段の確保

災害時に災害関連情報を関係機関と迅速に共有し、医療救護活動等を展開していくことが重要である。発災時に確実に機能する通信手段を確保するため、災害に強い情報伝達手段の活用や手段の多角化など情報通信体制の強化を図っていく必要がある。

### ① 通信インフラの被害予測

東京都立川市で震度5強以上の大地震が発生した場合、通信インフラは以下のような損傷を受ける可能性がある。

#### ア 固定電話：

損傷：電話回線の断絶や局舎の損傷による影響。

時間：数時間から数日間利用できなくなる可能性あり。

#### イ 携帯電話：

損傷：基地局の破損や通信回線の混雑、電力供給の停止。

時間：数時間から数日間、特に通信が集中する時間帯で利用困難になることあり。

#### ウ インターネット：

損傷：光ファイバーの切断や通信機器の故障。

時間：数時間から数日、復旧には時間がかかる可能性あり。

#### エ 電力供給：

損傷：停電により通信機器が機能しなくなる場合。

時間：停電の復旧状況に依存し、数時間から数日間影響を受ける可能性あり。

### ② 予想される状況

初期段階：地震直後は通信が集中し、特に携帯電話の利用が困難になることが予想される。これにより、安否確認や緊急連絡が難しくなる可能性がある。

中期段階：数時間後、固定電話や公衆電話が利用できる場合はあるが、インターネットや携帯電話の復旧には時間がかかる可能性がある。

長期的な影響：通信インフラの修復が進むまで、数日間是不安定な状況が続く可能性がある。

### ③ 通信インフラの確保

地上の通信が困難な状況となる可能性を考慮し、緊急連絡手段として「衛星ブロードバンドインターネット」の活用を事前に検討する必要がある。

#### ア 通信インフラの独立性：

地震によって地上の通信インフラが損傷した場合でも、衛星を利用することでインターネット接続が可能となり、情報の収集や発信を行うことができる。

イ 迅速な情報共有：

衛星ブロードバンドインターネットを利用することで、災害時であっても災害対策本部や関係機関との連絡が途絶えることなく迅速に行え、適切な対応が可能になる。

ウ 遠隔地との連携：

衛星ブロードバンドインターネットを利用することで、国や東京都・他自治体の災害対策本部と連携する際にも高速なデータ通信が可能となり、情報をリアルタイムでのやり取りすることができる。

エ 避難所などへの通信手段：

市内避難所や主要拠点での通信手段として活用でき、住民への情報提供や安否確認が容易になる。

オ 導入の考慮点

機材の設置と管理：衛星通信機器の設置、運用、保守のための体制を整える必要がある。

訓練と運用：職員が衛星インターネットを迅速に利用できるよう、適切な訓練を行う必要がある。

## 第5項 災害廃棄物の処理

### 【現状と課題】

#### (1) ごみ・災害廃棄物処理

ごみ処理は、クリーンセンター「たちむにい」と総合リサイクルセンターで、市職員と委託職員が行い、また、家庭ごみの収集作業は民間委託で実施しており（ごみ収集車 98 台、粗大ごみ収集車 2 台）、事業系ごみの収集作業は許可業者が実施している。

災害時にはごみや災害廃棄物が大量に発生することが予想されるため、収集体制の確立や仮置場の確保が課題となる。

※ 災害廃棄物

災害により建築物等が全壊、焼失することにより発生する躯体残骸物（木材及びコンクリートがら、焼却灰等）をいう。

#### (2) し尿処理の現状

し尿処理は、平時は湖南衛生組合で行っている。

下水道は、地震に伴い人孔と本管の接合部で被害が発生する可能性がある。

また、地震に伴う水道の断水により、一般家庭等での水洗トイレの使用ができなくなる

可能性がある。

このため、簡易トイレや携帯トイレの備蓄を市民に周知・啓発するとともに、避難所等への仮設トイレ及び簡易トイレやマンホールトイレの整備や水道の断水に備えたトイレ用水の確保が課題となる。

内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28（2016）年4月（令和6（2024）年12月改定））では、避難者50人あたり1基の災害用トイレを確保することが望ましいとしており、立川市では、最大33,460人の避難所避難者数が想定されているため、避難所の災害用トイレは669基必要となる。

現在までに、旧錦児童館等に仮設トイレ及び簡易トイレ203基を備蓄しているのに加え、平成26（2014）年度から28（2016）年度にかけて一次避難所となる小中学校（旧多摩川小学校、旧若葉小学校を含む。）30か所にマンホールトイレを設置し、100人あたり1基の整備を行った。それでも不足する分については、簡易トイレ、携帯トイレの備蓄や、資器材レンタル業者との協定、広域支援により調達する必要がある。

災害時に避難所等から発生するし尿の水再生センターへの搬入については、東京都下水道局流域下水道本部と平成23（2011）年7月1日に覚書を締結しているが、収集運搬を行う車両の確保が課題となっている。

※ 災害用トイレの必要設置数

市町村は、スフィア基準に沿って

- ・災害発生当初は、避難者50人あたり1基
- ・その後、避難が長期化する場合には、20人あたり1基
- ・女性用と男性用トイレの比率 3：1
- ・トイレの平均的な使用回数は、1日5回

として、備蓄や災害用トイレの確保計画を作成すること。

（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」内閣府）

## 【施策の方向性と事業計画】

### （1）ごみ・災害廃棄物処理

災害時の災害廃棄物等を迅速に処理するため、事前に、幹線道路と近接した場所に仮置場の候補地の選定を進めるとともに、国・東京都の未利用地や公園等の確保を関係機関と調整する。また、災害廃棄物等処理計画・マニュアルを整備し、処理体制や民間事業所との協力体制の確立、職員の訓練を行う。さらに、日頃から市民へ災害発生時の排出抑制に理解を得られるよう周知する。

【取組事項】	所管
ごみの分別と排出抑制の要請	<a href="#">環境資源循環部</a>
ごみ収集体制の整備	<a href="#">環境資源循環部</a>
仮置場の確保	<a href="#">危機管理対策室</a> ・ <a href="#">環境資源循環部</a>
災害廃棄物等処理計画・マニュアルの作成	<a href="#">危機管理対策室</a> ・ <a href="#">環境資源循環部</a>

## (2) し尿処理

旧錦児童館等に仮設トイレ及び簡易トイレ 203 基を備蓄しているが、平成 26 (2014) 年度から 28 (2016) 年度にかけて一次避難所となる小中学校 (旧多摩川小学校、旧若葉小学校を含む。) 30 か所に下記のとおりマンホールトイレを設置し、100 人あたり 1 基となるように整備を行った。

なお、災害用トイレの確保数として推奨される 50 人あたり 1 基の災害用トイレを確保するために、資器材レンタル業者との災害時支援協定の締結や、簡易トイレ等の備蓄を進める。また、市民に対し、簡易トイレや携帯トイレの備蓄の必要性を周知・啓発する。

A 必要災害用トイレ (50 人あたり 1 基の場合)	669 基
B 既備蓄仮設トイレ及び簡易トイレ	203 基
C マンホールトイレ (平成 26 (2014) ~28 (2016) 年度設置)	
小学校 (旧多摩川小学校、旧若葉小学校を含む。)	8 基×21 校=168 基
中学校	10 基× 9 校= 90 基
合 計	258 基
不足災害用トイレ (A- (B+C))	208 基

【取組事項】	所管
仮設トイレ、バキューム車確保のための協定締結	<a href="#">危機管理対策室</a> 、 <a href="#">環境資源循環部</a>
簡易トイレ・携帯トイレの備蓄の周知・啓発	<a href="#">危機管理対策室</a>

## 第6項 遺体の収容・安置・埋火葬

### 【現状と課題】

#### (1) 遺体の安置

遺体収容所は、令和2（2020）年8月に災害時における遺体の収容、安置等について締結した協定に基づき、葬祭業者の施設・設備の活用を基本とする。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかつた場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。

#### (2) 埋火葬

火葬場については、立川聖苑を使用することになるが、立川・昭島・国立との共同施設であり、他市の被災者の状況や施設の損傷の状況によっては広域的な対応も必要となる。

参考：東京都被害想定による立川断層帯地震における立川・昭島・国立の3市合計最大想定  
死者数 約 427 人

#### (3) 遺体埋火葬の許可

災害時における遺体の埋火葬許可について、事務マニュアルに基づく実施体制を強化する必要がある。

### 【施策の方向性と事業計画】

#### (1) 遺体の収容・安置・埋火葬体制の整備

遺体収容所の設置場所については、葬祭事業者の施設・設備の活用を基本として指定する。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかつた場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。指定にあたっては、次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ① 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- ② 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取り扱いに関する事項
- ③ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

行方不明者の搜索、遺体の搬送（車両の提供）や遺体収容所での資材（棺、ドライアイス等）の確保についても、葬祭事業者との協定に基づき、具体的なマニュアルを整備する。また、民間の斎場との協定を締結する。

立川聖苑での火葬が集中することを想定し、あらかじめ関係自治体で調整方法を協議するほか、広域的な対応についてのマニュアルを作成する。

【取組事項】	所管
民間事業者との協定締結	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>福祉部</u>
関係自治体との調整方法の協議	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>福祉部</u>
遺体の収容、安置等に関するマニュアルの整備	<u>福祉部</u>
広域火葬に関するマニュアルの作成	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>福祉部</u>

## (2) 遺体埋火葬の許可

災害時における埋火葬許可発行マニュアルに基づき、実務の習熟を図る。

【取組事項】	所管
埋火葬許可発行マニュアルに基づく実務研修の実施	<u>福祉部</u> ・ <u>市民部</u>

## 第7項 消防・警察等との連携

### 【現状と課題】

#### (1) 消防・警察等との連携

消防署と警察署には、災害時の情報伝達手段を確保するため立川市地域系デジタル防災行政無線を設置しているが、他の部署や機関との無線とも共用になっていることから輻輳する可能性がある。市と消防署、警察署を結ぶ専用回線の接続について検討する必要がある。

大規模災害が発生した場合、必要に応じて各機関から市の災害対策本部に連絡要員が派遣され、情報の共有を図ることになっている。また、災害時には、消防署と消防団が連携した消火活動を行うため、消防団から消防署へ要員を派遣することになっている。いずれも、実戦を想定した訓練等の機会を確保することが課題となっている。

また、各機関から災害対策本部に派遣された要員が待機できるスペースを、災害対策本部に隣接している会議室に確保し、情報の共有化を図る。

#### (2) 自衛隊への派遣要請

自衛隊への派遣要請については、市長は自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第68条の2に基づき都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。自衛隊の派遣については、通信途絶により都知事への派遣要請が不能の場合、市長が直接自衛隊へ災害状況を通知できるほか、大規模な災害が発生したと認められる場合には、自衛隊の自主的な判断で派遣される。

## 【施策の方向性と事業計画】

### (1) 消防・警察等との連携

災害時に関係各機関が円滑な相互連携を図れるよう連絡手段の確保及び対応マニュアルの作成を行う。

消防署・警察署をはじめとした関係機関が参加した図上訓練を実施する。

【取組事項】	所管
消防・警察との連絡手段の確保	<a href="#">危機管理対策室</a>
関係機関との連携に関する対応マニュアルの作成	<a href="#">危機管理対策室</a>
図上訓練の実施	<a href="#">危機管理対策室</a>

### (2) 自衛隊への派遣要請

自衛隊への派遣要請を円滑に進めるため、日常的に連絡体制を確立し、的確に対応できるように連携を図る。

【取組事項】	所管
連絡体制の確立	<a href="#">危機管理対策室</a>

## 第8項 応援協力体制の整備

### 【現状と課題】

#### (1) 他の自治体等との相互応援協定の現状

姉妹都市である長野県大町市をはじめ、さいたま市、甲州街道サミット参加市（11市）、愛知県幸田町と救援物資の提供や被災者の受入等の協定を締結しているが、連絡体制を確保しているものの、具体的な取組には至っていない。

また、近隣市とは避難所の相互利用にとどまっており、他の分野への拡大について検討する必要がある。

#### (2) 民間団体との協定

食料・日用品の供給をはじめ車両・人員の提供、情報提供、燃料の優先供給、医療救護活動の協力などについて、協定を締結<sup>\*</sup>している。今後は、被災情報の提供方法や具体的な支援活動についてマニュアル化するとともに、訓練を通じて災害時の実効性を高めておく必要がある。このほか、協定の締結までは至らないが、各団体が可能な範囲で支援活動に協力する新たなしくみについて検討する必要がある。

※ 関連資料「災害時支援協定」参照

### (3) 応援受入施設の現状

他の自治体などからの派遣職員の受入については、クリーンセンター「たちむにい」、立川競輪場、立川拘置所としているが、密集する周辺地域の状況などを考慮すると、新たな施設について検討する必要がある。

### (4) 指定管理者等との協力

避難所、帰宅困難者一時滞在施設等の災害時に拠点となる市施設には、指定管理者等により管理運営されている施設が数多くある。災害時に市職員と協力して有効な災害対応ができるよう、令和3（2021）年度からは委託内容に災害対応について盛り込むことから、協力体制を具体的に構築し、訓練の実施等検討する必要がある。

### (5) 受援体制

令和6（2024）年4月に策定した「立川市受援計画」の中で、外部からの人的応援を受け入れる体制について整理しているが、災害時に円滑に運用に向けた、各班及び庁内での調整等を進める必要がある。

## 【施策の方向性と事業計画】

### (1) 他の自治体との応援体制

現在協定を締結している各自治体との連携を実効性のあるものとするため、定期的に情報交換や支援及び受入訓練を実施する。

また、現在協定を締結している自治体との地理的状況を勘案して、新たな他自治体との協定締結を推進することで、広域的な受入体制を整備する。

近隣自治体との相互支援については、広域連携サミット9市防災担当者会議の開催等を通じて、新たな連携のあり方を構築する。

【取組事項】	所管
支援自治体との調整会議、訓練実施	<u>危機管理対策室</u>
新たな支援協定の締結	<u>危機管理対策室</u>
広域連携サミット参加市との連携	<u>危機管理対策室</u>

### (2) 民間団体との災害時協定の推進

現在、協定を締結している団体との協定内容を実効性のあるものにするため、連絡先を明確にするとともに対応マニュアルを整備し、図上訓練を実施する。

行政の防災活動対応能力を補完するため、新たにバイク愛好団体、無線愛好団体、福祉施設関係、給食事業所、食品流通事業所、葬祭事業所、タクシー協会、災害ボランティア団体等との支援協定の拡充を進める。

【取組事項】	所管
対応マニュアルの作成	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部
図上訓練の実施	<u>危機管理対策室</u>
支援協定の拡充	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部

### (3) 応援受入体制の整備

#### ① 派遣職員受入施設の確保

クリーンセンター「たちむにい」、立川競輪場、立川拘置所を派遣職員の受入施設として位置付けているが、受援計画にあわせ、新たな受入施設を確保する必要がある。

#### ② 必要資機材等の事前整理

派遣職員が支援活動を行うために必要な資機材等をあらかじめ整理し、整備または調達方法の検討を行う。

#### ③ 支援ニーズの把握方法の検討

庁内の支援ニーズを迅速かつ的確に把握するため、派遣職員を要請する際の手順を具体化する。

派遣職員の受入対応や派遣職員の要請手順等について、具体的なマニュアルの整備を図り、図上訓練等で実践する。

【取組事項】	所管
派遣職員受入施設の確保	<u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u> ・ <u>公営競技事業部</u>
対応マニュアルの作成	行政管理部・ <u>危機管理対策室</u> ・ <u>環境資源循環部</u> ・公営競技事業部

### (4) 指定管理者等との協力

指定管理者等により管理運営されている災害時拠点となる市施設に対し、協力を要請するとともに、災害対応について明記した委託契約を行い、具体的な活動について協議する。

【取組事項】	所管
指定管理者への協力要請	関係各部
災害対応を明記した委託契約、活動内容の協議	関係各部

### (5) 受援計画

令和6（2024）年4月に策定した「立川市受援計画」の中で、外部からの人的応援を受け入れる体制について整理している。災害時に円滑に運用するために、各班の体制の具体化や、全庁的な研修や訓練を通じたシミュレーション等により、実行性のある受援体制を構築する。

また、「東京都災害時受援応援計画」（令和5（2023）年11月改定）との整合を図り、東京都と連携し、役割分担や対応手順の明確化、平時の取組促進を図る。

【取組事項】	所管
各班の受援体制の具体化	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部
人的応援の受援体制確保のための研修・訓練の実施	<u>危機管理対策室</u> ・関係各部

## 第9項 大規模な事件・事故等や異常気象への対策

### 【現状と課題】

#### (1) 市内の大規模な事件・事故等への対策

駅周辺には多くの買い物客や通行人がおり、鉄道事故やテロ等の事件・事故が発生した場合には、相当の混乱が予想され、多くの負傷者も見込まれる。また、市内には危険物貯蔵施設が 200 か所（令和 7（2025）年1月1日現在）あり、東京消防庁の指導のもとに適正な管理が行われているが、事故等が発生した場合には大きな被害も想定される。

市内に大規模な事件・事故等が発生した場合に備え、消防・警察・医療機関と行政が連携して対応を図るための危機管理のあり方が課題となる。

#### (2) 異常気象への対策

近年、全国各地で竜巻や突風、大量の降雪などこれまでに経験したことのない事象が発生している。また、富士山噴火に伴う降灰など、こうしたことへの対応を的確に行うためのマニュアルを整備しておく必要がある。

### 【施策の方向性と事業計画】

#### (1) 市内の大規模な事件・事故等への対策

災害時、関係各機関が円滑な相互連携を図れるよう対応マニュアルを作成する。  
消防署・警察署をはじめとした関係機関が参加した図上訓練を実施する。

【取組事項】	所管
対応マニュアルの作成	<u>危機管理対策室</u>
図上訓練の実施	<u>危機管理対策室</u>

## (2) 異常気象への対策

全国の事例を精査し、適切な対応マニュアルの策定に取り組む。

【取組事項】	所管
対応マニュアルの作成	<u>危機管理対策室</u>

## 第5章 計画の推進のために

防災・減災計画は、市民・地域、事業所等、行政が連携・協働して、日ごろからの備えと発災時の初動活動を迅速かつ円滑に行うことにより、被害を最小限に軽減させるための計画である。

そのためには、これまでに述べてきた基本的な考え方や自助・共助・公助を基本とした役割分担を基に、第4章で掲げた様々な課題について、どのように施策を実行し、どこまで進展しているかを、市民一人ひとりが常に認識するとともに、市民との連携・協働の観点から検証していかなければならない。

そのため、立川市は、

- 1 市民防災組織をはじめ地域の様々な団体と協働で、地域ごとの運営体制の整備に取り組むとともに、防犯、子育て、福祉などの様々な分野の施策とも連携した取組を通じて、地域コミュニティの活性化に取り組む。
- 2 地域防災計画を具体的に実行するためのアクションプランを作成し、関係部署は計画的な防災対策を進めていく。
- 3 減災・防災計画に掲げた様々な取組の進捗状況を定期的に広報等で公表するとともに、市民自ら取組状況を検証する「市民による地域防災計画推進チーム」（仮称）の設置を働きかける。
- 4 上記を踏まえ、自助・共助・公助を基本とした役割分担に基づき、市民・地域、事業所、行政の責務を明らかにするとともに、相互に連携・協働を図りながら推進していくため、災害対策の基本的な事項を規定した「防災対策基本条例」（仮称）の制定に取り組む。



## 第3部 応急計画（地震対策編）

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 第1章 応急活動体制の確立     | 第16章 災害廃棄物処理         |
| 第2章 災害救助法の適用申請    | 第17章 安全確保対策          |
| 第3章 情報収集・伝達       | 第18章 ライフラインの応急対策     |
| 第4章 広報・広聴         | 第19章 災害時の交通規制・緊急輸送体制 |
| 第5章 広域連携・応援体制     | 第20章 生活安定対策          |
| 第6章 消防活動          | 第21章 災害ボランティア        |
| 第7章 救助・救急活動       | 第22章 河川の応急対策         |
| 第8章 医療救護          | 第23章 危険箇所の対策         |
| 第9章 市民と事業所の役割     |                      |
| 第10章 避難対策         |                      |
| 第11章 学校等の災害応急措置   |                      |
| 第12章 生活支援対策       |                      |
| 第13章 帰宅困難者対策      |                      |
| 第14章 要配慮者への対応     |                      |
| 第15章 行方不明者の捜索・埋火葬 |                      |



## 第3部 応急計画 (地震対策編)

本計画は、地震災害などに対して、市及び関係機関が実施する各対策について組織や態勢、手順など基本的事項を定めたものである。

各対策は、大規模地震などが発生した場合を想定して、災害発生から時間経過に沿って整理する。

また、本計画において定められた任務について、担当する機関、部、課等は、発災時に円滑に活動できるよう、平時から担当任務について準備、検証を行うよう努めるものとする。

- 即時対応期 …… 災害発生～24 時間
- 初動活動期 …… 24 時間～72 時間
- 応急活動期 …… 72 時間～1 週間
- 復旧活動期 …… 1 週間以降

## 第1章 応急活動体制の確立

「○」:災害活動内容

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 災害対策本部の設置 ○災害対策本部の設置 【本部指揮所班、政策班】						
第3節 災害対策本部の組織と職員態勢 ○初動、応急復旧時の組織及び職員態勢 ○勤務時間外(休日、夜間等)における参集 【本部指揮所班、職員班】						
第4節 本部の開設及び運営上必要な資器材等の確保 ○本部の開設 【本部指揮所班、政策班、活動支援班】						
第5節 現地災害対策本部の設置						

### 第1節 基本方針と所管部署

#### (1) 基本方針

初動期（発災～72時間程度）は、人命の救助、被害の拡大防止を第一にし、その後は、市民生活の安定化に重点を置き活動をする。そのためには、発災後、できるだけ速やかに初動体制を取り、災害対策本部の設置、震災配備体制等を整え、各応急活動を実施する。なお、災害が非常に局地的で被災現場が市庁舎から地理的に離れている場合には、現地災害対策本部を設置し、機動的な対応を取る。

#### (2) 所管部署

本部指揮所班、職員班、政策班、活動支援班

### 第2節 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部の設置

##### ① 災害対策本部の設置基準

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策を必要とすると認めたときは、立川市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部の設置基準は次による。

##### 【本部の設置基準】

- 1 震度5強以上の地震が発生したとき
- 2 その他、本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めたとき

## ② 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長、教育長または危機管理対策室長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

### 【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

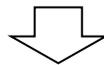
- 第1順位：立川市副市長の事務分担規則第2条第1項に定める副市長
- 第2順位：立川市副市長の事務分担規則第2条第2項に定める副市長
- 第3順位：教育長
- 第4順位：危機管理対策室長
- 第5順位：行政管理部長
- 第6順位：参集した部長のうち組織体制上段の部長

## ③ 災害対策本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下「部長等」という。）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

### 【部長等による本部設置の要請手続き】

- 部長等は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理対策室長を通じて、市長に本部の設置を要請する。



- 危機管理対策室長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。

※ 部長等は、上記の手続きを取ることができない非常事態の際には、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

## （2）災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本庁舎に設置する。また、市役所本庁舎が使用不能の場合は、他の市施設等の被害状況に応じて、次のように対応する。

### 【本庁舎が被災した場合の対応】

- 本庁舎北側広場に仮設本部を設置する。
- 代替候補施設の被害状況を調査する。
- 代替候補施設の被災状況に応じて、本部の設置場所を決定する。

代替候補施設 学校給食東共同調理場、総合福祉センター、泉市民体育館、柴崎市民体育館、クリーンセンター「たちむにい」

### 第3節 災害対策本部の組織と職員態勢

#### (1) 災害対策本部の任務

本部の組織及び運営は、立川市災害対策本部条例の定めるところに基づいて行う。

##### ① 本部長室（本部長、副本部長、本部員）

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災会議、本部会議の議長となること</li> <li>○ 避難の指示等及び警戒区域の指定を行うこと</li> <li>○ 国、自衛隊、東京都、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと</li> <li>○ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li> <li>○ 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部の各部間の調整に関すること</li> <li>○ 本部長が不在、もしくは事故があるとき、本部長の職務を代行すること</li> </ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること</li> <li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li> <li>○ 本部長、副本部長が不在もしくは事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代行すること</li> <li>※ 本部員に事故がある場合は、当該部の副責任者が代理として出席する。</li> </ul>

#### 立川市災害対策本部条例（抜粋）

（本部の組織）

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

#### 立川市災害対策本部条例施行規則（抜粋）

（本部長室の構成）

第3条 本部長室は、次に掲げる者を持って構成する。

(1) 災害対策本部長

(2) 災害対策副本部長

(3) 災害対策本部員

② 本部会議、事務局

本部会議	災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部会議の事務局を本部統括部が担当する。

(2) 災害対策本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次に定める。

(3) 消防署への本部員派遣要請

本部長は特に必要であると認める場合には、消防署に対して本部員の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた消防署は、消防署長が指定する者を本部員として派遣する。

なお、派遣された本部員は、連絡員としての任務を兼務できるものとする。

立川市災害対策本部 事務分掌

- ※ ( ) 内の数値は、令和8（2026）年1月時点の令和8年度の定員数を示す。数値が変更となる場合がある。条例内定数のうち、派遣職員・課付休職者・過員を含まず、欠員を含んだ数。
- ※ 発災直後は、どの班も人手不足に陥ることから、全班で臨機応変に対応することが求められる。本部指揮所班は職員班と連携し、全体調整のもと、人手不足を改善するため人員の再配置を実施する場合がある。

●本部統括部 責任者：危機管理対策室長、副責任者：危機管理課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
全班	全課	1 来客市民・施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護、管理施設及び事務室内の被害状況の把握、応急処置	●				二
本部指揮所班	危機管理課(4) 防災課(10) 東京都三多摩地区 消防団連絡協議会 担当課(1) コンプライアンス 推進課(3) いじめ監察課(1) (各本部連絡員)  (緊急初動参集職員)	1 災害対策本部、現地災害対策本部の設置及び運営	●				第1章
		2 配備体制その他本部長命令の伝達	●				第1章
		3 総合的な応急対策の立案及び各部門間の調整	●				第1章
		4 防災会議委員その他防災機関との連絡調整	●				第1章
		5 活動拠点配置に関する総合調整	●				第1章
		6 災害救助法適用の申請（被害報告）	●				第2章
		7 気象情報等関連情報の收受及び情報収集活動全般並びにその統括	●				第3章
		8 防災行政無線の統括・活用	●				第3章
		9 防犯・防災情報メール配信事業	●				第3・4章
		10 国・自衛隊、都への要請、他自治体等との相互協力・応援並びに民間団体等への協力要請	●				第5章
		11 医療救護対策本部との連絡調整	●				第8章
		12 避難情報の発令及び警戒区域の設定	●				第10章
		13 避難所の開設・運営（全体調整）	●				第10章
		14 帰宅困難者対策（全体調整）	●				第13章
		15 災害廃棄物の処理に関する調整	●				第16章
		16 被災者総合支援センターの開設・運営に関する協力		●			第4章
		17 り災証明書の発行事務に係る調整		●			第20章
		18 復旧・復興計画に係る調整				●	(第6部)
	1 避難所の開設、避難者の安全確保（勤務時間外の場合）	●				第10章	

●被災者支援部 責任者：市民部長、副責任者：くらし相談課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
現地調査班 ＊初動期情報 収集担当	<u>保険年金課(29)</u>	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章
		2 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
		3 建物及び宅地の被害調査		●			第3章
		4 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行			●		第20章
		5 国民健康保険、後期高齢者医療制度の資格確認、健康保険及び国民年金の各種相談		●			第4章
		6 国民年金保険料の免除、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免				●	第20章
	<u>戸籍住民課(31)</u>	1 災害対策本部の設置及び運営支援	●				第1章
		2 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章
		3 避難所収容者名簿及び要搜索者名簿の作成・取りまとめ	●				第6・10・15章
		4 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
		5 死亡届受理、埋葬、火葬許可		●			第15章
	<u>課税課(43)</u>	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章
		2 建物及び宅地の被害調査		●			第3章
		3 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行			●		第20章
		4 解体建築物に係る事務への協力				●	第16章
		5 被災者への租税の免除等				●	第20章
	<u>収納課(30)</u>	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章
		2 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
		3 建物及び宅地の被害調査		●			第3章
		4 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行			●		第20章
	<u>選挙管理委員会事務局(4)</u>	1 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
	<u>監査委員事務局(3)</u>	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章

第3部 応急計画（地震対策編）

第1章 応急活動体制の確立

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 （地震対策 編）の 該当する章	
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降		
帰宅困難者 対策班	<u>窓口サービス センター(14)</u>	1 帰宅困難者発生時の情報収集	●				第13章	
		2 現地本部及び案内所の設置及び運営	●				第13章	
		3 立川駅前滞留者対策推進協議会との連絡調整	●				第13章	
		4 帰宅困難者対策収束後は、現地調査班（戸籍住民課）の対応に準ずる		●	●		-	
	<u>くらし相談課(6)</u>	1 帰宅困難者発生時の情報収集	●				第13章	
		2 現地本部及び案内所の設置及び運営	●				第13章	
		3 立川駅前滞留者対策推進協議会との連絡調整	●				第13章	
		4 帰宅困難者対策収束後は、秘書広報班支援（被災者総合支援センターの運営）または、避難所班支援		●	●		-	
	<u>男女平等推進課(3)</u>	1 帰宅困難者対策	●				第13章	
		2 女性の災害相談		●			第4章	
	ボランティア班	<u>市民協働課(4)</u>	1 ボランティア受入に関する連絡調整業務		●			第21章
			2 外国人の救援救護対策		●			第14章

●秘書広報部 責任者：市長公室長、副責任者：広報プロモーション課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 （地震対策 編）の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
秘書広報班	<u>秘書課(4)</u>	1 本部長及び副本部長の秘書業務	●				-
		2 災害視察及び見舞いの接遇			●		-
	<u>広報プロモーション課(8)</u>	1 災害時における広報業務	●				第4章
		2 報道機関との連絡調整	●				第4章
		3 ホームページ運営	●				第4章
		4 被災者総合支援センターの開設・運営		●			第4章
		5 生活関連施設の復旧に関する情報の提供		●			第4章
	<u>改革推進課(8)</u>	1 災害時における広報業務	●				第4章
		2 被災者総合支援センターの開設・運営		●			第4章

●政策財務部 責任者：政策財務部長、副責任者：会計管理者

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
政策班	<u>企画政策課(8)</u>	1 災害対策本部の開設協力	●				第1章
		2 臨時ヘリポート開設の調整		●			第19章
		3 災害時の応急的空地利用の調整		●			第16・20章
		4 災害犠牲者の合同慰霊行事				●	-
		5 復旧・復興計画の基本方針立案及び総合調整				●	(第6部)
<u>公共施設 マネジメント課 (10)</u>	1 公共施設等の被害状況の把握	●				第1章	
	2 公共施設等の被害状況の把握から復旧班と連携した復旧復興対策の支援				●	-	
財務会計班	<u>財政課(9)</u>	1 災害救助法関係事務の取りまとめ	●				第2章
		2 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用				●	第2章
		3 義援金の募集・受付並びに配布協力				●	第20章
	<u>契約課(10)</u>	1 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約		●			-
<u>会計課(10)</u>	1 災害対策に必要な金銭の出納管理	●				-	

●職員支援部 責任者：行政管理部長、副責任者：総務文書課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
<u>職員班</u>	<u>人事課(16)</u>	1 <u>職員の参集状況の把握と配備の取りまとめ</u>	●	=	=	=	<u>第1章</u>
	<u>品質管理課(5)</u>	2 <u>災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他のバックアップ業務</u>	●	-	-	-	<u>第1章</u>
		3 <u>災害派遣職員の受入</u>	=	●	=	=	<u>第5章</u>
<u>活動支援班</u>	<u>総務文書課(14)</u>	1 <u>庁舎の被害状況の把握、修理に関すること</u>	●	-	-	-	<u>第3章</u>
		2 <u>車両他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施</u>	●	=	=	=	<u>第19章</u>
		3 <u>庁舎本部内事務室の配置に関する調整</u>	●	=	=	=	<u>第1章</u>
	<u>情報システム課(9)</u>	1 <u>災害対策本部の開設支援</u>	●	=	=	=	<u>第1章</u>
		2 <u>情報システムの保守</u>	●	-	-	-	-
<u>施設課(20)</u>	1 <u>市有建築物の被害状況の把握、修理に関すること</u>	●	-	-	-	<u>第3章</u>	

●物資対策部 責任者：産業まちづくり部長、副責任者：文化スポーツ部長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
物資調達班	産業観光課(9) 農業振興課(6)	1 帰宅困難者対策（備蓄品の提供）	●				第13章
		2 食料・日用品その他救助物資の確保調達、受入及び配布		●			第12章
		3 被災者への職業の斡旋				●	第20章
		4 被災者が行う住宅等の建設・補修等のための応急融資に関する窓口業務				●	第20章
		5 中小企業の災害応急・復興対策				●	第20章
		6 農業の災害応急・復興対策				●	第20章
		7 商工会議所等関係団体との連絡調整				●	-
		8 農業関係団体との連絡調整				●	-
物資配布班	地域文化課(4) 市史編さん室(2)	1 帰宅困難者対策	●				第13章
		2 二次避難所（市民会館）の開設・運営		●			第10章
		3 遺体収容所または災害物資集配拠点の支援		●			第12・15章
	スポーツ振興課(10)	1 遺体収容所の設置	●				第15章
		2 災害時物資集配拠点の開設・運営		●			第12章
		3 所管施設における広域消防応援部隊受入拠点開設への協力		●			第5章
		4 応急仮設住宅用地の確保に関する協力				●	第20章

●消防部 責任者：消防団長、副責任者：消防団副団長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
消防班	消防団	1 消防、防災活動	●				第6章
		2 避難者の誘導及び救出	●				第7章
		3 被災者の救急、救護	●				第7章
		4 倒壊建物生き埋め被災者の救出	●				第7章
		5 河川その他危険区域の応急措置	●				第22・23章
		6 危険物取扱施設等における災害発生時の対応	●				第17章
		7 災害による行方不明者の捜索		●			第15章
		8 火災、水害等の被災状況の調査		●			第6章

●子ども支援部 責任者：子ども家庭部長、副責任者：子ども政策課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
子ども支援班	子ども政策課(11)	1 要配慮者の安否確認及び救助支援活動状況の取りまとめ	●				第7・14章
		2 乳幼児・児童の救援救護対策（避難所調査結果取りまとめ、対応策の検討）		●			第14章
	子ども家庭センター(28) 統括支援担当課(1)	1 医療救護対策本部及び緊急医療救護所の設置運営支援	●				第8章
		2 要配慮者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		3 帰宅困難者対策	●				第13章
		4 ハイリスク家庭・妊産婦等の救援救護対策		●			第14章
	児童発達支援センター(17)	1 要配慮者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 福祉避難所（ドリーム学園）の開設及び運営		●			第10章
	子ども育成課(17)	1 要配慮者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 二次避難所（児童館、学童保育所）の開設・運営		●			第10章
		3 児童等の救援救護対策（市内関係先との連絡調整、状況取りまとめ）		●			第14章
		4 施設の安全確保（応急修理等）		●			第14章
		5 応急的学童保育の実施		●			第20章
	保育課(16:保育園含まず) 保育振興担当課(3)	1 要配慮者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 被災園児の避難・救護	●				第11・14章
		3 災害時における応急保育の実施	●				第20章
		4 福祉避難所（保育園）の開設・運営		●			第10章
		5 乳幼児等の救援救護対策（避難所調査結果取りまとめ、市内関係先との連絡調整）		●			第14章
6 施設の安全確保（応急修理等）			●			第14章	

※ 子ども家庭部、福祉部及び保健医療部に所属する保健師は、発災後72時間は医療救護班の応急活動にあたる。

●福祉医療部 責任者：福祉部長、副責任者：保健医療部長

班	平平時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
生活支援班	福祉総務課(9)	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 社会福祉施設の被害調査	●				第3章
		3 高齢者、障害者、その他要配慮者の救援・救護（避難所調査結果取りまとめ及び対応策の検討、二次避難所[総合福祉センター、福祉会館]の開設・運営、市内社会福祉法人との連絡調整を含む）		●			第10・14章
		4 遺体の処置・火葬場（立川聖苑）の運営支援		●			第15章
		5 被災者生活再建支援制度に関わる調整				●	第20章
		6 社会福祉施設の応急・復旧対策				●	(第6部)
	地域福祉課(9)	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 高齢者、障害者、その他要配慮者の救援・救護（避難所の実態調査及び市内社会福祉法人との連絡調整を含む）		●			第10・14章
		3 遺体の処置		●			第15章
	障害福祉課(34)	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 障害者等要配慮者の救援・救護（避難所その他の障害者等の実態調査、福祉避難所[福祉作業所]の開設・運営、市内社会福祉法人との連絡調整を含む）		●			第10・14章
		3 遺体の処置		●			第15章
	生活福祉課(53)	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 高齢者、障害者、その他要配慮者の救援・救護（避難所の実態調査、市内社会福祉法人との連絡調整）		●			第14章
		3 女性の災害相談		●			第4章
		4 災害弔慰金、見舞金の支給、災害援護資金等貸付				●	第20章
		5 義援金の配分の計画				●	第20章
		6 遺体の処置		●			第15章
	介護保険課(18)	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 高齢者、障害者、その他要配慮者の救援・救護（避難所の実態調査、市内社会福祉法人との連絡調整）		●			第14章
		3 介護保険料の減免				●	-
		4 遺体の処置		●			第15章
	高齢政策課(16)	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 高齢者等要配慮者の救援・救護（避難所の実態調査、市内社会福祉法人との連絡調整）		●			第14章
3 遺体の処置			●			第15章	

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
医療救護班	健康推進課(18)	1 医療救護対策本部の設置	●				第8章
		2 緊急医療救護所の設置・管理	●				第8章
		3 災害拠点病院等の確保	●				第8章
		4 医療関係団体との連絡・調整	●				第8章
		5 医療器材・薬品等の調達	●				第8章
		6 遺体の収容への協力	●				第15章
		7 防疫活動	●				第17章
		8 避難所医療救護所の設置・管理		●			第8章
		9 医療ボランティアの受入		●			第21章
		10 要捜索者名簿の作成への協力		●			第15章
		11 被災者の健康管理				●	第8章

※ 子ども家庭部、福祉部及び保健医療部に所属する保健師は、発災後72時間は医療救護班の応急活動にあたる。

●都市整備部 責任者：都市整備部長、副責任者：都市計画課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 （地震対策 編）の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
道路対策班	<u>交通企画課(10)</u> <u>地域公共交通担当課(4)</u>	1 道路、橋りょう、河川等の災害対策	●				第19・22章
		2 緊急輸送道路の確保	●				第19章
		3 災害時の交通規制実施への協力	●				第19章
	<u>道路課(25)</u> <u>工事課(12)</u>	1 道路、橋りょう、河川等の災害対策	●				第19・22章
		2 緊急輸送道路の確保	●				第19章
		3 災害時の交通規制実施への協力	●				第19章
		4 水防活動の全般	●				第22章
		5 建設業者団体等との連絡調整	●				第19章
	<u>公園緑地課(12)</u>	1 地すべり、がけ崩れの災害調査、 <u>復旧</u> 、 <u>復旧</u> 危険区域等の安全確保	●				第23章
2 水防活動の全般		●				第22章	
復旧班	<u>都市計画課(12)</u> <u>まちづくり推進課(3)</u>	1 危険建物・区域等の安全確保	●				第17・23章
		2 水防活動に関する協力	●				第22章
		3 緊急輸送道路の確保	●				第19章
		4 災害時の応急的空地利用の調整	●				第16・20章
		5 被災宅地危険度判定の実施		●			第17章
		6 建設型応急住宅用地の確保に関する協力				●	第20章
		7 <u>都市復興方針及び都市復興計画の策定及び推進</u>	●				(第6部)
建物班	<u>建築指導課(12)</u> <u>建築基準行政担当主幹(1)</u>	1 危険建物・区域等の安全確保	●				第17・23章
		2 建設業者団体等との連絡調整	●				第19章
		3 被災建築物応急危険度判定の実施		●			第17章
	<u>住宅課(4)</u>	1 市営住宅の被災状況の把握	●				第3章
		2 建設型応急住宅用地の確保及び設営				●	第20章
		3 被災住宅の応急修理（解体を含む。）				●	第20章
		4 市営住宅の修理・建替え				●	-
		5 被災者向け住宅供給に関すること				●	第20章

●環境資源循環部 責任者：環境資源循環部長、副責任者：環境政策課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
環境対策班 給水班	環境政策課(11)	1 防疫活動	●				第17章
		2 応急給水活動に関すること	●				第12章
		3 飼育動物の対策		●			第10章
		4 その他環境衛生に関すること				●	二
下水道施設班 給水班	下水道管理課(14)	1 下水道施設(下水送水施設・ポンプ場等)の点検及び復旧	●				第18・22章
	下水道整備課(12) 下水道施設課(5)	2 応急給水活動に関すること	●				第12章
ごみ対策班	ごみ対策課(18)	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章
		2 災害廃棄物仮置場の確保	●				第16章
		3 関係業者の指導及び連絡調整	●				第16章
		4 清掃施設(リサイクルセンター)の被害状況の調査・把握、復旧・再稼働		●			第16章
	5 し尿処理に関すること		●			第16章	
	クリーンセンター(8)	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章
		2 クリーンセンター「たちむにい」の被害状況の調査・把握、復旧・再稼働		●			第16章
		3 他都市派遣職員受入拠点の開設・運営		●			第5章
		4 災害廃棄物の受入			●		第16章

●競輪場対応部 責任者：公営競技事業部長、副責任者：事業課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
競輪場対応班	事業課(11)	1 帰宅困難者対策	●				第13章
		2 避難所の開設及び運営支援(特定避難所)	●				第10章
		3 他都市派遣職員受入拠点の開設・運営		●			第5章

※ 競輪場では新たに避難所機能を追加するため、帰宅困難者対応等において人員の増配置を考慮する。

●教育部 責任者：教育部長、副責任者：教育総務課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
避難所班 小中学校職員 除く	教育総務課(9)	1 避難所の開設・運営(一次避難所)	●				第10章
		2 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章
		3 臨時ヘリポートの開設への協力		●			第19章
	学務課(10)	1 避難所の開設・運営(一次避難所)	●				第10章
		2 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章
	教育支援課(7)	3 通常授業再開までの臨時的な授業の実施		●			第20章
		4 被災児童・生徒に対する学用品の支給		●			第20章
	指導課(11)	1 避難所の開設・運営(一次避難所)	●				第10章
		2 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章
		3 通常授業再開までの臨時的な授業の実施		●			第20章
	生涯学習推進 センター(27)	1 避難所の開設・運営(一次避難所)	●				第10章
		2 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章
		3 帰宅困難者対策	●				第13章
		4 避難所の開設・運営(二次避難所)		●			第10章
		5 文化財等の災害調査及び復旧			●		-
図書館(34)	1 帰宅困難者対策	●				第10章	
	2 避難所の開設・運営(一次避難所)	●				第13章	
	3 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章	
給食班	学校給食課(15)	1 炊き出しの実施	●				第12章

●議会部 責任者：議会事務局長、副責任者：議会事務局次長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
議会班	議会事務局(8)	1 市議会災害対策本部の設置及び運営 2 市議会災害対策本部と災害対策本部との 連絡調整	●				-

#### （4）初動、応急復旧時の組織及び職員態勢

##### ① 危機管理体制

次の事象が発生した場合に危機管理室長が危機管理対策室を設置し、情報収集や警戒活動及び被害の応急措置を実施する体制。必要により災害対策本部の設置を要請し、初動体制に移行する。

###### 【参集の基準】

- 震度4、5弱の地震の発生

###### 【配備職員】

- 危機管理対策室（全職員）
- 消防団（自宅待機）
- 環境資源循環部、都市整備部のあらかじめ指定した職員
- 福祉部、保健医療部のあらかじめ指定した職員
- 各施設管理者があらかじめ指定した職員
- 報道機関からの問い合わせ対応に必要とする職員
- その他、被害の状況に応じて必要とする職員

###### 【活動内容】

- 情報収集
- 関係機関との連絡体制
- 応急措置
- 要配慮者の安否確認
- 被害状況に応じ災害対策本部への移行に向けた準備

##### ② 初動体制（発災～72時間）

次の事象が発生した場合に災害対策本部を設置し、震災配備体制に移行するまでの人命救助や被害拡大防止に重点を置いた初動活動を行う体制。

###### 【参集の基準】

- 震度5強以上の地震が発生

###### 【配備職員】

- 全職員（全消防団員を含む。第3部において同じ。）

###### 【活動内容】

- 情報収集
- 救助・救急
- 消防
- 医療救護
- 避難誘導
- 道路障害物除去、庁舎等の施設設備維持

## ③ 震災配備体制（発災後72時間以降）

初動体制（発災～72時間程度）による人命救助や被害拡大防止に重点を置いた活動から、二次災害被害発生防止や市民生活の安定化に向け、本格的な応急活動を行うとともに、通常業務の早期再開に向けた体制。

## 【配備職員】

- 全職員（全消防団員を含む。）

## 【活動内容】

- 全ての災害応急活動

## （5）勤務時間外（休日、夜間等）における参集

市内において震度5強以上の地震が、勤務時間外（休日、夜間等）に発生した場合には、全職員は、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

参集した職員は、参集途中及び職場の被害状況について、各職場内で取りまとめ、各部本部連絡員（各部庶務担当係長）から本部指揮所班に報告する。

## ■勤務時間外（休日、夜間等）の職員参集場所

参集場所	参集職員
災害対策本部室	災害対策本部員（市長・副市長・教育長・各部長）
204 会議室	災害対策本部連絡員（各部庶務担当係長）
防災課	本部指揮所班職員（防災課、 <u>東京都三多摩地区消防団連絡協議会担当課、危機管理課、コンプライアンス推進課、いじめ監察課</u> ）
指定された避難所	緊急初動参集職員
指定された場所	出先職場等に勤務する者で、本庁舎へ参集するように指定された職員
職場	上記以外の職員

## 職員参集システム

立川市で震度4以上の地震が発生した場合、対応職員の携帯電話に、また、震度5強以上の地震が発生した場合、全職員（再任用職員を含む。）に職員参集システムにより、メールが自動発信される。

職員は、立川市の震度を確認し、震度5強以上の場合は安否情報及び参集の可否等を回答する。

職員班（人事課）は、それらを取りまとめ、市内被災状況、職員被災状況、参集状況を災害対策本部に報告する。

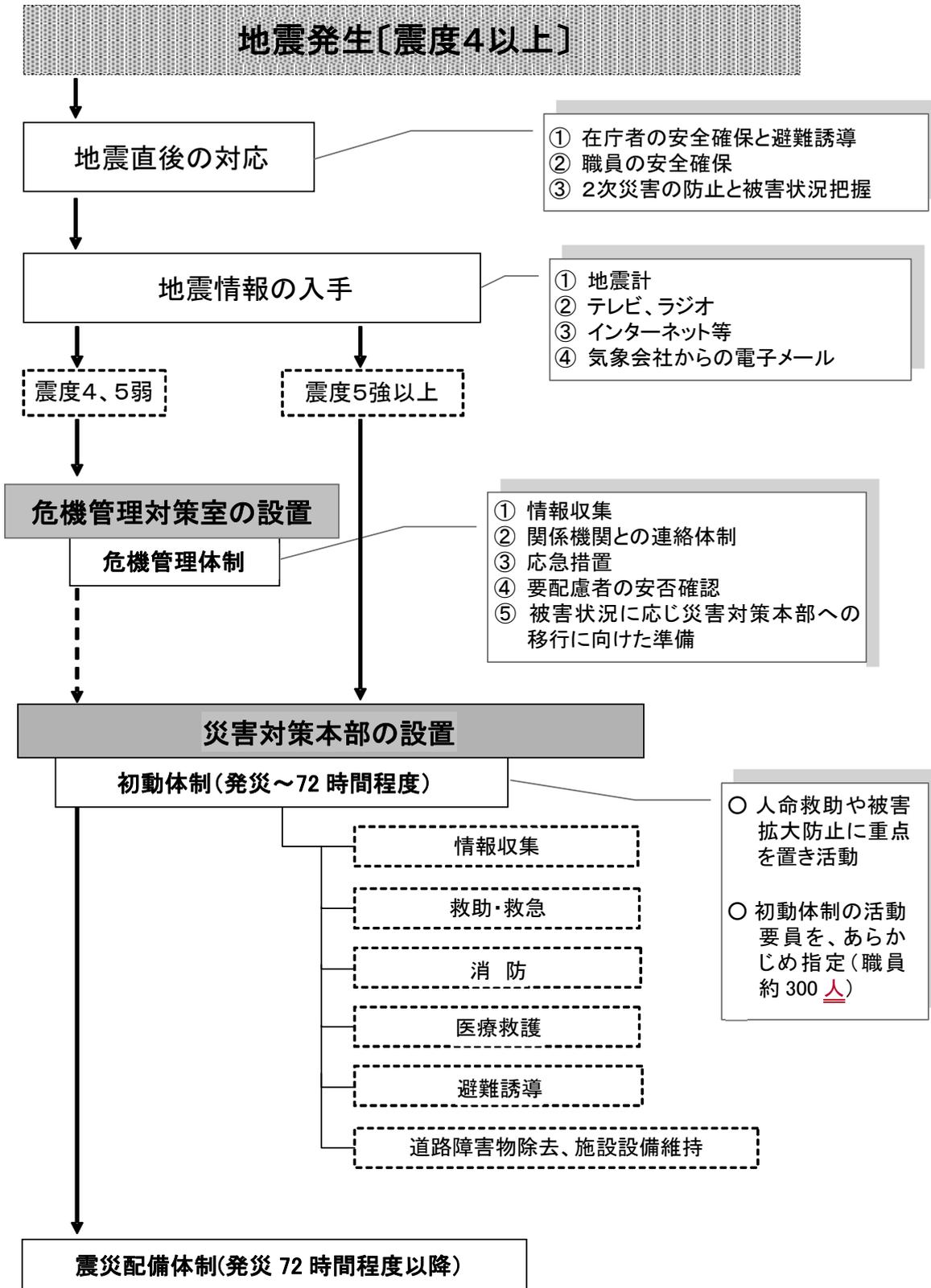
## （6）持続可能な災害対応体制の確保

各班は、中長期的に災害対応を安定的に行うため、職員の勤務ローテーションの構築に配慮する。

また、職員班は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交

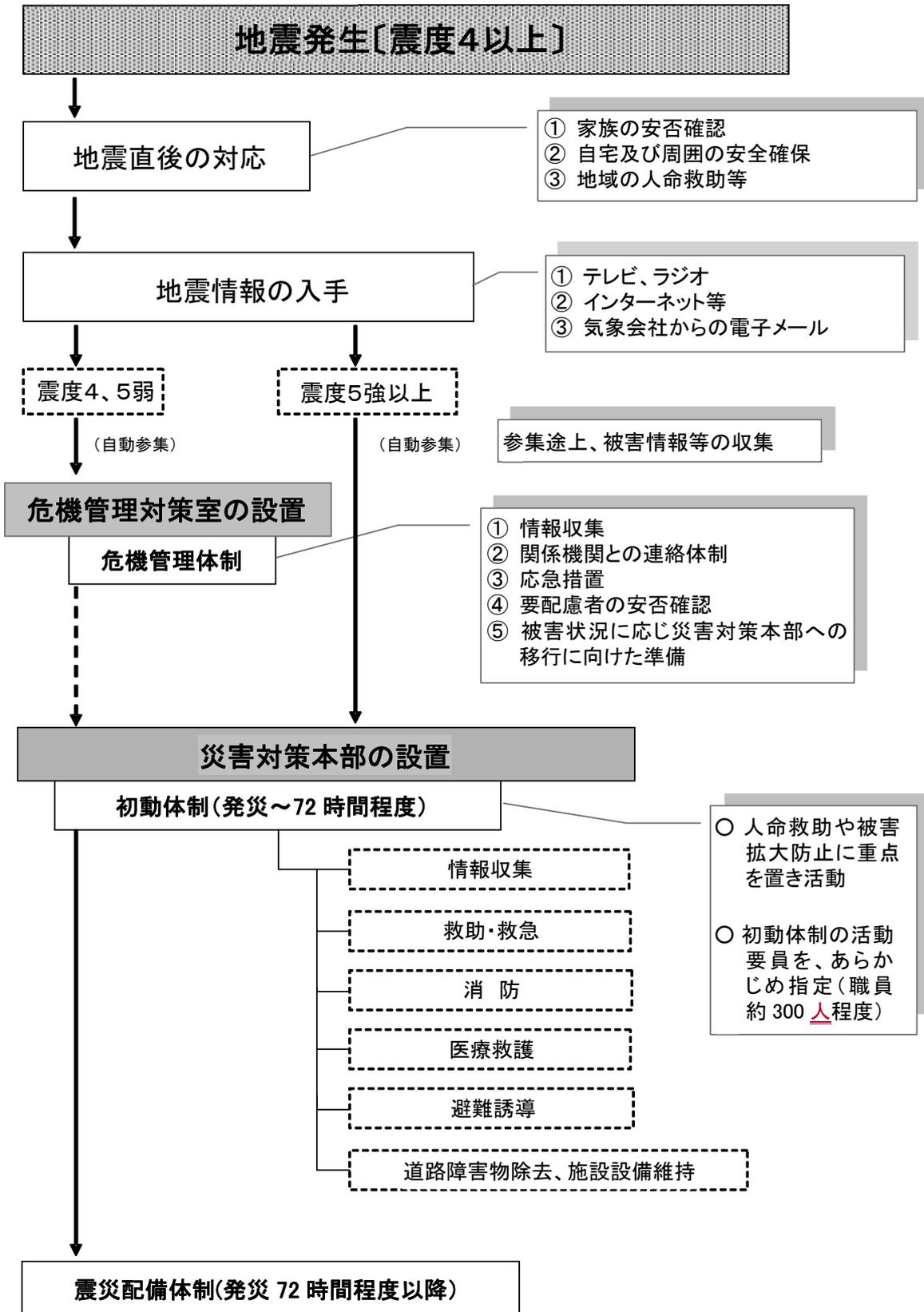
代等を行うとともに、心身の健康維持のための相談体制を確保することにより、従事する職員の健康管理に努める。

### 初動活動フロー《勤務時間内》



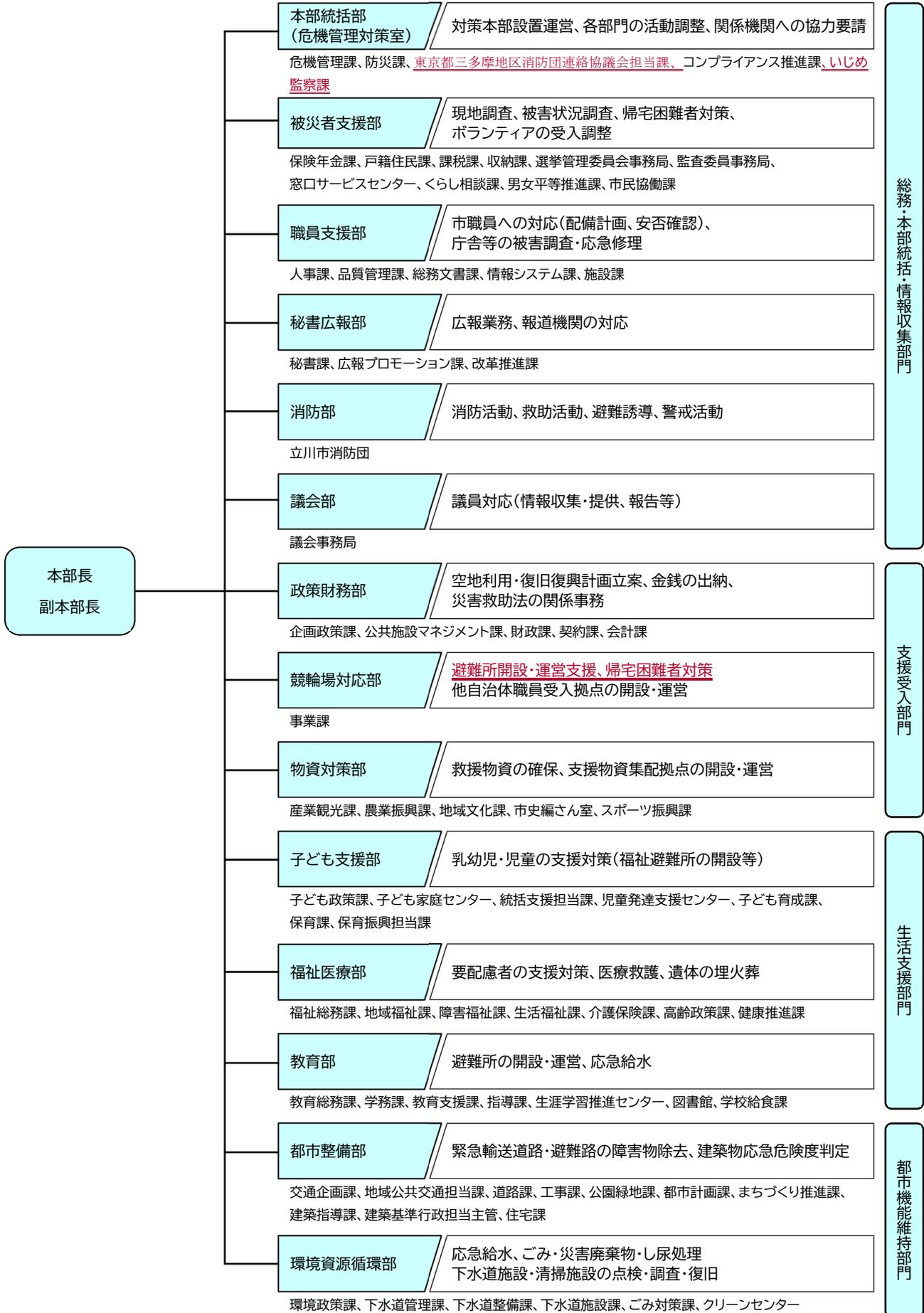
以下、各部門で応急活動の実施

初動活動フロー《勤務時間外》



以下、各部門で応急活動の実施

### 災害対策本部組織構成



■地震災害時における職員の参集・配備基準

本部	配備態勢	市域の震度 (自動参集基準)	想定される被害等	主な活動	配備する職員 (自動参集職員)
危機管理対策室	危機管理体制	○ 震度4		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内状況の情報収集</li> <li>○ 関係機関との情報連絡</li> <li>○ 市民等からの通報に基づく現地確認及び対応処置</li> <li>○ 要配慮者の安否確認、情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>危機管理対策室</u> (全職員)</li> <li>○ 消防団(自宅待機)</li> <li>○ <u>環境資源循環部、都市整備部</u>のあらかじめ指定した職員</li> <li>○ <u>保健医療部、福祉部</u>のあらかじめ指定した職員</li> </ul>
		○ 震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物被害(壁や柱の損壊等)が生じることがある。</li> <li>○ 負傷者(軽症)が発生することがある。</li> <li>○ 不安に駆られた市民が避難を開始する場合がある。</li> </ul>	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震度情報や今後の余震情報など、気象庁の発表する情報に基づく注意の呼びかけ(必要に応じて)</li> <li>○ 被災者への支援</li> <li>○ 被災建物の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設管理者があらかじめ指定した職員</li> <li>○ 報道機関からの問い合わせ対応に必要とする職員</li> <li>○ その他、被害の状況に応じて必要とする職員</li> </ul>
災害対策本部	初動体制 ↓ 震災配備体制	○ 震度5強	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震性の低い建物が傾く等の被害が生じる可能性がある。</li> <li>○ 補強されていないブロック塀の倒壊やガラスの飛散等により負傷者が発生する可能性がある。</li> <li>○ 水道・下水道及びガス施設の停止等が生じることがある。</li> <li>○ 必要に応じて、一部地域の市民等に対し、避難情報を発令する必要があることがある。</li> </ul>	【初動体制】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集、提供</li> <li>○ 救援救助</li> <li>○ 消防</li> <li>○ 医療救護</li> <li>○ 避難誘導</li> <li>○ 道路障害物除去</li> <li>○ 施設・設備維持</li> </ul>	【初動体制】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災から72時間程度全ての職員</li> </ul>
		○ 震度6弱以上	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市全域での被害(建物の倒壊及び人的被害、ライフライン被害)や、道路被害等が発生する可能性がある。</li> <li>○ 耐震性の低い建物の倒壊</li> <li>○ ガス、水道・下水道施設の被害</li> <li>○ 一部区域の停電等</li> <li>○ 斜面の崩壊等が発生することがある。</li> <li>○ 火災、電気被害、ガスパイプ被害による災害が発生することがある。</li> </ul>	【震災配備体制】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害応急対策の全ての活動</li> </ul>	【震災配備体制】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての職員</li> </ul>

※ 再任用職員含む。

※ 災害対策本部が設置され、震災配備体制が整うまでの間(発災～72時間程度)は、初動体制で対応する。

## 第4節 本部の開設及び運営上必要な資器材等の確保

### （1）本部の開設

#### ① 本部の標識等の設置

本部を設置する施設（本庁舎もしくは代替施設）の正面玄関及びその他の適切な場所に「立川市災害対策本部」の標識板等を掲示する。

#### ② 本部設置の通知

次に掲げるもののうち必要と認めた機関等に対しては、電話その他適切な方法により本部の設置を通知する。通知の際は、必要に応じて情報連絡員の派遣を要請する。

#### 【通知先等】

東京都、立川消防署、立川警察署、隣接市、市防災会議委員、防災関係機関、その他関係各機関、協定先、報道機関、市民

#### ③ 本部設置場所の確保

災害対策本部室と必要な会議室等を確保する。

#### ④ 本部開設に必要な資器材等の確保

- パソコン、プロジェクター、ホワイトボード、コピー機、テレビ、腕章等
- 住宅地図等その他地図類
- 防災関係機関、協力団体、市民防災組織代表者名簿その他名簿類
- 被害状況連絡票その他の書式類

#### ⑤ 通信手段の確保

- 防災行政無線（地域系）、携帯電話、FAX等

### （2）本部の廃止

本部長は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部の廃止を決定する。

#### ① 本部廃止についての通知

次に掲げるもののうち必要と認めたものについて、電話その他適切な方法により通知する。

#### 【通知先等】

東京都、立川消防署、立川警察署、隣接市、市防災会議委員、防災関係機関、その他関係各機関、協定先、報道機関、市民

## 第5節 現地災害対策本部の設置

### （1）現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置する。

- |   |
|---|
| <p>○ 被害が局所的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき</p> |
|---|

### （2）現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

拠点名	設置場所
現地災害対策本部	災害現地近くの公共施設及び空地

### （3）現地災害対策本部の組織及び事務分担

現地災害対策本部の組織及び事務分担は、次の表を基準とする。

なお、本部長は、現地災害対策本部長の指名にあたって、次の権限を委譲する。

委譲権限	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 現地災害対策本部所管地域の避難の指示等及び警戒区域の設定</li><li>○ 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担</li></ul>
------	--

■現地災害対策本部の組織及び事務分担

	構成員となる職員	事務分担
現地災害対策 本部長	副本部長、本部員	○ 現地災害対策本部配備職員の指揮、監督
現地災害対策 副本部長	本部員	○ 現地災害対策本部長の補佐 ○ 現地災害対策本部長の不在もしくは事故のときの代理
現地本部 指揮所班	本部統括部	○ 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること ○ 避難の指示等現地災害対策本部長指令の伝達に関すること ○ 本庁舎本部及び各対策部との連絡に関すること ○ 関係機関、市民防災組織、事業所、その他団体との連絡調整に関すること ○ 資器材、食料の調達等現地災害対策本部の庶務に関すること
現地調査班		○ 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及び取りまとめに関すること ○ 避難の指示等の市民への伝達に関すること ○ 広報に関すること ○ 要搜索者名簿の作成に関すること ○ 災害相談に関すること ○ その他当該対策部に関すること
現地救護班	医療救護班	○ 避難者の誘導及び受入に関すること ○ 医療ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 応急給水に関すること ○ 生活救援活動に関すること ○ 医療救護活動に関すること ○ 遺体の収容、火葬等に関すること ○ その他当該対策部に関すること
現地消防班	所管地域の 消防団員	○ 災害及び火災の警戒及び防御 ○ 救急及び被災者の救助 ○ 避難者の誘導 ○ 災害情報の収集伝達 ○ 行方不明者の搜索 ○ その他消防・救助活動に関すること

※ 医療救護班の派遣については、災害状況により決定する。

## 第2章 災害救助法の適用申請

発災	24 時間	72 時間	1 週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 災害救助法の適用基準			
第3節 住家被害程度の認定			
第4節 滅失世帯の算定			
第5節 災害救助法の適用手続き ○適用申請 【本部指揮所班】			
第6節 災害救助法による救助の実施 ○災害報告及び救助実施状況の報告 【本部指揮所班、財務会計班】			

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

災害のため大規模な被害を生じた場合の救助は、災害救助法により国の責任において行われ、都道府県知事は、法の規定に基づき救助の実施にあたる。災害救助法の適用をうけるための基準に沿って、発災後、できるだけ速やかに災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての都知事の）救助の実施を求める。

#### （2）所管部署

本部指揮所班、財務会計班

## 第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、立川市においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

### 【災害救助法を適用する要件】

- 住家が滅失した世帯の数が100世帯以上になったとき
- 東京都内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上になり、市内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上になったとき
- 東京都内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上になった場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき

## 第3節 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価50%に達した程度のも。
大規模半壊	住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価40%以上50%未満のも。
中規模半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価30%以上40%未満のも。
半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価20%以上30%未満のも。
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価10%以上20%未満のも。
住家の床上浸水、土砂の堆積等	上記に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、または土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

## 第4節 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水または土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

## 第5節 災害救助法の適用手続き

### （1）適用申請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭または電話にて要請し、後日文書により改めて要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置及び取ろうとする救助措置
- その他必要な事項

### （2）適用要請の特例

災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに都知事に報告する。その後の処置に関しては、都知事の指揮を受ける。

## 第6節 災害救助法による救助の実施

財務会計班は、救助の実施にあたり各対策部に関係帳簿の作成を指示し、整理する。また、本部指揮所班はこれを都知事に報告する。その他災害救助は、災害対策基本法第5条に基づき、市長が応急措置を実施する。

### （1）救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、都知事が実施者となり、市長は、都知事の補助または委任による執行として救助を行う。

### （2）災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるものであり、本部指揮所班は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

また、災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、救助種目ごとに帳票の作成が義務付けられている。このため、関係各対策部各班は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録・整理し、都知事に報告する。

### （3）救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

#### 【救助の種類】

- |   |  |
|---|--|
| ア | 避難所及び応急仮設住宅等の供与                                    |
| イ | 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給                            |
| ウ | 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与                             |
| エ | 医療及び助産   |
| オ | 被災者の救出   |
| カ | 被災した住宅の応急修理  |
| キ | 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与                           |
| ク | 学用品の給与   |
| ケ | 埋葬   |
| コ | 死体の捜索及び処理  |
| サ | 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |

※ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

【救助の種類と対象経費】

救助の種類	対象経費
避難所の設置	賃金職員等雇上費、消耗品費、光熱水費、仮設便所等の設置費 等
建設型応急住宅の供与	設置にかかる原材料費、労務費、附带設備工事費、材料輸送費 等
賃貸型応急住宅の供与	家賃、共益費、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料、火災保険料（包括保険）、管理費、入居時鍵等交換費 等
食品の給与	主食費、副食費、調理燃料費、雑費 等
飲料水の給与	水の購入費、給水または浄水に必要な機械等の借上費 等
生活必需品の給与・貸与	被服・寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材費 等
医療・助産	診療、薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費、衛生材料費 等
被災者の救出	救出のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等
住宅の応急修理	修理用原材料費、労務費、材料輸送費 等
学用品の給与	教科書及び教材、文房具、通学用品 等
埋葬	棺、骨つぼ、賃金職員等雇上費、輸送費 等
死体の捜索・処理	捜索のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等
障害物の除去	除去のために必要な機械・器具の借上費、輸送費、賃金職員等雇上費 等
救助のための輸送費・賃金職員等雇上費	被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、死体の捜索・処理、救済用物資の整理配分のための輸送費及び賃金職員等雇上費 等

（４）救助の程度・方法と期間、実費弁償

災害救助法による救助の程度、方法と期間、実費弁償は、内閣総理大臣が定める基準に基づき、都知事が定める。

## 第3章 情報収集・伝達

発災	24 時間		72 時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 通信手段の活用						
第3節 情報連絡体制の確立						
○情報連絡体制の確立						
【本部指揮所班】						
○通信施設、設備の機能確認等						
【全ての部・班、本部指揮所班、 <b>活動支援班</b> 】						
第4節 災害情報の収集						
○地震情報の収集						
【本部指揮所班】						
○被害情報の収集						
【全ての部・班】						
第5節 情報の集約・報告						
○情報の集約						
【全ての部・班、本部指揮所班、現地調査班(初動期情報収集担当)】						
○情報の報告						
【本部指揮所班】						

### 第1節 基本方針と所管部署

#### (1) 基本方針

災害発生時の情報収集・伝達体制は、最優先で確立される必要がある。そのため、市及び防災関係機関は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。また、電話通信施設の被災もしくは電話輻輳等により連絡困難な場合は、市防災行政無線、東京都防災行政無線、有線電話、携帯電話、メールその他利用可能な設備や伝令の派遣など、その時可能な措置を講じることで、市出先機関及び防災関係機関・団体等との情報連絡ルートの迅速な確保を優先する。

なお、東京都は区市町村の連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図ることを目的に、情報連絡要員を各区市町村へ派遣する。

※ 詳細については、「情報収集・伝達マニュアル」による。

#### (2) 所管部署

全ての部・班、本部指揮所班、現地調査班（初動期情報収集担当）、防災関係機関

## 第2節 通信手段の活用

災害時には、次の通信手段を活用する。

### （1）相互通信手段（双方向通信）

通信手段	主な通信区間	主な使用条件	通信区分
一般電話	市災害対策本部・市の各施設・防災関係機関	災害初動期は通信規制により <u>つながり</u> にくい状況となる。	有線回線
F A X		左記機関間の、指令の伝達及び報告は、原則としてF A X文書で行う。	
災害時優先電話		電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。	
パソコンメール		停電時やケーブルが切断した場合は使用できない。	
庁内ネットワーク	庁内、各出先機関	停電時やケーブルが切断した場合は使用できない。	
非常用公衆電話	設置予定場所（避難所、立川駅周辺）	通信手段を失った市民の利用に供するため、特に必要な場所に非常用公衆電話の設置を要請する。	
携帯電話	職員間	災害初動期は通信規制により <u>つながり</u> にくい状況となる。	無線回線
携帯メール			
職員参集メール	市災害対策本部、職員	職員の安否確認、参集可否及び参集途上の被害状況等を報告する。	
東京都防災行政無線	市災害対策本部・東京都・近隣市町・防災関係機関	無線電話が使用不可の場合はバックアップ用M C A無線を使用する。	
市防災行政無線 (地域系)	市災害対策本部、避難所、警察署、消防署、消防団、 <u>医師会・歯科医師会・薬剤師会</u> ・防災関係機関、現地災害対策本部、災害現場職員等	<管理方法> 本部指揮所班長の指示による携帯局の搬出。 統制者による通信指示。	
<u>東京都配置スターリンク</u>	<u>東京都、国</u>	<u>発災後、衛星を介したインターネット接続のために設置する。</u>	
伝令	災害対策本部会議～各対策部・市内防災関係機関	市各対策部、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り無線機・携帯電話を携行する。	口頭

※ 学校におけるF A Xは、今後廃止の動向を見据え、庁内ネットワーク等、他の通信手段での対応を検討する。

(2) 情報収集手段(他機関等から市への単方向通信)

通信手段	情報発信元	主な使用条件	通信区分
全国瞬時警報システム (J-A L E R T)	気象庁、内閣府	震度5弱以上の地震の発生が予測された場合は、市防災行政無線(固定系)が自動起動して緊急地震速報を一斉放送する。	有線回線 無線回線
緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)	国(官邸)	防災課にL G W A Nが3回線、インターネットが1回線、計4回線を導入している。	有線回線
立川駅前防災カメラ	立川駅デッキに設置の防災カメラ	立川駅の南北デッキに防災カメラを設置し、災害等により鉄道が運行を停止した場合の駅前の状況を映し出す。	有線回線 無線回線
計測震度計	市役所敷地内の計測震度計	市役所での計測震度を表示。震度1以上の地震が発生した場合にアラームで知らせる。	有線回線
テレビ	テレビ局各社	各社の放送内容より情報を入手する。	有線回線
ラジオ	ラジオ局各社	各社の放送内容より情報を入手する。	無線回線
気象情報会社端末	気象情報会社各社	各社の配信内容より情報を入手する。	有線回線
他機関等ホームページ	関係機関等	各機関の配信内容より情報を入手する。	有線回線

【全国瞬時警報システム(J-A L E R T : ジェイアラート)】

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関連情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の固定系防災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体のみにおいて、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

【緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t : エムネット)】

総合行政ネットワークシステム(L G W A N : エルジーワン)を利用して、国(官邸)と地方公共団体間で緊急情報の通信を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達するシステム。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付書類の閲覧が可能。なお、従来どおりF A Xによる情報伝達も並行して行う。

### （3）情報提供手段（市から市民への単方向通信）

通信手段	情報提供先	主な使用条件	通信区分
市防災行政無線 （固定系）	市民、地域、事業所	停電した場合であっても子局（スピーカー）はバッテリーにより一定時間（72時間程度）は機能が保てる。	無線回線
防災情報メール	市民、事業所	「立川見守りメール」を活用して、事前登録者へ防災情報メールを配信する。	無線回線
緊急速報メール	市民、 <u>来訪者</u>	立川市エリアへ一斉配信された情報を携帯電話所持者が即時に受信。受信時には、ポップアップ表示や専用の警告音でお知らせする。	無線回線
ホームページ	市民、事業所	災害情報を緊急情報として掲載する。	有線回線 無線回線
立川駅前文字表示盤	立川駅前滞留者、 帰宅困難者	被害状況、一時滞在施設の開設情報を文字で伝達する。	有線回線 無線回線
ソーシャルネットワークサービス （SNS）	市民、事業所	災害情報を配信する。	有線回線 無線回線
東京都災害情報システム（DIS）	市民、事業所	「マスコミ公開」機能の活用により、NHKデータ放送、防災関係アプリ等（民放含む。）に情報が反映される。	有線回線

## 第3節 情報連絡体制の確立

### （1）情報連絡体制の確立

市域において震度4以上の地震が発生したとき、市は、直ちに電話、FAX、市防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び東京都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

### （2）通信施設・設備の機能確認等

#### ① 電話・FAX等の機能確認

市の各対策部は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能確保に努める。

なお、各施設の所管する通信施設（電話・FAX等）については、各施設の担当者が応急修理に努める。

#### ② 無線施設の機能確認

市防災行政無線及び東京都防災行政無線の機能確認は、本部指揮所班（防災課）が実施する。

ただし、東京都防災行政無線については、東京都と協力して実施する。

③ 庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認

庁内ネットワークの通信施設の機能確認は、活動支援班(情報システム課)が行う。

東京都災害情報システム(D I S)の機能確認は、本部指揮所班(防災課)が東京都と協力して実施する。

(3) 一般電話・市地域系防災行政無線が機能しない場合の措置

伝令による連絡体制を構築する。

第4節 災害情報の収集

(1) 地震情報の収集

市域において災害の発生が懸念されるような大きな地震を覚知したときは、本部指揮所班(防災課)及び各防災関係機関は、速やかに次の情報を収集する。

ア	市内で観測された震度
イ	震源位置(震央及び震源の深さ)
ウ	地震の規模(マグニチュード)
エ	震度分布状況(主要な各地の震度及び協定締結市町村の震度)

(2) 被害情報の収集

各班は、地震発生後直ちに参集し、所管する施設の被害状況や所管事項等に関する概況調査を実施し、本部統括部に報告する。概況調査は、初動期において市が行う応急対策活動と市民等の行う自助・共助活動への情報提供を目的として実施するものであり、限られた人員と時間の中で迅速に被害の概況を把握し得るよう、各班が創意工夫して実施する。

【災害発生時の情報の種別の流れ】

時間	種別	内容
地震発生 ～24時間	緊急時 被害情報	被害全体像の早期把握、災害対策本部の方針決定、迅速な広域応援 自衛隊派遣要請の要・不要判断等に使用する。
24時間 ～3日	初動期 被害情報	緊急時被害情報の補完、激甚被災地の限定、現地対策本部設置の要・不要の判断、数値被害情報の確定、応急対策の実施、広域応援 自衛隊派遣要請の要・不要判断等に使用する。
3日～	定時 報告情報	広域応援職員、ボランティアの配置、派遣自衛隊の再配置 今後の復旧・復興計画策定等に使用する。

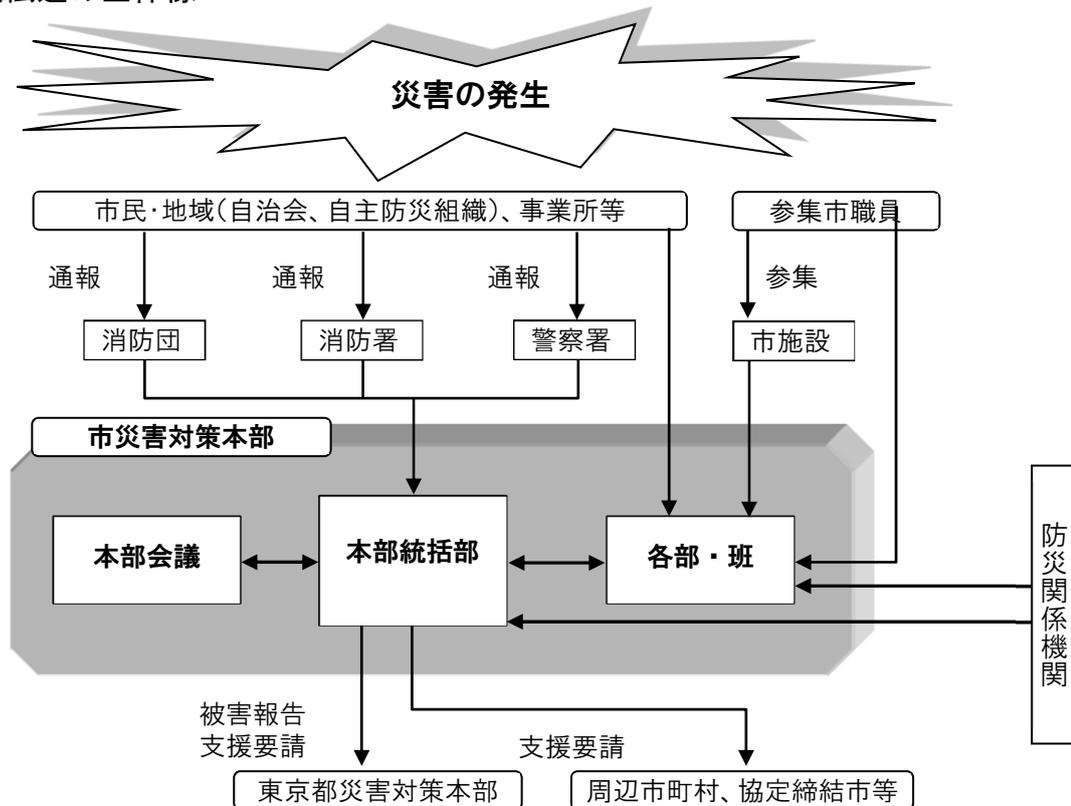
情報収集の区分と担当部

被害区分	内容	特記事項	災害担当部	集約
人的被害	死者、負傷者 行方不明者 避難行動要支援者 の安否確認	負傷の程度や人数について情報を収集する。 避難行動要支援者名簿登録者の安否情報を収集する。	本部統括部 <u>福祉医療部</u>	本部統括部
建物被害	倒壊、一部損壊 火災	人的被害の有無、道路閉塞の情報についても収集する。	本部統括部	
道路橋りょう被害	道路閉塞 亀裂・損壊 橋りょう落下	通行止めの必要性についても調査を行う。	本部統括部 ※ <u>都市整備部</u>	
教育施設被害	倒壊、一部損壊 火災	一次・二次避難所として使用可能かについても調査を行う。	本部統括部 ※ <u>教育部</u>	
福祉施設被害	倒壊、一部損壊 火災	要配慮者の被害状況等についても情報を収集する。	本部統括部 ※ <u>福祉医療部</u> ※ <u>子ども支援部</u>	
商業関係被害 農業関係被害	商業施設被害 農業施設被害	立川駅前の商業施設については、帰宅困難者対策を含め情報を収集する。	本部統括部 ※ <u>物資対策部</u>	
医療機関被害	倒壊、一部損壊 火災、機能停止	医療機関建物の被害、負傷者の受入状況と入院患者等の状況を含め情報を収集する。	本部統括部 ※ <u>福祉医療部</u>	
水道被害	水道施設被害 断水状況 給水拠点開設状況 復旧見通し	東京都水道局と連携して情報収集にあたる。	本部統括部 ※ <u>環境資源循環部</u>	
下水道被害	下水道施設被害 復旧見通し	東京都下水道局と連携して情報収集にあたる。	本部統括部 ※ <u>環境資源循環部</u>	
電力供給被害	電力被害、停電状況 復旧見通し	東京電力パワーグリッドを通じて情報収集にあたる。	本部統括部	
ガス供給被害	ガス被害、供給状況 復旧見通し	東京ガスグループを通じて情報収集にあたる。	本部統括部	
電話通信被害	通信被害 復旧見通し	NTT東日本を通じて情報収集にあたる。	本部統括部	
鉄道被害	運行状況 復旧見通し	JR、私鉄、多摩モノレール等を通じて情報収集にあたる。	本部統括部	
バス被害	運行状況 復旧の見通し	復旧状況とともに振替輸送の可否についても情報を収集する。	本部統括部	

※ 災害発生後 24 時間以内は緊急初動参集職員、参集職員及び現地調査班による被害情報を本部統括部で収集し、24 時間以後は、被害区分に応じて※の部が中心となり被害の詳細情報を収集する。

## 第5節 情報の集約・報告

### (1) 情報伝達の全体像



### (2) 情報の集約

各部・班は、収集した情報を本部統括部に報告する。

本部統括部は、各対策部から寄せられた情報を、①情報源別、②地域別、③被害種別等に取りまとめる。

情報の取りまとめに際しては次の点に留意するものとする。

#### < 概況調査の取りまとめにおける留意点 >

- 災害の全体像の把握に努める。
- 被害情報の集まらない地区について、情報収集の手立てを講じる。
- 情報の確認・未確認の区分を明確にする。

### (3) 情報の報告

#### ① 東京都への報告

本部統括部は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づき、集約した被害情報を、東京都災害情報システム(D I S)への入力により、遅滞なく東京都へ報告する。

ただし、障害等により東京都災害情報システム(D I S)に入力できない場合は、防災行政無線、電話、F A Xなどあらゆる手段により報告する。

また、円滑な応急対策の推進を図ることを目的に東京都より派遣される情報連絡要員と密接な情報連絡の連携を図る。

## ア 報告する事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所または地域
- 被害状況〔被害の程度は、東京都地域防災計画震災編第2部第7章第5節の認定基準（東京都総務局）に基づく〕
- 災害に対してすでに行った措置及び今後取ろうとする措置
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

## イ 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限
発災通知		即時
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内
要請通知		即時
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内
	各種確定報告	同上
災害年報		4月20日

## ウ 東京都への報告ができない場合

本部指揮所班は、直接、国（総務省消防庁）に報告する。

## ② 関係機関への報告及び情報提供

次に掲げる関係機関のうち必要と認めたものに対して、電話その他適当な方法により報告及び情報提供を行う。

### 【報告先等】

東京都、立川消防署、立川警察署、隣接市、市防災会議委員、防災関係機関、その他関係各機関、協定先、報道機関、市民

## 第4章 広報・広聴

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 広報の内容と方法			
○初動活動期の広報 【本部指揮所班、 <u>秘書</u> 広報班】			
○応急活動期の広報 【 <u>秘書</u> 広報班】			
第3節 要配慮者への広報			
○要配慮者への広報 【本部指揮所班、 <u>秘書</u> 広報班】			
第4節 マスコミとの連携			
○広報内容の受付			
○広報の要請、依頼			
○記者会見の実施 【 <u>秘書</u> 広報班】			
第5節 被災者総合支援センターの開設・運営			
○被災者総合支援センターの開設 【 <u>秘書</u> 広報班】			
○被災者総合支援センターの運営 【 <u>秘書</u> 広報班、本部指揮所班、各部からの派遣職員】			

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

初動活動期においては、「市内外各地域における被害の有無に関する情報提供（これにより家族・知人の安否を推定することができる。）」、「市・東京都・国・関係機関・協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」、「要配慮者支援への協力要請」、「出火注意・初期消火活動への協力要請」及び「マイカー利用自粛（禁止）」等に関する情報を絶え間なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置いた広報活動を行う。

情報提供方法については、市防災行政無線や広報車、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）のほか、防災関係機関や報道機関、民間事業者など多様な手段を活用し実施する。

状況に応じて、災害発生後3日以降を目途に臨時広報を発行する。以後、避難所開設期中を目安として、毎日発行できる体制を確立するよう努める。

また、各部が実施する支援対策（サービス）関連の問い合わせ・受付等窓口を1か所にまとめた「被災者総合支援センター」を開設し、被災者の生活相談を受付ける。

※ 詳細については、「災害時広報マニュアル」、「災害時マスコミ対応マニュアル」による。

## （2）所管部署

本部指揮所班、秘書広報班、各部からの派遣職員

## 第2節 広報の内容と方法

### （1）初動活動期の広報

初動活動期においては、本部指揮所班が緊急対策上必要な情報を整理する。

秘書広報班は、消防署、警察署と協力し、市防災行政無線（固定系）、広報車、拡声器、報道機関等への情報提供により、避難及び注意等について市民への緊急広報を行う。

### （2）応急活動期の広報

応急活動期においては、各担当班の生活関連情報を秘書広報班が集約し、広報する。

#### ■ 広報内容

時期	広報内容
初動活動期	地震情報
	出火防止・初期消火措置等
	パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
	要配慮者等対策
	避難誘導、避難情報
	避難所の開設・運営
	公共交通機関の運行情報
	被害状況や危険箇所の情報
応急活動期	地震・余震等の情報
	巡回救護の実施
	こころのケア
	緊急輸送道路及び交通規制
	上・下水道、その他ライフラインの応急・復旧対策
	飲料水、生活用水の給水
	食料の供給
	生活必需品の供給
	衛生・防疫
	生活ごみの処理
	建物の修理・解体、応急仮設住宅等の募集
	防犯に関する情報
	災害ボランティアの募集状況

## ■広報手段

手 段	実 施 方 法
○ 市防災行政無線（固定系）	広報文を作成し、屋外スピーカーを通じて、市内全域または必要に応じて地域別に放送する。
○ 広報車	必要に応じて車両で出動・巡回し、広報を行う。
○ テレビ・ラジオ等	必要に応じて、東京都が下記の放送機関と締結している協定に基づき、東京都を通じて放送を要請する。緊急時等のやむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに東京都へ報告する。 日本放送協会、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、InterFM、J-WAVE、日経ラジオ社、日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX
○ ジェイコム東京	必要に応じて、直接放送を要請する。
○ FMたちかわ	必要に応じて、直接放送を要請する。
○ 掲示板	随時、避難所、本部入口等に掲示する。
○ ハンドマイク	随時、避難所、本部入口等にて広報を行う。
○ 広報紙	適時に発行し、避難所、本部等で配布する。
○ 立川市ホームページ	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。
○ 防災情報メール	必要に応じて、災害関連情報を送信する。
○ 緊急速報メール	必要に応じて、災害関連情報を送信する。
○ ソーシャルネットワークサービス（SNS）	必要に応じて、災害関連情報を送信する。

### 第3節 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙・インターネット）により広報を行う。

視覚障害者に対しては、市ホームページ（音声読み上げ機能）・ジェイコム東京（音声情報）・FMたちかわで情報提供を行うほか、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じての広報を行う。

外国人へは語学ボランティアを活用し情報提供を行い、また、国際交流団体や支援団体に協力を求め多言語の広報資料を発行する

避難所に、文字放送テレビの設置、手話通訳者、要約筆記者の派遣等に努める。また、在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員を通じて、必要な情報提供を行う。

## 第4節 マスコミとの連携

### (1) 広報内容の受付

**秘書** 広報班は、本部統括部がまとめた情報から報道機関へ依頼すべき広報内容を整理する。広報する内容は概ね次のとおりである。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ○ 不要不急の電話の自粛       | ○ 被災者の情報           |
| ○ 開業病院の情報          | ○ 二次災害防止のために取るべき措置 |
| ○ 交通情報             | ○ 食料・生活必需品に関する情報   |
| ○ 電気・ガス・水道等の復旧の見通し | ○ その他              |

### (2) 広報の要請、依頼

**秘書** 広報班は、応急対策に必要な広報について東京都を通じて報道機関へ要請する。

ただし、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに東京都にその旨を連絡する。

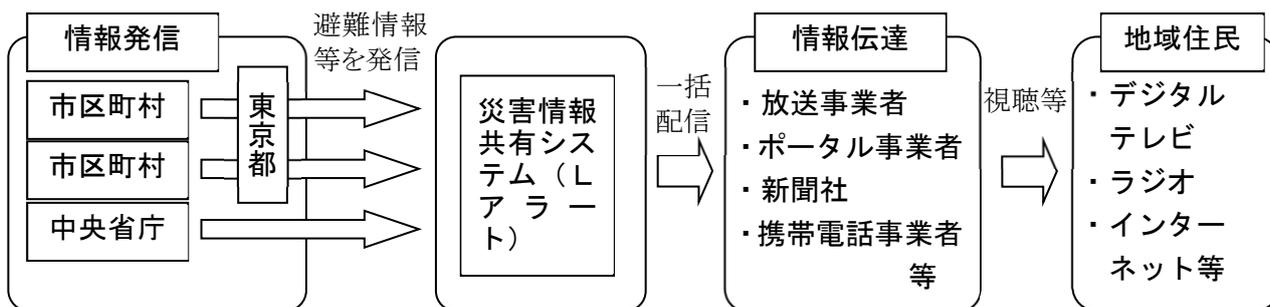
特に、災害が発生し市災害対策本部設置時には、避難情報の伝達について災害情報共有システム(Lアラート)<sup>※</sup>を活用し対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難情報に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

具体的な対応については、「放送を活用した避難情報等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

- |   |
|---|
| ア 実施機関<br>東京都、都内区市町村、東京都域または東京都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社 |
| イ 伝達する情報<br>(ア) 避難情報<br>(イ) 警戒区域の設定                     |

※ 「災害情報共有システム(Lアラート)」とは、各市区町村の発信した避難情報等を、テレビ局、ラジオ局などに一括して配信するシステムのこと。

### 【災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報の流れ】



### (3) 記者会見の実施

秘書広報班は、定期的に記者会見を行い、情報の提供を行う。また、報道機関対応のために各班の活動記録等を集約し、必要に応じて提供する。

発表者	記者会見場	内容
<u>秘書</u> 広報班長	市役所2階210会議室※	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況

※ 記者会見場については、庁舎の使用状況に応じて変更することもある。

## 第5節 被災者総合支援センターの開設・運営

### (1) 被災者総合支援センターの開設

秘書広報班は、本庁舎1階において、被災者総合支援センターの開設に着手し、本部長から開設の指示を得るものとする。また、各部長に開設の旨を連絡し、関係機関を含む要員の派遣、各種資料・申請用紙の準備その他必要な措置を取るよう要請する。

### (2) 被災者総合支援センターの運営

被災者総合支援センターは、市役所1階ロビーに設置し、各部からの派遣職員により構成・運営されるものであり、概ね次表を目安として設置される。なお、開設と業務調整は、秘書広報部が担当する。

担当部	主な分掌事務
<u>本部統括部</u> <u>教育部</u> <u>被災者支援部</u>	安否情報への対応 避難所利用者名簿及び要搜索者名簿の閲覧 外国人への情報提供支援 死亡届の受理、遺体の埋葬許可 法律相談
<u>被災者支援部</u> <u>政策財務部</u>	女性の災害相談 その他分掌の明らかでない事項に関する相談 義援金の受付 税の減免 り災証明書の発行 ※ 災害の規模により別に専用窓口を設置する
<u>物資対策部</u>	農業・商工業相談 職業のあつ旋、農林業・商工業相談全般
<u>子ども支援部</u>	乳幼児・児童の救援救護
<u>福祉医療部</u> <u>被災者支援部</u>	医療・健康、福祉全般、義援金の支給・配分計画 国民年金、国民健康保険、保険相談
教育部	避難所利用者に関する問い合わせ、教育相談、文化財
<u>都市整備部</u>	災害復興に <u>かかる</u> 都市計画 建物危険度判定、仮設住宅等住宅救援対策全般、建築指導事務 道路対策、河川・排水路、急傾斜地、交通安全対策
<u>環境資源循環部</u>	災害による廃棄物の収集・処理、環境衛生、環境保全 応急給水、下水道

※ 東京都・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請

## 第5章 広域連携・応援体制

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 広域応援要請						
○各対策部・班からの応援要請への対応 【全ての部・班、本部指揮所班】						
○東京都への応援要請 【本部長、本部指揮所班】						
○他市町村への応援要請 【本部長、本部指揮所班】						
○協定市町村の受入 【本部指揮所班、 <u>競輪場対応班</u> 】						
○他市町村からの応援申込 【本部指揮所班、全ての部・班】						
第3節 職員の派遣要請						
○職員の派遣要請 【本部長、本部指揮所班、職員班】						
第4節 自衛隊派遣要請						
○自衛隊派遣要請 【本部指揮所班】						
○自衛隊の受入 【本部指揮所班】						
第5節 他自治体への広域応援						

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

大規模災害が発生し、被害情報を収集し、市の災害対応能力を超えると判断される場合は、概ね3時間以内に東京都、自衛隊、他自治体等へ応援要請を行う。

#### （2）所管部署

全ての部・班、本部指揮所班、競輪場対応班、職員班  
他自治体への広域応援については平常時組織である防災課、人事課が所管する。

## 第2節 広域応援要請

### （1）各対策部・班からの応援要請への対応

各班において他市町村等の職員派遣が必要な場合は、受援計画をもとに各受援対象業務の人員・活動計画を立案し、本部に要請する。本部指揮所班、職員班は、この計画に基づき必要な人員を勘案し、要請先を決定し要請する。

### （2）東京都への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるときは災害対策基本法第68条に基づき、都知事に対し応援の要請を行う。

応援要請または職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにした上で文書にて行うが、緊急の場合は、電話、東京都防災行政無線・東京都災害情報システム（DIS）等で要請し、後日文書を送付する。

また、東京都を通じ、総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、総括支援チーム及び対口支援チームの派遣を要請するとともに、必要に応じ、中長期の職員派遣についても派遣要請を行う。

要 請 先	都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
応援の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の状況及び応援を必要とする理由 （災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）</li> <li>○ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量</li> <li>○ 応援を必要とする場所、期間</li> <li>○ 応援を必要とする活動内容</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>

### （3）他市町村への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第67条及び災害時相互応援協定に基づき、協定締結市町村、または他の市町村に対して応援の要請を行う。

他の市町村への応援要請は、（2）「東京都への応援要請」と同様の方法で行う。

#### ■災害時相互応援協定締結先

○ 東京都30市町村（島しょを除く。）	○ 長野県大町市	○ 埼玉県さいたま市
○ 甲州街道サミット参加12市	○ 愛知県幸田町	

※ 関連資料 「災害時支援協定」参照

### （4）協定市町村の受入

本部指揮所班、職員班は、協定締結市町村からの職員の派遣が確定したときは、次のとおり受入体制を準備する。

なお、各班においても受援計画をもとに受入の準備を行う。

連絡窓口	○ 本部指揮所班から連絡担当者を定め、応援隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資器材を確保する。 ○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。
応援受入拠点の確保	○ 宿舎、屋内施設、 <u>駐車場</u> としてクリーンセンター「たちむにい」、 <u>立川競輪場</u> 、立川拘置所、 <u>立川市役所北側広場</u> を確保する。

### （5）他市町村からの応援申込

本部指揮所班、職員班は、他市町村からの応援協力の申込みについて、各部に案内する。各部は、協力の申出に対し、災害対策の状況によって調整し返答する。また、協力する市町村の活動が終了したときは、本部統括部にその内容を報告する。

### （6）他の自治体から応援隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害対策の状況を把握の上、応援隊の撤収要請を行う。

## 第3節 職員の派遣要請

### （1）職員の派遣要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第29条に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、または特定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条に基づき、都知事に対し、指定行政機関、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっ旋を求める。

要請先	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
職員の派遣 要請・あっ旋	○ 派遣・あっ旋を要請する理由 ○ 派遣・あっ旋を要請する職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

### （2）派遣職員の給与等経費負担

他市町村等から派遣された職員の給与等経費負担は、災害対策基本法施行令第18条の規定に基づき行う。

## 第4節 自衛隊派遣要請

### （1）派遣要請の判断

市長（本部長）は、自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第68条の2に基づき、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

### （2）災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣（自衛隊法第83条）には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

都知事の要請による派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都知事が人命及び財産の保護のため、自衛隊に災害派遣を要請し派遣される場合</li> <li>○ 市長が応急措置を実施するため、都知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が災害派遣を要請し派遣される場合</li> </ul>
市町村等の通知に基づく派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合</li> </ul>
自主的な派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に際し、自衛隊が自らの判断で自主的に派遣する場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都知事との連絡が不能、または都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合</li> <li>・ 自衛隊の実施すべき救助活動が明確で、人命救助に関するものであると認められる場合</li> <li>・ 関係機関に対し情報を提供するため、情報収集の必要があると認められる場合</li> <li>・ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設、またはこれらの近傍で災害が発生した場合</li> </ul> </li> </ul>

### （3）派遣要請依頼の方法

市長（本部長）は都知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うときは、文書にて依頼する。

ただし、緊急を要し、かつ都知事に対して依頼を行うことができないとき、市長はその旨及び災害の状況を陸上自衛隊第1師団及び航空総隊司令部に通知する。

この場合、東京都と連絡が取れ次第、事後速やかに都知事にその旨を通知する。

要請依頼先	都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請文あて先	○ 陸上自衛隊 第1師団（練馬） 〒179-0087 練馬区北町4-1-1 TEL 03-3933-1161
	○ 航空自衛隊 航空総隊司令部（福生） 〒197-8503 福生市大字福生2552 TEL 042-553-6611
緊急時の連絡先	○ 第1後方支援連隊（練馬） 課業時間内：第3科長（課業時間外：部隊当直司令）
	○ 航空総隊司令部（福生） 課業時間内：防衛部（課業時間外：総隊当直幕僚）

要請依頼先	都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請・通知の伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後、文書で送付する。)
記載内容	<input type="checkbox"/> 災害の状況及び派遣を要請する事由 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間 <input type="checkbox"/> その他参考となるべき事項

#### (4) 活動内容

自衛隊の活動内容は、次に示すとおりである。

<input type="checkbox"/> 被害状況の把握	<input type="checkbox"/> 避難の援助
<input type="checkbox"/> 避難者等の捜索援助	<input type="checkbox"/> 水防活動
<input type="checkbox"/> 消防活動	<input type="checkbox"/> 道路または水路の啓開
<input type="checkbox"/> 応急医療、救護及び防疫	<input type="checkbox"/> 人員及び物資の緊急輸送
<input type="checkbox"/> 被災者生活支援	<input type="checkbox"/> 救援物資の無償貸付または譲渡
<input type="checkbox"/> 危険物の保安及び除去	<input type="checkbox"/> その他臨機の措置等

#### (5) 自衛隊の受入

本部指揮所班は、自衛隊の派遣が決定したときは、次のとおり部隊の受入体制を準備する。

なお、立川市の各施設は、避難所、応援職員受入施設、帰宅困難者一時滞在施設等に使用し、自衛隊の受入が困難である。自衛隊は、自衛隊の計画により、災害の規模に応じた拠点から活動する。

連絡窓口	<input type="checkbox"/> 本部指揮所班は連絡担当者を定め、派遣自衛隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<input type="checkbox"/> 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 <input type="checkbox"/> 必要な資機材を確保する。 <input type="checkbox"/> 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。 <input type="checkbox"/> ヘリポートを設置、確保する。
<u>先遣隊及び連絡員の受入拠点の確保</u>	<input type="checkbox"/> <u>市役所に先遣隊及び連絡員用の事務のできる部屋、駐車場を確保する。</u> <input type="checkbox"/> 派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
受入拠点候補地	<input type="checkbox"/> <u>災害の状況に応じた自衛隊の計画により、立川市内外の施設を拠点とする。</u>

#### (6) 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収要請を行うとき、都知事及び派遣部隊長と協議する。

#### (7) 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担する。

## 第5節 他自治体への広域応援

### （1）広域応援の協議

他自治体から災害対策基本法第67条や災害時応援協定に基づき応援要請があった場合、あるいは、要請がない場合で明らかに被害が甚大と判断される場合は、緊急に本部員を招集し広域応援について協議を行う。

協議に向け、防災課は下記の情報を収集する。

- 災害の状況
- 応援を必要とする理由
- 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

### （2）広域応援対策本部の設置

応援を決定した場合、活動を統括するため、災害対策本部員を持って広域応援対策本部を設置する。事務局は防災課とする。

### （3）情報収集先遣隊の派遣

応援決定後、速やかに情報収集先遣隊を被災自治体へ派遣する。

#### 【先遣隊の概要と活動】

- 人員 4 人程度（管理職1 人を含む。）
- 車両 1台
- 装備 地図、腕章、携帯電話、カメラ、食料、飲料水、テント、寝袋、救助資器材など
- 活動 被災地及び到達経路の被害情報の収集  
被災自治体との連絡調整  
支援ニーズの把握  
応援隊受入場所の確保 など

### （4）広域応援の実施

被災地の支援ニーズの変化にあわせ、広域応援を実施する。

#### 【主な応援例】

- 食料、生活必需品などの支援物資の搬送
- 応急活動対策を実施するため必要な人員、車両、機材の提供
- 避難所運営支援
- 臨時広報発行支援
- 建築物応急危険度判定
- ごみ収集、処理
- 要配慮者等の避難者の一次受入

## 第6章 消防活動

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 地震発生時の情報収集と活動						
○情報収集 【消防署、消防班、本部指揮所班、現地調査班(初動期情報収集担当)】						
○消防活動 【消防署、消防班、市民消火隊】						
第3節 消防署(東京消防庁)の活動						
第4節 消防班の活動態勢						
第5節 市民・市民防災組織、事業者等の協力						
第6節 消防隊の応援						
○応援要請 【本部指揮所班】						
○消防隊の受入 【消防署、本部指揮所班】						
第7節 火災警戒のパトロール						
○火災警戒のパトロール 【消防署、消防班】						

### 第1節 基本方針と所管部署

#### (1) 基本方針

地震発生直後においては、消防署と消防班による連携活動、また市民防災組織及び自衛消防隊等の活動により、初期消火活動に全力で対応する。初期消火活動による、鎮火困難な場合は、増強部隊の出動を要請するとともに、破壊消防を含むあらゆる手段を講じて、延焼火災阻止を第一に対処する。

#### (2) 所管部署

消防署、消防班、本部指揮所班、現地調査班(初動期情報収集担当)、市民、市民防災組織、市民消火隊、事業所自衛消防隊

## 第2節 地震発生時の情報収集と活動

地震発生後、速やかに次のとおり情報収集と消防活動を実施する。

### （1）情報収集

- 火災の発生状況、延焼状況と延焼予測
- 消防車両等の配備状況及び通行可能な道路
- 消防水利等の利用可能状況

### （2）消防活動

- 病院、避難（場）所、幹線道路、防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。
- 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動を実施する。
- 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する。
- 延焼火災が少ない地区を集中消火し、安全地区を確保する。
- 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路を確保する。
- 水利は、消火栓、防火水槽、プール、河川等活用可能なあらゆる水利から選定する。

## 第3節 消防署（東京消防庁）の活動

### （1）活動態勢

気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強以上が観測された場合等において、職員を震度階に応じて段階的に非常招集し対応にあたる。

### （2）消防署の活動基本方針

震災時には火災、救助、救急事象等が同時多発的に発生することから、消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。

## 第4節 消防班の活動態勢

### (1) 活動態勢

市域に震度5強以上の地震が発生した場合、必要に応じて、消防団本部は市役所に、各分団は詰所に参集し、活動する。

※ 詳細については、「震災消防活動マニュアル」による。

### (2) 消防班の活動基本方針

- 発災と同時に近隣住民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 被災状況の情報収集と伝達を行う。
- 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行う。
- 救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- 避難情報が出された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、避難場所の防護活動を行う。

## 第5節 市民・市民防災組織、事業所等の協力

市民・市民防災組織、事業所等は、地震発生直後に、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止、ブレーカーの遮断等の措置を講じる。また、火災が発生したときは、消火器、汲み置き水、可搬ポンプ、スタンドパイプ、屋内消火栓等を活用して消火活動を実施する。消防署や消防班が到着した際は、その指示に従う。

## 第6節 消防隊の応援

### (1) 応援要請

運用可能な消防力で災害対応が困難な場合、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、応援受入に協力する。

なお、緊急消防援助隊の派遣要請は、消防署と連携の上、東京消防庁の判断に基づき、都知事に対して行うものとする。

要請元	要 請 先	摘 要	関係法令
市 長	都知事	必要に応じて緊急消防援助隊の派遣要請をすることができる。	消防組織法 第44、45条
消防総監 (消防署)			

## （2）消防隊の受入

市災害対策本部は消防署と協力しながら東京都の調整に協力し、緊急消防援助隊の受入に配慮する。

- 消防水利に関する資料の配布
- 応援拠点等の確保

## 第7節 火災警戒のパトロール

消防署、消防班は、全ての火災対応が終了した後も、市民と協力して次の点に留意して市内をパトロールする。

- 停電復旧後の通電火災の警戒
- 消火後の再燃火災の警戒
- ガス復旧時の火災の警戒

## 第7章 救助・救急活動

発災	6時間	24時間	72時間	1週間	1か月	3か月以降
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期～		
発災直後	超急性期		急性期	亜急性期	慢性期	中長期～
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 救助・救急活動						
○活動態勢 【子ども支援班、生活支援班、消防署、警察署、消防班、協力団体、市民防災組織】						
第3節 関係機関等の連携						
○ <u>立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会</u> 及び柔道整復師会による応急手当の協力 【医療救護班】						

### 第1節 基本方針と所管部署

#### (1) 基本方針

大地震が発生した場合、建物の倒壊や屋内外の落下物・倒壊物等により救助・救急活動を必要とする事態が、市内各地域で同時多発的に発生するものと想定される。この場合、救助・救急活動は、「時間との勝負」で最優先に行われる必要がある。しかし、消防機関等が同時多発的に発生する全ての救助事案に対応することは不可能である。したがって、災害時における救助・救急対策は、平常時に増して、各地域の市民・市民防災組織の活動及び市と消防機関の連携による初期活動がきわめて重要となる。

※ 詳細については、「救助・救急マニュアル」による。

#### (2) 所管部署

子ども支援班、生活支援班、消防署、警察署、消防班、市民防災組織等、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会、柔道整復師会、医療救護班

### 第2節 救助・救急活動

#### (1) 救助・救急活動の原則

救助・救急にあたっては、より多くの人命を守ることを最重点に次の事項を原則として活動にあたる。

#### 【救助・救急にあたっての基本原則】

- |  |
|--|
| <p>その1 救命処置を必要とする者を優先する。</p> <p>その2 軽症者は、市民防災組織及び付近住民の協力を求めて救出する。</p> <p>その3 多数の要救出者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。</p> <p>その4 多数の救出事象がある場合は、火災現場近くを優先する。</p> |
|--|

## （2）活動態勢

市、消防署、警察署、消防班は、協力団体及び市民防災組織等と協力連携し、資器材を最大限に活用し、救助・救急活動を実施する。また、対応が困難な場合は、東京都・自衛隊等に応援部隊の派遣を要請する。

## （3）救助資機材

初動活動期における救助資機材は、市及び各機関、地域が保有するものを活用するが、不足が生じる場合や関係機関から調達の要望があった場合は、東京都や建設・建築業者等に要請して調達する。

## 第3節 関係機関等の連携

### （1）市民、事業所の協力

市民及び事業所は、近隣に家屋の倒壊等による要救助者を発見した場合、防災関係機関に連絡するとともに、近所の住民が協力して可能な限り救助に努める。また、消防隊員等に救助活動の協力を要請された場合は、救助・救急活動に協力する。

### （2）立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会及び柔道整復師会による応急手当の協力

立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会及び柔道整復師会は、救出された負傷者について、超急性期には、緊急医療救護所で行われるトリアージ及び応急手当に協力する。

また、急性期以降は、避難所救護所においても応急手当に協力する。

### （3）消防署

消防署は、消防班と緊密に連携し、効果的な災害活動により被害の軽減を図る。

### （4）警察署

警察署は救助活動とあわせて、現場付近の交通規制・調査活動等を実施する。

所管部署	活 動 内 容
子ども支援班	5人1組の編成による救援救助班支援隊を編成し、救助・救急活動に協力する。
生活支援班	5人1組の編成による救援救助班支援隊を編成し、救助・救急活動に協力する。
消防署	<p>① 救助・救急活動は、ポンプ隊、救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用し、組織的な人命救助・救急活動を行う。</p> <p>② 救助・救急活動に必要な重機・救急資器材等に不足を生じた場合は、関係機関との協定に基づいて迅速な連携を図り、実効性のある活動を行う。</p> <p>③ <u>消防署に駆け付ける近隣住民等の救護のために仮救護所を設置するとともに、必要に応じて、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防班、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</u></p> <p>④ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</p> <p>⑤ 警視庁、自衛隊、東京DMAT、市民防災組織等と連携協力し、救助・救急活動に万全を期する。</p>
警察署	<p>① <u>救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。</u></p> <p>② <u>救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。</u></p> <p>③ <u>救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。</u></p> <p>④ <u>救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。</u></p> <p>⑤ <u>東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。</u></p>
消防班	保有資器材を活用し住民と一体となった救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、緊急医療救護所等への搬送に協力する。機能別分団は、避難所において応急救護活動を行う。
協力団体	<p>《救助》 立川市建設業四団体連合会及び東京土建一般労働組合多摩西部支部は、市及び地域からの要請に対し、保有する資器材を活用して救助活動の支援を行う。</p> <p>《救護》 <u>立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会</u>及び柔道整復師会は、市からの要請に対し、緊急医療救護所、避難所救護所、災害現場救護所等において、負傷者の手当てを行う。</p>
市民防災組織等	保有資器材を活用し地域一体となった救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、緊急医療救護所等への搬送に協力する。

## 第8章 医療救護

発災	6時間	24時間	72時間	1週間	1か月	3か月以降
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期～		
発災直後	超急性期		急性期	亜急性期	慢性期	中長期～
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 活動体制						
○医療救護対策本部(医療救護活動拠点)、緊急医療救護所、避難所救護所の設置						
○医療救護の体制						
【医療救護班、 <u>立川市医師会</u> 、 <u>立川市歯科医師会</u> 、 <u>立川市薬剤師会</u> 、 <u>柔道整復師会</u> 】						
第3節 活動内容						
○医療情報の連絡体制確立						
【医療救護班】						
○市民への情報提供						
【医療救護班、 <u>秘書</u> 広報班】						
○東京都への応援要請						
【医療救護班、本部指揮所班】						
○医薬品・医療資器材等の調達						
【医療救護班、立川市 <u>薬剤師会</u> 】						
第4節 緊急医療救護所、避難所救護所等の設置及び活動						
○緊急医療救護所、避難所救護所						
【医療救護班、 <u>立川市医師会</u> 、 <u>立川市歯科医師会</u> 、 <u>立川市薬剤師会</u> 、 <u>柔道整復師会</u> 】						
○現場救護所						
【消防署】						
第5節 搬送態勢の確立						
○緊急医療救護所からの搬送						
【医療救護班】						
○避難所等からの搬送						
【医療救護班、消防署】						
第6節 特殊医療						
○人工透析患者への対応						
【医療救護班、本部指揮所班、生活支援班、避難所班、 <u>秘書</u> 広報班、 <u>立川市医師会</u> 】						
○在宅難病患者への対応						
【生活支援班、医療救護班、保健所】						
○災害時の小児周産期領域への対応						
【医療救護班、本部指揮所班、生活支援班、避難所班、 <u>秘書</u> 広報班、 <u>立川市医師会</u> 】						
第7節 保健予防活動の実施						
○保健予防活動の実施						
【医療救護班、避難所班】						
第8節 こころのケア						
○こころのケア						
【医療救護班、避難所班、 <u>秘書</u> 広報班、保健所】						

## 第1節 基本方針と所管部署

### （1）基本方針

大規模災害発生時において、医療機能が適切に確保され、限られた医療資源の中で災害医療が円滑に行われるよう、フェーズに応じて災害医療体制を構築する。

発災直後においては、医療救護要員・医療資器材・医薬品及び災害医療支援病院の確保・供給体制の迅速な確立を最優先とし、子育て支援・保健センター「はぐくるりん」に医療救護対策本部（医療救護活動拠点）を設置するとともに、災害拠点病院は、緊急に救命処置を施すべき重症患者の受入を行う。

超急性期には、重症度に応じた適切かつ迅速な医療を提供するため、指定した病院前に緊急医療救護所を、市と指定病院、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会及び柔道整復師会が協力して設置する。

また、避難生活での健康管理について関係機関と連携して「こころのケア」を実施し、二次災害（避けられた死）を防止する。

※ 詳細については、「初動医療救護マニュアル」、「被災者の健康管理マニュアル」による。

#### 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

フェーズ区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

市は、市災害医療コーディネーター・市災害歯科医療コーディネーター・災害薬事コーディネーター・立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会と連携して、人的被害、病院、診療所、歯科診療所及び薬局の被害状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、各医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するとともに、地域住民の健康相談に応じる体制を整備する。

災害医療コーディネーター等、各コーディネーターの区分は、以下のとおりである。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療 コーディネーター	東京都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う、東京都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために東京都が指定するコーディネーター
立川市災害医療 コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

【災害薬事コーディネーター】

名 称	説 明
<u>東京都災害薬事 コーディネーター</u>	<u>災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適正かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者</u>
<u>立川市災害薬事 コーディネーター</u>	<u>市が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、医療班本部において、市の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う</u>

【災害歯科医療コーディネーター】

名 称	説 明
<u>立川市災害歯科医療 コーディネーター</u>	<u>市が行う歯科医療救護活動として、口腔顎顔面領域の外傷への対応、応急歯科診療、口腔衛生対策、災害関連疾病の予防対策等を行う</u>

(2) 所管部署

医療救護班、秘書広報班、本部指揮所班、生活支援班、保健所、消防署、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会

第2節 活動体制

(1) 医療救護対策本部（医療救護活動拠点）、緊急医療救護所、避難所救護所の設置

医療救護班は、立川市子育て支援・保健センター「はぐくるりん」に医療救護対策本部（医療救護活動拠点）を設置するとともに、超急性期には指定病院前に緊急医療救護所を設置し、急性期以降は、市内中学校に避難所救護所を設置し、医療救護体制を整える。

(2) 医療救護の体制

医療救護班は、市災害医療コーディネーターと協議の上、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会、柔道整復師会等に対して、市内の緊急医療救護所等への派遣を要請する。主な活動内容は次のとおりとなる。

- トリアージ
- 傷病者に対する応急処置
- 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- 搬送困難な患者、軽症者等に対する医療
- 医薬品の集積所（災害薬事センター）における医薬品の仕分け・管理
- 死亡の確認
- 避難者に対する巡回相談

### 第3節 活動内容

#### （1）医療情報の連絡体制確立

医療救護班は、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会、医療機関等と連携して医療情報の連絡体制を確立する。また、EMIS<sup>※</sup>（広域災害救急医療情報システム）を活用し、医療機関の被害状況や稼働状況を把握・共有する。

※ EMIS（イーミス：広域災害救急医療情報システム）とは

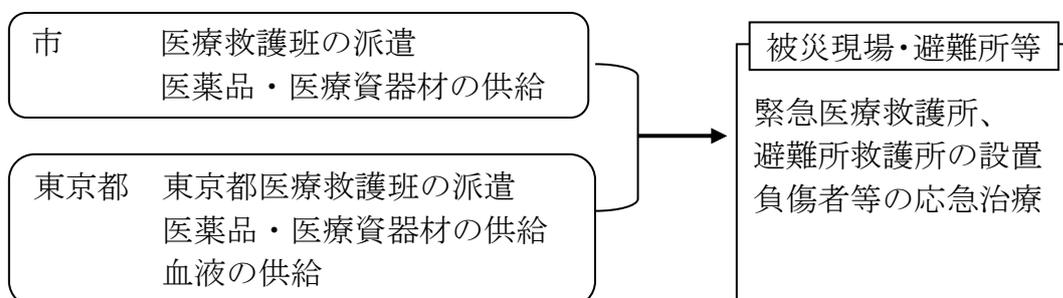
Emergency Medical Information Systemの略。災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護にかかわる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムのこと。

#### （2）市民への情報提供

市民への医療情報の提供・案内及び市民からの医療相談は、医療救護班を中心に、本庁舎、避難所等に相談窓口を設置するとともに、秘書広報班と連携して行う。

#### （3）東京都への応援要請

医療救護班は、医療救護体制が不足する場合には、市災害医療コーディネーターを通じて東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、医薬品・医療資器材及び血液が不足する場合には、本部指揮所班を通じて東京都災害対策本部に協力を要請する。



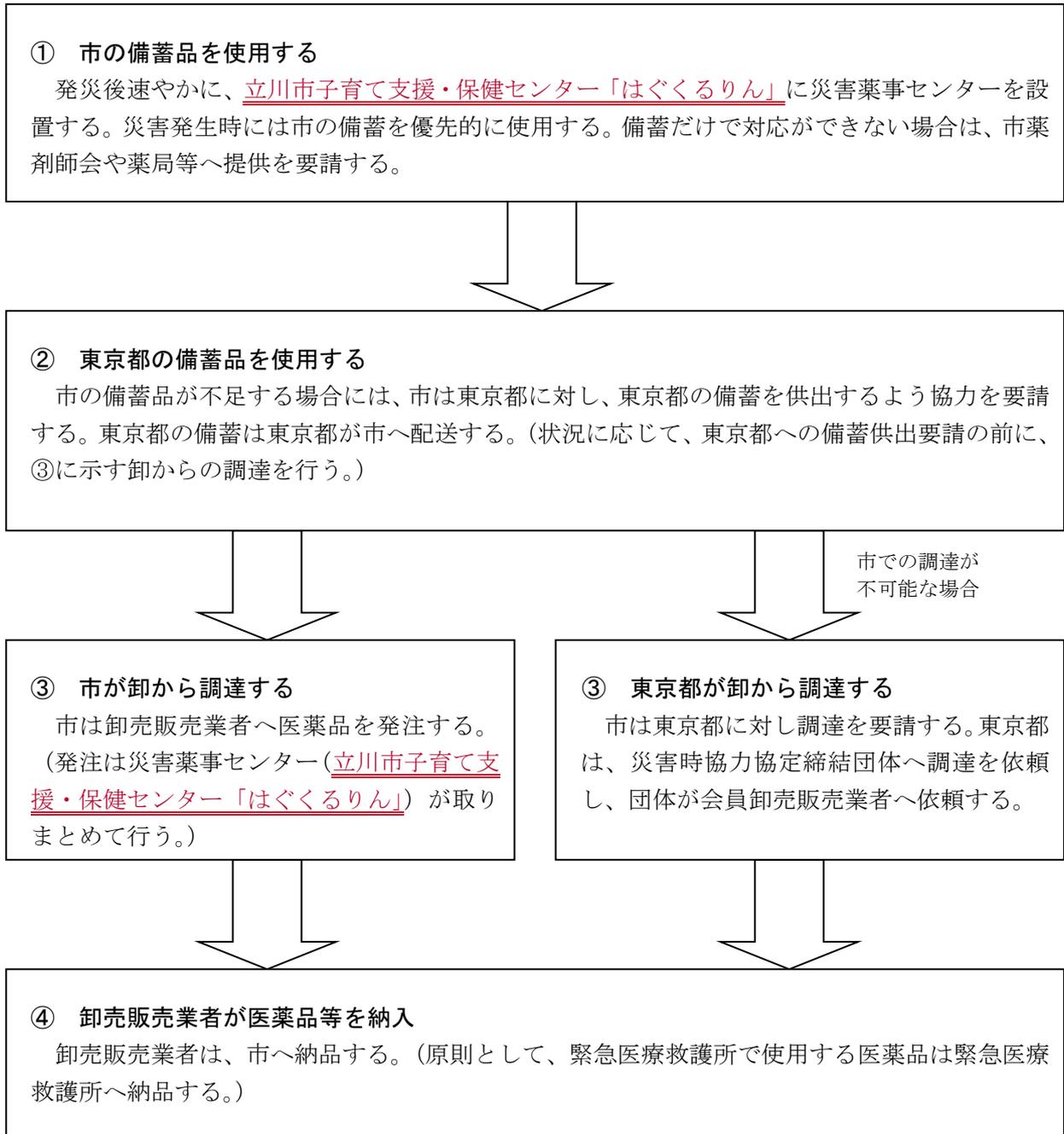


#### (4) 医薬品・医療資器材等の調達

##### ① 医薬品等の使用方針及び調達

緊急医療救護所等での医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等（以下「医薬品等」という。）の使用方針及び調達の方法は、次のとおりとする。

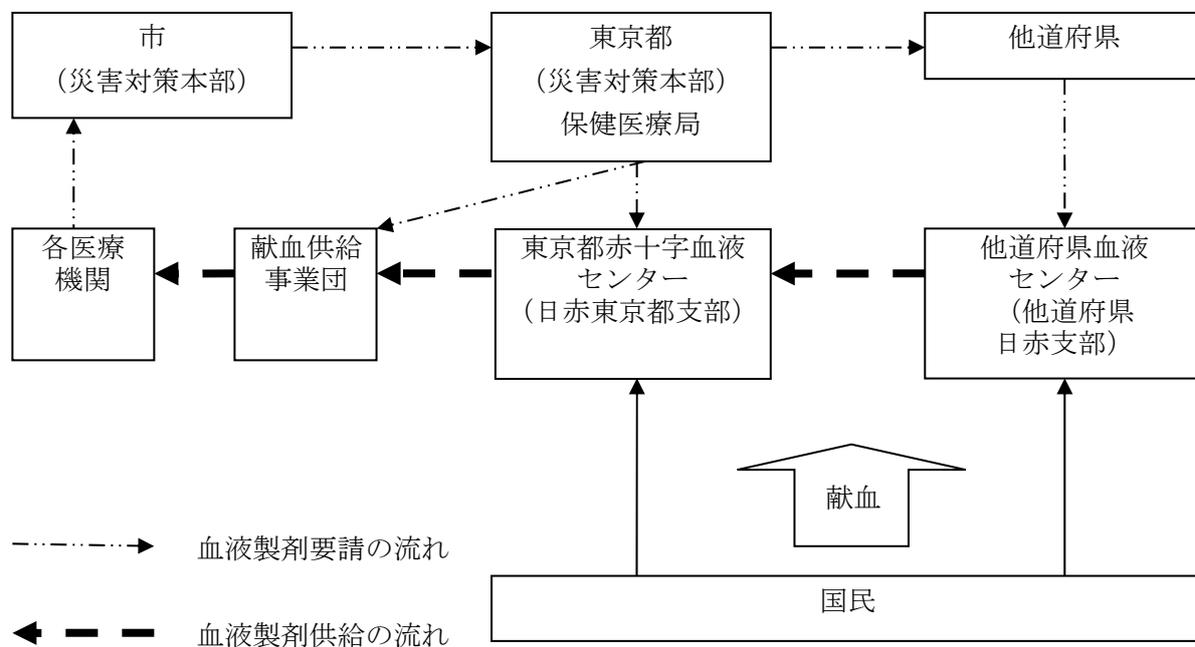
##### 【市が使用する医薬品等の調達手順】



## ② 血液製剤の調達

血液製剤が、通常方法での調達が困難となり不足する場合は、市を通して東京都（保健医療局）に調達の協力を要請し、確保する。

### 【血液製剤の供給体制】



## ③ その他の要請

飲料水、洗浄のための給水については、東京都へ要請する。また、電気、電話等通信手段は、本部指揮所班を通じて東京電力パワーグリッド、NTT東日本に要請する。

## 第4節 緊急医療救護所、避難所救護所等の設置及び活動

### (1) 緊急医療救護所

発災から72時間の超急性期に立川市は指定病院、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会及び柔道整復師会と協力し、指定病院前に緊急医療救護所を設置する。超急性期は、傷病者が病院前に殺到し、病院機能が麻痺することが予想される。医療資源は限られており、救命を目的とする病院機能を保持するため、病院前に設置する緊急医療救護所においてトリアージ<sup>※</sup>を行い、黄色及び赤色の傷病者のみ病院内に搬送する。緑色の傷病者には応急処置を施し、避難所等へ誘導する。

※ トリアージとは

傷病者の重症度と緊急度を判定して、治療の優先順位を決定することをいう。その結果をトリアージタグに記載して傷病者に装着する。

## ■トリアージの実施基準

分類	優先順位	識別票	症状の状態等
最優先治療群 (重症群)	第1	赤	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの 窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの
待機的治療群 (中等症群)	第2	黄	ア 多少治療の時間が遅れても、生命に危険がないもの イ 基本的には、バイタルサイン※が安定しているもの
保留群 (軽症群)	第3	緑	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの
死亡群	第4	黒	<u>気道を確認しても呼吸がないもの</u> 既に死亡しているもの、または明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のないもの

※ バイタルサインとは  
体温、意識、呼吸、脈拍など、生きていることを示す基本的な兆候をいう。

### 緊急医療救護所設置場所

病院名	所在地	備考
独立行政法人国立病院機構 災害医療センター ※	緑町 3256	災害拠点病院
国家公務員等共済組合連合会 立川病院 ※	錦町 4-2-22	災害拠点病院
社会医療法人社団健生会 立川相互病院	緑町 4-1	災害拠点連携病院
医療法人財団 川野病院	錦町 1-7-5	災害医療支援病院
医療法人財団 立川中央病院	柴崎町 2-17-14	災害医療支援病院

※ 自主設置自主運営により、対応する。

### (2) 避難所救護所

医療救護班は、市内各中学校に順次、避難所救護所を設置する。

超急性期は、地域での救護活動を主とし、応急処置は必要最小限にとどめ、重傷者等は、医療機関への搬送に努める。急性期以降は、医師等による巡回診療や保健師等の専門職による巡回健康相談を行う。

### (3) 現場救護所

消防署は、負傷者が多数発生した場合、現場近くに現場救護所を設置する。

## 第5節 搬送態勢の確立

### (1) 緊急医療救護所からの搬送

指定病院前に緊急医療救護所が設置されるので、トリアージによる識別票が黄、赤の傷病者は当該病院にて治療する。当該病院では対応できない傷病者は、医療救護対策本部にいる市災害医療コーディネーターと連絡を取り、収容病院を探し搬送する。

市内の病院で対応できない場合、医療救護班は、北多摩西部保健医療圏（二次保健医療圏）の医療対策拠点に傷病者を受け入れる病院の確保を要請する。

### ■災害拠点病院等

名 称	所 在 地
<b>【災害拠点病院】</b> 独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 国家公務員等共済組合連合会 立川病院 社会医療法人財団大和会 東大和病院	緑町3256 錦町4-2-22 東大和市南街2-2-1
<b>【災害拠点連携病院】</b> 社会医療法人社団健生会 立川相互病院 医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 昭島病院 社会医療法人財団大和会 武蔵村山病院	緑町4-1 昭島市松原町 <u>3-1-1</u> 昭島市中神町1260 武蔵村山市榎1-1-5
<b>【災害医療支援病院】</b> 災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院	

※ 災害拠点病院とは

主に重症者の収容・治療を行う病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院）

※ 災害拠点連携病院とは

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院）

※ 災害医療支援病院とは

専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

### （2）避難所等からの搬送

救護所の医師の判断により災害拠点病院等に収容する必要がある者が生じた場合、避難所等から医療機関までの搬送は市及び東京都（保健医療局）が対応し、立川消防署は可能な範囲で搬送に協力する。

医療救護班は、必要に応じ活動支援班の管理する車両により搬送をする。また、東京都（保健医療局）に負傷者の搬送を要請する。

<b>【搬送手段】</b> <input type="radio"/> 医療救護チームの車両の使用 <input type="radio"/> 活動支援班の管理する車両 <input type="radio"/> 東京消防庁への搬送の要請	<b>【救急隊の支援】</b> <input type="radio"/> 傷病者の収容先医療機関の選定 <input type="radio"/> 災害拠点病院等への搬送 <input type="radio"/> 傷病者の応急処置
--	--

## 第6節 特殊医療

### (1) 人工透析患者への対応

人工透析患者は、1回の透析に120～150リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要する。

医療救護班は、人工透析患者の適切な医療体制を確保するため、三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク※（以下「三多摩ネットワーク」という。）北多摩西部ブロック、立川市医師会、透析医療機関等と連携し、次の活動を行う。

- 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロック及び立川市医師会と連携し、透析医療機関の被災状況等の確認に努める。
- 生活支援班及び避難所班と協力して、避難所等において透析患者の情報を把握する。
- 透析患者が通院医療機関との連絡が取れないなど透析が受けられない場合は、三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックと連携し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼する。
- 避難所等における食事への相談、腹膜透析時のバック交換場所や電源確保等必要な支援について、生活支援班・避難所班と協力して行う。
- 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックから透析用水の支援要請があった場合、北多摩西部保健医療圏医療対策拠点を通じ、東京都保健医療局へ支援要請を行う。

※ 三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワークとは

東京都透析医会災害対策委員会の下部組織として、災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握及び水・医薬品の確保に向けた情報収集を行う。二次医療圏を単位とするブロックには、各区市町村との連絡・調整を担当する副ブロック長が配置されている。

### (2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」に定めた方法等により、在宅難病患者の療養継続のための支援、または必要に応じて搬送及び救護を行う。

このため、生活支援班では平常時から保健所と連携して患者を把握し、避難行動要支援者名簿に適切に登載するとともに、医療救護班との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

### (3) 災害時の小児周産期領域への対応

東京都は災害時に小児周産期医療に関し、必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、平時より東京都内や当該地域における小児・周産期医療提供体制に精通している医師を東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンに指定する。東京都災害小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンの主な役割と配置について次のとおりである。

種 別	役 割
東京都 災害時小児周産期リエゾン	<u>東京都</u> 内全域の小児周産期領域に <u>かかる</u> 医療救護活動を統括・調整するため、 <u>東京都</u> 及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、 <u>東京都</u> が指定する医師（6名）
地域 災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に <u>かかる</u> 医療救護活動を統括・調整するため、 <u>東京都</u> が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各2名）

医療救護班は、地域災害医療コーディネーターと連携し、小児周産期領域にかかる医療救護については地域災害時小児周産期リエゾンへ要請を行う。その要請を受け、地域災害時小児周産期リエゾンが、搬送先や搬送方法、搬送人員等を調整する。また、二次保健医療圏域内や近隣等の医療対策拠点で対応が困難な場合は、東京都へ要請を行う。

なお、緊急医療救護所や避難所救護所における妊産婦及び乳児に対する支援及び協力を実施する必要性が生じた場合は、東京都助産師会北多摩第一分会に支援の要請を行うことができる。

#### ■助産活動内容

- 妊産婦及び乳児に対する心身両面のケア
- 分娩以外の応急救護活動

### 第7節 保健予防活動の実施

医療救護班は、保健師等による巡回チームを編成し、避難所や避難所以外における巡回健康相談を行う。また、市の編成では不足する場合は、東京都及び保健所に対し他縣市等からの派遣を要請する。

- 健康相談、ストレスに関する相談の実施
- 保健予防活動（感染症・エコノミークラス症候群<sup>※</sup>等）の点検・指導
- 避難者への健康維持・増進活動（健康体操等）についての支援
- 地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア
- 健康調査の実施

※ エコノミークラス症候群とは

車中で寝泊まりするなど、長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると静脈に血の固まり（深部静脈血栓）ができ、この血の固まりの一部が血流によって肺に流れて、肺の血管を閉塞してしまう（肺塞栓症）ことにより、生命の危険を生じる可能性がある病気。

## 第8節 こころのケア

医療救護班は、知的・精神障害者や大規模な災害による心的外傷後ストレス障害等を負った被災住民や支援者に対処するため東京都災害派遣精神医療チーム（DPAT）<sup>※1</sup>の派遣を東京DPAT活動拠点本部<sup>※2</sup>に要請し、情報提供等を行う。

また、第5次地域保健医療計画における「災害時公衆衛生」及び東京都地域防災計画による「こころのケア」の体制の整備を図る。

なお、医療救護班は、次の項目の活動を実施し、保健所との連携により、応援職員の受入、診療医療機関の確保及び入院可能な病院の確保等を行う。

- 被災した精神障害者への継続的医療の確保
- 避難所等での精神疾患の発症への救急対応
- 避難所等巡回相談等
- 治療や相談に関する医療機関・相談機関の紹介
- 被災住民への広報

### ※1 東京都災害派遣精神医療チーム（DPAT）とは

Disaster Psychiatric Assistance Teamの略。災害時によって機能しなくなった精神医療の補填や被災した精神障害者や災害ストレスに関する被災住民・現地支援者等への対応等を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのこと。

東京都DPAT調整本部は、東京都災害医療コーディネーターの指示の下、派遣要請基準に基づき、必要に応じて速やかにDPATの派遣要請を行う。

### ※2 東京DPAT活動拠点本部とは

二次保健医療圏に災害対策拠点が設置されたとき、その拠点内に設置される。

地域災害医療コーディネーターの助言の下、管轄区域内で活動するDPATの指揮・調整、区域内の精神保健医療に関する情報収集及び各関係機関との連絡・調整等の業務を行う。

《参考：歯科領域》

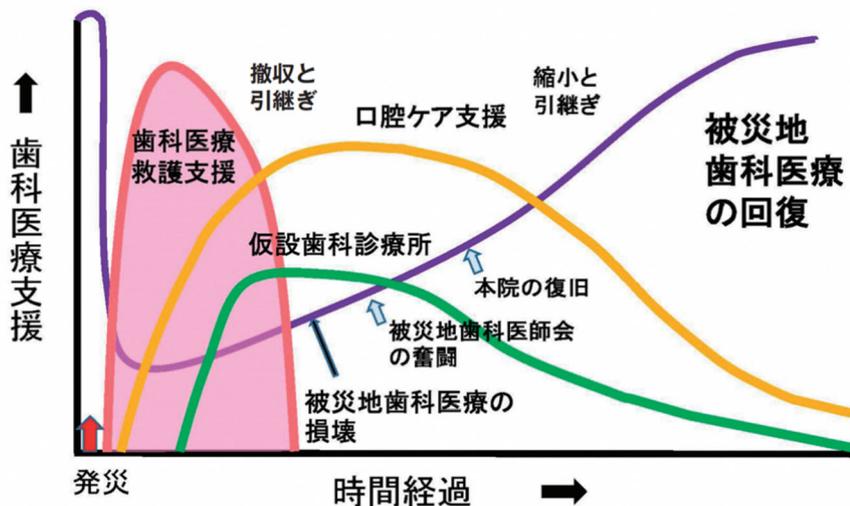
大規模災害時の歯科保健医療支援活動と歯科保健医療支援内容の時間経過

# 大規模災害時の歯科保健医療支援活動

オンサイトセンター			オフサイトセンター
発災後の時間的経過	保健医療活動	歯科保健医療支援活動	運営
フェイズ 0 被災直後	<生存被災者相互による救出、脱出、応急手当>		災害時体制立ち上げ 関係機関から情報収集
フェイズ 1 48時間以内	<系統的救出医療> 災害現場、救護所での医療 DMATの介入 トリアージ→広域(域内)搬送 高次医療	<口腔顎顔面外傷への対応> 応急処置 後方支援病院への搬送	関係機関との連絡調整及び情報整理、共有 物的支援、人的支援の組織間調整 方針や状況を住民等へ情報発信
フェイズ 2 2週間以内 (~数週間)	<初期集中医療> 各科専門医による緊急治療 救護所 避難所巡回による専門医医療 心理的外傷性ストレス障害(PTSD)のケア 災害関連疾病の予防 生活不活発病、エコノミークラス症候群予防 感染症対策(防疫対策)	<応急(緊急)歯科診療> 定点診療拠点(救護所開設) 巡回診療(避難所) <巡回口腔ケア・口腔衛生指導・啓発活動> 避難所・社会福祉施設・福祉避難所等	関係機関との連絡調整及び情報整理、共有 物的支援、人的支援の組織間調整 法的支援、経済的支援に関わる情報収集と提供 方針や状況を住民等へ情報発信
フェイズ 3 被災後数か月から数年間	<リハビリテーション> リハビリ、災害関連疾病の予防、心のケア	<中長期的避難者ケア> 災害関連疾病の予防 要介護者・要援護者 訪問 口腔ケア 地域口腔保健の再構築	関係機関との連絡調整及び情報整理、共有 災害時体制の終了方針の検討 方針や状況を住民等へ情報発信

田中 彰(日本歯科医師会雑誌 62(4)2009)から改変追記

## 歯科保健医療支援内容の時間経過



平成26年度全国7地区災害歯科コーディネーター研修会  
日本医師会 石井正三先生スライド参考

平成27年度 日本歯科医師会 災害歯科コーディネーター研修会 資料(大黒英貴改変)

《参考：薬事領域》

## 資料 6-1 災害時の薬剤師業務

被災地における薬剤師の主な活動は、①災害医療救護活動(医療救護所や仮設調剤所での調剤・医薬品適正使用)、②被災者への支援(避難所での公衆衛生・メンタルケア)、③医薬品の安定供給への貢献(医薬品集積所での医薬品管理)、④その他に大別され、災害のフェーズによって活動内容は変化する。

災害のフェーズと災害薬事活動

フェーズ	災害薬事活動
発災直後 (発災～6時間)	緊急対応救護班のロジスティック支援 被災医療機関・避難所状況・卸の状況などの情報収集 薬剤師チームの派遣準備(本部立ち上げ、人選、物資の準備)
超急性期 (6時間～72時間)	保健医療福祉調整本部での調整活動・DMATとの連携 救護班の薬事支援(災害時調剤、DI) 災害時の拠点(支援物資の仕分け・管理)
急性期 (72時間～1週間)	救護班への支援(災害時調剤、DI) 避難所での健康管理(薬事トリアージ) 避難所の公衆衛生・環境衛生
亜急性期 (1週間から1ヶ月)	地域医療再開の支援(災害時調剤から保険調剤へ) 地域の保健医療福祉調整本部(撤収に向けた引き継ぎ) 避難所の公衆衛生・環境衛生(公助→自助・共助)
慢性期 (1～3ヶ月)	被災薬局の復興支援 二次避難所のアセスメント、学校再開に向けた公衆衛生・環境衛生 被災者の健康相談
中長期 (3ヶ月以降)	被災薬局の復興支援 被災者の健康相談

出典：改訂版 薬剤師のための災害対策マニュアル 令和6年3月

令和5年度厚生労働省科学研究「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」研究班 報告書

## 第9章 市民と事業所の役割

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節	基本方針と所管部署					
第2節	地震発生時の市民の役割					
第3節	地震発生時の事業所の役割					
第4節	関係団体等の役割					
第5節	市民・自治会・市民防災組織の役割					
第6節	地域と事業所の役割					

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

災害が発生した場合に、行政はもとより、市民・地域・事業所が、迅速かつ的確に初動活動を行うことで、被害の軽減につながることから、各地域で市民・自治会・市民防災組織等と事業所・商店街等とが連携した防災体制を事前に築き、地域一体で早期に応急活動を実施する。

#### （2）所管部署

市民、自治会、市民防災組織、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員など

### 第2節 地震発生時の市民の役割

地震発生時、市民は「火を出さない」「被害を拡大させない」「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを原則に、以下に示す行動を取るものとする。

また、安全な避難が完了した後は、自己の安否情報を家族等へ発信することも忘れないよう、心掛ける。

#### 【地震時の行動】

##### ① 地震だ！まず身の安全

ゆれを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。

丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、ゆれがおさまるまで様子を見る。

#### 高層階（概ね10階以上）での注意点

高層階では、ゆれが数分続くことがある。

大きくゆっくりとしたゆれにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。

### 【地震直後の行動】

- ② 落ち着いて、火の元確認、初期消火  
火を使っている時は、ゆれがおさまってから、あわてずに火の始末をする。  
出火した時は、落ち着いて消火する。
- ③ あわてた行動、けがのもと  
屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。  
瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので、外に飛び出さない。
- ④ 窓や戸を開け、出口を確保  
ゆれがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。
- ⑤ 門や塀には、近寄らない  
屋外でゆれを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

### 【地震後の行動】

- ⑥ 確かめ合おう、わが家の安全、隣の安否  
わが家の安全を確認後、近隣の安否や出火の有無を互いに確認し合う。
- ⑦ 協力し合って消火・救出・応急救護  
近隣で火災を発見した場合は、街頭消火器などにより、協力し合って消火を行い延焼を防ぐ。  
倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。
- ⑧ 正しい情報、確かな行動  
行政、放送局、鉄道会社などから発信される正しい情報を得る。
- ⑨ 避難の前に安全確認、電気・ガス  
避難が必要な時には、復電時の電気機器のショートなど、通電火災が発生する可能性やガス漏れの発生を防ぐため、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めてから避難する。
- ⑩ 火災や津波、確かな避難  
地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、声を掛け合い、一時（いっとき）集合場所や避難場所に避難する。

（東京消防庁「地震その時10のポイント」より抜粋）

### 第3節 地震発生時の事業所の役割

地震発生時、事業所はまず「被害を出さない。」「地域に被害を拡大させない。」「地域に貢献する。」を基本理念とし、災害対策にあたるものとする。

- ① 地震発生直後、早期に自らの施設の被害を把握し、二次災害防止対策を行うこととする。
- ② 自己の施設や地域で火災が発生した場合は、事業所が組織する自衛消防隊が安全を確保した上で初期消火活動を行い、延焼等被害の拡大防止に努めることとする。
- ③ 各事業所は、3日間の自立を目標に、従業員の水・食料、仮設トイレ等の備蓄を行い、地震発生時に周囲に依存しない自立化を図ることとする。特に、宿泊者、入院、入所等多数の滞在者が居る施設は充実した備蓄を図り、可能な限り、自らの責任で利用者の救援・救護を行うこととする。
- ④ 事業所内施設の安全を確認し、可能な範囲で避難者の受入や備蓄物資の提供等地域への貢献や被災者支援を行うこととする。
- ⑤ 従業員等の安全は、事業所の責任において確保することとする。
- ⑥ 被害にあった場合、早期に復旧を行い、雇用の回復等経済復興に資することとする。

### 第4節 関係団体等の役割

災害応急対策の実施にあたり必要な場合は、関係団体または市民に対し協力を依頼するものとする。

#### (1) 赤十字奉仕団

##### ① 設置目的

赤十字の人道・博愛の精神に基づいて、明るい社会を築くため奉仕することを目的として、自主的に設置されたものである。

##### ② 実施業務

災害時において、炊き出し、避難住民の避難誘導、避難先の掲示、避難所における諸活動、義援金の募集、救援物資の輸送等を行う。

#### (2) 民生委員・児童委員

##### ① 設置目的

社会福祉の向上を図るため、関係行政機関の協力者及び地域福祉活動の推進者として、厚生労働大臣が委嘱する。

##### ② 実施業務

要配慮者の安否確認の実施、要配慮者の実態調査、見舞金・義援金の配分協力など。

## 第5節 市民・自治会・市民防災組織の役割

### （1）市民・自治会・市民防災組織の役割

大規模災害時、市や消防署の公共サービスやマンパワーには限界があることから、地域住民主体による自主的な防災活動への取組により、自らの地域の被害の軽減を図る。

### （2）市民・自治会・市民防災組織の活動

日ごろから地域住民が協力して火災予防（火の用心の見回り、啓発）や防災訓練を行うとともに、火災においては119番に通報し、初期消火に努める。

大規模災害においては、地域住民同士が連携し、避難及び避難生活に必要な活動を行う。

また、要配慮者の情報を把握し、安否確認情報を小中学校等に派遣される市の職員に提供する。また、事前に作成した個別避難計画に基づき、要配慮者等の避難支援を行う。救助が必要な場合には消防署へ連絡するとともに、できる限りの救出活動を行う。

## 第6節 地域と事業所の役割

### （1）事業所の役割

事業所は、災害発生時に事業所での災害対策完了後、地域住民と一体となって防災活動を行うとともに、事業所が所有する防災資器材の提供や施設を開放することなどにより、積極的に地域へ貢献する。

### （2）災害発生時の地域協力の内容

- ① 防災活動（初期消火、負傷者の搬送、避難誘導など）の人的支援
- ② 物資提供（防災資器材、食料、飲料水の提供など）の物的支援
- ③ 体育館、風呂場等の施設開放など場所の提供
- ④ 被害状況や避難所などに関する情報提供

## 第10章 避難対策

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 避難情報の発令及び警戒区域の設定等の実施						
○避難情報 【本部長、本部指揮所班、現地調査班】						
○警戒区域の設定 【本部長、水防団員、消防吏員、警察官、自衛官、本部指揮所班】						
○避難情報の発令及び警戒区域設定の伝達 【本部指揮所班、 <u>秘書</u> 広報班、消防署、警察署、消防班】						
第3節 一時(いつとき)集合場所・避難所・広域避難場所等の指定						
第4節 避難誘導						
第5節 一次避難所の開設・運営						
○一次避難所の開設 【避難所班、学校教職員、緊急初動参集職員】						
<u>第6節 特定避難所の開設・運営</u>						
<u>○特定避難所の開設支援</u> <u>【競輪場対応班】</u>						
第7節 二次避難所及び福祉避難所の開設・運営						
○二次避難所及び福祉避難所の開設 【生活支援班、 <u>物資配布班</u> 、避難所班、子ども支援班、本部指揮所班、 <u>競輪場対応班</u> 】						
第8節 周辺自治体等への避難者受入の要請						
○避難者受入の要請 【本部指揮所班】						
○対象避難者への通告 【避難所班、本部指揮所班】						
第9節 飼育動物対策						
○被災地域における動物の保護						
○避難所における動物の適正な飼育 【環境対策班】						

## 第1節 基本方針と所管部署

### (1) 基本方針

災害発生時あるいは発生するおそれのある場合、市民及び市内にいる全ての人々（以下「市民等」という。）の生命・身体の安全を図るため、適切な避難誘導を実施する。また、避難所では、避難者の把握、生活物資等の供給、被害・生活関連情報の提供、良好な衛生状態の確保、要配慮者への対応等の市民等の避難生活の支援を実施する。

※ 詳細については、「避難誘導マニュアル」による。

### (2) 所管部署

本部指揮所班、現地調査班、秘書広報班、避難所班、学校教職員、緊急初動参集職員、生活支援班、物資配布班、子ども支援班、競輪場対応班、環境対策班、消防署、警察署、消防班

## 第2節 避難情報の発令及び警戒区域の設定等の実施

### (1) 避難情報

本部長（市長）は災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該区域の住民に対し、「高齢者等避難」、「避難指示」または「緊急安全確保」（以下「避難情報」という。）の発令を行う。

なお、市長が避難情報の発令を行えない場合、都知事が避難情報の発令を代行する。

市は、避難情報を発令した場合には、当該区域の近くに避難所を開設し、避難者の誘導と受入を行う。

#### ○ 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に発令される情報

#### ○ 避難指示

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報

#### ○ 緊急安全確保

災害が発生または切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「災害リスクのある区域の外側へ移動する」行動から「命の危険から身の安全を可能な限り確保する」ことを中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報

① 高齢者等避難

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第56条	

② 避難指示

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長 (水防管理者)	災害全般 洪水	災害対策基本法第60条 水防法第29条	
都知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
都知事 その命を受けた 職員	洪水	水防法第29条	
	地すべり	地すべり等防止法第25条	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合 または市長が避難の指示 をするいとまがないとき
		警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき

③ 緊急安全確保

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
都知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合 または市長が避難の指示 をするいとまがないとき
		警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき

## （2）警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該区域への立入制限・禁止、または当該区域からの退去を命じる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長 (委任を受けた職員を含む。)	災害全般	災害対策基本法第63条	
都知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	
消防署長 消防吏員 消防団員 (上記の者が現場にいないときまたは消防長もしくは消防署長から要求があったときは、警察署長)	水災以外の災害	消防法第23条の2 消防法第28条 消防法第36条において準用する消防法第28条	第23条の2 火災警戒区域 第28条 消防警戒区域 第36条第8項 消防警戒区域として水災を除く他の災害に準用
警察官	災害全般	災害対策基本法 <u>第63条の2</u>	市長から要請がある場合または市長（委任を受けた職員を含む。）がその場にいないとき
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む。）、警察官がその場にいないとき

## （3）避難情報の発令及び警戒区域設定の基準

主な基準は、次のとおりである。

- 建物の倒壊及びそれに準ずる被害が、相当数発生したとき
- 火災発生時において、周辺に拡大するおそれがあるとき
- 周囲の状況から判断して危険が予想される時
- 地震後の降雨の継続や台風の襲来により、土砂災害及び水害等の二次災害の発生が予想される時
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき

#### （４）避難情報の発令及び警戒区域設定の伝達

##### ① 伝達事項

避難情報を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は、当該区域の居住者及び滞在者等その他の者に対し、次の事項を通知する。

- 発令者
- 避難情報の発令及び警戒区域設定の理由
- 避難の日時、避難先及び避難経路

##### ② 伝達方法

避難情報の発令及び警戒区域設定の伝達は、次の方法を用いて迅速に行う。

###### 【秘書広報班】

- 市防災行政無線
- 広報車
- テレビ・ラジオによる報道
- 市のホームページ
- 防災情報メール
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）

###### 【消防署・警察署・消防班（消防団）及び現地対応職員】

- パトカー・消防車による広報
- 戸別訪問

#### （５）避難情報の発令及び警戒区域設定を行った場合の措置

避難情報の発令及び警戒区域設定を行った場合は、その旨を関係機関（東京都・河川事務所・気象庁・警察署・消防署・消防団等）に通知する。

### 第3節 一時（いつとき）集合場所・避難所・広域避難場所等の指定

#### （１）指定緊急避難場所、指定避難所の指定

##### ① 指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定する。

##### ② 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。

※ 関連資料 「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」参照

#### （２）一時（いつとき）集合場所の指定

自治会等が、地域の特性を踏まえ近隣の公共施設、公園、緑地、団地の広場等を一時集合場所として定める。

### （3）広域避難場所の指定

大規模な延焼火災が発生した場合などに「生命」を守ることを目的に逃げ込む屋外スペースであり、下記の3 か所を指定している。

- 国営昭和記念公園
- 二中一帯
- 多摩川河川敷

※ 関連資料 「広域避難場所一覧」参照

### （4）一次避難所の指定

災害が発生し避難所の開設が必要となった場合に、最初に開設する避難所であり、食料、飲料水、生活用品、救助資器材を備蓄している。

夜間や休日などに学校職員が不在の場合は、各避難所の緊急初動参集職員に指定されている市職員が開設を行う。

- 立川市立小中学校 28 か所
- 旧多摩川小学校 1 か所
- 旧若葉小学校 1 か所

※ 関連資料 「一次避難所(地震災害時)一覧」参照

### （5）特定避難所の指定

立川競輪場を特定避難所として指定する。立川競輪場が隣接する高松町二丁目は、総合危険度が高い地域であることから近隣住民の要望を受けて指定したもの。

特定避難所は立川市独自の考え方として、災害時に複数の役割を担う施設に避難所の機能を加えた施設として定義する。立川競輪場が持つ本来の防災機能（帰宅困難者対策、他自治体職員受入拠点等）を損なうことなく新たに避難所としての役割を付加する。

※ 関連資料 「特定避難所・風水害限定指定避難所一覧」参照

### （6）二次避難所の指定

一次避難所での避難者数や個別の支援が必要な避難者の状況を見た中で、必要な場合に、順次開設する避難所であり、避難者が生活できる食料や生活用品等は、協定を締結している民間事業所及び広域支援により調達する。設備や機能の状況に応じて障害者、高齢者等の優先的な受入対応を行う。

地域学習館、学習等供用施設、福祉会館、学童保育所など 39 か所を指定している。

※ 関連資料 「二次避難所（地震災害時）一覧」参照

### （7）福祉避難所の指定

福祉避難所に関しては、人的・物的体制の整備を図ることで、あらかじめ指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、災害時には直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化することが求められている。

避難者が生活できる食料や生活用品等は協定を締結している民間事業所及び広域支援により調達する。

市立保育園（民営化後、協定を締結した保育園を含む。）、福祉作業所など15 か所を指定している。

市立保育園等を乳幼児用として、福祉作業所を障害者用として開設する。

※ 関連資料 「福祉避難所(地震災害時)一覧」参照

**(8) 災害時に活用するオープンスペースの指定**

災害の被害状況を見た中で、避難スペースとしての活用を図るため、市内16 か所の公園を災害時に活用するオープンスペースに指定している。

※ 関連資料 「災害時に活用するオープンスペース一覧」参照

**第4節 避難誘導**

**(1) 避難方式**

**① 一時（いつとき）集合場所に避難した後、避難場所等へ避難（2段階避難方式）**

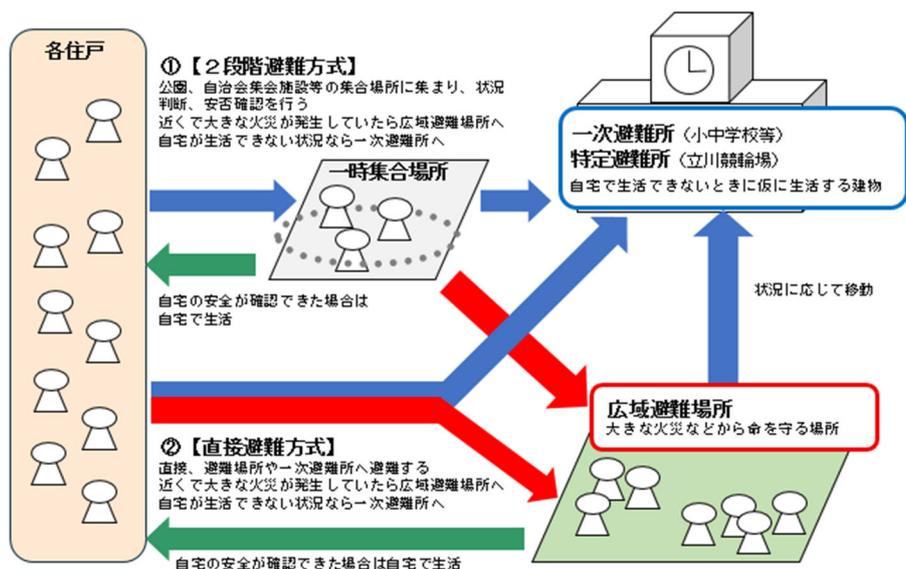
身近な公園等に避難者が一旦避難して地域ごとに集団を形成し、地域の被害情報に関する情報収集・伝達、安否確認（特に要配慮者）、初期消火活動や救出救助活動の指示を行い、必要に応じ避難場所等へ避難する。

**【一時（いつとき）集合場所の選定】**

避難した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた公園、緑地、団地の広場等とし、あらかじめ地域自治会等で定めておく。

**② 直接、避難場所等へ避難（直接避難方式）**

立川市における避難方式は、前記①の2段階避難方式を基本とするが、地域の実情や災害の状況により、避難場所等へ直接避難する。



避難方式イメージ図

## （2）避難者への周知事項

避難誘導する地域防災リーダーは、避難誘導に際し市民等に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難（自動車不可）
- 非常用持出品の携行
  - 【携帯品】
    - ・ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
    - ・ 食料と飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
    - ・ 動きやすい服装、着替え、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
    - ・ その他必要と判断されるもの（紙おむつ、メガネ等）
- 二次災害の防止（危険建物の使用の自粛）
- 避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断

## （3）避難の誘導方法

避難誘導する地域防災リーダーは、次に示す事項に留意して誘導を行う。

- 避難誘導にあたっては、自治会単位等の集団避難を促し、前記「（2）避難者への周知事項」に留意・周知する。
- 状況が許す限り、誘導者はあらかじめ経路の安全を確認する。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を活用し、傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、高齢者を優先して誘導を行う。

## 第5節 一次避難所の開設・運営

### （1）一次避難所の開設

#### ① 開設担当者

避難所の開設は、以下のとおり行う。

- 開設は、避難所班が行う。
- 勤務時間外で施設管理者がいない場合は、緊急初動参集職員が開設する。
- 学校教職員は、避難所開設に協力する。

※ 詳細については、「一次避難所開設マニュアル」による。

#### ② 開設の手順

開設担当者は、次の手順で避難所運営委員会、学校教職員、自治会、市民防災組織と協力し、一次避難所の開設を行う。

- 施設の門の開錠
  - ・ 避難者数及び施設周辺の被害状況等の確認
  - ・ 避難者の施設敷地内への誘導
- 施設の安全確認
  - ・ 施設が利用可能かどうか確認
- 避難者の受入準備
  - ・ 施設の開錠
  - ・ 施設内の片づけ
  - ・ 収容スペースの確保・割り当て（避難所運営マニュアルに基づき実施）
  - ・ 避難所開設を避難所班本部（教育部）へ報告
- 避難者の誘導・受入
  - ・ 収容スペースへの避難者の誘導

### ③ 避難所開設の報告

避難所を開設した者は、本庁の避難所班に電話または防災行政無線等により、以下を報告する。

- 開設日時
- 避難者数及びその被害状況
- その他必要事項

## （2）避難所の運営

避難所の運営については、地域住民等で構成される避難所運営委員会で定める「避難所運営マニュアル」に基づき、自主的に実施する。避難所の運営においては、避難者の安全と秩序維持について対策を図る。

### （3）要配慮者への配慮

- ① 高齢者や障害者や病人等はできるだけ環境の良い場所で避難生活できるように配慮する。
- ② 視覚障害者・聴覚障害者・外国人へは、音声による伝達やコミュニケーションボードの使用等、災害情報の提供や伝達方法に配慮する。
- ③ 避難所と定める施設では、障害者や高齢者等が健常者ととともに避難所生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。
- ④ 障害の程度や体力または病状等により、一次避難所での生活が困難な要配慮者については、二次避難所、福祉避難所または適切な施設へ移動する。
- ⑤ 要配慮者の介護・介助にあたる家族が休息できるプログラム等を提供する。

#### (4) 女性・性的マイノリティのニーズへの配慮

##### 男女のニーズの違いや多様性等を考慮した避難所運営を次のとおり行う。

- ① 困りごとや不足している物資に関する要望を把握する。
- ② 受け手の立場を考えて多様なニーズにあわせた物資の配布を行う。
- ③ 各避難所の運営には、必ず女性も意思決定に参画する。
- ④ 女性や要配慮者にも配慮してトイレを設置する。
- ⑤ 洗濯物を干す場所や着替える場所、授乳場所等については、プライバシー保護の視点を踏まえてスペースを確保する。
- ⑥ 女性や性的マイノリティの方へ配慮された避難所運営を行うための体制を整備する。
- ⑦ 避難所の巡回等の防犯対策を行う。

#### (5) 避難所における報道対応

避難者の心情・プライバシーに配慮した共通ルールを定め、周知する。

#### (6) 避難所以外で生活している避難者への配慮

避難所以外の空地等で生活している避難者については、市民防災組織や消防団等の地域組織が、生活している場所、その状況及び要望等を把握し、避難所班に報告する。

特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる危険性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

自宅で生活している市民についても、ライフラインが使用できない場合は生活に支障が及ぶため、避難所を拠点とした支援を受けることができるよう、情報発信を行う。

#### (7) 避難所の統合・廃止

避難所班は、災害の復旧状況や避難所の人数の減少状況を考慮し、関係部署との調整を図り、災害対策本部の決定に基づき避難所の統合及び廃止を行う。

### 第6節 特定避難所の開設・運営

特定避難所は、避難してきた地域住民が主体的に開設する。場所は、立川競輪場集合棟とする。運営は、避難してきた地域住民が主体的に実施し、競輪場対応班（事業課）は運営を支援する。

### 第7節 二次避難所及び福祉避難所の開設・運営

#### (1) 二次避難所及び福祉避難所の開設基準

二次避難所及び福祉避難所は、一次避難所での避難者数及び個別の支援が必要な要配慮者等の避難状況により、必要に応じて、避難所として利用できる施設を開設する。なお、一次避難所と異なり備蓄がないため、避難者が生活できる食料や生活用品等は協定を締結している民間事業所及び広域支援により調達できた段階で順次開設する。

なお、福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定（令和3（2021）年5月）により要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進す

ることが求められていることから、要配慮者の直接避難を前提とした開設が必要となる。

また、要配慮者が福祉避難所への直接避難がすぐには困難であった場合には、まずは近くの指定避難所に避難し、災害などが落ち着いてから福祉避難所へ移動するといった避難の流れも、あらかじめ想定しておくことが重要となる。

## （2）二次避難所及び福祉避難所の開設

### ① 開設担当者

二次避難所及び福祉避難所は、各施設を所管している班（課）が開設をする。

- 総合福祉センター及び福祉会館は、生活支援班（福祉総務課）が開設する。
- 市民会館は、物資配布班（地域文化課）が開設する。
- 学習館及び学習等供用施設は、避難所班（生涯学習推進センターほか）が開設する。
- 児童館及び学童保育所は、子ども支援班（子ども育成課）が開設する。
- 福祉作業所及び都立立川学園は、生活支援班（障害福祉課）が開設する。
- 保育園は、子ども支援班（保育課）が開設する。
- ドリーム学園は、子ども支援班（児童発達支援センター）が開設する。

※ 詳細については、「二次避難所開設マニュアル」及び「福祉避難所開設マニュアル」による。

### ② 開設の手順及び報告

二次避難所及び福祉避難所の開設の手順は一次避難所の開設の手順を準用する。ただし、避難所開設は災害対策本部が決定し、本部指揮所班から指示があった後に行う。開設ができた段階で本部指揮所班に報告する。

## （3）避難所の運営

二次避難所及び福祉避難所は、開設担当者、ボランティア、避難者及び地域住民により運営する。

## （4）要配慮者等への配慮

一次避難所の要配慮者への配慮、女性・性的マイノリティのニーズの配慮を準用した運営を行うとともに、要配慮者の個別ニーズに応じた食料や生活用品を手配する。

## 第8節 周辺自治体等への避難者受入の要請

### （1）避難者受入の要請

大規模地震が発生し、被害が甚大になり大量の避難者が発生する等、市内の避難空間では収容しきれない事態が生じた場合、市長は、近隣自治体及び災害時相互応援協定を締結している自治体等へ避難者受入を要請する。要請の方法は、当面、電話等口頭で要請し、後日文書で正式に要請を行う。要請にあたっては、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

- 避難者の人員(男女別)・世帯数
- 概ねの避難期間
- 障害者や高齢者等の要配慮者人員(男女別)
- 引率責任者の氏名、所属
- その他必要事項

## （2）避難者の移送手段の確保

原則、市長が避難者の移送に使用する車両等を準備することとするが、被害の程度によっては要請先自治体に対し、輸送手段もあわせて要請する。

## （3）対象避難者への通告

市長は、市外他都市避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告する。通告の伝達手段は、緊急時の場合は同報無線や放送機関等により伝達し、避難所の避難者への伝達には、市職員が当該避難所で直接伝達することとする。

通告にあたっては、次の事項を伝えることとする。ただし、緊急事態の場合はこの限りではない。

- 他都市避難を行う理由
- 避難先の都市、避難場所
- 当面の避難期間
- 避難先の受入条件
- 移送手段等避難方法と段取り
- その他の必要事項

## （4）知事への報告

市長は、市外へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに知事へ報告する。

## （5）費用の負担

近隣自治体へ避難者の受入に要する費用は、市が全額負担することを原則とする。

## 第9節 飼育動物対策

災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じ、避難所へは多くの動物が飼い主とともに避難してくることとなる。市は、災害時の飼育動物対策として、東京都及び獣医師会等関係団体と連携を図り、災害時の飼育動物の保護及び避難した飼育動物の適正管理に関し、適切な措置を講じる。

※ 飼育動物とは、人に飼育されている犬・猫等の小動物とする（動物の愛護及び管理に関する法律施行令別表に規定する動物は除く。）。

### （1）被災地域における動物の保護

飼育動物の保護について、第一義的には飼い主が責任を持って行う。

飼い主が不明で負傷または放し飼いの状態の動物等については、環境対策班が東京都と協議し、その保護にあたる。

また、獣医師会等関係団体にも保護の協力を要請する。

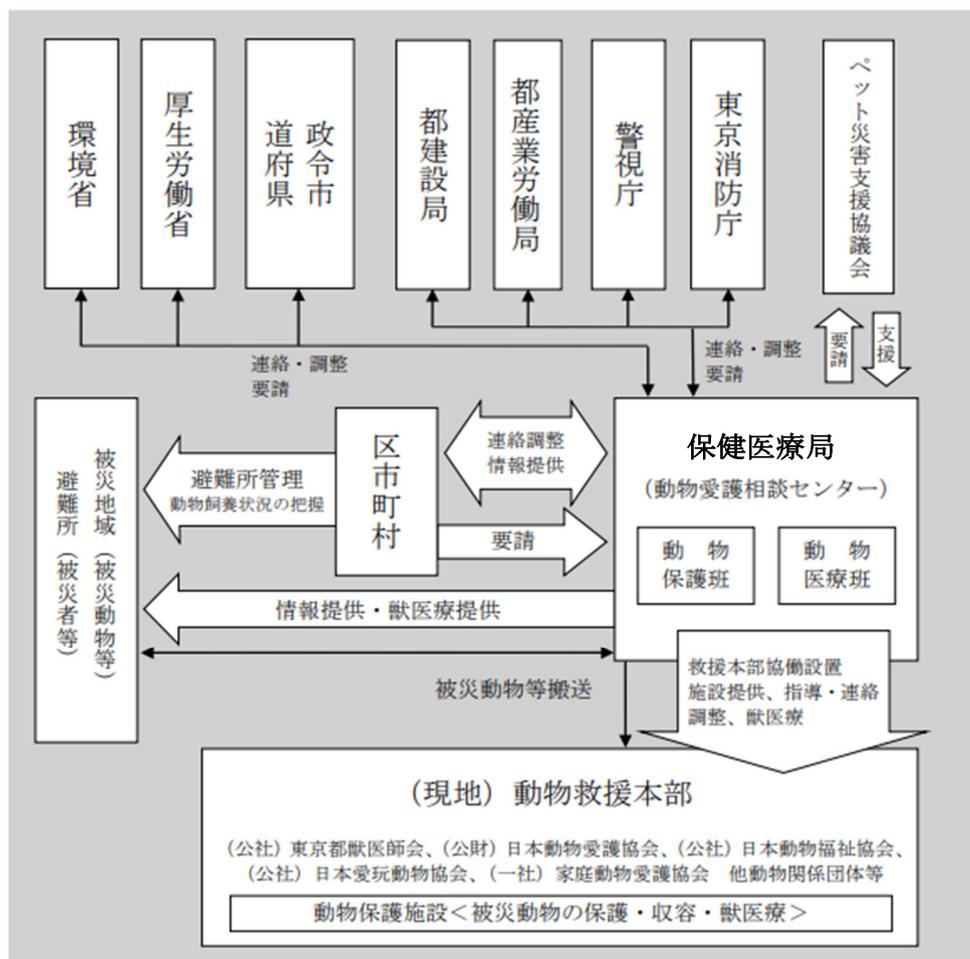
### （2）避難所における動物の適正な飼育

避難所での飼育動物の管理は、以下の方針に基づき、各避難所で詳細を定める。

環境対策班は、獣医師会等関係団体と協力し、避難所に同行避難した飼育動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行う。

**避難所での飼育動物管理の方針（人に飼育されている犬・猫等の小動物のみ）**

- 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、その使用者に、同伴させることができるものとする。
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定める特定動物（危険な動物：トラ、タカ、ワニ等）は、避難所への持ち込みを禁止する。また、電気等の設備や特殊な装置・餌が必要な飼育動物は持ち込みを禁止することができるものとする。
- 飼育動物（身体障害者補助犬は含まない。）の飼育場所は居住スペースと別とし、飼い主へ通知・徹底する。
- 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、避難所運営組織が定めた飼育ルールを遵守して行う。
- 飼育動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 飼育動物の避難場所の運営上、適正管理・公衆衛生等問題が生じている場合は、速やかに市に指導、助言を求め問題解決に努める。



【災害時における動物救護体制】  
（東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）より）

## 第11章 学校等の災害応急措置

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 情報の収集・伝達 ○情報の収集・伝達 【避難所班、子ども支援班、学校長等】						
第3節 園児・児童・生徒、施設等の安全確保 ○避難の指示 ○避難誘導 【学校長等、教員・職員】 ○施設内待機と引渡し 【学校長等、教員・職員、避難所班、子ども支援班】 ○食料の提供 【学校長等、教員・職員】 ○施設の安全確保 【学校長等、教員・職員、避難所班、子ども支援班】						
第4節 一次避難所の開設協力 ○一次避難所の開設協力 【学校長等、避難所班】						
第5節 休日・夜間等に災害が発生した場合の園児・児童・生徒・教員・職員の安否確認 ○安否確認 ○リストの作成 【学校長等】						

※ 学校等とは、小中学校、保育園、学童保育所を指す。

※ 学校長等とは、学校長、保育園長、子ども育成課長を指す。

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

発災直後は、園児・児童・生徒の生命・身体を守るための安全確保を最優先に行い、保護者に引渡しが可能となるまで学校、保育園、学童保育所に待機させる。学校については、初動活動期から応急活動期には地域による一次避難所開設・運営を支援する。復旧活動期には、避難所運営組織や関係機関と調整し、児童・生徒の応急教育を実施する。（応急教育・応急保育・学童保育の再開については、第20章第6・7・8節に示す。）

#### （2）所管部署

避難所班、子ども支援班、学校長等、教員・職員

## 第2節 情報の収集・伝達

- (1) 避難所班及び子ども支援班は、大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合、学校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長等は、避難所班から災害に関する情報を受けた場合、教員・職員等に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、園児・児童・生徒への情報伝達については、混乱を生じないように配慮する。
- (3) 学校長等は、速やかに園児・児童・生徒の安否、負傷状況の確認及び施設等の被害状況の調査を行い、避難所班・子ども支援班やその他関係機関に報告する。なお、勤務時間外に参集した場合は、教員・職員等の参集状況を把握し避難所班へ報告する。

## 第3節 園児・児童・生徒、施設等の安全確保

### (1) 避難の指示

学校長等は、的確に被害状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所の指示等を迅速に行う。

### (2) 避難誘導

学校長等及び教員・職員は、避難を要すると判断したとき、園児・児童・生徒を怪我のないよう安全な場所へ避難誘導する。

### (3) 施設内待機と引渡し

学校長等は、被害の状況や交通機関の運行状況により、保護者に引渡しが可能となるまでの間、学校等に待機させる。なお、待機状況について避難所班・子ども支援班に報告する。速やかな保護者への連絡に努め、引渡し準備をする。引渡しの際には、各家庭の被害状況・避難先等も確認しておく。

### (4) 食料の提供

小中学校については、待機中の児童・生徒等に対する食料として、学校長の判断により、一次避難所の備蓄品を活用することができる。また、状況により購入し対応する。

保育園、学童保育所については、あらかじめ当該施設に備蓄している食料があれば活用する。また、状況により購入し対応する。

### (5) 施設の安全確保

教員・職員等は、地震その他の災害による学校等施設の被災状況を調査する。被災箇所・危険箇所には、立入禁止措置等を講じるとともに、可能な範囲内において応急修理等の必要な安全措置を講ずる。

なお、学校長等は避難所班へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

#### 第4節 一次避難所の開設協力

被災地域からの避難者があった場合、学校長は、以下の措置を講ずる。

- (1) 学校長は、避難所班に避難所の状況を報告する。
- (2) 学校長及び教員・職員は、早期に地域住民による避難所運営体制が構築できるよう支援する。
- (3) 学校長は、開放スペースを指定し、避難者を速やかに受け入れる体制を整える。

#### 第5節 休日・夜間等に災害が発生した場合の園児・児童・生徒・教員・職員の安否確認

##### (1) 安否確認

学校長等は、被災した園児・児童・生徒・教員・職員の安否確認（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を行う。また、避難所外避難をした園児・児童・生徒の連絡先についても調査する。

- 教員・職員による調査
- 保護者からの連絡
- 市民防災組織その他防災関係機関の調査

##### (2) リストの作成

学校長等は、安否確認の調査結果をもとにリスト（名前、所在、連絡先）を作成し、園児・児童・生徒への連絡体制を確立する。

## 第12章 生活支援対策

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	応急活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 飲料水、生活用水の給水						
○需要の把握及び給水計画 【給水班、本部指揮所班】						
○応急給水の実施 【給水班、現地調査班、避難所班、 <b>秘書</b> 広報班】						
第3節 食料の確保・供給						
○需要の把握 【避難所班、全ての部・班、本部指揮所班】						
○調達・輸送 【物資調達班、物資配布班、給食班】						
○被災者への食料の配給 【避難所班】						
○医療機関、福祉施設等への食料の供給 【物資配布班】						
○食料配給の周知 【避難所班、 <b>秘書</b> 広報班】						
○炊き出しの実施 【給食班】						
第4節 生活必需品の確保・供給						
第5節 支援物資の受入・配分						
○支援物資の受入 【避難所班】						
○支援物資の保管・仕分け・輸送 【避難所班、物資調達班、物資配布班】						

## 第1節 基本方針と所管部署

### (1) 基本方針

生活支援対策として、水、食料、生活必需品、その他物資の供給を、ライフライン機能や市内の商業サービス機能が復旧し、被災者が自ら確保することが可能となるまでの当面の緊急措置として実施する。また、供給活動の実施が各機能の復旧上の支障とならないよう、実施主体・方法、サービスの内容・種類・規模等について、十分留意する。より切迫して必要とする被災者に対する生活救援対策を重点的に行い、広く被災者の生活再建を支援する。特に経済的理由で必要とされる生活救援サービスについては、生活保護法等関係法規もしくはその都度発動される東京都・国の特別措置により行う。生活救援対策の実施にあたっては、他区市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の実施体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。義援物資の受入・配分は、市災害対策本部が配分計画を立てて行う。

### (2) 所管部署

給水班、現地調査班、本部指揮所班、秘書広報班、避難所班、物資調達班、物資配布班、給食班

## 第2節 飲料水、生活用水の給水

### (1) 応急給水の必要量

発災直後～2、3日	1人1日 3リットル (飲料水)
-----------	------------------

### (2) 需要の把握及び給水計画

給水班は、災害が発生し給水機能が停止した場合は、応急給水が必要となる地域等の需要を把握するとともに、早急に給水計画を立案し、本部指揮所班に報告する。

<input type="checkbox"/> 給水機能停止区域・人口・世帯	<input type="checkbox"/> 施設被害の状況把握及び復旧の見込み
<input type="checkbox"/> 応急給水開始時期	<input type="checkbox"/> 給水拠点の設置場所

### (3) 応急給水の実施

#### ① 市民の備蓄飲料水

地震発生直後は、市民は自ら備蓄した飲料水を活用する。

## ② 応急給水

応急給水は、一次避難所の給水タンクと備蓄品、市内4か所の東京都の給水拠点（柴崎給水所、立川砂川給水所、立川栄町浄水所、市立松中公園内応急給水槽）で行う。

一次避難所で給水タンクの水量が不足する場合は、給水班が車に給水タンクを積載し、給水拠点から運搬給水を行う。給水タンクが廃止された一次避難所でペットボトルの水が不足する場合は、本部に連絡する。また、給水拠点での応急給水を補完するため、避難所内において、東京都水道局から貸与されたスタンドパイプを活用し、応急給水栓または消火栓からの給水にも配意する。応急給水活動については、一次避難所は避難所班、給水拠点は現地調査班がそれぞれ担当し、状況を給水班に報告する。

なお、応急給水栓や消火栓の使用にあたっては、東京都水道局の確認を要するので、使用する前に給水班を通じて確認を得ること。

また、病院、福祉施設等で緊急に給水を要する場合は、都知事へ要請を行う。

## ③ 周知

給水班は、給水拠点を設置し応急給水を始めたとき、秘書広報班に給水に関する広報を要請し、設置場所、給水時間、給水方法について市民への周知を図る。

## （4）防災拠点の飲料水備蓄

市役所は、地下に上水51 t、雑用水73 tの貯水槽を配備し、停電時も非常用発電機によりポンプアップが可能となっている。

## （5）避難所での飲料水等の確保

### ① 飲料水の確保

飲料水については、避難所に設置している給水タンク及び備蓄品で確保する。場合によっては、残留塩素の測定を実施した上で、応急給水栓や消火栓の使用も考慮する。

なお、応急給水栓や消火栓の使用にあたっては、東京都水道局の確認を要するので、使用する前に給水班を通じて確認を得ること。

※ 詳細については、「応急給水マニュアル」に定める。

### ② 生活用水の確保

生活用水については、近隣の火災の状況等を踏まえ、プールや防火水槽及び応急給水栓や消火栓の活用により、確保する。また、タクシー事業者との協定に基づき、生活用水の応急給水に対する井戸水の供給が行われる。さらに、子ども未来センターの災害対策用井戸の活用も図る。状況によっては、市内4か所の給水拠点施設やクリーンセンター「たちむにい」の井戸の使用も想定内である。

なお、応急給水栓や消火栓の使用にあたっては、東京都水道局の確認を要するので、使用する前に給水班を通じて確認を得ること。

## （6）農業用井戸等の活用

災害発生時にトイレ、風呂、洗濯等の生活用水として、協定締結済みの農業用井戸や民間で所有する井戸を活用する。

### 第3節 食料の確保・供給

#### （1）備蓄食料

食料については、一次避難所となる小中学校等にアルファ化米、おかゆ、クラッカー等を備蓄している。また、学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場、子ども未来センター、立川競輪場、女性総合センター及び東京都多摩広域防災倉庫には帰宅困難者用等に対応するための食料を備蓄しており、供給を行う。

※ 関連資料 「一次避難所備蓄品一覧」参照

#### （2）需要の把握

##### ① 供給対象者

食料の供給対象者は次のとおりである。

- 避難情報に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- 供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人（在宅避難者、車中泊避難者など）
- 帰宅困難者
- 災害応急対策活動の従事者
- 学校等の児童・生徒や教職員等
- その他必要と認められる人

##### ② 配給基準

大規模災害が発生した場合、発生から3日以内の食料は、備蓄食料、協定・協力団体、広域支援団体等からの調達品でまかなうものとする。

#### ■配給食料の目安

- 発災後1、2日目：市備蓄食料
- 〃 3日目：流通事業者、給食事業者など協定事業者の流通在庫食料
- 〃 4日目以降：市外（国、東京都など）の広域支援食料

##### ③ 需要の把握

本部指揮所班は、避難所班、各対策部と連携し、次の方法で食料の需要を把握する。

- 避難所での必要数は、避難所班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、各対策部が調査する。

#### （3）調達・輸送

##### ① 食料の調達

物資調達班は、把握された必要量に基づき調達計画を作成し、災害時協力協定店へ支援を要請する。他自治体からの調達については本部指揮所班を通じて要請する。

## ② 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、原則として支援物資集配拠点（泉市民体育館、柴崎市民体育館、東京都多摩広域防災倉庫、学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場）まで協定団体・業者等が行うが、必要な場合は物資調達班が行う。支援物資集配拠点では、物資配布班が物資の整理を行い、物資調達班が物流業者やボランティア等の協力を得て各避難所への配送を行う。給食班は備蓄の食料や支援を受けた食料を調理した上で、協定業者が運行する配送車により各避難所へ配送する。

## ③ 被災者への食料の配給

被災者への食料の配給は、原則として避難所に供給場所を設置して行う。

避難所における配給は、避難所運営組織が行う。

また、避難所班は、各避難所における食料の配給状況を把握・総括する。

## ④ 医療機関、福祉施設等への食料の供給

物資調達班・配布班は、救急告示医療機関、福祉施設等から食料の配給要請があった場合は、優先的に食料を調達・供給する。

## ⑤ 食料配給の周知

避難所班は、食料の配給を始めたとき、秘書広報班に食料の配給に関する広報を要請し、設置場所、配給時間、配給方法について市民への周知を図る。

## ⑥ 炊き出しの実施

炊き出しは、避難所運営組織が実施する。

学校給食東共同調理場及び学校給食西共同調理場では、備蓄している食料を中心に給食班が炊き出しを実施する。

必要な原材料、燃料等備蓄品で不足するものは、避難所班が把握し、物資調達班が調達する。

## 第4節 生活必需品の確保・供給

### （1）備蓄物資

備蓄物資として一次避難所となる小中学校等に、毛布、携帯トイレ、石鹸等を備蓄している。

※ 関連資料 「一次避難所備蓄品一覧」参照

## (2) 需要の把握

### ① 供給対象者

生活必需品の供給対象者は次のとおりである。

- 避難情報に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、居住ができなくなった人
- 供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人（在宅避難者など）
- 帰宅困難者
- 災害応急対策活動の従事者
- 学校等の児童・生徒や教職員等
- その他必要と認められる人

### ② 供給基準

生活必需品の供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲で行う。

### ③ 需要の把握

生活必需品の需要の把握については、「第3節 食料の確保・供給 (2) 需要の把握」に準じる。

## (3) 調達・輸送

生活必需品の調達・輸送については、「第3節 食料の確保・供給 (3) 調達・輸送」に準じる。

## 第5節 支援物資の受入・配分

### (1) 支援物資の受入

一次避難所における支援物資や物資調達班が調達した物資等の受入確認は、避難所班が行う。

### (2) 支援物資の保管・仕分け・輸送

一次避難所における支援物資の保管・仕分けは避難所班が、輸送は物資調達班が担当し、それぞれ物流業者やボランティア等の協力を得て行う。なお、支援物資集配拠点での支援物資の受入・保管・仕分けは、協定締結事業者と協力し物資配布班が行う。

#### ■支援物資集配拠点

- 協定締結事業者施設     泉市民体育館     柴崎市民体育館
- 東京都多摩広域防災倉庫
- 【二次集配拠点】
- 学校給食東共同調理場     学校給食西共同調理場

### (3) 支援物資の配布

市災害対策本部は、協議の上、支援物資の配分を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して行う。

## 第13章 帰宅困難者対策

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 事業所・学校等における安全確保						
第3節 駅周辺の混乱防止						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者の一時滞在施設等への受入</li> <li>○帰宅困難者への備蓄品の提供</li> <li>○帰宅困難者への情報提供</li> <li style="text-align: right;">○一時滞在施設等の閉鎖</li> </ul> <p style="text-align: center;">【本部指揮所班、<u>帰宅困難者対策班</u>、物資調達班、一時滞在施設を所管している班】</p>						
第4節 帰宅困難者の帰宅支援						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者の帰宅支援</li> </ul> <p style="text-align: center;">【本部指揮所班、一時滞在施設を所管している班、赤十字】</p>						
第5節 帰宅困難者等の臨時輸送						

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

駅周辺で発生することが予想される多数の帰宅困難者に対し、災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画及び帰宅困難者対策マニュアルに基づき、必要に応じて駅周辺の施設を利用して要配慮者等を優先し、一時滞在施設等への受入、保護を行う。また、二次災害を防止し、消火活動や救助活動の妨げとなることを防ぐため「むやみに移動を開始しない。」ことの周知を図り、各事業所及び警察と連携して駅前の混乱防止に努める。

また、市内を通過する帰宅困難者に対しては、赤十字奉仕団や東京都が協定している事業所と連携し、情報提供や休憩場所の提供など帰宅支援を実施する。

※ 詳細については、「災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画」及び「帰宅困難者対策マニュアル」による

#### （2）所管部署

本部指揮所班、帰宅困難者対策班、物資調達班、一時滞在施設を所管している班、各事業所・防災関係機関

### 第2節 事業所・学校等における安全確保

市は、事業所・学校等に対し東京都帰宅困難者対策条例（平成 25（2013）年 4 月 1 日施行）を周知し、事業所・学校及び施設の管理者は、災害が発生した場合、従業員、児童・生徒、施設利用者、来客者の安全を確保し、その保護を行うとともに、備蓄品を提供し一斉帰宅を抑制する。

また、駅周辺の混乱を事前に防止するために、交通機関の運行状況等の情報を交通事業者、テレビ、ラジオ等から収集し、帰宅できる者に対する的確な情報提供と帰宅への支援を行う。

### 第3節 駅周辺の混乱防止

#### (1) 帰宅困難者の一時滞在施設等への受入

市は、施設管理者と協力して駅周辺の混乱を防止するために、国営昭和記念公園等の駅周辺の公共施設や東京都施設、民間施設を帰宅困難者の一時滞在施設や一晚滞在施設（以下「一時滞在施設等」という。）として指定し、最大3日の受入を行う。

各一時滞在施設等は、帰宅困難者を受け入れるための準備を行う。

※ 関連資料 「立川駅帰宅困難者一時滞在施設一覧」、「立川駅帰宅困難者一晚滞在施設一覧」参照

#### (2) 帰宅困難者への備蓄品の提供

市は、一時滞在施設等に受け入れた帰宅困難者に対し、水（飲料水入りペットボトル）、食料（アルファ化米、クラッカー）、その他の物資（特に必要性の高いもの）の提供を行う。

また、協定を締結した民間事業所は事業所で準備した備蓄品等を帰宅困難者に提供する。

#### (3) 帰宅困難者への情報提供

市は、市防災行政無線、文字表示盤、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）にて情報提供を行う。

また、駅周辺施設管理者及び鉄道会社、バス会社、FMたちかわ、ジェイコム東京、駅前大型ビジョン管理者等の各事業所と協力して、一時滞在施設等、駅前大型ビジョン、文字表示盤等に交通機関の運行状況等を掲示し、帰宅困難者へ情報提供を行う。

- 駅前及び駅周辺の一時滞在施設等に交通機関の運行状況等を掲示する。
- 周辺市町村への案内マップを作成・配布する。
- ガソリンスタンドや郵便局での休憩場所の提供などについて、駅でアナウンスを行う。

## 第4節 帰宅困難者の帰宅支援

災害時は、一斉帰宅を抑制し混乱の発生を防ぐことが最も大切であるが、一方で徒歩帰宅者の発生も予想される。

市、東京都及び日本赤十字社は、混乱収拾後（安全確保後）に帰宅困難者の徒歩による帰宅において、次の支援を行う。

市の支援	市で開設した一時滞在施設等において、徒歩での帰宅者に対して、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。
東京都の支援	東京都（九都県市※）との協定により、災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア、ファストフード店、ファミリーレストラン等）、災害時サポートステーション（東京都石油業組合加入のガソリンスタンド）に指定されている事業者及び都立学校において水道水、トイレ、道路情報等の提供等を行う。
日本赤十字社の支援	登録ボランティアとの協力により、帰宅困難者の帰宅支援のために、主要な道路に簡易な支援所：赤十字エイドステーションを設置し、帰宅困難者の帰宅の支援を行う（砂川エイドステーション）。 ○ 支援内容：飲料水の配布、応急手当、帰宅支援に必要な情報の提供など必要に応じ組み合わせで行う。 ○ 開設時期・時間：災害発生直後・6時間以上 ○ 活動主体：立川市赤十字奉仕団及び周辺住民などの協力者

※ 九都県市・・・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

## 第5節 帰宅困難者等の臨時輸送

事業所や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、救助・救急活動が落ち着くと考えられる発災後4日目以降、順次帰宅することが予想される。

長期間にわたり鉄道等の運行が停止した場合には、運行可能なバス、タクシー等により帰宅困難者の搬送を行うが、その輸送力には限りがあるため、要配慮者の搬送を優先的に行う。

### 【一時滞在施設と災害時帰宅支援ステーション】

- 一時滞在施設とは、災害時、鉄道等の交通機関が停止し立川駅周辺に帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者が一時的（最長3日）に滞在できる施設であり一般的な避難所とは異なる。なお、立川市では「一晩の滞在」を想定した一晩滞在施設の指定も行っている。
- 災害時帰宅支援ステーションとは、災害時、徒歩帰宅者を支援するため、水道水、トイレ、情報などを提供するコンビニエンスストア、ファストフード店、ファミリーレストランなどの協力事業所店舗であり九都県市と帰宅困難者支援協定を締結している。

## 第14章 要配慮者への対応

発災	24 時間	72 時間	1 週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 要配慮者への支援内容			
第3節 要配慮者に関する情報の収集及び提供			
○関係機関との連携 【生活支援班、子ども支援班、ボランティア班、消防署、警察署】			
○相談窓口の開設 【生活支援班、子ども支援班、ボランティア班、 <b>秘書</b> 広報班】			
○災害情報の提供 【本部指揮所班、 <b>秘書</b> 広報班、ボランティア班】			
第4節 安否確認と福祉ニーズの把握			
○安否確認・所在の把握 【生活支援班、子ども支援班】			
○要配慮者の実態調査 【生活支援班、子ども支援班】			
第5節 避難誘導と避難所での対応			
○避難所での留意事項 【避難所班】			
第6節 緊急援護の実施			
○施設援護 【生活支援班、子ども支援班】			
○二次避難所・福祉避難所での援護 【生活支援班、子ども支援班、二次避難所・福祉避難所を所管している班】			
第7節 要配慮者向け応急仮設住宅等の供与と復旧期ケア対策			
○要配慮者向け応急仮設住宅等の供給計画案の作成等 【生活支援班、建物班】			
○復旧期ケア対策の実施 【生活支援班、医療救護班】			

## 第1節 基本方針と所管部署

### （1）基本方針

要配慮者は、災害発生時または災害発生のおそれがある場合に、災害情報の把握及び避難に時間を要することが想定される。

このため、市は避難行動要支援者支援制度に基づき避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者については、平時より避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、情報把握に努めるとともに、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮した上で、同意者については、消防署、警察署、自治会、市民防災組織、民生委員・児童委員等と情報を共有する。

災害発生時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報に基づき迅速に安全確保及び安否確認、避難支援を実施する。

災害発生時または災害が発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要な範囲で未同意者を含めて避難行動要支援者名簿を支援団体及びその他地域団体等に対し、提供する。

※ 詳細については、「避難行動要支援者避難支援マニュアル」による。

### （2）所管部署

生活支援班、子ども支援班、ボランティア班、秘書広報班、避難所班、二次避難所・福祉避難所を所管している班、建物班、医療救護班

#### ■担当所管と対象者

生活支援班 医療救護班	高齢者 障害者 妊婦 病人等
子ども支援班	乳幼児
ボランティア班	外国人

## 第2節 要配慮者への支援内容

情報提供、安否確認、避難誘導（支援）、避難生活支援については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、自治会や市民防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、協定先のタクシー事業者などと連携し実施する。なお、乳幼児、学童の避難誘導（支援）は、保護者・施設管理者が行い、外国人については、事前に周知活動を行うものとする。

## 第3節 要配慮者に関する情報の収集及び提供

### （1）関係機関との連携

生活支援班、子ども支援班、ボランティア班は、消防・警察等の関係機関や関係団体等と連携・協力し、要配慮者の安否・避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。

## （2）相談窓口の開設

生活支援班等は、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体との連携を図りながら福祉に関する情報提供・相談業務を実施するため、秘書広報班が設置する「被災者総合支援センター」に必要な相談要員を派遣する。

## （3）災害情報の提供

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙・インターネット・メール配信）により広報を行う。

視覚障害者に対しては、市ホームページ（音声読み上げ機能）、ジェイコム東京（音声情報）、FMたちかわで情報提供を行うほか、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じての広報を行う。

外国人へは語学ボランティアを活用し情報提供を行い、また、国際交流団体や支援団体に協力を求め、多言語の広報資料を発行する。

避難所に、文字放送テレビの設置、手話通訳者、要約筆記者の派遣等に努める。また、在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員を通じて、必要な情報提供を行う。

## 第4節 安否確認と福祉ニーズの把握

地震発生後、「避難行動要支援者避難支援マニュアル」に基づき安否確認、避難支援などの確な措置を取る。

また、病院や福祉施設等、要配慮者を受け入れている施設の管理者は、地震発生後、要配慮者と施設の被害状況の把握を行う。

生活支援班、子ども支援班は、避難所等を調査し福祉ニーズの把握に努める。

### （1）安否確認・所在の把握

#### ① 地域の支援組織（自治会、市民防災組織）、民生委員・児童委員等

各支援者は、震度4以上の地震が発生した場合には、自身の安全確保を実施したのち、「避難行動要支援者避難支援マニュアル」に基づき避難行動要支援者の安否確認及び市への報告を行う。

市は、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合には、未同意者の避難行動要支援者名簿を提供し、名簿掲載者の避難支援・安否確認を支援団体等に依頼する。また、事前の同意に基づいて作成された個別避難計画を活用し、個別避難計画対象者の避難支援・安否確認を支援団体等に依頼する。各支援者は、集約した安否確認結果を市へ報告する。

その他地域支援団体等に安否確認を依頼する場合には、了承を得る。

- ※ 「支援団体」とは、市と協定を締結し名簿情報を共有した団体をいう。
- ※ 「その他地域支援団体等」とは、市と協定を締結していない地域の団体・者をいう。
- ※ 上記、両方を指す場合には、「支援団体等」とする。

## ② 社会福祉施設の管理者

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、地震発生直後、速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保する。また、入所者、利用者及び職員の安否の確認・所在の把握を行うとともに、施設や利用者の被害状況を福祉医療部等各所管課に連絡する。

## （2）要配慮者の実態調査

生活支援班・子ども支援班は、要配慮者に適切な援護を実施するため、発災後2～3日目を目途に、避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を行う。

### ① 避難所の要配慮者

生活支援班・子ども支援班は、避難所管理者の協力を得て、高齢者及び障害者、児童等を対象として、健康状態、日常生活動作（ADL）、養育に欠ける児童の有無等を調査する。

### ② 在宅の要配慮者

民生委員・児童委員は、65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、配慮が必要な高齢者や障害者、児童等の生活状況を把握する。

### ③ 巡回相談の実施

生活支援班・子ども支援班は、避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

## 第5節 避難誘導と避難所での対応

### （1）地域の役割

自治会や市民防災組織は、平常時から地域内の避難行動要支援者の避難支援を行うため、実態把握に努めるとともに、災害発生時には、年齢、性別、障害の程度等によるニーズの違いに配慮した支援を行う。

### （2）避難所での留意事項

避難所運営に関して要配慮者への支援について、以下の点に留意する。

- ① 要配慮者はできるだけ環境の良い場所で避難生活をできるように配慮する。
- ② 視覚障害者・聴覚障害者・外国人等への災害情報の提供に配慮する。
- ③ 避難所と定める施設では、障害者や高齢者等が健常者とともに避難所生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。
- ④ 障害の程度や体力または病状等により、一次避難所での生活が困難な避難者については、二次避難所、福祉避難所または適切な施設へ移動する。

## 第6節 緊急援護の実施

要配慮者の実態調査の結果に基づき、必要な場合は緊急医療救護所や医療機関の医師等の意見を求めた上、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり、緊急援護を実施する。

- ① 要保護世帯の高齢者、障害者等援護を必要とする者については、生活保護ケースワーカーが関係者と十分連携し、適切な対応を図っていく。
- ② 近隣地方公共団体等と、要配慮者の受入及び応援職員の派遣等に関して、協力体制を確立しておき、震災後には必要に応じて協力を要請する。

### （1）施設援護

#### ① 救急入院・緊急一時入所

避難所での生活が困難で、援護を必要とする要配慮者または被災による事情により在宅で十分に介護できない者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者入所施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

#### ② 在宅援護

##### ア ホームヘルプサービス

震災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣する。

##### イ 入浴サービスの実施

入浴の困難な在宅の寝たきり老人等に入浴サービスを実施する。

##### ウ 介護・看護方法の訪問指導

生活支援班の保健師は、要配慮者の介護、看護を随時指導し、必要な医療ケアの確保に努める。

##### エ 日常生活用具の給付

日常生活用具を速やかに確保するとともに、日常生活用具を迅速に給付する。

##### オ 外出支援の確保（ガイドヘルパー等の派遣）

外出の困難な重度の視覚障害者や知的障害者に対して、ガイドヘルパー等を速やかに派遣する。

## （2）二次避難所・福祉避難所での援護

学習等供用施設や児童館などを二次避難所、福祉作業所や保育園等を福祉避難所として利用し、さらに必要な場合には地域福祉サービスセンター、利用可能なホテル等の宿泊施設を活用するほか、協定先の市内社会福祉法人、医療法人と連携して、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者を受け入れる。

なお、福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定（令和3（2021）年5月）により要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、対象となる施設においては、あらかじめ指定された要配慮者の災害時の受入が必要となる。また、あらかじめ指定されていない要配慮者が何らかの事情で施設に避難してきた場合も事前に想定の上、受け入れる方針とすることが必要となる。

## 第7節 要配慮者向け応急仮設住宅等の供与と復旧期ケア対策

### （1）要配慮者向け応急仮設住宅等の供給計画案の作成等

要配慮者向け応急仮設住宅等の供与は、「第20章生活安定対策、第5節応急仮設住宅等の供与」により行うが、生活支援班は、建物班に協力し、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

- 要配慮者の住宅仕様ニーズを把握する。
- 要配慮者が優先的に入所できるよう配慮する。

### （2）復旧期ケア対策の実施

生活支援班及び医療救護班は、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅等に必要な措置として復旧期ケア対策を、概ね次のとおり行う。

- 要配慮者向け応急仮設住宅等へスタッフの派遣
- 医師会や医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向けサービスの実施
- グループホーム入所者への支援措置

### （3）復旧期ケア対策に関する相談受付業務

被災者総合支援センターにおいて、相談受付業務を行う。

## 第15章 行方不明者の捜索・埋火葬

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 行方不明者の捜索及び調査			
○ <u>行方不明者届の受付</u>			
【警察署】			
○行方不明者の把握			
【警察署、現地調査班、医療救護班】			
○行方不明者の捜索			
【警察署、消防班】			
第3節 遺体の処置			
○遺体の処置			
【生活支援班、物資配布班】			
第4節 遺体の埋火葬			
○火葬の相談と火葬許可証の発行			
【現地調査班】			
○火葬場の運営支援		○身元不明遺体の遺骨の取り扱い	
【生活支援班】		【生活支援班】	
○他市火葬場への応援要請			
【生活支援班】			

### 第1節 基本方針と所管部署

#### (1) 基本方針

災害発生直後（発災後72時間を目安とする。）においては、生存者救出を最優先として、行方不明者の捜索を行う。遺体の捜索から火葬までの措置は、発災後10日以内完了を目標として行う。遺体の検視、検案は、令和2（2020）年8月に災害時における遺体の収容、安置等について締結した協定に基づき、葬祭事業者の施設・設備の活用を基本とする。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかった場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。実施にあたっては、各部の行う復旧対策と連携し活動を行うとともに、東京都・他市町村・道府県・関係機関・団体・協定事業所・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

#### (2) 所管部署

警察署、消防班、医療救護班、物資配布班、現地調査班、生活支援班

## 第2節 行方不明者の捜索及び調査

### （1）行方不明者届の受付

警察署は、現地調査班と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者届の受付及び届出リストの作成を行う。

### （2）行方不明者の把握

警察署と現地調査班は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- ① 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ② 「届出」のリストを市に1部送付する。
- ③ 市（現地調査班）は、「届出」リストを、「避難者名簿（避難所班）」、「医療実施状況（医療救護班）」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者をリストアップする。また、その結果を警察署へ連絡する。

### （3）行方不明者の捜索

#### ① 対象者

災害により現に行方不明の状態にある者

#### ② 実施機関

災害救助法が適用された場合は、都知事の委任を受けて市長が実施する。  
災害救助法が適用されない災害の場合は、市長が実施する。

#### ③ 行方不明者の捜索方法

消防班は、人員及び捜索機器を確保し捜索にあたるものとする。

行方不明者の捜索は、警察と連携を取り、状況によっては自衛隊の協力を得て実施するものとする。

#### ④ 捜索の期間

行方不明者の捜索を行う期間は、原則、地震発生の日から10日間とする。

11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要がある場合は、捜索期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事へ申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間の延長をする理由（具体的に）

エ その他（期間の延長をすることによって捜索される行方不明者の数等）

#### ⑤ 行方不明者を発見した場合の措置

捜索者は、行方不明者を発見したときは直ちに保護するとともに、警察署及び市に連絡し、警察署は届出人その他関係者に連絡する。

捜索活動中に遺体を発見したときは、警察署及び市に連絡し、行方不明者との関連性を調査する。発見した遺体は、現地最寄りの遺体収容所に生活支援班が調整を図り収容し、検視へつなげる。

### 第3節 遺体の処置

#### (1) 遺体の処置方法

##### ① 遺体の収容等

大規模震災時には多数の死者が発生するおそれがあるが、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、遺体の収容から引渡しまで適切に行う。

行方不明者の遺体を発見したときは、警察署及び市等連絡する。

発見された遺体は、遺体収容所（協定締結葬祭事業者等）に搬送し、警察署より派遣された検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。

##### ※ 検視・検案

検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

#### ■遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ

##### ア 遺体収容所への搬送

遺族等による搬送が困難な遺体を、検視・検案のため、市または協定事業所等が指定された収容所へ搬送する。

##### イ 遺体収容の受付

受付は、生活支援班、警察署が協力して行う。発見状況の聴取、検視カード・検視一覧表の作成、一連番号を付与する。

##### ウ 検視・検案

- 検視：警察署より派遣された検視班は、遺体の検視及びこれに必要な措置を行う。
- 検案：東京都（監察医務院）より派遣された検案医は、遺体の検案、死体検案書の作成及びその他必要な措置を行う。

##### エ 遺体の安置

検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。

##### オ 遺体の引渡し

生活支援班は、遺体引渡所を設け、遺族が判明している場合は検案書を交付し、遺留品と共に遺体を引き渡す。

##### ② 身元不明遺体の身元確認等

身元のわからない遺体（以下「身元不明遺体」という。）については、警察署、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

## （2）遺体処置の期間

遺体の処置は、地震災害が発生した日から10日以内に完了するものとする。

11日目以降も遺体の処置を行う必要がある場合は、処置期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事へ申請する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ④ その他（期間の延長をすることによって処理される遺体の数等）

## 第4節 遺体の埋火葬

### （1）対象者

地震災害時に死亡した者のうち、その遺族が混乱期のため、埋火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として行うものとする。

### （2）実施機関

災害救助法が適用された場合は、都知事の委任を受けて市長が実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合は、市長が実施する。

### （3）遺体の埋火葬方法

埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡し、遺族により実施する。

身元不明遺体については、一定期間内に処置することが望ましいので、次の要領で市が火葬を行う。

- ① 身元引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、生活支援班が死体火葬許可証の申請手続きを取る。
- ② 遺体が多数もしくは、その他やむを得ない事情のため、市の火葬場で処理できない場合は、東京都に連絡し、都内他市町村火葬場の協力を要請する。
- ③ 生活支援班は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。

### （4）火葬の相談と火葬許可証の発行

現地調査班は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、原則として、安置所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続きなどの相談に応じる。

また、遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。特に東京都が広域火葬体制を執った場合、現地調査班（市民課）はその旨を市民へ周知するとともに、東京都保健医療局で割り振りをした火葬場と必要な調整を図り、その窓口として対応する。

火葬許可証の発行については、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう体制を整える。また、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより速やかな火葬に努める。

#### （5）身元不明遺体の遺骨の取り扱い

生活支援班は、安置所の閉鎖に伴い、身元不明の遺骨・遺留品を保管する場所を確保する。  
身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者取り扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

#### （6）埋葬の費用

埋葬に関する支出費用は、災害救助法を基準とする。

#### （7）火葬の場所

火葬場所は、立川聖苑（羽衣町3-20-18）とする。

#### （8）火葬場の運営支援

生活支援班は、火葬場の運営支援を行う。

#### （9）他市火葬場への応援要請

##### ① 応援要請

生活支援班は、立川聖苑が地震等の被害により使用できない場合及び火葬場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、東京都へ広域火葬の応援・協力要請を行う。また、必要に応じて他市の火葬場へ応援要請を行う。

##### ② 遺体の搬送

市外への遺体の搬送については、遺族による業者対応を基本とし、必要に応じ協定事業所、関係機関等に車両による搬送を要請する。

#### （10）埋火葬の期間

遺体の埋火葬は、地震災害が発生した日から10日以内に完了するものとする。

11日目以降も遺体の埋火葬を行う必要がある場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事へ申請する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ④ その他（期間の延長をすることによって埋火葬される遺体の数等）

#### （11）埋火葬に関する書類

市は、下記の書類を作成、整理する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳

## 第16章 災害廃棄物処理

発災	24時間	72時間	1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署				
第2節 廃棄物の処理				
○災害時のごみ処理 【ごみ対策班】				
○災害廃棄物仮置場の確保 【政策班、復旧班、ごみ対策班】				
○避難所ごみ対策 【ごみ対策班】				
第3節 ごみ処理施設				
○被害の把握と応急措置 【ごみ対策班】				
○施設被害報告 【ごみ対策班】				
○応急復旧措置 【ごみ対策班】				
第4節 し尿処理方法				
○避難所 【避難所班】				
○被災地域 【ごみ対策班、本部指揮所班】				
第5節 災害用トイレの設置				
○災害用トイレの設置 【避難所班】				
第6節 し尿の運搬と処理				
○し尿の運搬と処理 【ごみ対策班、下水道施設班】				

## 第1節 基本方針と所管部署

### (1) 基本方針

廃棄物については、被害甚大な地域及び避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。また、市民へはごみの分別と排出抑制への協力を要請するとともに、東京都や協定自治体の支援を得て収集を実施する。

廃棄物の処理については、公園、横田基地周辺国有地を確保後、仮置場を設定し、搬出動線の簡略化と車両運用や廃棄物処理の効率化を図る。

し尿処理については、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。この措置が困難な区域については、仮設トイレの設置により収集する。仮設トイレ、バキュームカー、その他の収集用資機材及び処理場等の確保については、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業許可業者の全面的な協力を得ながら東京都を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

災害廃棄物には、アスベスト含有建材が含まれる可能性がある。これらの廃棄物については、関係法令及び環境省等のガイドラインに基づき、アスベストの飛散防止を徹底した上で、適切に分別、収集、運搬、処分を行う。

※ 詳細については、「災害廃棄物処理計画・マニュアル」に定める。

### (2) 所管部署

政策班、ごみ対策班、本部指揮所班、下水道施設班、復旧班、避難所班

## 第2節 廃棄物の処理

### (1) 災害時のごみ処理

災害時にはあらゆる廃棄物が同時・大量に排出されるが、季節によって保健衛生上の観点から、一層迅速な処理が必要とされるため、災害廃棄物処理対策本部を設置し「立川市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、処理の基本方針を明らかにした災害廃棄物処理実施計画を策定する。

具体的には、被災状況（廃棄物処理施設、収集車両等）及び災害廃棄物の発生量を的確に把握し東京都へ報告するとともに、「燃やせるごみ」を住宅密度の高いところから収集するなどとし、道路交通の状況によっては夜間収集も検討する。

建物を解体する必要がある場合、現地調査班の協力により、権利関係等を確認しながら手続きを進める。既存の収集態勢づくりとあわせ、災害規模によっては、支援協定等により、速やかに他市・民間の応援を要請する。

一方、市民に対しては、ごみの収集計画等を広報するとともに、分別や排出抑制の協力を呼びかけることで、分別の徹底がスムーズな処理につながり重要であることの理解を求める。

### (2) 災害廃棄物仮置場の確保

災害廃棄物の迅速な収集、処理を実施するため、仮置場を確保する。

仮置場は周辺環境に配慮しながら、市内の北部と南部のそれぞれ1 か所に概ね1 ha以上の空地を第一仮置場、北部に1 ha以上の空地を第二仮置場、西部2 ha以上の空地を第三仮置場として確保する。

なお、廃棄物の発生状況により仮置場が不足する場合は、公有地に限らず、民有地の活用も図る。

仮置場の設定については、周辺の状況や接道の状況を考慮するとともに、建設型応急住宅建設用地の確保など他の応急復旧対策との調整を図る。

### （3）避難所ごみ対策

多数の避難者が生活することから保健衛生面等から毎日収集等が必要となり、一般の廃棄物処理とは別ルートでの収集計画を講じておく必要がある。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等、一時大量に発生するものについて、再利用・リサイクルの方策とあわせ、その処理計画を定めておく。

### （4）不法投棄対策

排出ルールの流れとともに、不法投棄が長期間発生することが予測され、これに対する防止・処理対策を講じる。

## 第3節 ごみ処理施設

### （1）被害の把握と応急措置

各施設管理者は、地震発生直後に建物や設備・人的被害やライフライン被害等を調査把握し、必要な応急措置を実施する。

### （2）施設被害報告

各施設管理者は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに災害廃棄物処理対策本部で集約した上で、本部指揮所班へ報告する。

### （3）応急復旧措置

各施設は、被害状況を踏まえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。

### （4）広域的処理・処分

施設の早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理（市域外処理）についても検討を行う。

## 第4節 し尿処理方法

### （1）避難所

被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所の状況を判断し、災害用トイレ（マンホールトイレ、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ等）の利用により避難者等のし尿を処理する。

### （2）被災地域

在宅避難者や、ライフラインの被害により水洗トイレの使用が不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

### (3) 市民、事業所の協力

携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄に努め、災害時における地域の衛生環境の維持を行う。

## 第5節 災害用トイレの設置

### (1) 災害用トイレの設置基準

一次避難所での災害用トイレの設置数は、50人に1基の割合で設置する。

仮設トイレを設置する際には、し尿の収集が容易な場所として、塀や壁際に設置することを基本としつつ、高齢者・障害者・女性・子ども等の安全性とプライバシーの確保に配慮しながら、多目的トイレの検討や設置場所の選定を行う。

### (2) 災害用トイレの設置

#### ① 初動対応

一次避難所となる小中学校（旧多摩川小学校、旧若葉小学校を含む。）30 か所に整備したマンホールトイレを設置する。また、避難者の状況により、備蓄している携帯トイレ、仮設トイレあるいは簡易トイレの活用を考慮する。

#### ② 後続対応

50人に1基の割合に対し不足する部分については、資器材レンタル業者や広域支援等により対応する。

## 第6節 し尿の運搬と処理

廃棄物処理業者との協定に基づき、避難所等から発生するし尿を衛生面に配慮し、収集・運搬する。なお、運搬車両が不足する場合は、広域支援を要請し、運搬体制を確保する。

受入先については、東京都下水道局流域下水道本部との「覚書」に基づき、多摩川上流水再生センター及び北多摩二号水再生センターへ搬入し処理する。

## 第17章 安全確保対策

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 被災建築物応急危険度判定の実施			
○判定員の確保と受入体制			
○判定作業の準備・実施			
【建物班】			
○判定作業の広報			
【建物班、 <u>秘書</u> 広報班】			
第3節 被災宅地危険度判定の実施			
○宅地判定士の確保と受入体制			
○判定作業の準備・実施			
【復旧班】			
○判定作業の広報			
【復旧班、 <u>秘書</u> 広報班】			
第4節 防疫体制の確立			
○防疫対策の内容			
【環境対策班、医療救護班、避難所班、給水班、保健所】			
第5節 火薬類、高圧ガス(LPGを含む。)、危険物、毒物、劇物取扱施設等の応急措置			
○災害発生時の対応			
【消防班、消防署】			
○有害物質等の下水道への流入事故時の対応			
【下水道施設班、消防署、 <u>東京</u> 都下水道局】			
第6節 危険動物の逸走時の対策			
○危険動物の逸走時の対策			
【環境対策班、本部指揮所班、 <u>秘書</u> 広報班】			
第7節 被災地の警備・防犯			
○被災地の警備・防犯			
【本部指揮所班、警察署】			

### 第1節 基本方針と所管部署

#### (1) 基本方針

本章では、本震後の余震等による建物倒壊リスクの判断方法や、二次災害が発生する危険性がある危険物・毒劇物取扱施設の応急措置方法のほか、避難所へ搬入された食品の衛生問題、被災地の防犯に関する対策等を定める。

## (2) 所管部署

建物班、秘書広報班、復旧班、環境対策班、医療救護班、避難所班、給水班、消防班、下水道施設班、本部指揮所班、消防署、警察署、保健所、東京都下水道局

## 第2節 被災建築物応急危険度判定の実施

※ 詳細については、「立川市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」による。

### (1) 被災建築物応急危険度判定制度の位置付け

余震等による被災建築物の倒壊等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、災害後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定員（被災建築物応急危険度判定を行うものとして、講習を修了した者、以下「判定員」という。）の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行う。

### (2) 判定員の確保と受入体制

応急危険度判定の詳細内容については、以下のとおりとする。

#### ① 判定員の要請

市は、災害発生後建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は応急危険度判定実施の決定を行い、判定員に参集を要請するとともに災害の規模に応じて、東京都へ判定員の派遣要請を行う。

#### ② 判定作業の準備・実施

建物班は、判定作業実施の当日までに以下の準備を行い、判定がスムーズに行えるようにする。

判定作業にあたっては、損傷した建築物からのアスベスト含有建材の飛散防止に最大限配慮する。判定員及び関係者は、必要に応じて適切な保護具を着用する。

- ア 判定マップと判定街区の割り当て
- イ 判定員受入名簿と判定チーム編成
- ウ 判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品
- エ 判定建物の範囲（規模、用途）

#### ③ 判定作業の広報

建物班は、秘書広報班を通じて、同報無線やマスコミ機関等を通じて、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

広報の主な内容は、以下のとおりとする。

- ア 危険度判定の必要性と目的
- イ 判定作業の内容
- ウ 判定対象建築物
- エ 判定作業の実施区域と実施時期
- オ 判定作業への協力要請
- カ その他注意事項
- キ 判定員の参集要請

■ 広報時の留意事項

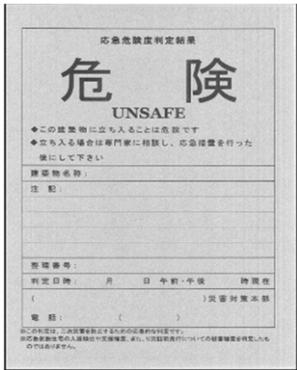
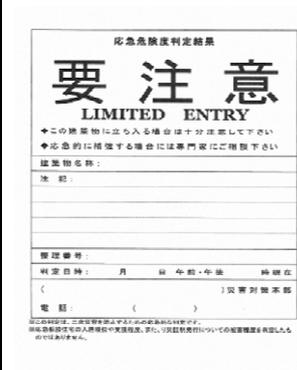
応急危険度判定結果により「危険」または「要注意」と判断された建築物については、二次被害防止の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

また、類似した調査として、宅地の危険度を判定するための「被災宅地危険度判定」や、り災証明書発行のための「住家被害認定調査」も実施されることから、市民が混乱をきたさないよう、これらの調査の違いについて、わかりやすい内容で広報を実施する。

④ 判定結果の表示

判定員は、応急危険度判定結果のステッカーを、判定した建築物の入口もしくは外壁等の見やすい位置に表示する。

被災建築物応急危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険（赤色）	要注意（黄色）	調査済（緑色）
ステッカー			
判定内容	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入可能である。	建築物の損傷が少ない。

⑤ 判定結果の集計・報告

判定員は判定終了後、当日の判定結果を建物班に報告する。

### 第3節 被災宅地危険度判定の実施

#### (1) 被災宅地危険度判定制度の位置付け

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止・軽減し、市民の安全を図る。

#### ■被災宅地危険度判定士とは

東京都においては、①宅地造成等規制法または都市計画法に規定する設計資格を有する者②国または地方公共団体等の職員で土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験のある者のどちらかのうち被災宅地危険度判定士養成講習会を受講した者(以下「宅地判定士」という。)が登録されている。

#### (2) 宅地判定士の確保と受入体制

宅地判定士の詳細については、以下のとおりとする。

##### ① 宅地判定士の要請

市は、災害発生後宅地の被害程度の概略把握を行い、宅地判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は宅地危険度判定実施の決定を行い、宅地判定士に参集を要請するとともに災害の規模に応じて、東京都へ宅地判定士の派遣要請を行う。

##### ② 宅地判定作業の準備・実施

前節(2)、②の再掲 建物班を復旧班に、判定員を宅地判定士に、判定建物を判定宅地に読み替える。

##### ③ 判定作業の広報

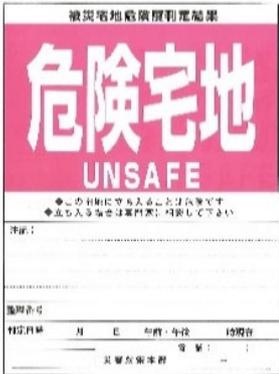
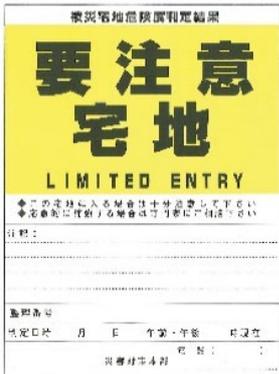
前節(2)、③の再掲 建物班を復旧班に、建築物を宅地に、判定員を宅地判定士に読み替える。

#### ④ 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、「危険：赤色」「要注意：黄色」「調査済：青色」の3色の被災宅地危険度判定ステッカーを宅地内の見やすい位置に表示する。

なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

被災宅地危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険（赤色）	要注意（黄色）	調査済（青色）
ステッカー			
判定内容	変状等が特に顕著で危険である。避難・立入禁止措置が必要。	変状等が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。また、変状が進行していれば避難も必要。	防災上の問題はない宅地、または、変状等は見られるが、当面は防災上の問題はない宅地。

#### ⑤ 判定結果の集計・報告

宅地判定士は判定終了後、当日の判定結果を復旧班に報告する。

#### ■ 「被災建築物応急危険度判定」、「被災宅地危険度判定」、「住家被害認定調査」の違い

	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定調査
実施目的	被災建築物の余震等による二次被害の防止	被災宅地の余震等による二次被害の防止	住家に係るり災証明書 の発行
調査員	被災建築物 応急危険度判定員	被災宅地危険度判定士	主に行政職員 (建築職問わず。)
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	判定した建築物に ステッカーを表示	判定した宅地内に ステッカーを表示	り災証明書に判定結果 を記録

## 第4節 防疫体制の確立

### (1) 防疫体制

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生やまん延を防止する。

環境対策班・医療救護班は、必要に応じ「防疫活動」、「消毒活動」、「保健活動」、「食品衛生指導」及び「環境衛生指導」などを実施する。

防疫活動の実施にあたり対応能力が十分でないとする場合は、東京都（保健医療局）及び保健所または立川市医師会、歯科医師会、薬剤師会に協力を要請する。

※ 詳細については、「被災者の健康マニュアル」、「避難所の衛生管理マニュアル」による。

### 【班別役割分担】

担当	活動種別	活動内容
環境対策班 医療救護班 避難所班	防疫活動	避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のための広報及び健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
環境対策班 医療救護班	消毒活動	患者発生時の消毒（指導） 避難所の消毒の実施及び指導
医療救護班	保健活動	健康調査及び健康相談の実施 広報及び健康指導
医療救護班 避難所班	食品衛生指導	炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積場所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 その他食品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 手洗いの励行 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 情報提供 殺菌、消毒剤の調整
環境対策班 避難所班 給水班	環境衛生指導	飲料水の残留塩素の確認 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保 避難所におけるハエや蚊の除去

## （2）防疫対策の内容

- ① 被災地や避難所における災害の種類、程度の情報を収集し、感染症発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認められるときは、飲料水の消毒や避難所における消毒、ねずみ、昆虫等（蚊、ハエ、ゴキブリなど）の駆除等を行う。
- ② 東京都が、活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
- ③ 被災地や避難所における感染症発生状況を把握する。
- ④ 感染症の流行状況を踏まえた予防接種を実施する。
- ⑤ 医療救護班により、被災市民に対する健康調査及び健康相談を行う。
- ⑥ 被災動物の保護は東京都や関係機関と協力して行う。

## （3）防疫活動の報告

防疫活動を行った場合には、被災戸数及び防疫活動の内容について、迅速に東京都保健医療局に報告する。

## 第5節 火薬類、高圧ガス（LPGを含む。）、危険物、毒物、劇物取扱施設等の応急措置

### （1）災害発生時の対応

事業所（危険物輸送車両を含む。以下同じ。）の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 危険物の流出及び爆発のおそれのある作業及び移送の停止
- ② 施設（危険物輸送車両を含む。以下同じ。）の応急点検
- ③ 火災の防止措置

### （2）当該施設災害発生時の対応

- ① 関係事業所の保安責任者等は、被害を最小限に止めるため、迅速かつ的確な通報を実施する。
- ② 各事業所が応急措置及び資機材の調達を行うことを原則とするが、市災害対策本部は、各施設で対応できない災害の通報を受理したときは、消防車両を現場に出動させ、災害防御にあたることも視野に入れる。また、状況に応じて現地対策本部を設置する。
- ③ 市災害対策本部は、消防署と密接な連絡を取り、協議の上、住民の避難方法を決定する。

### （3）有害物質等の下水道への流入事故時の対応

- ① 石油毒物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、消防署に通報するとともに、事業所に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、流達する東京都水再生センターのほか、管路工事部門、警察等に情報を提供する。
- ② 有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、関係機関との連絡を密にし、有害物質等にかかる災害情報の収集、伝達に努める。また、下水道管内で有害ガスが発生することが予想される場合、流達する東京都水再生センターのほか、管路工事部門や消防・警察等に情報を提供する。
- ③ 東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

## 第6節 危険動物の逸走時の対策

### (1) 対策内容と役割分担

市民が飼養している特定動物等(特定動物及び人に危害を加えるおそれのある危険動物)の逸走の通報があった場合には、関係機関の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対策内容
東京都総務局	情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
東京都保健医療局	情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
東京都産業労働局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
東京都建設局	都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警視庁	情報の受理と伝達、必要な措置
東京消防庁	情報の受理と伝達、被災者の救助及び搬送
市	事故時には必要に応じ、次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する避難の指示等</li> <li>・住民の避難誘導</li> <li>・避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・情報提供、関係機関との連絡</li> </ul>

## 第7節 被災地の警備・防犯

### (1) 警察署の警備体制

警察署長は、警察署に警備本部を設置して指揮体制を確立し、警備にあたる。

### (2) 協力体制

本部指揮所班は、被災地の防犯啓発活動を行う。また、関係各対策部は、その所管する施設や業務に基づき必要な「警備・防犯」活動の協力を行う。

## 第18章 ライフラインの応急対策

発災	24 時間	72 時間	1 週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 被災情報の収集・提供 ○被災情報の収集・提供 【本部指揮所班、給水班、下水道施設班、各ライフライン事業者】			
第3節 関係機関との連携 ○ライフライン施設関係機関等連絡協議会 【 <u>環境資源循環部</u> 、 <u>都市整備部</u> 、各ライフライン事業者、警察署、消防署】			
第4節 水道施設の応急対策（東京都水道局）			
第5節 下水道施設の応急対策 ○下水道施設の応急対策 【 <u>環境資源循環部</u> 】			
第6節 電気施設の応急対策（東京電力パワーグリッド）			
第7節 ガス施設の応急対策（東京ガスグループほか）			
第8節 電話の応急対策			

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

地震発生後の市民生活や防災関係機関の復旧対策等に必要なライフライン施設（水道・下水道・電気・ガス・通信施設）の被害・復旧情報を迅速に収集伝達するシステムの構築、及び各ライフライン施設の応急対策を定める。

#### （2）所管部署

本部指揮所班、給水班、下水道施設班、環境資源循環部、都市整備部、各ライフライン事業者、警察署、消防署

### 第2節 被災情報の収集・提供

#### （1）情報の収集提供の方針

地震発生後、水道、下水道、電気、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報として位置付けられる。

ライフライン各社は、ライフラインの復旧情報を電話・FAX・地域系防災行政無線等により災害対策本部に提供し、災害対策本部が取りまとめて、防災関係機関、マスコミ等へ情報の提供を行う。

## （2）情報収集、伝達手段

情報発信元	情報提供先	伝達方法
給水班・下水道施設班	本部指揮所班	庁内電話、FAX、無線
ライフライン事業者	本部指揮所班	電話、FAX、無線
ライフライン事業者	市民	広報車、電話対応
<u>秘書</u> 広報班	市民	広報、広報車、防災行政無線
<u>秘書</u> 広報班	マスコミ	電話、FAX、記者会見
マスコミ	市民	テレビ、ラジオ、新聞

## 第3節 関係機関との連携

### （1）ライフライン施設関係機関等連絡協議会

ライフラインにかかる二次災害発生の未然防止や円滑な応急対策を実施するため、各ライフライン事業者の所管部、関係機関の実務担当者、立川警察署、立川消防署、各道路管理者からなる「ライフライン施設関係機関等連絡協議会」を災害対策本部内に設置する。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ○ 東京電力パワーグリッド    | ○ 東京ガスグループ     |
| ○ NTT東日本         | ○ 東京都水道局・下水道局  |
| ○ 北多摩北部建設事務所     | ○ 携帯電話各社       |
| ○ 立川警察署          | ○ 立川消防署        |
| ○ <u>環境資源循環部</u> | ○ <u>都市整備部</u> |

### （2）会議の開催と運営

会議は、災害発生後、市が各ライフラインの応急復旧状況に応じ必要と認めるとき、随時開催し、各ライフラインの応急復旧工事が概ね完了した段階で「道路調整会議」に移行する。

ライフライン施設関係機関等連絡協議会の運営は、都市整備部があたることとし、部会で協議する主な項目は、以下の事項とする。

#### ■主な協議事項

- |  |
|--|
| ○ 各ライフラインの被害情報の共有化                       |
| ○ 道路規制や被害状況等応急復旧関連情報の収集                  |
| ○ 応急復旧工事が必要な緊急度の高い施設（病院等主要公共施設）への優先順位の調整 |

## 第4節 水道施設の応急対策（東京都水道局）

### （1）初動対応

#### ① 動員体制

東京都水道局は、地震発生後、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、あらかじめ定めた配備基準に基づき職員が参集する。

## ② 情報収集

東京都水道局は、応急復旧を効率的に推進するために、また、市民等に状況を正確に把握してもらうために、初動期においては、以下に示す情報の収集を行うこととする。

- ア 水道施設の被害状況
- イ 管理施設の被害状況（庁舎、出先事業所施設等）
- ウ 断水地域、戸数
- エ 道路被害情報、交通情報
- オ 電気・通信障害に関する情報
- カ 関連業者の被害状況

## （2）応急対策活動

応急対策活動は、以下の活動を行う。

### ■主な活動内容

- 施設の点検
- 応急措置
- 復旧用資材の調達

## 第5節 下水道施設の応急対策

### （1）初動対応

#### ① 動員体制

地震発生後、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、立川市下水道事業業務継続計画に定めた配備基準に基づき職員を参集する。

#### ② 情報収集

環境資源循環部は、応急復旧を効率的に推進するために、また、市民等に状況を正確に把握してもらうために、初動期においては、以下に示す情報の収集を行うこととする。

- ア 管きょ、下水処理施設の被害状況
- イ 排水設備の被害状況

### （2）応急対策活動

応急対策活動は、以下の活動を行うこととし、詳細については環境資源循環部が定める「震災下水道応急対応計画行動マニュアル」及び「ポンプ場地震対策マニュアル」に基づき実施する。

### ■主な活動内容

- 施設の点検
- 応急措置
- 復旧用資材の調達

### （3）関係機関との連携

市長は、災害発生時において、本市の体制では早期の応急復旧が困難と判断される時は、東京都や各支援協定に基づき関係機関へ応援要請を行う。

## 第6節 電気施設の応急対策（東京電力パワーグリッド）

### （1）初動対応

地震が発生したとき、東京電力パワーグリッドは非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

#### ① 非常態勢の組織

非常態勢の組織は、本社及び本社が指定する事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として、編成し、非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。

なお、供給区域内（東京都の島しょは除く。）で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

#### ② 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本(支)部に参集する。

なお、供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。また、交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

#### ③ 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合、もしくは、供給区域内で震度6弱以上の地震の発生により、非常災害対策本(支)部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、非常災害対策本(支)部の下で行う。

#### ④ 情報連絡活動

災害が発生した場合は、第一線機関等の本(支)部長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

- ア 一般的被害情報等
- イ 東京電力の被害情報等

## （2）応急対策

### ① 資材の調達・輸送

#### ア 資材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、第一線機関等相互の流用または本社対策本部に対する応急資材の請求により速やかに確保する。

災害地及び当該第一線機関等との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予測される場合は、本社対策本部で復旧資材所要数を想定し、当該第一線機関等あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

#### イ 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力会社、電源開発株式会社からの車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

### ② 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

### ③ 災害時における応援の組織・運営

本社本部は、被害が多大な被災地の第一線機関支部等のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他総支社本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

### ④ 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかると見られる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

### ⑤ 災害時における電力の融通

立川市を含む地域の需給状況の悪化時には、電力広域的運営推進機関の指示に基づき、他の地域から電力融通を受ける。

### ⑥ その他

災害がきわめて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は東京都本部を経由して行う。

## 第7節 ガス施設の応急対策（東京ガスグループほか）

### （1）初動対応

東京ガスグループは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢を取る。）

### （2）応急対策

#### ① 震災時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所（LNG基地）、整圧所における送出入量の調整または停止等の措置
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- オ その他、状況に応じた措置

#### ② 応急措置

- ア 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ、施設の応急措置にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 地震発生直後に、「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- エ ガスの供給が停止した地区については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- オ その他現場の状況により適切な措置を行う。

#### ③ 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の流用
- ウ 他ガス事業者からの融通

### （3）復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、被災した地域施設や設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた下記の手順を基本に実施する。

- ① 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ② 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ③ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ④ 被害が一定以上の場合には、ガスメーター近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ⑤ 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
- ⑥ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修正や仮配管を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ⑦ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ⑧ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- ⑨ さらに必要に応じて次の対応を行う。
  - ア 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
  - イ 地震被害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
  - ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

### （4）広報活動

#### ① 広報内容

被害地区におけるガス機器使用上の注意事項、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧の見通し。

#### ② 広報手段

- ア テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
- イ NHK、民放各社に「マイコンメーターの復帰方法のビデオ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった市民自身で復帰できるように復帰手順を案内する。

※ 関連資料 「ガスメーターの復帰方法（復旧マイマップ裏面）」参照

## （5）ガス施設（東京ガスグループ）

### ① 施設の安全化対策

施設名	内容
製造施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保</li> <li>2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止</li> </ol>
供給施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強</li> <li>2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対策設備を整備</li> </ol>
通信施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ループ化された固定無線回線の整備</li> <li>2 可搬型無線回線の整備</li> </ol>
その他の安全装備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ（整圧器）には、感震・遠隔遮断装置を設置</li> <li>2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置</li> </ol>

### ② 整備計画

東京ガスグループ地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

#### ア 製造施設

- (ア) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
- (イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害の防止を図る。

#### イ 供給施設

- (ア) 導管を、高圧・中圧・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (イ) 全ての地区ガバナにS Iセンサーを設置し、ゆれの大きさ（S I値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

## （6）LPガス

### ① LPガスの供給

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

### ② LPガス施設の復旧対策

LPガスの使用の再開にあたっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、東京都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

## 第8節 電話の応急対策

### （1）初動対応

NTT東日本は、災害が発生するおそれのある場合、または発生した場合は、下記のとおりNTTグループが定める「防災業務計画」により対処する。

なお、他の通信事業者についても、重要通信を確保するとともに、災害時における電気通信の疎通確保と被害のあった場合には、被災通信設備の早期復旧に努めることとする。

#### ① 災害対策組織

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社、支社・支店等は、非常態勢に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ編成しておく。

### ■対策組織

対策組織	機能
情報連絡室	非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	大規模地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	緊急災害対策活動の実施

#### ② 動員

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織の長は、直ちに対策要員の動員を指示する。

#### ③ 指令伝達及び情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織相互の指令伝達及び情報連絡は情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

#### ④ 情報の収集、報告

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、必要な情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

#### ⑤ 社外関係機関との連絡

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡を取る。

⑥ 警戒措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害予報が発せられた場合、報道された場合、もしくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、必要な警戒の措置を取る。

(2) 応急対策

① 重要通信の疎通確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害等に際し、臨機に措置を取り、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

② 被災地特設公衆電話の設置

東地域会社、西地域会社は、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③ 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

⑤ 災害対策用資機材置場等の確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

## 第19章 災害時の交通規制・緊急輸送体制

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 災害時における交通規制実施要領 ○災害発生時の交通規制 【 <u>東京都</u> 、警察署、道路対策班】						
第3節 備蓄資器(機)材等の効果的な活用						
第4節 緊急輸送道路等の確保 ○東京都による緊急輸送道路等の確保 【東京都】 ○立川市による緊急輸送道路等の確保 【道路対策班】						
第5節 ヘリコプターの活用 ○ヘリコプターの活用 【政策班】						
第6節 鉄道等の輸送力の確保						

### 第1節 基本方針と所管部署

#### (1) 基本方針

災害時は、住民の避難路、緊急自動車、緊急通行車両等のため通行路を確保する必要がある。そのため、道路管理者及び交通管理者が災害対策基本法（以下「災対法」という。）、道路法及び道路交通法（以下「道交法」という。）に基づいて交通規制を行う。

また、道路障害が著しい場合は関係機関と連携し、緊急自動車、緊急通行車両等の通行路確保のための放置車両移動を実施するとともに、被害把握、負傷者等の搬送にヘリコプターを活用する。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、発災時の迅速な活動のため、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

#### (2) 所管部署

警察署、道路対策班、政策班、復旧班

## 第2節 災害時における交通規制実施要領

### (1) 被害状況の把握

道路対策班は、災害対策本部による情報収集のほか、東京都災害情報システムの活用、交通管理者・電力・ガス・通信事業者等との連携により、災害時の交通情報を収集する。

### (2) 道路法に基づく道路管理者の行う交通規制

直ちに道路上の障害物が除去できない場合、道路破損・決壊・その他の事由により交通が危険であると認められた場合、沿道建物の倒壊のおそれがあり交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合は、直ちに通行止め等の必要な措置を講じるとともに、所轄警察署等関係機関に報告する。

### (3) 災害発生時の交通規制 (警視庁)

警視庁は、大震災(震度6弱以上)が発生した直後、次により、交通規制を実施する。

また、大震災には至らない震度5強の地震発生時においても、交通の安全と円滑を図るため、道交法に基づく交通規制を実施する場合がある。

#### ① 第一次交通規制(災害発生直後)

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に從事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため第一次交通規制を実施する。

##### ア 環状7号線内側への一般車両の流入禁止

都心部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を実施する。

##### イ 環状8号線内側への一般車両の流入抑制

信号制御により、都心方向への流入を抑制する。

##### ウ 「緊急自動車専用路」の指定

次の路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号(日光街道 ほか)	国道17号(白山通り ほか)
国道20号(甲州街道 ほか)	国道246号(青山通り ほか)
都道8号ほか(目白通り)	都道405号ほか(外堀通り)
都道8号(新目白通り)	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

エ 東京都内できわめて甚大な被害が生じている場合被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

② 第二次交通規制（被害状況を確認した後）

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、緊急交通路の規制を災対法に基づき実施する。なお、第一次交通規制の緊急自動車専用路は優先的に、緊急交通路に指定される。さらに下記の代表的な路線のうち必要な路線が緊急交通路に指定される。

国道1号 (永代通り) ----- 国道1号 (第二京浜ほか)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号ほか (井の頭通りほか) ----- 都道7号(睦橋通り)	都道312号 (目黒通り)
都道315号 (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか) ----- 国道16号 (東京環状) ----- 国道16号 (大和バイパスほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号ほか (府中街道ほか)	都道18号 (鎌倉街道ほか)	都道20号ほか (川崎街道)	都道29号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道43号ほか (芋窪街道ほか)	都道47号ほか (町田街道)	都道51号 (町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号 (三鷹通り)	都道153号ほか (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号 (北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道256号 (甲州街道)	

※ 上記路線のうち、芋窪街道、五日市街道（都道7号）、中央南北線、八王子武蔵村山線、新奥多摩街道及び甲州街道の6路線が、立川市内を通過している。

※ 関連資料 「緊急交通路（警視庁）」参照

第3節 備蓄資器(機)材等の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、警視庁のサインカー等の規制用車両を有効活用するほか、規制資器(機)材用簡易倉庫に収納している移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

## 第4節 緊急輸送道路等の確保

### （1）東京都による緊急輸送道路等の確保

#### ① 緊急道路障害物除去路線

災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。

- ア 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- イ 緊急輸送道路（東京都）
- ウ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- エ 上記ア～ウは、原則として、幅員15m以上の道路の路線

※ 東京都の定める緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路をいう。

※ 関連資料 「緊急輸送道路（東京都）」参照

#### ② 緊急道路障害物除去等作業態勢

- ア 緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。
- イ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- ウ 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。
- エ 被害の規模や状況によっては、知事は関東地方整備局及び自衛隊に支援を要請する。

### （2）立川市による緊急輸送道路等の確保

#### ① 緊急道路障害物除去路線

災害時の障害物除去路線等の選定は、次の基準により行う。

- ア 緊急輸送道路（立川市）※<sup>1</sup>
- イ 避難路（立川市）※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 立川市の定める緊急輸送道路とは、主な都道と連絡する幹線的な道路及びこれらの道路と市の指定する防災拠点とを連絡し、または拠点を相互に連絡する道路をいう。

※ 関連資料 「緊急輸送道路（立川市）」参照

※<sup>2</sup> 立川市の定める避難路とは、主な都道と連絡する幹線的な道路及び上記緊急輸送道路と一次避難所を相互に連絡する道路をいう。

※ 関連資料 「避難路（立川市）」参照

## ② 緊急道路障害物除去等作業態勢

障害物除去等作業態勢については、上記（1）東京都による緊急輸送道路等の確保 ② 緊急道路障害物除去等作業態勢に準じる。ただし、自衛隊への支援要請は東京都を通じて行う。

## （3）道路障害物除去

道路管理者は、交通機能を確保するため、倒壊建物等の障害物を除去するときは、障害の状況により所有者等への周知を図り実施するものとする。

## （4）放置車両対策

緊急自動車、緊急通行車両等の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定し、緊急車両通行の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令するとともに、運転者の不在等の場合、道路管理者自ら車両を移動する。

## （5）道路障害物除去用資機材の整備と除去

道路対策班は、道路障害物除去、放置車両対策に必要な資機材を所有している立川市建設業四団体連合会、東京土建一般労働組合多摩西部支部等の協定締結先に道路障害物除去の実施を依頼する。

## （6）撤去物の処分

障害物除去により発生した撤去物の処理にあたっては、「第16章 廃棄物処理」との調整を図り、合理的に実施する。

## 第5節 ヘリコプターの活用

政策班は、ヘリコプターの活用が必要な場合には、所有する防災機関に要請する。

### （1）活用の内容

#### ① 災害直後(即時対応期)

被害・火災情報の収集、緊急患者等の搬送、防災対策要員の輸送 等

#### ② 応急活動期

緊急患者等の搬送、救助・救急用資器材の輸送、緊急物資の輸送、防災対策要員の輸送 等

## 第6節 鉄道等の輸送力確保

### （1）災害時の活動態勢

#### ① 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

#### ② 通信連絡態勢

災害情報、応急措置の連絡指示、被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線車、移動用無線機を利用する。

### （2）初動対応

各鉄道機関は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

### （3）旅客の避難誘導

- ① 東京都帰宅困難者対策条例を遵守し、震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の旅客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- ② 駅にいる旅客に対しては、むやみに移動を開始しないという基本原則の周知や混乱防止の案内放送を行うとともに、正確な情報の提供に努め、一時滞在施設に誘導する。
- ③ 列車内の旅客に対しては、安全な場所または最寄り駅まで、駅長（運転司令）と連絡の上、誘導する。

### （4）事故発生時の救護活動

- ① 各鉄道機関は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先に実施する。
- ② 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じて関係機関へ出動・救護の要請を行う。

## 第20章 生活安定対策

発災	24時間	72時間	1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節	基本方針と所管部署			
第2節	住宅障害物の除去			○住宅障害物の除去 【建物班】
第3節	り災証明書の発行			○り災証明書の発行 【現地調査班、本部指揮所班】 ○り災証明・住家被害認定調査等の実施に関する広報 【 <b>秘書</b> 広報班】
第4節	被災住宅の応急修理			○被災住宅の応急修理 【建物班】
第5節	応急仮設住宅等の供与			○応急仮設住宅等の供与 【政策班、復旧班、建物班】 ○建設型応急住宅の提供 【建物班】
第6節	応急教育			○施設・職員等の確保 【学校長、避難所班】 ○学用品の調達及び支給 【避難所班(教育委員会)】  ○給食の措置 【給食班】
第7節	応急保育			○応急保育の実施 【子ども支援班、 <b>秘書</b> 広報班】 ○施設・職員の確保 【子ども支援班】
第8節	学童保育の再開			○学童保育の再開 【子ども支援班】
第9節	災害弔慰金等の支給			○災害弔慰金等の支給 【生活支援班】
第10節	義援金募集・受入・配分			○義援金の募集・受入・配分 【財務会計班、生活支援班】
第11節	税・使用料等の減免			
第12節	被災者支援に関する各種制度の活用			

## 第1節 基本方針と所管部署

### （1）基本方針

地震時に起きる被災者の混乱状況から、人心の安定と社会秩序の維持や生活安定を図るため関係防災機関と協力し、民生安定のために必要な対策を定める。

### （2）所管部署

建物班、現地調査班、本部指揮所班、秘書広報班、政策班、避難所班、給食班、子ども支援班、生活支援班、財務会計班、復旧班

## 第2節 住宅障害物の除去

### （1）対象者

- ① 地震災害によって、土石、竹木、土砂が日常生活に欠くことができない場所に流入し、これを除去すること以外に居住の方法がない者
- ② 自らの資力では障害物の除去ができない者

### （2）実施機関

災害救助法が適用された場合は、都知事の委任を受けて建物班が実施する。

### （3）障害物除去の方法

- ① 除去（救助）対象世帯の調査・選定
- ② 除去作業の実施
- ③ 障害物の集積
- ④ 帳票の整理
  - ア 救助実施記録日計票
  - イ 障害物除去の状況
  - ウ 障害物除去支出関係証拠書類

### （4）障害物除去の実施期間

障害物除去の期間は、地震発生の日から10日以内とする。

## 第3節 リ災証明書の発行

### （1）リ災証明の対象

「リ災証明」は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、住家以外のものがり災した場合において必要があるときは、市長が発行する「被災届出受理証」で対応する。

- ① 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや、水損

## （２）り災証明を行う者

り災証明は、原則として現地調査班が行うこととする。

## （３）り災証明書の発行

り災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとし、現地調査班が申請を受け付け、協定に基づき消防署と連携してり災証明書を速やかに作成し、これらの者に発行することとする。

## （４）り災証明書の様式

「り災証明書」の様式は別に定める。

## （５）被害家屋の認定基準（上記（１）①にかかるもの）

り災証明の根拠となる被害家屋の認定は「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13（2001）年6月28日府政防第518号通知）」に基づき1棟全体で行う。

認定にあたっては、原則として令和6（2024）年5月発行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って住家被害認定調査を行うこととする。

## （６）り災証明書の発行手順

### ① り災証明書の発行、住家被害認定調査の実施方針の確認

災害発生後、現地調査班で、下記の要素を考慮して、り災証明書の発行、住家被害認定調査の実施方針を確認する。

- ア 家屋被害の状況あるいは家屋被害発生の見込み
- イ り災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き
- ウ 国、東京都、他の被災自治体の動き
- エ 住家被害認定調査の実施方法
- オ り災証明の受付、り災証明書の発行方法
- カ り災証明、住家被害認定調査の実施期間 等

### ② り災証明・住家被害認定調査等の実施に関する広報

秘書広報班は、り災証明・住家被害認定調査等の実施方針の確認ができ次第、速やかに、その内容を広報する。

### ③ 住家被害認定調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、現地調査班は、消防署と連携し住家被害認定調査を実施する。

### ④ 被災者台帳の作成

現地調査班は、住家被害認定調査の実施とあわせ、り災証明の基本台帳となる被災者台帳を作成する。

被災者台帳には、住家被害認定調査による認定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

#### ⑤ リ災証明書の発行

現地調査班は、被災者からリ災証明の申請を受け付け、被災者台帳に基づいてリ災証明書を速やかに発行する。あわせて、リ災証明書の発行状況を管理するため、リ災証明書発行台帳を作成し、その内容を、本部指揮所班に定期的に報告する。

#### ⑥ リ災証明書発行台帳の整備

リ災証明書の発行状況を管理するため、リ災証明書発行台帳を整備する。

#### ⑦ 災害データベースの整備

災害ごとに基本データを整備し、住家被害認定調査結果及びリ災証明発行、各種被災者生活再建支援業務の進捗状況を管理する災害データベースを整備する。

※ 上記③～⑦に関しては、被災者生活再建支援システムの効果的な運用に配慮する。

#### ⑧ 再調査

リ災証明書発行後、被災者等からの申し出により、再調査を実施する。

### 第4節 被災住宅の応急修理及び緊急の修理

#### （1）応急修理の目的

応急修理は、災害救助法が適用された地域における住宅の被害拡大防止のための緊急的な措置として、震災により住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅等の需要の低減を図る。

緊急の修理は、住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とする。

#### （2）対象者

応急修理の対象者は、災害のため、住宅が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

緊急の修理の対象者は、災害のため、住宅が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

#### （3）対象者の調査及び選定

建物班は、東京都の委任を受け対象者の調査及び選定を行う。

##### ① 調査

被災者の資力及びその他生活条件を調査する。

##### ② 選定

①の調査結果及びリ災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により選定する。

#### （4）応急修理及び緊急の修理の方法

##### ① 実施方法

被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物を持って行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上欠くことができない部分の応急修理を行うものとする。

緊急の修理は、修理業者等に請け負わせて、現物を持って行う。屋根、外壁、窓等の損傷個所に対するブルーシート、ベニヤ板、落下防止ネット等による、被害拡大を防止する緊急的な措置とする。

##### ② 期間

応急修理は原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

緊急の修理は原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

### 第5節 応急仮設住宅等の供与

#### （1）対策内容と役割分担

東京都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。

東京都は、都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京都住宅政策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する。</li> <li>○ 応急仮設住宅等の供与に<u>かかる</u>建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。</li> </ul>
立川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策班や復旧班により、建設型応急住宅の用地確保の調整に協力する。</li> <li>○ 市営住宅の空き住戸を確保する。</li> <li>○ 必要に応じ、建設型応急住宅の工事監理に協力し、入居者募集・受付・審査等の事務を行う。</li> </ul>

#### （2）応急仮設住宅等の種類

##### ① 公的住宅の活用による一時提供型住宅

市は、市営住宅の空き住戸を確保するとともに、財務省、東京都、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

##### ② 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

東京都及び関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

③ 建設型応急住宅

東京都及び関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設型応急住宅の提供】

事 項	内 容
建設地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>東京都</u>は区市町村から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮する。</li> <li>○ 選定にあたり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、<u>東京都</u>との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。</li> <li>○ <u>東京都</u>住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</li> </ul>
構造及び規模等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。</li> <li>○ 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</li> <li>○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、<u>東京都</u>が設定する。</li> <li>○ 1戸当たりの設置に<u>かかる</u>費用については、国の定めによる。</li> <li>○ <u>東京都</u>住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。</li> </ul>
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生の日から20日以内に着工する。</li> <li>○ <u>東京都</u>は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、または一般社団法人日本木造住宅産業協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。</li> <li>○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</li> <li>○ <u>東京都</u>は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任する。</li> <li>○ <u>東京都</u>住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。</li> </ul>

### （3）入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

- ① 住家が全焼、全壊または流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者

※ 使用申込みは1世帯1 か所 限りとする。

### （4）入居者の募集・選定

- ① 東京都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- ② 割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、東京都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- ③ 住宅の割り当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。
- ④ 入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区市町村が入居者の選定を行う。

### （5）応急仮設住宅等の管理及び入居期間

- ① 応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。
- ② 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- ③ 応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

### （6）建設型応急住宅の処分

建設型応急住宅の供与が終了した場合は、東京都が処分を行う。

## 第6節 応急教育

### （1）施設・職員等の確保

- ① 学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○ 特別教室
校舎の全部が被害を受けた場合	○ 隣接学校の校舎
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	○ 市民の避難先の最寄りの学校 ○ 応急仮設校舎の設置
児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室を確保することができない場合、または、仮教室が市民の避難施設として使用される場合	○ 被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居することができる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

- ② 学校長及び避難所班は、応急教育計画を立て臨時の学級編成を行うなどし、収容可能な児童・生徒を保護し、応急教育実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。

- ③ 避難所班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、または応急救職員の緊急派遣について、東京都（教育委員会）に要請する。

## （2）応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容は、概ね次のとおりとする。

### 【生活に関する指導内容】

健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li> <li>○ 衣類、寝具の衛生指導</li> <li>○ 住居、便所等の衛生指導</li> <li>○ 入浴等身体の衛生指導</li> <li>○ こころのケア</li> </ul>
その他の生活指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じた事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。</li> <li>○ 児童・生徒相互の助けあひ、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。</li> </ul>

### 【学習に関する教育内容】

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。</li> <li>○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。</li> </ul>
--

## （3）学用品の調達及び支給

### ① 調査

市教育委員会及び学校長等は、次の学用品の支給対象となる被害の実状について調査し、東京都（教育委員会）に報告する。

### 【学用品の支給対象】

災害により住家に被害（全壊、焼失、半壊、半焼、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの）を受け、学用品（教科書、文房具、通学用品）を失い、またはき損し、就学上支障ある児童・生徒
--

### ② 調達・支給方法

調達は、原則として東京都が一括して、教科書、文房具、通学用品について行うが、委任された場合は、市教育委員会が調達し、支給する。

費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に行う。

## （4）給食の措置

学校給食は、原則として一時中止する。給食班は、学校の再開状況、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を把握し、学校長、保健所等の関係機関と協議して、応急給食を実施する。

## 第7節 応急保育

### （1）応急保育の実施

- ① 子ども支援班は、各園の被害状況をまとめ、応急措置を講じ、可能な限り応急保育の実施体制を整える。
- ② 子ども支援班は、応急保育体制が整い次第、秘書広報班に広報を依頼し、応急保育の受付・措置を講じる。

### （2）施設・職員の確保

園長等は、応急保育の実施場所を、公共施設等に確保する。

子ども支援班は、職員の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育園間における職員の応援、または応急職員の緊急派遣について、東京都（福祉局）に要請する。

### （3）その他の留意事項

- ① 施設内の園児の救護は原則として、保育園医及び医師会等に協力を求める。
- ② 給食は、原則として一時中止する。

### （4）緊急保育の実施

園長等は、緊急的に保育が必要となった場合、保育措置の手続きを省き、一時的保育を実施する。

## 第8節 学童保育の再開

学校の応急教育の再開を目途に、学童保育の再開に努める。

学童保育の責任者は、避難所班と協力し、学童保育の実施場所を、学校の校舎、公共施設等に確保する。

## 第9節 災害弔慰金等の支給

災害により被害を受けた者、またはその遺族を援護し、被災者等の保護及び福祉の増進を図るため、生活支援班は、次のとおり災害弔慰金、同見舞金を支給する。

(1) 災害救助法適用時における災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	(ア) 区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 (イ) 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 (ウ) 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	(ア) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (イ) 実施主体等 ① 実施主体 区市町村 ② 経費負担 国1/2 東京都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母  上記の遺族がいずれにも存しない場合は、死亡者と同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹も支給対象者となる。	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	(ア) 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 (イ) 法律施行令第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 (ウ) 災害に際し区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不相当と認め
災害障害見舞金	災害で内閣総理大臣が認めたもの		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

(2) 災害救助法適用外における市による災害見舞金等の支給

対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象または火災もしくは爆発により生じた災害		
支給対象	市内に住居を有しかつ住民登録を有する者で構成する世帯で、災害を受けた者		
支給額	災害見舞金	○ 住家の全焼、全壊または流失 ○ 住家の半焼、半壊または床上浸水 ○ 住家の床下浸水等 ○ 療養期間が1月以上の傷害	50,000 円 30,000 円 10,000 円 20,000 円
	災害障害見舞金	○ 法別表に定める程度の障害	150,000 円
	災害弔慰金	死亡または死亡したと推定された者1人あたり	300,000 円

第10節 義援金募集・受入・配分

(1) 義援金の募集

市は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

(2) 義援金の受入

市に届けられる義援金の受入は、財務会計班が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

**（3）義援金の保管**

義援金については、当該災害に関する義援金受付専用口座を市指定金融機関につくって保管する。受け払い簿を作成しなければならない。

**（4）義援金の配分**

生活支援班が義援金配分委員会を設立する。委員会で協議の上、配分を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。

**■委員会の構成案**

○市	○市議会	○日本赤十字社	○共同募金会	○その他
----	------	---------	--------	------

**（5）配分先を指定した義援金（寄付金）**

寄託者が配分先や用途を指定した義援金（寄付金）を受け付けた場合、指定された用途に処理することに努める。

**（6）東京都や日本赤十字社から配分される義援金**

東京都や日本赤十字社から配分される義援金については、迅速かつ適正に被災者に届くよう下記のとおりとする。

- ① 普通預金口座等を開設する。
- ② 配分計画に基づき、速やかに被災者へ支給する。
- ③ 配分状況について、東京都義援金配分委員会に報告する。

**第11節 税・使用料等の減免****（1）税の減免**

市税における被災者救済策としては、立川市市税賦課徴収条例で災害による期限の延長や税の減免措置が規定されている。

**立川市市税賦課徴収条例（抜粋）**

（災害等による期限の延長）

第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

**（2）使用料等の減免措置**

使用料、手数料についても特に必要な場合は減免できる旨が条例規則で規定されている。

## 第12節 被災者支援に関する各種制度の活用

秘書広報班及び各所管部は、国、関係機関が行う様々な制度を活用・周知し、被災者の生活再建の支援を実施する。

### (1) 経済・生活の支援～被災後の経済・生活の状況別

被災後の経済・生活の状況	活用できる支援制度
親や <u>子ども</u> 等が死亡した	災害弔慰金
負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援制度 災害援護資金 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費）） 母子父子寡婦福祉資金貸付金 恩給担保貸付
子どもの養育・就学を支援してほしい	教科書等の無償給与（災害救助法） 特別支援学校等への就学奨励事業 小・中学生の就学援助措置 高等学校授業料等減免措置 高等学校等就学支援金 高校等で学び直す者に対する修学支援 高校等専攻科の生徒への修学支援 高校生等奨学給付金 高等教育の就学支援新制度(家計が急変した学生) 大学等授業料等減免措置 国の教育ローン 緊急採用奨学金 JASSO災害支援金 児童扶養手当等の特別措置
税金や保育料等の軽減や支払猶予等をしてほしい	地方税の特別措置 国税の特別措置 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等 国民年金保険料の免除等 確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長 厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 公共料金・使用料等の特別措置 放送受信料の免除
生活に困窮している	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 生活困窮者自立支援 生活保護
離職後の生活を支援してほしい	未払賃金立替払制度
離職時の生活を支援してほしい	雇用保険の失業等給付
再就職を支援してほしい	ハロートレーニング（公的職業訓練）

被災後の経済・生活の状況	活用できる支援制度
就職活動を支援してほしい	職業転換給付金（就職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給
法的トラブルの解決方法を知りたい	法的トラブル等に関する情報提供 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

## （2）住まいの確保・再建のための支援～住まいの被害状況別

再建の意向	活用できる支援制度
住まいの被害状況（全壊、大規模半壊、半壊等）の証明書がほしい	り災証明書の発行
住まいを建て替え・取得したい	独立行政法人住宅金融支援機構の融資 災害復興住宅融資（建設） 災害復興住宅融資（購入） 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 被災者生活再建支援制度
住まいを補修したい	独立行政法人住宅金融支援機構の融資 災害復興住宅融資（補修） 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 災害援護資金等の貸付 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費）） 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 災害援護資金 被災者生活再建支援制度
民間賃貸住宅に移転したい	被災者生活再建支援制度 セーフティネット登録住宅への入居
公共賃貸住宅に移転したい	公営住宅への入居 特定優良賃貸住宅等への入居 地域優良賃貸住宅への入居
土砂等を除去したい	障害物の除去（災害救助法） 公共土木施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 災害廃棄物処理事業
応急的に住宅を修理したい	住宅の応急修理（災害救助法）
宅地を直したい	被災者生活再建支援制度 独立行政法人住宅金融支援機構の融資 宅地防災工事融資 地すべり等関連住宅融資
住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化を図りたい	長期優良住宅化リフォーム推進事業 地域型住宅グリーン化事業 リフォーム税制

(3) 中小企業・自営業者への支援～被災後の事業・雇用の状況別

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度
農林漁業の再建資金が必要【農林漁業者】	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
中小企業事業の再建資金が必要【中小企業者】	小規模事業者経営改善資金（マル経融資） 生活衛生改善貸付 災害復旧貸付 高度化事業（災害復旧貸付） セーフティネット保証4号 災害関係保証 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
再就職を支援してほしい	職場適応訓練費の支給

【参考】

内閣府ホームページ「被災者支援に関する各種制度の概要」令和6（2024）年6月1日現在  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido\\_tsuujou.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf)

## 第21章 災害ボランティア

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 災害ボランティアの定義			
第3節 災害ボランティア活動の支援 ○災害ボランティアセンターの設置 ○一般のボランティアの活動 【ボランティア班、社会福祉協議会】			
第4節 専門ボランティア活動の内容 ○専門ボランティアの受入 【建物班、復旧班、ボランティア班、医療救護班、生活支援班】			
第5節 関係機関のボランティア活動			

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

災害発生後、市と立川市社会福祉協議会は「災害ボランティアセンター」を開設し、災害ボランティアに対し被害状況やボランティアニーズなどに関する情報の提供を広く行う。また、全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請を行い、ボランティアの受入と派遣を行うコーディネート機能を構築する。

※ 詳細については、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

#### （2）所管部署

ボランティア班、立川市社会福祉協議会、避難所班、物資配布班、生活支援班、建物班、復旧班、医療救護班ほか

### 第2節 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活の自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

### 第3節 災害ボランティア活動の支援

#### （1）災害ボランティアセンターの設置

市及び立川市社会福祉協議会は、総合福祉センター内に災害ボランティアセンターを設置し、次の支援業務を行う。

- ① 市災害対策本部との連携による情報の収集及び災害ボランティアに関する情報の提供
- ② 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ③ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ④ ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示、資機材の貸与
- ⑤ ボランティア保険加入手続き
- ⑥ 被災者からのニーズの受付及びマッチング

#### （2）一般のボランティア（個人、NPO等その他団体）の活動

一般のボランティアの主な活動は次のとおりである。

- ① 災害情報、生活情報、安否情報等の収集及び伝達
- ② 避難所の運営補助及び避難所生活者の支援
- ③ 物資配送拠点における支援
- ④ 要配慮者の支援
- ⑤ その他被災者等の支援のために必要な活動

### 第4節 専門ボランティア活動の内容

#### （1）専門ボランティアの受入

専門的な技能を有するボランティアは、各班が受入窓口となる。

##### ■専門ボランティアを必要とする各対策部各班の例

担当班	技能・資格
建物班	被災建築物応急危険度判定員 (建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または都知事が認めたものであって <u>東京</u> 都内在住または在勤者)
復旧班	被災宅地危険度判定士 (宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木または建築技術者)
ボランティア班	語学ボランティア (一定以上の語学能力を有するもの)
医療救護班	医師、保健師、看護師、助産師、救急法指導員、救急救命士等
医療救護班 生活支援班	栄養士、保健師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、 ソーシャルワーカー等

#### （2）専門ボランティアとの連携

専門ボランティアを受け入れた班は、専門ボランティアの活動状況を的確に把握し、効果的な連携に努める。

## 第5節 関係機関のボランティア活動

### （1）警視庁交通規制支援ボランティア

要件	活動内容
警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大震災等の発生時に、警察官に協力し、交通の整理、広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動</li> <li>2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動</li> <li>3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動</li> </ol>

### （2）東京消防庁災害時支援ボランティア

資格	活動内容
<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急救護に関する知識を有する者</li> <li>2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</li> <li>3 元東京消防庁職員</li> <li>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や、応急救護活動などを実施。</li> <li>2 平常時 消防署が<u>東京都民</u>に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。</li> </ol> <p>※ 参集 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集する。</p>

(3) 赤十字ボランティア（日本赤十字社東京都支部）

① 赤十字ボランティアの役割

分類	活動内容
東京都赤十字救護ボランティア	災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施する。
赤十字奉仕団及び個人ボランティア	<p>1 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には市区町村と連携し、避難施設及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。</p> <p>2 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有したもので組織された奉仕団で、災害時には各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。</p> <p>3 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者への支援活動を行う。</p>

② 赤十字エイドステーション

目的	<p>1 災害時に多数の市民（帰宅困難者）が都心部から郊外の居住地に徒歩で帰宅するにあたり、その主要な道路に簡易な支援所（エイドステーション）を設置し、各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当などを行うことにより帰宅困難者の帰宅の支援を行う。</p> <p>2 災害時に、避難所や広域避難場所へ移動する人々に各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当などのケアを行う。</p>
内容	飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供など必要に応じ組み合わせて行う。
開設時期・時間	災害発生直後・6時間以上
活動主体	赤十字ボランティア及び周辺住民などの協力者

## 第22章 河川の応急対策

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 応急対策			
○応急対策			
【消防班、道路対策班、復旧班、下水道施設班、防災関係機関】			

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

地震が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧対策を行い、あわせて排水を行う。

#### （2）所管部署

消防班、道路対策班、復旧班、下水道施設班、防災関係機関

## 第2節 応急対策

### (1) 災害時の応急措置

機 関 名	応急措置及び応急復旧対策
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を巡視し、被害箇所については、直ちに東京都に報告する。</li> <li>○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに東京都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。</li> </ul>
東京都建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認する。</li> <li>○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</li> <li>○ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。</li> <li>○ 市から移動式排水ポンプの派遣を求められた場合については、総合的判断の下に、派遣を決定する。</li> <li>○ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。</li> </ul>
東京都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区市町村関係部局及び水防団体との連絡体制を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。</li> <li>○ 復旧活動にあたっては、災害時における応急・復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して、対処する。</li> </ul>
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直ちに、堤防、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の状況を確認する。</li> <li>○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</li> <li>○ 東京都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行う。</li> </ul>

### (2) 緊急に復旧すべき施設

- ① 堤防の破堤、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ② 堤防等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- ③ 河川の堤防等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ④ 河川等施設または天然河岸の全壊または決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

## 第23章 危険箇所の対策

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 急傾斜地の対策 ○安全対策 【本部指揮所班、消防班、道路対策班、復旧班、建物班】			
第3節 震災時延焼危険区域 ○安全対策 【本部指揮所班、消防班】			

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

地震が発生した場合、被害状況を速やかに調査し、必要に応じ避難誘導、救助、消火活動等措置を実施する。

#### （2）所管部署

本部指揮所班、消防班、道路対策班、復旧班、建物班

### 第2節 急傾斜地の対策

#### （1）土砂災害警戒区域等

東京都の調査により、市内の26か所が、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち22か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

※ 関連資料 「土砂災害警戒区域」参照

#### （2）安全対策

消防関係機関と連携して、地震、大雨時に危険箇所を巡視し、警戒にあたる。

なお、土砂災害警戒情報が本市に発表されたときは、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設や住民等に速やかに伝達する。





## 第4部 応急計画（風水害対策編）

第1章 応急活動体制の確立

第2章 情報収集・伝達

第3章 水防活動

第4章 避難対策

第5章 各種応急対策



## 第4部 応急計画 (風水害対策編)

本編は、風水害の特筆すべき点をまとめ、市及び関係機関が実施する災害活動対策の活動方針や内容等など基本的事項を定めたものである。特に記載ない事項は、地震対策編を準用する。

また、本計画において定められた任務について、担当する機関、部、課等は、発災時に円滑に活動できるよう、平時から担当任務について準備、検証を行うよう努めるものとする。

## 第1章 応急活動体制の確立

### 第1節 基本方針

平成28（2016）年の台風10号による水害では、高齢者施設において「避難準備情報」の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動が取られずに9人が犠牲となった。このことから、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にする等の理由から「避難準備情報」の名称が「避難準備・高齢者等避難開始」に改められた。

また、内閣府（防災担当）が示している「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31（2019）年3月に改訂され、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動を取るとの方針が示され、あわせて、取るべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなった。さらに、令和3（2021）年5月には「避難情報に関するガイドライン」において、警戒レベル4の「避難指示」への一本化、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し立退き避難がかえって危険となる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。

近年は、台風だけではなく線状降水帯の発生、短時間雨量の増加等、極端な異常気象が多発しているが、風水害は、大雨注意報、大雨警報、危険度分布等の気象情報などにより、災害発生の予見ができることから、発災前に取り組む防災行動を時系列で示したタイムラインを活用し、職員態勢や資器材などの準備、市民への周知など事前の対応に万全を尽くす。特に、避難行動に時間を要する要配慮者等が避難を始める目安となる警戒レベル3「高齢者等避難」の発令の機会を失することのないよう、警戒活動、情報収集・伝達を迅速かつ的確に行う。

また、令和元（2019）年東日本台風の際には、立川市においても避難所を25か所開設するなどの災害対応を行った。この災害対応について検証した結果から、従前よりも早期に収容人数の大きな避難所を開設することとし、被害を最小限に止められるよう努める。

災害が発生した場合、浸水や土砂災害による要救助者の救出、重症者の救命医療救護及びその他の人的危険回避措置に全力を集中する。被災者救援、都市機能の早期復旧及び二次災害防止を適切に行うため、立川市の持つ総合的防災力の最大限動員と市民、市民防災組織、事業所、消防署、警察署、東京都・国・自衛隊等関係機関及び協力団体と連携し災害対策活動にあたる。

### 第2節 職員態勢

#### （1）基本方針

大雨、暴風、洪水の警報が発表された場合、被害の発生のおそれがある場合または被害が発生した場合の情報連絡体制・初動体制・災害配備体制の参集の基準、配備職員、活動内容は、以下のとおりとする。

#### （2）初動、応急復旧時の組織及び職員態勢

##### ① 情報連絡体制

次の事象が発生した場合に危機管理室長が危機管理対策室を設置し、情報収集や警戒活動及び被害の応急措置を実施する体制。必要により災害対策本部を設置し、初動体制に移行する。

【参集の基準】

- 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発表または被害の発生のおそれがある場合

【配備職員】

- 危機管理対策室のあらかじめ指定した職員
- 消防団（自宅待機）
- 市長公室、政策財務部、行政管理部、都市整備部、環境資源循環部のあらかじめ指定した職員
- その他、被害の状況に応じて、必要な職員を招集

【活動内容】

- 市内状況の情報収集
- 市民への情報提供
- 関係機関との情報連絡
- 道路障害物等除去、施設設備維持
- 高齢者等避難の発令の準備

② 初動体制

次の事象が発生した場合に災害対策本部を設置し、災害配備体制に移行するまでの人命救助や被害拡大防止に重点を置いた初動活動を行う体制

【参集の基準】

- 特別警報の発表、または、大雨、暴風、竜巻、洪水により被害が発生した場合
- 情報連絡体制において初動体制への移行が必要と判断した場合
- 高齢者等避難の発令

【配備職員】

- 初動活動を実施するため、あらかじめ各部で指定した職員

【活動内容】

- 市内状況の情報収集
- 市民への情報提供
- 関係機関との情報連絡
- 道路障害物等除去、施設設備維持
- 避難指示の発令の準備
- 避難所の開設
- 要配慮者等への対応

③ 災害配備体制

初動体制による人命救助や被害拡大防止に重点を置いた活動から、二次災害被害発生防止や市民生活の安定化に向け、本格的な応急活動を行うとともに、通常業務の早期再開に向けた体制

【参集の基準】

- 大雨、暴風、竜巻、洪水による大規模な被害が発生した場合または被害の発生のおそれがある場合
- 初動体制において災害配備体制への移行が必要と判断した場合

【配備職員】

- 全職員
- ※ 全ての職員は、あらかじめ定めた職場に参集する。

【活動内容】

- 避難指示の発令
- 避難所の開設
- 応急対策の全ての活動（医療救護、避難誘導、救援救助等）

### 第3節 各体制における活動内容

（1）情報連絡体制

【想定される被害等】

- 大雨による建物被害（床上床下浸水）、道路冠水が発生するおそれがある。
- 突風による落下物で負傷者が発生するおそれがある。

【活動内容】

活動内容	対応事項
市内状況の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象庁による気象情報や、庁舎に設置してある気象観測装置の雨量計等により、市内の風雨状況の情報を収集する。（防災課、下水道管理課）</li> <li>○ 必要に応じて市職員等を現地に派遣し、河川水位、雨水排水及び土砂災害警戒区域等の状況に関する情報を収集する。（防災課、道路課、下水道管理課）</li> </ul>
市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立川市ホームページ、防災情報メール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等で市民へ気象情報を広報する。（防災課、<u>広報プロモーション課</u>）</li> </ul>
関係機関との情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都へ体制や被害の状況を報告する。（防災課）</li> <li>○ 消防署、警察署等関係機関と情報連絡体制を取る。（防災課）</li> </ul>
道路障害物等除去、施設・設備維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地確認や市民からの通報等により、道路上の障害物や冠水が発生した場合は、除去等を実施する。（道路課、下水道管理課）</li> </ul>
「高齢者等避難」発令の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象庁や国土交通省による気象情報等により情報を収集し、発令を判断するための準備を行う。関係する部署へ発令に関する情報を連絡する。（防災課）</li> </ul>

## （2）初動体制

### 【想定される被害等】

- 大雨による建物被害（床上床下浸水）、大規模な道路冠水が発生する。
- 突風による落下物で負傷者が発生する。

### 【活動内容】

活動内容	対応事項
市内状況の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象庁による気象情報や、庁舎に設置してある気象観測装置の雨量計等により、市内の風雨状況の情報を収集する。（防災課、下水道管理課）</li> <li>○ 必要に応じて市職員等による現地確認を行い、河川水位、雨水排水及び土砂災害警戒区域等における状況の情報を収集する。（防災課、道路課、下水道管理課）</li> </ul>
市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災行政無線（固定系）、立川市ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等で市民へ気象情報、避難情報等を広報する。（防災課、<u>広報プロモーション課</u>）</li> </ul>
関係機関との情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都へ体制や被害の状況を報告する。（防災課）</li> <li>○ 消防署、警察署等関係機関と情報連絡体制を取る。（防災課）</li> </ul>
道路障害物等除去、施設・設備維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地確認や市民からの通報等により、道路上の障害物や冠水が発生した場合は、除去等を実施する。（道路課、下水道管理課）</li> </ul>
「避難指示」発令の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象庁や国土交通省による気象情報等により情報を収集し、発令を判断するための準備を行う。関係する部署へ発令に関する情報を連絡する。（防災課）</li> </ul>
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の規模に応じて、指定した避難所の開設を行う。（防災課、教育総務課、生涯学習推進センター、関係各課）</li> </ul>
要配慮者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難区域における要配慮者等の状況把握（関係各課）</li> <li>○ 要配慮者等の避難所への誘導の支援（関係各課）</li> </ul>

### （3）災害配備体制

#### 【想定される被害等】

- 大雨による建物被害（床上床下浸水）、道路冠水が発生する。
- 突風による落下物で負傷者が発生する。
- 大雨、暴風、竜巻、洪水による大規模な被害が発生し、多数の市民の生命・身体・財産に被害が生じる。

#### 【活動内容】

活動内容	対応事項
「避難指示」の発令	○ 気象庁や国土交通省による気象情報等により情報を収集し、発令して市民への周知を行う。（防災課）
避難所の開設	○ 災害の規模に応じて、指定した避難所の開設を行い、市民への周知を行う。（防災課、教育総務課、生涯学習推進センター、関係各課） ○ 災害規模、雨量等の状況に応じて応急対策活動を取捨選択するなど臨機応変な対応を行う。（関係各課）
応急対策の全ての活動	○ 災害規模、雨量等の状況に応じて応急対策活動を取捨選択するなど臨機応変な対応を行う。（関係各課）

## 第4節 災害対策本部等の設置

### （1）災害対策本部の設置

#### ① 災害対策本部の設置基準

市は、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策を行う必要があると認めるときは、立川市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。本部の設置基準は次による。

#### 【本部の設置基準】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨、暴風、竜巻、洪水により被害が発生した場合</li> <li>2 その他、本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めるとき</li> </ol> |
|---|

#### ② 災害対策本部長

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長、教育長または危機管理対策室長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

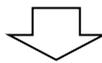
- 第1順位：立川市副市長の事務分担規則第2条第1項に定める副市長
- 第2順位：立川市副市長の事務分担規則第2条第2項に定める副市長
- 第3順位：教育長
- 第4順位：危機管理対策室長
- 第5順位：行政管理部長
- 第6順位：参集した部長のうち組織体制上段の部長

③ 災害対策本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下、「部長等」という。）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

【部長等による本部設置の要請手続き】

- 部長等は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理対策室長を通じて、市長に本部の設置を要請する。



- 危機管理対策室長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。

※ 部長等は、上記の手続きを取ることができない非常事態の際には、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

（2）災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本庁舎に設置する。また、市役所本庁舎が使用不能の場合は、他の市施設等の被害状況に応じて、次のように対応する。

【本庁舎が被災した場合の対応】

- 代替候補施設の被害状況を調査する。
- 代替候補施設の被災状況に応じて、本部の設置場所を決定する。

代替候補施設 泉市民体育館、クリーンセンター「たちむにいい」、学校給食東共同調理場

## 第2章 情報収集・伝達

### 第1節 気象に関する情報

気象庁は、防災関係機関の活動や住民の安全確保行動の判断を支援し、大雨や暴風などによって発生する災害による被害を防止・軽減するため、「気象警報・注意報」や「早期注意情報（警報級の可能性）」、「気象情報」などの防災気象情報を発表している。

これらの情報は、災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前から「早期注意情報（警報級の可能性）」や「気象情報」を発表し、その後の危険度の高まりに応じて「注意報」、「警報」、「特別警報」を段階的に発表される。

#### （1）気象等の特別警報・警報・注意報、早期注意情報の種類

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が発生するおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときに「警報」を、さらに重大な災害が発生するおそれが著しく高まっているときは「特別警報」を発表して、注意や警戒を呼びかけている。

対象となる現象や災害の内容によって以下のように6種類の特別警報、7種類の警報、16種類の注意報、5種類の早期注意情報（警報級の可能性）が発表される。

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
早期注意情報 （警報級の可能性）	大雨、暴風（暴風雪）、大雪、波浪、高潮

#### （2）警報・注意報の発表区域

注意報・警報は、防災機関の防災活動が円滑に行われるように、市区町村ごとに発表される。テレビやラジオによる放送などでは、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



### （3）立川市における警報・注意報等発表基準

気象要素（雨量、表面雨量指数、土壌雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さ、潮位など）が基準に達すると予想された市区町村ごとに警報や注意報を発表されている。特に異常な現象を捕捉する気象要素が見られる場合は、特別警報が発表される。

なお、注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報または警報が発表されたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

立川市の基準は、以下のとおりである。

立川市	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村等をまとめた地域		多摩北部	
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	波浪			
	高潮			
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
	火山噴火		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火情報（居住地域）を特別警報に位置付ける。）	
地震（地震動）		震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける。）		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	167
	洪水	流域雨量指数基準		残堀川流域＝15.7
		複合基準*		残堀川流域＝（16、10.1）
		指定河川洪水予報による基準		多摩川〔調布橋〕
	暴風	平均風速		25m/s
	暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			

注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	148	
	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域＝12.5	
		複合基準*	多摩川流域＝（12、49.2） 残堀川流域＝（6、9.1）	
		指定河川洪水予報による基準	多摩川〔調布橋〕	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%		
	なだれ			
	低温	夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

#### （4）気象警報・注意報及び早期注意情報（警報級の可能性）の発表

警報級の現象は、一度発生すると命に危険が及ぶおそれがある。警報は、重大な災害が発生するような現象が概ね3～6時間先に予想されるときに発表される。また、警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているときには、警報の発表に先立って、警報に切り替わる可能性が高い注意報が発表される。例えば、翌日明け方に警報級の現象が予想される場合には、夕方の時点で「明け方までに～警報に切り替わる可能性が高い。」のように発表される。

なお、こうした猶予時間（リードタイム）は、気象警報・注意報が防災関係機関や住民に伝わり安全確保行動が取られるまでにかかる時間を考慮して設けられているが、現象の予想が難しい場合には、リードタイムを確保できない場合もある。

特別警報・警報・注意報は、特別警報、警報、注意報級の現象が予想される時間帯をそれぞれ黒、赤、黄色で表示されるなど、危険度とその切迫度が一目でわかる色分け表示を行い、雨量、風速、潮位などの予測値も時間ごとに明示されている。大雨警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかの予想は「キキクル（危険度分布）」で確認できる。

また、警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性が「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいとため、可能性が高いことを表す〔高〕だけでなく、〔高〕ほど可能性が高くないが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となり得ることを表す〔中〕も発表される。

なお、〔高〕や〔中〕が発表されていなくても、天候の急激な変化に伴って警報発表となる場合もあるため、いつ警報発表となっても対応できるように、警報発表時の対応を普段から考えておくことが重要である。

# 大雨・洪水警報注意報基準の新しい指標

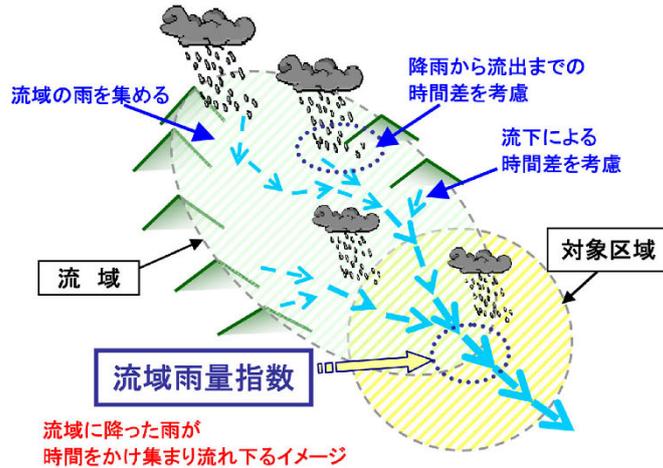
## ～土壌雨量指数と流域雨量指数の導入～

気象庁では、平成20年5月28日より、大雨及び洪水警報・注意報等の基準に、土砂災害や水害の発生と対応のよい新たな指標（土壌雨量指数、流域雨量指数）を導入しました。これらの指標について解説します。

### ● 流域雨量指数の導入

これまで、対象区域に降る雨の量だけを基準として洪水警報・注意報を発表していましたが、上流域に降る雨の量や流下による時間差を考慮した流域雨量指数を新たに基準に用いることにより、水害発生の危険度をより高い確度でとらえられるようになりました。

雨が降ると、河川には流域に降った雨が集められ、時間をかけて下流へと流れていきます。このため、その場所に降った雨が少量でも、上流域に降った雨の量が多ければ洪水の危険度が高まる可能性があります。また洪水の危険度が高まる時間も、流域の形状や降雨の様子によって変わってきます。



これを踏まえて、流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を表現したのが流域雨量指数です。

### ◇洪水警報・注意報基準について

洪水警報・注意報基準のうち、雨量基準は対象区域に降る雨による小河川の洪水のおそれの判断、流域雨量指数基準は上流域に降る雨による洪水のおそれの判断に用いています。

流域雨量指数基準は、対象区域内の洪水の危険度を最も効果的に判断できる河川に対し設定されます。

このため、基準が設定されていない河川もあります。

また、上流域に降る雨の影響が少ないと判断された市町村では、流域雨量指数基準のない場合もあります。その場合も、雨量基準を用いて洪水警報・注意報を発表します。

洪水警報・注意報は、都道府県をいくつかに分割した区域をひとつの単位として発表し、

区域のどこかで洪水のおそれがある旨を伝えるものです。「指定河川洪水予報」のように個々の河川やその周辺地域を特定して警戒を呼びかけるものではないことに留意してください。

	雨量基準	流域雨量指数基準
洪水警報	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=90	〇〇川流域=20
洪水注意報	R1=40, R3=70	〇〇川流域=7

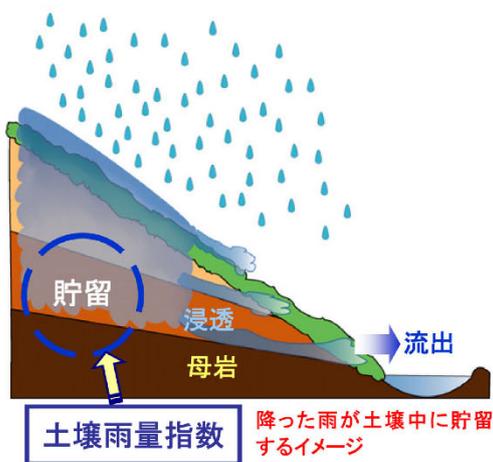
※ R1は1時間雨量、R3は3時間雨量をあらわす

## ● 土壌雨量指数の導入

これまで、対象区域に降る雨の量だけを基準として、土砂災害への注意警戒を呼びかける大雨警報・注意報を発表していましたが、土の中に貯まっている水の量を考慮した土壌雨量指数を新たに基準に用いることにより、さらに土砂災害の発生と対応よく発表できるようになりました。

雨が降ると、その一部は地中にしみ込みます。大雨によって大量の雨が地中にしみ込むと、土砂災害（土石流・がけ崩れなど）の危険性が高くなります。また、地中にしみ込んだ雨は地下水となり、時間をかけて徐々に川や海へ流れ出すため、土壌に含まれる水分量は急には減りません。このため、何日も前に降った雨による水分量が影響して、土砂災害が発生することがあります。

これを踏まえて、降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示したのが土壌雨量指数です。



### ◇大雨警報・注意報基準について

大雨警報・注意報基準のうち、雨量基準は浸水災害を、土壌雨量指数基準は土砂災害を対象としています。

A市の新しい大雨警報・注意報基準

	雨量基準	土壌雨量指数基準
大雨警報	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=90	141
大雨注意報	R1=40, R3=70	98

- ※ R1は1時間雨量、R3は3時間雨量をあらわす
- ※ 土壌雨量指数基準は1km格子毎に基準が設定されています。そのうち最小値を基準表に記載しています。

### 流域雨量指数

お住まいの地域で雨が降らない時や、雨が降り止んだ後も、上流域の降雨により、流域雨量指数が上昇したり、流域雨量指数が高い状態が継続する場合があります。

このような場合には、洪水警報・注意報を発表したり、洪水警報・注意報の発表を継続します。

### 土壌雨量指数

雨が降り止んだ後も、土壌雨量指数の高い状態が継続することがあります。

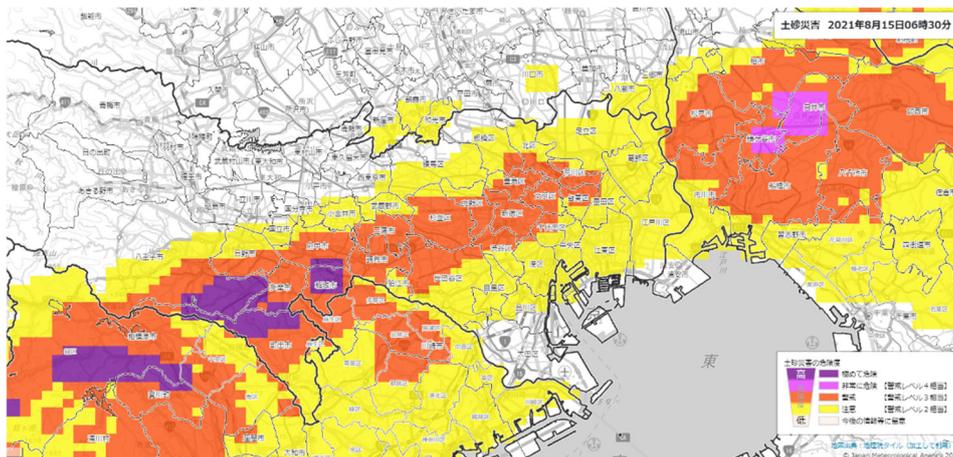
このような場合には、大雨警報・注意報の発表を継続します。

大雨警報や洪水警報が発表された場合には、重大な災害が発生するおそれがありますので、避難の準備等をするなど早めの対策を心がけて下さい。

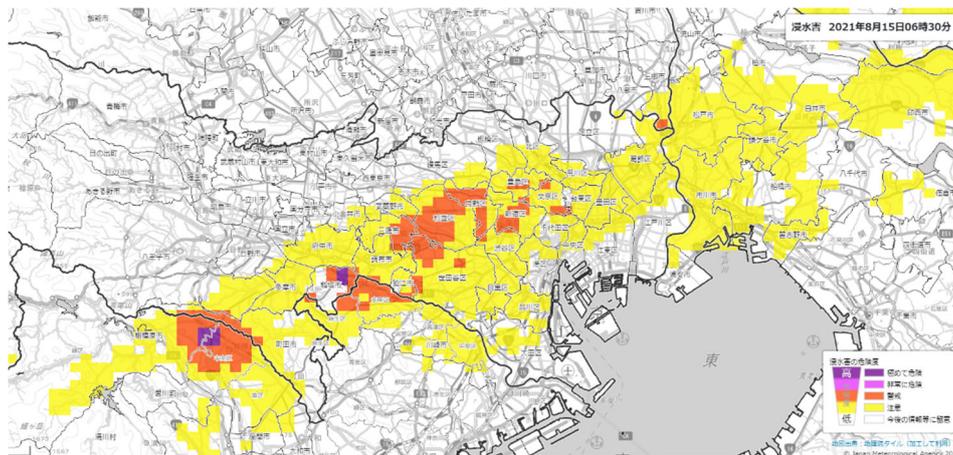
平成22年度出水期から、各市町村を対象に気象警報・注意報を発表します！！

（5）警報の危険度分布

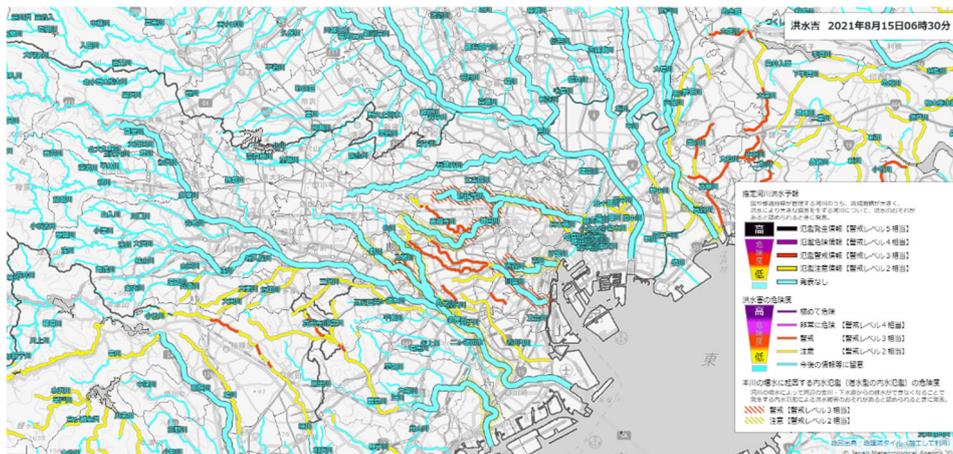
社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くなくとも発生のおそれを積極的に伝えていくこと、危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、わかりやすく情報を提供していくことを目的として、土砂災害、浸水害、洪水災害にかかると警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目でわかる「危険度分布」（メッシュ情報）が提供されている。



気象庁HP「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」



気象庁HP「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」



気象庁HP「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」

## 第2節 河川に関する情報

水防法では「洪水予報河川」、「水位周知河川」、「水防警報河川」、「水位周知海岸」を指定し、それぞれの情報を発表し、伝達することを定めている。また、東京都は都管理河川において、河川の氾濫を確認したときは、氾濫発生情報を発表する。

### 洪水予報河川 ※立川市 多摩川該当

1～3時間後の河川水位を予測し、住民に情報を発表する。

### 水位周知河川

現在の水位により、住民に情報を発表する。

### 水防警報河川 ※立川市 多摩川該当

現在の水位により、水防管理者へ情報を提供する。

### 水位周知海岸

現在の水位により、住民に情報を発表する。

### (1) 洪水予報河川(多摩川)

国土交通省と気象庁は、2以上の都県にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について洪水予報を共同発表する。立川市に関する河川としては多摩川が指定されている。洪水予報は、予報地点の水位観測に基づき発表され、原則として東京都総務局より市に伝達される。

### ■立川市にかかると洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区間	基準地点
多摩川	左岸：東京都青梅市青梅大柳町1575先から海まで 右岸：東京都青梅市畑中1丁目18番地から海まで	調布橋 石原 田園調布(上)

### ■多摩川洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
多摩川 氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
多摩川 氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
多摩川 氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、 <u>あるいは</u> 氾濫危険水位に到達したとき
多摩川 氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
多摩川 氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

■多摩川洪水予報発表基準水位

基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	零点高
調布橋	青梅市 上長湫	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P.+ 148.500m
石原	調布市 多摩川三丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P.+ 27.420m
田園調布 (上)	大田区 田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P.+ 0.000m

(2) 水防警報河川（多摩川）

水防警報は、河川が所定の水位に達した際に、防災機関（水防団や消防機関など）の出動の指針とするために発表される。国土交通大臣または都知事は、河川、湖沼または海岸を指定して、水防管理団体の水防活動に指針を与えるため、河川の洪水予報等の一般の方への情報より早めに、より低い水位で段階的に水防警報を発表することとされている。

立川市に関する水防警報河川としては多摩川が指定されており、[京浜河川事務所](#)及び東京都建設局より水防警報が伝達される。

■水防警報河川及び水防警報区間

河川	基準地点	所在地	水防警報区	
			左岸	右岸
多摩川	日野橋 (日野市)	日野市 大字日野	自：昭島市拝島町3丁目1549番地先 至：国立市泉2丁目6番地先	自：八王子市高月町2402番地先 至：日野市落川1397番地先

■水防警報河川発表基準水位

河川	基準地点	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水位)	氾濫 危険水位	計画高 水位	零点高 (A.P.) <sup>※1</sup>
多摩川	調布橋 (青梅市)	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	148.500m
	日野橋 (日野市)	2.00m	2.80m	—	3.60m	4.71m	65.200m
	石原 (調布市)	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	27.420m

※1 A.P. (Arakawa Peil)：地方で特別に設けられた基準面を言い、多摩川では、計画に関する高さの基準として採用している。

$$A.P(m) = T.P^{*2}(m) + 1.134(m)$$

※2 T.P. (Tokyo Peil)：地表や海面の高さを表す基準水準面である東京湾中等潮位のこと。日本の水準点の原点。

■水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報・予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	<u>氾濫注意情報</u> 等により、または、水位、流量その他の河川状況により、 <u>氾濫注意水位 (警戒水位)</u> を超えるおそれがあるとき。
指示	<u>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水 (水があふれる) ・漏水 ・法壊 (堤防斜面の崩れ) ・亀裂当河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</u>	<u>氾濫警戒情報</u> 等により、または、既に <u>氾濫注意水位 (警戒水位)</u> を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位 (警戒水位) 以下に下がったとき。氾濫注意水位 (警戒水位) 以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合または津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

国土交通省資料

### 第3節 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市区町村長が防災活動や避難情報発令等の災害応急対応を適時適切に行うための支援、住民の自主的な避難判断等の参考となるように市区町村ごとに、東京都と気象庁から共同発表される。

立川市においては、土砂災害警戒区域26か所（土砂災害特別警戒区域22か所を含む。）の警戒を重点的に行うとともに、地域住民、要配慮者利用施設へ情報提供を実施する。さらに危険が差し迫ったと判断した場合、第4章 避難対策を遅滞なく実施する。

※ 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

※ 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図ることとなっている。

※ 関連資料 「土砂災害警戒区域」、「土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設」参照

### 第4節 情報の受令確認

水防活動時に、洪水予報、水防警報及び土砂災害警戒情報等の情報を受け取った場合は、原則として電話またはFAXにより情報を受け取った旨の確認を行う。

### 第5節 雪害対策

異常降雪時には、気象情報に注意して関係団体等に広報を行うとともに、迅速に除雪を実施して道路交通の確保を図る。

※ 関連資料 「積雪時の除雪」参照

### 第6節 市民への情報発信

風水害に関する情報は、雨雲や台風の進路予想等の気象情報に基づき、市ホームページや防災情報メール、SNS等を通して、市民へ適時、適切な情報発信を行う。

### 第3章 水防活動

洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的を持って、水防活動が迅速かつ効果的に行える体制を確立するため、立川市水防計画を定める。

「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」等により東京都等と連携体制を構築する。

※ 関連資料 「立川市水防計画」参照

## 第4章 避難対策

### 第1節 避難誘導

避難情報が発令された場合、警察署及び消防署の協力を得て、町会自治会、事業所、学校単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。

また、避難情報の発令を行ういとまがない場合を想定し、あらかじめ住民に対し、自主的な避難の実施を啓発しておく。

さらに、高齢者や障害者等の要配慮者を、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画等を活用し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

### 第2節 避難場所、避難所等の指定

#### （1）避難場所、避難所等の指定

令和元（2019）年に発生した東日本台風における経験を教訓とし、より効果的な対策を講じている。指定避難所の開設については災害の規模に応じて、3段階に分け段階的に開設する。第1段階では多摩川の氾濫を想定し、がけ上部分の4施設（滝ノ上会館、柴崎会館、錦学習館、立川競輪場）を開設し、第2段階においては小中学校等を23か所開設するが、立川市水害ハザードマップ上で浸水可能性がある区域に在する小中学校等7か所（第九、新生、上砂川、西砂各小学校、立川第五、立川第八各中学校、旧多摩川小学校）は開設しない。第3段階においては、地震時における二次避難所に該当する避難所等10か所を開設する。

※ 関連資料「[特定避難所](#)、風水害限定指定避難所一覧」、「風水害時指定避難所開設段階別一覧」参照

#### （2）車両による一時的な避難場所

交通渋滞によって、避難行動や緊急車両の走行が阻害されることから、災害時の避難方法は徒歩が原則である。ただし、風水害時に警戒レベル4が発令されるよりも早い段階で、車両による避難以外の行動が取れない住民等を対象として、立川競輪場、イオンモールむさし村山、セレモア白峯殿及び[DCM立川幸町店](#)を、車両による一時的な避難場所として運用する。

※ 関連資料「風水害時における車両による一時避難場所一覧」参照

### 第3節 水害等に対する避難情報

集中豪雨や台風などによる被害が発生するおそれのある場合、その地区の住民に対して、適切なタイミングで避難情報を発令する。

※ 詳細については、「水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアル」に定量的かつわかりやすく設定する。

(1) 避難情報の内容

避難情報は、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する。

警戒レベル	発信者	立退き避難が必要な居住者等に求める行動等
【警戒レベル1】	気象庁が発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発表される状況：今後気象悪化のおそれ</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：災害への心構えを高める                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災気象情報等の最新に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>
【警戒レベル2】		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発表される状況：気象状況悪化</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：自らの避難行動を確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動確認。</li> </ul> </li> </ul>
【警戒レベル3】 高齢者等避難	市長が発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。</li> <li>※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的にするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない。）</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保！                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全に取ることができるとは限らず、また本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>

## （2）避難行動要支援者への避難支援

警戒レベル4が発令されるよりも早い段階において、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画等を活用し、要配慮者に対する災害や避難に関する情報提供や避難誘導、協定を締結したタクシー事業者との連携等の避難支援を行う。

## （3）避難情報発令の判断・伝達に対する助言

避難情報を発令するにあたり必要があると判断した場合、市長は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、都知事に対し助言を求めることができる。

## （4）浸水想定区域・土砂災害警戒区域における避難確保

多摩川及び残堀川の浸水想定・予想区域、土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、以下の措置を実施するものとする。

浸水想定・予想区域及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画に基づく避難行動が取れるよう確実に洪水予報や避難情報等を伝達する。また、当該区域内の住民に対しても、適時適切な避難行動が取れるよう避難情報等の的確な情報提供や連絡体制を確立する。

※ 関連資料 「浸水想定区域内要配慮者利用施設」、「浸水予想区域内要配慮者利用施設」、「土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設」参照

## 第4節 指定避難所の開設・運営

河川の越水氾濫や土砂災害等の危険があり、避難情報を発令する場合は、避難所を開設の上、住民に周知し、避難者の誘導と受入を行う。また、避難指示等よりも早い段階に限定し、「車両による一時的な避難場所」を開設し、避難者の誘導・受入を行う。

### （1）指定避難所の開設

#### ① 開設担当者

避難所の開設は、避難所班、各施設を所管している班（課）、指定管理者、小中学校等が協力して行う。

また、記録的短時間集中豪雨のような、直前まで予測ができない気象状況が勤務時間外に発生した際に指定避難所を開設する場合は、危機管理対策室の指示により緊急初動参集職員が参集する。

なお、風水害に関する指定避難所と所管している班は、以下のとおりである。

- 小中学校：小中学校職員、避難所班
- 学習館及び学習等供用施設：指定管理者、避難所班
- 立川競輪場：競輪場対応班、避難所班
- 女性総合センター：帰宅困難者対策班、避難所班

※ 詳細については、「指定避難所開設マニュアル」による。

## ② 開設の手順

開設担当者は、次の手順で避難所班、学校教職員、避難所運営委員会、自治会、市民防災組織等と協力し、指定避難所の開設を行う。

- 施設の門の開錠
  - ・ 避難者数及び施設周辺の被害状況等の確認
  - ・ 避難者の施設敷地内への誘導
- 施設の安全確認
  - ・ 施設が利用可能かどうか確認
- 避難者の受入準備
  - ・ 施設の開錠
  - ・ 施設内の片づけ
  - ・ 収容スペースの確保・割り当て（避難所運営マニュアルに基づき実施）
  - ・ 避難所開設を避難所班本部（教育部）へ報告
- 避難者の誘導・受入
  - ・ 収容スペースへの避難者の誘導

## ③ 避難所開設の報告

避難所を開設した者は、本庁の避難所班に電話または防災行政無線等により、以下を報告する。

- 開設日時
- 避難者数及びその被害状況
- その他必要事項

## (2) 避難所の運営

避難所の運営については、開設担当者、ボランティア、避難者及び地域住民により運営するほか、必要に応じて避難所班以外の班からも応援職員を指定し対応する。

### （3）要配慮者への配慮

要配慮者が福祉避難所への直接避難がすぐには困難である場合には、まずは近くの指定避難所に避難し、災害などが落ち着いてから福祉避難所へ移動するといった避難支援の流れも、あらかじめ想定しておくことが重要となる。

福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定（令和3（2021）年5月）により要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、要配慮者の直接避難を前提とした移動支援が必要となる。

- ① 高齢者や障害者や病人等はできるだけ環境の良い場所で避難生活できるように配慮する。
- ② 視覚障害者・聴覚障害者・外国人へは、音声による伝達やコミュニケーションボードの使用等、災害情報の提供や伝達方法に配慮する。
- ③ 避難所と定める施設では、障害者や高齢者等が健常者とともに避難所生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。
- ④ 障害の程度や体力または病状等により、一次避難所での生活が困難な要配慮者については、二次避難所、または適切な施設へ移動する。
- ⑤ 要配慮者の介護・介助にあたる家族が休息できるプログラム等を提供する。

また、水防法第15条の3に基づき要配慮者利用施設に義務付けられている避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保し、指定避難所での円滑な受入れを行う上で重要である。

### （4）女性・性的マイノリティのニーズへの配慮

男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様性を考慮した視点にも配慮した避難所運営を次のとおり行う。

- ① 困りごとや不足している物資に関する要望を把握する。
- ② 受け手の立場を考えて多様なニーズに合わせた物資の配布に努める。
- ③ 各避難所の運営には必ず女性のリーダーが関わる。
- ④ 女性や要配慮者が使いやすい場所にトイレを設置する。
- ⑤ プライバシーを保護するため着替え場所、授乳場所等女性専用のスペースを確保する。
- ⑥ 下着等の洗濯物を干す場所にも配慮する。
- ⑦ 女性職員を避難所等に派遣し女性のニーズを聞き取る。
- ⑧ 避難所の巡回等の防犯対策を行う。
- ⑨ 性的マイノリティの者への配慮など、多様性を重視した対策を講じる。

### （5）避難所における報道対応

避難者の心情・プライバシーに配慮した共通ルールを定め、周知する。

### （6）避難所の統合・廃止

避難所班は、災害の復旧状況や避難所の人数の減少状況を考慮し、関係部署との調整を図り、災害対策本部の決定に基づき避難所の統合及び閉鎖を行う。

## 第5章 各種応急対策

風水害時における救助・救急活動、医療救護、生活支援、復旧対策等の各種応急対策については以下のとおり対応するものとする。

### 第1節 救助・救急活動

風水害における救助・救急活動は、「第3部 応急計画（地震対策編）第7章 救助・救急活動」を準用するほか、気象情報、警戒レベル等の防災情報の収集と伝達を活動隊間でも徹底し、河川の氾濫、越水等に十分警戒しながら活動する。

### 第2節 医療救護

風水害における医療救護対策は、「第3部 応急計画（地震対策編）第8章 医療救護」を準用する。

### 第3節 学校等の災害応急措置

風水害における学校等の災害応急措置については、「第3部 応急計画（地震対策編）第11章 学校等の災害応急措置」を準用するとともに、気象情報の収集を徹底し、台風、豪雨等の接近情報に基づき、あらかじめ定めた気象状況に応じた対応を取る。

### 第4節 生活支援対策

風水害における生活支援対策は、「第3部 応急計画（地震対策編）第12章 生活支援対策」を準用する。

### 第5節 帰宅困難者対策

風水害における帰宅困難者対策は、「第3部 応急計画（地震対策編）第13章 帰宅困難者対策」を準用する他、計画運休等、風水害の特性に応じた対応を取る。

### 第6節 要配慮者への対応

風水害における要配慮者への対応については、「第3部 応急計画（地震対策編）第14章 要配慮者への対応」を準用する他、台風、豪雨等の接近情報に基づく支援、警戒レベルに応じた安否確認等、「風水害対応要配慮者、避難行動要支援者避難支援職員用マニュアル」に基づいた対応を行う。

また、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画等を活用した避難支援に取り組む必要がある。

## 第7節 行方不明者の捜索・埋火葬

風水害における行方不明者の捜索・埋火葬については、「第3部 応急計画（地震対策編）第15章 行方不明者の捜索・埋火葬」を準用する。

## 第8節 災害廃棄物処理

風水害における災害廃棄物処理については、「第3部 応急計画（地震対策編）第16章 災害廃棄物処理」を準用する。

## 第9節 安全確保対策

風水害における安全確保対策は、「第3部 応急計画（地震対策編）第17章 安全確保対策」を準用する。

## 第10節 ライフラインの応急対策

風水害におけるライフラインの応急対策は、「第3部 応急計画（地震対策編）第18章 ライフラインの応急対策」を準用する。

## 第11節 災害時の交通規制・緊急輸送体制

### （1）交通情報の収集と交通統制

- ① 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を市長に通報する。
- ② 隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

### （2）交通規制

- ① 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- ② 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

### （3）車両検問

主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

---

#### (4) 緊急通行車両等の確認

- ① 災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止又は制限され、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。
- ② 緊急通行車両等であることの確認は、都道府県知事及び使用の本拠地を管轄する公安委員会が行い、標章及び証明書を交付する。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の知事及び公安委員会で行うことができる。

#### (5) その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

### 第12節 生活安定対策

風水害における生活安定対策は、「第3部 応急計画（地震対策編）第20章 生活安定対策」を準用する。

### 第13節 災害ボランティア

風水害における災害ボランティアについては、「第3部 応急計画（地震対策編）第21章 災害ボランティア」を準用する。



## 第5部 応急計画（大規模火災・鉄道事故・航空機事故・原子力災害・火山対策編）

- 第1章 大規模火災対策
- 第2章 鉄道事故対策
- 第3章 航空機事故対策
- 第4章 原子力災害対策
- 第5章 火山対策



## 第5部 応急計画 (大規模火災・鉄道事故・航空機事故・原子力災害・火山対策編)

本編は、地震災害・風水害以外の災害の特筆すべき点をまとめ、市及び関係機関が実施する災害活動対策の活動方針や内容など基本的事項を定めたものである。特に記載ない事項は、地震対策編を準用する。

また、本計画において定められた任務について、担当する機関、部、課等は、発災時に円滑に活動できるよう、平時から担当任務について準備、検証を行うよう努めるものとする。

## 第1章 大規模火災対策

### 第1節 基本方針

市街地に大規模な火災が発生した場合、もしくは発生するものと判断される場合においては、市街地の延焼阻止を第一に対処する。被害の状況により必要と認めた場合は、速やかに広域的な応援部隊の派遣要請を行うとともに、その受入に万全を期す。

市各部及び消防署、警察署、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、その他の防災関係機関は、それぞれが行う応急対策が二次災害の防止のために事前通報その他相互の緊密な連携を行う。市各部及び消防署、警察署、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、その他の防災関係機関や市民、市民防災組織（市民消火隊）、事業所自衛消防隊は、相互に連携・協力し、活動要員・各種車両・消防水利及び救出用資器材を確保する。

### 第2節 活動概要

大規模火災が発生した場合、第3部 応急計画（地震対策編）を準用し、危機管理体制を取る。

被害状況に応じ、災害対策本部を設置し、初動体制、災害配備体制に移行する。

## 第2章 鉄道事故対策

### 第1節 基本方針

初動措置として現場へ職員を派遣し情報収集を実施し、必要に応じ、関係機関、駅周辺事業者と連携し避難誘導実施、乗客、現場周辺の滞在者の安全確保を図る。また、災害対策本部（危機管理対策室）を設置するとともに、現場近くに現地災害対策本部を設置し、情報収集・提供、救助・救急、医療救護、関係機関との連絡体制を整える。

### 第2節 活動概要

鉄道事故が発生した場合、第3部 応急計画（地震対策編）を準用し、危機管理体制を取る。

被害状況に応じ、災害対策本部を設置し、初動体制、災害配備体制に移行する。

主な活動内容については、第3部 応急計画（地震対策編）記載のほか次のとおり。

- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、旅客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護班等を編成し救急救護にあたる。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。
- 復旧状況、列車の運行状況について、広報プロモーション課及び関係機関へ連絡する。
- 必要に応じ第3部 応急計画（地震対策編）第13章 帰宅困難者対策を行う。

## 第3章 航空機事故対策

### 第1節 基本方針

初動措置として現場へ職員を派遣し、情報収集を実施する。必要に応じ、関係機関、周辺事業者と連携し避難誘導を行い、乗員・現場周辺の滞在者の安全確保を図る。また、災害対策本部（危機管理対策室）を設置するとともに、現場近くに現地災害対策本部を設置し、情報収集と提供、救助・救急活動、医療救護、関係機関との連絡体制の整備等を行う。

### 第2節 活動概要

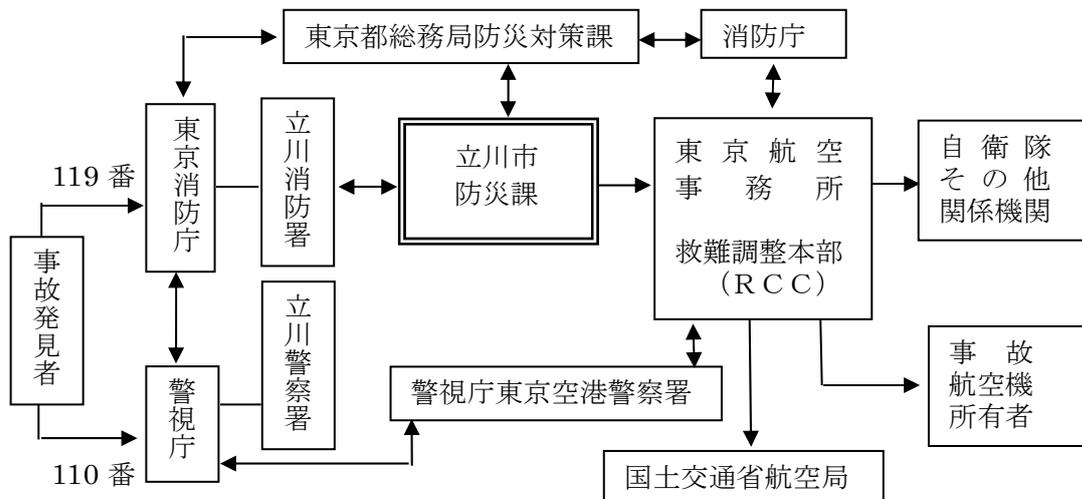
航空機事故が発生した場合、第3部 応急計画（地震対策編）を準用し、危機管理体制を取る。被害状況に応じ、災害対策本部を設置し、初動体制、災害配備体制に移行する。

主な活動内容については、第3部 応急計画（地震対策編）記載のほか次のとおり。

#### （1）航空機事故連絡体制

##### ① 民間航空機事故の場合

##### ア 連絡系統



##### イ 緊急連絡事項

航空機事故が発生した場合は、「航空機事故・墜落（または不時着等）発生」と告げ、上記の連絡系統により次の事項を連絡する。なお、第一報においては、迅速に報告することを第一とし、不明な事項については「不明」と連絡し、判明次第連絡する。

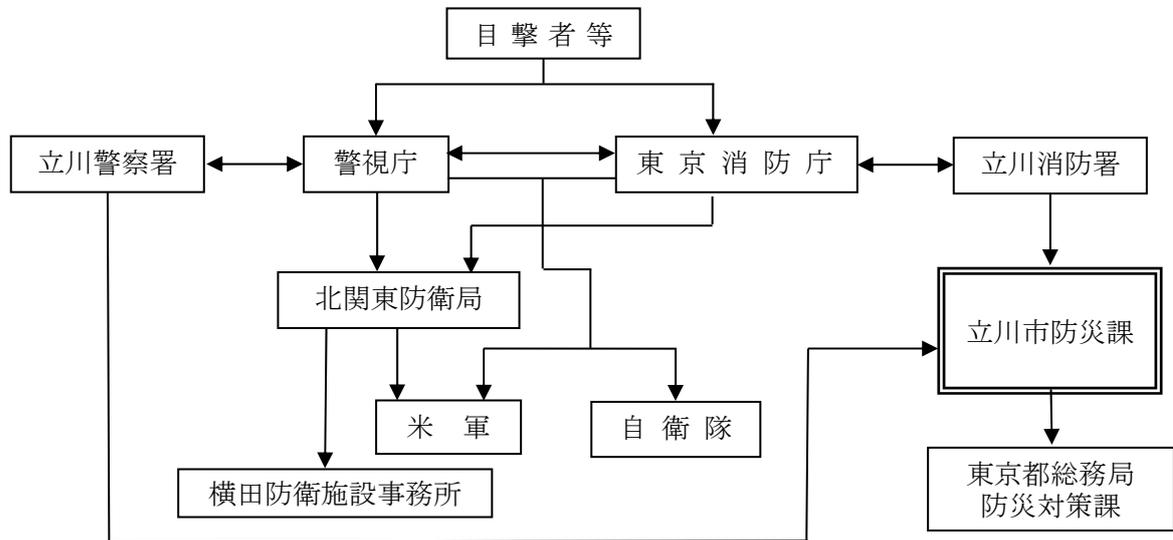
- 事故の種類（墜落、不時着、器物落下）
- 事故発生の時刻、場所、被害の概要
- 事故機の国籍、事故機の形式
- 乗員数、積載燃料量（約〇〇〇キロリットルで表示） 注）1ガロン＝3.785キロリットル
- その他必要な事項

##### ② 自衛隊機または米軍機事故の場合

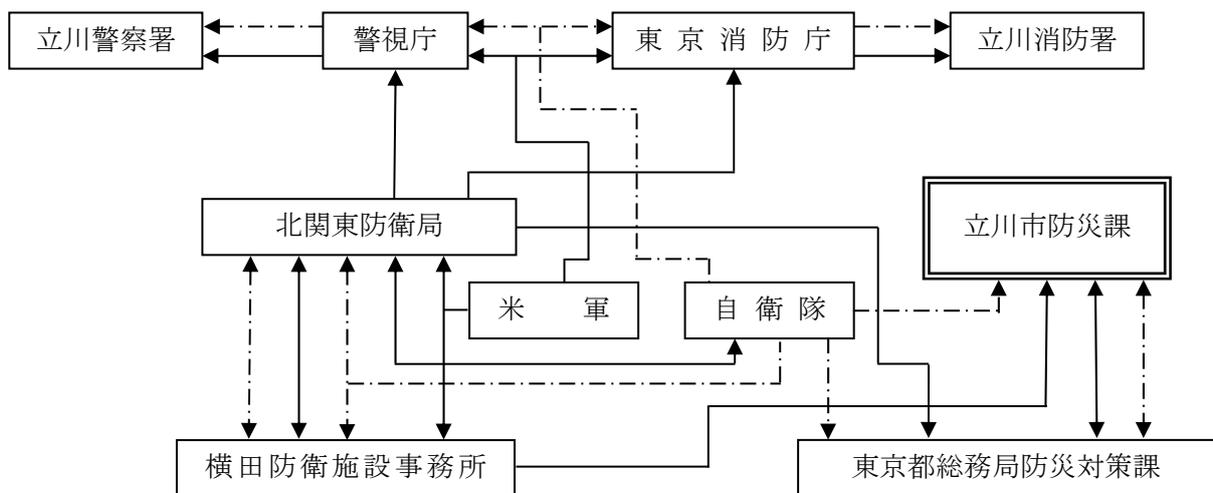
ア 連絡系統

「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」に基づき、次のとおりとする。

【目撃者等からの通報経路】



【米軍または自衛隊からの通報経路】



————— 米軍航空事故等にかかると通報経路  
 - - - - - 自衛隊航空事故等にかかると通報経路

イ 緊急連絡事項

米軍機または自衛隊機による事故が発生し、目撃者より通報を受けた場合は、「米軍（または自衛隊）航空機事故・墜落（または不時着等）発生」と告げ、上記の連絡系統により次の事項を連絡する。不明な事項は、「不明」と連絡し、判明次第連絡する。

- 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- 事故発生の日時、場所
- 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- その他必要な事項

## 第4章 原子力災害対策

### 第1節 基本方針と所管部署

#### （1）基本方針

東京都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても「原子力災害対策重点区域」に東京都の地域は含まれていない。「原子力災害対策重点区域」とは、国の原子力規制委員会が平成24（2012）年10月に策定（令和6（2024）年9月11日全部改定）した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域であり、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・指示等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要であるとされている区域である。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、金町浄水場等の浄水（水道水）から放射性ヨウ素が測定され、市においては局所的に空間放射線量が高い地点が確認された。また、錦町ポンプ場から発生する脱水汚泥や焼却灰から高濃度の放射性物質が検出され、焼却灰が搬出できない事態となるなど様々な影響を受けた。

福島第一原子力発電所の事故では、市は市民の不安の払拭に向けて、各部課が放射性物質の測定と公表などの対応を実施した。

この経験を踏まえて、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、市民の放射線に対する不安に応え、市民生活の安心・安全の確保に向けた対策を取る。

#### 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故

平成23（2011）年3月11日14時46分の東日本大震災の発生により、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉6機のうち、運転中の1号機から3号機までの全てが自動停止した（4号機から6号機までは定期検査により運転停止中であった。）。（中略）

その後、同月12日午後に1号機において、同月14日午前3号機において、同月15日朝に4号機において、水素爆発と思われる爆発が発生した。2号機においては、同月15日朝に水素爆発によるものと思われる大きな衝撃音が確認されたほか、4号機においては、同日朝、火災の発生も確認された。また、汚染水の滞留、外部流出も発生しており、本事故は、発電所内施設の損傷に留まらず、放射性物質が外部へと放出される事態へと進展した。（平成23（2011）年版 防災白書より）。

#### （2）所管部署

防災課、危機管理課、広報プロモーション課、産業観光課、保育課、健康推進課、学校給食課、環境政策課、下水道管理課、クリーンセンター、ごみ対策課

なお、地震災害と複合災害となった場合は災害対策本部で対応する。

本部指揮所班、秘書広報班、物資調達班、子ども支援班、医療救護班、給食班、環境対策班、ごみ対策班、給水班、下水道施設班

## 第2節 原子力発電所事故災害への対応

### (1) 情報連絡態勢

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できるよう情報連絡態勢を確立し、東京都、国等からの情報を収集する。

### (2) 放射線測定、放射性物質検査等

原子力発電所事故により放出された放射性物質の規模や東京都で実施する放射線測定、放射性物質検査等の結果により必要に応じて放射線測定、放射性物質検査等を市においても実施する。

検査対象	実施機関	
	東京都	立川市
空間放射線量	○	○
局所的な場所の空間放射線量		○
水道水	○	
農産物	○	
給食用食材		○
クリーンセンター「たちむにい」から発生する焼却灰		○
クリーンセンター「たちむにい」敷地境界の空間放射線量		○

### 【食品中の放射性物質の新たな基準値】

#### ○放射性セシウムの暫定規制値

平成24(2012)年3月31日まで

食品群	規制値 単位：Bq/kg
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	
牛乳・乳製品	200
飲料水	200



#### ○放射性セシウムの新基準値

平成24(2012)年4月1日から施行

食品群	基準値 単位：Bq/kg
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

### (3) 市民への情報提供

放射線測定、放射性物質検査等の内容と結果を、市のホームページ及び広報紙を通じて市民へ情報を提供する。なお、緊急性がある場合は、第3部応急計画(地震対策編)の第4章広報・広聴での適切な広報手段を用いて、市民へ迅速な情報提供を行う。

### 第3節 放射性物質事故災害への対応

#### （1）災害の想定

「放射性物質事故災害」とは、地震を要因として次の場所で発生し、放射性物質及び放射線の異常な水準の放出、放射性物質取扱施設での火災等により、市民の生活及び健康への危険性が高まった場合を想定したものとする。

- ① 放射性物質を保有する施設で発生した事故災害
- ② 放射性物質（核燃料物質等を含む。）を運搬中車両等の事故災害
- ③ ①、②以外の場所で発生した事故災害

#### （2）災害応急対策

##### ① 災害時の伝達方法

防災関係機関等に対する災害発生状況の伝達は、あらかじめ定めた伝達系統により行う。

##### ② 活動体制の確立

災害対策本部を設置し、組織及び事務分掌等は地震対策に準じる。

##### ③ 防御活動

関係機関と協力し、以下の防御活動を実施する。

- ア 放射線及び放射性物質による汚染の調査等
- イ 警戒区域等の設定及び解除
- ウ 消火活動
- エ 救助・救急活動

##### ④ 市民の安全の確保

市民等の安全確保や二次災害防止のため、以下のとおり活動する。

- ア 市長（消防署長）は、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため「放射線危険区域」内の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）等に基づき、立入を禁止するとともに当該区域から退去を命じるものとする。
- イ 市長（消防署長）は、地域住民の安全の確保を期すため、状況により国等の専門家の意見を参考に、「放射線警戒区域」の居住者、滞在者、その他の者に対し、災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）等に基づき避難の指示を行う。
- ウ 避難の指示の伝達等は「第3部 応急計画（地震対策編）第10章避難対策」によるものとする。
- エ 災害対策本部等は、放射性物質事故災害が発生し、または発生するおそれがあることを知った場合は、直ちに東京都・関係機関に報告する。また、避難の指示等を行う必要がある場合は、直ちに防災行政無線（固定系）、消防広報車等を活用し実施する。
- オ 最終的には文部科学省等の測定等の判断を待ち、安全を確認するとともに、事業者等に放射性物質の除去等の依頼を行う。
- カ 事業者、文部科学省等の測定等により安全が確認された場合は、その旨の広報を行う。

### ⑤ 放射線等使用施設の応急措置

放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合には、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告することとなっている。

市は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずるよう、東京都を通じて原子力規制委員会に要請する。

※ 関連資料 「放射性同位元素等の規制に関する法律の対象事業所一覧」

### ⑥ 保健医療活動

「放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない。」という原子力災害の特殊性を考慮し、市は、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、健康相談に関する窓口を設置し、保健所等へ外部被ばく線量の測定を要請する。

### ⑦ 放射能観測の実施

市は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器を確保する。また、外部被爆線量の測定態勢を整備する。

### ⑧ 風評被害への対応

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

## 第5章 火山対策

### 第1節 基本方針

本市に被害を及ぼすおそれがある火山としては、富士山、箱根山がある。富士山、箱根山は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、平成21(2009)年6月に火山噴火予知連絡会によって選定されている。

富士山が噴火した場合、本市から富士山山頂火口までの距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはないが、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。富士山等の噴火により、本市に降灰等の被害が及ぶ場合は、関係機関と連携し、降灰対策を中心とした活動を行うとともに、情報収集・提供、関係機関との連絡体制を整える。

富士山防災マップ（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



富士山火山広域防災対策基本方針 (H18(2006).2内閣府)

### 火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山

選定理由	火山名
①近年、噴火活動を繰り返している火山 ア 過去数十年程度の間、頻繁に噴火している イ 100年以内の間隔でマグマ噴火を繰り返している	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、吾妻山、那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、伊豆大島、三宅島、硫黄島、阿蘇山、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島 (23火山)
②過去100年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山 ア 地震活動 過去100年程度の山体浅部の地震活動 (マグマの動きに関連したものなど) イ 地殻変動 過去10年程度のマグマ貫入等に伴う地殻変動 ウ 噴気活動・地熱活動 過去100年程度の活発な噴気活動、地熱活動	アトサヌプリ、大雪山、恵山、岩手山、栗駒山、蔵王山、安達太良山、磐梯山、日光白根山、乗鞍岳、白山、 <b>箱根山</b> 、伊豆東部火山群、新島、神津島、八丈島、鶴見岳・伽藍岳、九重山 (18火山)
③現在異常はみられないが過去の噴火履歴等からみて噴火の可能性が考えられる	岩木山、鳥海山、 <b>富士山</b> 、雲仙岳 (4火山)
④予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる	俱多楽、青ヶ島 (2火山)

火山噴火予知連絡会資料(H21(2009).6)

※ 平成26(2014)年9月の御嶽山の噴火を受け行われた火山噴火予知連絡会「火山観測体制等に関する検討会」において、近年の火山活動の高まりがみられた八甲田山、十和田、弥陀ヶ原の3火山が常時観測火山(気象庁が火山活動を24時間体制で監視している火山)に追加されている。

## 第2節 噴火予警報等の種類及び連絡体制

気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」に選定されている火山に対して、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。噴火警戒レベルに応じて、噴火予報及び噴火警報を発表する。

### (1) 噴火予警報等の種類

#### ① 噴火警報

噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表される。

#### ② 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表される。

噴火警報及び噴火予報の発表基準

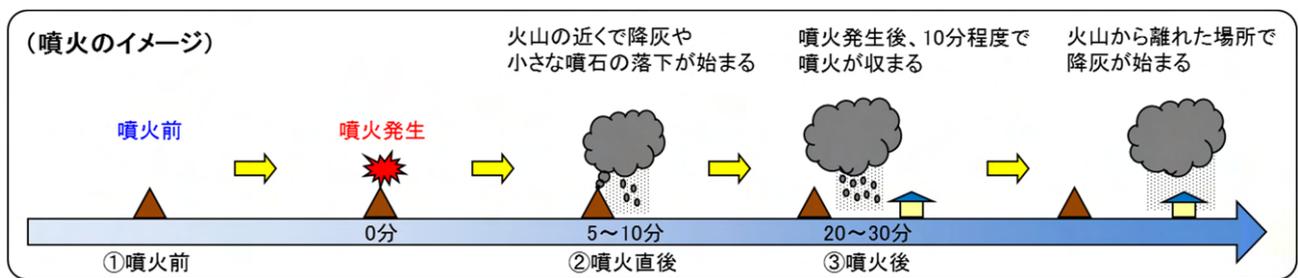
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明			
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あること に留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。	

気象庁資料

③ 降灰予報

活動が活発化している火山では、事前に噴火規模や気象条件などを想定し、それを踏まえて噴火時の降灰をシミュレーションした「降灰予報(定時)」を発表する。実際に噴火した場合には、5~10分程度で「降灰予報(速報)」を発表し、噴火後20~30分程度で実際の噴火規模や気象条件などの観測データを踏まえて計算した「降灰予報(詳細)」を発表する。

いつ、どの地域に、どのくらい、火山灰が降るか、という降灰する量の情報については「多量(1mm以上)」、「やや多量(0.1mm~1mm)」、「少量(0.1mm未満)」の3階級で表現し、降灰が予想される地域を市町村ごとに発表する。



気象庁資料

④ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(2) 情報の収集、伝達

① 噴火予警報等の収集、伝達

富士山または箱根山で、噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対応を実施するため、市各部及び消防、警察などの防災関係機関との情報収集・伝達を密に行い、降灰に備える。

② 降灰調査

火山観測指針(気象庁、平成11(1999)年)に沿って降灰調査を行う。調査方法・項目については、以下のとおりとする。

ア 降灰調査箇所

原則として市庁舎とする。ただし、市内において特に降灰の厚さが高い箇所がある場合については別に調査するものとする。

イ 降灰調査項目

○ 降灰の有無・堆積の状況	○ 堆積物の採取
○ 時刻・降灰の強さ	○ 写真撮影
○ 構成粒子の大きさ	○ 降灰量・降灰の厚さ※
○ 構成粒子の種類・特徴等	○ 構成粒子の大きさ(詳細)※

(※は可能な場合に限る。)

ウ 降灰量階級表

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ※1		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	<u>外出を控える</u> 慢性的な喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのが ようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

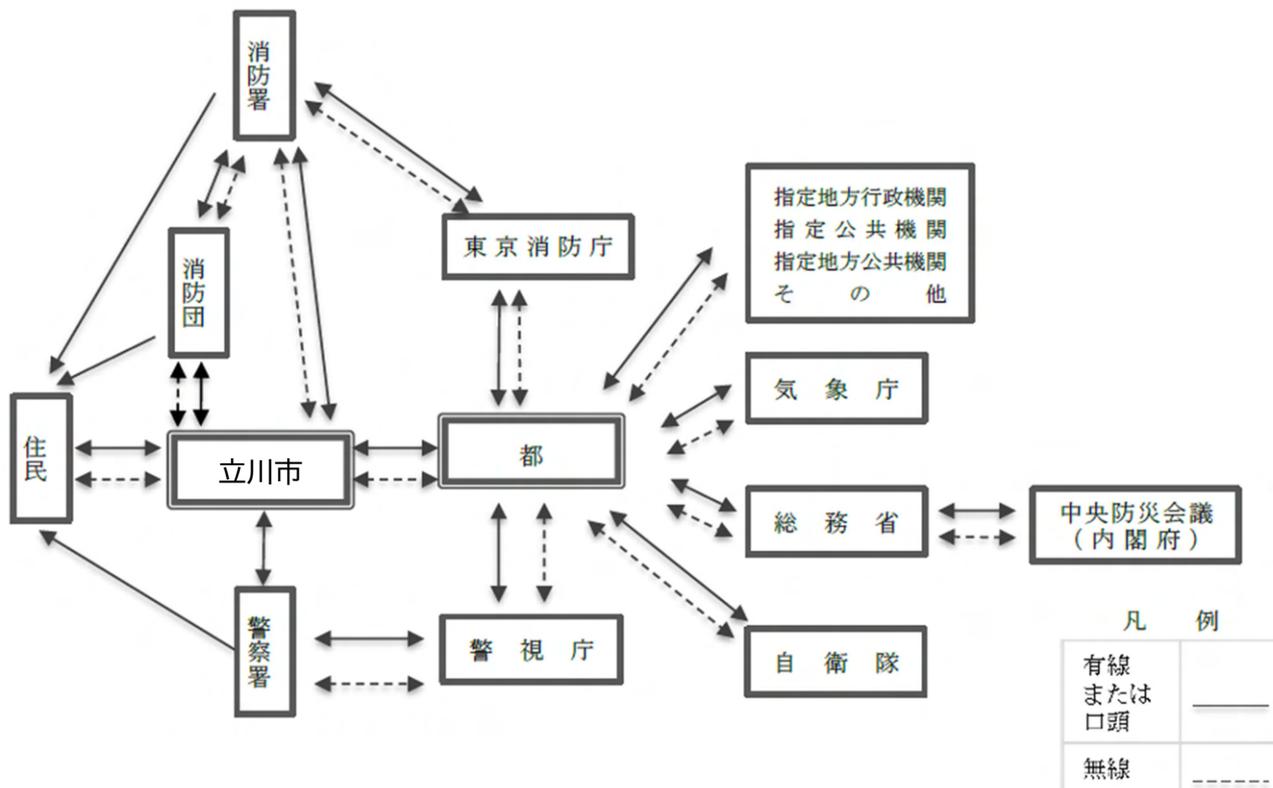
※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による  
 ※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

### ③ 火山（降灰）情報の収集、伝達

東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、東京都、区市町村、関係防災機関に伝達される。

市内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁火山監視・警報センターに集約される。

降灰の情報連絡



東京都地域防災計画 火山編

### 第3節 降灰対策

富士山または箱根山で、高さ数kmを超えるような噴煙柱を吹き上げる大規模な噴火が発生した場合には、灰は強い偏西風に乗って東へ流されて本市へも降り注ぎ、次のような影響を及ぼす可能性がある。

#### 大量の降灰が本市に影響を及ぼすと予想される事項

- 呼吸器系や目の障害など健康被害が発生する可能性がある。
- 視界が悪くなり、濡れると道路が滑りやすくなるなど輸送力が落ちる。
- 家庭の雨どいや側溝、下水道などが詰まる。
- 降灰時に車のワイパーを使用することでフロントガラスなどが傷つく。
- 屋内に灰や粉塵が入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。
- 農作物の収穫量に影響が出る。

こうした大量の降灰が予想される場合には、気象庁が発表する噴火予報・警報及び降灰予報を市民等に対して防災行政無線、ホームページ、防災情報メール等を活用し広報を行う。大量に降灰した後は、東京都など関係機関と連携し、健康相談や除灰活動を行う。

### 大量の降灰が本市に影響を及ぼすと予想される場合の対策

- 発生時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制を確認する。
- 路徐灰、降灰の処分、一時保管（一時仮置き）に関して関連行政部局（道路、環境部局）と調整する。
- 宅内の火山灰を集積するために土のう袋等の配布及び集積場所、方法の調整をする。
- 降灰に備え道路雨水枡（泥留め）を清掃する。
- 排水ポンプ車、道路清掃の要請を準備する。
- 資機材（防塵マスク・ゴーグル等）の備蓄状況の確認をする。
- 火山灰からの電子機器類（データ、雨量計）を保護する。
- 下水道施設の懸念箇所（伏越、過去に溢水が発生した箇所）をパトロールする。
- 下水道施設の溢水防止のための緊急措置をする。
- 管理施設のフィルターが火山灰で閉塞しないように清掃及び養生する。
- 管理施設の火山灰からの電子機器類（データ等）を保護する。

このような災害発生に備えた事前準備の遅れにより、大量の降灰の発生時の対応に支障がでる。その後の清掃作業の遅れにより、降雨発生時、道路に堆積した火山灰の下水管への流入を軽減できないため、下水道施設が機能低下もしくは使用不能となり、使用自粛又は使用制限を強いられ市民生活に大きな影響がでる。そのため降灰の処理について、オープンスペースや未利用国有地等を降灰の仮置き場に活用するなどの検討をする。

市民等にも、火山災害に特有の降灰被害に備えた予防措置や防災対策を促す。

### 降灰被害に備えた市民等の対策

- 1 日頃から報道機関、市、都を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。
  - 2 マスクや目を守るゴーグル、水、食料、医薬品、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備をしておく。
  - 3 降灰を屋内に浸入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。降灰が心配される場合は、市、都、国がインターネット等で配信する、降灰予報などの情報を確認する。
  - 4 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を協力して行う。
- （第2部 第4章 第3節 市民・地域、事業所等との連携・協働（しくみづくり）も参照）



## 第6部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興

第2章 地域との協働による復興



## 第6部 災害復旧・復興計画

災害により被害を受けた市民の生活再建、事業者の事業再開を早期に行えるよう国等の各種支援策の活用について定めたものである。

## 第1章 災害復旧・復興

### 第1節 基本方針と所管部署

#### (1) 基本方針

災害復旧・復興は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える災害復旧復興事業計画を作成し、早期にまちの復旧復興を目指す。

#### (2) 所管部署

政策班、財務会計班、復旧班

### 第2節 復旧事業の対象

道路・河川等の公共土木施設及び電気、水道、ガス、交通等の都市施設は、市民生活の根幹をなすものであり、きわめて重要な機能を持っている。このため、災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。なお、各道路管理者及び東京都水道局・下水道局、環境資源循環部、電力、通信等の各ライフライン事業者は、道路とライフライン施設の連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 道路、橋りょう災害復旧事業
- ② 河川災害復旧事業

#### (2) 都市災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市下水道施設災害復旧事業
- ③ 公園施設災害復旧事業
- ④ 市街地埋没災害復旧事業

#### (3) 農業用施設災害復旧事業

#### (4) 上水道施設災害復旧事業

#### (5) 下水道施設災害復旧事業

#### (6) 住宅災害復旧事業

#### (7) 社会福祉施設災害復旧事業

#### (8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他災害復旧事業

第3節 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関しては、法律等により国がその全部もしくは一部を負担し、または補助する災害復旧事業費は、都知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担または補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関災害復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
障害者総合支援法	障害者支援施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>	<u>女性自立支援施設</u> 復旧
砂防法等	土砂災害防止対策
鉄道軌道整備法	鉄道施設の復旧

## 第4節 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37（1962）年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37（1962）年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

本市域に大規模な被害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある、「激甚法」指定の手続きについて定めるものとする。

### （1）激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、または局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

### （2）調査報告

本部長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を都知事に報告するものとする。

## 第5節 激甚法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

### （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業  
（河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園などの復旧。）
- ② 公共土木施設災害関連事業  
（災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設の新設、改良。）
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム災害復旧事業
- ⑧ 障害者支援施設災害復旧事業
- ⑨ 女性自立支援施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業
- ⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村（指定都市を除く。）が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

## 第2章 地域との協働による復興

### 第1節 復興の基本的な考え方

大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

応急・復旧対策は迅速かつ機動的に実施するものであるが、復興対策は中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に復興対策へと進行していく。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

### 第2節 災害復興本部の設置

#### (1) 災害復興体制の整備

立川市は、東京都が作成した「東京都震災復興マニュアル」(令和7(2025)年3月修正)を参考とし、地域特性を反映し、「立川市震災復興マニュアル」の策定を検討し、復興体制の整備を進める。

市は、「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25(2013)年法律第55号)に基づき、被災直後の救助と応急・復旧活動中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織として立川市災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

#### (2) 災害復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、災害復興本部を設置する。

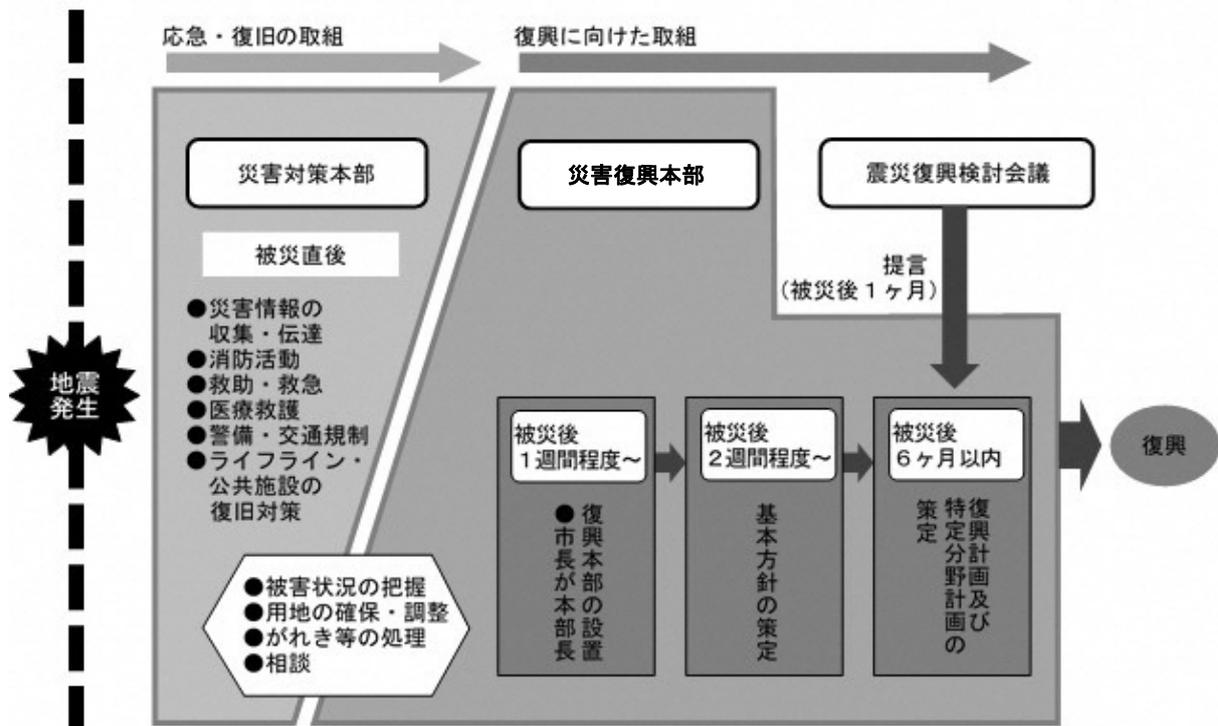
災害復興本部は、被災後、1週間程度を目途に設置するものとして、震災復興基本方針及び震災復興計画を策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、震災復興計画の目標、指針等を市民に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

#### (3) 災害復興本部の役割と災害対策本部との関係

災害復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかし、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、立川市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

震災等災害時における市の取組イメージ



(4) 災害復興本部の分掌事務

災害復興本部の分掌事務は、あらかじめ定めておくことが望ましいが、被災状況などに応じて協議し、決定する。

(5) 災害復興本部の解散

本部長（市長）は、まちの復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を解散する。

第3節 災害復興計画の作成

(1) 災害復興基本方針の策定

大地震等の災害発生後、東京都と連携して被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋の被害状況調査」を実施する。

調査と並行して立川市災害復興本部を設置し、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都震災復興方針」を踏まえ、立川市災害復興本部会議の審議を経て、「立川市災害復興基本方針」を策定し、公表する。

「立川市災害復興基本方針」の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- 暮らしのいち早い再建と安定
- 安全で快適な生活環境づくり
- 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

## (2) 災害復興計画の策定

災害復興本部は、基本方針に基づき、災害復興計画及び特定分野計画を策定する。

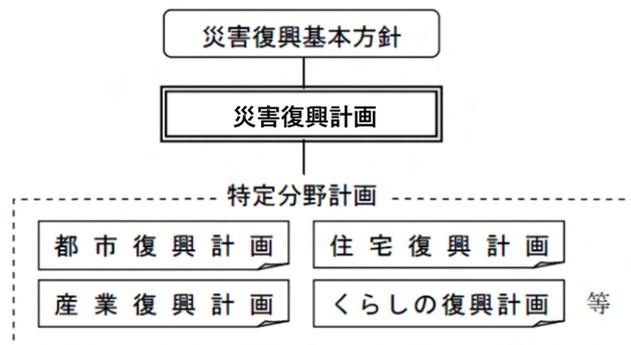
災害復興計画は、災害後の立川市の復興に係る最上位の総合計画として、以下の視点で策定する。

- 自治体が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
- 市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅する。
- 繰り返し発生する大災害にも耐え得る都市への改善を目指した長期的視点に立つ。

また、策定にあたっては、計画に関する意見交換会やパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意向を聴き、反映するとともに、策定経過をホームページや広報等で随時公表する。

特定分野計画は、特定分野の施策について、災害復興計画と整合しつつ策定する。

### 【災害復興計画の体系例】



## (3) 復興計画の作成に係る応援要請

本部長（市長）は、復興計画の作成等のために必要があるときは、関係地方行政機関の長に対し、大規模災害からの復興に関する法律第53条第2項の規定に基づく職員の派遣を要請する。

## (4) 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、「立川市災害復興基本方針」を踏まえ、「立川市災害復興計画」の策定と並行し、個別の復興計画（以下「特定分野計画」という。）を策定する。なお、計画の策定にあたっては、「家屋の被害状況調査」のほか、家屋以外の建物の被災状況、道路・公園・下水など都市基盤施設の被害状況、産業復興のための調査（離職者、業種別被害状況）、住宅再建の意向把握等、各分野の調査を徹底するものとする。「特定分野計画」には、以下のようなものがある。

### ① 市街地の復興

被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋の被害状況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、時限的市街地の形成、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興計画」を策定する。これらの計画に基づき、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

## ② 住宅の復興

住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、東京都と連携しながら、震災発生後、早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じるための特定分野計画である「住宅復興計画」を策定する。

## ③ 暮らしの復興

暮らしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じるための特定分野計画である「暮らしの復興計画」を策定する。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

## ④ 産業の復興

震災からの産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業振興を図る施策を進める。

このため、特定分野計画である「産業復興計画」を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあつ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

## 第4節 被災者総合相談所の設置

復興対策の本格化に応じて、東京都や関係機関と連携・協力により、福祉をはじめとする数多くの行政分野を網羅する被災者総合相談所を設置する。

被災後の復興まちづくりを円滑に実施し、被災住民の生活の早期安定を図るために、東京都は、東京弁護士会など20の専門団体と協定を締結し、平常時からの連携・支援体制を整備するとともに、専門相談や専門家派遣を実施する。



## 第7部 南海トラフ地震等防災対策

- 第1章 対策の考え方
- 第2章 東海地震対策の考え方
- 第3章 防災機関の業務大綱
- 第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置
- 第5章 警戒宣言時の対応措置
- 第6章 市民・事業所等の取るべき措置



## 第7部 南海トラフ地震等防災対策

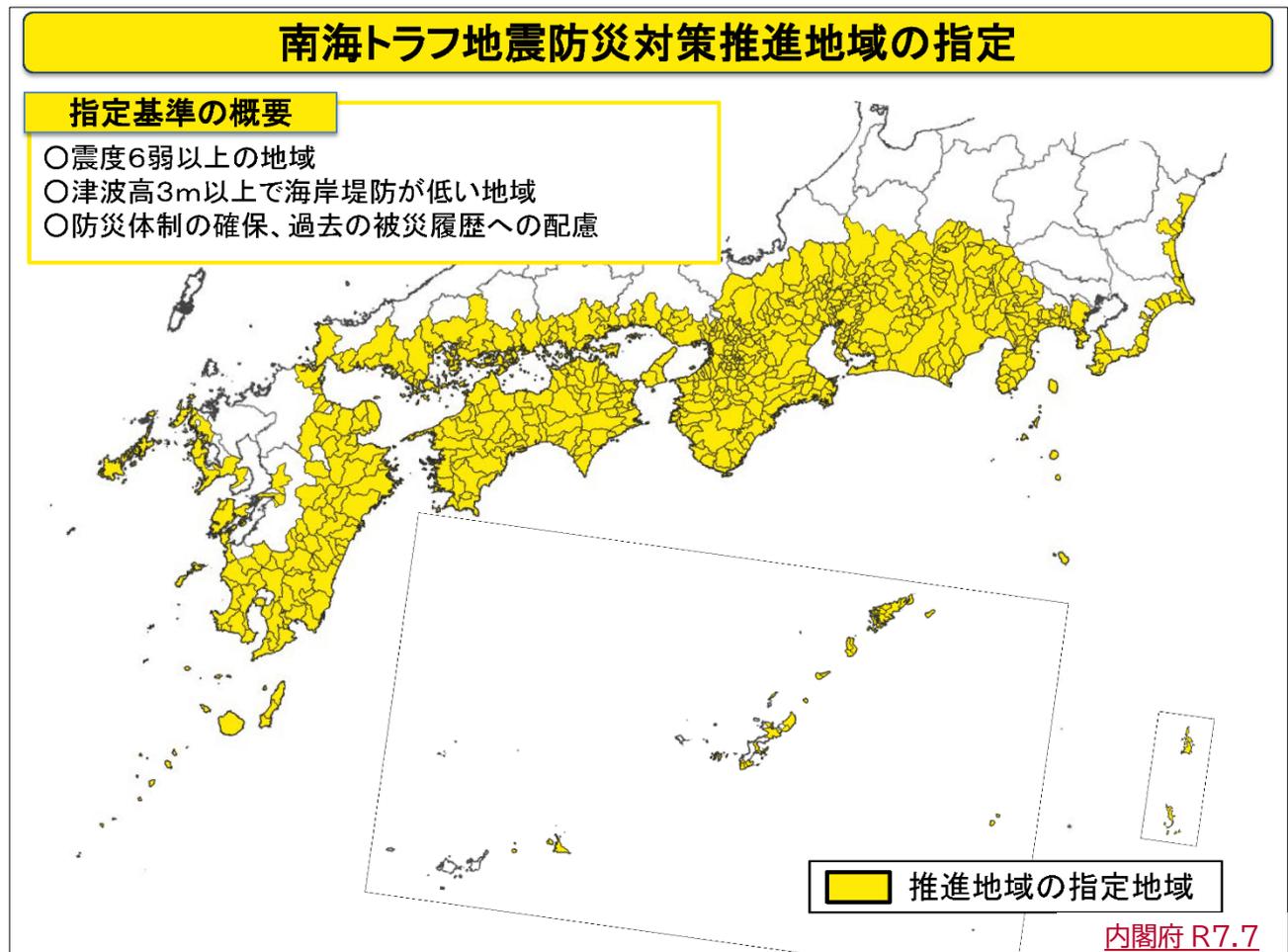
### 第1章 対策の考え方

#### 第1節 南海トラフ地震等防災対策

東京都地域防災計画震災編（令和5（2023）年修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、平成25（2013）年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。区部・多摩のほとんどの地域においては震度5強程度と想定されており、立川市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での推進地域及び特別強化地域には指定されていない。

そこで、南海トラフ地震等防災対策については、令和4（2022）年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした第1部から第3部を準用するものとする。

#### 南海トラフ地震防災対策推進地域



## 東京都地域防災計画における南海トラフ地震等防災対策の目的

- (1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。
- (2) 南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるが、その後発生する地震に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき対策の基本的事項を定める。
- (3) 島しょ町村、各防災機関等は、都推進計画に記載されている対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。

## 南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件

(発表条件)	
<div style="text-align: center;">  <h3>南海トラフ地震臨時情報</h3> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">キーワード</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">調査中</div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">巨大地震警戒</div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">巨大地震注意</div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px;">調査終了</div> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</li> <li>■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震が発生したと評価した場合</li> <li>■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</li> <li>■ 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>
<div style="text-align: center;">  <h3>南海トラフ地震関連解説情報</h3> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 南海トラフ沿いで観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>■ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p style="font-size: small;">※すでに必要な対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p> <p style="font-size: x-small;">※Mw（モーメントマグニチュード）：震源断層の面積とすべり量等から求められるマグニチュード。求めるのに若干時間を要するが、頭打ちになることはなく、国際的にも広く用いられている。</p>

出典：南海トラフ地震 ―その時の備え―（内閣府：令和7（2025）年8月）

## 第2節 東海地震事前対策

第2章において、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとする。

東京都地域防災計画震災編（令和5（2023）年修正）では、南海トラフ地震等防災対策（第4部第1章から第4章）及び東海地震事前対策（同第5章）において、暫定的な取扱いについて次のとおりとしている。

【東京都計画 p.697】

※ 南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の想定は都心南部直下地震等より震度が小さく、最大津波高等は大正関東地震と同程度と想定される。

【東京都計画 p.777～779】

※ 中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29（2017）年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29（2017）年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する東京都の防災対応は第4部第1章から4章における南海トラフ地震等防災対策に基づくものとする。

なお、この章では、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。

立川市地域防災計画（令和8（2026）年4月修正）では、東京都地域防災計画震災編（令和5（2023）年修正）に準拠し、「東海地震に関連する調査情報」及び「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとする。

## 第2章 東海地震対策の考え方

### 第1節 策定の趣旨

東海地震事前対策は、東海地震に関連する予知情報が発令された場合、東京都、区市町村及び各防災機関が一体となって地震被害の防止または被害の軽減を図ろうとするものである。

東京都では、大規模地震対策特別措置法（昭和53（1978）年法律第73号。以下、「大震法」という。）第6条に基づき東京都防災会議が策定する地震防災強化計画による対策を進めているが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない本市においても、警戒宣言等が発せられた場合の必要な措置について定めるものとする。

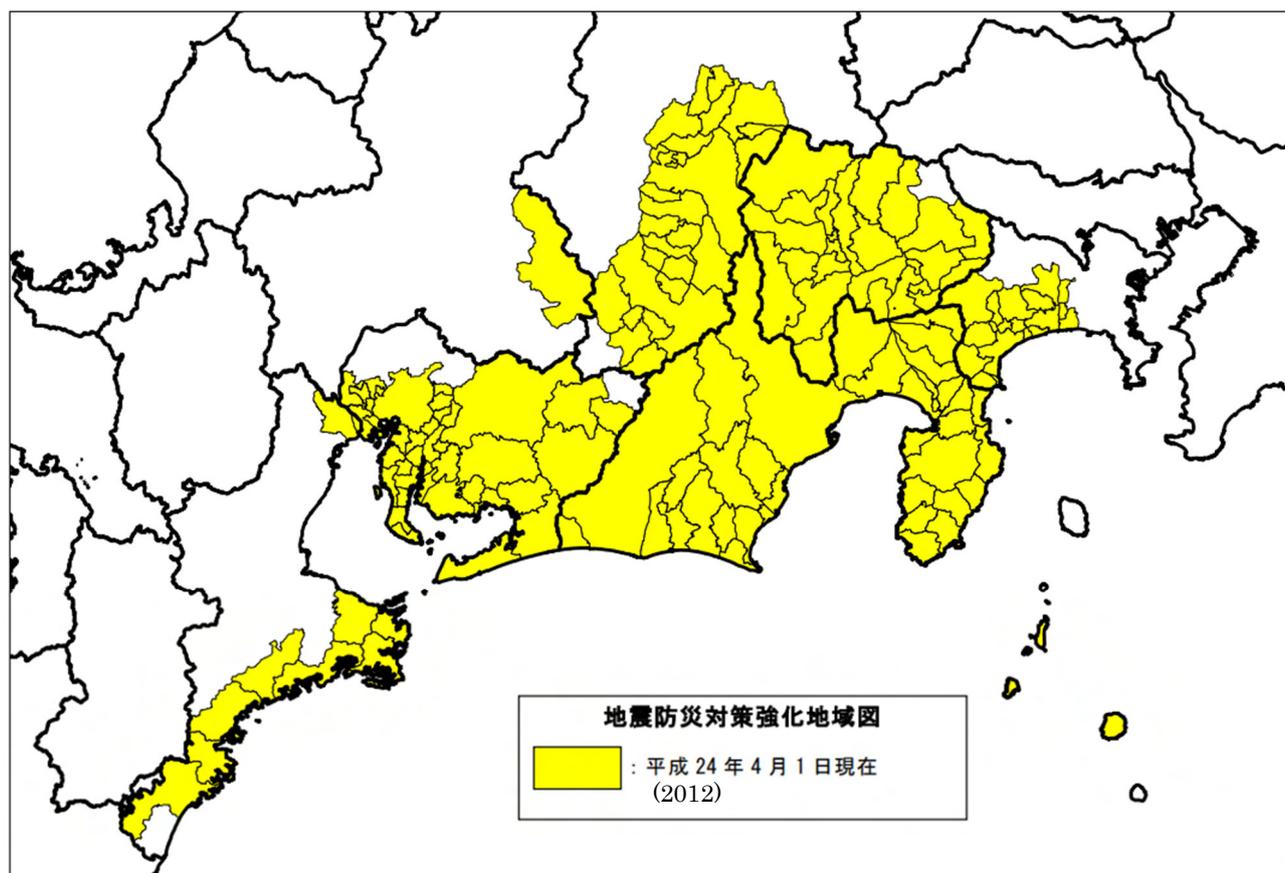
### 第2節 基本的な考え方

#### （1）都市機能の確保

東海地震が発生した場合、立川市の震度は5弱（地域によっては5強）程度とされることから、警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講ずることとする。

- ① 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- ② 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置

#### ● 東海地震に係る地震防災対策強化地域図



● 東海地震に係る地震防災対策強化地域

H24(2012).4.1 更新 東海地震に係る地震防災対策強化地域(市町村一覧)

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県(全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、 <u>長久手市</u> 、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※ 平成24(2012)年4月1日現在 1都7県 157市町村

← 1都7県 157市町村(平成23(2011)年4月1日現在)

※ 平成23(2011)年4月2日から平成24(2012)年4月1日までに合併等のあった市町

・長久手市(H24(2012).1.4) ← 長久手町

(2) 計画の範囲

本計画は、原則として警戒宣言が発せられたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込むこととする。

### (3) 第2部「防災・減災計画」、第3部「応急計画（地震対策編）」との関係

この対策に記載の無い対策については、本計画第2部「防災・減災計画」及び第3部「応急計画（地震対策編）」に基づき実施する。

### (4) 東海地震に関連する情報の種類と対応

気象庁は、東海地震対策大綱（中央防災会議 平成15（2003）年5月29日）において、東海地震に関連する新しい情報を発表することとし、情報体系を「東海地震に関連する情報」に一本化した。気象庁から、この「東海地震に関連する情報」が発表された場合、国、自治体及び防災関係機関は、平常時の活動と並行して主に次の対応を取る。

#### 【東海地震に関連する対応と主な防災対応】

情報の種類	情報の内容	主な防災対応
東海地震に関連する調査情報（臨時）	○ 東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。	○ 必要な情報収集・連絡体制の確保
東海地震注意情報	○ 観測データの異常が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表するもので、これを受け準備行動開始の意思決定等の対応を取ることとなる。また、本情報を解除する際も発表される。 ○ これまで具体的な防災対策開始の目安だった「判定会招集連絡報」は廃止され、本情報の中で伝達される。	○ 準備行動（準備体制）開始の意思決定 ○ 救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 ○ 住民に対する適切な広報の実施
東海地震予知情報	○ 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合で、必要があるときは警戒宣言の対応が取られる。また、本情報を解除する際も発表される。	○ 警戒宣言の発出 ○ 地震防災警戒本部等の設置 ○ 地震防災応急対策の実施

### 第3章 防災機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、第1部「総論」第2章「防災機関の業務大綱」に準じて、警戒宣言に伴う事務を行う。

## 第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に地震が発生する可能性があることを念頭において安全確保を図り、仮に発災した場合には第3部「応急計画（地震対策編）」に準じて必要な措置を図る。

### 第1節 東海地震注意情報の伝達

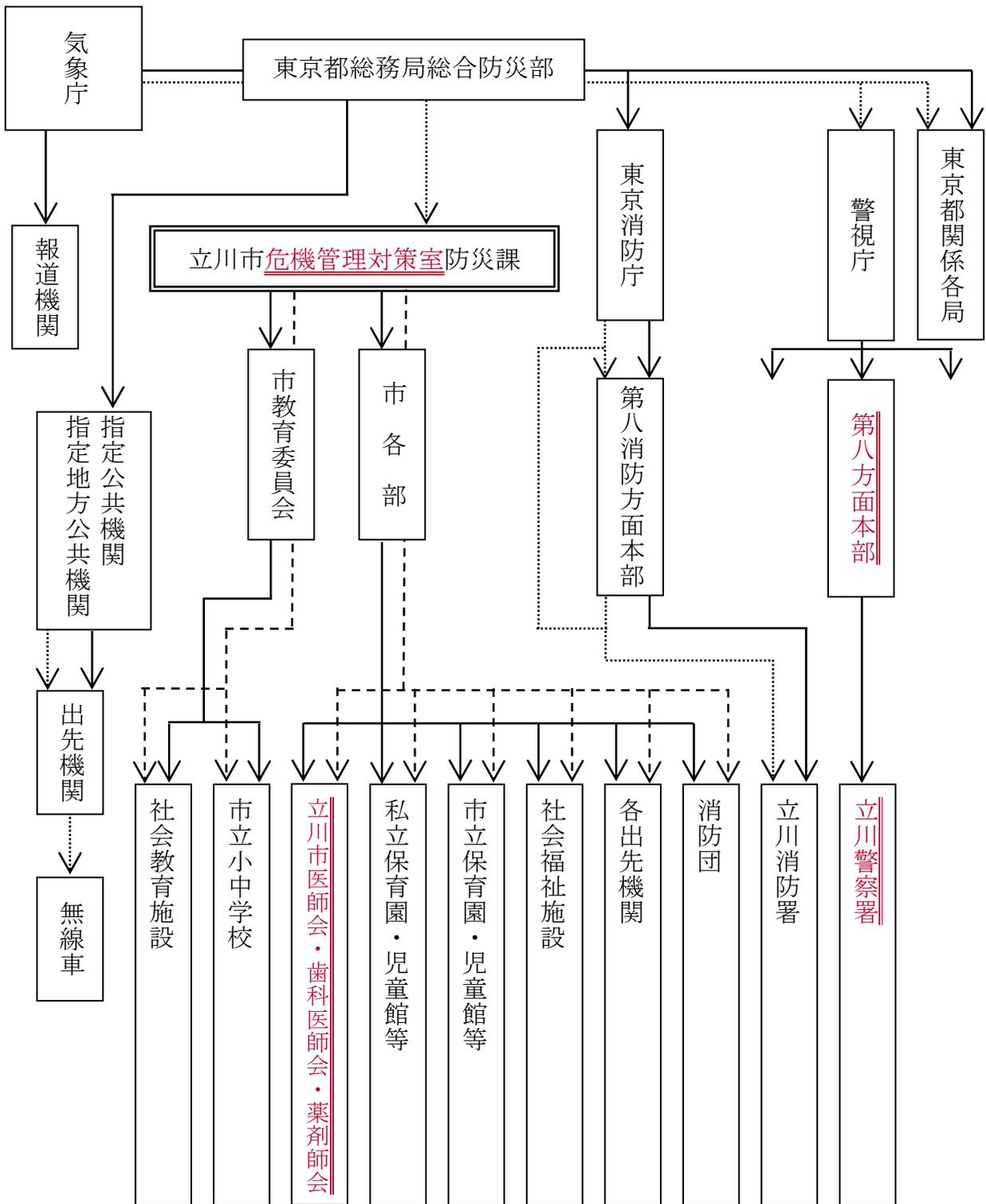
東海地震注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

#### （1）関係機関への伝達系統（危機管理対策室・その他防災関係機関）

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。また、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

東海地震に関連する情報の連絡系統図



凡例	————	有線または口頭
	-----	無線（市独自系）
	.....	無線（他機関係）

(2) 伝達体制（**危機管理対策室長・市各部・立川警察署・立川消防署・その他防災機関**）  
各機関の伝達体制は、次のとおりである。

機関名	内 容
市	1 危機管理対策室長は、東京都総務局から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに市長、副市長、教育長または各部長（災害対策本部員）及び消防団長等に伝達する。 2 各部長は、部内各課長へ伝達するとともに、出先機関、学校、幼稚園、保育園、及び社会福祉施設等へ伝達する。 3 各課長は、一般職員（全員）に伝達する。 4 一般市民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止の <u>上</u> で特に必要と認められた場合は、冷静な行動を促す広報を行う。ただし、報道解禁後行うものとする。 5 各部は、特に伝達が必要と認められる関係機関、団体等に対しては報道開始後に行うものとする。
立川警察署	警視庁から東海地震注意情報の <b>通報</b> を受けたときは、直ちに一斉通報により交番等へ伝達する。
立川消防署	東京消防庁警防本部から、東海地震注意情報が伝達された場合は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により、全職員に伝達する。
その他の防災機関	東京都総務局から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに局内各部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

※ 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

(3) 伝達事項（**危機管理対策室・各防災機関**）

- ① 市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、必要な活動体制及び緊急措置を取ることをあわせて伝達する。
- ② 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動体制及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

## 第2節 活動体制

東海地震注意情報を受けた場合、市及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢を取るとともに、社会的混乱の発生に備えた防災体制を取るものとする。

### (1) 市、立川警察署、立川消防署、消防団

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 立川市災害対策本部の設置準備 市は東海地震注意情報に接した場合、直ちに危機管理体制を取るとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。</li> <li>2 職員の参集 職員の参集は、危機管理体制での配備態勢を取る。なお、参集伝達は職員参集システムにより指示するものとする。</li> <li>3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、<u>危機管理対策室</u>防災課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達</li> <li>(2) 社会的混乱防止のための広報</li> <li>(3) 東京都及び関係防災機関との連絡調整</li> </ol> </li> </ol>
立川警察署	<p>警備本部の設置 東海地震注意情報を受けた時点で、警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。</p>
立川消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 地震発生危険に関する情報収集体制の強化</u></li> <li><u>2 計画、資料の準備</u></li> <li><u>3 資器材等の準備</u></li> <li><u>4 その他必要と認める措置</u></li> </ol>
立川市消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全消防団員の非常招集</li> <li>2 震災消防活動部隊の編成</li> <li>3 団本部、分団本部の活動体制の強化</li> <li>4 震災消防活動計画、対策資料の準備</li> </ol>

### (2) 防災機関等（JR東日本・NTT東日本・その他の機関）

機関名	内 容
東日本旅客鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え指定された場所に出動するものとする。

機関名	内 容
NTT東日本	<p>判定会が招集された場合、関係防災機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信疎通状況の監視</li> <li>2 電力機器等通信設備の運転状況の監視</li> <li>3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等</li> <li>4 電話利用の自粛等広報活動</li> </ol>
その他の機関	東海地震注意情報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢を取るものとする。

### 第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報（市長公室・危機管理対策室）

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会によるデータ分析を行っている時期であることから、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行う。各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行う。

### 第4節 注意情報時の混乱防止措置（危機管理対策室・立川警察署・NTT東日本）

機関名	内 容
市	<p>対応措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表</li> <li>2 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進</li> <li>3 その他必要事項</li> </ol>
立川警察署	<p><u>1 情報の収集と広報活動</u> 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、<u>ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民等に対して注意情報が発表された場合の運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。</u></p> <p><u>2 混乱の未然防止活動</u> <u>混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。</u></p>
NTT東日本	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。</p> <p>この場合においては、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に次により措置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は優先的に確保する。</li> <li>2 電話がかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。</li> <li>3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、街頭公衆電話（緑色、グレー）からの通話は確保する。</li> </ol>

## 第5章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけ、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の都知事に対して、各種の防災措置を取るべき旨を通知する。

東京都においては、各種防災措置を実施することとなっており、本市においても、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき対応措置について定める。

### 第1節 活動体制

#### (1) 市の活動体制

##### ① 市本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

##### ② 本部の設置

市災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。

##### ③ 本部の組織

本部の組織は、立川市災害対策本部条例の定めるところに基づいて行う。(第3部 応急計画(地震対策編) 第1章 応急活動体制の確立 第3節 災害対策本部の組織と職員態勢 参照)

##### ④ 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- エ 各機関の業務にかかるとの連絡関係
- オ 市民への情報の提供

##### ⑤ 配備体制

警戒宣言時における本部職員の配備体制及び配備人員は、第3部 応急計画(地震編) 第1章 応急活動体制の確立 第3節 災害対策本部の組織と職員態勢に定める初動体制とする。

#### (2) 防災機関等の活動体制

- ① 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、東京都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置を取る。
- ② 市内の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、東京都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力する。

### (3) 相互協力

警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われないう可能性もあるため、各機関は、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。

### (4) 防災機関への要請

各機関等の長または代表者は、東京都に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、または市もしくは関係防災機関等の応援あつ旋を依頼しようとするときは、東京都総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話を持って要請し、後日改めて文書により処理する。

- 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつ旋を求める理由)
- 応援を希望する機関名(応援のあつ旋を求めるときのみ)
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする日時、期間
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

## 第2節 警戒宣言

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各機関が警戒宣言及び東海地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関する必要な事項を定める。

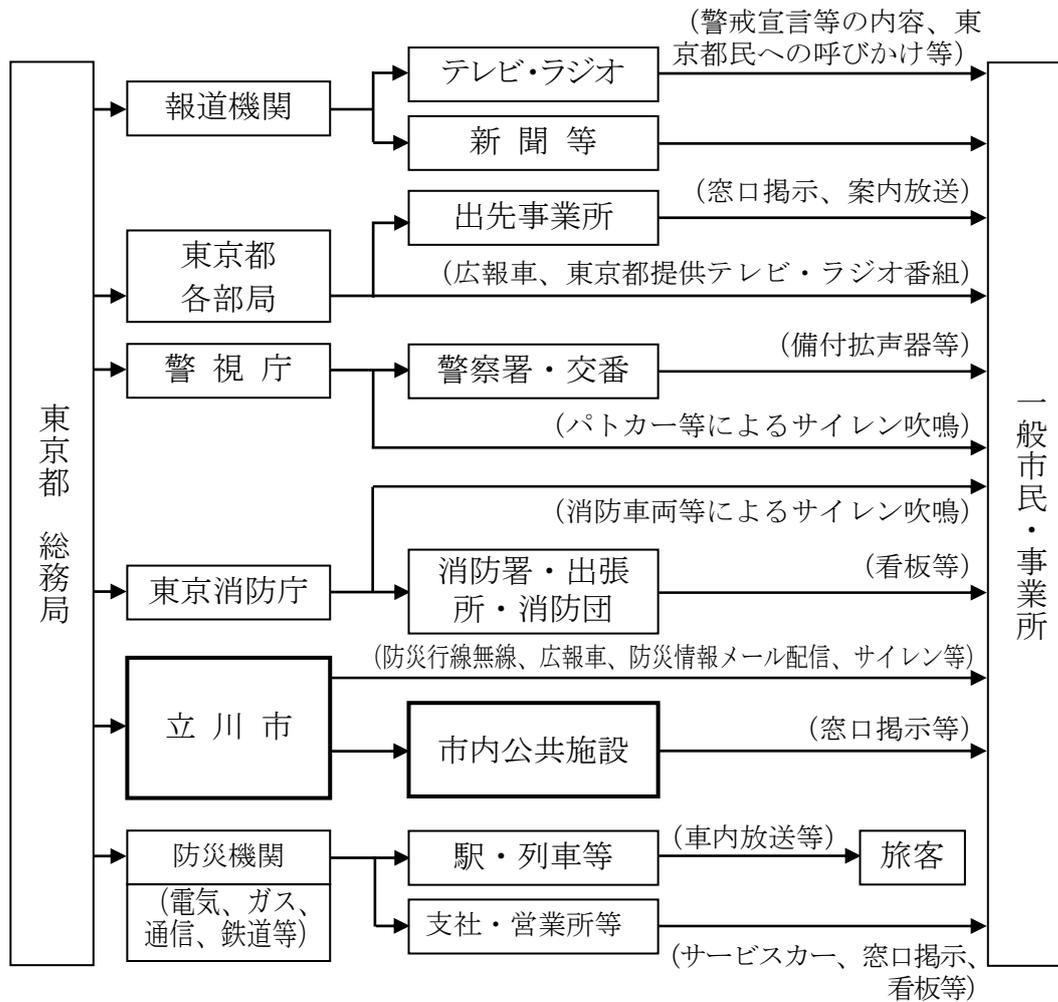
### (1) 警戒宣言等の伝達

#### ① 関係機関への伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報の伝達経路及び伝達手段は、第4章、第1節、第1項に示す「東海地震に関連する情報の連絡系統図」のとおりである。

#### ② 市民への伝達系統

一般市民に対する警戒宣言等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。



### ③ 伝達体制

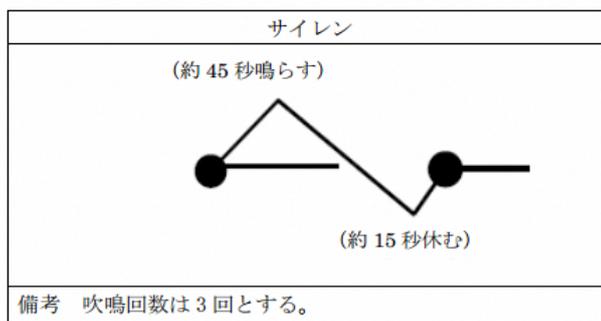
本部統括部本部指揮所班（防災課）は、東京都総務局から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を有線電話（内線含む。）、防災行政無線及びその他の手段により、市各部課、市立小中学校、保育所等の公共施設、消防団、市医師会等に伝達する。

なお、夜間・休日は、東京都の夜間防災連絡室を通じて、市の無線FAXに連絡が来るため、中央管理室、防災課長、危機管理対策室長の順に伝達し、危機管理対策室長は、市長、副市長、教育長に伝達する。

### ④ 市民への伝達

市は、市民に対して防災行政無線（固定系）、広報車、メール配信、市ホームページ及びサイレンの吹鳴による防災信号等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



## ⑤ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は、次のとおりとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 警戒宣言の内容</li><li>② 東京での予想震度</li><li>③ 防災対策の実施の徹底</li><li>④ その他特に必要な事項</li></ul> |
|--|

## (2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での一斉帰宅、電話の輻輳（電話の混雑による通話制限）等社会的混乱も考えられる。これらに対処するため、ラジオ、テレビ等による広報の他、市や各防災機関は広報活動を積極的に実施する。

### ① 市の広報

市は、警戒宣言が発せられたとき、各防災機関と連携して次の広報活動を行う。特に重要な広報は、「広報文（案）」をあらかじめ定めておく。

#### ア 広報項目

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 警戒宣言の内容</li><li>○ 家具の転倒・落下・移動防止等、出火防止、非常持出品の確認、近隣の協力体制等</li><li>○ 避難が必要な住民に対する避難の呼びかけ</li><li>○ 混乱防止のための対応措置<br/>列車の運行状況、道路の渋滞状況、電話の自粛要請、金融機関の営業状況等</li></ul> |
|---|

#### イ 広報の実施方法

防災行政無線（固定系）、メール配信、市ホームページ、職員及び消防団員による広報車または徒歩巡回等により行う。

### ② 各防災機関の広報

#### ア 広報項目

市民及び施設利用者に対する主な広報項目は次のとおりである。

- 市民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
- 各防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

#### イ 広報の実施方法

各防災機関は、広報責任者、従業員、施設利用者、市民等に対する情報伝達の内容を具体的に定めておく。

- この場合、情報伝達に伴う従業員、施設利用者等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態に合った伝達方法を工夫する。
- 施設利用者等への伝達は、反復継続して行う。
- 広報文は、あらかじめ定めておく。

(3) 各部、機関の対応措置

対策項目	対応措置	所管部署及び機関
消防・危険物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防部隊の編成強化、関係機関への職員の派遣、資器材の準備等活動体制の確保</li> <li>② 市民・事業所へ情報収集、出火防止、初期消火等の呼びかけ</li> <li>③ 危険物取扱い施設への安全管理の呼びかけ</li> </ul>	消防署 消防団
警備・交通対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 部隊の編成及び配備</li> <li>② <u>治安維持活動</u></li> </ul>	警察署 <u>都市整備部</u>
公共輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 列車・バス内、駅等における乗客への情報伝達</li> <li>② 列車、バス運行の安全確保</li> <li>③ 乗客の集中防止対策（時間差退社、徒歩帰宅等の広報）</li> <li>④ 駅における警備体制の強化</li> </ul>	JR東日本 多摩都市モノレール 西武鉄道 立川バス 西武バス 京王バス
学校・医療機関・福祉施設対策	<p>■学校の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則授業の打ち切り、警戒宣言解除まで臨時休校措置の実施</li> <li>② 児童の引渡し措置の実施、安全な下校措置の実施</li> <li>③ 校外活動時における安全措置、情報連絡</li> <li>④ 警戒解除宣言の連絡</li> </ul> <p>■医療機関の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 可能な限り診療の継続</li> <li>② 発災時の被害防止、軽減措置の実施（建物・設備の点検、落下物の防止、医薬品の点検等）</li> </ul> <p>■保育園、通所施設の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 園児・利用者の引渡し・保護措置</li> <li>② 引取りの利用者、または急な移動が困難な利用者の施設における保護</li> <li>③ 施設・設備、ライフラインの点検</li> <li>④ 食料、飲料水、ミルク等の確保、医薬品の確保</li> </ul> <p>■入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設・設備、ライフラインの点検</li> <li>② 食料・飲料水の確保、医薬品の確保</li> <li>③ 利用者家族の連絡手段の確保</li> <li>④ 関連機関との連携</li> </ul>	医療機関 教育部 <u>福祉部</u> 子ども家庭部 <u>保健医療部</u>
図書館・体育館等の不特定多数者が利用する施設対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者に施設利用自粛の要請</li> <li>② 防災設備の作動準備、危険物の保安措置</li> <li>③ エレベーターの運転中止、階段利用の指導</li> </ul>	各施設管理者

対策項目	対応措置	所管部署及び機関
電話・通信対策	① 警戒宣言時の輻輳防止措置 ② 通話の輻輳、利用制限措置等に広報 ③ 警戒宣言の顧客への周知、対策要員の確保、社外機関との協調、地震防災応急対策業務の実施	NTT東日本 各携帯電話会社
ライフライン施設対策（電気、ガス、上下水道）	■電気 ① 電力供給の継続 ② 人員、資機材の点検確保 ③ 電力の緊急融通体制の確保 ④ 安全措置に関する広報実施 ■ガス ① 原則としてガス製造・供給の継続、地震発生時の二次災害防止または軽減を図るための応急措置 ② 人員、資機材の点検確保 ③ 需要家に対する安全措置の広報 ④ 施設の保安措置 ■水道 ① 飲料水供給の継続、汲み置き等の広報 ② 施設の安全点検、保安措置 ■下水道 ① 危険物に関する保安措置 ② 施設等の安全措置	東京電力パワーグリッド 東京ガスグループ 東京都水道局 <u>環境資源循環部</u>
生活物資対策	① 市内小売店の営業継続の要請 ② 必要物資の調達・確保 ③ 食料等の配布体制の確保	<u>産業まちづくり部</u>
避難対策	① 必要に応じて避難所の開設及び警察署、消防署、東京都保健医療局への報告 ② 避難所における食料、飲料水、寝具、簡易トイレ、応急医薬品、非常照明等の確保 ③ 避難所における必要な職員の配置	<u>危機管理対策室</u> 教育部
救援救護対策	① 医療救護班の編成準備 ② 救急患者の受入体制の確保 ③ 重傷患者の搬送準備 ④ 水、食料の点検確保 ⑤ 緊急輸送体制の確保	<u>保健医療部</u> <u>立川市医師会</u> <u>立川市歯科医師会</u> <u>立川市薬剤師会</u> 行政管理部

## 第6章 市民・事業所等の取るべき措置

東海地震が発生した場合、市内では震度5程度（震度5弱、一部で震度5強）になることが予想されている。震度5程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒等による被害が生じるものと予想される。

このため、市及び関係防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止する上で、市民及び事業所の果たす役割はきわめて大きい。このため、本章においては、市民、市民防災組織及び事業所等が、警戒宣言が発せられたときに取るべき行動基準を示し、被害及び混乱の防止を図るものとする。

### 第1節 市民の取るべき措置

#### (1) 平常時

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認する。
- ② 自宅に消火器を備えたり、感震ブレーカーを設置したりするなど防火防災用品を準備する。
- ③ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図る。
- ④ ブロック塀等の点検補修など、家の外部についても安全対策を図る。
- ⑤ 概ね7日分の水（1人1日分の最低必要量3L）、食料の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持出品の準備をする。
- ⑥ 家族で対応措置を話し合う。
  - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法等をあらかじめ決める。
  - イ 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定をあらかじめ話し合う。
- ⑦ 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。  
市・消防署、市民防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ⑧ 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に隣近所や市民防災組織、消防署・交番等に知らせる。
- ⑨ あらかじめ隣近所相互間で災害時の協力について話し合う。

#### (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等の情報に注意し、冷静に行動する。
- ② 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- ③ 電話の使用を自粛する。
- ④ 自動車の利用を自粛する。

### (3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 情報の把握を行う。
  - ア 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
  - イ 東京都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
  - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- ② 火気の使用に注意する。
  - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
  - イ メーターガス栓の位置を確認する（避難するときは、メーターガス栓及び元栓を閉める。）。
  - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。
  - エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、ガスボンベの元栓を閉める。）。
  - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- ③ 消火器の置き場所、防火用水等を確認するとともに浴槽等に水を溜めておく。
- ④ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- ⑤ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置を取る。
- ⑥ 窓ガラス等の飛散防止を図る。
  - ア 窓ガラスに荷造り用テープを張る。
  - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- ⑦ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- ⑧ 食料、医療品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- ⑨ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- ⑩ 電話の使用を自粛する。特に、市役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- ⑪ 自家用車の利用を自粛する。
  - ア 路外（空地や駐車場等）に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
  - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場へ移す。
  - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- ⑫ 幼児、児童の行動に注意する。
  - ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊ばせる。
  - イ 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- ⑬ 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- ⑭ エレベーターの使用は避ける。
- ⑮ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- ⑯ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- ⑰ 買い急ぎをしない。

## 第2節 市民防災組織の取るべき措置

### (1) 平常時

- ① 組織の役割分担を明確にし、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域市民等に周知しておく。
- ② 情報の収集・伝達体制を確立する。
  - ア 市及び防災機関等からの情報を、正確かつ迅速に地域市民に伝達する体制を確立する。
  - イ 地域ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- ③ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- ④ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- ⑤ 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- ⑥ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- ⑦ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

### (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ、インターネット、防災情報メール、広報車、防災行政無線等の情報に注意する。
- ② 地区内市民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

### (3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 市民防災組織の活動体制を確立する。
  - ア 市民防災組織の編成を確認する。
  - イ 市民防災組織本部を設置する。
  - ウ 市民防災組織の役割分担を確認する。
- ② 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地区内市民に伝達する。
- ③ 地区内市民に対して、市民の取るべき措置(本章第1節参照)を呼びかける。
- ④ 防災資器材等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- ⑤ 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- ⑥ 要配慮者の安全に配慮する。
- ⑦ がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- ⑧ 救急医薬品等を確認する。
- ⑨ 食料、飲料水、炊き出し用品等の確保並びに調達方法を確認する。

### (4) その他

その他市民防災組織が結成されていない地域は、自治会等が前記に準じた行動を行う。

### 第3節 事業所の取るべき措置

#### (1) 平常時

- ① 消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び防災計画を作成する。
- ② 従業員等に対する防災教育を実施する。
- ③ 自衛消防訓練を実施する。
- ④ 情報の収集・伝達体制を確立する。
- ⑤ 事業所施設の耐震性の確保及び施設内の安全対策を図る。
- ⑥ 水・食料・医薬品その他必需品を備蓄する。

#### (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- ② 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ③ 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時の取るべき措置を確認または準備する。
- ④ その他状況により、必要な防災措置を行う。

#### (3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒態勢を確立する。
- ② テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、施設利用者、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に施設利用者等の混乱防止に留意する。
- ③ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、施設利用者、従業員等が適正な行動等が取れるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。
- ④ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する集会場及び高層ビル等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業の中止または自粛を検討する。
- ⑤ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏洩防止のための措置を確認する。
- ⑥ 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ⑦ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を確認する。
- ⑧ 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に東京都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- ⑨ バス・タクシー・生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り制限する。
- ⑩ 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- ⑪ 建築工事、トンネル工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

- ⑫ 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させる。ただし、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。







# 立川市防災会議条例

昭和38（1963）年6月26日条例第28号

## 改正

平成24（2012）年9月21日条例第24号

令和2（2020）年9月14日条例第37号

### 立川市防災会議条例

（目的）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、立川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）立川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に定める重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - （2）東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - （3）警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
  - （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - （5）教育委員会教育長
  - （6）東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者及び消防団長
  - （7）陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
  - （8）指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体の役員又は職員のうちから市長が任命する者

- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、防災上必要な機関又は団体の代表者、役員又は職員のうちから市長が任命する者

- 6 前項の委員の総数は、43人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** この条例に規定するもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和55 (1980) 年3月7日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成5 (1993) 年12月16日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12 (2000) 年3月10日条例第7号)

この条例は、平成12 (2000) 年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19 (2007) 年2月26日条例第8号)

この条例は、平成19 (2007) 年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20 (2008) 年3月12日条例第77号)

この条例は、平成20 (2008) 年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24 (2012) 年9月21日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2 (2020) 年9月14日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 立川市防災会議運営規程

昭和38（1963）年8月16日

防災会議訓令甲第1号

（目的）

**第1条** この規程は、立川市防災会議条例（昭和38（1963）年立川市条例第28号）第5条の規定に基づき立川市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営について定めることを目的とする。

（招集）

**第2条** 会議は、必要に応じ会長が、これを招集する。

（平13防会訓令甲1・一部改正）

- 2 委員は、会議に討議すべき事件を示して会長の招集を請求することができる。
- 3 会議の日時、場所及び討議すべき事件は、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。
- 4 会議の開会中に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に討議することができる。
- 5 前3項の規定による通知を受けた委員に事故があるときは、その代理者が出席することができる。

**第3条** 削除（平13防会訓令甲1）

（会長の権限）

**第4条** 会長は、議事を整理し、会議の事務を統理し、会議を代表する。

（定足数）

**第5条** 会議は、委員の定数の半数以上の委員又はその代理者が出席しなければ、会議を開くことができない。

（表決）

**第6条** 会議の議事は、出席委員及びその代理者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

**第7条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議録)

**第8条** 会長は、会議録を調整、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員又はその代理者の職及び氏名
- (3) 討議した事件の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(専決処理)

**第9条** 会議の権限に属する次に掲げる事項は、会長において、これを処理することができる。

- (1) 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (2) 市災害対策本部の設置について市長から意見を聴かれたときにその意見を申し出ること。
- (3) 会議の議決により特に指定した事項に関すること。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、これを次の会議に報告しなければならない。

#### 附 則

この規程は、昭和38（1963）年8月20日から施行する。

#### 附 則（平成13（2001）年2月28日防災会議訓令甲第1号）

この規程は、平成13（2001）年4月1日から施行する。

# 立川市災害対策本部条例

昭和38（1963）年8月19日条例第34号

## 改正

平成22（2010）年9月15日条例第15号

平成24（2012）年9月21日条例第25号

## 立川市災害対策本部条例

### （目的）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、立川市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### （本部の組織）

**第2条** 本部に本部長室及び部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

### （職務）

**第3条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

### （委任）

**第4条** この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成12（2000）年3月10日条例第13号）

この条例は、平成12（2000）年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成22（2010）年9月15日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成24（2012）年9月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 立川市防災会議委員名簿

No	役 職
会 長	立川市長
1	関東財務局東京財務事務所立川出張所長
2	陸上自衛隊第1後方支援連隊 <u>衛生隊長</u>
3	東京都多摩立川保健所長
4	東京都建設局北多摩北部建設事務所長
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所長
6	警視庁立川警察署長
7	東京消防庁第八消防方面本部長
8	東京消防庁立川消防署長
9	立川市消防団長
10	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 副院長
11	日本郵便（株）立川郵便局長
12	東日本旅客鉄道（株）立川駅長
13	日本通運（株） <u>多摩支店長</u>
14	<u>NTT東日本（株）東京西支店長</u>
15	東京電力パワーグリッド（株）立川支社長
16	東京ガス（株）東京西支店長
17	西武鉄道（株）小川駅管区長
18	多摩都市モノレール（株）安全管理推進室長
19	立川市 <u>医師会長</u>
20	立川市 <u>歯科医師会長</u>
21	立川市 <u>薬剤師会副会長</u>
22	立川市自治会連合会会長
23	立川バス（株）運輸営業部旅客サービス課長
24	立川女性防火の会会長
25	立川市副市長
26	立川市副市長
27	立川市教育長
28	立川市参事（ <u>市長公室長</u> ）
29	立川市参事（ <u>政策財務部長</u> ）
30	立川市参事（ <u>行政管理部長</u> ）
31	立川市参事（ <u>危機管理対策室長</u> ）
32	立川市参事（ <u>子ども家庭部長</u> ）
33	立川市参事（ <u>保健医療部長</u> ）
34	立川市参事（ <u>福祉部長</u> ）
35	立川市参事（ <u>環境資源循環部長</u> ）
36	立川市参事（ <u>都市整備部長</u> ）
37	立川市参事（ <u>産業まちづくり部長</u> ）
38	立川市参事（ <u>市民部長</u> ）
39	立川市参事（ <u>文化スポーツ部長</u> ）
40	立川市参事（公営競技事業部長）
41	立川市参事（会計管理者）
42	立川市参事（教育部長）
43	立川市参事（議会事務局長）

## 防災関係機関等 緊急時連絡先

施設名称	電話番号	F A X	防災無線
東京都総務局総合防災部 防災対策課	03-5388-2455	03-5388-1260	都70221
防災管理課	03-5388-2451	03-5388-1270	都70212
夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	都70349
東京都水道局小河内貯水池 管理事務所	0428-86-2211	0428-86-2738	都85801
北多摩北部建設事務所	042-540-9501	042-525-9746	117
立川消防署 本署	042-526-0119	042-528-2327	119
錦町出張所	042-527-0119	なし	120
砂川出張所	042-535-0119	なし	121
立川警察署	042-527-0110	042-526-0360	110
多摩立川保健所	042-524-5171	042- <del>528-2777</del>	116
<u>独立行政法人国立病院機構災害医療センター</u>	042-526-5511	042-526-5535	131
国営昭和記念公園事務所	042-524-1516	042-526-1466	172
関東財務局 立川出張所	042-524-2195	042-528-0874	
相武国道事務所	042-643-2008	042-644-3523	
京浜河川事務所多摩川 上流出張所	042-552-0667	042-530-1386	
日本郵便(株) 立川郵便局	042-524-6112	042-526-3989	115
<u>NTT東日本(株)東京西支店</u> <u>東京西エリア統括部サービスセンタ</u>	<u>042-518-9271</u>	042-527-6518	113
東京電力パワーグリッド(株) 立川支社	0120-995-007	なし	111
東京ガス(株) 東京西支店	042-526-6125	042-526-6142	112
東京都水道局 多摩水道改革推進本部 立川給水管理事務所	042-548-5461	042-521-5145	都86073
東日本旅客鉄道 立川駅	042-525-9349	042-528-5270	151
西立川駅	042-522-2419	042-522-2419	
西国立駅	042-522-8607	なし	
西武鉄道 玉川上水駅	042-536-0922	なし	153
武蔵砂川駅	042-535-8911	なし	
西武立川駅	042-531-0261	なし	
多摩都市モノレール 本社	042-526-7800	042-526-7857	152
西武バス 立川営業所	042-524-5421	042-524-5423	155
立川バス	042-524-3111	042-526-3777	154

施設名称	電話番号	F A X	防災無線
日本赤十字社東京都支部	03-5273-6741	03-5273-6749	
東京都赤十字血液センター 立川事業所	042-529-0401	042-529-0402	
立川市医師会事務局	042-525-2597	042-526-1612	136
立川市歯科医師会事務局	042-524-0705	042-528-1386	137
立川市薬剤師会事務局	042-527-6556	042-527-5467	138
立川病院	042-523-3131	042-522-5784	132
立川中央病院	042-522-7171	042-522-8744	133
川野病院	042-522-8161	042-529-3948	134
立川相互病院	042-525-2585	042-525-2942	135
伊勢丹	042-525-1111	042-548-2201	
グランデュオ	042-540-2111	042-540-2478	
ルミネ	042-527-1411	042-522-7510	
いなげや本社	042-537-5111	042-537-5120	
立川給食	042-522-7191	042-523-9001	
シントミフーズ	042-531-0025	042-531-0098	
ジェイコム東京 多摩局	042-538-1095	042-538-0015	161
F M立川	042-524-0844	042-527-8443	162
東京みどり農業協同組合 幸町支店	042-535-2111	042-536-8380	
立川商工会議所	042-527-2700	042-527-5913	
立川市建設業協会	042-527-5111	042-524-9411	
東京都トラック協会多摩支部	042-524-3469	042-525-1775	
陸上自衛隊第一後方支援隊 (練馬)	03-3933-1161		
東立川駐屯地	042-524-4131(内310)		
立川駐屯地	042-524-9321(内231)		
都立立川高 <u>等</u> 学校	042-524-8195	042-527-9906	771
都立立川国際中等教育学校	042-524-3903	042-527-1829	772
都立砂川高 <u>等</u> 学校	042-537-4611	042-534-0525	773
都立立川学園	042-523-1358	042-523-6421	774
<u>都立立川緑高等学校</u>	<u>042-529-3080</u>		
東京都立川児童相談所	042-523-1321	042-526-0150	
東京都女性相談センター	042-522-4232	042-524-1097	
自治大学校	042-540-4500	042-540-4510	171

## 立川市固定（同報）系防災行政無線 子局設置場所

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
1	リサイクルセンター	西砂	4	77	1
2	西砂北第二公園	西砂	5	56	15
3	消防団第一分団詰所	西砂	3	63	3
4	西砂小学校	西砂	2	34	2
5	立川第七中学校	西砂	6	28	3
6	西砂地域センター	西砂	6	12	10
7	消防団第二分団詰所	西砂	1	60	6
8	殿ヶ谷北公園	一番	6	22	48
9	松中橋北公園	一番	2	31	33
10	松中小学校	一番	5	8	5
11	天王橋北ゲートボール場	一番	4	7	15
12	天王橋南公園	一番	1	16	25
13	一番町北住宅	一番	4	62	3
14	立川第五中学校	上砂	3	27	1
15	大山小学校	上砂	1	5	33
16	第九小学校	上砂	2	18	1
17	上砂水源	上砂	4	32	
18	上砂五西公園	上砂	5	59	5
19	上砂川小学校	上砂	5	12	2
20	上砂五東第二公園	上砂	5	6	6
21	立川消防署砂川出張所	砂川	3	43	4
22	砂川四公園	砂川	4	27	17
23	流泉寺	砂川	2	45	
24	砂川八公園	砂川	8	19	5
25	砂川七公園	砂川	7	15	13
26	砂川五番北第一公園	砂川	6	36	12
27	砂川学習館	砂川	1	52	7
28	柏保育園	柏	3	52	9
29	第十小学校	柏	1	31	1
30	柏小学校	柏	4	8	4
31	柏四北公園	柏	4	65	9
32	立川第六中学校	泉		786	16
33	第八小学校	幸	2	1	1
34	消防団第八分団詰所	幸	2	39	7
35	(株)サンキョー駐車場	幸	1	35	
36	幸小学校	幸	5	68	1

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
37	立川第四中学校	幸	5	49	1
38	幸学童保育所	幸	4	52	3
39	幸三公園	幸	3	24	11
40	若葉台小学校	若葉	1	13	1
41	旧若葉小学校	若葉	4	24	1
42	立川第九中学校	若葉	3	19	5
43	若葉児童館	若葉	4	25	114
44	若葉公園	若葉	1	27	1
45	東栄公園	栄	5	9	
46	南部公園	栄	4	32	
47	栄緑地	栄	3	44	
48	南砂小学校	栄	2	2	1
49	栄むつみ公園	栄	1	10	9
50	第五小学校	高松	1	12	25
51	高松三南公園	高松	3	26	6
52	高松児童館	高松	2	25	26
53	(株)立飛リアルエステート東地区	高松	1	22	13
54	プラザシティ立川1号棟屋上	曙	1	32	42
55	ルミネ屋上	曙	2	1	1
56	立川第二中学校	曙	3	29	46
57	第二小学校	曙	3	23	1
58	曙三第二公園北	曙	3	9	4
59	第六小学校	羽衣	2	29	22
60	立川第三中学校	羽衣	3	25	6
61	錦第二公園	錦	1	5	13
62	第三小学校	錦	3	4	1
63	市営錦町住宅2号棟	錦	4	10	20
64	錦六東公園	錦	6	17	2
65	立川公園	錦	6	29	
66	第七小学校	錦	5	6	43
67	錦二南公園	錦	2	8	15
68	ルミエールコムロビル	柴崎	3	7	5
69	柴崎四公園	柴崎	4	2	2
70	第一小学校	柴崎	2	20	3
71	諏訪の森広場	柴崎	1	1	42
72	立川第一中学校	柴崎	1	3	4

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
73	柴崎四西公園	柴崎	4	19	5
74	柴崎福祉会館	柴崎	5	11	26
75	立川公園ポケットパーク	柴崎	5	23	
76	第四小学校	富士見	4	4	1
77	富士見一北公園	富士見	1	13	6
78	東京都農林水産振興財団（立川庁舎）	富士見	3	8	1
79	新生小学校	富士見	6	69	1
80	立川第八中学校	富士見	7	24	1
81	旧多摩川小学校	富士見	6	46	1
82	立川市役所庁舎屋上	泉		1156	9
83	立川駅北口〔文字表示盤〕	曙	2	1	1
84	立川駅南口〔文字表示盤〕	柴崎	3	2	1

## 立川市地域系デジタル防災行政無線番号一覧

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
110	立川警察署	立川市緑町3233-2	半固定型
111	東京電力パワーグリッド	立川市緑町6-6	半固定型
112	東京ガス	立川市曙町3-6-13	半固定型
113	N T T東日本	立川市錦町4-12-6	半固定型
115	立川郵便局	立川市曙町2-14-36	半固定型
116	多摩立川保健所	立川市柴崎町2-21-19	半固定型
117	北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町2-15-19	半固定型
119	立川消防署	立川市泉町1156-1	半固定型
119#1	立川消防署 遠隔	立川市泉町1156-1	半固定局遠隔制御装置
120	立川消防署錦町出張所	立川市錦町3-6-18	半固定型
121	立川消防署砂川出張所	立川市砂川町3-43-4	半固定型
122	消防署 携帯	立川市泉町1156-1	携帯型
131	災害医療センター	立川市緑町3256	半固定型
131#1	災害医療センター遠隔	立川市緑町3256	半固定局遠隔制御装置
132	立川病院	立川市錦町4-2-22	半固定型
132#1	立川病院 遠隔	立川市錦町4-2-22	半固定局遠隔制御装置
133	立川中央病院	立川市柴崎町2-17-14	半固定型
133#1	立川中央病院 遠隔	立川市柴崎町2-17-14	半固定局遠隔制御装置
134	川野病院	立川市錦町1-7-5	半固定型
134#1	川野病院 遠隔	立川市錦町1-7-5	半固定局遠隔制御装置
135	立川相互病院	立川市緑町4-1	半固定型
135#1	立川相互病院 遠隔	立川市緑町4-1	半固定局遠隔制御装置
136	医師会	立川市錦町1-8-9	半固定型
137	歯科医師会	立川市錦町3-6-1	半固定型
138	薬剤師会	立川市柴崎町3-5-11-301	半固定型
141	総合福祉センター	立川市富士見町2-36-47	半固定型
142	聖苑組合	立川市羽衣町3-20-18	半固定型
151	J R立川駅	立川市曙町2-1-1	半固定型
152	多摩都市モノレール	立川市泉町1078-92	半固定型
153	西武鉄道玉川上水駅	立川市幸町6-36-1	半固定型
154	立川バス	立川市高松町2-27-27	半固定型
155	西武バス	立川市高松町2-38-9	半固定型
161	ジェイコム東京 多摩局	立川市栄町6-1-1立飛ビル6号館別館	半固定型
162	F Mたちかわ	立川市栄町6-1-1立飛ビル7号館4階	半固定型
171	自治大学校	立川市緑町10-1	半固定型
172	昭和記念公園	立川市緑町3173	半固定型
172#1	昭和記念公園 遠隔	立川市緑町3173	半固定局遠隔制御装置
173	昭和記念公園 携帯	立川市緑町3173	携帯型

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
201	防災課	立川市泉町1156-9	半固定型
202	防災課 遠隔	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
210	市長 車載	立川市泉町1156-9	車載型
211	指揮車	立川市泉町1156-9	車載型
212	<u>危機管理課</u> 車載	立川市泉町1156-9	車載型
221	携帯1	立川市泉町1156-9	携帯型
222	携帯2	立川市泉町1156-9	携帯型
223	携帯3	立川市泉町1156-9	携帯型
224	携帯4	立川市泉町1156-9	携帯型
225	携帯5	立川市泉町1156-9	携帯型
226	携帯6	立川市泉町1156-9	携帯型
227	携帯7	立川市泉町1156-9	携帯型
228	携帯8	立川市泉町1156-9	携帯型
229	携帯9	立川市泉町1156-9	携帯型
230	携帯10	立川市泉町1156-9	携帯型
231	携帯11	立川市泉町1156-9	携帯型
232	携帯12	立川市泉町1156-9	携帯型
233	携帯13	立川市泉町1156-9	携帯型
234	携帯14	立川市泉町1156-9	携帯型
235	携帯15	立川市泉町1156-9	携帯型
236	携帯16	立川市泉町1156-9	携帯型
237	携帯17	立川市泉町1156-9	携帯型
238	携帯18	立川市泉町1156-9	携帯型
239	携帯19	立川市泉町1156-9	携帯型
240	携帯20	立川市泉町1156-9	携帯型
241	携帯21	立川市泉町1156-9	携帯型
242	携帯22	立川市泉町1156-9	携帯型
243	携帯23	立川市泉町1156-9	携帯型
244	携帯24	立川市泉町1156-9	携帯型
245	携帯25	立川市泉町1156-9	携帯型
246	携帯26	立川市泉町1156-9	携帯型
247	携帯27	立川市泉町1156-9	携帯型
248	携帯28	立川市泉町1156-9	携帯型
249	携帯29	立川市泉町1156-9	携帯型
250	携帯30	立川市泉町1156-9	携帯型
251	携帯31	立川市泉町1156-9	携帯型
252	携帯32	立川市泉町1156-9	携帯型
253	携帯33	立川市泉町1156-9	携帯型
254	携帯34	立川市泉町1156-9	携帯型
255	携帯35	立川市泉町1156-9	携帯型
256	携帯36	立川市泉町1156-9	携帯型
257	携帯37	立川市泉町1156-9	携帯型
258	携帯38	立川市泉町1156-9	携帯型
259	携帯39	立川市泉町1156-9	携帯型
260	携帯40	立川市泉町1156-9	携帯型
261	携帯41	立川市泉町1156-9	携帯型
262	携帯42	立川市泉町1156-9	携帯型
263	携帯43 ( <u>窓口サービスセンター、帰宅困難者対策用</u> )	立川市 <u>曙町 2-2-27</u>	携帯型
264	携帯44 ( <u>窓口サービスセンター、帰宅困難者対策用</u> )	立川市 <u>曙町 2-2-27</u>	携帯型
265	携帯45 ( <u>中央図書館</u> )	立川市曙町2-36-2 (4階)	携帯型

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
311	消防団第一分団	立川市西砂川3-68-3	半固定型
312	消防団第二分団	立川市西砂川1-60-6	半固定型
313	消防団第三分団	立川市一番町3-6-13	半固定型
314	消防団第四分団	立川市上砂町3-61-6	半固定型
315	消防団第五分団	立川市砂川町4-19-13	半固定型
316	消防団第六分団	立川市柏町3-40-9	半固定型
317	消防団第七分団	立川市栄町2-41-5	半固定型
318	消防団第八分団	立川市幸町2-39-7	半固定型
319	消防団第九分団	立川市幸町3-33-7	半固定型
320	消防団第十分団	立川市若葉町2-9-32	半固定型
321	消防団第一分団 車載	立川市西砂町3-68-3	車載型
322	消防団第二分団 車載	立川市西砂町1-60-6	車載型
323	消防団第三分団 車載	立川市一番町3-6-13	車載型
324	消防団第四分団 車載	立川市上砂町3-61-6	車載型
325	消防団第五分団 車載	立川市砂川町4-19-13	車載型
326	消防団第六分団 車載	立川市柏町3-40-9	車載型
327	消防団第七分団 車載	立川市栄町2-41-5	車載型
328	消防団第八分団 車載	立川市幸町2-39-7	車載型
329	消防団第九分団 車載	立川市幸町3-33-7	車載型
330	消防団第十分団 車載	立川市若葉町2-9-32	車載型
331	消防団第一分団 携帯	立川市西砂町3-68-3	携帯型
332	消防団第二分団 携帯	立川市西砂町1-60-6	携帯型
333	消防団第三分団 携帯	立川市一番町3-6-13	携帯型
334	消防団第四分団 携帯	立川市上砂町3-61-6	携帯型
335	消防団第五分団 携帯	立川市砂川町4-19-13	携帯型
336	消防団第六分団 携帯	立川市柏町3-40-9	携帯型
337	消防団第七分団 携帯	立川市栄町2-41-5	携帯型
338	消防団第八分団 携帯	立川市幸町2-39-7	携帯型
339	消防団第九分団 携帯	立川市幸町3-33-7	携帯型
340	消防団第十分団 携帯	立川市若葉町2-9-32	携帯型
341	消防団第一分団 携帯 2	立川市西砂町3-68-3	携帯型
342	消防団第二分団 携帯 2	立川市西砂町1-60-6	携帯型
343	消防団第三分団 携帯 2	立川市一番町3-6-13	携帯型
344	消防団第四分団 携帯 2	立川市上砂町3-61-6	携帯型
345	消防団第五分団 携帯 2	立川市砂川町4-19-13	携帯型
346	消防団第六分団 携帯 2	立川市柏町3-40-9	携帯型
347	消防団第七分団 携帯 2	立川市栄町2-41-5	携帯型
348	消防団第八分団 携帯 2	立川市幸町2-39-7	携帯型
349	消防団第九分団 携帯 2	立川市幸町3-33-7	携帯型
350	消防団第十分団 携帯 2	立川市若葉町2-9-32	携帯型

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
411	<u>子育て支援・保健センター</u> <u>「はぐくるりん」</u>	<u>立川市錦町3-3-6</u>	半固定型
412	<u>子育て支援・保健センター</u> <u>「はぐくるりん」</u> 携帯	<u>立川市錦町3-3-6</u>	携帯型
421	柴崎福祉会館	立川市柴崎町5-11-26	半固定型
422	幸福福祉会館	立川市幸町5-57-14	半固定型
423	一番福祉会館	立川市一番町6-17-87	半固定型
424	曙福祉会館	立川市曙町3-44-17	半固定型
501	道路課	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
511	道路課 車載 1	立川市泉町1156-9	車載型
512	道路課 携帯 1	立川市泉町1156-9	携帯型
513	道路課 携帯 2	立川市泉町1156-9	携帯型
514	道路課 携帯 3	立川市泉町1156-9	携帯型
515	道路課 携帯 4	立川市泉町1156-9	携帯型
516	道路課 携帯 5	立川市泉町1156-9	携帯型
517	道路課 携帯 6	立川市泉町1156-9	携帯型
601	下水道管理課	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
611	下水道管理課 携帯 1	立川市泉町1156-9	携帯型
612	下水道管理課 携帯 2	立川市泉町1156-9	携帯型
613	下水道管理課 携帯 3	立川市泉町1156-9	携帯型
614	下水道管理課 携帯 4	立川市泉町1156-9	携帯型
615	下水道管理課 携帯 5	立川市泉町1156-9	携帯型
616	下水道管理課 携帯 6	立川市泉町1156-9	携帯型
617	下水道整備課 携帯 1	立川市泉町1156-9	携帯型
618	<u>下水道整備課</u> 携帯 2	立川市泉町1156-9	携帯型
621	<u>下水道施設課</u>	立川市錦町5-20-25	半固定型
622	<u>下水道施設課</u> 携帯 1	立川市錦町5-20-25	携帯型
623	<u>下水道施設課</u> 携帯 2	立川市錦町5-20-25	携帯型
631	ごみ対策課	立川市西砂町4-77-1	半固定型
632	ごみ対策課 携帯 1	立川市西砂町4-77-1	携帯型
633	ごみ対策課 携帯 2	立川市西砂町4-77-1	携帯型
634	ごみ対策課 携帯 3	立川市西砂町4-77-1	携帯型
635	ごみ対策課 携帯 4	立川市西砂町4-77-1	携帯型
641	クリーンセンター「たちむにい」	立川市泉町2002	半固定型
651	<u>立川競輪場</u>	立川市曙町3-32-5	半固定型

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
701	教育委員会	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
711	第一小学校	立川市柴崎町2-20-3	半固定型
712	第二小学校	立川市曙町3-23-1	半固定型
713	第三小学校	立川市錦町3-4-1	半固定型
714	第四小学校	立川市富士見町4-4-1	半固定型
715	第五小学校	立川市高松町1-12-25	半固定型
716	第六小学校	立川市羽衣町2-29-22	半固定型
717	第七小学校	立川市錦町5-6-43	半固定型
718	第八小学校	立川市幸町2-1-1	半固定型
719	第九小学校	立川市上砂町2-18-1	半固定型
720	第十小学校	立川市柏町1-31-1	半固定型
721	若葉台小学校	立川市若葉町1-31-1	半固定型
722	西砂小学校	立川市西砂町2-34-2	半固定型
723	新生小学校	立川市富士見町6-69-1	半固定型
724	南砂小学校	立川市栄町2-2-1	半固定型
725	旧若葉小学校	立川市若葉町4-24-1	半固定型
726	幸小学校	立川市幸町5-68-1	半固定型
727	松中小学校	立川市一番町5-8-5	半固定型
728	大山小学校	立川市上砂町1-5-33	半固定型
729	柏小学校	立川市柏町4-8-4	半固定型
730	旧多摩川小学校	立川市富士見町6-46-1	半固定型
731	上砂川小学校	立川市上砂町5-12-2	半固定型
732	立川第一中学校	立川市柴崎町1-3-4	半固定型
733	立川第二中学校	立川市曙町3-29-46	半固定型
734	立川第三中学校	立川市羽衣町3-25-6	半固定型
735	立川第四中学校	立川市幸町5-49-1	半固定型
736	立川第五中学校	立川市上砂町3-27-1	半固定型
737	立川第六中学校	立川市泉町786-16	半固定型
738	立川第七中学校	立川市西砂町6-28-3	半固定型
739	立川第八中学校	立川市富士見町7-24-1	半固定型
740	立川第九中学校	立川市若葉町3-19-5	半固定型
751	泉市民体育館	立川市泉町786-11	半固定型
752	柴崎市民体育館	立川市柴崎町6-15-9	半固定型
753	学校給食西共同調理場	立川市泉町1156-14	半固定型
761	柴崎学習館	立川市柴崎町2-15-8	半固定型
762	錦学習館	立川市錦町3-12-25	半固定型
763	高松学習館	立川市高松町3-22-5	半固定型
764	幸学習館	立川市幸町2-1-3	半固定型
765	砂川学習館	立川市砂川町1-52-7	半固定型
766	西砂学習館	立川市西砂町6-12-10	半固定型
771	都立立川高等学校	立川市錦町2-13-5	半固定型
772	都立立川国際中等教育学校	立川市曙町3-29-37	半固定型
773	都立砂川高等学校	立川市泉町935-4	半固定型
774	都立立川学園	立川市栄町1-15-7	半固定型
901	中央管理室	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
902	女性総合センター	立川市曙町2-36-2	半固定型
903	子ども未来センター	立川市錦町3-2-26	半固定型
904	たましんR I S U R Uホール(市民会館)	立川市錦町3-3-20	半固定型
905	窓口サービスセンター	立川市曙町2-2-27	半固定型

## 自治会及び市民防災組織

(177 自治会 市民防災組織 140 組織)

自治会名の前に \* 印のある団体は、市民防災組織のみ結成。

※スタンドパイプは、東京都水道局からの貸与によるものである。

地域	自治会名	市民防災組織 結成団体	スタンドパイプ 貸与自治会※	
富士見町	富一東協和会	○		
	五月会	○	○	
	東親会	○		
	富士見町二丁目自治会	○		
	上富士町会			
	東親和会	○		
	富士見町4丁目西町会	○		
	富士見会	○		
	富士見町五丁目南町会	○		
	喜多町会	○		
	親生会	○	○	
	立桜会	○		
	レガリア会	○		
	富士見町住宅自治会	○		
	富士見町多摩川団地自治会	○	○	
	富士見町五丁目都営第二アパート自治会	○		
	*メロディーハイム立川アクア・アリーナ管理組合	○		
	柴崎町	しばさき会	○	
		柴一八幡会	○	
		柴一協和会	○	○
柴二東部会				
柴富士会		○		
柴崎町二丁目中和会				
柴二南明会				
柴二共生会		○		
南親会		○		
柴中会		○		
柴三北町会				
柴四東親和会		○		
柴西会		○	○	
柴五会		○	○	
都営柴六自治会				
*シアンズ立川管理組合	○			
錦町	錦東会	○	○	
	錦西協力会	○		
	錦東和会	○		
	錦二の中町会	○		
	錦和会	○		
	錦みよし会	○		
	錦町五丁目親和会	○	○	
	錦六会	○		
	*立川サニーコート管理組合	○		
	*ライオンズマンション立川錦町管理組合	○		
	*錦友会	○		
	*NICハイム西国立管理組合	○		
	*セザール立川管理組合	○		

地域	自治会名	市民防災組織 結成団体	スタンドパイプ 貸与自治会※
羽衣町	羽衣会	○	○
	羽衣町1丁目第2アパート自治会	○	
	羽衣本町会	○	
	東羽衣会	○	○
	羽衣町二丁目北町会	○	
	羽衣町住宅管理組合自治会	○	
	羽衣町三丁目自治会	○	
	羽衣町みのわ会	○	
	コープ西国立自治会		
	羽衣第3アパート自治会	○	
	都営羽衣町1丁目アパート自治会		
	曙町	曙一東自治会	
曙町一丁目西町会		○	
曙一南自治会		○	○
曙町二丁目東和会		○	
曙町二丁目西町会			
曙二南町会			
曙二北町会		○	
曙町三丁目東町会		○	○
曙町三丁目西和会			
曙町三丁目仲和会		○	
曙町三丁目アパート自治会			
ベルシャトゥ立川自治会		○	
*ルミナス立川プライムタワー管理組合	○		
*グランツ立川	○		
*プラウドタワー立川	○		
*クリオ立川弐番館	○		
高松町	高松町松友会	○	
	高松町一丁目協力会	○	○
	高松町東友会	○	
	高松町仲和会	○	
	高松町南自治会	○	
	高昇会自治会	○	
	高松町三丁目松栄会	○	○
高松会自治会	○		
共栄会	○	○	

関連資料  
市民防災組織

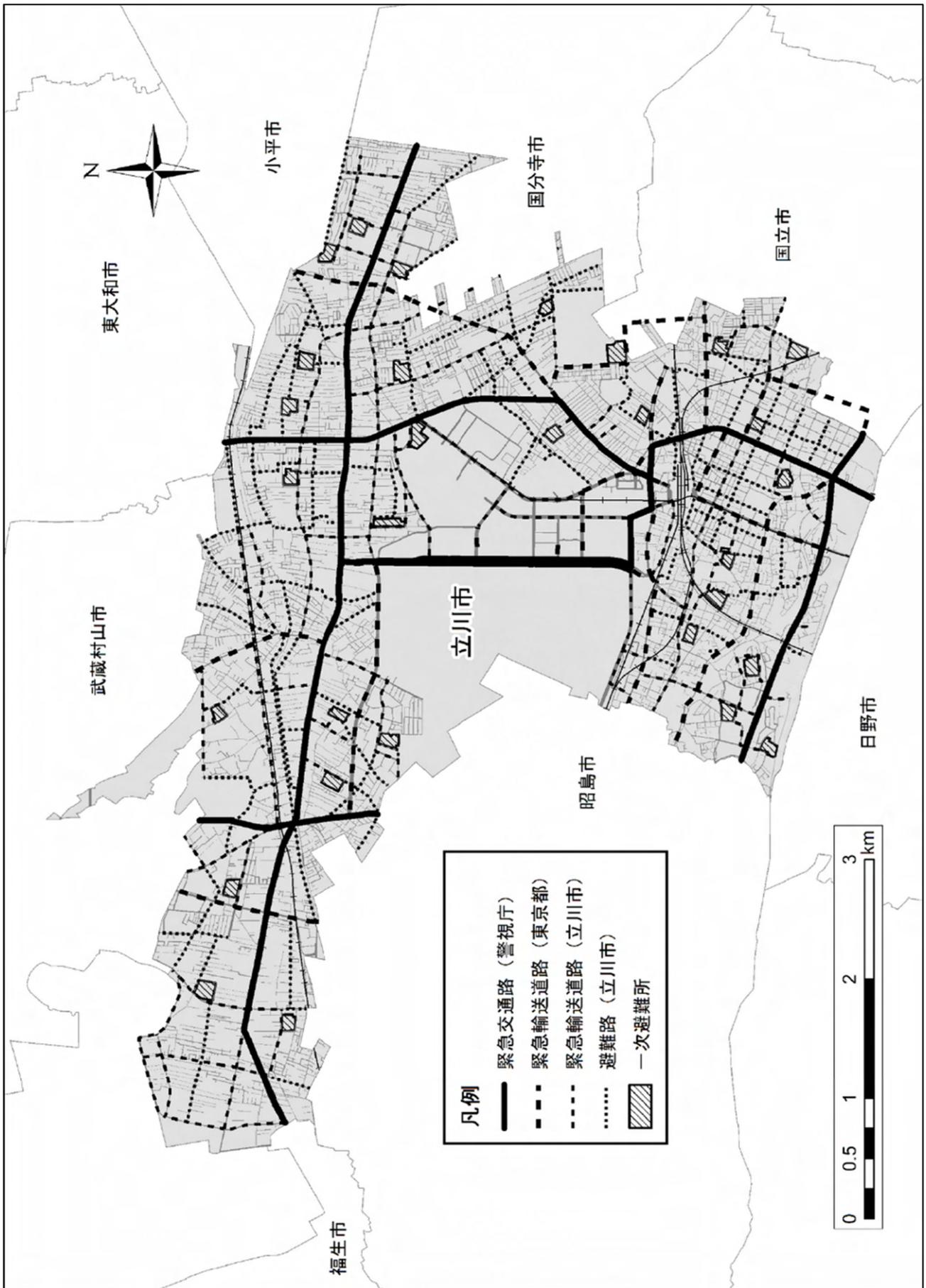
自治会名の前に\*印のある団体は、市民防災組織のみ結成。  
※スタンドパイプは、東京都水道局からの貸与によるものである。

市民消防隊結成団体

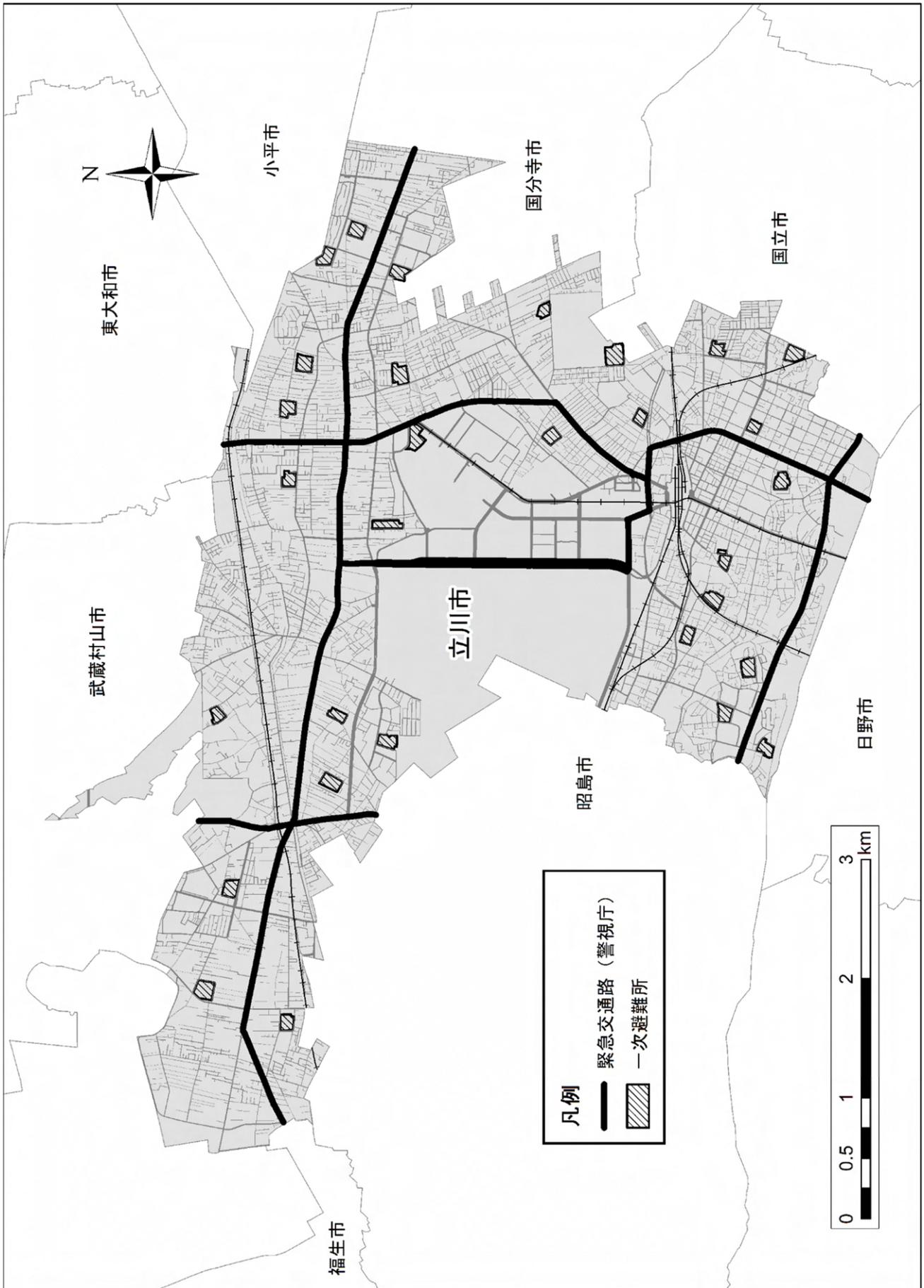
地域	自治会名	市民防災組織 結成団体	スタンドパイプ 貸与自治会※
栄町	睦会自治会	○	
	第二団地自治会	○	
	日の出自治会	○	○
	弥生会自治会	○	
	南砂川自治会	○	
	南栄会自治会	○	
	栄町南部自治会	○	○
	栄町5丁目アパート自治会	○	○
	江の島道東住宅自治会	○	
	東栄会自治会	○	
	中砂自治会	○	○
	新栄自治会	○	
	都栄自治会		
	防衛省立川地区国設宿舍自治会		
	親栄自治会		
	プライムガーデン国立自治会		
	千草会		
栄町弁天北自治会	○		
若葉町	けやき台団地自治会	○	
	あすなろ自治会		
	ときわ会		
	十番組自治会		
	緑ヶ岡ハイツ自治会	○	○
	若葉町団地自治会	○	
	若草会		
	さくら自治会		
	緑ヶ丘自治会		
	むさしの自治会	○	○
	太陽会		
	かしの実自治会	○	
	虹ヶ丘ハイツ自治会	○	
	旭自治会		
若葉自治会	○		
はなみずき会			
若葉の杜自治会	○		
若葉ひまわり会			
幸町	八番組自治会	○	
	多摩文化村自治会	○	
	幸町2丁目都営アパート自治会		
	立川幸町団地自治会	○	○
	すずかけ第3自治会		
	都営立川幸町2丁目第6アパート自治会		
	九番組自治会	○	
	つくし自治会		
	西けやき台団地自治会	○	
	都営幸町第四自治会		
	いずみ自治会		
	親幸自治会		
	文化村自治会	○	
	幸友会		
	幸町六丁目自治会	○	○
	立川幸四南自治会		
	43番会	○	
	ソフィアタウン自治会		
	スマートハイムシティ立川幸町自治会		

地域	自治会名	市民防災組織 結成団体	スタンドパイプ 貸与自治会※
柏町	七番組自治会	○	○
	柏町六番組自治会	○	
	こぶし自治会	○	
	都営柏町自治会	○	
	都営柏町第二自治会		
	青柳自治会	○	
	五番組自治会		
	立川柏町住宅団地管理組合法人評議会	○	
	上水自治会	○	
	双葉自治会	○	
	北砂川自治会	○	
	みどり自治会	○	
	いずみ住宅自治会		
	トミンハイム立川泉町自治会	○	
	新青柳会	○	
	あざみ苑自治会		
	九重会		
	玉川上水さかえ野自治会		
	若杉会		
	上水ニュータウン自治会		
	上水相和自治会	○	○
	西部住宅自治会	○	
	砂7七夕会	○	
	三四番地自治会		
	緑水自治会		
	*エルシオ玉川上水管理組合	○	
	砂川	四番組自治会	○
三番組自治会		○	○
大山自治会		○	
二番組自治会		○	
一番組自治会		○	○
親交自治会		○	
ハイホーム立川武蔵館自治会			
昭和の森町会		○	
ハイホーム立川一番町自治会		○	
ハイホーム立川参番館自治会		○	
ファーストシティ立川			
*ドラゴンマンション立川武蔵館管理組合		○	
*エレンシア立川トレス		○	
*カインドステージ武蔵砂川管理組合	○		
西砂	天王橋自治会	○	○
	レクセルガーデン武蔵砂川自治会	○	
	希望ヶ丘自治会	○	
	宮沢組自治会	○	
	中里自治会	○	
	殿ヶ谷組自治会		
	西砂自治会	○	○
	諏訪の杜自治会	○	
	都営松中団地自治会	○	○
	立川一番町東団地自治会	○	
	西砂1けやきの会		
	AYUMO CITY 立川自治会	○	
	AYUMO CITY ソルヴィエントメイツ西武立川自治会	○	
	エステート立川一番町自治評議会	○	
コープタウン立川一番町管理組合	○		
緑	*サンクタス立川	○	

# 避難路及び緊急輸送道路図

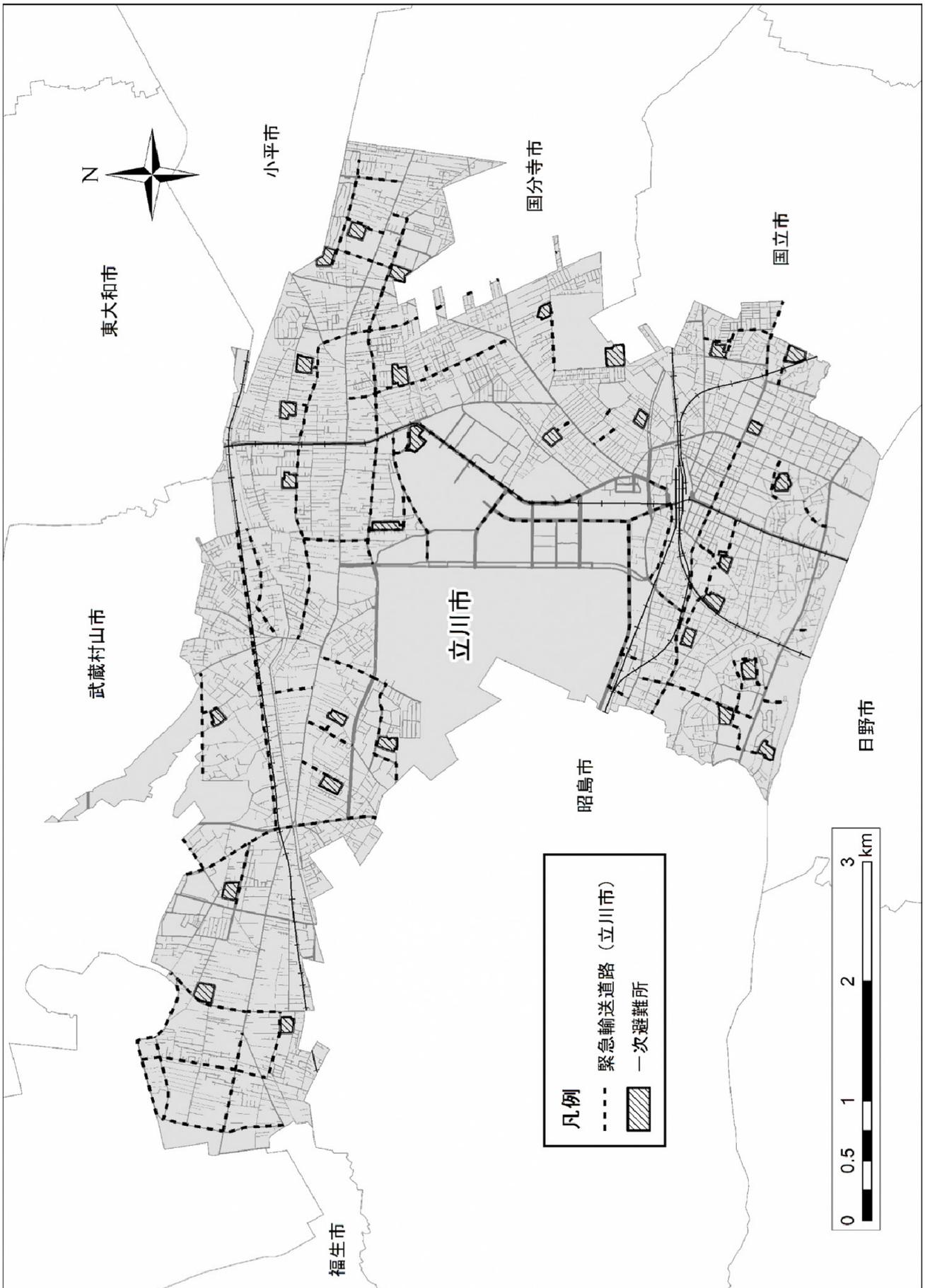


# 緊急交通路（警視庁）

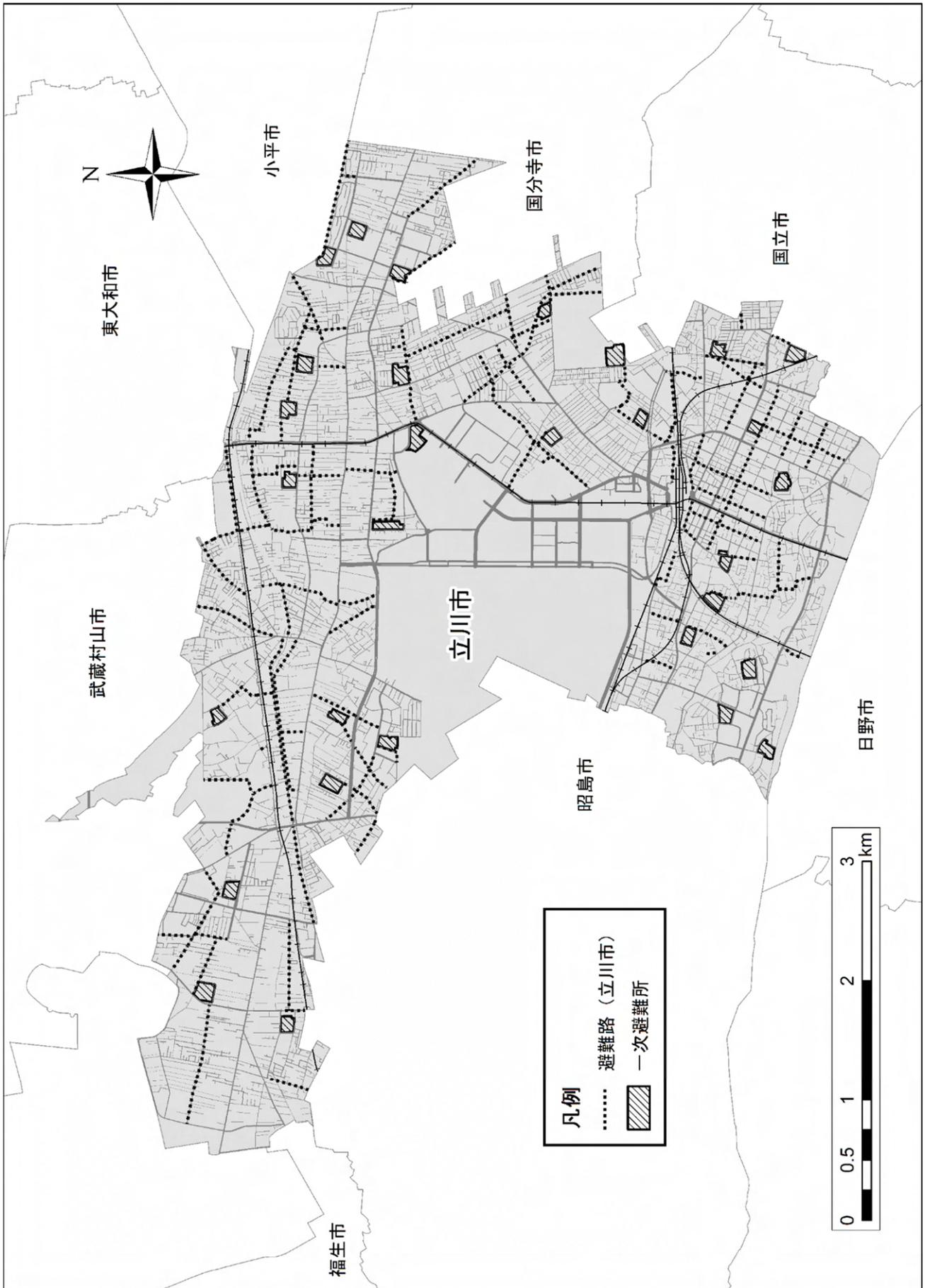




# 緊急輸送道路（立川市）



# 避難路（立川市）



## 一次避難所(地震災害時)一覧

番号	名称	所在地	電 話	FAX	無線 番号	階層	付帯設備
1	第四小学校	富士見町4-4-1	523-5228	529-0852	714	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備・Wi-Fi
2	旧多摩川小学校	富士見町6-46-1	595-6347	595-6348	730	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ
3	新生小学校	富士見町6-69-1	524-3148	529-0993	723	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・ Wi-Fi
4	立川第八中学校	富士見町7-24-1	526-2007	529-1180	739	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
5	第一小学校	柴崎町2-20-3	523-4428	529-0840	711	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
6	立川第一中学校	柴崎町1-3-4	523-4328	529-1005	732	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
7	第三小学校	錦町3-4-1	523-4448	529-0850	713	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・ Wi-Fi
8	第七小学校	錦町5-6-43	523-5348	529-0860	717	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
9	第六小学校	羽衣町2-29-22	523-5248	529-0859	716	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・非常時災害用公衆電話・ オストメイト設備・Wi-Fi
10	立川第三中学校	羽衣町3-25-6	523-4348	529-1015	734	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
11	第二小学校	曙町3-23-1	523-4438	529-0843	712	4階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
12	第五小学校	高松町1-12-25	523-5238	529-0854	715	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
13	立川第二中学校	曙町3-29-46	523-4338	529-1008	733	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
14	南砂小学校	栄町2-2-1	525-1474	529-0940	724	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
15	若葉台小学校	若葉町1-13-1	536-3971	534-6943	721	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
16	旧若葉小学校	若葉町4-24-1	なし	なし	725	4階建校舎	スロープ
17	立川第九中学校	若葉町3-19-5	535-1415	534-6958	740	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・Wi-Fi
18	第八小学校	幸町2-1-1	536-0031	534-6492	718	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・非常時災害用公衆電話・ オストメイト設備・Wi-Fi
19	幸小学校	幸町5-68-1	536-3961	534-6944	726	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
20	立川第四中学校	幸町5-49-1	536-2411	534-6949	735	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・Wi-Fi
21	第十小学校	柏町1-31-1	536-2711	534-6934	720	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備・Wi-Fi
22	柏小学校	柏町4-8-4	537-1962	534-6946	729	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
23	立川第六中学校	泉町786-16	537-3195	534-6954	737	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・Wi-Fi
24	大山小学校	上砂町1-5-33	535-2850	534-6945	728	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備・Wi-Fi
25	第九小学校	上砂町2-18-1	536-2231	534-6929	719	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・非常時災害用公衆電話・ オストメイト設備・Wi-Fi
26	上砂川小学校	上砂町5-12-2	537-1801	534-6948	731	4階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
27	立川第五中学校	上砂町3-27-1	536-2511	534-6953	736	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・Wi-Fi
28	西砂小学校	西砂町2-34-2	531-2082	531-5269	722	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備・Wi-Fi
29	松中小学校	一番町5-8-5	531-3821	531-6085	727	4階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
30	立川第七中学校	西砂町6-28-3	531-0511	531-6103	738	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・Wi-Fi

※1 網掛けは避難所救護所を示す。

児童・生徒数 (R6(2024).1.1時点)	敷地面積 (㎡)	建物床面積 (㎡)	最大受入者数 ※ <u>2</u>	避難対象地域※ <u>3</u>	防災倉庫 設置場所	応急給水 タンク容量 (t)	名称
548	15,141	6,316	860	富士見、曙	1、2階	20	第四小学校
-	14,104	5,245	720	富士見	1階	20	旧多摩川小学校
310	15,516	<u>7,094</u>	970	富士見	屋外	20	新生小学校
185	18,097	10,604	1,450	富士見	屋外	20	立川第八中学校
502	11,512	11,950	1,630	柴崎	屋外	0※ <u>4</u>	第一小学校
468	16,720	8,726	1,190	柴崎	2階	20	立川第一中学校
548	11,808	6,678	910	錦	屋外	20	第三小学校
177	<u>15,144</u>	4,930	670	錦	屋外	11※ <u>4</u>	第七小学校
269	11,137	5,798	790	羽衣	屋外	16※ <u>4</u>	第六小学校
438	17,975	9,337	1,270	羽衣	2階	20	立川第三中学校
453	13,150	6,528	890	曙、高松	2階	20	第二小学校
651	15,624	7,838	1,070	高松、緑、栄	屋外	10※ <u>4</u>	第五小学校
514	25,234	10,166	1,390	曙、高松、栄	1階	20	立川第二中学校
314	9,626	5,741	780	栄	屋外	20	南砂小学校
536	<u>15,978</u>	10,739	1,460	若葉	屋外	14.3※ <u>4</u>	若葉台小学校
-	16,441	6,649	910	若葉	1階	20	旧若葉小学校
315	17,992	9,841	1,340	若葉	屋外	24	立川第九中学校
430	19,610	8,513	1,160	幸、栄	屋外	10※ <u>4</u>	第八小学校
324	16,165	7,624	1,040	幸	2階	20	幸小学校
400	17,213	8,763	1,200	幸	2階	20	立川第四中学校
397	15,716	5,857	800	柏、泉、緑、砂川	屋外	20	第十小学校
560	16,728	7,379	1,010	柏、砂川	屋外	20	柏小学校
375	21,260	8,576	1,170	泉、緑、栄、幸、柏	屋外	20	立川第六中学校
252	16,508	7,187	980	上砂、砂川	屋外	20	大山小学校
609	12,370	6,405	870	上砂、砂川	屋外	10※ <u>4</u>	第九小学校
496	12,419	6,177	840	上砂、砂川	屋外	20	上砂川小学校
636	19,007	9,488	1,290	上砂、一番	屋外	20	立川第五中学校
746	14,978	7,157	980	西砂	屋外	20	西砂小学校
479	16,144	6,610	900	一番、西砂	1階	20	松中小学校
460	21,746	<u>9,511</u>	1,220	西砂、一番	1階	20	立川第七中学校

※2 最大受入者数は建物面積に対し、収容可能な体育館や教室の面積割合から算出し、感染症対策等も考慮しています。

※3 避難対象地域は目安であり、避難先を限定するものではありません。

※4 20tに足りない分は、ペットボトルで備蓄

## 二次避難所(地震災害時)一覧

番号	名称	所在地	電話	FAX	無線番号	階層
1	総合福祉センター	富士見町2-36-47	529-8300	529-8714	141	2階地下1階
2	滝ノ上会館	富士見町4-16-10	527-8762	527-8762	-	2階
3	富士見児童館・南富士見学童保育所	富士見町7-7-12	525-9020	512-7477	-	2階
4	多摩川学童保育所	富士見町6-51-1	527-5510	527-5510	-	1階
5	柴崎学習館	柴崎町2-15-8	524-2773	524-9459	761	3階地下1階
6	柴崎会館	柴崎町1-16-3	529-1081	529-1081	-	3階
7	柴崎福祉会館	柴崎町5-11-26	523-4012	521-2738	421	2階地下1階
8	錦学習館	錦町3-12-25	527-6743	527-6743	762	2階
9	たましんRISURUホール(市民会館)	錦町3-3-20	526-1311	512-5693	904	5階地下1階
10	錦児童館・錦学童保育所	錦町3-12-1	525-6684	525-6684	-	2階
11	錦第四学童保育所	錦町4-3-11	506-1159	506-1159	-	1階
12	羽衣中央会館	羽衣町2-26-7	524-8601	524-8601	-	3階地下1階
13	羽衣児童館・羽衣学童保育所	羽衣町2-44-16	526-2336	595-8621	-	2階
14	曙学童保育所	曙町3-24-28	522-6471	522-6471	-	2階
15	曙福祉会館	曙町3-44-17	529-8567	528-6742	424	2階
16	高松学習館	高松町3-22-5	527-0014	527-0026	763	3階
17	高松会館	高松町2-25-26	528-1080	528-1080	-	2階
18	高松学童保育所	高松町3-6-9	522-6078	522-6078	-	2階
19	さかえ会館	栄町4-6-2	529-6546	529-6546	-	2階
20	若葉会館	若葉町3-34-1	535-3473	535-3473	-	2階
21	若葉児童館・若葉学童保育所	若葉町4-25-114	536-1400	537-9980	-	2階
22	若葉台学童保育所(学校内)	若葉町1-13-1	536-6896	536-6896	-	1階
23	幸学習館	幸町2-1-3	534-3076	534-6698	764	2階
24	こぶし会館	幸町5-83-1	537-0810	537-0810	-	2階
25	幸福福祉会館	幸町5-57-14	535-2197	535-5797	422	2階
26	幸児童館	幸町2-19-1	537-0358	535-0997	-	2階
27	中砂第二学童保育所	幸町2-1-2	537-0828	537-0828	-	1階
28	幸学童保育所	幸町4-52-3	537-2474	537-2474	-	1階
29	柏学童保育所	柏町1-31-5	536-2195	536-2195	-	1階
30	砂川学習館	砂川町1-52-7	535-5959	535-5967	765	2階
31	こんびら橋会館	砂川町3-26-1	535-7285	535-7285	-	2階
32	上砂会館・上砂児童館・上砂第三学童保育所	上砂町1-13-1	535-2541	535-2541	-	2階
33	大山学童保育所	上砂町1-6-3	535-2215	535-2215	-	1階
34	天王橋会館	一番町3-6-1	531-4448	531-4448	-	2階
35	一番福祉会館	一番町6-17-87	531-2945	531-2040	423	2階
36	西砂学習館	西砂町6-12-10	531-0431	531-0431	766	2階
37	西砂会館	西砂町5-11-13	531-0066	531-0066	-	2階
38	西砂児童館・松中学童保育所	一番町6-8-37	531-0433	520-6695	-	2階
39	西砂学童保育所	西砂町2-34-2	531-0434	531-0434	-	1階

※1 最大受入者数は、開設所管部署が管理している図面に基づく建物面積や、収容可能な部屋等の面積から算出している。

※2 避難対象地域は、目安であり避難先を限定するものではありません。

※3 番号4は「多摩川図書館」にある車いす対応トイレを使用する。

付帯設備	敷地面積 (㎡)	建物床面積 (㎡)	最大 受入者数※2	避難対象 地域※3	開設所管部署 (担当課)	番号
エレベーター・オストメイト設備・ 車椅子対応便所・スロープ	4,366	5,673	90	富士見	生活支援班 (福祉総務課)	1
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	1,141	648	90		避難所班 (生涯学習推進センター)	2
スロープ	1,056	541	90		子ども支援班 (子ども育成課)	3
車椅子対応便所 ※3	174	284	60		子ども支援班 (子ども育成課)	4
エレベーター・Wi-Fi・オストメイト設 備・ 車椅子対応便所・スロープ	2,006	1,044	90	柴崎	避難所班 (生涯学習推進センター)	5
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	754	689	90		避難所班 (生涯学習推進センター)	6
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	6,579	2,598	180		生活支援班 (福祉総務課)	7
エレベーター・Wi-Fi・オストメイト設 備・ 車椅子対応便所・スロープ	1,997	1,065	90	錦	避難所班 (生涯学習推進センター)	8
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備・非常時災害用公衆電話	4,740	11,996	480		<u>物資配布班</u> (地域文化課)	9
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	891	670	110		子ども支援班 (子ども育成課)	10
車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備	337	202	40		子ども支援班 (子ども育成課)	11
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	408	814	110	羽衣	避難所班 (生涯学習推進センター)	12
スロープ	787	564	100		子ども支援班 (子ども育成課)	13
-	164	152	30	曙	子ども支援班 (子ども育成課)	14
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	859	593	40		生活支援班 (福祉総務課)	15
エレベーター・Wi-Fi・ 車椅子対応便所 ※4・スロープ	2,853	1,385	120	高松	避難所班 (生涯学習推進センター)	16
車椅子対応便所・ スロープ	522	326	40		避難所班 (生涯学習推進センター)	17
車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備	331	291	60		子ども支援班 (子ども育成課)	18
エレベーター・ 車椅子対応便所	1,289	750	100	栄	避難所班 (生涯学習推進センター)	19
エレベーター・ 車椅子対応便所	1,485	531	70	若葉	避難所班 (生涯学習推進センター)	20
車椅子対応便所・スロープ	1,176	616	100		子ども支援班 (子ども育成課)	21
車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備	若葉台小学校内	232	50		子ども支援班 (子ども育成課)	22
エレベーター・Wi-Fi・ 車椅子対応便所・スロープ	1,406	1,282	110	幸	避難所班 (生涯学習推進センター)	23
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	1,895	1,165	160		避難所班 (生涯学習推進センター)	24
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	2,354	1,131	80		生活支援班 (福祉総務課)	25
-	915	462	80		子ども支援班 (子ども育成課)	26
-	2,248	201	40		子ども支援班 (子ども育成課)	27
-	665	175	30		子ども支援班 (子ども育成課)	28
-	537	175	30		柏	子ども支援班 (子ども育成課)
エレベーター・車椅子対応便所・ スロープ・オストメイト設備	1,455	1,139	110	砂川	避難所班 (生涯学習推進センター)	30
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	1,167	617	80		避難所班 (生涯学習推進センター)	31
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	都営団地内	1,974	330	上砂	子ども支援班 (子ども育成課)	32
-	376	176	30		子ども支援班 (子ども育成課)	33
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	1,127	636	90	一番	避難所班 (生涯学習推進センター)	34
エレベーター・ 車椅子対応便所・スロープ	1,613	740	50		生活支援班 (福祉総務課)	35
エレベーター・Wi-Fi・オストメイト設 備・ 車椅子対応便所・スロープ	2,881	1,141	100	西砂	避難所班 (生涯学習推進センター)	36
エレベーター 車椅子対応便所・スロープ	1,524	559	80		避難所班 (生涯学習推進センター)	37
車椅子対応便所・ スロープ	650	610	100		子ども支援班 (子ども育成課)	38
車椅子対応便所	西砂小学校内	175	30		子ども支援班 (子ども育成課)	39

※4 別途、都立学校3校(砂川高等学校、立川高等学校、立川国際中等教育学校)と避難所施設利用に関する協定を締結している。

## 特定避難所、風水害限定指定避難所一覧

番号	名称	所在地	電話	FAX	無線番号	階層
1	女性総合センター・中央図書館	曙町2-36-2	528-6801	528-6805	902	5階
2	立川競輪場集合棟※	曙町3-32-5	524-1121	527-1929	651	3階

※ 立川競輪場は、特定避難所及び風水害限定指定避難所に指定する。状況によっては競輪場内の他の施設が運用されることも想定される。

## 福祉避難所(地震災害時)一覧

番号	区分	名称	所在地	電話	FAX	階層
1	障害者用	富士見福祉作業所	富士見町1-2-24	522-6950	522-6950	2階
2		栄福祉作業所	栄町5-38-4	536-0549	536-0549	2階
3		一番福祉作業所	一番町3-6-1	531-6527	531-6527	2階
4	乳幼児用	西立川保育園	富士見町1-18-16	524-7831	524-8807	2階
5		<u>柴崎にじのいる保育園</u> (協定)	柴崎町1-16-23	525-0066	524-8718	2階
6		羽衣保育園	羽衣町2-51-7	522-2161	524-8056	2階
7		高松保育園	高松町1-18-7	525-0201	524-8816	2階
8		江の島保育園 (協定)	栄町5-20-3	536-1443	534-6478	2階
9		中砂保育園	栄町5-38-1	536-1391	534-6864	2階
10		栄保育園 (協定)	栄町3-33-3	525-0815	524-8435	2階
11		柏保育園	柏町3-52-9	536-2565	534-6476	2階
12		見影橋保育園 (協定)	砂川町3-23-2	536-1644	534-6471	2階
13		上砂保育園	上砂町1-13-1	536-2670	534-6508	1階
14		西砂保育園 (協定)	西砂町2-63-2	531-0514	531-4865	2階地下1階
15		ドリーム学園	<u>錦町3-3-6</u>	525-9418	524-8417	<u>1階</u>

※1 別途、都立立川学園と障害者を対象とした避難所施設利用に関する協定を締結している。

※2 民間事業者の施設については支援協定締結後、追加指定する。

※3 最大受入者数は、開設所管部署が管理している図面に基づく建物面積や、収容可能な部屋等の面積から算出している。

付帯設備	敷地面積 (㎡)	建物床面積 (㎡)	最大受入者数	開設所管部署 (担当課)	番号
エレベーター・Wi-Fi・ 車椅子対応便所・スロープ	4,454	1,792	730	政策班 ( <u>男女平等推進課</u> )	1
エレベーター・オストメイト設備・ 車椅子対応便所・スロープ	41,883	1,438	100	<u>競輪場対応班</u> (事業課)	2

※ 女性総合センター・中央図書館は風水害限定指定避難所として指定する。

付帯設備	敷地面積 (㎡)	建物床面積 (㎡)	最大受入 者数	開設所管部署 (担当課)	番号
車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備	206	142	10	生活支援班 (障害福祉課)	1
車椅子対応便所・スロープ	932	587	40	生活支援班 (障害福祉課)	2
エレベーター・スロープ・ 車椅子対応便所	580	457	30	生活支援班 (障害福祉課)	3
-	1,262	372	20	子ども支援班 (保育課)	4
車椅子対応便所・ オストメイト設備	1,235	679	20	子ども支援班 (保育課)	5
-	571	868	20	子ども支援班 (保育課)	6
-	960	655	10	子ども支援班 (保育課)	7
太陽光パネル	1,118	406	10	子ども支援班 (保育課)	8
車椅子対応便所・スロープ・ オストメイト設備	2,785	499	30	子ども支援班 (保育課)	9
車椅子対応便所・ 太陽光パネル	1,652	1,047	20	子ども支援班 (保育課)	10
-	2,479	694	20	子ども支援班 (保育課)	11
車椅子対応便所・太陽光パネル・ オストメイト設備	1,657	767	30	子ども支援班 (保育課)	12
車椅子対応便所	1,731	1,030	20	子ども支援班 (保育課)	13
車椅子対応便所・ オストメイト設備	1,811	958	30	子ども支援班 (保育課)	14
＝	<u>962</u>	<u>764</u>	50	子ども支援班 ( <u>児童発達支援センター</u> )	15

## 風水害時指定避難所開設段階別一覧

【第1段階】 4 施設	滝ノ上会館、柴崎会館、錦学習館、立川競輪場
【第2段階】 <u>23</u> 施設	第四小学校、第一小学校、立川第一中学校、第三小学校、第七小学校、第六小学校、立川第三中学校、第二小学校、第五小学校、立川第二中学校、南砂小学校、若葉台小学校、立川第九中学校、第八小学校、幸小学校、立川第四中学校、第十小学校、柏小学校、立川第六中学校、大山小学校、松中小学校、 <u>旧若葉小学校、立川第七中学校</u>
【第3段階】 <u>10</u> 施設	柴崎学習館、女性総合センター(5階のみ)・中央図書館、さかえ会館、若葉会館、砂川学習館、こんぴら橋会館、上砂会館、西砂学習館、西砂会館
浸水の可能性があるため、開設しない一次避難所 ( <u>7</u> 施設)	旧多摩川小学校、新生小学校、立川第八中学校、第九小学校、上砂川小学校、立川第五中学校、西砂小学校

## 風水害時における車両による一時避難場所一覧

番号	名称	所有	所在地	電話	受入台数	トイレの有無
1	立川競輪場	市	曙町3-30	524-1121	150台程度	有
2	セレモア白峯殿	民間	柏町1-26-4	534-1111	75台程度	有
3	イオンモールむさし村山	民間	武蔵村山市榎1-1-3	566-8125	100台程度	有
4	<u>DCM</u> <u>立川幸町店</u>	民間	幸町2-32-1	534-6380	50台程度	有

## 広域避難場所一覧

番号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人数	所在地	備考
1	国営昭和記念公園	1,673,000	115,000	立川市緑町、泉町地内及び昭島市もくせいの杜	昭島市も指定。東京都立川地域防災センター・立川広域防災基地など隣接
2	二中一帯	82,000	41,000	曙町3丁目、国立市北	立川国際中等教育学校、立川国際中等教育学校付属小学校を含む。 ※2m <sup>2</sup> /人で算出
3	多摩川河川敷	415,000	207,500	富士見町6・7丁目地先 柴崎町5・6丁目地先 錦町5・6丁目地先	洪水のおそれのあるときは注意を要する。 ※2m <sup>2</sup> /人で算出
計		2,170,000	363,500	-	-

## 災害時に活用するオープンスペース一覧

	名称	位置	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	種別	備考
1	立川市諏訪の森公園	柴崎町1-1-8	11,837	722	近隣	
2	立川市諏訪の森広場	柴崎町1-1-42	3,971	2,200	広場	防災倉庫設置
3	立川市錦第三公園	錦町3-9-12	2,909	1,387	街区	
4	立川市立川公園	錦町6-29-62	171,473	40,457	総合	
5	立川市高砂公園	高松町2-37-14	7,000	4,206	街区	
6	立川市緑川第一公園	羽衣町1-12-1	3,076	625	街区	
7	立川市たちかわ中央公園	緑町105-3	3,743	1,043	広場	
8	立川市緑町北公園	緑町8	7,841	1,532	広場	
9	立川市若葉公園	若葉町1-27-1	8,491	1,902	街区	防災倉庫設置
10	立川市幸五公園	幸町5-74-1	3,808	1,041	街区	
11	立川市見影橋公園	砂川町3-12-1	16,642	6,580	近隣	防災倉庫設置
12	立川市砂川公園	砂川町7-8-14	12,950	1,938	近隣	防災倉庫設置
13	立川市上砂公園	上砂町1-14-3	11,085	2,320	近隣	
14	立川市富士見公園	富士見町3-17-1	4,019	387	総合	
15	立川市錦五南公園	錦町5-15-15	743	234	街区	防災倉庫設置
16	立川市泉町西公園	泉町2004	15,000	8,500	地区	
合計			284,588	75,074		

## 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

番号	指定緊急避難場所※1 ・指定避難所※2 (指定避難所は建物施設のみ)	所在地	電話	災害種別		
				地震	延焼火災	水害 がけ崩れ
1	第四小学校	富士見町 4-4-1	523-5228	○	×	○
2	旧多摩川小学校	富士見町 6-46-1	595-6347	○	×	×
3	新生小学校	富士見町 6-69-1	524-3148	○	×	×
4	立川第八中学校	富士見町 7-24-1	526-2007	○	×	×
5	第一小学校	柴崎町 2-20-3	523-4428	○	×	○
6	立川第一中学校	柴崎町 1-3-4	523-4328	○	×	○
7	第三小学校	錦町 3-4-1	523-4448	○	×	○
8	第七小学校	錦町 5-6-43	523-5348	○	×	○
9	第六小学校	羽衣町 2-29-22	523-5248	○	×	○
10	立川第三中学校	羽衣町 3-25-6	523-4348	○	×	○
11	第二小学校	曙町 3-23-1	523-4438	○	×	○
12	第五小学校	高松町 1-12-25	523-5238	○	×	○
13	立川第二中学校	曙町 3-29-46	523-4338	○	×	○
14	南砂小学校	栄町 2-2-1	525-1474	○	×	○
15	若葉台小学校	若葉町 1-13-1	536-3971	○	×	○
16	旧若葉小学校	若葉町 4-24-1	—	○	×	<u>○</u>
17	立川第九中学校	若葉町 3-19-5	535-1415	○	×	○
18	第八小学校	幸町 2-1-1	536-0031	○	×	○
19	幸小学校	幸町 5-68-1	536-3961	○	×	○
20	立川第四中学校	幸町 5-49-1	536-2411	○	×	○
21	第十小学校	柏町 1-31-1	536-2711	○	×	○
22	柏小学校	柏町 4-8-4	537-1962	○	×	○
23	立川第六中学校	泉町 786-16	537-3195	○	×	○

※1 指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で土砂災害、水害、津波、地震等の災害種別ごとに指定する。

※2 指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。

番号	指定緊急避難場所※1 ・指定避難所※2 (指定避難所は建物施設のみ)	所在地	電話	災害種別		
				地震	延焼火災	水害 がけ崩れ
24	大山小学校	上砂町 1-5-33	535-2850	○	×	○
25	第九小学校	上砂町 2-18-1	536-2231	○	×	×
26	上砂川小学校	上砂町 5-12-2	537-1801	○	×	×
27	立川第五中学校	上砂町 3-27-1	536-2511	○	×	×
28	西砂小学校	西砂町 2-34-2	531-2082	○	×	×
29	松中小学校	一番町 5-8-5	531-3821	○	×	○
30	立川第七中学校	西砂町 6-28-3	531-0511	○	×	<u>○</u>
31	滝ノ上会館	富士見町 4-16-10	527-8762	二次 避難所	×	○
32	柴崎会館	柴崎町 1-16-3	529-1081		×	○
33	柴崎学習館	柴崎町 2-15-8	524-2773		×	○
34	錦学習館	錦町 3-12-25	527-6743		×	○
35	さかえ会館	栄町 4-6-2	529-6546		×	○
36	若葉会館	若葉町 3-34-1	535-3473		×	○
37	砂川学習館	砂川町 1-52-7	535-5959		×	○
38	こんぴら橋会館	砂川町 3-26-1	535-7285		×	○
39	上砂会館・上砂児童館・ 上砂第三学童保育所	上砂町 1-13-1	535-2541		×	○
40	西砂学習館	西砂町 6-12-10	531-0431		×	○
41	西砂会館	西砂町 5-11-13	531-0066		×	○
42	女性総合センター・ 中央図書館	曙町 2-36-2	528-6801		×	×
43	立川競輪場	曙町 3-32-5	524-1121	特定 避難所	×	○
44	国営昭和記念公園	立川市緑町、泉町地 内及び昭島市もくせ いの杜	—	広域 避難場所	○	○
45	二中一帯	曙町 3 丁目、国立市北	—		○	○
46	多摩川河川敷	富士見町 6・7 丁目地先、 柴崎町 5・6 丁目地先、 錦町 5・6 丁目地先	—		○	×

## 立川駅帰宅困難者一時滞在施設一覧

番号	区分	名称	住所・電話番号等	立川駅からの距離等
1	北口	国営昭和記念公園 (総合案内所、花みどり文化センター)	緑町3173 無線：172 173	駅から約400m  立川市、昭島市の広域避難場所に指定
2	北口	女性総合センター	曙町2-36-2 TEL：528-6801 FAX：528-6805 無線：902	駅から約400m  1階にホール、5階に学習室等あり。2階～4階が中央図書館。地震の際は避難所としての指定はない。
		中央図書館	TEL：528-6800 FAX：528-6806 無線：265	
3	南口	柴崎学習館	柴崎町2-15-8 TEL：524-2773 FAX：524-9459 無線：761	駅から約900m  二次避難所に指定
4	北口	総合福祉センター	富士見町2-36-47 TEL：529-8300 FAX：529-8714 無線：141	駅から約1,200m  二次避難所に指定。災害ボランティアセンター設置場所
5	南口	柴崎市民体育館	柴崎町6-15-9 TEL：523-5770 FAX：525-7364 無線：752	駅から約1,200m  物資集配拠点及び <u>遺体収容所</u> に指定
6	南口	たましんR I S U R Uホール (市民会館)	錦町3-3-20 TEL：526-1311 FAX：512-5693 無線：904	駅から約800m  二次避難所に指定
7	南口	子ども未来センター	錦町3-2-26 TEL：529-8682 無線：903	駅から約800m
8	駅内	立川駅自由通路	曙町2-1-1 (立川駅)	駅自由通路は、乗客を駅構内から一時的に誘導する場所とし、ほかの一時滞在施設の開設後は速やかに、この場から移動してもらう。
9	駅内	ホテルメッツ立川	柴崎町3-1-1	南口側・駅直結
10	南口	東京都農林水産振興財団 (立川庁舎)	富士見町3-8-1	駅から約1,800m
11	北口	都立立川国際中等教育学校	曙町3-29-37 無線：772	駅から約1,300m
12	南口	都立立川高等学校	錦町2-13-5 無線：771	駅から約600m
13	北口	都民防災教育センター (立川防災館)	泉町1156-1	駅から約2,000m

番号	区分	名称	住所・電話番号等	立川駅からの距離等
14	北口	立川競輪場	曙町3-32-5 TEL：524-1121 無線：651	駅から約900m 応援受入拠点に指定
15	南口	アレアレア 2	柴崎町3-6-29	駅から約200m
16	北口	ホテルエミシア東京立川	曙町2-14-16	駅から約400m
17	北口	立川ホテル	曙町1-12-23	駅から約700m
18	北口	多摩信用金庫本店 (本部棟4階)	緑町3-4	駅から約550m
19	北口	河合塾 立川校	曙町1-14-13	駅から約450m
20	北口	応現院	泉町935-32	駅から約2,700m
21	南口	ホテル日航立川東京	錦町1-12-1	駅から約850m
22	北口	Super D 'STATION 立川店	曙町2-4-5	駅から約200m
23	南口	立川都税事務所	錦町4-6-3	駅から約800m
24	北口	立川拘置所	泉町1156-11	駅から約2,000m
25	南口	トヨタモビリティ東京立川店	錦町3-8-26	駅から約900m
26	南口	東京しごとセンター多摩	柴崎町3-9-2	駅から約400m
27	北口	大原簿記公務員医療福祉保育 専門学校立川校	緑町4-8	駅から約600m
施設の受入総数			9,642人	

### 立川駅帰宅困難者一晩滞在施設一覧

番号	区分	名称	住所	立川駅からの距離等
1	北口	ファール立川センタースクエア	曙町2-36-2	駅から約400m
2	北口	ウイング高松	高松町3-13-21	駅から約900m
3	北口	I K E A 立川	緑町6	駅から約900m
4	北口	立川地方合同庁舎	緑町4-2	駅から約800m
5	北口	立川タクロス	曙町2-2-27	駅から約200m

## 複数の防災機能を有する市有施設早見表

	災害対策本部	災害対策本部代替候補施設	被災者総合支援センター	一次避難所	二次避難所	福祉避難所	特定避難所	風水害時指定避難場所	車両による風水害限定指定避難場所	帰宅困難者一時滞在施設	帰宅困難者現地対策本部	帰宅困難者備蓄保管場所	帰宅困難者用資機材庫	応急教育施設	応急保育候補施設 ※状況により	医療救護対策本部	避難所救護所	支援物資集配拠点	炊き出し・応急給食	災害対策用飲料貯水槽保有施設	災害時薬事センター	災害対策用井戸保有施設	災害廃棄物処理施設	遺体収容所	災害ボランティアセンター	応援職員受入施設	
本部庁舎	●		●																	●							
第一小学校				●				●						●							●						
第二小学校				●				●						●							●						
第三小学校				●				●						●							●						
第四小学校				●				●						●							●						
第五小学校				●				●						●							●						
第六小学校				●				●						●							●						
第七小学校				●				●						●							●						
第八小学校				●				●						●							●						
第九小学校				●				●						●							●						
第十小学校				●				●						●							●						
若葉台小学校				●				●						●							●						
西砂小学校				●				●						●							●						
南砂小学校				●				●						●							●						
幸小学校				●				●						●							●						
松中小学校				●				●						●							●						
大山小学校				●				●						●							●						
柏小学校				●				●						●							●						
上砂川小学校				●				●						●							●						
新生小学校				●				●						●							●						
立川第一中学校				●				●						●			●				●						
立川第二中学校				●				●						●			●				●						
立川第三中学校				●				●						●			●				●						
立川第四中学校				●				●						●			●				●						
立川第五中学校				●				●						●			●				●						
立川第六中学校				●				●						●			●				●						
立川第七中学校				●				●						●			●				●						
立川第八中学校				●				●						●			●				●						
立川第九中学校				●				●						●			●				●						
旧多摩川小学校				●				●						●							●						
旧若葉小学校				●				●						●							●						
たましんRISURUホール（市民会館）					●					●																	
富士見児童館・南富士見学童保育所					●																						
多摩川学童保育所					●																						
錦児童館・錦学童保育所					●																						
羽衣児童館・羽衣学童保育所					●																						
曙学童保育所					●																						

	災害対策本部	災害対策本部代替候補施設	被災者総合支援センター	一次避難所	二次避難所	福祉避難所	特定避難所	風水害時指定避難場所	車両による風水害限定指定避難場所	帰宅困難者一時滞在施設	帰宅困難者現地対策本部	帰宅困難者備蓄保管場所	帰宅困難者用資機材庫	応急教育施設	応急保育候補施設 ※状況により	医療救護対策本部	避難所救護所	支援物資集配拠点	炊き出し・応急給食	災害対策用飲料貯水槽保有施設	災害時薬事センター	災害対策用井戸保有施設	災害廃棄物処理施設	遺体収容所	災害ボランティアセンター	応援職員受入施設	
高松学童保育所				●																							
若葉児童館・ 若葉学童保育所				●																							
若葉台学童保育所				●																							
幸児童館				●																							
中砂第二学童保育所				●																							
幸学童保育所				●																							
柏学童保育所				●																							
上砂会館・上砂児童館・上砂 第三学童保育所				●				●																			
大山学童保育所				●																							
西砂児童館・ 松中学童保育所				●																							
西砂学童保育所				●																							
錦第四学童保育所				●																							
滝ノ上会館				●				●																			
柴崎学習館				●				●		●																	
柴崎会館				●				●																			
錦学習館				●				●																			
羽衣中央会館				●																							
高松学習館				●																							
高松会館				●																							
さかえ会館				●				●																			
若葉会館				●				●																			
幸学習館				●																							
こぶし会館				●																							
砂川学習館				●				●																			
こんぴら橋会館				●				●																			
天王橋会館				●																							
西砂学習館				●				●																			
西砂会館				●				●																			
総合福祉センター	●			●						●																●	
柴崎福祉会館				●																							
曙福祉会館				●																							
幸福社会館				●																							
一番福祉会館				●																							
富士見福祉作業所						●																					
栄福祉作業所						●																					
一番福祉作業所						●																					
西立川保育園						●									●												
柴崎にじのいる保育園						●									●												

関連資料

避難所・避難場所・一時滞在施設

	災害対策本部	災害対策本部代替候補施設	被災者総合支援センター	一次避難所	二次避難所	福祉避難所	特定避難所	風水害時指定避難場所	車両による風水害限定指定避難場所	帰宅困難者一時滞在施設	帰宅困難者現地対策本部	帰宅困難者備蓄保管場所	帰宅困難者用資器材庫	応急教育施設	応急保育候補施設 ※状況により	医療救護対策本部	避難所救護所	支援物資集配拠点	炊き出し・応急給食	災害対策用飲料貯水槽保有施設	災害時薬事センター	災害対策用井戸保有施設	災害廃棄物処理施設	遺体収容所	災害ボランティアセンター	応援職員受入施設	
羽衣保育園						●									●												
高松保育園						●									●												
江の島保育園						●									●												
中砂保育園						●									●												
栄保育園						●									●												
柏保育園						●									●												
見影橋保育園						●									●												
上砂保育園						●									●												
西砂保育園						●									●												
ドリーム学園						●																					
女性総合センター・中央図書館							●			●		●	●														
立川競輪場							●	●	●	●		●														●	
子ども未来センター										●		●											●				
窓口サービスセンター											●																
東京都・立川市合同施設内「コトリンク」													●														
子育て支援・保健センター「はぐくるりん」																●					●						
泉市民体育館	●																	●	●					●			
柴崎市民体育館	●									●								●	●					●			
学校給食西共同調理場												●						●	●	●							
学校給食東共同調理場	●											●						●	●	●							
クリーンセンター「たちむにい」※	●																							●		●	
総合リサイクルセンター																							●				

※ クリーンセンター「たちむにい」はごみの焼却熱を利用した発電、給湯設備を有し、災害時には活用が期待できる。

一次避難所備蓄品一覧（令和8（2026）年4月現在）

備蓄品名	備蓄場所 単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	第六小学校	第七小学校	第八小学校	第九小学校	第十小学校
		食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	
食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	
食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	
食	96	96	96	96	-	96	96	-	96	96	
本	10,002	-	-	-	5,004	-	-	5,004	5,004	-	
本	-	40,008	-	-	-	8,016	18,000	-	-	-	
缶	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
錠	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
個	340	700	700	700	700	700	700	360	700	340	
台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
枚	700	700	700	700	1,400	700	900	700	1,400	700	
枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
台	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
張	15	15	15	15	10	15	15	10	15	15	
セット	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
個	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	
枚	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	
枚	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	
枚	522	522	522	522	522	522	468	522	522	522	
枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	
枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	
セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
枚	-	-	-	15,680	15,680	15,680	-	15,680	15,680	-	
枚	9,856	9,856	9,856	-	-	-	9,856	-	-	9,856	
枚	4,256	4,256	4,256	-	-	-	4,256	-	-	4,256	
枚	2,640	2,640	2,640	-	-	-	2,640	-	-	2,640	
枚	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
枚	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
枚	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
枚	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
台	-	-	-	-	-	5	-	5	4	-	
台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
本	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
台	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
台	-	-	-	-	2	2	2	2	2	-	
台	-	-	-	-	2	2	2	2	2	-	
台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

関連資料  
備蓄品

備蓄品名		備蓄場所 単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	第六小学校	第七小学校	第八小学校	第九小学校	第十小学校
生活用品	投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ランタン	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	LED 投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	懐中電灯	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ローソク	本	1,020	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	1,080	2,100	1,020
	スタンドパイプセット	セット	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
トイレ関連	トイレ紙	ロール	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
	携帯トイレ 便袋	枚	2,000	1,400	1,400	1,400	1,600	1,600	1,400	1,600	1,600	1,400
	簡易トイレ ベンクイックS型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡易トイレ ベンクイックS2型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡易トイレ ベンクイックH型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡易トイレ 六角パクト	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡易トイレ マンホール利用型仮設トイレ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	マンホールトイレ(洋式)	基	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ(和式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ用テントS	台	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ用テントW	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	給水用ポンプ	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ固定用資器材	セット	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
	幼児用折り畳み補助便座	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	ポリタンク(20L)	個	5	5	-	5	5	5	-	5	-	5
土のう袋	枚	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
LED ライト	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
感染症対策用品	アルコール消毒ジェル	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	非接触式電子温度計	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	使い捨て手袋	枚	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	レインコート	着	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	フェイスシールド	枚	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	ビニールシート	巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マスク(こども用)	枚	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	マスク(ジュニア用)	枚	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	マスク(大人用)	枚	4,400	5,200	4,800	5,200	6,000	4,400	3,600	7,200	5,200	4,000
	ワンタッチテント	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
救助・救護用資機材	救急セット	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スコップ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	つるはし	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	バール(金てこ)	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	両口ハンマー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	かけや	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	片刃のこぎり	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	ボルトクリッパー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	担架	台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
リヤカー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

備蓄品名	単位	若葉台	西砂	新生	南砂	旧若葉	幸	柏	松	大	旧	上
		小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
アルファ化米 山菜	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
アルファ化米 五目	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
梅がゆ(パック入り)	食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750
クラッカー	食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
米粉クッキー	食	-	96	-	-	-	-	-	-	-	96	96
飲料水(2l)	本	5,004	-	-	5,004	-	-	-	-	-	-	-
飲料水(500ml)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液体ミルク	缶	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
アレルギー用粉ミルク	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
哺乳ビン(200ml)	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
哺乳瓶消毒容器	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
哺乳瓶消毒薬	錠	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
紙コップ等セット	セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
折りたたみポリ容器(5l)	個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
クイックコンロ	個	700	360	700	340	360	700	340	360	700	340	340
大釜・かまど	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
毛布	枚	700	700	700	700	700	700	700	1,400	700	700	700
カーペット	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
折り畳み簡易ベッド	台	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
間仕切り	張	10	15	15	10	10	10	10	10	10	10	15
段ボール間仕切り	セット	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
石けん	個	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960
紙おむつ 大人用M(54枚/箱)	枚	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162
紙おむつ 大人用L(48枚/箱)	枚	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144
紙おむつ 子ども用男女共用M	枚	522	468	522	522	522	522	522	468	468	522	522
紙おむつ 子ども用男の子用L	枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
紙おむつ 子ども用女の子用L	枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
コンパクト肌着セット 男性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
コンパクト肌着セット 女性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
コンパクトタオル	枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
生理用ナプキン	枚	-	-	15,680	15,680	-	15,680	15,680	-	-	-	15,680
生理用ナプキン(ふつうの日用)	枚	9,856	9,856	-	-	9,856	-	-	9,856	9,856	9,856	-
生理用ナプキン(多い日の昼用)	枚	4,256	4,256	-	-	4,256	-	-	4,256	4,256	4,256	-
生理用ナプキン(夜用)	枚	2,640	2,640	-	-	2,640	-	-	2,640	2,640	2,640	-
ウェットティッシュ	枚	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
コードリール	台	2	2	2	2	5	2	2	2	2	2	2
ブルーシート	枚	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
延長コード 5m	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
延長コード 10m	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
平台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
運搬用スチール台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ごみ袋(半透明)	枚	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
ごみ袋(黒色)	枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
ごみ袋(女性用)	枚	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
電話機	台	5	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
災害用ラジオ	台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
反射ベスト	枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
首下げ名札	枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
結束バンド	本	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
災害用パンダナ	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
筆談ホワイトボード	冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スマートフォン用充電 USB HUB	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
スマートフォン用充電ケーブル	台	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
ポータブル蓄電池	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ポータブル発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ディーゼル発電機	台	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
ガソリン発電機	台	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
可搬型非常用発電機(LPガス、燃料共用)	台	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
LPガスボンベ5kg(可搬型非常用発電機用)	本	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-

関連資料  
備蓄品

備蓄品名	備蓄場所 単位	若葉台	西砂	新生	南砂	旧若葉	幸	柏	松中	大山	旧多摩川	上砂川
		小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
生活用品	投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ランタン	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	LED 投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	懐中電灯	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ローソク	本	2,100	1,080	2,100	1,020	1,080	2,100	1,020	1,080	2,100	1,020
	スタンドパイプセット	セット	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
トイレ関連	トイレトーパー	ロール	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
	携帯トイレ 便袋	枚	1,400	1,400	1,800	1,600	1,400	1,400	1,400	1,600	1,400	1,800
	簡易トイレ ベンクイックS型	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	簡易トイレ ベンクイックS2型	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	簡易トイレ ベンクイックH型	台	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
	簡易トイレ 六角パクト	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	簡易トイレ マンホール利用型仮設トイレ	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	マンホールトイレ(洋式)	基	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ(和式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ用テントS	台	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ用テントW	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	給水用ポンプ	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ固定用資器材	セット	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-
	幼児用折り畳み補助便座	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ポリタンク(20L)	個	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	
土のう袋	枚	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
LED ライト	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
感染症対策用品	アルコール消毒ジェル	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	非接触式電子温度計	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	使い捨て手袋	枚	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	レインコート	着	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	フェイスシールド	枚	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	ビニールシート	巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マスク(こども用)	枚	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	マスク(ジュニア用)	枚	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	マスク(大人用)	枚	4,400	5,200	5,600	4,000	4,400	6,000	4,800	5,600	4,400	5,600
	ワンタッチテント	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
救助・救護用資器材	救急セット	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スコップ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	つるはし	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	バール(金てこ)	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	両口ハンマー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	かけや	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	片刃のこぎり	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	ボルトクリッパー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	担架	台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	リヤカー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

	備蓄品名	備蓄場所	第一立川	第二立川	第三立川	第四立川	第五立川	第六立川	第七立川	第八立川	第九立川	一次避難所	
			中学校										
	単位												
食料関連	アルファ化米 山菜	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	57,000	
	アルファ化米 五目	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	57,000	
	梅がゆ(パック入り)	食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	22,500	
	クラッカー	食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	8,400	
	米粉クラッカー	食	96	96	96	-	-	-	-	96	-	1,440	
	飲料水(2 l)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,022	
	飲料水(500ml)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66,024	
	液体ミルク	缶	24	24	24	24	24	24	24	24	24	720	
	アレルギー用粉ミルク	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
	哺乳ビン(200ml)	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	3,600	
	哺乳瓶消毒容器	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
	哺乳瓶消毒薬	錠	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,800	
	紙コップ等セット	セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	150	
	折りたたみボリ容器(5 l)	個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	21,000	
	クイックコンロ	個	360	340	700	360	340	700	360	700	700	15,740	
	大釜・かまど	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
	生活用品	毛布	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	23,300
カーペット		枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	21,000	
折り畳み簡易ベッド		台	16	16	16	16	16	16	16	16	16	480	
間仕切り		張	15	15	15	15	15	15	15	15	15	400	
段ボール間仕切り		セット	4	4	4	4	4	4	4	4	4	120	
石けん		個	960	960	960	960	960	960	960	960	960	28,800	
紙おむつ 大人用M(54枚/箱)		枚	162	162	162	162	162	162	162	162	162	4,860	
紙おむつ 大人用L(48枚/箱)		枚	144	144	144	144	144	144	144	144	144	4,320	
紙おむつ 子ども用男女共用M		枚	468	522	522	522	522	522	522	522	522	15,390	
紙おむつ 子ども用男の子用L		枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	7,920	
紙おむつ 子ども用女の子用L		枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	7,920	
コンパクト肌着セット 男性用		セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,000	
コンパクト肌着セット 女性用		セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,000	
コンパクトタオル		枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	45,000	
生理用ナプキン		枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156,800
生理用ナプキン(ふつうの日用)		枚	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	197,120	
生理用ナプキン(多い日の昼用)		枚	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	85,120	
生理用ナプキン(夜用)		枚	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	52,800	
ウェットティッシュ		枚	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	81,000	
コードリール		台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	63	
ブルーシート		枚	40	40	40	40	40	40	40	40	40	1,200	
延長コード5m		本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60	
延長コード10m		本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
平台車		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
運搬用スチール台車		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
ごみ袋(半透明)		枚	150	150	150	150	150	150	150	150	150	4,500	
ごみ袋(黒色)		枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	600	
ごみ袋(女性用)		枚	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,800	
電話機		台	-	-	-	-	-	-	5	5	-	34	
災害用ラジオ		台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	90	
反射ベスト		枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	120	
首下げ名札		枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	1,500	
結束バンド	本	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,000		
災害用バンダナ	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300		
筆談ホワイトボード	冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30		
スマートフォン用充電USB HUB	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60		
スマートフォン用充電ケーブル	本	40	40	40	40	40	40	40	40	40	1,200		
ポータブル蓄電池	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60		
ポータブル発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30		
ディーゼル発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14		
ガソリン発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14		
可搬型非常用発電機(LPガス、燃料共用)	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
LPガスボンベ5kg(可搬型非常用発電機用)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12		

関連資料  
備蓄品

備蓄品名	備蓄場所 単位	第一立川	第二立川	第三立川	第四立川	第五立川	第六立川	第七立川	第八立川	第九立川	一次避難所 計	
		第一中学校	第二中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	第九中学校		
生活用品	投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
	ランタン	個	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
	LED 投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
	懐中電灯	個	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
	ローソク	本	1,080	1,020	2,100	1,080	1,020	2,100	1,080	2,100	2,100	47,220
	スタンドパイプセット	セット	3	3	3	3	3	3	3	3	3	70
トイレ 関連	トイレットペーパー	ロール	156	156	156	156	156	156	156	156	4,680	
	携帯トイレ 便袋	枚	1,400	1,400	1,400	1,400	1,600	1,400	1,400	1,600	1,400	45,000
	簡易トイレ ベンクイックS型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	簡易トイレ ベンクイックS2型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	簡易トイレ ベンクイックH型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	簡易トイレ 六角パクト	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	簡易トイレ マンホール利用型仮設トイレ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	マンホールトイレ(洋式)	基	9	9	9	9	9	9	9	9	9	228
	マンホールトイレ(和式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マンホールトイレ用テントS	台	9	9	9	9	9	9	9	9	9	228
	マンホールトイレ用テントW	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	給水用ポンプ	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マンホールトイレ固定用資器材	セット	1	-	-	1	-	-	-	1	1	11
	幼児用折り畳み補助便座	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
	ポリタンク(20L)	個	5	5	-	5	5	-	-	5	-	105
	土のう袋	枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	516
LED ライト	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	258	
感染症 対策 用品	アルコール消毒ジェル	本	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
	非接触式電子温度計	本	5	5	5	5	5	5	5	5	150	
	使い捨て手袋	枚	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	66,000	
	レインコート	着	40	40	40	40	40	40	40	40	1,200	
	フェイスシールド	枚	8	8	8	8	8	8	8	8	240	
	ビニールシート	巻	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
	マスク(こども用)	枚	250	250	250	250	250	250	250	250	7,500	
	マスク(ジュニア用)	枚	500	500	500	500	500	500	500	500	15,000	
	マスク(大人用)	枚	6,400	6,800	6,800	6,400	7,200	5,600	7,200	5,600	6,000	163,200
ワンタッチテント	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
救助・ 救護 用資 機材	救急セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
	スコップ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
	つるはし	本	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
	バール(金てこ)	本	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
	両口ハンマー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
	かけや	本	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
	片刃のこぎり	本	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
	ボルトクリッパー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
担架	台	5	5	5	5	5	5	5	5	150		
リヤカー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	30		

その他備蓄品一覧（令和8（2026）年4月現在）

備蓄品名	備蓄場所 単位	見影橋公園	砂川公園	若葉公園	曙一丁目公園	柴崎福祉会館	錦五南公園	西砂第一公園	子育て支援・保健センター 「はぐくるりん」	子ども未来センター	学校給食西共同調理場	学校給食東共同調理場	立川競輪場	JR中央線高架下
アルファ化米 五目	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	22,000	3,000	-
アルファ化米 山菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	22,000	3,000	-
アルファ化米 わかめ	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-
アルファ化米 青菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-
アルファ化米(五目)※	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルファ化米(わかめ)※	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クラッカー	食	-	-	-	-	-	-	-	-	15,400	-	-	-	-
米粉クッキー	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲料水(500ml)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	37,800	-	-	40,008	-
粉ミルク(10本入り)	箱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
哺乳ビン(200ml)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 大人用 M(54枚/箱)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 大人用 L(48枚/箱)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子ども用男女共用M	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子ども用男の子用L	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子ども用女の子用L	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生理用ナプキン ふつうの日用	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生理用ナプキン 多い日の昼用	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生理用ナプキン 夜用	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毛布	枚	30	30	30	150	30	30	30	-	290	-	-	1,270	-
サバイバルブランケット	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	5,400	-	-	-	-
携帯トイレ 便袋	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	23,600	-	-	7,578	-
ヘルメット	個	20	20	20	20	20	20	20	-	35	-	-	-	-
メガフォン	個	2	2	2	10	2	2	2	-	-	-	-	-	-
誘導灯	本	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ランタン	個	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
LEDライト	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
懐中電灯	個	5	5	5	10	5	5	5	-	-	-	-	-	-
災害用ラジオ	台	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-
反射ベスト	枚	-	-	-	20	-	-	-	30	-	-	-	-	-
簡易トイレ ベンクイックS型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ ベンクイックS2型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ ベンクイックH型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ 六角パクト	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ マンホールトイレ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンホールトイレ(洋式)	基	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-
マンホールトイレ(和式)	基	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンホールトイレ用テントS	台	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
マンホールトイレ用テントW	台	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
担架	台	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
救急箱	個	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
簡易ベッド	台	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	-
台車	台	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スタンドパイプセット	セット	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリタンク(20l)	個	3	3	3	5	3	3	3	-	-	-	-	-	-

備蓄品名	備蓄場所 単位	見影橋公園	砂川公園	若葉公園	曙一丁目公園	柴崎福祉会館	錦五南公園	西砂第一公園	子育て支援・保健センター 「はぐくるりん」	子ども未来センター	学校給食西共同調理場	学校給食東共同調理場	立川競輪場	JR中央線高架下
バケツ	個	10	10	10	10	10	10	10	-	-	-	-	-	-
ブルーシート	枚	10	10	10	8	34	10	10	-	-	-	-	-	-
ショベル	本	5	5	5	-	5	5	5	-	-	-	-	-	-
スコップ	本	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-
つるはし	本	5	5	5	-	5	5	5	-	-	-	-	-	-
バール(金てこ)	本	5	5	5	-	5	5	5	-	-	-	-	-	-
両口ハンマー	本	5	5	5	-	5	5	5	-	-	-	-	-	-
片刃のこぎり	本	5	5	5	-	5	5	5	-	-	-	-	-	-
かけや	本	2	2	2	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-
ボルトカッター	本	4	4	4	-	4	4	4	-	-	-	-	-	-
ボルトクリッパー	本	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
手袋	組	36	36	36	36	36	36	36	-	-	-	-	-	-
ロープ	本	4	4	4	3	4	4	4	-	-	-	-	-	-
万能斧	本	3	3	3	-	3	3	3	-	-	-	-	-	-
ウインチ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エンジンチェーンソー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェンブロック	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土のう(砂入り)	袋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150
土のう袋	枚	-	-	-	-	400	-	-	-	-	-	-	-	-
パイル	本	-	-	-	-	374	-	-	-	-	-	-	-	-
ワイヤーカッター	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
水中ポンプ	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
ポータブル蓄電池	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルコール消毒ジェル (1L、5本/箱)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
非接触式電子温度計 (3個/箱)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
レインコート(20着/箱)	着	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-
フェイスシールド	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
ビニールシート	巻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マスク(こども用)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-
マスク(ジュニア用)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-
マスク(大人用)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-
ワンタッチテント	張	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
段ボールベッド	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スマートフォン用充電 USB HUB	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スマートフォン用充電ケーブル	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パーティション(900×1600)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パーティション(1200×1600)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テント(三方横幕込み)	張	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
折りたたみ式テーブル	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コードリール	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
可搬型非常用発電機(LP ガス、燃料共用)	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
LP ガスボンベ 5 kg(可搬 型非常用発電機用)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 東京都からの寄託品であり、1箱の食数が市で用意しているアルファ化米と異なる。

備蓄品名	備蓄場所 単位	女性総合センター	東京都多摩広域防災倉庫	旧錦児童館	クリーンセンター「たちむに」	消 防 団										その他備蓄品保管場所 計
						第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	第六分団	第七分団	第八分団	第九分団	第十分団	
アルファ化米 五目	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,000
アルファ化米 山菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,000
アルファ化米 わかめ	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000
アルファ化米 青菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000
アルファ化米(五目)※	食	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
アルファ化米(わかめ)※	食	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
クラッカー	食	-	15,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,800
米粉クッキー	食	800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800
飲料水(500ml)	本	2,712	121,968	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	202,488
粉ミルク(10本入り)	箱	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
哺乳ビン(200ml)	本	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60
紙おむつ 大人用 M(54枚/箱)	枚	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
紙おむつ 大人用 L(48枚/箱)	枚	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
紙おむつ 子ども用男女共用M	枚	174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	174
紙おむつ 子ども用男の子用L	枚	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132
紙おむつ 子ども用女の子用L	枚	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132
生理用ナプキン ふつうの日用	枚	1,344	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,344
生理用ナプキン 多い日の昼用	枚	608	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	608
生理用ナプキン 夜用	枚	480	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	480
毛布	枚	450	-	-	-	-	30	-	30	-	30	-	-	-	-	2,430
サバイバルブランケット	枚	500	22,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,800
携帯トイレ 便袋	枚	2,400	120,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	153,978
ヘルメット	個	42	-	-	-	-	20	-	20	-	20	-	-	-	-	277
メガフォン	個	10	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	38
誘導灯	本	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
ランタン	個	20	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
LEDライト	個	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
懐中電灯	個	-	-	5	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	-	60
災害用ラジオ	台	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
反射ベスト	枚	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120
簡易トイレ ベンクイック S型	台	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
簡易トイレ ベンクイック S2型	台	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
簡易トイレ ベンクイック H型	台	-	-	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56
簡易トイレ 六角バクト	台	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
簡易トイレ マンホールトイレ	台	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
マンホールトイレ(洋式)	基	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
マンホールトイレ(和式)	基	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンホールトイレ用テントS	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
マンホールトイレ用テントW	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
担架	台	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	20
救急箱	個	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	11
簡易ベッド	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	62
台車	台	-	1	8	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
スタンドパイプセット	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ポリタンク(20l)	個	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	-	-	-	32

備蓄品名	備蓄場所 単位	女性総合センター	東京都多摩広域防災倉庫	旧錦児童館	クリーンセンター「たちむにい」	消 防 団										その他備蓄品保管場所 計
						第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	第六分団	第七分団	第八分団	第九分団	第十分団	
バケツ	個	-	-	-	-	-	-	10	-	10	-	10	-	-	-	100
ブルーシート	枚	-	-	-	-	-	-	10	-	10	-	10	-	-	-	122
ショベル	本	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	45
スコップ	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37
つるはし	本	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	45
バール(金てこ)	本	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	45
両口ハンマー	本	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	45
片刃のこぎり	本	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	45
かけや	本	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	18
ボルトカッター	本	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	4	-	-	-	36
ボルトクリッパー	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
手袋	組	-	-	-	-	-	-	36	-	36	-	36	-	-	-	360
ロープ	本	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	4	-	-	-	39
万能斧	本	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	-	-	27
ウインチ	台	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
エンジンチェーンソー	台	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
チェーンブロック	台	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
土のう(砂入り)	袋	-	300	-	-	-	20	38	45	10	25	15	30	-	30	663
土のう袋	枚	-	-	-	-	-	50	230	200	225	150	400	50	200	-	1,905
パイル	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	374
ワイヤーカッター	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
水中ポンプ	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
ポータブル蓄電池	台	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
アルコール消毒ジェル (1L、5本/箱)	本	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
非接触式電子温度計 (3個/箱)	本	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
レインコート(20着/箱)	着	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
フェイスシールド	枚	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
ビニールシート	巻	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
マスク(こども用)	枚	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500
マスク(ジュニア用)	枚	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
マスク(大人用)	枚	-	10,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,800
ワンタッチテント	張	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
段ボールベッド	個	-	240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240
スマートフォン用充電 USB HUB	個	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
スマートフォン用充電ケーブル	本	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
パーテーション(900×1600)	枚	-	-	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107
パーテーション(1200×1600)	枚	-	-	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80
テント(三方横幕込み)	張	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
折りたたみ式テーブル	台	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
コードリール	台	-	-	6	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17
可搬型非常用発電機(LPガス、燃料共用)	台	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
LPガスボンベ5kg(可搬型非常用発電機用)	本	-	-	24	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48

※ 東京都からの寄託品であり、1箱の食数が市で用意しているアルファ化米と異なる。

その他備蓄品保管場所一覧（一次避難所以外）

番号	名称	住所	備考
1	見影橋公園	砂川町3-12-1	地域防災備蓄倉庫
2	砂川公園	砂川町7-8-14	地域防災備蓄倉庫
3	若葉公園	若葉町1-27-1	地域防災備蓄倉庫
4	曙一丁目公園	曙町1-32-31	地域防災備蓄倉庫
5	柴崎福祉会館	柴崎町5-11-26	地域防災備蓄倉庫
6	錦五南公園	錦町5-15-15	地域防災備蓄倉庫
7	西砂第二公園	西砂町5-11-10	地域防災備蓄倉庫
8	健康会館	高松町3-22-9	
9	子ども未来センター	錦町3-2-26	
10	学校給食西共同調理場	泉町1156-14	
11	学校給食東共同調理場	泉町1156-18	
12	立川競輪場	曙町3-32-5	
13	J R中央線高架下	曙町3	
14	女性総合センター	曙町2-36-2	
15	東京都多摩広域防災倉庫	緑町3256-5	
16	旧錦児童館	錦町5-6-6	
17	クリーンセンター「たちむにい」	泉町2002	
18	消防団第一分団	西砂町3-68-3	
19	消防団第二分団	西砂町1-60-6	
20	消防団第三分団	一番町3-6-13	地域防災備蓄倉庫
21	消防団第四分団	上砂町3-61-6	
22	消防団第五分団	砂川町4-19-13	地域防災備蓄倉庫
23	消防団第六分団	柏町3-40-9	
24	消防団第七分団	栄町2-41-5	地域防災備蓄倉庫
25	消防団第八分団	幸町2-39-7	
26	消防団第九分団	幸町3-33-7	
27	消防団第十分団	若葉町2-9-32	

## 災害時支援協定

### 1 他自治体等との協定

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
1	姉妹都市相互支援協定書	平成7（1995）年 4月17日	長野県大町市	救助・救護活動、消防・給水活動、児童・生徒の一時入学及び被災者の受入業務、救援物資調達等
2	震災時等の相互応援に関する協定書	平成8（1996）年 3月1日	（当時） 東京都27市3町1村	生活必需物資、医薬品・資機材の提供、車両等の提供、職員の派遣、被災者の一時受入、ボランティアのあっ旋等
3	避難所施設利用に関する協定書	平成8（1996）年 7月19日 ※立川国際中等教育学校は、 平成25（2013）年 9月20日	都立砂川 <u>高等学校</u> 都立立川 <u>高等学校</u> 都立立川国際中等教育学校	避難所としての施設利用
4	避難所施設利用に関する協定書	平成8（1996）年 9月13日	都立立川学園	避難所としての施設利用
5	災害時における相互応援に関する協定書	平成8（1996）年 10月16日	埼玉県さいたま市	食糧・飲料水及び生活必需物資等の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、救急・救助活動に必要な車両その他の提供、救急・救助及び応急復旧に必要な職員の応援、被災者及び被災児童・生徒その他の一時受入等
6	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 （甲州街道サミット参加12市）	平成8（1996）年 11月27日 [改定] 平成28（2016）年 3月31日	八王子市 府中市、調布市 日野市、国立市 甲府市、諏訪市 山梨市、大月市 韮崎市、茅野市	生活必需物資、医薬品・資機材の提供、車両等の提供、職員の派遣、被災者の一時受入、ボランティアのあっ旋等
7	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成12（2000）年 3月1日	国分寺市 武蔵村山市 東大和市 国立市 小平市 昭島市	指定避難場所の相互利用
8	災害時の情報交換に関する協定書	平成23（2011）年 6月9日	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
9	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入に関する覚書	平成23（2011）年 7月1日	東京都下水道局流 域下水道本部	し尿の搬入・受入
10	災害時における相互応援に関する協定書	平成24（2012）年 7月17日	愛知県額田郡幸田 町	食糧・飲料水及び生活必需物資等の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、救急・救助活動に必要な車両その他の提供、救急・救助及び応急復旧に必要な職員の応援、被災者及び被災児童・生徒その他の一時受入等
11	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定書	平成29（2017）年 3月31日 [改定] 平成30（2018）年 10月29日	東京都下水道局 <u>多摩地域30市町村</u> 東京都都市づくり 公社 下水道メンテナンス 協同組合	下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援
12	災害時の支援等に関する協定書	平成29（2017）年 5月16日	財務省関東財務局 財務省関東財務局 東京財務事務所立 川出張所	一時滞在施設としての受入、利用可能な未利用国有地の無償提供、震災対応業務に係る職員派遣、訓練実施の協力等
13	災害時におけるり災証明書発行に関する協定書	平成30（2018）年 3月28日	東京消防庁立川消 防署	災害時における火災被害に係るり災証明書の発行支援
14	災害発生時等における相互協力に関する協定書	令和元（2019）年 8月1日	立川拘置所	災害発生時等における一時滞在施設としての使用 一時滞在施設閉鎖後は、広域応援要請を行った場合の応援受入施設としての施設使用
15	多摩地域災害時における技術支援協力に関する協定書	令和3（2021）年 3月19日	東京都下水道局 多摩地域30市町村 東京都都市づくり 公社 全国上下水道コン サルタント協会関 東支部	災害査定に関する民間事業等の技術支援協力及び <u>東京</u> 都下水道局の支援調整

\*多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定（東京都、23市、2町、平成14（2002）年4月1日締結）は省略

2 民間団体との協定 (90団体92協定)

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
1	災害応急用米穀調達に関する協定書	昭和53（1978）年 10月26日	立川市米穀販売同業組合	米穀の提供
2	災害応急用調整粉乳調達に関する協定書	昭和55（1980）年 12月23日	森永乳業株式会社	調整粉乳の調達
3	災害時における相互協力に関する協定書	平成10（1998）年 3月30日	立川郵便局	車両、施設等の提供、情報の相互提供
4	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	平成12（2000）年 3月1日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
5	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	平成12（2000）年 3月1日	一般社団法人 東京都トラック協会 多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
6	災害発生時等における燃料等の優先供給に関する協定書	平成13（2001）年 12月21日	東京都石油商業組合 多摩支部	燃料等の優先的な供給
7	災害時における立川商工会議所の協力に関する協定書	平成15（2003）年 8月14日	立川商工会議所	道路啓開等の道路及び下水道等の被害に対する応急措置 倒壊家屋等からの生存者を救出する業務 救援物資の提供及び搬送 浴場利用等のサービス提供 被害状況等の情報提供
8	災害時における立川市商店街振興組合連合会の協力に関する協定書	平成15（2003）年 8月14日	立川市商店街振興組合連合会	避難所の応急炊き出し活動 避難所への緊急物資の提供及び搬送 被害状況等の情報提供
9	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成15（2003）年 11月13日	立川給食株式会社	食糧の供給
10	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成15（2003）年 11月13日	シントミフーズ株式会社	食糧の供給

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
11	災害時医療救護活動に関する協定書	平成16（2004）年 4月1日	立川市三師会災害対策本部 （旧立川市三師会災害医療センター）	医療救護活動の協力
12	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成16（2004）年 6月1日	ジェイアール東日本商業開発株式会社	食糧品及び日用品等の供給
13	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成16（2004）年 6月1日	株式会社三越伊勢丹 伊勢丹立川店	食糧品及び日用品等の供給
14	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成16（2004）年 6月1日	株式会社いなげや	食糧品及び日用品等の供給
15	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成16（2004）年 6月1日	株式会社 ルミネ立川店	食糧品及び日用品等の供給
16	災害時における衛生活動（理容）に関する協定書	平成19（2007）年 12月20日	東京都理容生活衛生同業組合	衛生活動（理容）
17	災害時における飲料の提供及び情報配信に関する協定書	平成20（2008）年 3月6日	株式会社 ジャパンビバレッジ	飲料の提供及び情報配信
18	災害時等の応急活動の協力に関する協定書	平成20（2008）年 3月25日	立川市建設業四団体 連合会	応急活動
19	災害時における消防救助活動の支援に関する協定書	平成20（2008）年 3月25日	立川消友会	消防救助活動

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
20	災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定書	平成20（2008）年 3月31日  [改定] 令和5（2023）年 6月1日	社会福祉法人 立川市社会福祉協議 会	ボランティア活動等の支援
21	災害時等の災害防災情報放送業務に関する協定書	平成20（2008）年 6月23日	エフエムラジオ立川 株式会社	市民への情報提供
22	災害時における自転車の提供に関する協定書	平成22（2010）年 9月1日	西武造園株式会社・ 株式会社プリンスホ テル共同体 (H24(2012).4.変更)	自転車の提供
23	災害時等における車両等障害物除去応急対応策活動に関する協定書	平成23（2011）年 2月1日	一般社団法人 東京都自動車整備振 興会立川支部	放置車両等の移動
24	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書	平成23（2011）年 4月1日	社会福祉法人 高峰福祉会 (西砂保育園)	乳幼児避難者等の緊急受入
25	災害時における農産物等の供給及び農地の使用に関する協定書	平成23（2011）年 5月11日	立川農業振興会議	農産物の供給、農地の使用
26	災害時の応急活動の協力に関する協定書	平成24（2012）年 3月29日	東京土建一般労働組 合多摩西部支部	応急活動
27	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成24（2012）年 8月6日	東京都獣医師会多摩 西支部	動物救護活動
28	災害時における飲料水の提供に関する協定書	平成25（2013）年 2月1日	株式会社アクア	飲料水の提供

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
29	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成25（2013）年 3月25日	アルフレッサ株式会社 株式会社スズケン 東邦薬品株式会社 株式会社メディオ	医薬品の供給
30	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成25（2013）年 4月1日	株式会社立川スクール ランチサービス	食糧の供給
31	災害時における協力に関する協定書	平成25（2013）年 5月31日	全日本冠婚葬祭互助 協会	遺体の安置・搬送等に関する業務
32	災害時における協力に関する協定書	平成25（2013）年 7月1日	東京多摩葬祭業協同 組合	遺体の安置・搬送等に関する業務
33	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成26（2014）年 12月9日	I K E A立川	食糧品及び日用品等の供給
34	災害時における応急対策の協力に関する協定書	平成27（2015）年 2月13日	三和シャッター工業 株式会社	公共建築物等のシャッター・ドア等の緊急点検及び緊急修繕
35	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書	平成27（2015）年 3月1日	社会福祉法人 和の会 （見影橋保育園）	乳幼児避難者等の緊急受入
36	災害時における復旧支援に関する協定書	平成27（2015）年 3月27日	公益社団法人日本下 水道管路管理業協会	下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援
37	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書	平成27（2015）年 5月1日	公益社団法人東京都 宅地建物取引業協会 立川支部	被災者への民間賃貸住宅に関する情報提供等
38	災害時における畳の提供に関する協定書	平成27（2015）年 12月8日	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト 実行委員会	避難所等への畳の無償提供

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
39	緊急速報発信ツール等の活用及びガスの安全に関わる事象の情報提供に関する協定書	平成28（2016）年 1月25日	東京ガス株式会社	市の情報発信ツールを用いての情報発信及び東京ガス株式会社東京西支店からの情報提供
40	災害時における放送等に関する協定書	平成28（2016）年 2月1日	株式会社ジェイコム 東京多摩局 （旧 株式会社ジェイコム多摩）	災害時の情報提供及び放送の要請
41	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成28（2016）年 2月1日	酒井薬品株式会社	医薬品の供給
42	災害時における物資供給に関する協定書	平成28（2016）年 3月1日	株式会社マツモトキヨシ	食糧品及び日用品等の供給
43	災害時における日用品等の供給に関する協定書	平成28（2016）年 3月25日	株式会社ファーストリテイリング	日用品等の供給
44	災害時における支援協力に関する協定書	平成28（2016）年 3月31日	三井不動産株式会社	援助物資の一時集積場所の提供
45	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書	平成28（2016）年 4月1日	社会福祉法人 童愛会 （江の島保育園）	乳幼児避難者等の緊急受入
46	行政告知放送の再送信に関する協定書	平成29（2017）年 1月18日	株式会社ジェイコム 東京多摩局 （旧 株式会社ジェイコム多摩）	行政告知放送の再送信
47	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成29（2017）年 2月1日	市内社会福祉法人	要配慮者等の受入 備蓄品の提供 支援物資提供拠点としての場所提供 応急・復旧に必要な応援職員の派遣 等

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
48	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成29（2017）年 5月1日	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給
49	災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児ケアに関する協定書	平成29（2017）年 9月1日	公益社団法人 東京都助産師会北多 摩第一分会	妊産婦及び乳児に対するケア支援 及び応急救護活動
50	災害時における緊急物資輸送及び物資配送等拠点の運営に関する協定書	平成29（2017）年 9月29日	ヤマト運輸株式会社 西東京主管支店	避難所等への救援物資の配送 物資配送等拠点の運営 救援物資の一時保管のための倉庫 施設の貸借 物資配送等拠点の運営に必要な資 機材の提供
51	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成30（2018）年 2月20日	医療法人社団 東京石心会	高齢者避難者等の受入 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提 供
52	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書	平成30（2018）年 4月25日	特定非営利活動法人 クライシスマッパー ズ・ジャパン	無人航空機による被災状況の調査 無人航空機により撮影した情報の 提供 調査により把握した被災状況を反 映した地図の作成 等
53	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成30（2018）年 7月1日	株式会社 こたつ生活介護	高齢者避難者等の受入 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提 供 介護援助活動及び生活支援活動 立川市備蓄品の保管 応急復旧に必要な応援職員の派遣 地域と連携した防災訓練の実施
54	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成30（2018）年 7月17日	株式会社ハーフ・セ ンチュリー・モア	要配慮者等の受入 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提 供 等
55	災害時における廃棄物処理等に関する協定書	平成30（2018）年 11月1日	廃棄物収集運搬委託 業者（8社）	災害廃棄物の収集運搬等

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
56	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成31（2019）年 4月1日	社会福祉法人 修敬会 （栄保育園）	乳幼児避難者等の緊急受入
57	災害に係る情報発信等に関する協定書	平成31（2019）年 4月1日	L I N E ヤフー株式会社 （旧ヤフー株式会社）	キャッシュサイトの利用 防災情報等の周知
58	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和元（2019）年 7月1日	株式会社木下の介護	災害時における高齢者避難者等の 緊急受入 車両の貸し出し 支援物資拠点としての場所提供 介護援護活動及び生活支援活動 平時における立川市備蓄品の保管 応急復旧に必要な応援職員の派遣
59	災害時における被災者支援に関する協定書	令和2（2020）年 3月10日	東京都行政書士会立 川支部	行政書士法に定める業務に関する 被災者向け相談
60	防災情報の提供に関する協定書	令和2（2020）年 3月10日	ファーストメディア 株式会社	防災情報等の周知
61	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年 3月10日	大和自動車交通立川 株式会社	災害時における避難行動要支援者 の移送
62	災害時における東京みどり農業協同組合との協力に関する協定書	令和2（2020）年 3月13日	東京みどり農業協同 組合	みのーれ立川及びみのーれ立川幸 町店で保有する物資の提供等
63	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年 4月1日	社会福祉法人 若水会 （ <u>柴崎にじのいる保 育園</u> ）	災害時における乳幼児避難者等の 緊急受入

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
64	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年 4月1日	株式会社エクセレントケアシステム	災害時における高齢者避難者等の緊急受入
65	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年 8月1日	医療法人社団 国立あおやぎ会	災害時における高齢者避難者等の緊急受入 介護救護活動及び生活支援活動 地域と連携した防災訓練の実施
66	災害時における協力に関する協定書	令和2（2020）年 8月6日	株式会社セレモア	遺体の収容、安置、搬送等に関する業務
67	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年 8月6日	日本交通立川株式会社	災害時における避難行動要支援者の移送
68	災害時における給電車両貸与に関する協定書	令和3（2021）年 1月8日	トヨタモビリティ東京株式会社	災害対応業務実施時に使用する給電車両の貸与
69	災害時における相互連携に関する基本協定書	令和3（2021）年 3月12日	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社	電力の復旧に支障となる障害物等の除去及び応急措置の実施 施設、駐車場等の利用 市の広報手段の利用
70	災害時における緊急医療救護所に関する協定書	令和3（2021）年 4月1日	社会医療法人財団 健生会 立川相互病院	敷地の一部の緊急医療救護所としての利用 緊急医療救護所の管理及び運営 災害対策上必要な協力

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
71	災害時における緊急医療救護所に関する協定書	令和3（2021）年 4月1日	医療法人財団 立川 中央病院	敷地の一部の緊急医療救護所としての利用 緊急医療救護所の管理及び運営 災害対策上必要な協力
72	災害時における緊急医療救護所に関する協定書	令和3（2021）年 4月1日	医療法人財団 川野 病院	敷地の一部の緊急医療救護所としての利用 緊急医療救護所の管理及び運営 災害対策上必要な協力
73	災害時における緊急医療救護場所への人員派遣等に関する協定書	令和3（2021）年 4月1日	国家公務員共済組合 連合会 立川病院	緊急医療救護所への人員派遣 災害対策上必要な協力
74	災害時における緊急医療救護場所への人員派遣等に関する協定書	令和3（2021）年 4月1日	独立行政法人 国立 病院機構 災害医療 センター	緊急医療救護所への人員派遣 災害対策上必要な協力
75	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和3（2021）年 7月1日	医療法人社団光誠会 パークサイドヴィラ	高齢者の避難緊急受入 車両貸出 支援物資拠点としての場所提供 介護援護活動 生活支援 備蓄品の保管 等
76	災害時における井戸水の供給協力に関する協定書	令和3（2021）年 8月30日	大和自動車交通立川 株式会社	災害発生時の生活用水の応急給水 に対する井戸水の供給
77	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	令和3（2021）年 8月30日	三菱自動車工業株式 会社 東日本三菱自動車販 売株式会社	災害停電時における給電車両の貸 与 給電車両を電源として使用するた め移送 その他

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
78	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和3（2021）年 8月30日	新立川交通株式会社	避難行動要支援者の移送
79	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和3（2021）年 8月30日	立川観光自動車株式会社	避難行動要支援者の移送
80	災害時における応急救護活動についての協定書	令和3（2021）年 10月25日	公益社団法人 東京都柔道整復師会 多摩中央支部	応急救護の実施 衛生材料等の提供
81	災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定書	令和4（2022）年 3月23日	王子コンテナ株式会社 東京工場	段ボール製簡易ベッド等の供給、 運搬
82	災害時における井戸水の供給協力に関する協定書	令和4（2022）年 6月1日	日本交通立川株式会社	災害発生時の生活用水の応急給水 に対する井戸水の供給
83	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	令和4（2022）年 6月8日	トヨタS&D西東京 株式会社	災害停電時における給電車両の貸 与 給電車両を電源として使用する等
84	災害時における支援協力に関する協定書	令和4（2022）年 9月4日	イオンモール株式会 社	災害時における車両による一時避 難所及び物資等の提供

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
85	立川市と特定非営利活動法人立川災害ボランティアネットワークの防災に関する応援協定書	令和4（2022）年 10月28日	特定非営利活動法人 立川災害ボランティアネットワーク	防災力向上のため、避難所運営、備蓄品、防災士、その他市民への周知に関することの連携
86	株式会社建デポとの災害時における物資等供給に関する協定書	令和5（2023）年 2月1日	株式会社建デポ	災害時における物資等の供給
87	風水害時における支援協力に関する協定書	令和5（2023）年 3月1日	セレモアホールディングス株式会社	風水害時における駐車場の一部を一時退避場所等として提供
88	災害時における支援協力に関する協定書	令和5（2023）年 11月24日	<u>DCM株式会社</u>	風水害時における駐車場の一部を一時退避場所等として提供 災害時における物資等の支給
<u>89</u>	<u>災害時における公衆浴場等の被災者支援の協力に関する協定書</u>	<u>令和6（2024）年 7月31日</u>	<u>立川市内銭湯事業者 立川湯屋敷梅の湯・ 松見湯・美保湯</u>	<u>災害時における公衆浴場の提供、 生活用水の提供</u>
<u>90</u>	<u>災害時及び平時における物資等の供給に関する協定書</u>	<u>令和7（2025）年 3月27日</u>	<u>エレコム株式会社</u>	<u>災害時における蓄電池等の優先供給に関する事項及び平時における物資等の供給</u>
<u>91</u>	<u>防災対策及び災害対応への協力に関する協定書</u>	<u>令和7（2025）年 10月29日</u>	<u>NTT東日本株式会社 株式会社 NTTLandscape</u>	<u>ICTを活用した防災・減災等のデジタル化に向けた検討、 トレーラーハウス等の提供・設置 及び移設等支援</u>

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
92	<u>災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書</u>	<u>令和7（2025）年10月29日</u>	<u>株式会社多摩ケーターリング倶楽部</u>	<u>災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等</u>

## 自衛隊災害派遣活動内容

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用。）
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用。）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33（1958）年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置を取る。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長または警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置を取る。

## 給水拠点施設

番号	施設名	所在地	確保水量 (m <sup>3</sup> )
1	柴崎給水所	柴崎町 1 - 1 - 4 1	1,500
2	立川栄町浄水所	栄町 5 - 3 8 - 5	330
3	立川砂川給水所	砂川町 6 - 4 1 - 1	5,100
4	市立松中公園 (応急給水槽)	西砂町 1 - 1 9 - 1 2	100

## 災害対策用飲料貯水槽

番号	施設名	所在地	確保水量 (m <sup>3</sup> )
1	泉市民体育館	泉町 7 8 6 - 1 1	20
2	柴崎市民体育館	柴崎町 6 - 1 5 - 9	20
3	学校給食西共同調理場	泉町 1 1 5 6 - 1 4	105
4	学校給食東共同調理場	泉町 1 1 5 6 - 1 8	70

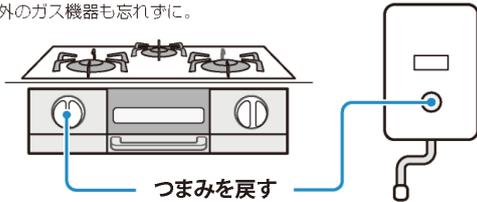
## ガスメーターの復帰方法（復旧マイマップ裏面）

# ガスメーターの復帰方法

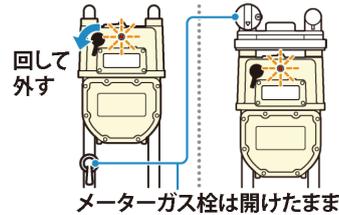
ガスの使われかたに異常の疑いがあったり、震度5程度以上の揺れを感知したときなどに、ガスメーターが自動的にガスを止めます。ガスが止まって、ガスメーターの赤ランプが点滅していたら、以下の手順で復帰をお願いいたします。

### ①すべてのガス機器を止める

※屋外のガス機器も忘れずに。

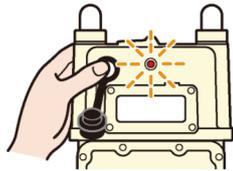


### ②復帰ボタンのキャップを外す



### ③復帰ボタンをしっかり奥まで押し込み、ゆっくり手を放す

赤いランプが点灯した後、また点滅が始まります。  
※ランプが点かないこともあります。

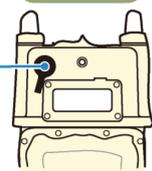


### ④ガスを使わないで約3分待つ

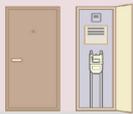
ランプの点滅が消えていたら、ガスが使えます。  
変わらないときは、もう一度①から。  
※それでも復帰しない場合は東京ガスネットワークまでご連絡ください。

約3分待つ

キャップを元に戻す



## ガスメーターの主な設置場所例（家庭用ガスメーターの場合）



玄関脇や共通廊下の  
メーターボックス内

共用廊下



外に複数並列設置  
（部屋番号のシールが  
貼ってあります）



屋外・玄関付近の外壁

## ガス漏れ通報専用電話

受付時間：24時間（ガス漏れ通報専用・無休）

☎ 0570-002299（ナビダイヤル※）

ナビダイヤルをご使用にできない場合  
IP電話・海外からのご利用など ☎ 03-6735-8899

《ご連絡時に教えていただきたい情報》 ●お名前 ●ご住所 ●ご近所の目標 ●現在の状況

●ガス漏れ通報専用電話は、ガスくさいなどの緊急の用件のみうけたまわっております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク）の連絡先（ガスメーター・ガス管・ガス栓に関することなど）

☎ 0570-023388（ナビダイヤル※）

ナビダイヤルをご使用にできない場合  
IP電話・海外からのご利用など ☎ 03-6627-6257

受付時間：月曜日～土曜日 9:00～19:00、日曜日・祝日 9:00～17:00

●上記以外の時間帯は、ガス臭い、ガスが出ない等の安全に関わる緊急のご用件のみを承っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

●右の時間帯：曜日・時期は混雑が予想されます。・9:00～10:00・日曜日・祝日・引越シーズンとなる3月中旬～4月上旬

\* 耳やことばの不自由なお客さま向けに、東京ガスネットワークホームページにFAX送付用紙を掲載しています。必要な情報をご記入の上、FAXでお送りください。

【東京ガスネットワークホームページ】<https://www.tokyo-gas.co.jp/network/> 【FAX番号】ガスのご用件：03-6627-6385 ガス漏れ通報：03-4332-2419

\* For English <https://www.tokyo-gas.co.jp/network/en/>

※ナビダイヤルはNTTコミュニケーションズ(株)のサービスです。電話料金はお客様ご負担となります。

携帯電話の場合、基本使用料に含まれる無料通話分や通話料割引サービス(定額通話制度等も含む)の適用対象外(有料)となります。

ご契約いただいている通信会社の規約をご確認の上お掛けいただく番号をお選びください。

## 大規模地震発生時等にガスの復旧進捗状況を知らせる

# 復旧マイマップ

お客さまご自身でガス復旧進捗状況の確認が可能に

地震時に「ガスの供給・復旧状況」をご確認いただけます。



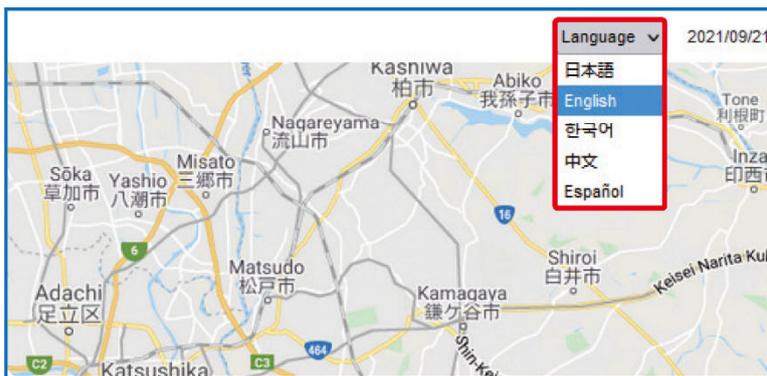
地図データ©2021Google



地図データ©2021Google

「復旧マイマップ」は、供給停止を伴う大規模な地震が発生した際に稼働し、地図上に復旧進捗状況を「供給停止」「閉栓作業中」「ガス管検査中」「ガス管修繕中」「開栓作業中」「復旧完了」の6区分に色分けして表示するシステムです。地番単位まで地図を拡大表示することや、住所検索ができるため、お客さま宅ごとのガスの供給停止状況や復旧進捗状況が確認できます。

## 4か国語(英・中・韓・スペイン語)の多言語化にも対応



地図データ©2021Google

対応言語は英語・中国語・韓国語・スペイン語の4種類で、画面右上の「Language」のタブから切り替えが可能となっています。

▼「復旧マイマップ」はこちら

<https://fmap.tokyo-gas.co.jp>



▼例「復旧マイマップ」英語ページはこちら

<https://fmap.tokyo-gas.co.jp/en>



「復旧マイマップ」は、東京ガスネットワーク(一般ガス導管事業者)が管理・運用しています。



## 立川市内地域危険度町別ランク数

(地震に関する地域危険度測定調査(第9回))

町名	建物倒壊危険度					火災危険度					総合危険度				
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5
富士見町	5	2	0	0	0	5	2	0	0	0	4	3	0	0	0
柴崎町	4	2	0	0	0	3	3	0	0	0	3	3	0	0	0
錦町	5	1	0	0	0	6	0	0	0	0	5	1	0	0	0
羽衣町	2	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0
曙町	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0	0
高松町	1	2	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0
緑町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
栄町	4	2	0	0	0	2	3	1	0	0	2	4	0	0	0
若葉町	4	0	0	0	0	3	1	0	0	0	3	1	0	0	0
幸町	5	1	0	0	0	3	3	0	0	0	6	0	0	0	0
柏町	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	4	1	0	0	0
砂川町	7	1	0	0	0	5	3	0	0	0	6	2	0	0	0
泉町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
上砂町	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0
一番町	6	0	0	0	0	5	1	0	0	0	6	0	0	0	0
西砂町	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0
合計	65	13	0	0	0	54	21	3	0	0	57	19	2	0	0

\*東京都震災対策条例に基づき、東京都都市整備局が概ね5年ごとに行っている。東京都内の市街化区域の5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を測定している。

\*危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。

## 立川市水防計画

### 1 計画の目的及び任務

#### (1) 計画の目的

この計画は、水防法、土砂災害防止法、災害対策基本法及び東京都水防計画に基づき、立川市地域防災計画の一環として、洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川等に対する水防上必要な監視、警戒その他水防上必要な事項について、その大綱を定めるものとする。

#### (2) 任務

ア 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 東京都は、水防法第3条の6に基づき、東京都内の水防態勢を確立し、水防管理団体（区市町村）の行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

### 2 水防組織

市地域防災計画に基づく災害対策本部を準用する。

### 3 水防用資器材等

市は、市内における水防を十分に果たせるよう水防用資器材及び装備を準備しておくものとする。

### 4 水防機関の活動

#### (1) 市の態勢及び活動

市長（水防管理者）は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

ア 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

ウ 水防作業に必要な技術上の指導を行う。

エ 水防作業に必要な資器材の調達を行う。

オ 次の場合直ちに消防機関（立川消防署及び市消防団）に対し、準備及び出動することを要請する。この場合は、直ちに東京都建設局（東京都水防本部）に報告するものとする。

#### (ア) 準備

① 水防警報により、「待機」又は「準備」の警告があったとき。

② 河川の水位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり「出動」の必要が予想されたとき。

#### (イ) 出動

① 水防警報により、「出動」又は「指示」の警告があったとき。

② 河川の水位が、警報水位に達し、危険のおそれがあるとき。

③ その他水防上必要と認められたとき。

カ 洪水予報等の情報を、自衛水防組織の構成員に直接伝達する。

キ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、

作業に従事させることができる。

ク 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。

また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

ケ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく立川警察署長に、その旨を通知しなければならない。

コ 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

サ 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の指示の下に行動する。

シ 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

## (2) 北多摩北部建設事務所の態勢

### ア 水防の責任

北多摩北部建設事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与えるなどその調整を図るものとする。

### イ 水防態勢

北多摩北部建設事務所における水防本部組織は、以下のとおりとなっている。

#### 北多摩北部建設事務所業務分担表

（令和 7（2025）年度東京都水防計画による）

班別	業務分担
所長・副所長	総括指導
庶務班	1. 各班の連絡調整に関する事。 2. 水防資器材の購入、及び受払、労力、船車の調達、輸送に関する事。 3. 各班に属さない事。
情報連絡班	1. 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。（内水を含む。） 2. 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関する事。 3. 土砂災害警戒情報の収集・整理に関する事。 4. 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関する事。
技術班	1. 水防作業の技術支援、及び指導に関する事。 2. 水防実施状況の調査、及び報告に関する事。 3. 所管工事現場等の警戒巡視の指示に関する事。 4. <u>施設操作等の指示に関する事。</u> 5. <u>公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事。</u> 6. <u>がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関する事。</u> 7. <u>危険箇所の警戒巡視に関する事。</u> 8. <u>雨量、水位、潮位等の観測に関する事。</u> 9. <u>工区班応援に関する事。</u> 10. <u>被害があった際の維持修繕等必要な措置。</u>
工務班	1. 水防資器材の受払の調整に関する事。 2. 水防資器材の配分、輸送計画に関する事。

班別	業務分担
工区班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。</li> <li>2. 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。</li> <li>3. <u>危険箇所の警戒巡視に関すること。</u></li> <li>4. 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。</li> <li>5. 公共土木施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>6. かけ崩れの被害状況調査に関すること。</li> <li>7. <u>被害があった際の維持修繕等必要な措置。</u></li> </ol>

ウ 気象情報等伝達系統

気象状況等の情報に関する伝達系統は、東京都水防計画の定めるところによる。

エ 水防資器材

市が北多摩北部建設事務所に対して水防資器材の調達を要請する場合は、電話にて要請し、資材は、指定された水防倉庫から払い出すものとする。なお、後日文書をもって処理する。

(3) 消防機関の態勢及び活動

消防機関（立川消防署及び市消防団）が分担する水防活動は、おおむね次のとおりとなっている。

- ア 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- ウ 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- エ 水防時堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- オ 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行わなければならない。

(4) 水災現場活動計画

ア 活動の方針

台風、豪雨時により水災が発生する危険がある場合、又は発生した場合は、この計画の定めるところにより、市、立川消防署、市消防団及び立川警察署は、全機能をあげて、関係機関と連携のもとに被害の発生拡大を防止するものとする。

イ 立川消防署の態勢

(7) 消防署及び関係機関との連携

- ① 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、直ちに市長（水防管理者）に通報する。
- ② 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、市長（水防管理者）及び消防署長への通報に協力する。
- ③ 前2号の連絡は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行うものとする。

(イ) 事前措置

水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を樹立する。

- ① 事前教養  
水防活動計画書による事前教養を実施する。
- ② 要注意箇所の決定  
市長（水防管理者）と協議して、要注意箇所を決定する。

- ③ 監視警戒計画  
監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢別の計画を樹立する。
- ④ 水防活動計画  
水防活動の迅速適切化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資器材の調達及び運搬方法について計画する。
- ⑤ 部隊運用計画
  - 部隊の運用は、管内全域について、災害種別に対応し消防部隊を運用して実施する。
  - 消防署長は、市消防団と連携し、所管の消防部隊を指揮運用し、管内の水災防護活動にあたる。
- ⑥ その他必要事項  
その他水災について必要が生じた場合は、計画を樹立し、指示命令をする。

(ウ) 水防態勢及び水防非常配備態勢

- ① 水防態勢  
東京消防庁の水防態勢の発令は、警防本部長の命による。  
ただし、災害の状況に応じ、第八消防方面本部長又は立川消防署長が方面、署ごとに発令する。

態勢	配備内容	活動内容
水防態勢	職員は当務員	1. 気象、河川水位等に関する情報収集体制の強化 2. 水防資機材等の確認 3. 水災発生危険個所の確認及び広報 4. その他必要な措置

- ② 水防非常配備態勢  
警防本部長は、水災に対処するため気象状況及び災害状況に応じ、次の区分により水防非常配備態勢を発令するものとする。  
ただし、方面隊長及び署隊長は、大雨等による被害の発生が予想され、又は発生した場合、水防第二非常配備態勢までを発令することができる。

態勢	配備内容	活動内容
水防第一 非常配備態勢	職員は当務員及び 発令時に勤務して いる所要の職員	<u>1. 水防部隊の編成及び署隊運用</u> <u>2. 救命ボートの運用準備</u> <u>3. 水防資器材の点検整備</u> <u>4. 関係機関との連絡、情報の収集</u> <u>5. 庁舎施設の防護</u> <u>6. 河川の巡視による情報収集、水災発生危険箇所の把握及び広報</u> <u>7. 警防本部、方面隊本部等への報告連絡</u>
水防第二 非常配備態勢	職員は当務員及び 勤務時間外職員のおおむね1 / 3	1. 署隊本部機能の強化 2. 水防部隊の編成及び署隊運用 3. 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備 4. 関係機関等への連絡員の派遣 5. 水防活動、被害状況等の把握 6. 警防本部、方面隊本部等への報告連絡
水防第三 非常配備態勢	職員は当務員及び 勤務時間外職員のおおむね1 / 2	1. 署隊本部機能の強化 2. 水防部隊の増強及び署隊運用 3. 関係機関への派遣連絡員の増強 4. 監視警戒の強化 5. 水防活動、被害状況等の把握 6. 警防本部、方面隊本部等への報告連絡
水防第四 非常配備態勢	職員全員招集	1. 上記に掲げる事項の強化 2. 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立 3. 全水防部隊の編成 4. 応援態勢又は応援受入態勢の確立

ウ 消防団の態勢

(ア) 消防団の配備態勢

態勢	配備内容	活動内容
水防準備 警戒態勢	消防団本部の指令による。その他は自宅待機	1. 水防態勢における活動のための準備 2. 水災危険箇所の把握 3. その他必要な水防活動
水防態勢	団員全員	1. 監視・警戒の強化 2. 水災発生箇所での応急対策 3. その他必要な水防活動

(イ) 消防団の配備基準

態勢	配備の基準
水防準備 警戒態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多摩川（日野橋）又は残堀川（下砂橋）の水位が指定水位に達したとき</li> <li>2. 時間雨量が30mmを越えたとき</li> <li>3. 市内に水災の発生した場所があるとき</li> <li>4. 気象状況により水災が発生するおそれがあるとき</li> <li>5. その他市長が必要と認めた場合</li> </ol>
水防態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多摩川（日野橋）又は残堀川（下砂橋）の水位が警戒水位に達したとき</li> <li>2. 時間雨量が45mmを越えたとき</li> <li>3. 市内の多くの場所に水災が発生したとき</li> <li>4. 気象状況により水災が発生するおそれが高いとき</li> <li>5. 特別警報（大雨、洪水）が発表されたとき</li> <li>6. その他市長が必要と認めた場合</li> </ol>

エ 非常招集命令

非常災害に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、各水防非常配備態勢の発令をもって命令が発令されたものとする。

オ 活動要員

(ア) 部隊及び消防団運用要領

水防小隊は、災害の状況を判断して被害の最もはなはだしい区域に出場し、水防活動にあたる。消防団は、各分団の受け持ち区域の水防活動にあたる。

(イ) 活動の統括

消防署長は、水防小隊が実施する水防活動を指揮統括する。

(ロ) 監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより、消防署員及び消防団員をもって市長（水防管理者）と協議して決定した要注意箇所等について実施する。

(ハ) 水防作業の実施

水防管理者の要請、監視警戒その他により水防作業の必要を認めたときは、消防機関の長は、水防小隊、消防団員を出動させ水防活動に従事する。

(ニ) 資材の運用

水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは、必要な資器材を現地において収用する。

カ 長期にわたる活動態勢

長期にわたる活動時においては、次の順位により実施する。

(ア) 人命救助

(イ) 水災現場活動

(ロ) 水防工法その他消防署長が特に優先実施について命令又は指示するもの

キ その他

消防署員の招集は、署招集編成計画による。団員の招集は、団長が定める招集計画による。

(5) 市消防団

ア 市消防団員の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

イ 通報

(ア) 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現状を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

(イ) 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとする。

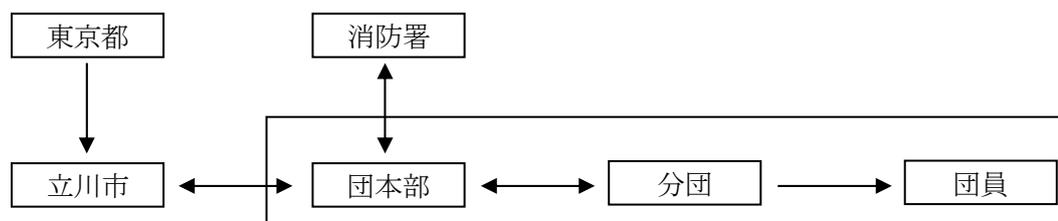
ウ 出動の指示

(ア) 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、もしくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。

(イ) 分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

エ 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。



オ 有線途絶時の連絡

伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は分団に対し無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。

カ 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとする。

キ 消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。

(ア) 待機

団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる態勢

(イ) 準備

水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢

(ウ) 出動

消防団が被害現場に出動する態勢

(エ) 解除

水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了の通知

ク 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生した場合は、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。

この場合、分団長は、出動ごとに場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

ケ 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険であると認められるときは、分団長は所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じるものとする。

コ 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告するものとする。

(6) 立川警察署の協力

ア 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない範囲で部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

イ 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

5 決壊時の処置

河川が決壊したときの処置は、おおむね次のとおり行う。

(1) 警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、市長（水防管理者）又は消防署長及び消防団長は、直ちに東京都水防本部（東京都建設局）に報告するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(2) 決壊後といえども、市長（水防管理者）及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(3) 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長又はその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

6 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

ア 市

市（水防管理団体）は、市の管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。

ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第41条、第23条第3項及び第4項）

または、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び方法は両者が協議して定める。（水防法第42条第1項及び第2項）

イ 東京都

東京都の行う事務に要する費用は、東京都の負担とする。（水防法第43条）

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

(ア) 必要な土地の一時使用

- (イ) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (ウ) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (エ) 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- (オ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。（水防法第28条）

公用負担権限委任証明書	
第 号	身 分 氏 名
上の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	水防管理者
氏 名 印	
（又は消防機関の長）	

ウ 公用負担命令票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理するものとする。

番 号				
公 用 負 担 命 令 票				
住 所				
負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容（使用、収用 処分等）	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により右物件を収用（使用又は処分）する。				
年 月 日				
水防管理者				
氏 名 印				
（又は消防機関の長）				
事務取扱者職 氏 名 印				

エ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市（水防管理団体）は時価によりその損失を補償するものとする（水防法第28条）。

7 水防実施状況報告

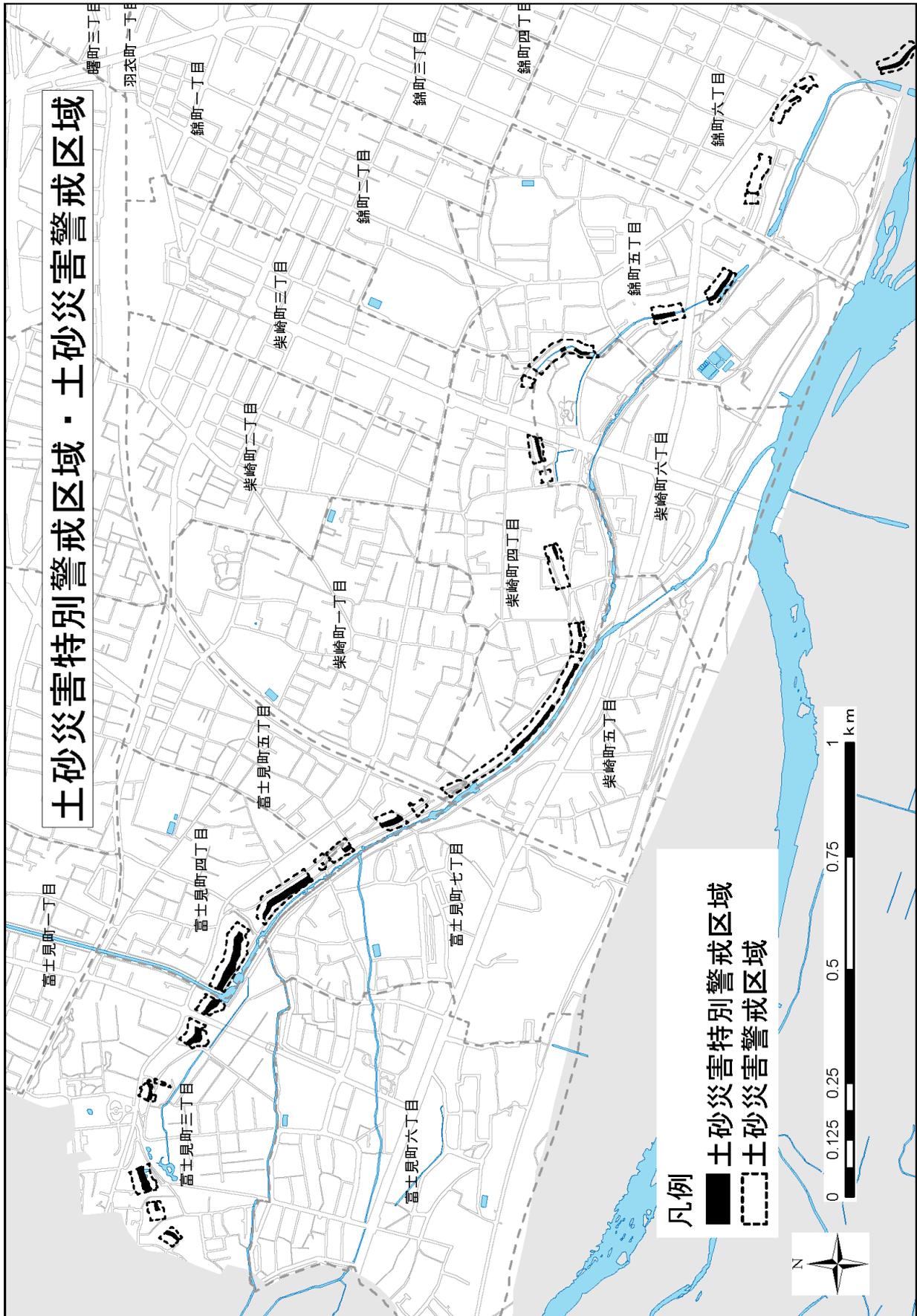
市長（水防管理者）は、水防活動終了後3日以内に「水防活動報告書」を東京都建設局（建設事務所）に提出する。また、公共土木施設の被害発生を確認した場合は、速やかに「被害報告表」をFAXで報告する。第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定して、河川部防災課へ提出する。

土砂災害警戒区域

○：区域が存在する。／ ×：区域が存在しない。

番号	区域の番号	区域の所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	備考
1	202001-K001	富士見町三丁目	○	○	
2	202001-K002		○	○	
3	202001-K003		○	○	
4	202001-K004		○	○	
5	202001-K005		○	○	
6	202001-K006		○	○	
7	202001-K007		○	○	
8	202001-K008	富士見町四丁目	○	○	
9	202001-K009		○	○	
10	202001-K010		○	○	所在地の一部は、富士見町五丁目
11	202001-K011	富士見町五丁目	○	○	所在地の一部は、富士見町四丁目
12	202001-K012		○	○	
13	202001-K013		○	×	
14	202001-K014	柴崎町四丁目	○	○	所在地の一部は、柴崎町一丁目
15	202001-K015		○	○	
16	202001-K016		○	○	
17	202001-K017		○	×	所在地の一部は、柴崎町六丁目
18	202001-K018		○	○	所在地の一部は、柴崎町六丁目
19	202001-K019		○	×	
20	202001-K020	錦町五丁目	○	○	所在地の一部は、柴崎町四丁目、柴崎町六丁目
21	202001-K021		○	○	
22	202001-K022		○	○	
23	202001-K023	錦町六丁目	○	○	
24	202001-K024		○	×	
25	202001-K025		○	○	
26	202001-K026		○	○	

# 土砂災害警戒区域概略図



**浸水想定区域内要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設**

番号	施設名称	所在地	電話番号	F A X	多摩川	残堀川	内水	土砂
1	西砂小学校（西砂小キラリ）	西砂町 2-34-2	531-2082	531-5269			○	
2	ベストライフ西武立川	一番町 2-26-1	520-0071	520-0072			○	
3	障害福祉サービス事業所 グループいもっこ	一番町 3-6-1	531-6798	531-6527		○	○	
4	一番町さつき寮	一番町 4-62-1	531-8609	531-8609			○	
5	敬愛ホーム	上砂町 2-14-1	537-5637	535-7200		○		
6	上砂学童保育所 （第九小学校内）	上砂町 2-18-1	535-5846	535-5846		○		
7	特別養護老人ホームほゝえみ	上砂町 2-3-10	537-7005	537-7006		○		
8	あおば第二保育園	上砂町 2-40-5	537-3325	537-6237		○	○	
9	立川第五中学校（10組）	上砂町 3-27-1	536-2511	534-6953		○	○	
10	高齢者グループホーム ウェルケア立川	上砂町 3-4-26	537-1255	537-1259		○	○	
11	上砂第二学童保育所	上砂町 5-23-1	537-6315	537-6315		○	○	
12	エクセレント立川プレミア	上砂町 5-61-1	538-1165	538-0165		○	○	
13	砂川園	上砂町 5-76-4	537-3351	534-0203		○	○	
14	サニーライフ立川	上砂町 5-79-23	537-3600	537-3602		○	○	
15	きらめきの森保育園	上砂町 5-85-1	537-7736	537-7762		○		
16	サンシティ立川 昭和記念公園	砂川町 2-71-1	538-5531	—		○	○	
17	グランマ立川	砂川町 8-8-2	538-1188	538-1198			○	
18	応援家族 昭和記念公園	曙町 1-1-19	595-8078	529-0018		○	○	
19	たんぼぼ	富士見町 1-18-10 10 コール立川 1 階 1 号	519-3246	519-3246			○	
20	西立川児童会館 （西立川学童保育所）	富士見町 1-23-6	525-0571	525-0571		○	○	
21	サンビナス立川	富士見町 1-33-3	527-8866	527-7007		○	○	
22	介護老人保健施設 パークサイドヴィラ	富士見町 1-36-6	540-0099	540-0095		○	○	
23	富士見保育園	富士見町 2-26-1	522-2834	523-1231		○	○	
24	グループホーム やわらぎ・西立川	富士見町 2-31-23	526-2217	526-2208		○		

※ ○印が該当

番号	施設名称	所在地	電話番号	F A X	多摩川	残堀川	内水	土砂
25	<u>グランクレール立川ケアレジデンス</u>	<u>富士見町 2-3-21</u>	<u>506-1163</u>	<u>524-1103</u>		○	○	
26	<u>ヴィラ・フェローホームズ</u>	<u>富士見町 2-36-43</u>	<u>523-7601</u>	<u>523-7605</u>		○	○	
27	<u>フェローホームズ 森の家</u>	<u>富士見町 2-36-43</u>	<u>523-7601</u>	<u>523-7605</u>		○	○	
28	<u>フェローホームズ 仲間の家</u>	<u>富士見町 2-36-43</u>	<u>523-7601</u>	<u>523-7605</u>		○	○	
29	<u>立川市多摩川学童保育所</u>	<u>富士見町 6-51-1</u>	<u>527-5510</u>	<u>527-5510</u>	○			
30	<u>立川たんぼぼ保育園</u>	<u>富士見町 6-59-1</u>	<u>526-0280</u>	<u>524-8746</u>	○			
31	<u>グループホーム いろりん</u>	<u>富士見町 6-62-20</u>	<u>521-3712</u>	<u>521-3712</u>	○			
32	<u>新生小学校 (ひまわり学級)</u>	<u>富士見町 6-69-1</u>	<u>525-3897</u>	<u>529-0993</u>	○			
33	<u>玉川保育園</u>	<u>富士見町 6-72-1</u>	<u>522-6308</u>	<u>522-6367</u>	○			
34	<u>愛光第五保育園</u>	<u>富士見町 7-23-5</u>	<u>524-4115</u>	<u>526-5771</u>	○		○	
35	<u>立川第八中学校 (八中プラス)</u>	<u>富士見町 7-24-1</u>	<u>526-2007</u>	<u>529-1180</u>	○			
36	<u>グループホーム 立川富士見町の家</u>	<u>富士見町 7-30-15</u>	<u>528-7212</u>	<u>528-7213</u>	○			
37	<u>介護老人保健施設 国立あおやぎ苑立川</u>	<u>富士見町 7-33-10</u>	<u>527-0510</u>	<u>527-2455</u>	○			
38	<u>ケアハウス 国立あおやぎ苑立川</u>	<u>富士見町 7-33-11</u>	<u>540-0321</u>	<u>540-0322</u>	○			
39	<u>立川リハビリ (ワークステーション立川)</u>	<u>富士見町 7-33-3</u>	<u>521-1234</u>	<u>521-1203</u>	○			
40	<u>グランマリバーサイド立川</u>	<u>富士見町 7-36-9</u>	<u>595-8666</u>	<u>507-3043</u>	○			
41	<u>ブロッサムビレッジ立川</u>	<u>富士見町 7-5-11</u>	<u>540-6771</u>	<u>540-6772</u>	○			
42	<u>立川市富士見児童館 (南富士見学童保育所併設) (子育てひろば)</u>	<u>富士見町 7-7-12</u>	<u>525-9020</u>	<u>512-7477</u>	○			
43	<u>東京都立川通勤寮</u>	<u>柴崎町 4-11-15</u>	<u>528-3572</u>	<u>528-3526</u>	○			
44	<u>立川市柴崎福祉会館</u>	<u>柴崎町 5-11-26</u>	<u>523-4012</u>	<u>521-2738</u>	○			
45	<u>ファミリーホーム柴崎</u>	<u>柴崎町 5-9-24</u>	<u>521-3013</u>	<u>521-3013</u>	○			
46	<u>ニチイホーム立川</u>	<u>錦町 5-13-24</u>	<u>548-0121</u>	<u>548-0122</u>	○			
47	<u>至誠保育園</u>	<u>錦町 6-26-13</u>	<u>524-1500</u>	<u>524-1574</u>	○			○
48	<u>ワークセンターまことくらぶ</u>	<u>錦町 6-26-15</u>	<u>521-3988</u>	<u>521-3986</u>	○			○

※ ○印が該当

<u>番号</u>	<u>施設名称</u>	<u>所在地</u>	<u>電話番号</u>	<u>F A X</u>	<u>多摩川</u>	<u>残堀川</u>	<u>内水</u>	<u>土砂</u>
<u>49</u>	<u>至誠和光ホーム</u>	<u>錦町 6-26-4</u>	<u>527-0034</u>	<u>527-2646</u>	<u>○</u>			<u>○</u>
<u>50</u>	<u>至誠ホーム アウリンコ</u>	<u>錦町 6-28-15</u>	<u>527-3939</u>	<u>527-2020</u>	<u>○</u>			<u>○</u>
<u>51</u>	<u>至誠ホーム スオミ</u>	<u>錦町 6-28-15</u>	<u>527-0033</u>	<u>525-7125</u>	<u>○</u>			<u>○</u>
<u>52</u>	<u>至誠ホームスオミグループホーム</u>	<u>錦町 6-28-15</u>	<u>527-0279</u>	<u>525-7125</u>	<u>○</u>			
<u>53</u>	<u>至誠特別養護老人ホーム</u>	<u>錦町 6-28-15</u>	<u>527-0032</u>	<u>527-0061</u>	<u>○</u>			<u>○</u>
<u>54</u>	<u>高齢者向け住宅 せせらぎ</u>	<u>錦町 6-28-33</u>	<u>527-0033</u>	<u>525-7125</u>	<u>○</u>			<u>○</u>

※ ○印が該当

## 積雪時の除雪

### 1 道路対策

#### (1) 実施担当部

立川市は年間を通じ降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれであるが、異常降雪の場合は、その状況により 都市整備部 が関係機関と協力して除雪作業を実施し交通の確保に努める。

#### (2) 主要幹線の指定確保

主要地方道、一般都道については、道路管理者が以下の除雪を実施する。また、幹線の市道については、主要地方道・一般都道に準じて、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考慮し、緊急度の高い路線から除雪を実施する。

種類	道路種別	除雪目標	実施内容
第二種	主要地方道	2車線幅員の確保を原則とするが状況により、1車線幅員で待避所を設ける。バスの停留所などは確保する。全幅員除雪は極力早期に実施する。	2車線の最小幅を確保し路面の維持作業は必要限度に止める。特別の場合1車線交通になることがある。
第三種	一般都道	1車線幅員で必要な待避所を設ける。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間または単区間交通不能になってもやむを得ない。

#### (3) その他の路線

幹線以外の市道については、原則として沿道の地域住民・各種団体等の協力により除雪を行う。ただし、坂道等事故防止のためその必要があると認める路線については、市が行う。

#### (4) 除雪作業

ア 状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による協同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等の措置や砂・散布剤等の散布を迅速に行うものとする。

イ 市長は、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行う場合で、必要と認めるときは地域住民、各種団体に対し協力を要請するものとする。

### 2 消防水利の確保

積雪の状況に応じ、その必要があると認めるときは、消防署所及び消防団が連携し、巡回調査や除雪等による消火栓や防火水槽等の消防水利施設の確保にあたる。

## 放射線障害防止法の対象事業所一覧

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年	連絡先
			密	非	発				
国家公務員共済組合連合会 立川病院	190-8531	立川市錦町四丁目 2番22号			○	医	使第942号	65	042-523-3131
防衛省航空自衛隊航空医学実 験隊	190-8585	立川市栄町一丁目 2番地の10		○		他	使第996号	66	0425-24-4131
独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	190-0014	立川市緑町3256 番地	○		○	医	使第4626号	96	042-526-5511
株式会社 ジャムコ 航空機 内装品・機器製造事業本部	190-0011	立川市高松町一丁 目100番地	○			民	届第 6-3435 号	10	042-528-6182
東京消防庁装備部航空隊多摩 航空センター	190-0015	立川市泉町1156 番地の1	○			他	届第 7-1862 号	12	042-521-0190
警視庁 航空隊	190-0014	立川市緑町3567 番地	○			他	届第 7-1864 号	12	042-522-2397
陸上自衛隊 東部方面航空隊	190-8501	立川市緑町5番地	○			他	届第 7-1888 号	13	042-524- 9321(206)
株式会社 むさしの計測 分 析センター	190-0031	立川市砂川町四丁 目19番地の5	○			民	届第 8-552 号	05	042-536-0963
国立極地研究所	190-8518	立川市緑町10番地 の3	○			研	届第 8-4875 号	10	042-512-0620
陸上自衛隊東部方面航空野整 備隊	190-8501	立川市緑町5番地	○			他	届第 8-5859 号	11	042-524- 9321(506)
株式会社 I H I 検査計測 制御システム事業部 立川事 業所	190-0011	立川市高松町一丁 目100番地	○			民	届第 8-8777 号	13	042-523-8313
警視庁警備部警備第一課（機 動隊総合訓練所）	190-0014	立川市緑町3567 番地	○			他	届第 8-8916 号	13	042-522-3017

### 使用区分

- (1) 密：密封された放射性同位元素
- (2) 非：密封されていない放射性同位元素
- (3) 発：放射線発生装置

### 使用事業所

- (1) 医：（医療機関）医療法に基づく全ての病院及び診療所（国立、公立、私立の機関の附属の病院及び診療所）
- (2) 研：（研究機関）国立、公立、私立の研究機関及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設
- (3) 教：（教育機関）学校教育法に基づく国立、公立、私立の全ての学校（(2)を除く。）
- (4) 民：（民間機関）民間の工場及び作業所
- (5) 他：（その他機関）前記の分類に属さない機関（国、地方公共団体等）

資料：原子力規制委員会HP （令和5（2023）年3月31日現在）

<https://www.nsr.go.jp/data/000196315.pdf>

## 立川市災害被災者等援護条例

昭和51（1976）年3月31日条例第23号

### 改正

平成23（2011）年10月7日条例第11号

平成24（2012）年6月20日条例第19号

令和元（2019）年6月17日条例第5号

令和2（2020）年2月21日条例第7号

### 立川市災害被災者等援護条例

#### （目的）

**第1条** この条例は、災害により被害を受けた者又はその遺族（以下「被災者等」という。）を援護し、もって被災者等の保護及び福祉の増進を図ることを目的とする。

#### （援護の方法）

**第2条** 被災者等に対する援護は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48（1973）年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項及び第10条第1項の規定により、並びに被災者等が暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じた被害（以下「自然災害」という。）又は火災若しくは爆発により生じた被害について次の各号に掲げる方法により行う。

（1） 災害見舞金の支給

（2） 災害弔慰金の支給

（2）の2 災害障害見舞金の支給

（3） 災害援護資金の貸付け

#### （災害見舞金の受給資格）

**第3条** 災害見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。

（1） 市内において自然災害又は火災若しくは爆発により生じた被害（以下「災害」という。）が災害救助法（昭和22（1947）年法律第118号）第2条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われない災害により次のいずれかに掲げる被害を受けたものであること。ただし、被害を受けた者の故意又は重大な過失により被害を受けたときを除く。

ア 療養に要する期間（以下「療養期間」という。）が1月以上である傷害

イ 住居が部分壊、部分焼、消火による水損又は床下浸水（以下「床下浸水等」という。）以上の損害

(2) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42（1967）年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。

（災害見舞金の支給額）

**第4条** 災害見舞金の区分及び額は、別表第1のとおりとする。

2 災害により傷害を受け、かつ、住居に損害を受けたときにおける災害見舞金は、その区分に応じた災害見舞金を併せて支給する。

（災害弔慰金の受給資格）

**第5条** 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。

(1) 災害により死亡した者（以下「死亡者」という。）の遺族であること。ただし、死亡者の故意又は重大な過失により死亡したときを除く。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48（1973）年政令第374号。以下「令」という。）第2条の規定に該当しないこと。

(3) 死亡者が第3条第2号に掲げる要件を有していたこと。

（災害弔慰金を支給する遺族）

**第6条** 前条第1号に掲げる遺族は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

2 災害弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号に掲げる順位とし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にした者を

先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔の地にあるとき、その他の事情により前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前2項の規定により災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の支給額)

**第7条** 災害弔慰金の区分及び額は、別表第2のとおりとする。ただし、死亡者がその災害に係る災害障害見舞金の支給を受けているときは、同表に定める額から当該障害見舞金を減額した額とする。

(死亡の推定)

**第8条** 災害の際現にその場所にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(災害障害見舞金の受給資格)

**第8条の2** 災害障害見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。

(1) 災害により法別表に定める程度の障害（以下「障害」という。）を有する者（以下「障害者」という。）となったこと。ただし、障害者の故意又は重大な過失により障害を有することとなったときを除く。

(2) 令第2条の3の規定において準用する令第2条の規定に該当しないこと。

(3) 障害者が、第3条第2号に掲げる要件を有していること。

(災害障害見舞金の支給額)

**第8条の3** 災害障害見舞金の区分及び額は、別表第2の2のとおりとする。

(災害援護資金の貸付対象)

**第9条** 災害援護資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。

(1) 市内において救助の行われる自然災害又は令第3条に規定する自然災害により次のいずれかに掲げる被害を受けたものであること。

- ア 療養期間が1月以上である世帯主の傷害（以下「世帯主の傷害」という。）
  - イ 住居又は家財の価格の3分の1以上である損害
- (2) 生活の立て直しのための資金とするものであること。
  - (3) 第3条第2号に掲げる要件を有していること。
  - (4) 世帯の所得が法第10条第1項に規定する要件を有していること。

(災害援護資金の貸付額)

**第10条** 災害援護資金の区分及び限度額は、別表第3のとおりとする。

(災害援護資金の貸付決定)

**第11条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市長があらかじめ定めた期間に申請し、市長の決定を受けなければならない。

(災害援護資金の保証人及び利子)

**第12条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金の利子は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、次条第2項本文に規定する場合にあっては貸付けを受けた日から3年、同項ただし書に規定する場合にあっては貸付けを受けた日から5年を経過した後の期間について年1パーセントとする。この場合において、年当たりの割合は、じゅん年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(災害援護資金の償還)

**第13条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 災害援護資金の償還は、貸付けを受けた日から3年を経過した後7年の元利均等払の方法による。ただし、市長は、被害の程度又は特別の事情により貸付けを受けた日から5年を経過した後5年の毎年元利均等払の方法にすることができる。
- 3 災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、前項の規定にかかわらず、いつでも繰上げ償還をすることができる。
- 4 借受人が第2項に規定する期日に償還できないときは、令第9条本文に規定する違約金を支払わなければならない。

(届出)

**第14条** 借受人は、災害援護資金の償還を完了するまでに次の各号のいずれかに該当した場合においては、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所その他重要な変更があったとき。

(2) 保証人を立てた場合は、当該保証人の氏名、住所その他重要な変更があったとき。

(災害援護資金の貸付取消し等)

**第15条** 市長は、災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その決定を取り消し、又は災害援護資金の全部若しくは一部を一時に返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) 償還を怠ったとき。

(3) その他不相当と認められたとき。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により災害援護資金の全部又は一部を一時に返還させる場合において準用する。

(償還方法の変更等)

**第16条** 市長は、被害の程度又は特別の事情により借受人及び保証人が第13条第2項に規定する期日までに債務を償還できないと認めるときは、償還期間の延長をし、又は法第14条第1項及び令第9条ただし書の規定により債務の償還若しくは違約金の支払を免除することができる。この場合において、償還期間の延長に係る利子の計算については、令第13条第2項の規定によるものとし、報告等については法第16条の規定によるものとする。

(被害の程度の認定)

**第17条** この条例に規定する被害の程度の認定は、市長が行う。

(支給審査委員会)

**第18条** 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、立川市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

**第19条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、昭和51（1976）年4月1日から施行する。

附 則（昭和51（1976）年12月15日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51（1976）年9月7日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（昭和53（1978）年6月26日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53（1978）年1月14日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（昭和56（1981）年6月13日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55（1980）年12月14日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（昭和57（1982）年9月20日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57（1982）年7月10日以後の災害から適用する。

**附 則**（昭和62（1987）年3月6日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61（1986）年7月10日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（平成4（1992）年3月31日条例第13号）

1 この条例は、平成4（1992）年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市災害被災者等援護条例第9条第1号ア、第10条第2項及び別表第3の規定は平成3（1991）年5月26日以後の自然災害から、同条例別表第2及び別表第2の2の規定は同年6月3日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（平成23（2011）年10月7日条例第11号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市災害被災者等援護条例第6条第1項の規定は、平成23（2011）年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

**附 則**（平成24（2012）年6月20日条例第19号）

この条例は、平成24（2012）年7月9日から施行する。

**附 則**（令和元（2019）年6月17日条例第5号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市災害被災者等援護条例第9条、第12条、第14条及び第16条の規定は、平成31（2019）年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（令和2（2020）年2月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分		災害見舞金の額
療養期間が1月以上の傷害		1人につき 20,000円
住居の損害	全壊、全焼又は流失 (以下「全壊等」という。)	50,000円
	半壊、半焼又は床上浸水 (以下「半壊等」という。)	30,000円
	床下浸水等	10,000円

別表第2（第7条関係）

区分		災害弔慰金の額
令第1条第1項に規定する自然災害（以下「法適用災害」という。）による死亡	死亡者が、その遺族の生計を主として維持していたとき。	5,000,000円
	その他のとき。	2,500,000円
法適用災害以外の災害による死亡		300,000円

別表第2の2（第8条の3関係）

区分		災害障害見舞金の額
法適用災害による障害	障害者が、その属する世帯の生計を主として維持していたとき。	2,500,000円
	その他のとき。	1,250,000円
法適用災害以外の災害による障害		150,000円

別表第3（第10条関係）

区分	災害援護資金の限度額
世帯主の傷害	1,500,000円
家財の3分の1以上の損害 （以下「家財の損害」という。）	1,500,000円
住居の半壊等	1,700,000円
住居の全壊等又は住居の半壊等であってこれと同程度とみられる特別の事情があるもの	2,500,000円
世帯主の傷害及び家財の損害	2,500,000円
世帯主の傷害及び住居の半壊等	2,700,000円
住居の全体が全壊等又はこれと同程度とみられる特別の事情があるもの	3,500,000円
世帯主の傷害及び住居の全壊等	3,500,000円

## 立川市地域防災計画策定 市民会議

### ～ その日のために！～ サバイバル立川30の提言

#### 1. 減災への挑戦

##### 防災への意識

**提言1** 市民・事業所、地域は、自ら危機意識を高め、災害対応能力を向上させます。  
市は、市民会議の提言に基づき防災対策を早急に実行すべきです。

#### 2. 自らの住まい・まちを安全に

##### ① 建築物の耐震化

**提言2** 市民・事業所は、積極的に建築物の耐震化に取り組みます。  
市は、耐震診断を強力に支援するとともに災害時要援護者が居住する住宅や避難路沿いの住宅の耐震補強を支援すべきです。

**提言3** 市は、公共施設の維持・管理に努め、天井等の耐震性についても、定期的な点検及び改修・修繕を行うべきです。

##### ② 備品・家具などの転倒防止、ブロック塀などの安全性向上

**提言4** 市民・事業所は、自ら家具の転倒防止やガラスの飛散防止を積極的に実施し、大地震でも安全な部屋づくりを行います。  
市は、高齢者や障害者など災害時要援護者の住居の安全対策を積極的に支援すべきです。

**提言5** 市民・事業所は、日頃から、ブロック塀や石塀の耐震補強や生垣化等を進めます。  
市は、通学路や避難路沿いのブロック塀や石塀の耐震補強や生垣化等を要請すべきです。

### 3. 地域で取り組む防災力の向上

#### ① 人材育成、市民防災組織等の充実

提言6 市民（地域や事業所）は、日頃から防災・減災等の講座・研修への参加、各家庭での防災教育の実施に取り組み、防災に係わる技術や知識を習得します。

提言7 地域は、災害に強い地域をつくるために、地域の小学校・中学校や市民・スポーツ団体等と連携して「自ら命を守り、地域を守る人づくり」を目指して、防災訓練・防災教育を行います。

学校は、地域、子育て関連団体と連携しながら、「命を守り、地域を守れる子ども」を育てる防災教育を行うべきです。

提言8 市民は、すべての地域で市民防災組織をつくり、女性や要援護者、外国人の視点等、さまざまな場面に対応できる多様な防災リーダーや防災ボランティアとなる人材を自らも育成していきます。

市は、市民に市民防災組織への理解と活動への参加を積極的に働きかけ、また、育成した人材等にフォローアップの機会や活躍の場を設けるべきです。

#### ② 事業所・商店街等の防災体制

提言9 事業所・商店街は、被害を最小限に抑えるための防災計画・事業継続計画を策定し、緊急時の体制整備や各事業所・商店街等に適した防災対策を推進します。

市は、防災講座等を通して事業所・商店街等の自助対策のための情報提供を行うべきです。

提言10 事業所・商店街等は、防災イベントや訓練を通して、地域（市民防災組織など）と災害時の連携体制を整えます。

市は、「防災協力モデル商店街（仮）」を指定し、商店街の防災組織づくりを支援すべきです。

また、協定内容が災害時に円滑に実施できるよう、関係各課と事業所・個店が連携した防災イベント・訓練の開催を支援すべきです。

③ 各種対応訓練（災害、要援護者、避難所運営、帰宅困難者等）の充実

提言11 地域（市民防災組織など）は、親子世代や災害時要援護者の意見を取り入れながら、子供、障害者、高齢者など誰でも参加できるように目的に応じた防災訓練を実施し、訓練結果を踏まえて内容の見直し等訓練内容の改善を行います。  
市は、地域や災害時協定を締結している事業所、関連団体などと協力して地域の防災訓練が実践的となるよう支援し、災害時の体制を検証するべきです。  
また、参加者の拡大を図るための広報や、防災訓練が防災教育の場、防災リーダーの育成・活用の場となるよう支援を行うべきです。

4. 市民、事業所、行政の連携のしくみづくり

① 情報収集・情報体制の整備

提言12 災害時には情報が命です。  
市民は、各自が必要とする情報と収集方法について理解を深め、必要に応じた事前の対策を行います。  
地域は、各地域単位で必要となる情報の収集方法と発信方法について検討・対策を行います。  
市は、災害時に受発信する正確な情報と受発信方法の整理・検証を行い、必要に応じて事前の周知活動や体制の拡充・多重化、ボランティア団体との連携を図るべきです。

提言13 市と地域は、互いに連携しながら避難所を拠点とした地域ニーズの把握や、ICT（情報通信技術）の進展に伴い、情報の受発信方法の多様化を含めた検討を行います。

提言14 市は、災害時要援護者や外国人等への多様な情報伝達手段を整備するとともに、防災訓練を通じて、実効性を検証すべきです。

② 災害時要援護者対応の充実

提言15 市は、「立川市災害時要援護者避難支援マニュアル」や「災害時要援護者避難支援プラン全体計画」の周知を行い、災害時要援護者支援への理解を図るべきです。

提言16 地域は、市が作成した「立川市災害時要援護者避難支援マニュアル」に基づき、福祉関連のボランティア（見守りネットワークなど）や事業所の協力を得て地域の要援護者の

安否確認や避難の支援体制を整えるとともに、日頃からの関係性を築きます。  
地域と事業所は、市と連携した実践的な訓練等の取組を通して支援体制を強化します。

提言17 市民は、日頃から“助け上手・助けられ上手”の関係をつくり、災害時は可能な限り支えあうよう努力します。  
市は、関係各課や地域福祉コーディネーター等と協力し、支援制度や取組について分かりやすく地域へ伝え、支援者の拡大や、関係機関等と連携した支援体制の拡充を行うべきです。

### ③ 避難所・避難者対策の拡充

提言18 市民は、災害時も自宅に留まれるよう、自宅の耐震化や家具の転倒防止、在宅生活に必要な食料・物資の備蓄等の対策を行います。  
地域や事業所は、各々連携しながら、一時的な避難や情報交換等を行う集会スペースを確保します。  
市は、地域や事業所、ボランティア団体、外部支援者等と連携し、女性等への配慮を行いながら、在宅避難者への支援体制を構築するべきです。

提言19 市は、民間施設との協定締結等により、福祉避難所の数と機能の拡充を図り、搬送する体制を整備すべきです。

④ 避難所運営体制の整備（運営組織、災害時要援護者、ペット、訓練等）

提言20 地域は、避難所運営マニュアルについて、要援護者へのケアや女性・子育て世帯への配慮、ペットへの対応方針、運営体制の見直し等を行います。  
地域・事業所は、市やボランティア団体等と連携しながら避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練を行い、その結果得た知見をマニュアルに反映していきます。  
また、災害時に円滑に対応できるようなノウハウの学習や連携体制の構築を行います。

提言21 市は、地域の自主的な避難所運営をサポートするため、学校や事業所、ボランティア等と連携して避難所運営組織の活性化に向けた支援を行うべきです。  
また、医療機関との連携や災害ボランティアコーディネーターの育成により福祉避難所でのケア、ペット対策等の充実を図るべきです。

提言22 ペットを飼育している市民は、ペットの自助対策を行い、愛好家同士の支え合いによりペットの保護に努めます。  
市は、飼い主や動物保護団体等の民間団体と連携して災害時のペットの保護に関するしくみを構築し、避難のガイドラインを示すべきです。

⑤ 飲料水・食料・備蓄品の確保

提言23 市民は、各家庭や個人において、概ね7日分の飲料水・食料・トイレ、その他個別に必要なとする備蓄品の種類や数量を把握し、効率的な備蓄方法などの工夫を行いながら、備蓄を推進します。  
地域は、自主防災活動に必要な救出・救助・消火用資機材の確保や飲料水・食料、日用品の備蓄を行います。  
事業所は、従業員や来館者のために必要な備蓄品の種類や数量を把握し、備蓄を行います。

提言24 市は、避難所の特性や保管場所を考慮した備蓄品の充実を図り、個人や避難所で備蓄できないものについては、事業所等との連携や協定等により確保を行うべきです。  
また、災害時の対応と併せた備蓄のしくみづくりについて、地域や事業所等へ普及啓発を行うべきです。

提言25 市は、学校に設置した備蓄倉庫の校舎外への配置を進めるべきです。  
また、市民や地域による初期消火や救出・救助活動を行うための資機材備蓄倉庫を、できる限り身近で利用しやすい場所に配置すべきです。

⑥ 帰宅困難者対策の充実

提言26 事業所は、災害時に従業員等がむやみに移動を開始しないよう、一斉帰宅を抑制します。  
また、従業員等が職場に待機できるよう、建物の安全性を高め、備蓄等の対策を行います。  
帰宅困難者が集中する可能性のある駅周辺の事業所・商店街は、市と協力して従業員・来館者の安全対策や帰宅支援対策（情報提供、避難誘導、帰宅支援マップの作成・配布等）を実施します。

提言27 市は、帰宅困難者対策について地域や事業所に分かりやすく周知し、災害時には地域や事業所と連携して的確な情報を発信することにより、帰宅困難者の発生を抑制するべきです。  
また、日頃より関係団体や事業所、学生との連携を図り、帰宅困難者が地域の支援者として活動できる体制を整えるべきです。

## 5. 新たな防災の推進

### 新たな防災の推進

提言28 市は、地域防災計画を具体的に実行するためのアクションプランを作成し、計画的かつ強力に防災対策を進めるべきです。

提言29 市は、地域防災計画の推進状況を適宜公表するとともに、市民・事業所が、進捗を見守っていけるよう「(仮称)市民による地域防災計画推進チーム」を設置すべきです。

提言30 市は、これらの提言を確実に実行するために「(仮称)立川市防災対策基本条例」を策定すべきです。  
市民は、市と協働して立川市民の命を守る条例の内容を検討していきます。

## 検討体制と検討経過（平成26（2014）年2月～平成26（2014）年7月）

### 防災計画策定市民会議

#### ○全体会

- |     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 第1回 | 平成26（2014）年2月3日 | 委員長の選任／計画見直しについて<br>現計画策定市民会議による提言の検証                           |
| 第2回 | 6月13日           | 各分科会検討事項の現状と課題について<br>提言書の構成について<br>各分科会での議論のまとめと調整会議での検討結果について |
| 第3回 | 7月30日           | 新たな提言について<br>調整会議での検討結果について／新たな提言について                           |

#### ○調整会議

（各分科会の代表 6人 が出席）

- 第1回 5月15日  
各分科会での議論のまとめ  
提言書の構成について  
提言書の内容に関する意見交換

- 第2回 6月30日  
全体会での議論のまとめ  
提言書の内容に関する意見交換

#### ○第1分科会

- 第1回 2月25日 現計画策定市民会議による提言の検証  
課題の検討「市民防災組織等の充実」  
「事業所等防災体制の整備」  
「災害時要援護者対応の充実」
- 第2回 3月14日 課題の検討「災害時要援護者対応の充実」  
「帰宅困難者対策の充実」  
「各種対応訓練の充実」
- 第3回 4月7日 その他提言検証  
第1分科会の検討成果のまとめ

#### ○第2分科会

- 第1回 2月19日 現計画策定市民会議による提言の検証  
課題の検討「避難所の拡大」  
「避難所運営体制の整備」
- 第2回 3月19日 課題の検討「情報収集・提供体制の整備」  
「食料・飲料水・備蓄品の確保」
- 第3回 4月14日 その他提言検証  
第2分科会の検討成果のまとめ

市民会議委員（平成26（2014）年検討当時）

区 分		氏 名	備 考
学識経験者	委員長	中林 一樹	明治大学大学院特任教授
		伊村 則子	武蔵野大学教授
		横田 雄一	立川消防署警防課長
		稲垣 景子	横浜国立大学特別研究教員
団体推薦		井上 英徳	立川市商店街振興組合連合会
		豊泉 豊	立川市消防団
		金子 利津子	立川市赤十字奉仕団
		松本 富士子	立川市手をつなぐ親の会
		池永 一夫	立川市老人クラブ連合会
		佐藤 良子	市民防災組織
		福島 正人	<u>特定非営利活動法人立川災害ボランティアネット</u>
		森 美由紀	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ
		湯浅 明	立川市自治会連合会
		丸山 慎一	立川市社会福祉協議会
		中島 孝昌	立川市商工会議所
		福原 憲生	立川市立小学校長会
公募市民		大西 都	
		杉之原 峰子	
		田中 彰	
		砺波 正博	
		成田 ツルミ	
		西山 寿一	
		根津 敦子	
		新井 明子	
		江夏 馨	
		齋藤 恵子	
		佐々木 亨代	
		庄司 亮	
		高橋 明子	
		武江 俊江	
		平井出 祐宏	
	渡会 弘恭		



# 立川市地域防災計画

(令和8(2026)年4月修正)

発行 立川市防災会議  
事務局 立川市危機管理対策室防災課

〒190-8666 立川市泉町1156-9  
電話 042-523-2111 (代表)